

国士舘大学審査学位論文

「古代地方官衙と官衙周辺寺院の造営・維持・管理体制に
関する考古学的研究－陸奥南部を中心として－」

藤木 海

氏 名 藤木 海
学位の種類 博士（人文科学）
報告番号 乙 第40号
学位授与年月日 平成28年3月20日
学位授与の要件 学位規則第4条第2項該当
学位論文題目 「古代地方官衙と官衙周辺寺院の造営・維持・管理体制に関する
考古学的研究」
論文審査委員 (主査) 教授 須田 勉
(副査) 准教授 秋山 哲雄
(副査) 文学部非常勤講師 高橋 一夫

博士論文

「古代地方官衙と官衙周辺寺院の造営・維持・管理体制に関する
考古学的研究」

藤木 海

古代地方官衙と官衙周辺寺院の造営・維持・管理体制に
関する考古学的研究

—陸奥南部を中心として—

藤木 海

目次

序説	1
1. 研究の背景と目的	1
2. 研究の視点と方法	2
3. 論文の構成	3
4. 初出一覧	4
第1部 陸奥国行方郡における寺院・官衙の造営と瓦	7
序章 泉官衙遺跡の瓦	9
第2章 寺院創建にかかる瓦生産 —植物文軒先瓦の変遷—	11
第3章 8世紀における瓦生産 —Ⅱ群とⅣ群をめぐって—	25
第4章 9世紀における寺院の補修 —有蕊弁蓮華文鑑瓦の展開とその背景—	43
第5章 陸奥国府系瓦の採用について —郡衙周辺寺院と定額寺との関連をめぐる試論—	59
第6章 泉官衙遺跡と製鉄遺跡群 —遺跡からみた陸奥国行方郡の地域社会—	83
まとめ	94
附章① 植松廃寺跡の瓦	96
附章② 横手廃寺跡の瓦	100
第2部 陸奥南部諸郡の官衙・寺院の造営・維持・管理体制	105
第1章 白河郡衙遺跡群の瓦—白河郡衙と郡衙周辺寺院の造瓦体制—	107
第2章 清水台遺跡の瓦—安積郡衙の造瓦体制—	149
第3章 腰浜廃寺跡の瓦—信夫郡衙周辺寺院の造瓦体制—	173
第4章 夏井廃寺跡・根岸官衙遺跡の瓦—磐城郡衙と郡衙周辺寺院の造瓦体制—	201
第5章 黒木田遺跡の瓦—宇多郡衙周辺寺院の造瓦体制—	221
第6章 陸奥南部における法倉の特質	245
第3部 古代国家形成期の瓦生産をめぐる地域間交流	267
第1章 瓦からみた陸奥南部の寺院造営と坂東 —山王廃寺系軒先瓦の文様と技術系譜—	269
第2章 陸奥南部の「川原寺系」軒先瓦の再検討 —凸線交差鋸歯文縁複弁六葉蓮華文鑑瓦とその瓦群の展開とその背景—	285
終章	308
あとがき	318

序説

I 研究の背景と目的

律令国家による地方支配は、国郡制による領域支配と、在地氏族による族制的支配とが重層的な構造をとることが、文献史学から明らかにされている（吉田 1983）。そして、律令制に組み込まれた官僚制的な側面と、在地首長としての氏族制的な側面をもつという点で、地方社会においてその社会構造を体現する存在が郡司であり、彼らが執り行う支配の2つの側面を明らかにすることが、日本の古代国家の特質の解明に直接的につながるものと考えられる。

理論的にはそのように捉えられる古代国家論について、物質資料を主な材料とする考古学からは、どのような形で貢献できるであろうか。考古学からのアプローチにも様々な方向が考えられるが、その材料の一つとして考えられるのが、そうした性質をもつ郡司の活動の場となった郡衙である。言うまでもなく郡衙は、律令国家による地方支配の拠点として、郡司が上記2つの側面をもって地方支配を行うための舞台装置として機能した。また多くの場合、それに隣接して寺院が建立される。この郡衙周辺寺院（註1）も郡衙と密接に関わり、古墳に代わるモニュメントとして祖霊崇拝や在地氏族の族制的支配・統合の精神的支柱となる一方、「国家仏教」の一翼を担って天皇を頂点とする律令国家体制を仏教によって擁護する機能を担ったと考えられる。郡衙周辺寺院もまた、律令国家の地方社会における2重性を反映しているのである。このような行政施設と宗教施設が両輪となって地方支配を行った点に、律令国家の特質があると言っても過言ではない。

考古学から、その特質を解明するためには、郡衙や周辺寺院の造営をめぐり、郡司の政治的・経済的・社会的な関係を反映して構築された生産関係の具体像を可能なかぎり復元することが必要となろう。在地首長制に基づく古代国家論を展開した石母田正は、律令国家は国家と在地首長制の2つの生産関係のうえに成立したものであり、2つの生産関係は国司-郡司制という統合された国家機構の権力として存在するとした。また国家自体も社会的分業の所産であり、物質的労働と精神的労働との分化と対立が、古代における支配・隷属の体制の基礎をなすと指摘し、古代国家論へのアプローチの1つの方向として、分業を扱っている（石母田 1973）。郡衙や周辺寺院の造営をめぐって結び結ばれた生産関係にも、それらを営んだ郡司の社会関係が反映され、そこに律令国家の特質の一端が表れていると考えられる。その関係の復元が、日本の古代国家像の構築に糸口を与えるものとする。

ところで、山中敏史氏は、地方官衙のもつ特徴の一つとして建物の建て替えによる永続

性・恒久性を挙げている（山中 1994）。また、菱田哲郎氏は、白鳳期に創建された寺院のうち、補修瓦をもつ寺院＝「補修型寺院」から、都城あるいは国分寺の影響があらわれた瓦で補修が行われた寺院を「国分寺瓦補修型」として析出し、高い位置づけが可能として定額寺となっていたと推測した（菱田 2002）。支配拠点として機能した郡衙と周辺寺院が、他と区別される重要な特徴として、大規模性・計画性のほかに、施設の永続性・恒久性があると考えられる。

律令国家による地方支配は、それを在地において現実に執行する機構・施設を整備しなければ、それを継続することはできないのであり、それらの施設がどのように造営・維持・管理が行われ、継続的にその支配機能を果たしたのか、言い換えれば、その経営ないし運営主体であった郡司は、それを実行するためにどのような社会関係を取り結び、それを実行したのかを明らかにすることが、律令制下の地方社会の特質の解明に結びつくと考えられる。

筆者はこれまで、陸奥国行方郡衙および周辺寺院を含む遺跡である福島県南相馬市泉官衙遺跡を中心に、関連遺跡出土瓦の編年的位置・需給関係などの基礎的な考察を進め、限定的な小地域内の官衙・寺院の瓦の生産体制の復元と、その変遷の一端を具体的に明らかにした。その結果、律令国家が設置した行政府である官衙と、これに近接する寺院が、その造営・維持・管理にかかる資材をどのように調達し、官衙のもつ機能を永続的なものとしたのか、またそれはどう変化したのか、という点について、瓦という一つの造営資材をめぐる生産関係を考察することで、諸施設の性格や造営・維持・管理の主体、それをめぐる社会関係の特質とその変遷過程を解明できるとの見通しを得た。同じ一つの官衙・寺院であっても、そこには郡司のもつ律令的性質を反映した部分、非律令的性質を示す部分が重層し、ときには錯綜して存在することが予想される。

本研究では、このような問題意識から、限定された地域内における官衙跡・寺院跡および供給窯跡出土の瓦を分析し、その生産体制の具体像を提示することで、古代の在地社会における生産関係の一端を解明する糸口としたい。

Ⅱ 研究の視点と方法

このような問題設定のもと、本研究では、律令国家が設置した行政府である官衙と、これに近接し密接な関連をもった周辺寺院の造営・維持・管理について、諸施設の造営資材の一つである瓦を素材に考察し、その生産・調達をめぐる結び結ばれた社会関係の一端を、瓦の生産・供給関係や文様・技術の系譜関係のなかに読み取ることで、この時代の社会構造の特質を明らかにしたい。

その際、本論文では対象地域を主に福島県域とする。それは上述したような研究背景に加え、当地域では近接する郡衙と寺院で共に瓦の出土がみられることから、それぞれに瓦葺

建物が存在したことが推定され、郡衙・寺院それぞれの瓦生産の特徴や、とりわけ両者の関係を検討するのに、好適な地域であることによる。そうした事例は全国的にみて、下野国（栃木県域）・常陸国（茨城県域）、および陸奥国南部すなわち福島県域の寺院・官衙遺跡に集中して認められる。しかし、これまでそうした観点から陸奥南部全域を見渡した研究は行われていない。

また、官衙の造営・維持のための資材である瓦の調達という点は、商品流通が発達していない時代においては、それ自ら生産するための技術をどのように入手したのかが重要であり、これについては2つの面から考える必要がある。一つは、同時代に他の地域や機関が獲得していた技術を導入することであり、いま一つは前代から保持・継承された技術を用いることである。とりわけ後者の点が、官衙・寺院の恒久的な維持において、重要な意味をもったことが予想される。

それを明らかにするために、陸奥南部の郡衙・寺院各遺跡の瓦について先行研究を踏まえて筆者なりに分類・整理を行い、群構成を可能な限り把握するとともに、造瓦体制の復元に努める。そのうえで、瓦の生産体制の変遷を遺跡毎に通史的に辿ってみることとする。その際、瓦の製作技法について検討するが、新来の製作技法の受容と、旧来の技法の継承・保持が在地においてどのようになされたのか、という点に注目したい。これが縦の糸である。そのことを通して、在地における技術の調達や保持のあり方、技術者の編成のあり方といった、造瓦体制の実態が明らかになることと思われる。

また、供給瓦窯跡の内容が判明している場合には、その生産・供給関係を整理し、その実態把握を試みる。こうした作業を郡毎に行い、郡における生産・供給関係の具体像を提示するのが第一の作業であろう。また第二には、同時期に展開する瓦の文様・技法を手がかりに、その系譜や広がりを検討することで、地域間での供給関係や協力関係を追及したい。ただし、そうしたことを可能にするためには、第一の作業を通じた群構成の把握が基盤となることは言うまでもない。そして郡衙を構成する特定施設を横断的に比較・検討し、その造営における特徴を明らかにする。これを横の糸としたい。

以上のことを通して、陸奥南部各地に設置された行政施設である郡衙と、これに近接して営まれた公的性格の強い宗教施設である郡衙周辺寺院の造営と維持・管理にかかる生産関係の具体像を復元することで、律令社会の特質を明らかにできるものと考ええる。

Ⅲ 論文の構成

論文は3部構成となる。第1部では、陸奥国行方郡衙および周辺寺院をめぐる造瓦について検討し、関連遺跡との系譜関係や歴史的な背景を考察することで、陸奥国行方郡という限定された小地域のなかで形成された瓦の生産体制とその変遷をモデルケースとして明らかにする。極めて狭い視野から出発するのは、そこで形成された生産関係の評価におい

て、その地域のもつ歴史的な文脈が重要と考えるからである。附章として、郡内に存在する在地氏族の氏寺とみられる古瓦出土遺跡の瓦の分析事例を示した。また、瓦を初めとした窯業生産とは異なる手工業であるが、行方郡内に展開し、かつ窯業と密接に関係して営まれた製鉄について、在地における生産関係の変遷を考察した。

第2部では、第1部の成果を踏まえ、行方郡以外の陸奥南部の各郡で、郡衙および郡衙周辺寺院の瓦生産体制を復元し、それぞれの郡における実態を解明したうえで、各郡にまたがる共通性や郡毎の差異性を追求し、より一般性のある特質を明らかにしていきたい。

第3部は、限定された特定の時期、ここでは律令国家形成期において、各郡で瓦の生産が開始され、官衙や寺院に瓦葺建物が造営された初期の時期に焦点を当て、陸奥南部の地域に瓦の生産がどのように導入されたのかを、2つの事例から考察する。

IV 初出一覧

序説（新稿）

第1部

序章（新稿）

第2章・・・「泉廃寺跡出土の植物文軒先瓦の変遷」『古代東国の考古学』慶友社（2005年）

第3章・・・「泉廃寺跡と関連遺跡の8世紀における造瓦—泉廃寺跡出土のⅡ群とⅣ群をめぐって—」『福島考古』第50号（2009年）、「東北地方の6282-6721系軒瓦」『古代瓦研究会 第15回シンポジウム 8世紀の瓦づくりⅣ—平城宮式軒瓦の展開2 6282-6721系—』奈良文化財研究所（2015年）を改稿。

第4章・・・「有苾弁蓮華文鏡瓦の展開とその背景」『福島考古』第47号（2006年）を改稿。

第5章・・・「陸奥国行方郡周辺寺院の陸奥国府系瓦について—郡衙周辺寺院と定額寺との関連をめぐる試論」『国士館考古学』第5号 国士館大学考古学会（2009年）を改稿。

第6章・・・「官営製鉄と地域開発の展開—陸奥国宇多郡・行方郡—」『古代の開発と地域の力』古代東国の考古学 3 天野努・田中広明編 高志書院（2014年）、「泉官衙遺跡と製鉄遺跡群—遺跡からみた陸奥国行方郡の地域社会—」『第41回 古代城柵官衙遺跡検討会—資料集—』（2015年）を改稿。

まとめ（新稿）

附章①・・・「植松廃寺跡」『原町市史』第3巻 資料編Ⅰ 考古（2010年）をもとに再構成。

附章②・・・「横手廃寺跡」『南相馬市内遺跡発掘調査報告8』南相馬市埋蔵文化財調査報告書 第22集 南相馬市教育委員会（2015年）を改稿。

第2部（新稿）

第3部

第1章・・・「瓦からみた陸奥南部の寺院造営と坂東 一山王廃寺系軒先瓦の文様と技術系譜一」『古代社会と地域間交流 一寺院・官衙・瓦からみた関東と東北一』国土館大学考古学会編 六一書房（2012年）

第2章（新稿）

終章（新稿）

註

- (1) 山中敏史氏は地方寺院のなかで、評衙・郡衙遺跡から2km程度以内の地域に位置し、評衙・郡衙と並存していた寺院を「郡衙周辺寺院」と仮称し、そのなかでも評衙・郡衙から4町内外の近距離に位置している寺院を「郡衙近接寺院」と呼んでいる（山中2005）。

参考文献

- 石母田正 1971 『日本の古代国家』岩波書店
- 石母田正 1973 「日本古代における分業の問題」『日本古代国家論』第1部
- 大町 健 1986 「律令制的国郡制の特質とその成立」『日本古代の国家と在地首長制』校倉書房
- 菱田哲郎 2002 「考古学からみた古代社会の変容」『平安京』日本の時代史5 吉川真司編 吉川弘文館
- 山中敏史 1994 『古代地方官衙遺跡の研究』塙書房
- 山中敏史 2005 「地方官衙と周辺寺院をめぐる諸問題—氏寺論の再検討—」『地方官衙と寺院—郡衙周辺寺院を中心として—』独立行政法人文化財研究所奈良文化財研究所
- 吉田 孝 1983 『律令国家と古代の社会』岩波書店

第 1 部 陸奥国行方郡における寺院・官衙の造営と瓦

序章 泉官衙遺跡の瓦

I. 泉官衙遺跡の概要

福島県南相馬市原町区泉に所在する泉官衙遺跡は、陸奥国行方郡衙及び郡衙周辺寺院に比定される遺跡である。遺跡は市内を東流し太平洋に注ぐ新田川の河口ちかく、その北岸に沿って形成された丘陵南斜面の裾部から河岸段丘にかけて立地しており、西から町池、宮前、寺家前、町、館前の小字にまたがる東西約1 kmの範囲に横に長く広がっている。遺跡背後の丘陵は標高20m以下で、官衙遺構は、その裾部にあたる標高8 mほどの位置から、低湿な沖積地へと移行する標高3 mほどの位置にかけて検出されている。全体には南へ向かう緩傾斜地で、部分的には河川流路に沿って形成された自然堤防と、その背後の後背湿地といった微地形の起伏を含み込む。

これまでの発掘調査で検出された遺構から、官衙を構成する主要な施設は、①郡庁院（寺家前地区）、②正倉院（旧県史跡指定地区）、③館院（町池地区）、④水運関連施設（町地区）、⑤寺院推定地（館前地区）の5つの地区にまとめることができる（第1図）。

施設の変遷は、郡庁院の遺構期区分に基づき、主軸方位が座標北から16°30′東に触れるⅠ期、真北方位をとるⅡ期・Ⅲ期に区分できる。町池地区の館院はⅡ期、町地区の水運関連施設はⅢ期に対応する。なお、遺跡東端の館前地区は、瓦の出土から寺院跡の存在が推定されるが、遺構の様相は明確でない。

瓦は、寺院の所在が推定される字館前一带で特異な文様が出土することが古くから知られ、発掘調査でも大量に出土している。また正倉院が広がる字宮前・寺家前周辺でも、館前地区ほどではないが、まとまった量が出土しており、正倉の一部が瓦葺であったことが判明している。

II. 瓦群の設定

鑑瓦は15種の範が知られ、大きくⅠ群：植物文、Ⅱ群：単弁細弁蓮華文、Ⅲ群：有蕊弁蓮華文、Ⅳ群：素弁蓮華文、Ⅴ群：陸奥国府系、に大別される。2007年度に刊行された瓦の報告書（註1）に従い、範種の違いをローマ数字で、同じ範での改範による違いを大文字アルファベット、竹管などの施文の違いをアラビア数字で標記する。

宇瓦は、大きく重弧文字瓦、木葉文字瓦、均整唐草文字瓦、偏行唐草文字瓦、

ヘラ描き文字瓦、無文字瓦に分けられる。

これらの軒先瓦に基づいて、瓦当文様の意匠を統一した瓦群を群として把握すると、第1表のようになる。

Ⅲ. 供給瓦窯跡について

泉官衙遺跡へ瓦を供給した窯跡として知られるのは、京塚沢瓦窯跡・犬這瓦窯跡である。

京塚沢瓦窯跡は、泉官衙遺跡の南約6kmに位置する丘陵地にある。発掘調査は実施されていないが、泉官衙遺跡の関連窯跡として古くから知られ、内藤政治恒氏、竹島國基氏による採集資料が得られている。次章以降で詳述する植物文鏡瓦Ⅰ類、単弁細弁蓮華文鏡瓦Ⅰ類、三重弧文字瓦Ⅰ・Ⅱ類、木葉文字瓦Ⅰ類、均整忍冬唐草文字瓦Ⅰ類、植物文鬼瓦、磚などがある。他に、二重弧文字瓦、蓮蕾文鏡瓦Ⅱ・Ⅲ類、四重弧文字瓦、無文字瓦がみられる。

犬這瓦窯跡は、京塚沢瓦窯跡の北側に隣接する低地の一部が同名で台帳登録されている。開田時の掘削で窯跡らしい4基の痕跡が確認されたとの記録があるが、詳細は不明である。

註

(1)南相馬市教育委員会 2008 『泉麿寺跡—陸奥国行方郡家出土瓦の報告—』

第2章 寺院創建にかかる瓦生産 —植物文軒先瓦の変遷—

はじめに

一般に、我国における古代瓦の文様は、鑑瓦においては瓦当面全体が一つの蓮華花を表現するもので、中房と蓮弁を基本的な構成要素としている。しかし泉官衙遺跡の館前地区で出土する鑑瓦には、瓦当面に複数の独立した花や葉を表現した一群がある。館前地区がこのような特異な文様をもつ瓦を出土することは古くから知られていたが(註1)、他地域にその類例を見出すことができず、その系譜は今も不明である(註2)。

泉官衙遺跡の軒先瓦で圧倒的多数を占めるのは、この植物文を伴うI群に含まれる瓦である。宇瓦で対応する出土数があるのは重弧文であり、I群の鑑瓦と組むと考えられる。重弧文字瓦は顎部に丹線の付くものがあり、鬼瓦・熨斗瓦・塼などもこれと組むと考えられることから、丹塗り・総瓦葺で塼積基壇の建物の存在が想定され、建物は未確認であるが、本地区には寺院が存在した可能性が高い。I群は量的な主体であること、宇瓦のなかで相対的に古い様相をもつ重弧文が組むこと、鬼瓦・熨斗瓦・塼など一連の瓦が伴うことから、I群が本地区の寺院の創建にかかる瓦であったと考えられる。

本章では、主にI群とした植物文様をもつ鑑瓦、およびこれに組み合うと考えられる宇瓦を取り上げて文様や製作技法を検討し、型式分類と編年を行うこととする。それらの分析を通して、本地区における寺院造営にかかる瓦の生産体制や、本地区に存在した瓦葺建物の実態にも迫ることができればと考えている。

I. 瓦の分類

1. 鑑瓦

植物文(花葉文) I類 (第1図-1~8)

丸く丘状に盛り上った花托から花卉が放射状に開く花文と、中房からまっすぐ伸びる茎の左右に葉を表現した葉文が交互に配され、文様を構成するもの。

I類の瓦範は1種類であるが、追刻による改変が行われている。また、範から外した後の製品に、中房などに手を加えるものがあり、細分できる(第2図)。

A: 蓮子が範に彫り込まれた1+4で、花文中央の花托の盛り上がりがないも

の。作範された当初の状態の範である。

B：Aの花文の中央部に弱く盛り上がる花托の表現を追刻したもの。

1類…1+4の中心蓮子にのみ竹管を刺突し円文を施文。

2類…1+4の蓮子すべてに上から竹管を刺突し円文を施文。

C：Bの中房に周縁蓮子を一つ彫り足して1+5としたもの。

1類…施文を行わず、1+5の蓮子そのまま残るもの。

2類…1+5の蓮子すべてに上から竹管を刺突し円文を施文。

D：中房部分を調整するため、蓮子の表現を欠き、B・Cのいずれかの範か不明。

1類…ナデ・ケズリによって蓮子を消すが、中心蓮子だけ僅かに残るもの。

2類…ナデ・ケズリによって蓮子が完全に消されているもの（註3）。

製作技法は、次のような2者がある。

a 手法：（1）瓦範に粘土を詰めて瓦当部を成形。（2）裏面に弧状の浅い挿入溝を掘り、男瓦を立てる（註4）。（3）男瓦の凹面側・凸面側ともに、接合部分に少量の接合粘土を足す。（4）瓦当裏面をへラケズリないしへラナデで平坦に成形（註5）。瓦当厚は1.5～2.5 cmと薄手につくる。（5）瓦範からはずし、周縁・中房を調整する。

b 手法：（1）瓦範に薄く粘土を詰める。（2）裏面に弧状の浅い挿入溝を彫り、男瓦を立てる。（3）男瓦の凹面側・凸面側ともに粘土を足す。凹面側は全体に粘土を足して、瓦当部全体を形成する。製品では、瓦当の厚さのおよそ半分～3分の2が、この工程で付加された粘土で、瓦当部が3.5～5.5 cmと厚手になり、その結果、丸側広端が瓦当に深く食い込む。断面には1ないし2つの節理面が観察できる。（4）瓦当裏面・瓦当側面の調整。瓦当裏面を男瓦部付近から中央にかけて指ナデ・下半外周を指頭押圧のみで調整し、下半外周がやや丸みを帯びる。（6）瓦範からはずし、周縁・中房を調整する。

a手法とb手法の違いは、前者が接合粘土の裏面に男瓦を立ててから瓦当全体を成形するのに対し、後者は瓦当部の成形を済ませてから男瓦を立てる点である。

さて、先に述べた中房にみられた特徴と、製作技法におけるa・bの手法の違いには対応関係がある（第1表）。すなわち、IB1およびIC1のものはa手法を用いており、IB2・IC2・ID1・ID2はb手法でつくられている。IAはa手法・b手法の両者が存在することを確認している。なお、瓦当文様に対する男瓦の取り付け位置を検討すると（第2表）、90°の関係で男瓦が接合されていることが分かるが、IB1とIC1、IB2とIDで、それぞれ男瓦の位置が共通している。

以上のような事実から、瓦当文様や製作技法による2者の区分は、これらの瓦を製作した工人の違いを示し、大きく2単位の工人（集団）の存在が想定できる。

植物文（花文）Ⅱ類（第3図－1）

放射状に開く7葉の花文2単位、6葉の花文2単位が並び、6葉の花文の間

には独立した1枚の花弁が表現されている。中房は1+5の蓮子を持つ。周縁は素文の直立縁である。なお、これまでに確認されている資料は、文様の天地がすべて同じである。

植物文（花文）Ⅲ類（第3図-2～4）

瓦当文様全体の判明する資料は出土していない。花文は、中房から発する細い茎から5枚の花弁が開くものである。周縁は素文の直立縁である。中房は1～2mmの不明瞭な高まりによって表されている。中房は1+5の蓮子をもつが、周縁蓮子の配置は等間隔ではなく、中房を四等分した位置に4つを配し、その間に1つを加えた不均一な配置をとる。花文同士の間隔からみて、計5単位の花文で瓦当文様を構成したものと推定される。

植物文（花文）Ⅳ類（第3図-5・6）

瓦当文様の全体が判明する資料は得られていない。花文は、中房から発する短く細い茎から四枚の花弁が開くものである。中房は明瞭な高まりをもつ円板状で、蓮子構成は1+5、周縁は素文の直立縁である。花文同士の間隔から、上述した花文四単位を等間隔に配置して文様を構成したものと推定される。

植物文（花文）Ⅴ類（第3図-7～9）

全体の文様構成が判明するものは出土していない。花文は、中房から直接派生する四枚の細長い花弁をもつもの3単位、中房から発する細く短い茎から5枚の花弁が開くもの1単位がみられる。中房は高まりのある円板状で、不明瞭ながら1+4の蓮子構成と思われる。周縁は素文の直立縁である。

植物文（花文）Ⅵ類（第3図-10）

瓦当下半部と思われる破片が出土しているのみである。花文は、短い茎から細い花弁7枚が開くもの1単位、これと近接する位置にもう1単位を確認できる。周縁は素文の直立縁である。全体の文様構成は今のところ不明であるが、面径に対して2単位の花文が比較的近接して配置されていることから、5単位以上の花文が配されて瓦当文様を構成していたと推定される。

なお、以上の植物文Ⅱ～Ⅵ類はいずれも数点の出土例がみられるのみである。男瓦の接合は、植物文Ⅰ類と同様の技法を用いているが、量的に少ないため、Ⅰ類にみたような製作手法の違いは明確でない。

2. 宇瓦

(1) 重弧文字瓦

重弧文の場合は範種による分類ができないため、弧線の数で分けて記述することとし、他は鎧瓦と同様に範種によってアラビア数字を付すこととする。

なお、以下では瓦当文様による分類を基礎として記述をすすめるが、これらの宇瓦には多様な顎面文様がみられ、これには後述するように、瓦当文様の区分と必ずしも対応しない場合がある。従って、顎面文様には各瓦当文様にまたがってアルファベットで通し番号を付すこととした。

二重弧文字瓦（第4図-1）

平坦に整形された瓦当面に沈線を一本引いて二重弧文としたものである。直

線顎で、顎面には5枚歯の櫛状工具による波状文と横線文が施されている。なお、凸面はヘラナデによって調整されているが、整形時の叩き目を残すものがある。それらにみられる叩き目は、いずれも縦長の斜格子(斜格子 a1)である。少数が出土しているのみである。

三重弧文字瓦 (第4図-2~4)

弧線の断面形が丸みをもち、各弧線を分かち凹線の断面形はV字形を呈する。施文具は、以下の二種類が認められる。

I類：3本の弧線が同じ太さで相対的に細く、凹線が深いもの。

II類：3本の弧線のうち中央が太く、凹線が浅いもの。

III類：2本の凹線が幅狭くシャープ。

顎は直線顎で、顎面にはヘラ描き沈線による三角文と、竹管による刺突文による顎面文様が施されている。なお、叩き目の判明するものは、いずれも斜格子 a1 がみられる。

四重弧文字瓦 (第4図-5~9)

施文具の違いで以下のように分類できる。

I類：弧線が丸みをもち、凹線はV字形のもの、

II類：弧線が角型で凹線がV字形。平坦に調整した瓦当面に、櫛歯状工具で3本の沈線を施文したもの。

III類：弧線が角型、凹線コの字形で、弧線・凹線の幅が狭く浅いもの。

IV類：弧線が各型、凹線コの字形で、弧線・凹線の幅が広く浅いもの。

V類：弧線が角型、凹線U字形で、弧線・凹線の幅が広く深いもの。

顎は直線顎のものと曲線顎のものがあり(註6)、顎面にはヘラ描き沈線による三角文と竹管による刺突文を組み合わせた顎面文様が施されている。なお、叩き目の判明するものは、いずれも横長の斜格子(斜格子 b1)である。

五重弧文字瓦 (第4図-10)

ごく少数が認められるにすぎない。顎の形態は曲線顎である。顎面にはヘラ描き沈線による三角文と竹管による刺突文を組み合わせた顎面文様が施されている。

さて、上述した重弧文字瓦の顎面文様は、大きく1：ヘラ描きによる三角文と竹管文を組み合わせたもの、2：櫛描波状文を施すもの、3：その他、に分けられ、さらに細分できる(第7図参照)。

顎面文様 1 A：ヘラ描きによる三段の連続三角文と竹管による刺突文を組み合わせたもの。連続三角文はヘラ描きによる横線と斜線の組み合わせによって形作られ、竹管文は横線間に三段施文される。これらは例外なく三重弧文にみられる。

顎面文様 1 B：ヘラ描きによる二段の連続三角文と竹管による刺突文を組み合わせたもの。連続三角文はヘラ描きによる横線と斜線の組み合わせによって形作られ、三角形の頂点に竹管文を施文する。これらは主に四・五重弧文に認められるが、少量ながら三重弧文にみられる例がある。

顎面文様 2：櫛描波状文。四重弧文Ⅰ類、三重弧文Ⅲ類、二重弧文に伴う。

顎面文様 3：平行沈線文による顎面文様。これは瓦当面に重弧文を施文したものと
同じ工具で顎部に沈線を引いたもの。1点だけ認められる。

重弧文字瓦は、いずれも次のような工程で製作されている。(1) 桶に粘土板を巻きつけ、粘土円筒をつくる。(2) 断面三角形の顎用粘土を粘土円筒に巻きつけ、叩き締めを行う(註7)。(3) 瓦当面・凸面をヘラケズリ調整する。(4) ロクロの回転を利用して型挽きにより重弧文を施文する(註8)。(5) 粘土円筒を四分割する。(6) 顎面施文を行う(註9)。(7) 凹面・側面の調整。二・三重弧文では凹面の調整は行われず布目が残るのに対し、四・五重弧文では凹面全面をヘラナデ調整している。なお、(6)と(7)は順序が逆の場合もあり得る。

さて、顎面文様は先述のように数種があるが、主体となるのは1Aと1Bである。三重弧文字瓦は大多数が顎面文様1Aを伴うが、少量ながら顎面文様1Bのみられるものがある。四重弧文字瓦では、平行沈線文のもの1点を除き、いずれも顎面文様2を伴う。また、二・三重弧文には斜格子タタキ a1、四重弧文には斜格子タタキ b1 が認められる。

これらのことから、重弧文字瓦は二・三重弧文と四・五重弧文の2者に区分することができる。すなわち、主体となる顎面文様2種、叩き具2種がこの区分に対応している。また、製作技法においては、凹面のヘラナデ調整の有無といった区分が対応する。なお、分割前に顎の成形、叩き締め、瓦当文様の施文が行われている点から、女瓦と宇瓦の製作工人が分化していた場合を想定する必要はない。

(2) 木葉文字瓦

木葉文字瓦 (第6図-5・6)

瓦当面中央を右から左へ向って伸びる一本の太い茎から、葉が互い違いに開くものである。瓦当文様の全体を残す資料は得られていない。範は桎目材を使用しており、1種類のみである。顎の形態は直線顎である。

木葉文字瓦には二種の顎面文様が認められる。いずれも、ヘラ描きによる連続三角文と竹管による刺突文を組み合わせたものである。

顎面文様 1C：顎面文様1Aと同様、3段の連続三角文と竹管文の組み合わせによる。連続三角文は、ヘラ描きによる横線と斜線の組み合わせによって形作られるが、横線と斜線の施文具は異なる。

顎面文様 1D：破片資料1点が得られているのみで、顎面文様の全体は把握できない。三角文は斜線ではなく鋸歯文と横線の組み合わせで形作られている。竹管文は3段を施文している(註10)。

木葉文字瓦の製作技法は、次のような工程が考えられる。(1) 瓦範に瓦当粘土をつめる。(2) 瓦当粘土の裏面に浅い接合溝をつける。(3) 接合溝に分割後の女瓦を立てる。女瓦は桶巻作りである(註11)。(4) 女瓦の凸面側に接合粘土(顎用粘土)を付加し、断面三角形形状にして直線顎を成形する。接合粘土の

付加が凸面側のみである点が、後述する均整忍冬唐草文字瓦とは異なる。(5) 瓦範からはずす。凹面・凸面ともに全面を縦位ないし斜位のヘラケズリによって調整する。(6) 顎面文様を施す。

(3) 均整忍冬唐草文字瓦

均整忍冬唐草文字瓦 I 類 (第 6 図 - 1 ~ 3)

凸線で囲まれた内区には、細い凸線による蔓状の表現で複雑な中心飾が表現され、そこから先端の蕾状に膨らむ細い茎が伸び、各蕾からは細い茎が派生して、順次新しい蕾が新生、下方を向く蕾と上方を向く蕾が交互に配されて文様が展開する。蕾状の表現が忍冬唐草文における反転葉・子葉・伸長葉の三葉が連続している状況に似ること、中心飾をもつことから、広義の均整唐草文と解される。外区には珠点が並ぶ。

曲線顎と直線顎のものがある。

顎面文様 1 E : ヘラ描きによる連続三角文、半裁竹管による平行沈線文、竹管による刺突文を組み合わせた文様である。顎部先端付近に平行沈線による山形文、その下にヘラ描きによる横線・斜線を組み合わせた二段の連続三角文、さらにその下に平行沈線による横線文を施文している。竹管文は、山形文と連続三角文の谷の部分に施文される。

女瓦の接合技法は包み込み技法である。工程は次のとおりである。(1) 瓦範に厚さ二~三 cm の瓦当粘土を詰め、裏面に女瓦接合溝をつける。(2) 瓦当粘土の接合溝に女瓦を立てる。女瓦の叩き目は不明である。(3) 接合部の凹・凸面側に接合粘土を付加する。(4) ナデ調整により接合粘土を断面三角形にし、直線顎または曲線顎を整形する(註 12)。(5) 瓦範からはずす。(6) 顎面施文を行う。なお、京塚沢窯跡では、平行沈線で二段の三角文を意図した斜格子文を描き、格子文の交点に竹管文を施文したのものがある(顎面文様 1 H とする。)

均整忍冬唐草文字瓦 II 類 (第 6 図 - 4)

均整唐草文字瓦 I 類の中心飾や支葉の表現をかなり簡略化した瓦当文様がみられる。凸線による界線が内・外区を分け、上外区には不明瞭な珠点が配されている。顎の形態は直線顎である。

顎面文様 1 G : ヘラ描きの横線文・波状文、および竹管による刺突文を組み合わせたもの。横線文と波状文を交互に配して二段の連続三角文を形作り、その下にさらに波状文を二段施文している。竹管文は二段であり、上段は波状文の頂点、下段は波状文の間にそれぞれ施文される。

II. 鐙瓦の型式編年

館前地区出土の鐙瓦で、量的な主体となるのは植物文鐙瓦 I 類である。また、本鐙瓦は植物文をもつ瓦群のなかでも瓦当面を飾る花文・葉文の表現が最も整っていることから、最も古い時期のものと考えられる。

植物文鏡瓦Ⅰ類の範は一つだけであるが、中房蓮子の特徴から細分が可能で、これらには先後関係が想定される。花文に花托の彫り込みが追刻されておらず、範の彫り込みによって表現された1+4の蓮子をもつⅠAがもっとも古く、花托の彫り込みが追刻され、蓮子1+4のⅠB1がこれに次ぐ。周縁蓮子が1つ追刻されて1+5になるⅠC1が後出することは明らかである

一方、ⅠB2とⅠD1・2は、中房をヘラケズリするため範の状況は不明であるが、ⅠB2は周縁蓮子と花文・葉文の位置関係がⅠAなどと同じであることから、蓮子構成が1+4であった段階に製作された可能性が高い。ⅠDについては、ⅠB2と同じように中房をヘラケズリしておきながら、竹管による蓮子の表現が省略されたと解することができると思えばⅠB2よりも後出する可能性があるろう。

先述のように、中房におけるこれらの特徴は、瓦当部の製作手法におけるa手法・b手法の違い、男瓦の取付け位置の違いに対応するが、ⅠAのものにa・b手法の両者が認められることから、両手法は同時期に併存したと考えられる。a・bの手法の違いは、これらの鏡瓦を製作した瓦工集団の違いを反映したものと推測される。以後、植物文Ⅰ類の範を、2グループで共有して造瓦が進められたとみられるが、ⅠB1とⅠC1はa手法、ⅠB2とⅠDはb手法という対応を示し、工人が瓦当文に手を加える工程を伴うようになることで、2者の違いが瓦当面にも表れる。ただし、中房や製作手法の違いに範の傷み進行が対応する状況は認められない。

以上の植物文鏡瓦の変遷に後出すると考えられるのが、植物文鏡瓦Ⅱ～Ⅵ類で、これら5種には一定の時期差が想定される。それぞれ数点が出土しているにすぎず、量的には少ない。このうち、Ⅲ類としたものは、蓮子構成が1+5と推定され、周縁蓮子は中房を4等分した位置に4つ、その間に一つを加えた不均一な配置をとる。これは、植物文ⅠC1類における蓮子の配置を写したものと考えられる。また、Ⅱ類は茎を持たない7葉の花文2単位、6葉の花文2単位で構成されるが、7葉の花文は前段階の植物文Ⅰ類にみられる。また、花文と花文の間に一箇所だけ、花卉一枚のみを表現した部分がある。これは、Ⅰ類にみられる放射状に伸びる葉文または葉を持たない茎（花文に伴う花柄）の表現を模したものとみる事ができる。

なお、Ⅰ類における男瓦の取付け位置については先述したが、文様の天地をみた場合、花文のうち2つが瓦当面の上と下に配されるのはⅠB2とⅠDである。これらでは男瓦の取付け位置が第2表dのときに、向って左下に葉のない茎が位置することになる。一方、ⅠC1では、男瓦の取付け位置が第2表aの場合に、彫り足された蓮子が向って左側に位置することになり、この時、植物文Ⅲ類における蓮子・花文の配置と一致することになる。このことから、植物文Ⅱ類が植物文ⅠB2、同Ⅲ類がⅠC1の直接的な模倣によるものである可能性が高く、Ⅱ～Ⅵ類のなかでは、相対的に古い時期のものと推定される。なお、植物文Ⅲ類は不均一な1+5の蓮子構成をもつのに対し、Ⅱ類では周縁蓮子が均等配置され、1+5が定型化している。以上から、植物文Ⅰ類に想定した2つの工人

グループが、Ⅱ類以降の段階にも引き継がれていると考えられる。

なおⅣ類は、花文が茎を持つ点でⅢ類と共通し、定型化した1+5の中房蓮子を持ち、花文の単位数が4である点がⅡ類と共通する。従って花文鑑瓦Ⅳ類は、Ⅱ・Ⅲ類両者の特徴を引き継いだものとみることができる。

また、Ⅴ類は、5葉の花文がⅢ類のそれに似るため、これに続くものである可能性があるが、他の4葉の花文は茎の表現を欠いているため、Ⅳ類に後出する可能性もある。Ⅵ類は、全体の文様構成が不明であるため位置付けは難しいが、7葉の花文である点がⅡ類と共通し、花文が茎をもつ点が同Ⅲ類と共通する。従って、これらに後出するものである可能性を指摘するに留める。

以上をまとめると、植物文鑑瓦は、ⅠA→ⅠB1・ⅠB2→ⅠC1・(ⅠC2)ⅠD→Ⅱ・Ⅲ類→Ⅳ～Ⅵ類の順に変遷したものと考えられる(第8図)。

Ⅰ類は大量に生産され、2つの範を2グループの工人が共有して造瓦を行ったと考えられる。一方、Ⅱ類以降は出土量が少ないこともあり、工人差は明瞭ではない。ただし、上述したように、Ⅰ類の段階で活動した2グループが、それぞれ異にしていた文様の天地を、Ⅱ・Ⅲ類では引き継いだ範が作成されていることから、同じ2グループが範を共有せず、専用の範を用いて造瓦を行った可能性がある。

Ⅲ. 宇瓦の型式編年

1. 瓦当文様の変遷

瓦当文様の様式や製作技法からみて、範型を用いた木葉文・均整唐草文の各種宇瓦に重弧文字瓦が先行する。

重弧文には二・三・四・五重弧文があり、施文具や顎面文様からさらに細分できるが、これらはいずれもロクロ挽き重弧文であり、製作技法は単一である。時期差を想定できるとすれば、弧線が丸く重弧文本来の文様形態を比較的忠実に表現した三重弧文がやや古い可能性がある。木葉文字瓦の範は一種類のみであるが、均整唐草文字瓦はⅠ類からⅡ類へ、瓦当文様の簡略化が行われている。

2. 顎面文様の変遷

先に、ヘラ描きによる連続三角文と竹管文による顎面文様1をもつものについて1A～Gの型式を設定した(第7図)。このうち、1A～Fは、2段の連続三角文ないしはこれを意図した1A・1C、2段の連続三角文ないしこれを意図したと思われる1B・1E・1Gにまとめることができる。瓦当文様が重弧文から範を用いた文様へと変遷することを踏まえれば、顎面文様1Aから1C、また顎面文様1Bから1Eへの変遷が想定される。木葉文字瓦では同じ範のなかでさらに顎面文様1C→1Dへと文様の簡略化が行われている。顎面文様1Bから1Eへの変遷は簡略化というよりは複雑化といえようが、均整忍冬唐草文

宇瓦Ⅰ類はこれを簡略化したⅡ類へと変化を遂げ、これに伴って顎面文様ⅠEからⅠGへと簡略化が進んだものと思われる。従って、顎面文様からはⅠA→ⅠC→ⅠD、ⅠB→ⅠE→ⅠGの変遷が考えられる。しかし顎面文様は、重弧文の段階にみられるⅠA・ⅠDと、木葉文・均整忍冬唐草文Ⅰ類にみられるⅠC・ⅠEとの間に顎面文様の退化がほとんど認められないため、両者に大きな時間差を想定することはできない。木葉文字瓦に伴う顎面文様ⅠDと、均整唐草文字瓦Ⅱ類に伴う顎面文様ⅠGは、ヘラ描きの鋸歯文と横線文によって三角文を形作るという点で、文様の退化段階が対応する。

ところで、第3表は顎部先端から顎面文様の下端までの幅を、瓦当文様ごとにまとめたものである。明確な2つの分布域が存在しており、顎面文様ⅠAとⅠC、顎面文様ⅠCとⅠEが近接した分布域を示す。また顎面文様2については、三重弧文字瓦と四・五重弧文字瓦の両者に認められることは先に指摘したとおりであるが、三重弧文に伴う顎面文様ⅠBは、二つの分布域の両者に認められる点にも注意を要する。従って、顎面文様の幅には何らかの規格が存在した可能性がある。そして、瓦当文様における重弧文から範を用いた木葉文・均整忍冬唐草文への変遷にあたっては、この規格が引き継がれたとみてよいであろう。顎面文様は、宇瓦が軒先に並んでいる状態で軒下から見上げた時、顎面に施文された文様が連続して見えるように意図したものであり、顎面文様の幅における規格が同じものは、同じ建物ないし同じ面に葺かれたことを示し、顎面文様の幅が大きく異なるものは、建物の違いか同じ建物の面の違いに対応する可能性が高い。そして、これらの宇瓦では、三重弧文が木葉文へ、四・五重弧文が均整忍冬唐草文へと、それぞれ顎面文様の意匠や規格が継承されながら段階的に変遷したと推定され、型式の組列は2列である。三重弧文と木葉文は直線顎のみであるのに対し、四重弧文と均整忍冬唐草文Ⅱ類はそれぞれ直線顎と曲線顎が認められる点も、顎面文様の組列と対応している。

なお、顎面文様2・3類と1類との関係については、上記のような顎面文様の退化の過程から先後関係を決めるのは難しいが、顎面文様2類を伴う三重弧文Ⅲ類や四重弧文Ⅰ類は、顎面文様1類を伴う三重弧文Ⅰ類や四重弧文Ⅳ類等よりも瓦当文の弧線・凹線が整っており、これらに先行する可能性が高い。

3. 接合技法について

均整忍冬唐草文字瓦Ⅰ類の接合技法は、統一新羅で創案され7世紀末に日本に伝来したとされる包み込み技法である(註13)。重弧文と均整忍冬唐草文との間には、瓦当文様に範型を用いるようになる宇瓦製作上の画期があり、この時、新たな製作技法として包み込み技法が導入されたと考えられる。その画期を当地域にもたらしたのは均整忍冬唐草文字瓦Ⅰ類であり、これには新羅からの渡来系瓦工の関与があったのであろう。均整忍冬唐草文という瓦当文様も、当地域独自の植物文に系譜をもたない外来の文様と位置付けられる。

一方、同じく重弧文字瓦の直後に位置付けられる木葉文字瓦の接合技法は、女瓦部凸面側に接合粘土を兼ねた顎用粘土を付加するという方法を用いており、

均整忍冬唐草文字瓦Ⅰ類、あるいはこれに後出する偏行唐草文字瓦とは、凹面側に接合粘土を付加しない点で異なる。木葉文字瓦のこのような接合技法は、範を用いて宇瓦を製作する包み込み技法の導入に際して、在地の伝統的な重弧文の製作技法が残存したものと解することはできないだろうか。すなわち、重弧文字瓦の製作においては、桶に巻いた分割前の女瓦凸面に顎部粘土を貼り足しており、当然ながら凹面側に粘土を付加することはない。これが、植物文鑑瓦Ⅰ類の文様の系譜を直接引いた木葉文字瓦のみにみられる点も偶然ではないと思う。木葉文字瓦の製作技法は、植物文を精神的範型とし、前段階の伝統的な宇瓦の製作技術をもつ瓦工が、範型による瓦当文様、そして包み込み技法という外来の技法を受容した在り方を示すのではなかろうか。

Ⅳ．軒先瓦の組み合わせと変遷

ここでは軒先瓦の組み合わせを検討し、その変遷をまとめたい（第8図）。鑑瓦では植物文Ⅰ類、宇瓦では重弧文が量的な主体となることから、両者が組み合うとみて間違いない。これらは、泉官衙遺跡の館前地区に瓦葺建物を造営する際に、創建瓦として製作されたものと考えられる。植物文鑑瓦Ⅰ類には少なくともⅠA→ⅠB1・ⅠB2→ⅠC1・ⅠC2・ⅠDの3段階の変遷が想定され、重弧文字瓦にも施文具の違い等から複数の段階が想定されるが、厳密な組み合わせについては不明である。ただし、先述したように、植物文鑑瓦Ⅰ類と重弧文字瓦は文様や製作手法上の特徴から大きく2つに区分できることでも対応しており、2つの工人グループが製作を行ったと考えられることから、2者の区分が組み合わせにも反映したであろう。

植物文鑑瓦Ⅰ類—重弧文字瓦のセットに後出すると考えられるのが、植物文鑑瓦Ⅱ～Ⅵ類と均整唐草文字瓦・木葉文字瓦である。花文鑑瓦は5種、均整忍冬唐草文字瓦は2種、木葉文字瓦は1種の範があるが、出土量はごく少量であり、これらは補修瓦と推定される。厳密な組み合わせを想定するのはやはり難しいが、均整唐草文字瓦Ⅱ類を忍冬唐草文と解することができるのであれば、植物文鑑瓦Ⅲ類における茎を持つ5葉の花文は法隆寺若草伽藍の鑑瓦にみられる5葉の忍冬文に似ており、両者が組み合うと考えることはできないだろうか。その場合には、木葉文字瓦が植物文鑑瓦Ⅱ類に伴う可能性が出てくる。

筆者は、植物文鑑瓦Ⅰ類に表現された花文と葉文のうち、葉文だけを宇瓦へ移したものが、木葉文字瓦であると考えている。すなわち、植物文鑑瓦Ⅰ類の段階では、組み合う宇瓦は装飾を持たない重弧文であったが、範型の瓦当文様を導入する際に、葉文だけを分離して、宇瓦の瓦当面を飾る文様として採用したのではなかろうか。その結果、鑑瓦には花文だけが残り、植物文鑑瓦Ⅱ類と木葉文字瓦のセットが成立したと理解する。植物文鑑瓦Ⅱ類は茎を持たない花文をもっており、これを忍冬文と解することはできない。花葉文鑑瓦の文様要

素のうち、花文を引き継いだのが植物文鑑瓦Ⅰ類、葉文を引き継いだのが木葉文字瓦と考えられ、両者が組み合うものと考えておきたい。

そして、これらに後出する植物文鑑瓦Ⅳ～Ⅵ類と均整忍冬唐草文字瓦Ⅱ類・顎面文様4を伴う木葉文字瓦がセットとなるものと考えられる。

V. 軒先瓦の実年代について

植物文鑑瓦は本遺跡独自のものであることから、瓦当文様の系譜から年代を推定することは困難である。しかし重弧文字瓦はロクロ型挽きであり、古い技法を用いている。

一方、木葉文字瓦にみられる顎面文様1Dをさらに簡略化したものが、偏行唐草文Ⅰ類にみられることは佐川正敏氏が指摘している(註14)。佐川氏は、偏行唐草文Ⅰ類と、これに組み合う単弁細弁蓮華文鑑瓦Ⅰ類が、多賀城230・231—660の瓦当文様を主たるモデルとして成立したとし、その年代を天平10年代と推定している。したがって、単弁細弁蓮華文鑑瓦—偏行唐草文字瓦の上限は八世紀第2四半期、同時に植物文鑑瓦—均整忍冬唐草文字瓦・木葉文字瓦の下限をこの時期に求めることができる。植物文鑑瓦—木葉文字瓦・均整忍冬唐草文字瓦のセットについては、瓦当面や顎面の文様に変遷が認められ、一定の年代幅を想定できることから、8世紀第1四半期までは遡ると考えて大過ないと思う。植物文鑑瓦—重弧文字瓦のセットは、これよりさらに遡ることになる。花葉文鑑瓦にも複数の段階があることを考慮すれば、7世紀第4四半期まで遡ることは確実であろう。

まとめ

泉官衙遺跡館前地区で出土する軒先瓦のなかで、植物文をもつ軒先瓦の変遷について考察した。瓦当文様・顎面文様や製作技法上の特徴から、これらの軒先瓦は2つの組列に整理することができ、その差違は、若干の時間的なズレを想定するとしても、同じ段階に活動した2単位の瓦工集団の存在を示すものと考えられる。

重弧文字瓦には顎部に丹の付着したものがみられることから、館前地区に丹塗り瓦葺の寺院跡が存在したことは間違いない。三重弧文字瓦は丹線の位置が二種類あり(註15)、ひとつは四重弧文と同じ位置に付いている。このことは、当地区に建立された寺院が複数の堂宇を備えていたことを示唆するものであり、膨大な瓦の需用に対応するために、複数の瓦工集団が造瓦にあたったのであろう。館前地区では、これらの軒先瓦の他に、花文鑑瓦のそれに類似した植物文

をもつ鬼瓦や、斜格子タタキ a1 をもつ埴も出土しており、I 群の段階に、道具瓦を含めた一連の瓦群が生産されたとみてよいであろう。

本地区の西隣わずか 500m の位置では、行方郡衙の中樞施設が確認されており、その推移と、本地区に存在した寺院の変遷とは連動する可能性が高い。

植物文をもつ瓦群は、館前地区に所在した寺院でしか出土しないことから、その所用瓦として生産されたものであり、植物文は寺院を象徴する文様として独自に創出されたものであったことを示すものとする。この時期に成立した寺院については、発掘調査の進展に待つほかはないが、複数の堂宇を備えた本格的な伽藍をもつ寺院であったと考えられる。

註

- (1) 泉官衙遺跡出土のこれらの瓦を初めて広く学会で紹介したのは内藤政恒氏であり、氏による一連の研究がある（「東北地方に於ける古瓦の特色に就いて」『文化』第2巻第3号 1936年、「東北地方出土の特異文様古瓦に就いて」『夢殿論誌』第19冊 1939年、「古瓦より見た奈良朝地方文化相の一傾向—関東、東北の特異な地方文化相の分析—」『古代』11、1953年。「東北宇瓦の顎面施文の研究」『日本歴史考古学論叢』1966年）。
- (2) 最近、佐川正敏氏は「花文」を独立した蓮華文、「葉文」を忍冬文とみて、祖形の候補を尾張元興寺や相模宗元寺廃寺に求められる可能性を指摘している（佐川正敏 2012 「寺院と瓦生産からみた律令国家形成期の陸奥国」『古代社会と地域間交流—寺院・官衙・瓦からみた関東と東北—』国土館大学考古学会編 六一書房）。
- (3) 中房をヘラケズリした際に花文・葉文の浮き上がりを削りおとしてしまい、花葉文が高まりを失っているものがある。
- (4) 瓦当裏面の挿入溝は、比較的明瞭なものと、深さ1～3mmと浅く目印程度のものがある。なお、泉官衙遺跡出土の男瓦は、ほとんどが粘土板巻き作り無段のものであり、胎土・色調・焼成などからみて本鑑瓦の男瓦部と推定される資料も同様である。
- (5) a手法では男瓦との接合部付近を男瓦凹面に沿ってヘラナゲないしヘラケズリし、中央にかけては縦位、下半は瓦当部の円に沿って斜位のヘラケズリを施す。b手法は男瓦との接合部付近から中央部付近にかけて縦位の指ナゲ、下半の周辺部は指頭押圧による指紋が残る。なお、後者では、瓦当裏面が平坦ではなく、瓦当下半の周辺部が瓦当面向かって傾斜しているものがみられる。
- (6) 先に複数の施文具の存在を指摘したが、弧線・凹線が相対的に幅広のものは瓦当面を厚くつくる必要があり、曲線顎となっている。一方、弧線・凹線が幅狭のものは直線顎である。
- (7) 顎部粘土が剥離した資料では、女瓦部の剥離面に糸切り痕が残り、叩き目は認められない。また、大多数は凸面の調整が行われているが、顎部から女瓦部に連続する叩き目を残す資料がある。
- (8) 不明瞭ながら挽き型による擦痕の重複が認められるものがあることから、多くはロクロ型挽きであると判断される。ただし、弧線の端が緩やかにカーブし隅が丸くなるものは、引き型が側面側に抜けたものであるの可能性がある、分割後施文のも

のが含まれる可能性がある。

- (9) 顎面施文が分割後に行われたと考える理由は、ヘラ描きによる斜線の一端が例外なく側縁と横線との交点に一致しているからである。また、側縁の位置を意識して斜線の角度を変えている。
- (10) 第6図-7(第7図-1D)では遺存する部分に竹管文が三段認められることから、顎面文様の下端は遺存部分で完結する可能性が高い。その場合、三角文は2段ということになる。
- (11) 内藤政恒氏収集の京塚沢瓦窯跡出土の木葉文字瓦は、顎部粘土が剥離して女瓦の叩き目が露出した資料であり(原田良雄編『東北古瓦図録』1974)、三重弧文のそれと同一とみられる斜格子タタキが認められる。
- (12) 偏行唐草文字瓦の場合、(4)の後にヘラで凸面側接合粘土の一部を切り取って段顎にするという工程を伴う。
- (13) 佐川正敏「陸奥国の平城宮式軒瓦 6282-6721の系譜と年代—宮城県中新田町城生遺跡と福島県双葉町郡山五番遺跡・原町市泉廃寺—」『東北学院大学東北文化研究所紀要』第32号 2000年。
- (14) 註13に同じ
- (15) 丹線の位置については、大橋泰夫氏の御教示を得た。

第3章 8世紀における瓦生産 — II群とIV群をめぐって—

本章では、II・IV群の瓦を取り上げる。II群については、既に大竹憲治氏や佐川正敏氏による優れた研究（大竹 1995、佐川 2000）がある。特に佐川氏はII群の瓦の文様のモデルが平城宮 6282-6721 の系譜を引く多賀城 230・231-660であることを明らかにした。II群は泉官衙遺跡と郡山五番遺跡に同范関係がある。郡山五番遺跡で出土し、泉官衙遺跡で出土しない型式もあるが、両遺跡の資料を合わせて検討し、これまで十分な検討がなされていなかった生産・供給関係の実態に明らかにしたい。IV群については、その系譜や変遷に未だ不明な点が多い。

本章でII・IV群の2者を同時に取り上げるのは、これらの瓦がともに8世紀の所産とみてよく、相互に関連があるからである。これらの検討を通して、この時期の寺院・官衙における瓦生産の実態を明らかにしたい。

I. II群：郡山五番遺跡と泉官衙遺跡の6282-6721系軒先瓦

双葉町郡山五番遺跡（標葉郡衙跡）・南相馬市泉官衙遺跡（行方郡衙跡）、およびその供給瓦窯跡である南相馬市京塚沢窯跡で出土する単弁細弁蓮華文鑑瓦—偏行唐草文字瓦^(註1)は、従来、文様の系譜は不明とされてきたが（辻 1992）、佐川正敏氏が文様の主たるモデルを多賀城 230・231-660と指摘し、平城宮の軒先瓦の文様に系譜を求められることを初めて明らかにした（佐川 2000）。佐川 2000 では、多賀城の上記セットをモデルとしたこれらの文様の成立過程と変遷が詳細に検討されたほか、宇瓦の接合技法が包み込み技法であり、前段階から在地にあった技法を継承したものであることが明らかにされ、さらにはその年代について、多賀城 230・231-660を天平9年と推定したうえで、これをモデルとした郡山五番遺跡等でのセットも、それから大きく時期を隔てない天平10年代と推定された。

その後、筆者は、多賀城 230・231-660と郡山五番遺跡等の単弁細弁蓮華文鑑瓦—偏行唐草文字瓦との間に位置づけられる均整唐草文と推定される宇瓦の存在を指摘して、佐川氏の説を追認するとともに、郡山五番遺跡・泉官衙遺跡への瓦の供給関係を整理した（藤木 2009）。

多賀城周辺および大崎平野に位置する城柵官衙・寺院で出土する6282-6721系軒先瓦は、多賀城 230・231-660が日の出山窯跡から直接供給されものと推定されるが、以下に述べる例はその影響下に陸奥南部で成立した瓦群である。

陸奥南部ではこれ以外に 6282-6721 系軒先瓦は展開していない。以下では佐川 2000 での研究成果に依拠しながら、郡山五番遺跡・泉官衙遺跡の 6282-6721 系軒先瓦について紹介するとともに、系譜・変遷と需給関係について、若干の私見を述べたい。

1. 郡山五番遺跡と泉官衙遺跡の平城宮系軒先瓦

(1) 鏡瓦 (第 1 図)

3 種の範が知られる。細い凸線で弁輪郭線を表し内側に棒状の子葉を置いた 11 ないし 13 葉の細い蓮弁の特徴は複弁が単弁化したもので、外区内縁にめぐらした珠点、そしてすべての範種ではないが、直立縁の周縁の内側に線鋸歯文がみられる点から、平城宮系の文様構成を留めている。

単弁細弁蓮華文鏡瓦Ⅰ類

細い凸線による弁輪郭線で先端 U 字形の細長い蓮弁を表し、その内側に棒状の子葉を置いた単弁 11 弁。弁区と外区は太い凸線の界線が区画し、弁端はこの界線につく。間弁は棒状の凸線で表され、その先端左右には珠点を置く。外区内縁には珠点がめぐり、直立する周縁は内側に不明瞭な凸線鋸歯文をめぐらす。中房は太い凸線線で表され、1+8 の蓮子を配す。中心蓮子は外周蓮子より大きい。瓦当径 16 cm、内区径 11.5 cm、中房径 4.3 cm で、瓦当厚は 2 cm。

単弁細弁蓮華文鏡瓦Ⅱ類

細い凸線で先端船形の蓮弁を表し、その内側に棒状の子葉を置いた単弁 13 弁。弁区と外区は太い凸線の界線が区画し、弁端は界線につかない。間弁はなく、弁間に珠点を 1 つずつ置くが、珠点の上ないし脇にひと回り小さい珠点をもう一つ置く箇所がある。外区内縁には珠点をめぐらし、直立する周縁には内側にごく不明瞭な凸線鋸歯文を表す。中房は太い凸線線で表され、1+7 の蓮子を配す。中心蓮子は外周蓮子より大きい。瓦当径 17 cm、内区径 12.0 cm、中房径 4.5 cm、瓦当厚は 2~3.5 cm。

単弁細弁蓮華文鏡瓦Ⅲ類

細い凸線で先端 V 字形の蓮弁を表し、その内側に棒状の子葉を置いた単弁 11 弁。弁間には珠点を一つ置く。弁区と外区は太く偏平な凸線による界線が区画するが、外区内縁には珠点はない。また直立する分厚い周縁の内側に鋸歯文はない。中房は凸線線で表され、1+8 の蓮子を配す。中心蓮子は外周蓮子と同じ大きさである。瓦当径 18.5 cm、内区径 12.0 cm、中房径 4.5 cm、瓦当厚は 2~4 cm で厚いものと薄いものに分かれる。泉官衙遺跡では未出土。

製作技法 男瓦の接合は 3 種とも、薄く範詰めした瓦当粘土の裏面に浅い接合溝を設けて半裁後の男瓦を立て、凹面側・凸面側に粘土を付加して瓦当部を形成する接合式、男瓦は粘土板巻き作りである。

(2) 宇瓦 (第 2・3 図)

偏行唐草文字瓦は、細い凸線による釣針状の表現が同じ方向を向いて単調に並ぶ文様であるが、先述のように佐川正敏氏が、多賀城 660 の均整唐草文にみられる一支葉を模したものと看破した。内区に唐草文が変形した釣針状の文様

を上下2段に並べ、これを凸線による界線が囲み、上・下外区に珠点を置く。珠点は脇区には置かない。唐草の向きの違いなどから、大竹憲治氏・佐川正敏氏により4種の範の存在が復元されている。

一方、この偏行唐草文と同じような釣針状の唐草が、2本1組で上下に反転しながら展開する文様をもつ宇瓦が、泉官衙遺跡で1点だけ出土している。上下に並ぶ唐草2本1組が上向き・下向きに交互に反転していく様子は多賀城660のそれに似ており、右端部の資料しか得られていないが、中心飾から左右に唐草が展開する均整唐草文字瓦と推定している（藤木2009）。

均整唐草文字瓦

内区を凸線による界線で区画し、界線から2本1組の唐草が派生し左から右へ、上下に反転しながら展開する。唐草の間の空隙には珠点を置いている。上・下外区には珠点が並ぶが、脇区にはない。これを外区内縁とすると、脇区には外側に外縁というべき無文の文様帯が設けられている。瓦当右端部の破片で、残存部で唐草は右偏行するが、欠損部には中心飾や左偏行する唐草が存在したと推定され、均整唐草文と考えられる。

顎の形態は直線顎で、女瓦の接合は包み込み技法である。

偏行唐草文字瓦Ⅰ類

巻きを左上向きにした唐草17単位を上下2段に左偏行に配するが、右端下段の唐草1単位のみが右上向きになっているため、その左隣の唐草文と向かい合ってハート形のような文様を形成している。瓦当厚5.8cm、外区幅5.5cm、内区幅3.3cm。顎の形態から以下のように細分できる。

A：直線顎で顎面にヘラ描きによる鋸歯文を上下2列に配し、竹管状工具の刺突で円文を上下2列配するもの（第2章第7図）。

B：削り出し段顎で顎面素文。顎長7.4～8.6cm。

偏行唐草文字瓦Ⅱ類

上段に15、下段に18単位の唐草を配する。ほとんどは巻きを右下向きにした唐草文を右偏行に配しているが、上段右端から2単位目と下段左端の唐草のみ巻きが左上向きである。また唐草の間の空間に珠点をランダムに配す。瓦当厚5.5cm、外区幅5.0cm、内区幅3.5cm、上弦幅28cm、下限幅32cm、弧深4.5cm。いずれも顎面素文の削り出し段顎で顎長8.5cm。

偏行唐草文字瓦Ⅲ類

巻きを右下向きにした唐草文を上・下段とも20単位ずつ右偏行に配する。上段右端の2単位のみ左上向きとなっている。瓦当厚6.0cm、外区幅5.0cm、内区幅3.0cm、上弦幅26cm、下限幅31cm、弧深4.0cm。いずれも顎面素文の削り出し段顎で顎長8.5cm。

偏行唐草文字瓦Ⅳ類

左下向きの唐草文を右偏行に配す。良好な破片がなく、唐草文の単位数は明確でない。唐草文の間には、細く短い凸線2ないし3本一組でハの字形ないし凸レンズ形の文様を表している。瓦当厚6.0cm、外区幅5.0cm、内区幅3.0cm。いずれも顎面素文の削り出し段顎で顎長7.3～8.5cm。

製作技法 以上の宇瓦の製作技法は、すべて包み込み技法である(佐川 2000)。その手順は以下の通りである(第6図)。

まず①范型に厚さ2cm程度の瓦当粘土を詰める。②瓦当粘土の裏面に強い指ナデにより弧状の浅い挿入溝を設ける。③挿入溝の上に女瓦を立てる。④女瓦の凹面側と凸面側に接合粘土を付加し、瓦当部全体を成形する。その際、接合粘土は瓦当面へ向かって厚く、女瓦部へ向かって薄く付加して断面三角形とし、ナデ調整して直線顎にする。均整唐草文字瓦と偏行唐草文字瓦Ⅰ類Aは范型を外して完成、後者は顎面文様を施文する。偏行唐草文字瓦Ⅰ類B～Ⅳ類は、⑤④までの工程で直線顎状に作られた瓦当粘土に、ヘラで凸面に対し垂直と水平に切り込みを入れ切り欠くようにして段顎を削り出している。

2. 瓦当文様の変遷と系譜(参考図、第5・7図)

(1) 鏡瓦の文様と変遷

鏡瓦は、弁形が整い棒状の間弁が表現される他、外区内縁の珠文、外縁の線鋸歯文の表現が明瞭である単弁細弁蓮華文鏡瓦Ⅰ類が先行する。弁端がやや不均整となり、間弁を欠き、外区内縁の珠文、外縁の線鋸歯文が不明瞭となるⅡ類がこれに後続し、さらに弁形が崩れ間弁や外区内・外縁の文様要素を失ったⅢ類が後出するとみてよい。

3種の范のなかで最も古いⅠ類について、先述のように佐川正敏氏が、

- ・内区と外区内縁が概して平板である。
- ・弁の輪郭線と子葉が極細の細弁である。
- ・中房中心蓮子が太粒で、中房圏線が太い。
- ・内外区の境に界線をめぐらす。
- ・外区内縁に連珠を、外区外縁に線鋸歯文をめぐらす。

などの点が平城宮 6282 や多賀城 230・231 と共通し、「平城宮式鏡瓦の在地(陸奥国内)的変容」と位置付けられた(佐川 2000)。Ⅰ類よりも多賀城 230・231の方がより平城宮 6282 に近いことから、平城宮 6282→多賀城 230・231→単弁細弁蓮華文Ⅰ類という変化が辿れる。またⅠ類にみられ、多賀城例にみられない在地の文様要素として、棒状の先端左右に小珠点を置いた間弁がある。これは郡山五番遺跡で出土するE類にみられる文様で、E類では棒状の間弁の先端と左右に計3個の珠点を置くが、Ⅰ類では棒状の先端に珠点はない。E類の文様は凸線で表現された蓮弁の中央線の左右に棒状の先端に珠点を置いた蕊状の子葉もつ八弁蓮華文で、こうした蓮弁は相馬市黒木田遺跡の系譜を引いた在地的な文様である(辻 1992、大竹 1995)。しかし、E類の太い圏線で表現された中房や直立する周縁の内側に線鋸歯文を表現する点は黒木田の例には見られないことから、これらの要素は平城宮系の文様要素とすることができる。なお、E類には同范で周縁の内側に線鋸歯文のみられないものがあり、ある時期に線鋸歯文が范に彫り加えられた可能性がある。

以上のように、E類は多賀城 230・231 の影響下に、黒木田遺跡などの在地の文様を主たるモデルとして成立する一方、単弁細弁蓮華文鏡瓦Ⅰ類はこれとほ

ば同時か近接する時期に、多賀城 230・231 を主たるモデルとし、E類の在地の文様を一部に取り入れて成立したと考えられる（佐川 2000）。

（2）宇瓦の文様と変遷

宇瓦では、多賀城 660 に文様上もっとも近いのは泉官衙遺跡で1点だけ出土している均整唐草文字瓦である。平城宮 6721 や多賀城 660 の文様は、中心飾りから左右に展開する唐草が、やや大きな唐草（主葉）を中心に、主葉の巻きの内側にやや小さな巻きをもつ唐草（第1支葉）と、主葉の外側に巻きのない唐草（第2支葉）を配し、これを1単位として5回反転するものである。これらは第2支葉が退化して短い爪形の文様となっている。一方、泉官衙遺跡の均整唐草文字瓦は瓦当右端部を残す資料で、唐草は残存部で3回反転しているのを確認できる。瓦当幅や弧深などから欠損部を推定すれば、やはり5回反転均整唐草文を想定できる。上下に並ぶ主葉と第1支葉を細い凸線で表すが、第2支葉の位置には珠点を置いている。これは多賀城 660 で短い爪形の文様に退化した第2支葉が、さらに珠点に転化したものと考えてよい。また上・下外区に珠点を置くが脇区に置かない点も、多賀城 660 に共通する。日の出山窯跡C地点などの 660 を検討した柳澤和明氏は、外区のあり方から、①細い凸線で区画され珠文を連ねた外区を内縁とし、その外側の両脇と下側に無文の外縁が伴うもの、②無文の外縁が両脇のみに伴うもの、③無文の外縁がなく珠文をもつ内縁だけのもの、の3種に細分できることを指摘している（柳澤 2008）。泉官衙遺跡例では、下部が欠損して不明瞭ながら、珠文を伴う外区内縁の外側に無文の外縁があるのを確認でき、柳澤氏の言う①ないし②の特徴と共通する。

そして、泉官衙遺跡と郡山五番遺跡で出土する4種の偏行唐草文字瓦の文様は、この均整唐草文字瓦において、中心飾りを中心に右偏行・左偏行し、上向き・下向きに交互に反転して展開した唐草を切り取ったものと理解できる。このうち、Ⅱ類において唐草の間にランダム置かれた珠点は、均整唐草文字瓦で第2支葉の代わりに配された珠点を模したものとみられ、Ⅱ類が祖形にもっとも近い。また唐草が左偏行・上向きのⅠ類も、均整唐草文のうち、左側に展開する唐草を直接模倣したものであろう。一方、Ⅱ類と同様に右偏行で下向きの唐草をもち、珠点のないⅢ類、同じく右偏行・下向きのⅣ類はⅡ類から派生した可能性があり後出的である。

3. 製作技法の特徴と系譜（第6図）

（1）鏡瓦の製作技法

鏡瓦は範詰めした瓦当粘土の裏面に男瓦を立てて接合粘土を付加する、通常の接合式である。男瓦を立てる前に瓦当粘土の裏面に指などで弧状の溝をつけているが、溝の幅が狭いことから男瓦広端部を溝の上に当てているだけであり、溝は男瓦の接合位置を決める目印的な意味合いでつけられたものであろう^{（註2）}。男瓦を確認できる資料は少ないが、単弁細弁蓮華文鏡瓦Ⅱ類では粘土板巻き作りの男瓦が伴い、広端部にキザミを施すものと無加工のものがみられる。男瓦広端部にキザミを施す手法は前段階の植物文の瓦群（Ⅰ群）に含まれる花葉文

鑑瓦の一部や花文鑑瓦Ⅰ類にみられ、その手法を継承したものと考えられる。またⅡ類では不明確だが、Ⅲ類には明確に、瓦当部を厚く作るものと薄く作るものがある。

(2) 宇瓦の製作技法

宇瓦の接合技法は、先述のように包み込み技法である。包み込み技法は、前章で検討した泉官衙遺跡館前地区の寺院創建期の瓦群であるⅠ群の後半に位置づけられる花文鑑瓦と組み、またこれとほぼ同時期に位置づけられ、次節で述べる郡衙の館の所用瓦と考えられる素弁蓮蕾文鑑瓦とも組む均整忍冬唐草文字瓦Ⅰ類が当地域における初現であり、これに伴って導入された技法と考えられる。泉官衙遺跡の創建期のⅠ群は、それまで重弧文字瓦が伴ったが、均整忍冬唐草文字瓦Ⅰ類によって、範型による瓦当文が導入された。包み込み技法が、佐川氏が述べているとおりに統一新羅に系譜をもつ渡来系の技法とすれば、Ⅳ群の鑑瓦にみられる蓮蕾文や宇瓦にみられる均整忍冬唐草文など外来の文様とともに、当地域に受容された技法であった可能性が高い。

さて、泉官衙遺跡の均整忍冬唐草文字瓦Ⅰ類は直線顎ないし曲線顎で、直線顎は均整唐草文字瓦に引き継がれているほか、Ⅰ群の他の宇瓦にみられる竹管文とへら描き三角文を組み合わせた独特の顎面文様とともに、偏行唐草文字瓦Ⅰ類Aに継承されている。一方、偏行唐草文字瓦Ⅰ類Bと同Ⅱ～Ⅳ類にみられる削り出し段顎は、平城宮系の文様の祖形となった多賀城660にみられるものである。多賀城660は凸面縄叩き・一枚作りの女瓦の凸面側の端縁に顎用粘土を貼り付けた上で、へらで切込みを入れて段顎を形成した貼り付け・削り出し段顎である。郡山五番遺跡と泉官衙遺跡の宇瓦は、桶巻作りした女瓦に包み込み技法で瓦当を接合した後、削り出しにより段顎を形成しており、女瓦の製作技法や瓦当の接合技法は、泉官衙遺跡に前段階までに導入された技法を用いているが、段顎の作り方だけは多賀城660の手法に習ったと考えられる^(註3)。

なお、女瓦の特徴を観察できる資料は多くないが、偏行唐草文字瓦Ⅰ～Ⅳ類には、粘土板桶巻作りで2種の正格子叩き目(仮に正格子a・bとする)をもつ女瓦が伴う。Ⅰ類とⅣ類は女瓦凸面に正格子aと同bの両者を確認できる。またⅠ類(A・Bの両方)とⅣ類の一部は、女瓦の広端部にキザミを施しているものと無加工のものがある。一方、Ⅱ・Ⅲ類は今のところ、正格子bのみが確認され、女瓦広端部はいずれも無加工である。偏行唐草文字瓦Ⅰ～Ⅳ類の製作は、女瓦広端部の加工の有無や叩き具の異なる2単位の瓦工集団が関わった可能性が高い。

以上のように、これらの軒先瓦の製作技法は、鑑瓦・宇瓦ともに泉官衙遺跡の前段階の瓦にもみられる技法が用いられていることから、当地域において在来の技術を保持した瓦工が製作したと考えられる。ただし宇瓦の段顎をへらで切込みを入れて削り出す手法は在地にはなく、多賀城660に用いられたそれに習ったものであろう。瓦当に接合される丸・女瓦への加工の有無・2種の叩き板の存在から、2単位の瓦工集団が、その製作に携わったと考えられる。

4. 出土量・需給関係

(1) 出土量 (第1・2表)

泉官衙遺跡の東端に位置し、寺院の存在が推定される館前地区で出土した軒先瓦は、瓦当文様から大きくⅠ～Ⅲ群に大別され、Ⅰ～Ⅲ期の変遷を辿ったと考えられる(佐川 2005、荒 2008)。植物文をもつⅠ群が鑑・宇とも全体のおよそ7割を占める寺院創建期の瓦で、偏行唐草文字瓦Ⅰ類Aの直線顎や退化した顎面文様は、Ⅰ群のそれを継承したものと考えられることから、単弁細弁蓮華文鑑瓦・偏行唐草文字瓦の組み合わせはⅠ群に後続する瓦群である(Ⅱ群)。館前地区の発掘調査では、単弁細弁蓮華文鑑瓦はⅠ類が1点、同Ⅱ類が3点出土しているが、Ⅲ類は今のところ出土しておらず、鑑瓦全体におけるⅡ群の占める割合は5%に満たない。これに対し、偏行唐草文字瓦はⅠ類Aが4点、同Bが6点、Ⅱ類2点、Ⅲ類9点、Ⅳ類6点と各範種が出土しており、宇瓦全体の20%ほどと定量の出土がある。全体としてみれば鑑・宇ともⅠ群に比べて客体的な出土量であり、補修用の差し替え瓦として、セット関係を崩して供給されたと考えられる。

郡山五番遺跡の瓦は、鑑瓦の文様から素弁系と単弁系に2大別される(註4)。それぞれⅠ・Ⅱ群とする。後者では、相馬市黒木田遺跡の複弁の影響を受けた蓮弁をもち、圏線による中房、周縁の内側に線鋸歯文めぐらす点に平城宮系の特徴のみられるE類が古く、これとほぼ同時期に単弁細弁蓮華文鑑瓦Ⅰ類(郡山五番遺跡F類)が派生し、さらに同Ⅱ類(同H類)→同Ⅲ類(同G類)へと文様が退化することは先述した。一方、前者は肉厚の剣菱形の八葉の蓮弁がもっとも整ったA類が古く、蓮弁がやや崩れたB類→C・D類の順に変遷すると考えられる。文様の様式上、Ⅰ群がⅡ群に先行し、出土数からみてもA類が創建瓦であろう。ただし、Ⅱ群のなかで相対的に古いE類も一定量の出土があることから、創建期の造営に引き続き、新たな堂宇の追加・新営が行われ、E類はその所用瓦として生産された可能性がある。E類に後続する平城宮系の単弁細弁蓮華文鑑瓦Ⅰ～Ⅲ類、偏行唐草文字瓦Ⅰ～Ⅳ類は、E類に比べると少量ずつの出土であり、この第2段階の造営に際して生産された補足瓦であろう。

(2) 需給関係

直線顎の均整唐草文字瓦、および偏行唐草文字瓦のうち直線顎で竹管文とヘラ描き文を組み合わせた顎面文様をもつⅠ類Aは、泉官衙遺跡の館前地区でしか出土しない、同遺跡の寺院所用瓦である。これらは直線顎で顎面文様をもつⅠ群の創建瓦に仕様を合わせて製作され、Ⅰ群の瓦が葺かれた既存の堂宇に、補修用に用いられたと考えられる。また郡山五番遺跡において、平城宮系の文様要素がみられ他の型式より先行する鑑瓦E類は、郡山五番遺跡でしか出土しない型式であり、先述のように創建期に後続して新たに造営が開始された瓦葺建物の所用瓦とみられる。このように均整唐草文字瓦、偏行唐草文字瓦Ⅰ類A、そして郡山五番遺跡の鑑瓦E類は遺跡毎に排他的な在り方を示す一方、これに続く単弁細弁蓮華文鑑瓦Ⅰ・Ⅱ類、偏行唐草文字瓦のうち顎面素文で段顎のⅠ類B、Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ類は、郡山五番遺跡と泉官衙遺跡の両方で同じ特徴の瓦が出

土し、両遺跡で共有されている。すなわち、両遺跡それぞれで個別にその所用瓦が製作されるあり方から、瓦当文様や顎の形式などの仕様を統一し、両遺跡へ向けた（特定の遺跡に対応しない）瓦生産が行われるあり方へと変化している。それまで、個別の供給先に対応して編成された造瓦組織が再編され、泉官衙遺跡のようにセット関係を崩して需要に応じた瓦生産を行うようになったと考えられる。複数の供給先へ向けた、統一的な仕様をもつ汎用的な瓦として新たに創出されたのが、単弁細弁蓮華文一偏行唐草文字瓦のセットであったのではないか。顎面素文の段顎という要素は、郡山五番遺跡の前段階の瓦である重弧文字瓦と仕様を合わせた可能性もあるが、段顎の作り方は先述のように、多賀城 660 にも用いられた削り出しによる手法であり、平城宮系の新しい技術が用いられている。

なお、生産窯に関しては京塚沢窯跡で単弁細弁蓮華文鏡瓦Ⅰ類が採集されているのみであるが、単弁細弁蓮華文鏡瓦Ⅰ・Ⅱ類や偏行唐草文字瓦Ⅰ～Ⅳ類は砂粒の多い粗雑な胎土が共通し、いずれも京塚沢窯跡で生産されたものである可能性が高い。両遺跡へ向けた瓦生産が行われるのに伴い、瓦屋も 1 箇所を集約された可能性がある。

小 結

郡山五番遺跡と泉官衙遺跡の 6282-6721 系軒先瓦は、多賀城 230・231-660 の瓦当文様を主たるモデルとしているが、製作技法は泉官衙遺跡の前段階の瓦にみられる技法を用いていることから、在来の技術を保持した瓦工が製作したと考えられる。ただし削り出し段顎は多賀城 660 のそれに習ったものであろう。このような細部の手法は、多賀城 660 の製作に携わっていないと知りえないものと思われる。

山崎信二氏が指摘されているように、多賀城 660 は平城京を含む畿内系の瓦工が招来され、範型の下絵を携えて陸奥国に来て製作したものと考えられ（山崎 1994）、その際に、女瓦一枚作りの技法や削り出し段顎の手法も陸奥に伝えられたと推測される。ただ、日の出山窯跡で行われた 660 の製作は、この畿内系瓦工だけで行われたのではなく、行方郡や標葉郡出身の瓦工が参画し、畿内系瓦工の指導下で行われたのではなかろうか。その結果、在地の瓦工が畿内系の手法を知ることとなったと推測される。

すなわち、陸奥南部で出土する 6282-6721 系軒先瓦は、在来の技術を保持する瓦工が国衙工房に上番して多賀城 660 の生産に関与し、その後、本貫地に戻って瓦生産を行った際、国衙工房で学び持ち帰った平城宮系の文様や削り出し段顎などの手法を用いて、在地で平城宮系の軒先瓦を生産した、と理解できる。

それらは、郡山五番遺跡・泉官衙遺跡の両者へ汎用的に供給することを目的として創出された瓦群であった。陸奥南部の軒先瓦は、郡毎に独自の瓦当文様を採用し、範を含めた所用瓦が製作されるのが一般的であり、同範瓦が郡を越えて存在する例は、単発的には認められるものの、このように複数範種にわたって展開するのは稀である。寺院の創建に伴う瓦生産が一段落した後、その恒常的な維持・管理に対応するため、新しい造瓦体制に伴って創出された瓦群であったのであろう。

Ⅱ．Ⅳ群：蓮蕾文鏡瓦 —変遷と年代および性格について—

本瓦群については、図録などに関連付けて掲載されていることが多く（原田編 1974 など）、すでに諸先学が注意を向けている。本節では、泉官衙遺跡の近年の調査で出土した資料を含め、その変遷や年代、性格などについて私見を述べたい。

1. 真野古城跡出土の鏡瓦

真野古城跡出土の鏡瓦は、立体的な紡錘形の表現が放射状に8つ配され、この紡錘形の各々には中房側の先端を覆うように平面が楔形を呈する肉厚の陽刻表現が伴っている（第8図-1）。これは、側視した蓮の蕾と、これを包む包葉の表現とみることができる。従って、本鏡瓦の文様を蓮蕾文と呼ぶことにしよう（註5）。そして、これと同系とみられる鏡瓦に対し、本型式を蓮蕾文鏡瓦Ⅰ類とする。

各々の蕾は凹線で縁取られて、その結果、各蕾の間には銀杏形に突出した間弁を表す。各蕾を分かつ銀杏形の間弁は、銀杏の葉でいうところの茎にあたる部分が中房から発する凸線で表され、これは途中で左右に枝分かれして、短い凸線が各蕾に伴う包葉に接続している。瓦当面の中央には凸線で縁取られた突出しない小さな中房が配され、中房内には1+6の蓮子が置かれる。周縁は直立縁である。

本鏡瓦のこのような文様は、仏教美術における蓮華文本来の表現を忠実に図案化した文様であると言えよう。その系譜は、放射状に蓮蕾文を配した鏡瓦が独自に発達する（上原 1996）高句麗の鏡瓦に求められる可能性がある（註6）。本鏡瓦の文様意匠の創出には、渡来系の文様に精通した瓦工又は画師ないし、範の作成にあたっては彫刻に修練を積んだ仏師等の関与も考えられる（森 1991）。

なお、本鏡瓦における男瓦の接合技法は印籠つぎとみられるが、瓦当裏面を観察すると、大半がナデによって消され不明瞭ながら、小口切りにした丸太状の工具か、布目とみられる圧痕が確認できる。また、瓦当側面には平行タタキ目が残し、製作技法上の特徴を残している。組み合う宇瓦は今のところ確認さ

れていない。

2. 泉官衙遺跡Ⅳ群の祖形は真野古城跡の蓮蕾文鑑瓦

さて、上述した蓮蕾文鑑瓦Ⅰ類は、泉官衙遺跡Ⅳ群の瓦に影響を与えたと考えられる。

第8図-2は泉で採集された鑑瓦である。放射状に開く立体的な紡錘形の蕾8個が配され、凸線で縁取られた1+6の蓮子をもつ中房、中房から発する銀杏形の間弁の茎部が枝分かちれて短い凸線が各蕾に接続する点など、真野古城跡出土の蓮蕾文Ⅰ類と共通する点が多い。ただし、蓮蕾文鑑瓦Ⅰ類において、楔形を呈する包葉の表現は、蕾の先端を包み込むようにV字形に切れ込むのに対し、本例では先端がむしろ突出し、子葉ないし重弁のような表現となっている。また中房が突出する点も異なる。これを蓮蕾文鑑瓦Ⅱ類とする。接合技法は接着法である。なお、同範の瓦が京塚沢窯跡から採集されている（伊東ほか1965、原田編1974）。

第8図-3は京塚沢窯跡で表採されたものである（竹島編1992）。蕾や包葉の形態がⅡ類に類似し、また枝状の間弁を確認できるが、中房の凸線による縁取りや蓮子を欠く。これを蓮蕾文鑑瓦Ⅲ類とする。Ⅲ類は範の文様面が粗雑で、瓦当文様の乱れが著しい。なお、同範の瓦が泉で採集されている。

第8図-4は、泉官衙遺跡の町池地区で実施された第8次調査で出土したものである。平坦で低い剣菱形の弁を陽刻で表現したものである。小片であり、弁3枚分のみが残る資料であるが、弁の間隔から八弁と推定される。弁間には中房から凸線が伸び、その先端は扇形に開いて間弁を表す。弁間の凸線は途中で左右に枝分かちれて、剣菱形の弁に接続している。遺存する3枚の弁の付け根部分には凸線による圏線がわずかにみられ、これは中房の輪郭を表したものとみられる。接合技法は印籠つぎないし接着法による。本鑑瓦は、弁の特徴から報文では素弁蓮華文鑑瓦Ⅱ類とされる（荒2008）。筆者は特に枝状に分かれる間弁が共通することから、上記した蓮蕾文鑑瓦の系譜に連なるものと考えられる。

3. 蓮蕾文鑑瓦の変遷

上述した各種鑑瓦の変遷についてまとめたい（第9図）。まず、立体的に表された紡錘形の蕾や、これを先端V字形の包葉が包む表現からみて、真野古城跡の蓮蕾文Ⅰ類が、蓮蕾文本来の形を表していると考えられ、また瓦当文様が全体に整っていることは先述したとおりである。従ってⅠ類が、この種の鑑瓦の祖形と考えられる。

蓮蕾文鑑瓦Ⅱ類は、文様が全体にやや崩れているものの、立体的な紡錘形を呈する8つの蕾や、凸線で縁取られた1+6の蓮子をもつ中房が共通することから、Ⅰ類にもっとも近い。Ⅱ類は包葉の表現が先端の尖る子葉のような形態に変化し、Ⅰ類にみられた先端V字形の包葉の表現は、この段階で早くも失われているが、やはり蕾の先端を覆うことから包葉が意図されたとみてよい。Ⅲ類では、蕾や包葉の表現がⅡ類に類似する一方、中房の凸線による縁取りや蓮

子がなくなり、蕾の表現もさらに崩れる。従って、Ⅰ類→Ⅱ類→Ⅲ類の順に変遷したと考えられる。

素弁蓮華文鏡瓦Ⅰ類は、剣菱形で平坦な弁が表され、中房は高まりをもち、文様面が全体に扁平で直線的な表現となっている。この点において本鏡瓦は、上記Ⅰ～Ⅲ類と著しく異なる。しかし、中房の輪郭を凸線で表す点や、特に先述した枝状の間弁が共通することから、上記した蓮蕾文鏡瓦Ⅰ～Ⅲ類の同系瓦の一つに含めてよいものと思われる。剣菱形の弁は、立体的な紡錘形の蓮蕾文を直線的で平板な形態に簡略化したものと考えられる。凸線によって中房の輪郭を表している点から、直接にはⅠないしⅡ類の文様をモデルとしたのであろう。

さて、上述した鏡瓦に共通する特徴として、枝状の間弁に注目した。蓮蕾文Ⅰ～Ⅲ類では、ごく短い凸線として表現されるに過ぎず、これは極めて微細な特徴である。しかし、文様の細部における特徴ほど型式変化の過程で省略され、あるいは認識されずに失われる場合が多いのに対し、これらの鏡瓦においてはそれが多くの型式に引き継がれている点を重視したい。この細部の特徴は、瓦が屋根に葺かれた状態では見えるはずがないので、文様の下絵のようなものに基づいて、各型式の範が作成された可能性が考えられる(森 1991)。すなわち、これらの鏡瓦の文様は範型が共通するが、作範の過程で独自の簡略化が行われたと考えるものである。これは文様に対する認識差とともに、技術的には範に文様を彫り込む彫刻技術の差が反映されたものと解される。その点で、蓮蕾文Ⅰ類の製作者は、文様のもつ本来の意味をよく理解し、かつ技術的にも高いと見てよい。

また蓮蕾文Ⅱ・Ⅲ類は、祖形となるⅠ類の文様を比較的忠実に模したものと見える。すなわちⅠ類とⅡ・Ⅲ類は中房の大きさが異なるが、面径や弁の割付け、間弁の枝状部分の位置などがほぼ正確に一致することから、同じ図案をもとに作範された可能性が高い。しかし先述のように、Ⅱ類では包葉の形態が変化している点から、文様の意味は早くも形骸化したともみられる。また、素弁蓮華文Ⅱ類では弁の簡略化・図形化が著しく、包葉を伴う蓮蕾文本来の形態を完全に失っている一方、枝状の間弁はむしろ強調されている。

4. 年代について

最も文様が簡略化された段階である素弁蓮華文鏡瓦Ⅱ類は、泉官衙遺跡のなかで郡衙に伴う館の存在が推定される町池地区から1点出土したものであり、この地区に存在した建物のいずれかに使用されたと考えられる。同地区で出土する土器は、栗圀式の最終末から国分寺下層式期の土師器で、ロクロ整形の段階のものが全く見られないこと、建物跡の多くが主軸方位を真北に向けていることから、官衙施設の存続時期は一部が7世紀に遡る可能性があるものの、中心となるのは郡庁院の遺構期区分におけるⅡ期、すなわち8世紀代であった可能性が高い。素弁蓮華文鏡瓦Ⅱ類はこの時期を下限とし、8世紀前半代に遡ると推定される(荒 2008)。蓮蕾文鏡瓦Ⅰ～Ⅲ類はそれ以前ということになる。

IV群に組み合う宇瓦については、均整忍冬唐草文字瓦I類（第4図-3~5）がやはり町池地区から出土していることから、荒氏は同鑑瓦との組み合わせを考えている（荒 2008）。しかし本鑑瓦の文様が直線的で平板であるのに対し、均整唐草文字瓦I類は中心飾りや唐草などの表現が立体的で、両者が一連の文様として作範されたとは考え難い。ただし後述するように、蓮蕾文鑑瓦IIないしIII類にも同地区出土のものがあり、均整忍冬唐草文字瓦I類にみられる肉厚の文様表現や、蕾状の文様が同鑑瓦の文様に通じることから、IV群のうち蓮蕾文鑑瓦II・III類は、均整忍冬唐草文字瓦I類に組み合う可能性があると思う。蓮蕾文鑑瓦II類および均整忍冬唐草文字瓦I類は、ともに福島市腰浜廃寺で同範の瓦が採集されており（伊東ほか 1965、原田編 1974）、両者が組み合う蓋然性は高まる。その場合、均整忍冬唐草文字瓦I類に後出する均整唐草文字瓦II類にみられる文様が、やはり直線的で平板な表現であることから、素弁蓮華文鑑瓦II類一均整唐草文字瓦II類の組み合わせを想定することもできる（第9図）。

なお第2章で検討したように、均整忍冬唐草文字瓦I類は、ヘラ描き三角文と竹管による円文を組み合わせた顎面文様がI群の主体となる重弧文字瓦や後続する木葉文字瓦と共通することから、I群：植物文の瓦群に含まれると筆者は考える。顎面文様は一般に、宇瓦が建物の軒先に葺かれ並んでいる状態の時に、軒下から見上げると文様が連続して見えることを意図したものである。すなわち顎面文様は本来、多数の宇瓦が軒先に並んでいる状態でないと意味を成さないものであり、量的に少ない均整忍冬唐草文字瓦I類は、主体となる重弧文字瓦と同じ建物に補足的に用いられたものと考えられる。従って本宇瓦のうち顎面文様をもつものは、I群のなかで主体的に出土し相対的に古い重弧文字瓦の影響を受けたものであり、これとともに使用されたと考えられるので、I群に含めて考える。一方、町池地区で実施した第20次調査で出土した均整忍冬唐草文字瓦I類は顎面素文で、これを蓮蕾文鑑瓦II類に組み合うものと解しておきたい。

その場合、均整忍冬唐草文字瓦I類はI群とIV群にまたがって組み合わせられたことになるが、蓮蕾文鑑瓦II・III類と均整唐草文字瓦I類は、I群と同じ京塚沢窯跡で採集されており、I群とIV群は同じ瓦屋で製作されたと考えられることから、両者に技術交流があっても不思議はなかろう（第7図）（註7）。

さて、均整唐草文字瓦I類は館前地区の寺院創建瓦である花葉文鑑瓦一重弧文字瓦の直後に位置づけられることから、8世紀初頭の年代が与えられる（藤木 2005）。これがIV群の鑑瓦にも組み合わせられたとすれば、蓮蕾文鑑瓦II・III類にもこの年代が与えられる。従ってIV群は、8世紀前半代のなかで変遷したと考えてよい。祖形となる真野古城跡の蓮蕾文鑑瓦I類はこれより遡ることとなる。

5. 外来の文様・技法の受容と展開について

これまで述べてきたように、蓮蕾文鑑瓦I類の製作には渡来系の文様を熟知した技術者が活動したと考えられる。そしてII類以後は、おそらく文様の下絵

などを共通の範型として、それぞれ別の工人により独自に簡略化された瓦範が作成され、同系の文様が展開していくことになったと推測される。

これらの瓦の製作技法については、十分な検討ができるだけの資料が得られていないため保留しておきたいが、先述したように蓮蕾文鑑瓦Ⅰ類には、瓦当裏面に小口か布目とみられる圧痕が、また瓦当側面には平行タタキ目がみられる。こうした製作技法上の特徴も、渡来系の文様とともに本地域に伝播し、その後、定着することのなかった外来技法の存在を示す可能性が高い(註8)。

そして特に重要と思われる点は、前節で述べた偏行唐草文宇瓦各種にみられる包み込み技法は、均整忍冬唐草文宇瓦Ⅰ類とともに本地域に導入された外来技法と考えられるが、それは蓮蕾文という渡来系の文様とともに当地域に持ち込まれたものであった可能性が出てきたという点にあると思う。Ⅳ群はⅠ群にやや遅れ、これと重なる時期に本地域に受容された別系譜の瓦群であったと位置づけられる。文様や製作技法の故地は今のところ見出せず、今後の課題としておきたい。

6. 小結 一蓮蕾文鑑瓦の性格をめぐって一

最後に、これらの瓦を出土した遺跡の性格に触れ、本節のまとめとしたい。

素弁蓮華文鑑瓦Ⅱ類は先述したように、泉官衙遺跡のなかで郡衙の館と推定される施設が確認された町池地区で出土している。また、内藤政恒氏は腰浜廃寺の報文のなかで、京塚沢窯跡出土の蓮蕾文鑑瓦Ⅱ類を、本地域の特徴的な鑑瓦の例として示し、「この手の鑑瓦は惣ヶ沢廃寺(泉官衙遺跡館前地区:筆者注)では未発見であるが、その西方の町池地区から出土している」との重要な事実を指摘している(伊東ほか 1965)。内藤氏がいう「この手の鑑瓦」を筆者は確認できていないが、蓮蕾文鑑瓦Ⅱ類そのもの、もしくは文様のにもっとも近いⅢ類を指す可能性が高い(註9)。その場合、町池地区において真野古城跡に係譜を引く鑑瓦2型式が出土していることになり、少量の出土ではあるが、荒氏が素弁蓮華文鑑瓦Ⅱ類について指摘するとおり(荒 2008)、この種の瓦が行方郡衙のなかで館の所用瓦であったことを示唆している(註10)。その文様の祖形が真野古城跡の蓮蕾文鑑瓦Ⅰ類に求められることから、同遺跡の瓦葺建物の造営にあたった集団が、郡衙の館の造営にも関与したと考えられる。

Ⅳ群の祖形となる瓦を出土した真野古城跡は、過去に6回の発掘調査が行われ、礎石建物跡1棟、掘立柱建物跡3棟、竪穴住居跡9軒、溝跡、土坑、整地層などが確認されている(第10図)(戸田 1993)。また発掘調査で確認された礎石建物跡に先行して、別の瓦葺建物が存在したことも想定されている。その性格としては、やはり寺院ないし官衙を考えるべきであろう。特に基壇を伴う礎石建物と瓦の出土を考慮すれば、寺院跡の可能性がより有力と思われる。また掘立柱建物跡は、柱穴の大きさや平面形式・規模の点で、郡衙を構成する施設に劣ることから、寺院運営施設や豪族居館の可能性を考えておきたい。

真野古城跡の眼下に位置する沖積地内には、6世紀から10世紀まで営まれた集落遺跡である大六天遺跡が所在する(鹿島町 1999)。同遺跡では焼成前線刻

で「少毅殿 千之」と記された須恵器長頸瓶が出土している。また古墳時代後期段階から始まったこれらの集落に伴う墓域として、該期の群集墳である真野古墳群が著名である(鹿島町 1999)。A地区 20号墳から出土した金銅製双魚佩は、その被葬者が渡来系の文物を入手できる社会的関係を持っていた在地の有力者であったことを示すものと思われる(穴沢ほか 1972)。これらの後期古墳に引き続いて、真野古城跡と同じ丘陵上に大窪横穴墓群が営まれ、首長系譜は終末期以降も連続したと考えられる。

以上のように、真野古城跡が所在する真野川中流域右岸にあたる地区は、古墳時代後期以来の在地有力首長層の本拠地であったと考えられる。真野古城跡は、この地区に古墳時代後期段階から居住して真野古墳群を営み、律令期を経て平安時代においては行方軍団の少毅を輩出した在地有力氏族が、自らの本拠地に造営した氏寺であったとみられる。そして蓮蕾文鑑瓦Ⅰ類は、真野古城跡の寺院を造営するために、独自に招聘された渡来系の技術者が製作したものであろう。

泉官衙遺跡のⅣ群については、律令期において郡司階層を構成した彼ら寺院建立氏族の関与によって、館の所用瓦として製作されたものではなかろうか。

Ⅲ. 泉官衙遺跡と関連遺跡の 8 世紀における造瓦

泉官衙遺跡出土瓦のなかでⅣ群とした蓮蕾文鑑瓦Ⅱ・Ⅲ類や素弁蓮華文鑑瓦Ⅱ類は館院所用瓦であり、祖形は真野古城跡の蓮蕾文鑑瓦Ⅰ類に求められる。このことは、真野古城跡の瓦葺建物の造営に関わった集団が 8 世紀前半において、行方郡衙のなかで特に館の造営に関与していたことを示すものである。

一方、Ⅱ群とした単弁細弁蓮華文鑑瓦一偏行唐草文字瓦のセットは、泉官衙遺跡館前地区、すなわち行方郡衙周辺寺院に供給され、製作技法はその創建期の瓦であるⅠ群を継承したとみられる点が多い。従ってⅡ群は、同寺院の創建期以来の造瓦技法を継承した集団によって生産されたとみてよい。Ⅱ群は泉官衙遺跡館前地区と郡山五番遺跡との間に同範関係や技法的な関係があり、その生産にあたっては、行方・標葉に所在する両郡衙周辺寺院にまたがって、その補修に活動した集団が存在したと考えてよからう。

ところで、行方郡衙の正倉院における瓦のあり方も、特定の 2 種のタタキ目をもつ女瓦が、正倉院の所在する県指定地区から排他的に出土することから、この 2 種が正倉建物所用瓦であったと考えられる(註 11)。この 2 種に見られる叩き目は、Ⅰ～Ⅳ群に伴う女瓦とは異質のもので、このうち簾状タタキに伴う女瓦は、正倉院の区画溝から「嶋□郷□□里」の記載がみえる郷里制段階の木簡と共伴して出土したことから、その下限は 8 世紀第 1 四半期後半から第 2 四半期の前半であることが確定している。この種の女瓦は生産地が不明であるが、泉官衙遺跡のほかに相馬市黒木田遺跡でも出土していること(竹島編 1992)、

黒木田遺跡で主体的に出土する女瓦に、これと非常に良く似た(しかし異なる)叩き目を持つものがあり、同遺跡との関連が推定される。

さて、寺院創建期の瓦群であるⅠ群は7世紀末から8世紀初頭にかけて生産され、その技法は8世紀第2四半期を上限とするⅡ群に引き継がれた。8世紀初頭において、寺院造営にかかる瓦生産がなお継続して行われ、その第2四半期以降には郡域を越えて瓦を供給できる造瓦組織が機能していたにも関わらず、Ⅳ群はⅠ群の後半と重なる時期に同じ瓦屋で館の所用瓦として生産され、これとほぼ重なる時期に正倉の所用瓦の生産も行われていたことになる。従って、泉官衙遺跡では8世紀前半期の相互に重なる時期に、複数の系譜の異なる瓦群が施設毎に生産・供給された実態があったと考えられる。これには白鳳期に成立した郡衙周辺寺院の大規模な造営と修造、正倉の瓦葺化による荘厳化(大橋2008)など、異なる背景が存在し、これに伴う造瓦組織も別々に編成されていたこと、また瓦の系譜の違いは造瓦を含む諸施設の造営に関与した氏族の違いを反映したことを予察しておきたい。

以上、本稿では泉官衙遺跡出土瓦のうちⅡ・Ⅳ群を取りあげて検討を行い、最後に他の瓦群との関連を合わせ、8世紀段階の造瓦の実態について若干の私見を示した。本遺跡をめぐる造瓦については、今後、男瓦・女瓦などの分析を行い、また周辺の遺跡で出土する古瓦との関係や、その背景も含めて、さらに追及していく必要がある。

註

- (1) 平城宮系軒先瓦は泉官衙遺跡と郡山五番遺跡で同範の瓦が出土するが、型式名称は各報告書・論文でそれぞれに付されている。今回の報告にあたり、「単弁細弁蓮華文鏡瓦(Ⅰ～Ⅲ類)」、「偏行唐草文字瓦(Ⅰ～Ⅳ類)」を2遺跡に共通の呼称として用いる。なお筆者旧稿(藤木2009)では、偏行唐草文字瓦Ⅰ～Ⅳ類の祖形となる宇瓦を、採集者の名前に基いて「内藤氏資料」と仮称したが、今回はその文様にもとづき「均整唐草文字瓦」と称する。泉官衙遺跡では「均整唐草文字瓦」がこれとは別の瓦に付されているが(荒2008、藤木2009)、その単位文様は忍冬唐草文であるためここでは「均整忍冬唐草文」と呼ぶ。先行論文との対応関係は第3表のとおり。
- (2) 陸奥国の鏡瓦の接合技法は、はじめに瓦当厚の1/3～半分ほどの厚さの粘土を範詰めしたうえ男瓦を立て、その後に瓦当裏面全体に粘土を付加して、瓦当部の残り半分の厚みを形成する、いわゆる印籠継ぎ技法が一般的である。単弁細弁蓮華文鏡瓦は、男瓦が瓦当にあまり深く入っていないものが多い。
- (3) 陸奥国内の宇瓦のほとんどは貼り付け段顎で、削り出しで段顎を成形しているのは、管見では郡山五番遺跡と泉官衙遺跡の偏行唐草文字瓦だけである。
- (4) 郡山五番遺跡の鏡瓦の2大別については、大竹憲治氏が複弁(筆者の言うⅡ群)と単弁(筆者のⅠ群)の2系統に分けており、各々について変遷を論じている(大竹1995)。
- (5) 文様の呼称については、亀田修一氏・佐川正敏氏からご教示を得た。
- (6) ただし、具体的にどのような瓦をモデルとしたかについては、特定できていない。
- (7) 均整唐草文字瓦Ⅰ類とともにⅠ群の後半に位置づけられる木葉文字瓦の接合技法は、

瓦当粘土を女瓦に接合する際、接合粘土を凸面側のみに付加するもので、筆者はこれを、先行する重弧文字瓦に伴う顎部の整形技法と、范型で施文する均整唐草文字瓦Ⅰ類にともなって導入された新来の包み込み技法が融合したものと理解した（藤木 2005）。木葉文字瓦のこのような製作技法は、そうした技術交流によって生み出されたものではなかろうか。

- (8) 瓦当裏面の圧痕が丸太状の押圧具による小口圧痕であった場合は、本地域と福島市において限定的に見られる腰浜C技法、布目圧痕であるならば縦置型一本作りが想起されるが、蓮蕾文鏡瓦Ⅰ類は瓦当裏面の下半に男瓦痕跡を残さない。今後、文様の故地とともに製作技法の追求が必須の課題となろう。
- (9) 内藤氏の研究は氏自身が蒐集した表採資料に基づくもので、氏の採集された瓦には出土地等の情報が明記されている。筆者はこれについて、内藤氏が一時期在籍された東北大学所蔵資料（第8図-2）を指すと推測している。
- (10) 郡衙の館に瓦葺建物が存在したことを明確に示す事例はない。しかし、泉崎村関和久官衙遺跡中宿・古寺地区（陸奥国白河郡衙跡）（木本ほか 1985）や、宮城県東松島市赤遺跡御下地区（陸奥国牡鹿郡衙跡）（佐藤 1991）の例では、館と推定される地区で検出された溝跡などから少量の瓦が出土している。泉官衙遺跡町池地区でも瓦の出土はごく少量であるが、これらの施設に瓦葺建物が存在した可能性があり、出土量や組み合わせから、葺き方などを含め検証していく必要がある。
- (11) 泉官衙遺跡における正倉院所用瓦の在り方については、第2部第6章で詳論した。

参考文献

- 穴沢味光・中村五郎 1972 「福島県真野寺内 20 号墳に関する考察—金銅双魚佩出土古墳の性格について—」『考古学研究』第 19 巻第 1 号 考古学研究会
- 荒 淑人 2008 『泉廃寺跡—陸奥国行方郡家出土瓦の報告—』南相馬市教育委員会
- 伊東信雄ほか 1965 『腰浜廃寺』福島市史編纂準備委員会
- 岩戸晶子・藤木海 2010 「内藤政恒氏・原田良雄氏蒐集の古瓦—福島県南相馬市泉官衙遺跡・京塚沢窯跡・植松廃寺跡出土瓦の資料紹介—」『鹿園雑集』奈良国立博物館研究紀要 第 12 号
- 上原真人 1996 『蓮華文』日本の美術 359 至文堂
- 大竹憲治 1995 「陸奥国標葉郡衙跡出土瓦考—郡山五番遺跡の資料を中心に—」『王朝の考古学』雄山閣
- 大橋泰夫 2008 「国分寺と官衙」『シンポジウム 国分寺の創建を読む』Ⅱ—組織・技術論— 国土舘大学
- 鹿島町 1999 『鹿島町史』第 3 巻 資料編 2 原始・古代・中世 鹿島町史編纂委員会
- 木本元治ほか 1985 『関和久遺跡』福島県教育委員会
- 木本元治 1989 「善光寺遺跡（第 2 次）」『国道 113 号バイパス遺跡調査報告』Ⅴ 福島県教育委員会
- 佐川正敏 2000 「陸奥国の平城宮式軒瓦 6282—6721 の系譜と年代—宮城県中新田町城生遺跡と福島県双葉町郡山五番遺跡・原町市泉廃寺—」『東北学院大学 東北文化

研究所紀要』第 32 号

- 佐川正敏 2004 「福島県原町市泉廃寺跡出土軒瓦が語る古代行方郡郡寺の様相」『東北学院大学東北文化研究所紀要』第 36 号
- 佐藤敏幸 1991 『赤井遺跡』I —牡鹿柵・郡家推定地— 宮城県矢本町教育委員会・宮城県石巻土木事務所
- 菅原祥夫 1996 「陸奥国府系瓦における造瓦組織の再編過程(1)—黄金山産金遺跡の所用瓦に対する再評価を中心として—」『論集しのぶ考古』
- 竹島國基編 1992 『福島県浜通りの古瓦』竹島コレクション考古図録第 2 集
- 辻 秀人 1984 「陸奥南部の造瓦技法—腰浜廃寺・関和久遺跡出土瓦の検討—」『大平台史窓』3 号
- 辻 秀人 1992 「浜通りの古瓦の系譜」『福島県浜通りの古瓦』竹島コレクション考古図録第 2 集 竹島國基編
- 戸田有二 1993 『真野古城跡』鹿島町文化財調査報告第 9 集 鹿島町教育委員会
- 奈良国立文化財研究所 1974 『奈良国立文化財研究所基準資料』I 瓦編 1 解説
- 奈良国立文化財研究所 1991 『平城宮発掘調査報告』XIII 奈良国立文化財研究所学報第 50 冊
- 原田良雄編 1974 『東北古瓦図録』 有山閣
- 堀 耕平ほか 1997 ~2005 『原町市内遺跡発掘調査報告書』1~10 原町市教育委員会
- 堀 耕平ほか 2002 『県営高平地区ほ場整備事業関連遺跡発掘調査報告書』III 福島県相双農林事務所・原町市教育委員会
- 藤木 海 2005 「泉廃寺跡出土の植物文軒先瓦の変遷」『古代東国の考古学』慶友社
- 藤木 海 2006 「有蕊弁蓮華文鏡瓦の展開とその背景」『福島考古』第 47 号 福島県考古学会
- 藤木 海 2009 「泉廃寺跡と関連遺跡の 8 世紀における造瓦—泉廃寺跡出土の II 群と IV 群をめぐって—」『福島考古』第 50 号
- 森 郁夫 1991 「瓦当文様の創作」『日本の古代瓦』 雄山閣
- 柳澤和明 2008 「東山官衙遺跡政庁地区の構成と変遷」『芹沢長介先生追悼 考古・民族・歴史学論叢』
- 山崎信二 1994 「平城宮・京と同範の軒瓦および平城宮式軒瓦に関する基礎的考察」1993 年度文部省科学研究費一般研究 C 報告書(2003『古代瓦と横穴式石室』同成社所収)
- 山崎信二 2011 『古代造瓦史—東アジアと日本—』雄山閣
- 山中敏史 2005 「地方官衙と周辺寺院をめぐる諸問題—氏寺論の再検討—」『地方官衙と寺院—郡衙周辺寺院を中心として—』独立行政法人文化財研究所奈良文化財研究所
- 渡邊一雄ほか 1979 『郡山五番遺跡』III 双葉町教育委員会

第4章 9世紀における寺院の補修 —有蕊弁蓮華文鏡瓦の展開とその背景—

はじめに

泉官衙遺跡のⅢ群とした瓦群は、4葉の花弁にそれぞれ3本の蕊が表現されたもので、これまで「三蕊弁四葉花文」と呼ばれ、南相馬市原町区植松廃寺、同市泉官衙遺跡、福島市腰浜廃寺で同系の瓦が出土している。この種の瓦については内藤政恒氏の先駆的な研究があり、その後、辻秀人氏、戸田有二氏、佐川正敏氏が検討を行ってきた。しかしその性格については、内藤氏による研究の後、あまり議論されることはなく、辻秀人氏は「文様の特異性や特徴ある製作技法も含めて、この瓦群の性格を解明することが今後の重要な課題」と述べている。

本節では、独自の展開を示すこの種の瓦について、検討する。その際、まず鏡瓦を中心に文様と製作技法を検討し、それを踏まえて瓦群全体の位置付けや、この種の瓦が各遺跡に展開した背景についても私見を述べたいと思う。なお、鏡瓦に付された従来の「三蕊弁四葉花文」の呼称は、これに組み合う瓦群に表現された同種の意匠全体を指す名称としては不都合があるので、「有蕊弁蓮華文」と呼ぶ(註1)。

Ⅱ. 文様の検討

有蕊弁蓮華文を東北地方における古瓦の特殊性として注目し、初めて本格的な検討を加えたのは内藤政恒氏であり、氏による一連の研究がある(内藤1936・39・53・66、伊東ほか1965)。内藤氏は、植松・泉・腰浜の3廃寺にみられるこの種の文様を高句麗系として、その祖形を泉官衙例とし、これがやや時期を隔てて植松・腰浜に伝播したと考えた。この見解については辻秀人氏(竹島編1992)、佐川正敏氏(佐川2004b)も同様に考えている。筆者はこれと異なる見解をもつため、3遺跡の有蕊弁蓮華文鏡瓦の先後関係についてまず触れたい。

1. 有蕊弁蓮華文鏡瓦の祖形

第1図に示した6種の鏡瓦のなかで、植松廃寺例(1・2)だけが文様を陰刻で表現している。植松廃寺例と腰浜廃寺341(8)は、1本の蕊をもつ間

弁が表現されている点で近い関係にある。腰浜廃寺341は植松廃寺例に比して弁形がやや崩れ、間弁が切れ込みをもたないなど、植松廃寺例を簡略化したものとみることができる。従って、植松廃寺例と比べて腰浜廃寺341が後出すると判断される。

腰浜廃寺341は中房に左旋回する花卉が表現されており、これは同遺跡出土の旋回花文鏡瓦(320・321・322)や八弁花文鏡瓦(300)の文様と共通する(第5図-11・12)。有蕊弁蓮華文鏡瓦の中房は、他の例がいずれも1+4の蓮子構成である点からみて、中房蓮子は1+4を基本とするものであったと思われる。341は、瓦当文様に有蕊弁蓮華文を採用するにあたり、旋回花文ないし八弁花文の文様要素が中房に取り入れられて成立したと解される。

次に、官衙遺跡の有蕊弁蓮華文鏡瓦Ⅰ類(以下、泉官衙Ⅰ類とする。Ⅱ・Ⅲ類も同じ)と腰浜廃寺340は、弁間に楔形の表現がみられる点、1+4の蓮子構成をもち、周縁蓮子が弁間に対応する点が共通し、両者は近い関係にある(第1図-3・4・7)。泉官衙Ⅰ類では弁端にも楔形の表現があるが、これは弁の切れ込みを表現したものと考えられる。従って筆者は、弁間の楔形文様も切れ込みの表現であり、植松廃寺例にみられる1蕊の間弁に表された切れ込みが痕跡として残ったものとみる。この観点に立てば、泉官衙Ⅰ類よりも植松廃寺例のほうが古くなる。また、腰浜廃寺340では蓮弁が切れ込みを失っている一方、弁間には楔形の文様があることから、泉官衙Ⅰ類にみられるような、楔形の文様で弁の切れ込みを表現しようとする意識が、腰浜廃寺340では失われている。また泉官衙Ⅰ類にみられる蓮弁を囲む圏線は、340にはみられない。

以上のことから、有蕊弁蓮華文鏡瓦は植松廃寺例が祖形であり、植松廃寺例→腰浜廃寺341、植松廃寺例→泉官衙Ⅰ類→腰浜廃寺340の順序が推定される。植松廃寺例・腰浜廃寺341では内区を囲む圏線が陰刻・凸線でそれぞれ表現されるが、両者にみられる圏線は径が正確に一致する。中房の径や弁の長さは異なるものの、蓮弁・間弁の割り付けもよく一致することから、腰浜廃寺341は、植松廃寺例の文様の規格を踏襲して作範された可能性が高い。瓦当文様を表した図面のようなものが存在し、それが植松から腰浜へ持ち込まれたと推測される。一方、腰浜廃寺340は泉官衙Ⅰ類の文様を見よう見まねで模倣したものとみられる。その際、泉官衙Ⅰ類にみられる圏線は省略されたか認識されなかったのであろう。

さて、これまで触れなかった泉官衙Ⅱ・Ⅲ類(5・6)についてであるが、Ⅱ類は弁形がスぺード形を呈するという点、Ⅲ類は2本の蕊をもつ7または8葉の蓮華文であるという点で、他とは著しく異なる。しかしこれらは、胎土や特徴的な橙色で軟質の焼き上がり、そして後述する製作技法がⅠ類と共通することから、Ⅰ類と同時期に製作されたものと考えられる。

2. 瓦の年代

祖形となる植松廃寺例については、生産窯である入道迫2号窯跡が瓦陶兼業

窯であり、須恵器の年代から 8 世紀末～9 世紀初頭と考えられている（戸田 1984）（註 2）。腰浜廃寺例は、有蕊弁蓮華文を含む花文グループの瓦群に伴う女瓦に「嘉祥」のへら書きが認められることから、下限は 9 世紀中頃とされる（竹島編 1992）（註 2）。近年、佐川正敏氏は、腰浜廃寺の花弁文字瓦の顎面文様が、仙台市燕沢遺跡の宝相華唐草文字瓦の瓦当文様に類似することを指摘し、同遺跡の字瓦が多賀城Ⅳ期の宝相華文鑑瓦（422）の祖形となる宝相華文鑑瓦と組み合わせることから、腰浜廃寺の花文グループに同じく 9 世紀中葉の年代を与えている（佐川 2004b）。さらに腰浜廃寺では、花文グループに伴う女瓦に「伴部福」のへら書き文字のみられるものがあることから（福島市教委 1981）、大伴氏が伴氏に改姓した弘仁 14 年（823）を上限とすることができる。従って花文グループは、9 世紀第 2 四半期から第 3 四半期を中心とする時期とみて間違いないであろう。

泉官衙例は、植松廃寺例より後出し腰浜廃寺 340 に先行する。腰浜廃寺 341 は植松廃寺例を、同 340 は泉官衙Ⅰ類を直接のモデルとしていることから、これらの年代に大きな開きを想定することはできない。従って植松廃寺例は遡っても 9 世紀初頭、泉官衙例は 9 世紀第 2 四半期、腰浜廃寺例は 9 世紀第 2 四半期から第 3 四半期と位置付けておきたい。3 遺跡の有蕊弁蓮華文鑑瓦は、9 世紀前半代の短い幅のなかで変遷したと考えられる。

Ⅲ．製作技法の検討

3 遺跡の有蕊弁蓮華文鑑瓦は、製作技法を示す外見的な特徴として、瓦当裏面の下半に男瓦痕跡を残す点が共通する。この特徴は、瓦当に半裁前の男瓦円筒を接合したのち、不用部分を切り取ったことを示すものである。これらに共通して男瓦痕跡が認められるという点については、内藤政恒氏が「瓦当の裏面に素縁をめぐらしたもの」として早くから注目している（伊東ほか 1965）。また辻秀人氏は、腰浜廃寺出土の鑑瓦の検討から「腰浜 C 技法」を明らかにし、腰浜廃寺 341 はこの技法によるものとした（柴田ほか 1981・辻 1984）。辻氏はさらに、植松・泉の例もこの技法によるものとし、浜通りと中通り北部とで瓦製作工人の移動があったことを推定している（辻 1988、竹島編 1992）。戸田有二氏は、植松廃寺の有蕊弁蓮華文鑑瓦を焼成した入道迫窯跡出土資料を検討し、その製作工程を復元した（戸田 1984）。また戸田氏は、旧石背国に分布する鑑瓦の製作技法を第Ⅰ～Ⅴ技法に分類し、腰浜廃寺 341 と植松廃寺の有蕊弁蓮華文鑑瓦を「男瓦円筒広端部を外区周縁とし、この内側に内区部分をはめ込む」第Ⅰ技法としている（戸田 1988）。荒淑人氏は、泉官衙遺跡第 10 次調査の報文のなかで、同調査出土の有蕊弁蓮華文鑑瓦を一本作りとしている（堀ほか 1999）。佐川正敏氏も泉官衙例を杵型一本作りとし、腰浜廃寺の 340 を「男瓦（円筒）嵌め込み技法」（＝腰浜 C 技法）、341 を「半裁男瓦嵌め込み技法」

とした（佐川 2004 a・b）。ここでは、先学の研究を踏まえ、有蕊弁蓮華文鏡瓦の製作技法を改めて検討したい。

1. 植松廃寺の有蕊弁蓮華文鏡瓦の製作技法

本鏡瓦の外見的な特徴は次のとおりである（写真1～3）。①瓦当裏面の下半に男瓦痕跡が残る。②男瓦円筒の広端部が周縁を形成している。③内区粘土は文様面から周縁の一部に連続する。④瓦当裏面は平坦で木口圧痕が残る。⑤内区粘土裏面の周縁部に堤状の高まりがある。⑥内区粘土だけが剥離した資料が多く、側面を布目のポジが全周する。以上の特徴を踏まえ、製作技法を復元すると以下ようになる（第2図）。

(1)瓦範にブロック状にした粘土を詰める。その際、円形を呈する範の側面を包み込むように整形する。従って範詰めされた粘土は、内区から周縁部まで連続する。この段階で、内区文様と周縁の内側半分が形成されることになる。(2)範詰めされた粘土に男瓦円筒をかぶせる。これによって、男瓦円筒広端部により周縁の外側半分ほどが形成される。従って、1の段階で形成された部分に男瓦の厚さが加わり、幅約3cmと分厚い周縁ができる。内区粘土の側面には男瓦円筒凹面の布目が写る。(3)男瓦円筒の不用部分を切り取る。瓦当裏面には高さ5mmほどの男瓦痕跡が残る。(4)丸太を輪切りにした形状の押圧具で、内区粘土を裏面から押圧する。この工程の結果、瓦当裏面に木口圧痕が残る。また、内区粘土が押圧具を包み込むようにはみ出し、周縁部に堤状の高まりができる。この堤状の高まりの内側から平坦な瓦当裏面にかけて、押圧具に生じた割れの圧痕が走る。押圧具はそのまま瓦当裏面に残しておく。(5)男瓦円筒の凸面側から押圧を加え、凹面と内区粘土が密着するようにする。この時、瓦当裏面に残された押圧具は内型の機能を果たしたものであると思われる。押圧の結果、凸面に窪みが生じるため、粘土を補い横位のヘラナゲで調整する。この痕跡は、男瓦円筒製作時に凸面に施されたナゲ痕とは明確に区別される。(6)範と押圧具を取りはずし、周縁の端部のみにヘラケズリを施す。周縁に生じた内区粘土と男瓦円筒広端部との接合痕を消し、周縁の高さを整えるためであろう。また、全てにみられるわけではないが、(4)の段階で形成された堤状の高まりと男瓦円筒との接点に別粘土が付加され、ヘラナゲ調整が施されているものがある。調整は瓦当裏面には及ばない。

なお、戸田有二氏は、男瓦円筒の不用部分を切り取った後に内区粘土を範詰めする手順も推定されているが、内区粘土が範の側面を包み込むように範詰めされている点を考えると、範詰めを先に行った可能性が高いと思う。

2. 泉官衙遺跡の有蕊弁蓮華文鏡瓦の製作技法

外見的な特徴は以下のとおりである（写真4～6）。①瓦当裏面の下半に男瓦痕跡が残る。②周縁の粘土は内区粘土と一連である。③瓦当裏面は平坦で、木口圧痕が残る。④瓦当粘土裏面の周縁部に堤状の高まりが残る。男瓦が剥離した資料では、この堤状の高まりの外側に布目のポジが認められる。⑤県指定重

要文化財3号では、堤状の高まりの上に粘土紐がめぐらされている。粘土紐は瓦当裏面にその痕跡を残した木口材と男瓦円筒との間に押しつぶされた形状を示す。⑥男瓦円筒は⑤の粘土紐の外側に密着している。従って男瓦円筒凹面の布目は、粘土紐との接着面に潜り込んでいくように見える。ここで重要な点は⑤・⑥で、佐川氏の説では瓦当裏面の木口圧痕を一本作りにおける杵型の圧痕と解しているが、その場合、木口材と男瓦円筒に押しつぶされた粘土紐の存在を説明できない。筆者は以下のような製作工程を復元する(第3図)。

(1)瓦範にブロック状の粘土を詰める。不規則なブロック状の剥離が認められる資料が多い。また内区から周縁まで胎土の流れが連続しており、周縁と内区は一連の粘土で作られたと考えられる。瓦範の側面を包み込むように粘土を詰めたものと思われる。この時、瓦当裏面の周縁部に男瓦円筒を立てるための挿入溝もしくは段をつけた可能性がある。(2)瓦当裏面に男瓦円筒を立てる。(3)男瓦円筒の不用部分を切り取る。(4)瓦当裏面と男瓦円筒との接着部に粘土紐をめぐらす。これが接合粘土の役割を果たす。(5)丸太を輪切りにした形状の押圧具で瓦当裏面を押圧する。その結果、瓦当裏面に木口圧痕が残る。また、瓦当粘土が押圧具を包み込むようにはみ出し、瓦当粘土の周縁部に堤状の高まりができる。押圧具はそのまま瓦当裏面に残しておく。(6)男瓦円筒と瓦当との接合部付近を、凸面側から押圧する。この結果、接合粘土として瓦当裏面にめぐらした粘土紐が男瓦円筒凹面と押圧具との間につぶされる。内区粘土に生じた堤状の高まりの外側には男瓦円筒の布目が写る。押圧によって生じた男瓦凸面の窪みに、瓦当部と男瓦部を支持する接合粘土を付加し、指ナデ調整を施す。男瓦製作時の凸面の調整はヘラナデであるため、その痕跡は明瞭に区別される。(7)瓦範・押圧具を取り除き、周縁の端部にヘラケズリを施す。

I・II類の基本的な製作手順は同じと思われるが、両者はつくりが若干異なっている。すなわち、I類は瓦当厚1.5～2cmほどであるのに対し、II類は4.5cmと分厚いものがある。また瓦当面および瓦当裏面に残された範・押圧具の痕跡から、範・押圧具の樹種は異なる。III類は小片であり詳細は明らかでない。

3. 腰浜廃寺跡の有蕊弁蓮華文鏡瓦の製作技法

外見的な特徴は、次のとおりである(写真7～9)。
①瓦当裏面の下半に男瓦痕跡を残す。
②周縁が剥離した資料では、内区粘土の側面に布目のポジが写っているものがあるが、内区粘土は周縁の一部を形成しない。
③内区粘土の裏面は全面にナデ調整が施されており平坦ではなく、周辺部が男瓦部へ向かって緩やかに立ち上がる。製作工程は以下のように考える(第4図)。

(1)瓦範に男瓦円筒をかぶせる。男瓦は粘土紐巻き作りである。(2)男瓦円筒の不用部分を切り取る。その結果、瓦当裏面に高さ3cmほどの男瓦痕跡が残る。(3)範に内区粘土を詰め、裏面をナデ調整する。(4)瓦範をはずす。340では、瓦当面の内区部分と周縁部分との接合部を指ナデ調整している。

なお、内区粘土を先に範詰めする工程も想定できる。ただし、内区粘土の周辺部が男瓦部へ向かって緩やかに立ち上がっているが、この立ち上がりの部分

に節理面を観察できないことから、接合粘土を内区粘土と別に付加したのではない。従って、男瓦円筒の不用部分を切り取った後に、内区粘土を男瓦円筒の凹面に密着するように詰めていった可能性が高いが決め手を欠く。なお、辻秀人氏は、3の段階に笮詰めされた瓦当粘土を裏面から工具によって押圧する工程を想定しているが、これは100の観察に基づくもので、340・341ではナデ調整によりその痕跡を確認できない。また、佐川正敏氏は先述のように、341を「半裁男瓦嵌め込み技法」としている。しかし写真9は裏面に男瓦痕跡を残す瓦当下半の資料であり、筆者はこれに基づいて、男瓦を円筒のまま内区粘土に嵌め込んだと判断した(註3)。

4. 製作技法の比較

さて、3廃寺の接合技法を比較してみよう。植松・泉の両廃寺では、男瓦円筒の広端部が周縁を形成するか否かという点、これはまた重視しなければならない点であるが、それを別にすれば、基本的な製作手順は同じであったと考えられる。しかし一方で、植松・泉の違いは上記した点に加え、前者の方が全体として作りが整っているのに対し、後者はどちらかと言えば作りが粗雑で、造瓦に修練を積んだ瓦工が製作したものとは考え難い点が挙げられる。

腰浜廃寺例については、男瓦の広端部が周縁を形成しているという点で植松廃寺例と共通するが、瓦当裏面にはヘラナデ調整が施されており、木口材による押圧の有無は不明である。ただし、瓦当裏面が平坦ではなく、この工程を伴った可能性は低い。また、植松廃寺例では男瓦円筒の広端部とともに内区粘土の一部が周縁の内側部分を形成するが、腰浜廃寺の2例は男瓦円筒の広端部がそのまま周縁となっている。340は男瓦円筒広端部による周縁と内区との接合部を指ナデによって調整しているが、341にこれは認められず、周縁と内区粘土との間につなぎ目を残す。腰浜廃寺の場合、男瓦円筒の不用部分を切り取った後に、内区粘土を笮詰めした可能性が高い。

以上から、3廃寺の有蕊弁蓮華文は、別につくった半裁前の男瓦円筒を瓦当または内区に接合するという点で共通する。先述したように、辻秀人氏はこの技法を「腰浜C技法」と呼んだ(註4)が、製作手法の細部には若干の違いが認められる。上記した鑑瓦の製作技法における特徴をまとめると、**I**：男瓦円筒広端部と内区粘土の一部が周縁を形成するもの、**II**：男瓦円筒広端部がそのまま周縁を形成するもの、**III**：男瓦円筒広端部が周縁を形成しないものの3者に分かれ、さらに細部の手法によって、**a**：瓦当裏面に木口圧痕を残すもの、**b**：瓦当裏面をナデ調整するもの、**c**：瓦当裏面をナデ調整し、瓦当面の内区と周縁の接合部を指ナデするもの、に分けることができる。IとIIでは、内区粘土を笮詰めする段階が異なる可能性が高い。またcはIIにのみ付随する手法である。植松廃寺例はI a手法、泉官衙例はIII a手法、腰浜廃寺341はII b手法、340はII c手法となる。

IV. 有蕊弁蓮華文鏡瓦の成立と展開

ここでは、前節まで個別に検討してきた鏡瓦の文様と製作技法の関係を整理して、その類例と系譜を探り、さらにこれらの瓦を各遺跡における瓦群全体のなかに位置付けたい。

1. 文様と製作技法の類例

有蕊弁蓮華文鏡瓦は、植松・泉・腰浜の3廃寺のほかに、相馬市黒木田遺跡で植松廃寺例と同範の鏡瓦（H類）が出土している。有蕊弁蓮華文が展開するのは、今のところ上記4遺跡である。一方腰浜C技法は、この4遺跡を中心に、陸奥国内にいくつかの類例を見出せる（第5図、第1表）。

第1表は、腰浜C技法のみられる鏡瓦の文様と製作技法を整理したものである。文様のうえで特に関連の強い植松・泉・腰浜の有蕊弁蓮華文鏡瓦は、細部の製作手法がそれぞれ異なるが、その一方で、細部の手法まで共通する鏡瓦がいくつかの遺跡にまたがって存在することがわかる。

このうち腰浜廃寺の創建瓦である100は7世紀中葉の年代が与えられ（伊東1977、木本1989・福島1992）、腰浜C技法の最古の事例である。同140はこれを簡略化したもので、8世紀代に位置付けられる。また黒木田Ac類は遅くとも8世紀初頭の年代が与えられている（木本、前掲）。植松廃寺の単弁四葉鏡瓦は桶巻き作り女瓦と組み合わせると考えられ（戸田1984）、また後述するように同廃寺の有蕊弁蓮華文鏡瓦に影響を与えたと考えられることから、8世紀代に遡る可能性が高い。

腰浜廃寺100はIIa手法、黒木田遺跡Ac類はIa手法であり、瓦当裏面を工具により押圧するa手法は、相対的に古い時期の瓦にも認められる。また腰浜廃寺140にはIIc手法、植松の単弁四葉鏡瓦にはIIb手法を確認できる。他は、後述するように組み合わせる宇瓦がいずれも一枚づくりと考えられることや文様の系譜関係からみて平安時代のものと考えられる。

すなわち腰浜C技法は、各種の手法が腰浜・黒木田の古い時期の瓦に認められるとともに、年代差を越えて再び両遺跡に用いられ、また、植松・泉・横手廃寺などの鏡瓦にも確認される。従って同技法は、陸奥国内において、これらの限定された地域で保持されつづけた伝統的な技法であったと考えることができる。細部の手法の差異は、その瓦を製作した瓦工、あるいはその系譜の違いを反映したものと考えられる。なお、III手法は相対的に新しい時期の瓦に伴うものである。

2. 有蕊弁蓮華文鏡瓦の成立と展開

上に挙げた腰浜C技法のみられる鏡瓦は、製作技法の共通性とともに、文様のうえでも系譜関係が見出せるものがある。第6図はそれを整理したものである。最初に指摘したいのは、本稿で主に取り扱った有蕊弁蓮華文を特徴づける

「蕊」の起源が、相双地域における I a 手法の最も古い事例である黒木田遺跡 A c 類に求められると考えられることである。つまり、植松廃寺跡の有蕊弁蓮華文鏡瓦は、文様・製作技法ともに黒木田 A c 類の系譜を引くと考えるのである。

A c 類には、複弁に由来する（辻 1992）凸線によって弁を分割し、その左右には棒状の凸線の先端に珠点を置いた子葉がみられる。「三蕊」はこれを模したものと考えられる。植松廃寺では有蕊弁蓮華文鏡瓦のほかに、弁を陰刻表現し大ぶりの紡錘形の子葉を配した単弁四葉鏡瓦がある。これは半球状の中房や四葉文といった在地に系譜を辿ることのできない文様構成をもつことから、外来の文様と位置付けられる。この単弁四葉の文様要素が黒木田 A c 類に加わり、A c 類における八葉の蓮弁のうち 4 枚が間弁に転化することによって、植松の有蕊弁蓮華文が成立したと解したい。有蕊弁蓮華文鏡瓦のなかで、植松廃寺例のみに認められる弁の陰刻表現は、単弁四葉の影響によるものと思われる。ただし黒木田 A c 類と植松廃寺の有蕊弁蓮華文鏡瓦とは年代的な開きがあり、その間を埋める資料は今のところ不明である。

次に、有蕊弁蓮華文鏡瓦の先後関係について、先に植松廃寺例→泉官衙 I 類の順序を想定した。若干補足すれば、泉官衙 I 類の凸線で表現された弁端をつなぐ圏線と中房の径は、植松の単弁四葉鏡瓦における内区径・中房径にほぼ正確に一致しており、また両者は弁形や弁の割り付けもよく一致することから、泉官衙 I 類は植松の有蕊弁蓮華文鏡瓦に単弁四葉の要素を加えて成立したものと考えられる。すなわち泉官衙 I 類は、文様意匠として植松の有蕊弁蓮華文を採用するが、直接には単弁四葉の文様の規格や割り付けを踏襲して作範された可能性が高い。腰浜廃寺 3 4 1 の範も、植松の有蕊弁蓮華文の規格を踏襲した可能性が高いことは先述したとおりであり、泉官衙 I 類についても、植松の単弁四葉の文様を示した図面のようなものに基づいて、簡易な凸線表現の文様として考案されたものと思われる。

また黒木田遺跡の D 類は、蓮弁の内側に一枚の子葉を配した単弁蓮華文であり、その祖形は植松廃寺の単弁四葉鏡瓦に求めることができる。その一方、D 類は文様をすべて凸線で表現した四葉文で、弁端が圏線で連結され、弁端と弁間に弁の切れ込みを表現した楔形の突出がみられ、1 + 4 の中房蓮子を配するなど、泉官衙遺跡の有蕊弁蓮華文鏡瓦 I 類と共通する点が多い。このことから、D 類の文様は、泉官衙 I 類や植松廃寺の有蕊弁蓮華文・単弁四葉の影響のもとに成立したものと考えられる。弁の陰刻表現→凸線表現という変化は、有蕊弁蓮華文のそれと同じである。ただし文様の寸法は一致しない。

なお、横手廃寺の単弁八葉鏡瓦も、陰刻表現の蓮弁に突出する子葉を配する文様表現や半球状の中房が共通することから、植松の単弁四葉からの影響を認めてよいものと筆者は考える。

3. 有蕊弁蓮華文鏡瓦の生産

植松廃寺の有蕊弁蓮華文鏡瓦と同範の黒木田遺跡 H 類は I a 手法の痕跡を認

めることができるが、両者は胎土が異なる。また黒木田遺跡出土例の方が笱の傷みが進行している。従って黒木田H類は、植松の有蕊弁蓮華文を製作した瓦工が笱を携えて黒木田へ移り、黒木田用に製作した可能性が高い。

しかし一方、文様の系譜関係と製作手法の細部の特徴とは必ずしも対応しないものがある。すなわち、植松の有蕊弁蓮華文鑑瓦を直接のモデルとして作笱されたと推定される腰浜廃寺341はⅡb手法であり、製作手法はむしろ単弁四葉のそれと共通する。340も同様に、文様は泉官衙Ⅰ類を直接のモデルとするが、製作手法は横手廃寺と共通するⅡc手法である。こうした事実から、おそらく植松廃寺が保有していた笱や文様の規格を示した図面等に基づいて各寺院所用の笱が製作されるとともに、実際に造瓦にあたる工人は、これとは別個に編成されたと考えることができる。つまり第7図のように、有蕊弁蓮華文鑑瓦の笱は黒木田へ、有蕊弁蓮華文の文様の図面は腰浜へ、単弁四葉の文様の図面は泉へそれぞれ貸与され、その一方、植松廃寺のⅠa手法をもつ瓦工は黒木田へ移動し、腰浜には植松ないし横手のⅡb・Ⅱc手法の系譜をもつ瓦工が移関与した可能性が高い。

一方、泉官衙Ⅰ～Ⅲ類は先にみたように、文様とともに全体の製作手順、特に瓦当裏面に木口圧痕を残すという特徴的な手法を用いている点で植松のそれと共通する。しかし、男瓦円筒の広端部が周縁を形成しないⅢ手法を用いている点や、植松廃寺例に比してつくりが粗雑である点など、植松との差異性も見出せる。植松廃寺例と泉官衙Ⅰ類・Ⅱ類では瓦当裏面にみられる木口圧痕がそれぞれ異なり、異なる造瓦具を用いている点、泉官衙例は造瓦に修練を積んだ瓦工の作とは言い難い点から、泉官衙例は植松の瓦工による技術の伝習のもと、直接には現地で徴発された雇人が製作したものと推測される。黒木田遺跡D類もⅢa手法であり、やはり植松からの関与が考えられる(註5)。

4. 瓦群の検討

以下では補足として、これまで検討した鑑瓦とセットになる瓦群や、これに前後する瓦群を概観し、各遺跡において有蕊弁蓮華文がどのような位置を占めるのかをみてみたい。

(1) 植松廃寺跡

植松廃寺の有蕊弁蓮華文鑑瓦を生産した入道迫窯跡では、有蕊弁蓮華文鑑瓦1種、有蕊弁蓮華文字瓦2種、女瓦(一枚作り)、男瓦(無段・粘土紐巻き作り)の他に、堤瓦や隅切瓦、面戸瓦、有蕊弁蓮華文をもつ鬼瓦も出土している(図第8図—3～7)。鑑瓦・宇瓦とともに、鬼瓦にも同様の意匠がみられ、この文様で統一された一連の瓦群が存在している点は、有蕊弁蓮華文の祖形を植松廃寺例に求める考えを補強するものである。単弁四葉鑑瓦には唐草文を配した型押顎面文様をもつ宇瓦が伴う(第8図—1・2)。これも外来の文様である。また先述のように、単弁四葉鑑瓦が有蕊弁蓮華文鑑瓦に影響を与えたと考えられることから、本鑑瓦は有蕊弁蓮華文に先行する。ただし鑑瓦の腰浜C技法や宇瓦の型押顎面施文といった製作技法において両者には共通性が高い。有蕊弁蓮

華文と単弁四葉との間に工人差や時期差が想定されるものの、これらは単一の技法で製作されたものであり、複数の瓦工集団が編成され、継続的な瓦生産が行われたのであろう。そのなかに、黒木田遺跡 A c 類の I a 手法を継承した瓦工が含まれていたと考えられる。

(2) 横手廃寺

横手廃寺の鑑瓦は先述した単弁八葉 1 種のみである。宇瓦は確認できない。男瓦は紐作りで無段のものである。女瓦は一枚作りである。

(3) 泉官衙遺跡

泉官衙遺跡では有蕊弁蓮華文 (Ⅲ群) に先行する鑑瓦として I 群：植物文、Ⅱ群：細弁蓮華文、Ⅳ群：素弁蓮華文があるが、館前地区で出土するのは主に I・Ⅱ・Ⅲ群である。I 群のうち古いものは 7 世紀末に遡り (佐川 2004、藤木 2005)、Ⅱ群は古いものに 8 世紀第 2 四半期の年代が与えられている (佐川 2000)。これらに後出する有蕊弁蓮華文は一定の出土数がみられるが、鑑瓦全体でみれば客体的であり、泉官衙 I～Ⅲ類は補修用に生産されたものであったと考えられる (註 6)。有蕊弁蓮華文鑑瓦に組み合う宇瓦は今のところ見出せない。I・Ⅱ・Ⅳ群の製作技法は、いずれも印籠つぎである。

(4) 腰浜廃寺

腰浜廃寺出土瓦は、大きく蓮華文グループと花文グループに大別される (伊東ほか 1965)。創建瓦である素弁八葉蓮華文鑑瓦 1 0 1 は印籠つぎ、先述した 1 0 0・1 4 0 は腰浜 C 技法である。これらに組み合う宇瓦 (重弧文・段顎)・女瓦は粘土板桶巻き作り (縄叩き)、男瓦は粘土板巻き作りである。なお、このほかに、杵型一本作りで製作された素弁八葉の 1 2 0 がある。

これに後出する花文グループは、鑑瓦においては大きく旋回花文・八弁花文・有蕊弁蓮華文の 3 種の意匠がある。花文グループに伴う男瓦は紐作りで、有段のものと同様のものがある (柴田ほか 1981・辻 1984)。女瓦は一枚作り、宇瓦は型押顎面文様をもつ無顎の形式である。宇瓦には瓦当面や顎面に有蕊弁蓮華文がみられるものがある (7 2 4・7 4 2 など)。7 2 4 にみられる顎面文様は、植松の宇瓦 2 種のうち、瓦当面に 2 蕊を配したタイプにみられる顎面文様と酷似する。そして、他の宇瓦にみられる顎面文様も、これが複雑に発展したものであることは、内藤政恒氏が既に指摘している (内藤 1966)。

花文グループの文様は、鑑瓦にみられる意匠が、組み合う宇瓦の瓦当文様や型押顎面文様に互換性をもって配されていることからみて、いずれも近接した時期に相次いで生産されたものとみてよい。鑑瓦とともに宇瓦にも植松の有蕊弁蓮華文の影響が認められることから、型押顎面施文などの技法も植松の関与によるものである可能性が高い。花文グループの鑑瓦に 3 種の文様意匠が存在し、これに対応して多様な系譜をもつ技法がみられることは、複数の建物に対応した造瓦を想定させるものであり、造営は大規模なものであったことがわかる。その点で、花文グループの新たな生産は補修といったレベルのものではなく、7 世紀段階に成立し、おそらく 9 世紀段階には破損倒壊の著しかった瓦葺建物の大規模な再建が行われたことを示すものと思われる。そのなかで有蕊弁

蓮華文は量的な面では客体的な在り方を示している。

(5) 黒木田遺跡

黒木田遺跡の鏡瓦については、創建期の有稜素弁八葉（C類）およびこれに後続する複弁八葉蓮華文（A類）は、I a手法のみられるA c類を除き印籠つぎである。量的に多いのはA d 1・A d 2類であり、A類に豊富な範種が認められることから、本格的な造営はこの段階に行われ、複弁八葉のうち最も新しいE類の段階に造営が終了したのであろう。その下限は8世紀第1～第2四半期である（木本ほか 1989）。この段階に組み合わせる宇瓦はロクロ型挽き重弧文、男瓦は粘土板巻き作り、女瓦は桶巻き作りである。なお、A c類の出土量は客体的であり、A類が生産された段階ではI a手法をもつ瓦工の活動は小規模で補完的なものであったと考えられる。しかしこれが宇多・行方地域へのI a手法の導入の端緒となったのであろう。

一方、H類やD類・B類・G類等は、いずれも出土量が少ないことから補修瓦と考えられる。また、当遺跡では1本の蕊をもつ蓮弁を配した型押顎面文様をもつ宇瓦がみられ、H類と組み合わせる可能性が高い(註7)。

以上から、文様において植松との関係が認められるものは、セットとなる宇瓦・男瓦・女瓦にも各遺跡に共通する要素を多く見出すことができ、これら各遺跡間での工人の移動を認めてよいと思う。泉官衙遺跡・腰浜廃寺・黒木田遺跡においては、これに先行する瓦群が存在しているが、多くはこれと別系譜のものであり、植松の影響がみられるのは補修瓦である。

従って泉・腰浜・黒木田の各遺跡における瓦葺建物の修造に、特に文様の系譜関係において核となった植松廃寺に伴う造瓦組織が強く関与したと考えられる。その関与の仕方は、瓦当範や文様を表した図面等の提供のほか、工人の派遣や各々の寺院において製作技法の伝習を行った場合もあったと考えられる。それは、必要とする補修の規模や、それに基づく労働編成といった、個別の状況に応じたものだったのであろう。

V. 有蕊弁蓮華文鏡瓦の展開とその背景

最後に有蕊弁蓮華文が各遺跡に展開した背景について予察を述べたい。

泉・腰浜・黒木田は、創建時期にズレがあるものの、7世紀段階に成立した寺であり、この段階においては評という領域区分ごとに一寺という形で存在する。また、いずれも近接する位置に郡衙またはその推定地が所在する「郡衙周辺寺院」(註8)である。これらの寺院は、出土する瓦に豊富な範種が認められることから複数の堂宇を備え、7世紀の創建以来いく度かの修造を経て長期にわたって存続した寺院であったと考えられる。

一方、植松・横手廃寺は、瓦からみる限り、8世紀以降に造営されたものである。郡衙が近接するわけではなく、先の郡衙周辺寺院と並存する。出土する

瓦は、泉・腰浜・黒木田の各寺院ほど多彩ではなく、長期間の存続は想定し難い。植松・横手は、独自の瓦当文様を採用した瓦葺きの寺院を建立するほどの財力をもった有力な氏族の私寺であったと一応考えられる。

先述したように腰浜C技法は、郡衙周辺寺院である腰浜・黒木田の古い段階の瓦に端緒的に認められ、その後、これに後出する植松・横手の所用瓦に継承され、さらに平安初期においては有蕊弁蓮華文とともに、同技法を用いた鑑瓦で郡衙周辺寺院3廃寺の修造が行われている。

寺院の造営は当時の先進技術の粋を集めて行われるものであり、寺院自身が技術センターとしての役割も果たした（櫛木 1989）。平安初期の郡衙周辺寺院の補修においては、こうした造瓦技法を保持していた植松・横手がその役割を果たしたと考えられる。反面、泉や黒木田の鑑瓦における主流的な技法は印籠つぎであるが、この時期には、そうした技法を保持した造瓦組織が既に機能しなくなっていた実態があったものと考えられる。

植松廃寺を祖形とする有蕊弁蓮華文は宇多・行方・信夫といった限定的な小地域に分布する一方、郡や山道・海道といった領域区分を越えて、またはそれと関わりなく展開する。また、その製作技法は我国における軒先瓦の製作技法としては非主流のものであり、私寺である植松や横手がこれを保持した。このことは、内藤政恒氏が指摘するように（内藤 1965）、この種の瓦が展開した背景に、各寺院の壇越の同族関係に基づく協力関係といったような、極めて在地的な関係が存在したことを示すものと考えられる（註9）。

また文献史料にはしばしば地方諸寺の荒廃が述べられており、寺院の大規模な修造は容易に実行し得るものではなかったことが推測される。そうしたなかで、郡衙周辺寺院が植松廃寺による技術的な関与に基づいて相次いで修造された背景には、何らかの政治的な動向が想定される。

速水侑氏は、京畿を除く諸地方の定額寺は、各国郡衙との関係のもとに郡別一寺の割合で分布し、それは前代の郡名寺院の系譜を引くものである、としている（速水 1960）。原田和彦氏も定額寺が郡と深い関係をもつ寺院であり、国に対する国分寺という対応と同じく、郡に対する定額寺という対応関係を想定している（栗原 1994）。また菱田哲郎氏は、白鳳期に創建された寺院のうち、補修瓦をもつ寺院＝「補修型寺院」が、定額寺としての位置付けを得ていたと推測している（菱田 2002）。泉・腰浜・黒木田の存在形態は諸氏の研究成果と符合するものであり、これらの寺院が定額寺に列せられていた蓋然性は高い。

承和5年（838）年9月19日および同8年（841）年5月20日には、定額寺の堂舎・仏像・経論の破損が進行しているにもかかわらず、三綱と壇越はその修理に「心無」いことから、国司は寺ごとの修理計画を立てて中央政府に報告することが命じられた。3廃寺に有蕊弁蓮華文が展開し、その補修あるいは再建が行われたのはこの時期のことであり、行方・信夫・宇多の各郡衙周辺寺院の相次ぐ修造の背景には、こうした国家的な政策があった可能性がある。

中央政府が定額寺に対して度重なる勅を発したのは、国分寺とともに地方諸寺に国家仏教の一翼を担う機能を求めたためであり、承和以後になると、政府

からの命令により諸国定額寺において講経や祈祷などの宗教行事が行われるようになる（栗原、前掲）。

新地町から相馬市にかけて広がる武井地区製鉄遺跡群や原町市内の川内迫B遺跡群C地点では、9世紀前半に獣脚火舎の鑄造が行われるようになっており（吉田ほか1997、荒ほか2003）（註10）、この時期にこうした宗教行事が盛んに催されていたことがうかがえる。これらの製鉄遺跡で生産された仏具が、泉廃寺や黒木田遺跡に供給され、法6会が行われたことは想像に難くない。

有蕊弁蓮華文が展開した背景には、陸奥国内の在地的な協力関係と、平安初期の中央政府による仏教政策の両者が存在したことが推測される。

結 び

本節では、陸奥国内における有蕊弁蓮華文と腰浜C技法の展開の在り方を問題としたが、今後、とりわけ製作技法については、より広い視野でその類例や故地を探る必要がある。この技法が用いられた鑑瓦は、埼玉県馬騎の内廃寺や群馬県山王廃寺にみられる。馬騎の内廃寺の複弁七葉蓮華文鑑瓦にみられる製作技法は「馬騎の内技法」として著名であるが、その手法は周縁と内区との接合部に指ナデを施すⅡc手法である。山王廃寺の創建瓦である素弁八葉蓮華文鑑瓦は、腰浜廃寺の素弁八葉蓮華文鑑瓦と同系と考えられ、また黒木田遺跡では山王廃寺系の複弁七葉蓮華文鑑瓦（F類）が出土しており、断片的ではあるが、陸奥国内の限定された地域に展開した腰浜C技法の背景には、上野地域や古墳時代以降に上野国南西部の影響下にあったとされる北武蔵との関係が推定される。両地域の瓦の詳細な比較が今後、必要となろう。

註

註1 この種の文様を指す名称として、「三蕊弁四葉花文」・「闊弁蓮華文」・「三蕊弁蓮華文」・「複蕊弁花文」などがあるが、これと組み合わせる宇瓦や鬼瓦等には1～4本の蕊をもつものがみられる。筆者は、これらの瓦の文様を特徴づけるのは蓮弁内に配された蕊であり、そして文様の基本的な構成は蓮弁と中房からなる蓮華文であると考えてるので、本稿ではこれら一連の文様意匠を「有蕊弁蓮華文」として一括する。

註2 須恵器・瓦はすべて2号窯跡に伴う捨て場からの出土であるが、攪乱を受けていることから層位的な位置付けは難しい。しかし、瓦が須恵器の焼き台として利用された形跡はなく、須恵器と瓦はともに2号窯跡で相前後する時期に焼成されたとみて誤りはなからう。

註3 なお、同資料では、破断面に半裁男瓦の側面のような平坦面が露出している。筆者はこれを、男瓦円筒の不用部分を切り取る際の縦位のヘラが入り過ぎたために生じたものとみる。同資料は瓦当下半の資料であり、破断面にみられる平坦面が瓦当上半の周縁を形成した半裁男瓦の側面ではあり得ない。

- 註4 「腰浜C技法」は、辻秀人氏が腰浜廃寺の報文のなかで復元された工程をみる限り、男瓦円筒をそのまま周縁とし、それに内区粘土をはめ込むいわゆる「嵌め込み式」である。しかし氏は、後に泉官衙例にみられるような男瓦円筒が周縁を形成しないものも腰浜C技法に含めている。この点について、辻氏本人に確認したところ、この技法名は主に腰浜廃寺100の観察に基づいて復元したものであり、男瓦円筒がそのまま周縁になるものを指すのご教示を得た。筆者は、これに対して新たな名称を付すことを考えたが、研究史を尊重し、また混乱を避ける意図から、この名称を踏襲することとし、その概念を、本文中で述べたように「別につくった半裁前の男瓦円筒を瓦当または内区に接合する」技法と再定義したうえで用いることとした。辻氏が復元された技法を指す場合は「狭義の」、筆者の定義では「広義の」腰浜C技法と整理できよう。本稿では全て広義で用いる。Ⅰ～Ⅲ、a～cはその細分ということになる。なお、Ⅰ・Ⅱは戸田有二氏の「第Ⅰ技法」と同義という関係にある。
- 註5 なお、腰浜廃寺の旋回花文に伴うⅢb手法も、Ⅰ・Ⅱ手法から派生したものであった可能性がある。また八弁花文は瓦当裏面の下半に男瓦痕跡のような高まりがみられるが、半裁後の男瓦を瓦当裏面に立てて接着する技法を用いており、男瓦痕跡に見える堤状の高まりは別粘土である。このことから、八弁花文の接合技法は、接着法を継承した瓦工が、腰浜C技法を模倣したものと理解することができる。
- 註6 Ⅰ群に含まれる花葉文鑑瓦やこれに組み合う重弧文字瓦は製作技法の特徴によって2つのグループに分かれることから、主に2単位の瓦工集団によって製作され、複数の堂宇に葺かれたと推定される（藤木 2005）。また、Ⅰ群には主体となる花葉文鑑瓦のほかに客体的な花文が存在する。同様に有蕊弁蓮華文1・2類にはほぼ同量の出土がみられ、つくりが異なることから異なる瓦工によって製作されたものと思われる。そしてこれに客体的な3類が伴う在り方は、Ⅰ群のそれと対応する。従って筆者は、泉官衙例3種が、Ⅰ群の段階に創建された複数の堂宇に対応し、その補修瓦と考える。そして、泉廃寺の瓦葺建物は、9世紀に至るまで、創建以来の建物が存続したと推定する。なお、Ⅰ群の鑑瓦の文様意匠は館前地区に存在する寺院を象徴する文様として創出されたものと考えられる。そして、泉廃寺の有蕊弁蓮華文2類にみられる3葉の忍冬文に似た蕊は、この文様の復古とみる。
- 註7 H類以外は、組み合う宇瓦は不明である。また、これらに伴う男瓦や女瓦も確認できていない。
- 註8 2004年12月17・18日に奈良文化財研究所で開催された研究集会「地方官衙と寺院一郡衙周辺寺院を中心として一」において山中敏史氏が提唱した。「7世紀代から8世紀前葉にかけての期間に、評衙・郡衙の周辺にあたる場所に造営された寺院」を指す。筆者もこれを踏襲する。
- 註9 内藤政恒氏は『続日本紀』以下の国史にみえる改賜姓記事において、行方郡に大伴部・下毛野公を、信夫郡に丈部・吉弥侯部・大田部を確認でき、下毛野公は上毛野公・吉弥侯部と同族であることから、両郡に存在した氏族の同族関係を、有蕊弁蓮華文が両郡に展開した背景と推定した。黒木田遺跡が所在する宇多郡にやはり吉弥侯部がみえることも、内藤氏の推定を補強する。行方郡に存在した氏族については上記したほかに、多賀城跡出土の漆紙文書に「宝亀11年9月」「行方団口毅上毛野朝」とみえ、

上毛野氏を確認できる。また宇多郡・信夫郡の吉弥侯部は改賜姓で上毛野陸奥公・上毛野歟山公と改姓しており、宇多・行方・信夫にそれぞれ上毛野氏を確認できることとなる。有蕊弁蓮華文が3地域に展開した背景として在地氏族の関係を考えた場合、上毛野氏が最も有力であろう。注意すべきは、国史において行方郡内の氏族に「上毛野」の名がみえないことで、行方軍団の大毅もしくは少毅を務めた上毛野朝臣某は、同軍団の所管である宇多郡出身の人物であった可能性がある。植松廃寺を彼またはその一族が建立した寺院とすれば、宇多郡に所在する黒木田遺跡Ac類の系譜を引いた有蕊弁蓮華文を、行方郡内の寺院が採用した理由も理解できよう。後述するように製作技法において上野地域との関係が考えられることから、筆者は内藤氏の見解を卓見であると思う。

註10 武井地区製鉄遺跡群では、8世紀後半に向田A遺跡で仏具類の鑄造が開始され、9世紀前半になると山田A遺跡、9世紀後半になると猪倉B遺跡へと鑄造品生産の拠点が移動するが、9世紀前半の山田A遺跡において、獣脚火舎をはじめとした仏具類の生産が他の2遺跡を凌いで著しく増大しており、この時期における需要の激増を示している。向田A遺跡で風鐸や梵鐘の鑄型が確認されていることは、堂塔修理に伴う可能性がある。

参考文献

- 伊東信雄・伊東玄三・内藤政恒 1965 『腰浜廃寺』 福島市史編纂準備委員会
伊東信雄 1977 「福島市腰浜出土瓦の再吟味—広島県寺町廃寺出土瓦との比較について—」『慶祝松崎寿和先生六十三歳論文集』
木本元治 1989 「善光寺・黒木田遺跡及び宮沢窯跡群出土の飛鳥時代の瓦—東北地方への仏教伝播期の様相について—」『福大史学』第46・47合併号
木本元治ほか 1988・89 『国道113号バイパス遺跡調査報告』IV・V 福島県教育委員会・財福島県文化センター
櫛木謙周 1989 「平安初期の寺院と技術者—三嶋嶋継の足跡を中心に—」『日本の前近代と北陸社会』楠瀬勝編 思文閣出版
栗原和彦 1994 「定額寺制試論」『信濃』46巻5号
佐川正敏 2000 「陸奥国の平城宮式軒瓦6282—6721の系譜と年代—宮城県中新田町城生遺跡と福島県双葉町郡山五番遺跡・原町市泉廃寺—」『東北学院大学 東北文化研究所紀要』第32号
佐川正敏 2004a 「東北地方の古代瓦研究の新視点」『考古学の方法』東北大学文学部考古学研究会会報第5号
佐川正敏 2004b 「福島県原町市泉官衙遺跡出土軒瓦が語る古代行方郡郡寺の様相」『東北学院大学東北文化研究所紀要』第36号
柴田俊彰ほか 1979 『腰浜廃寺跡確認緊急調査報告書』 福島市教育委員会
柴田俊彰ほか 1980・81・83 『腰浜廃寺』II～IV 福島市教育委員会
竹島國基編 1992 『福島県浜通りの古瓦』竹島コレクション考古図録第2集
辻 秀人 1984 「陸奥南部の造瓦技法—腰浜廃寺・関和久遺跡出土瓦の検討—」『大平台

史窓』3号

- 辻 秀人 1988 『陸奥の古瓦』福島県立博物館企画展示図録
- 辻 秀人 1992 「陸奥の古瓦の系譜」『福島県立博物館紀要』第6号
- 辻 秀人 2004 「陸奥の古瓦研究」『考古学の方法 東北大学文学部考古学研究会会報』第5号
- 戸田有二 1984 「入道迫瓦窯跡」『考古学研究室発掘調査報告書 群馬県吉井町下五反田・末沢窯跡 福島県郡山市針生・原田瓦窯跡 福島県原町市・入道・瓦窯跡』考古学研究室報告甲種第3冊
- 戸田有二 1988 「古代石背地方古期屋瓦考」『国士館大学文学部 人文学会紀要』第19号
- 戸田有二 1999 「横手廃寺跡」『鹿島町市』第3巻 資料編2 原始・古代・中世 鹿島町史編纂委員会
- 内藤政恒 1936 「東北地方に於ける古瓦の特色に就いて」『文化』第2巻第3号
- 内藤政恒 1939 「東北地方出土の特異文様古瓦に就いて」『夢殿論誌』第19冊
- 内藤政恒 1953 「古瓦より見た奈良朝地方文化相の一傾向—関東、東北の特異な地方文化相の分析—」『古代』11
- 内藤政恒 1966 「東北宇瓦の顎面施文の研究」『日本歴史考古学論叢』
- 奈良文化財研究所 2004 『地方官衙と寺院—郡衙周辺寺院を中心として—』研究報告資料
- 橋本博幸 1990 「中野廃寺跡（黒木田遺跡）」『第32回福島県考古学会大会発表要旨』
- 速水 侑 1960 「定額寺の研究」『北大史学』6
- 菱田哲郎 2002 「考古学からみた古代社会の変容」『日本の時代史』5 平安京 吉川真司編 吉川弘文館
- 福島市教委 1981 「福島市腰浜廃寺新発見の文字瓦」『福島考古』第22号
- 福島雅儀 1992 「陸奥南部における古墳時代の終末」『国立歴史民俗博物館研究報告』第44集
- 藤木 海 2005 「泉官衙遺跡出土の植物文軒先瓦の変遷」『古代東国の考古学』大金宣亮氏追悼論文集
- 堀 耕平ほか 1997～2005 『原町市内遺跡発掘調査報告書』1～10 原町市教育委員会
- 堀 耕平ほか 2002 『県営高平地区ほ場整備事業関連遺跡発掘調査報告書』Ⅲ 福島県相双農林事務所・原町市教育委員会
- 吉田秀享ほか 1997 『相馬開発関連遺跡調査報告』Ⅴ 福島県埋蔵文化財調査報告書第333集 福島県教育委員会・(財)福島県文化センター・地域振興整備公団
- 渡邊一雄ほか 1977 『黒木田遺跡』 相馬市教育委員会

第5章 陸奥国府系瓦の採用について —郡衙周辺寺院と定額寺との関連をめぐる試論—

はじめに

泉官衙遺跡では、郡衙の中核となった郡庁院・正倉院などの諸施設の東約300mの位置に、瓦の多出から郡衙周辺寺院の存在が推定される館前地区がある(第1図)。この行方郡衙周辺寺院から出土する瓦群のなかに、陸奥国府と同系の文様をもつ軒先瓦がみられ、これには八葉重弁蓮華文・単弁細弁蓮華文・重圈文などがある。本章は、これらの瓦について考えようとするものである。国府系の瓦当文様が、どのような経緯で在地寺院の瓦に採用されたのかは容易に判断し難い問題であるが、既に一つの見方が示されている。

今里幾次氏は、播磨国における国府系瓦を出土する寺院を、『日本三代実録』貞観10年(867)7月8日の大地震の記事において、「諸郡官舎、諸定額寺堂塔、皆悉く頽倒す」と記載された「定額寺」と結びつけ、これらの寺院がこの時、既に定額寺となっていたと推定している(今里1995)。

菱田哲郎氏は、讃岐国や近江国の古代寺院を検討し、白鳳期に創建された寺院のうち、補修瓦をもつ「補修型寺院」のなかから、都城あるいは国分寺の影響があらわれた瓦で補修が行われた寺を「国分寺瓦補修型」として析出した。そして、それらが各郡に1、2カ寺ずつ存在する代表的な寺院であることから、高い位置づけが可能とする。さらに、そのような寺院の一つである群馬県前橋市山王廃寺が「上野国交替実録帳」にみえる放光寺に比定されており、放光寺も国衙によってその資材が把握された定額寺であったことが確認できることから、先の今里氏の指摘も踏まえ、国衙・国分寺との関係がうかがえるものは、定額寺としての位置付けを得ていたと推測している(菱田2002)。

文献史料から知られる定額寺については、『続日本紀』天平勝宝元年(749)7月乙巳条の諸寺の墾田地限を定めた記事が初見であり、8世紀中葉には存在したことが知られている。定額寺についての記述は9世紀代のものが多いが、断片的に残された史料からその成立時期や機能について、多くの研究がある。先行の諸説を整理した荒井秀規氏によれば、定額寺は貴族や地方豪族ないし僧侶の私寺をその前身とし、国家から何らかの経済的な保護を受けるとともに、国家仏教的行事に参加する「官寺に準ぜられた私寺」を第一義とする(荒井1986)。その後、原田和彦氏も定額寺が郡と深い関係をもつ寺院であり、国に対する国分寺という対応と同じく、郡に対する定額寺という対応関係を想定している(原田1994)。

郡衙に近接して寺院が営まれている事例は全国に広範に認められ、その性格

や機能については、これまでに多くの議論が蓄積されている（奈文研 2005）。国府・国分寺系の補修瓦を出土する在地の中核的な寺院を、国家の関与によって維持された寺とみて、これを文献上の定額寺と結びつけた今里・菱田氏の研究も、極めて示唆に富むものと言えよう。

近年、志賀崇氏も別の観点から郡衙周辺寺院と定額寺との関わりについて論じている（志賀 2005）。志賀氏は、水戸市台渡里廃寺長者山地区（郡衙正倉）の文字瓦が「雑徭の代納」という性格をもつとする山路直充氏の見解（山路 2005）を受け、観音堂山地区（寺院）の文字瓦も同じ体制の下で瓦生産が行われたと考えた。国家財源が寺院の補修に用いられたと考えられることから、同地区の寺院が定額寺として国家から認定されたとする見解を示した。そして、先の荒井秀規氏の定義を踏まえ、「郡衙周辺寺院」が国家から経済的特典を保障され、本質的には国家仏教政策の一翼を担う広義の官寺であり、「大勢として『郡衙周辺寺院』が定額寺となったと認めてもよ」と結論している。

以上の諸氏の見解に従えば、行方郡衙周辺寺院もある時期には国府系瓦が採用されており、定額寺となっていた蓋然性が高いこととなる。筆者も先学の研究成果を踏まえ、その可能性を指摘したことがある（藤木 2006）（註 1）。しかし、文献史料から知られる定額寺と、郡衙周辺寺院がどのように結びつくのかについては、なお慎重な検討が必要と思われる。考古学からは、郡衙周辺寺院がどのような機能を果たし、これに対する国家の関与が、どのような部面においてどの程度行われたのかについて、考古資料に即して実態面から検証することが求められる。

行方郡衙周辺寺院については、瓦の出土から所在が推定されているものの、遺構の内容は未だ明らかになっていない。そのため、主に遺物の検討から寺院の変遷について、間接的に推定せざるを得ない状況にある。本稿では同遺跡出土の国府系瓦をとりあげて、まず年代の検討を行い、同寺院で出土する瓦群の変遷のなかに、それらの瓦を位置づけることとする。そのうえで、この時期における行方郡衙周辺寺院への国府の関与がどのようなものであったかを考古資料から検討し、国府系瓦が本寺院に採用されるに至った経緯、さらにこの時期における郡衙周辺寺院の機能について、地域論的視点から具体的に推定してみたい。

Ⅱ．八葉重弁蓮華文鏡瓦

泉官衙遺跡の館前地区で平成 10 年に実施された第 10 次調査で、鏡瓦の小片 1 点が出土し、以来、陸奥国府系の八葉重弁蓮華文のなかで、仙台市郡山遺跡出土の鏡瓦との類似性が指摘されてきた（荒 2000・2008、佐川 2003・2004）。郡山遺跡でこの種の瓦が出土するのはⅡ期官衙に伴う郡山廃寺である。郡山遺跡Ⅱ期官衙は多賀城の前身となる初期陸奥国府であった可能性が極めて高いこ

とが指摘されており、郡山廃寺も多賀城廃寺と同様、国府に付属する寺院跡と考えられている（熊谷 2000、今泉 2001・2005）。ここではまず、祖形と考えられる郡山廃寺出土瓦について、先学の研究に導かれながら、文様の特徴と年代についてまとめ、次に泉官衙例との比較を行いたい。

1. 郡山廃寺の八葉重弁蓮華文鏡瓦

郡山廃寺の八葉重弁蓮華文鏡瓦は、A～Dの4種がある。これらの鏡瓦については、表採資料を内藤政恒氏が取り上げて検討されて以来、A種が著名であった（内藤 1938、伊東 1950）。その後、昭和54年以来、継続的に実施されてきた仙台市教育委員会による発掘調査出土の資料を近年、佐川正敏氏が詳細に検討され、別範のB種の存在を明らかにした（佐川 2003）。さらに佐川氏と長島榮一氏が第155次調査で出土した資料をきっかけにC種を、また昭和25年3月に伊東信雄氏が採集された東北大学所蔵資料がそれらと別範であることを確認しD種を設定した（長島ほか 2004・長島 2005）。

A種（第1図-1）

A種の蓮弁はいずれも周縁寄りに最大幅をもち、そこから弁端に向かって急にすぼまって、先端の尖った弁形を形づくっている。また弁端は弱く盛り上がって弁の反り上がりを表す。蓮弁の中央から子葉にかけて比較的明瞭な鎬状の稜線が貫き、全体にシャープな表現となっている。間弁も立体的でやはり鎬をもち、弁端近くに最大幅をもつ弁を囲むように表されることからT字形に近い形態で、いずれも瓦当面の中心を通り均等に割り付けられている。子葉は蓮弁の3分の2程まで延びて船底のように尖り、先端は弁端と同様に盛り上がって反り上がりを表す。真円形で突出する中房には中心に高く浮き上がった珠点を置き、周縁蓮子は先端が丸く稜をもつ素弁のような表現が放射状に開き、周縁蓮子の間には弁区と同じような間弁に似た高まりも見られ、中房内に小さな蓮弁と中房を表したように見える。弁区の外側には沈線が2条めぐり、その間に凸線による圏線が表される。周縁は素文で低い直立縁である。

面径は18.5 cm、圏線の径14.5 cm、弁区幅5.5 cm、中房系4.5 cmを測る。焼成は須恵質で色調は灰色を呈し、石英を多く含む粗雑な胎土で、白色針状物質を含む点に特徴がある（註2）。接合技法は印籠継ぎで、伴う男瓦は粘土板巻き作り無段である。板状の粘土を2、3枚範詰めしている。なお、佐川正敏氏は範傷進行から2段階を想定し、これに男瓦の取り付け位置の変化が対応することを指摘した（佐川 2003）。生産窯については、西台・木戸口瓦窯跡であることが判明しており（渡邊 1990）、ほかに内藤政恒氏の採集資料から富沢窯跡の存在も知られる。

B種（第1図-2・3）

B種は小片2点（F35・39）が出土し、A種と別範種であることが確認された（佐川 2003）。

F35は小片であるが、3枚の蓮弁が残る資料で、弁の間隔から単弁八葉と推定されるものである。中房や周縁を欠くが、残存部分の蓮弁から弁形の特徴を

把握できる。すなわち、蓮弁は弁端が尖り、弁の最大幅の位置は弁の中ほどにある。これを囲むように表された間弁はT字ではなく、蓮弁の形態を反映して弱く内湾する三角形に近い形態を呈する。また子葉が高く突出した楕円球形である点が最大の特徴である。蓮弁の先端は盛り上がりせず、反り上がりの表現はない。裏面の粘土が不均一に剥離していることから、瓦範に粘土をブロック状に詰めた可能性がある。

F39 は一枚の蓮弁の先端部分から周縁の一部を残す資料である。瓦当粘土が剥離した資料で、裏面には男瓦広端部の圧痕が残る。蓮弁の先端は尖るが盛り上がりはなく、反り上がりを表さない。周縁は素文の直立縁である。間弁は肉厚で高く盛り上がる。

両者はともに石英の多い粗雑な胎土で、表面近くが灰色、胎土の内側や剥離面は橙褐色を呈しやや焼きが悪い。2点は蓮弁や間弁の形態、焼成・色調から推定して同一個体の可能性が高い。

C種（第1図-4）

C種は瓦当文様の全体が判明する2点が出土している。蓮弁は最大幅が周縁寄りにあり、そこから急激にすぼまる。尖った弁端は弁中軸線から左右にずれるものが多い。弁端近くに不明瞭ながら盛り上がりがあり、弁の反り上がりを僅かに表現する。これを囲むように表された間弁はT字形を呈し比較的シャープな形態である。間弁の延長が瓦当面の中央を通らない。子葉は輪郭が不明瞭で蓮弁に対する占有幅が広くなり、先端は尖るものが多いが丸いものもある。反り上がりはない。蓮弁上の子葉の先端付近と子葉上の中房近くに稜が表されているが、不明瞭である。中房は歪んだ円形を呈し、中央に珠点を置き4枚の蓮弁形の周縁蓮子が配されている。また間弁の外側に接して凸線による圏線がめぐり、全体に文様の浮き上がりが不明瞭で平板、蓮弁・中房の形態や間弁の割付がやや乱れている。

面径17cm、圏線の径14cm、弁区幅5cm、中房径4.2cmを測り、A種に比して全体に小さい。石英の多いやや緻密な胎土で焼成は堅緻・須恵質、色調は暗灰色を呈する。男瓦の接合は印籠継ぎによる。

D種（第1図-5）

東北大学に1点の所蔵が確認されているが、筆者は実見していない。過去に撮影された写真で見ると、3枚の蓮弁から周縁までが残る資料である(註3)。蓮弁は中ほどに最大幅があり先端は鋭く尖る。間弁は弁形に対応して内湾する三角形を呈する。蓮弁に重なる子葉が長く、蓮弁の4分の3程を覆う点に特徴がある。子葉は幅が狭く、先端が尖るものと丸くおさまるものがある。間弁の外側にめぐり凸線による圏線、素文の直立縁も確認できる。蓮弁や間弁の鎬状の稜はなく、文様表現が全体に丸みをもつ。

さて、以上4種の鑑瓦については、既に指摘されているように、A種はこれまでに40数点の出土があつて圧倒的多数を占め、文様が最も整っていることから、A種が郡山廃寺の創建瓦である。佐川氏が詳細に検討し明らかにしているように、A種は範の傷み進行や男瓦の取り付け位置などの違いから、同じ範種

のなかで2段階を想定することができ、比較的長期間にわたる生産が行われたことが推定される。これに対し、B・C・D種は1、2点の出土であり、文様がA種に比して崩れていることから、これに後出すると考えてよい。B・C・D種はA種に伴う造営が一段落した後に、補修用に少量の生産が行われたものであったと解される。

弁の最大幅が周縁寄りにあり、間弁がT字形である点、弁端に反り上がりが見られる点、弁中央から子葉にかけて鎬状の稜が表される点はC種がA種に近いが、子葉が船底形にはっきり表される点はD種がA種に近い。B種は子葉が大きく変形し、圏線が不明瞭である点から、やや後出的である。ただしC・D種から派生したとすべき点も見出し難い。従って現状では、補修瓦であるB・C・D種がいずれもA種を直接のモデルとして作範されたもので、これに後出するものと位置づけるにとどまる。

なお、組み合わせについては、郡山廃寺ではA種の鑑瓦が多数出土しているのに対し、宇瓦は1点しか出土していないこと、女瓦の凸面に丹の付着したものが1点出土していることから、軒先まで女瓦を葺いたと考えられている（長島 2005）。1点のみ出土した宇瓦は、ロクロ型挽き重弧文の顎部が剥離した資料である。女瓦は粘土板桶巻き作りで、凸面に縄叩きを施した後にヘラケズリを施して叩き目を消すが、凹面には布目を残す。男瓦は粘土板巻き作り無段である。宇瓦は上記した他に、Ⅱ期官衙内の堅穴住居内から1点、同じくⅡ期官衙内の東部から2点の出土がある。いずれもロクロ型挽き三重弧文である。3点のうち一つは凸面縄叩きの女瓦に伴うもので、桶に粘土板を巻きつけた状態で縄叩きを施し、広端側凸面に帯状の粘土を1・2枚巻きつけて段顎を成形した後、瓦当面にロクロ型挽きにより三重弧文を施文したものである。もう一つはこれと同じ技法で製作されるが女瓦部に平行叩き目を残し、凹面にはヘラケズリを施し布目を残さないもの、いま一つは凹面に竹状模骨痕を残す直線顎のものである。なお、女瓦凸面に櫛描き波状文を施したものがあり、これも軒先に葺かれた可能性が推定されている（長島 2005）。

瓦の年代については、郡山遺跡Ⅱ期官衙が機能した7世紀末～8世紀初頭と考えられている。近年の調査によってⅡ期官衙は、平面プランや中枢部の位置、外郭の構造が藤原宮を正確に踏襲し、これを縮小したものであることが判明し、Ⅱ期官衙の設計が藤原宮をモデルとしたことが指摘されている。このことから今泉隆雄氏はⅡ期官衙の上限について、藤原宮の位置が決定された天武13年（684）、天武天皇の死亡によって一時造営が中断された後、持統天皇即位によって工事が再開された持統4年（690）まで遡る可能性を指摘しつつ、新たに宮を建設するために設計された構造が、それが造営され機能していない段階に地方官衙で採用されることは考えにくいことから、藤原宮遷宮の持統8年（694）が、Ⅱ期官衙の上限としてもっとも蓋然性が高いことを指摘している（今泉 2005）。

このようにⅡ期官衙が7世紀第4四半期のなかでも最終末の年代を上限とするならば、その存続時期の大部分は8世紀に入ることとなろう。郡山廃寺の造

営もこれに近接する時期に求めてよく、最も古いA種の上限は7世紀末となり、8世紀初頭に下る可能性も高い。Ⅱ期官衙の遺構期区分は大きくⅡ-A・B期があり、近年の主軸方位や造営尺に基づく研究でさらに細分化されている（平間・齋藤 2008）。郡山廃寺の中心伽藍は講堂の基壇のほか、削平されて溝跡のみを残すとみられる金堂が講堂の南西に位置し、その東側に塔跡推定地がある。建て替え等による変遷を捉えるのは難しいが、僧房とみられる掘立柱建物に3時期の変遷が確認されており、方4町Ⅱ期官衙と一連の計画で造営されたとみられることから、基本的にはⅡ期官衙と連動して推移するものと思われる。瓦の変遷との対応を考えると、A種は創建期であるⅡ-A期、B・C・D種はⅡ-B期に当てることができよう。佐川正敏氏はA種に範傷進行の段階差を認め、それが必ずしも堂宇の位置に対応して出土していないことから、範傷の少ない段階と範傷が進行した段階の瓦がまとめて供給された可能性を指摘しており、A種の生産は連続して行われ、短期間に供給されたと考えている（佐川 2003）。A種に後出するB・C・D種は補修瓦であることから、A種の生産終了からしばらくの時間差を考慮して、8世紀初頭を遡ることはないとする。

また、郡山廃寺そのものは8世紀中葉ごろまで存続したことが判明しているが、多賀城の創建以降、これらの瓦の文様を継承した多賀城所用の鑑瓦の生産が行われるようになる（進藤 1986）。郡山廃寺に補修が必要となれば、多賀城造営のために組織された瓦屋、その初期の段階に操業した下伊場野窯や日の出山窯などから供給を受けるはずである。従ってB・C・D種は、次に述べる多賀城創建期の瓦を下ることはない。

2. 多賀城跡出土の八葉重弁蓮華文鑑瓦

多賀城・多賀城廃寺所用の八葉重弁蓮華文鑑瓦は30種以上が知られ、その文様変遷は政庁跡出土の資料に基づいて、進藤秋輝氏が詳細に明らかにされている。すなわち弁端が尖るものから丸く収まるものへ、間弁は鎬状の稜をもち横断面が三角形を呈するものから断面蒲鉾型のものへ、中房蓮子は蓮弁型の周縁蓮子に加えて間弁状の表現を伴うものから周縁蓮子の間に凸線を表すものへ、さらに凸線が省略されるものへと変遷する（宮城県多賀城跡調査研究所 1984）。多賀城Ⅰ期の鑑瓦のなかで、郡山廃寺に文様が近く相対的に古いと考えられているのは、蓮弁の平面形が尖り、縦断面が端部に向かって高く反り上がり、周縁蓮子間に間弁状ないしこれを簡略化した区画をもつ114・116・128型式である。

114（第3図-1）は、尖り気味の弁端が高く反り上がり、多くの弁で凸線による稜を表すが、一部は鎬状の表現となっている。また凸線で表された稜線も弁端で止まる。間弁は鎬状の稜をもち、中房は小蓮弁状の周縁蓮子と間弁状の高まりが表される。面径19cm、中房径4.2cmを測る。

116（下伊場野窯第1類、第2図-1・2）は弁の中央から子葉にかけて凸線が走り稜を表現している。また、弁端ちかくが瘤状に高まり、弁の反り上り方を表している。凸線はこの瘤状の高まりを越えて弁端の外に突出するため、弁

端が尖って見えるが、肉厚で表された弁そのものは先端が丸い。中房は蓮弁形の周縁蓮子と間弁状の高まりが表現されるが、全体に小さく退化している。面径 16 cm、圏線径 13.5 cm、中房 2.7 cm（基部 3.0 cm）を測る。

128（第3図-2）は、蓮弁や間弁の形態が 114 とほぼ同じであるが、周縁蓮子の間に凸線が表されているものである。面径 18.8 cm、中房系 4.1 cm を測る。

116 には圏線があり、他の単弁八葉鏡瓦にはこれがみられないことから、116 が郡山廃寺所用瓦を直接のモデルとしたと考え、相対的に古く位置づけられている（進藤ほか 1994、大河原 2004、古川 2008）。ただし、多賀城跡出土の鏡瓦のなかでは、部分的ながら弁の形態を立体的な鎬状の稜線として表現している点や、中房における間弁状の表現と弁端の反り上がりの表現の精緻さ、面径に対する中房の大きさ（註4）などの点は、114の方が郡山遺跡A種に近い。これに対し 116 は、凸線による稜線の表現が蓮弁外へ突出しており、弁端は丸い（第5図）。114における文様表現は、郡山廃寺A種にみられる鎬状の稜線を凸線に代替させて表したものと解することができ、116ではこれが形骸化したと考えられる。従って 114 は 116 から派生したのではなく、従来から言われているように、やはり郡山廃寺のA種を直接のモデルとしたと考える。116には圏線があることから、郡山廃寺のA～D種のいずれかの文様を主たるモデルとしつつ、114の文様要素である蓮弁の凸線表現による稜線を加えて成立したと考えられる。116を出土した下伊場野窯跡では、焼成が悪く文様面の風化が著しいため確定できないが、114と同範の可能性の高い第2類（第2図-3）が出土しており（進藤ほか 1994）、両者は同じモデルに基づいて同時期に作範された可能性がある。そして、凸線による稜線の表現は、以後の八葉重弁蓮華文鏡瓦において、弁端が尖る特徴から相対的に古い様相を示す 122・124 を経て、政庁I期の量的な主体であり弁端が丸く収まる 120・121をはじめ、多くの型式に引き継がれることとなる。

なお、116にみられる瓦当粘土をブロック状に範詰めする手法は、郡山廃寺B種にみられ、これを継承した可能性がある。一方、114は周縁部に粘土紐を詰めした後、板状の粘土2～3枚を重ねて範詰めする手法で、116とは異なるが、郡山廃寺A種にはこの手法がみられる。

これらの瓦の年代については、後に触れるように、佐川正敏氏が多賀城I期末の補修瓦として使用された 230・231—660 のセットを、モデルとなった平城宮 6282—6721 のセットの年代との関わりから天平9年（737）と推定しており（佐川 2000）、この年代が下限となる。また平川南氏は多賀城I期の政庁南門一外郭南門間道路に設置された石組暗渠裏込土出土の木簡群を詳細に検討し、多賀城の創建年代を養老2年（718）以降、養老5年（721）4月頃から同6年にかけての頃と推定している（平川 1993）。そのうえで平川氏は、この年代を多賀城の造営開始の年代を示すものとし、多賀城碑にみえる神亀元年（724）を完成年としている。

進藤秋輝氏は下伊場野窯で生産された 116 の文様が多賀城創建期の鏡瓦のなかで相対的に古い様相を示すこと、多賀城創建以前の遺跡に一般的にみられる

粘土板巻き作り無段の男瓦を主体とすることから、同窯が多賀城創建に伴って操業した窯のなかで古く位置づけられることを指摘した。また、政庁跡出土女瓦のうち、下伊場野窯跡群で出土するのはI C類bタイプに限られるが、日の出山瓦窯跡群ではI A・I C類がともに焼成されること、木戸窯跡群と大吉山瓦窯跡群ではI A類のみが出土していることを示し、さらに重弁蓮華文鬼瓦の改範の過程などから、多賀城創建期の当初は単一の技法をとる木戸窯跡および下伊場野窯跡での工人集団でそれぞれ瓦生産が開始され、造営がピークを迎えた段階で日の出山窯跡群において大規模な生産が行われたと考えている（進藤ほか1994）。

大河原基典氏は、多賀城と同廃寺に多量に供給された120・121の範傷進行と瓦当部の厚さの関係を検討し、厚手の型式から薄手の型式へと変化することを明らかにした（大河原2002）。また、この事実を起点として組み合う宇瓦・男瓦・女瓦・鬼瓦の特徴を検討し、多賀城創建期の瓦生産を下伊場野窯跡群で生産が行われた第1期、日の出山窯跡群D地点付近で生産された第2期、同窯跡群D地点で生産が始まりA・B地点を中心に生産が行われた第3期に区分した。そのうえで供給地での出土量から、政庁への供給は下伊場野窯や日の出山D地点から少量の供給が行われたI A期、日の出山A・B地点と木戸・大吉山の3瓦窯から大々的に供給が行われたI B期に区分し、造営の段階差を想定している。

須田勉氏は、下伊場野窯A地点から出土した瓦群を検討し、製作技法の特徴から常陸に系譜をもつ複数の工人グループの製作を想定した（須田2005a・b）。そして、それが次第に技術的統合を果たし、鑑瓦116（下伊場野窯第1類）やかきべら挽き（手描き）重弧文字瓦、粘土紐巻き作り有段男瓦、桶巻き作りで分割後に調整台を用いる女瓦で構成される「多賀城様式瓦」が成立したと考えた。そして、下伊場野窯の未調査地点で亀岡遺跡と多賀城・多賀城廃寺へ向けた小規模な生産が行われたと想定される第1段階から、下伊場野窯A地点において「常」・「今」・「下今」などの文字瓦に示される国を単位とする貢納法に基づいて瓦生産が開始される段階、さらに下伊場野窯と木戸窯の工人グループが統合されて日の出山窯が開窯する段階へ移行すると考えた。このうち、国を単位とした労働編成開始された下伊場野窯A地点の段階に大きな画期を見出している。そして、多賀城の造営開始を養老5年から同6年にかけての頃と特定した先の平川南氏の研究（平川1993）、および、多賀城の創建の契機を養老4年の蝦夷反乱に求める熊谷公男氏（熊谷2000）、今泉隆雄氏（今泉2001）の研究を踏まえ、下伊場野で多賀城の瓦が生産される時期も、国家レベルの政策を背景としたものとみて、蝦夷反乱直後の養老5・6年頃と推定した。

一方、古川一明氏は、多賀城I期の瓦のうちA群（鑑瓦112・113、宇瓦512・513などの亀岡タイプ）が政庁創建時に限定的に使用されたあと、B1群（鑑瓦114・116・120・129など）が多量に供給されたと考え、政庁I期の造営をI A・I B期に区分している。そして、I A期の開始を養老6年（722）前後、完成を多賀城碑の神亀元年（724）と推定して八葉重弁蓮華文鑑瓦を含むI B期は

これ以降とした。I B期は『続日本紀』天平初年（729）9月の大野東人が在鎮の兵の勲功を録すとの記事が、この時期の本格的な整備事業と関わる可能性を指摘している（古川 2008）。

諸氏の見解は、瓦の分析から多賀城の創建に段階差を認める点で一致しているが、各段階の評価や年代の比定において、異なる結論を導いている。これは、遺構から把握し得る1時期の幅のなかで、瓦生産の段階が細かく分かれ、遺構と瓦との対応関係に決め手を欠くことが大きな理由である（註5）。従って、多賀城I期の八葉重弁蓮華文鑑瓦の年代は、養老5年（721）頃を上限とし、天平9年（737）を下限とする十数年の幅のなかで捉えるほかはない。

3. 泉官衙遺跡の八葉重弁蓮華文鑑瓦の文様と郡山廃寺・多賀城跡との比較

泉官衙遺跡で出土した破片は、周縁や中房を欠くが蓮弁3枚分が残り、弁区の特徴を把握できる（第4図）。残存する蓮弁のうち中央のものは、弁の最大幅が中ほどにあり、弁端に向かって緩やかにすぼまり先端は尖る。弁端は弱く盛り上がり反り上がりを表す。間弁は蓮弁の形態を反映して内湾する三角形状を呈する。子葉は大振りで蓮弁の付け根の全体を覆うほど幅が広い点に特徴があり、先端が丸く反りはない。蓮弁内の子葉の先端付近には不明瞭な稜線がわずかにみられる。間弁の外側には沈線が巡っているが、圏線が存在したかどうかは不明。全体に蓮弁の彫りが明瞭で文様の浮き上がりがシャープである。

男瓦の接合は印籠つぎで、破面に不均一な粘土の節理面を観察でき、範詰めはブロック状の粘土を用いて行っている。灰色で須恵質の焼き上がり、胎土は石英の細粒や長石を含む粗雑な胎土であるが、白色針状物質は確認できない。市内の京塚沢窯跡で出土する各種瓦と同じ胎土であり、同窯跡で焼成されたものと推定される（註6）。

さて、前述の郡山廃寺4種や多賀城跡出土例と比較してみよう（第5図）。結論から先に言えば、郡山廃寺出土の4種、多賀城跡出土例と、泉官衙遺跡出土の単弁蓮華文で、同範と確認できるものはなかった。別範であることによって、欠損部分にさまざまな可能性が生じることとなるが、残存する弁の特徴から八葉重弁蓮華文が本鑑瓦の祖形であることは間違いなく、文様の細部の比較から本瓦の位置を検討しておきたい。

郡山廃寺のA・C種は、いずれの弁も最大幅が周縁寄りにあり、間弁がT字形となるのに対し、泉官衙遺跡では弁の最大幅が中ほどにあり、間弁が弁形を反映して内湾する大振りな三角形状を呈する点で異なり、明らかに別範である。A種はこのほか、蓮弁内に収まる船底形の子葉、蓮弁や子葉の先端に反り上がりが表現されること、弁中央の鎬状の稜の表現が明瞭で、全体にシャープで均整のとれた意匠となっており、泉官衙例より先行することは間違いなく。一方、C種は弁形が崩れ、全体に平板な表現となっているが、泉官衙例の蓮弁は均整がとれ、文様の彫りもはっきり表れている。C種も泉官衙例と同様に子葉が大振りであるが、いずれも先端が尖り、蓮弁内に収まる点で異なる。

一方、弁の最大幅が中位にあつて、間弁が内湾する三角形状となる点は、泉官衙例と郡山廃寺B種やD種に共通する点である。泉官衙例では弁端が高まり反り上がりを表しているが、B種にこれは見られない。また泉官衙例の子葉は蓮弁の下半を覆い隠すほど幅広で先端が丸く、中央に僅かながら稜があるのに対し、B種の子葉は突出した楕円球形の表現となっており、もはや花卉の形をとどめない。従ってB種のほうが泉官衙例より後出的である。D種は子葉が蓮弁内に収まり長い点で、泉官衙例と異なる。

ただし、ともに小片であるB・D種は、間弁の形態が泉官衙例に似ることから、欠損部分が泉官衙例と一致する可能性を完全に否定することはできない。ここでは、泉官衙例が郡山廃寺A種より後出するものであること、補修瓦としてA種に後出するB・D種に共通する点があることから、これと近接する時期であり、A種を直接のモデルとし、B・C・D種を介在させていない可能性が高いことを指摘するにとどめる。そして、泉官衙例の年代も8世紀初頭を遡ることはないと考える。

なお、先述した多賀城114・116・128は、弁の最大幅が中位に位置する点で泉官衙例に似るが、泉官衙例では弁端が尖るのに比べ多賀城出土例はやや丸みをもつ。また、多賀城出土例のなかで最も古い114・116には弁中央を走る凸線表現の稜線がみられ、これらの特徴は以後、多賀城出土の多くの八葉重弁蓮華文鏡瓦に引き継がれている(註7)。116の弁端が丸い点も、後出的な要素である。泉官衙例ではこれが見られないことから、泉官衙例の方が郡山廃寺に近く、多賀城114・116に先行すると考えてよい。従って泉官衙例の年代も多賀城創建期のこれらの瓦が製作される時期を下限とし、先の郡山廃寺A種を上限とする8世紀の初めの20年前後の幅のなかに収まるものと考えられる。

4. 八葉重弁蓮華文鏡瓦の位置づけについて

行方郡衙周辺寺院の創建瓦は独特の植物文系の文様意匠をもつI群で、このうち量的な主体となりロクロ型挽きの重弧文字瓦に組み合う花葉文鏡瓦に2度の追刻による3段階の変遷を確認でき、古い時期は少なくとも7世紀末に遡ると考えられる(佐川2004、藤木2005)(第7図)。これに後続する花文鏡瓦には5種の範があり、組み合う木葉文字瓦の顎面文様が、先行する重弧文字瓦のそれからほとんど退化していないこと、このI群に後続するII群の偏行唐草文字瓦に同種の顎面文様がかなり退化した文様がみられ、その年代が8世紀第2四半期に位置づけられていることから(佐川2000)、I群の下限もこの時期に求められる。I群の後半となる植物文鏡瓦5種と木葉文字瓦・均整忍冬唐草文字瓦は、8世紀初頭を中心とする時期と推定される。植物文鏡瓦I類を退化させた文様をもつ植物文鏡瓦II～VI類は5種の範が少量ずつ出土しており、複数の範が補足や補修の必要に応じて作成されたと考えられる。

このI群および後続するII群を生産したのは行方郡内の京塚沢窯跡であり、II群は製作技法において、I群のそれを継承したとみられる部分が多い(佐川2000、まだ第3章を参照)。従って郡衙周辺寺院の瓦生産を主体的に担った京塚

沢の瓦屋は、少なくとも7世紀末から8世紀前半にかけて存続していたと考えられる。そして先述のように、泉官衙遺跡の八葉重弁蓮華文鑑瓦も京塚沢にあった瓦屋で生産された可能性が高い。従って泉官衙遺跡に、この八葉重弁蓮華文がもたらされた時期は、寺院Ⅰ期の瓦を生産した瓦屋が存続し、造営はⅠ群を以ってなお継続していたか、その終了後さほど時期を隔てていない段階であったと考えられる。Ⅰ群は鬼瓦や塼も含まれ、この時期には館前地区の郡衙周辺寺院に独特の植物文で意匠を統一された瓦を使用した中心伽藍がほぼ完成ないしは完成しつつあったと推測される。

Ⅰ群にみえる植物文が比較的平板な文様表現であるのに対し、八葉重弁蓮華文にみられる弁端の僅かな高まりによる反り上がりの微妙な立体的表現は、これをイメージだけで模倣し陰陽反転した瓦範を再現するのは難しいと思われる。瓦範にブロック状の粘土を詰める手法も、彫りの深い文様に対応したものであり、作範等に関わる工人の関与があった可能性がある。この時期の寺院の主体的な瓦が植物文を統一意匠としていることから、八葉重弁蓮華文鑑瓦はこれらの瓦で軒先を飾った堂宇の補修ないし補足用の瓦として同じ屋根に葺かれたのではなく、別の建物に使用された可能性もある。

なお、本遺跡ではこの時期の瓦に引き続いて、Ⅱ群：単弁細弁蓮華文鑑瓦一偏行唐草文字瓦のセットが採用されている。Ⅱ群の文様についても、佐川正敏氏が多賀城230・231—660のセットを主たるモデルとしたことを明らかにしており（佐川2000）、郡衙周辺寺院に対する国府の影響は、次段階にも現れることとなる。

Ⅱ. その他の国府系瓦について

1. 多賀城230・231—660の影響を受けた単弁細弁蓮華文鑑瓦・偏行唐草文字瓦

泉官衙遺跡において、国府の影響のみられる瓦は、第3章で述べた単弁細弁蓮華文鑑瓦一偏行唐草文字瓦に代表されるⅡ群を挙げることができる。この文様は、佐川氏が詳細に検討し明らかにしたように、多賀城230・231—660が祖形と考えられ、それに在地的な要素が加わり変容したものである（佐川2000）。

Ⅱ群は行方郡衙周辺寺院である泉官衙遺跡館前地区と、標葉郡衙周辺寺院の可能性の高い郡山五番遺跡に同範瓦が供給される。時間的先後関係のある単弁細弁蓮華文鑑瓦2型式と偏行唐草文字瓦4型式が両遺跡で出土している。これらは胎土の特徴から、ともに行方郡内の京塚沢窯跡で生産された可能性が高い。Ⅱ群は創建期の瓦に後続する補修期の瓦であり、この段階になると、泉・郡山五番の両郡衙周辺寺院へ向けた瓦生産が1つ瓦屋で集約的に行われ、郡域を越えて供給を行う体制が新たに成立したと考えられる。また、Ⅱ群と同様に多賀城230・231の影響がみられ、これにやや先行してⅡ群に影響を与えた郡山五番

遺跡E類には、宇多郡衙周辺寺院の可能性の高い黒木田遺跡の瓦当文様の影響もみられる。

多賀城 230・231-660 のセットを生産したのは、国府所管の瓦窯である日の出山瓦窯である。その主な供給先は色麻柵推定地である城生遺跡とその付属寺院と推定される菜切谷廃寺である。また多賀城には 660、多賀城廃寺には 230・231 が補修瓦として、セット関係を崩して供給された。なお宮城県宮崎町東山官衙遺跡では 660 とともに、231 の踏み返しにより製作された鑑瓦が出土しているが、後者は日の出山とは別の産地が考えられている（進藤 2003）。東山官衙遺跡は賀美郡衙跡と推定されている遺跡であるが、近年の調査で眼下の平地にひろがる方格地割と一体となっていることが判明し、城柵など国レベルの施設と推定する意見もある（坂井 2005）。多賀城 230・231・660 が出土するこれらの遺跡は、陸奥国府の瓦を生産した瓦屋が直接瓦を供給しており、その造営に国家の直接的な関与があったことが推測される。これに対し、泉官衙遺跡と郡山五番遺跡で出土する多賀城 230・231-660 の同系瓦であるⅡ群は、先述のように国府系の文様に在地的な変容が加わったものであり、製作技法も受容していない。また生産を行ったのは行方郡内の京塚沢窯跡である。したがって、行方・標葉の両郡衙周辺寺院における国府系の瓦は上記の遺跡と異なり、国府所管瓦窯から直接供給を受けたものではなく、また範の移動を伴うものでもない。これは、寺院創建以来、在地に存在した造瓦組織が機能していたため、新たな技術を導入する必要がなかったことが、その理由と考えられる。ただし、Ⅱ群の文様は、230・231-660 のセットを意図して作範されたものであり、セット関係を崩して供給を受けた消費地での模倣ではなく、この文様の図案を保持した国府所管の造瓦組織の関与を考えるべきであろう。

2. 重圏文鑑瓦

表面採集のものであるが、原田良雄氏のコレクションの中に、泉館前出土のものとして、重圏文軒丸瓦がある（第6図）。瓦当面の中央に大振りな珠文を配し、2本を1単位とした圏線を2重に巡らした複線二重圏文である。接合技法は印籠つぎ、瓦当側面に格子タタキ目を残す。

瓦当文様の特徴は多賀城Ⅱ期の重圏文鑑瓦のそれに酷似する。同種の文様はこのほか、伊治城跡で出土している。多賀城の重圏文軒丸瓦は 420・421・422・423 の4種の範がある。伊治城跡の範は1種のみである。これらの重圏文は、泉官衙遺跡のそれと圏線の径が異なることから、いずれとも別範である。

なお、瓦当側面に補足の叩き締めを行う手法は、多賀城の各種鑑瓦にみられる。ただし、多賀城の重圏文鑑瓦で瓦当側面に補足の叩き締めを残すものはみられない。また、多賀城のほかの鑑瓦も側面にみられる補足の叩き目は縄叩きや平行叩きであり、泉官衙遺跡と同様の格子タタキ目を伴うものはない。

以上から、泉館前地区表採の重圏文鑑瓦は、他遺跡からの搬入の可能性は低く、泉官衙遺跡所用の瓦として製作されたものと考えておきたい。文様が多賀城や伊治城のそれに酷似することや、瓦当側面に補足の叩き締めを施す手法も

多賀城の鑑瓦と同じであり、泉官衙遺跡出土のものも、これらの城柵・官衙所用瓦の製作に関与した造瓦組織や工人の関与を想定する必要がある。

年代については、重圈文軒丸瓦については、祖形となる多賀城 240 が陸奥国分寺跡で出土したことから、上限年代は国分寺造営詔の天平 13 年（741）とされる。また多賀城Ⅱ期は伊治公咎麻呂の乱によって焼失する宝亀 11 年（780）年を下限とする。泉官衙遺跡出土例は、それからさほど時期を隔てない 8 世紀後葉であろう。

行方郡衙周辺寺院は、第 2 章で述べたとおり、7 世紀に遡る創建期には独自の瓦当文様を採用している。しかし 8 世紀代になると、多賀城Ⅰ期末の平城宮系の瓦に続いて、Ⅱ期の補修瓦である重圈文鑑瓦が製作されるなど、多賀城や周辺の城柵・官衙の瓦の推移と連動するように、様上ないしは技法上で国府の影響がみられるようになる（第 7 図）。これらの瓦は、いずれも館前地区の郡衙周辺寺院の所用瓦であり、この地区に存在した寺院の補修に、継起的な国府の関与があったことが推測される。

Ⅲ．行方郡衙への陸奥国府の影響とその背景について

1．8 世紀における国府の関与について

8 世紀前半における国府系の文様の採用は、この時期の郡衙周辺寺院に対する国府の関与の一端を示すものである。しかし文様の一部をだけを取り上げて、これを過大に評価することはできない。進藤秋輝氏は郡山廃寺Ⅱ期官衙と多賀城の関係に技法的な継続性がないこと、郡山遺跡Ⅱ期の瓦が多賀城に入らないことから、年代は比較的近いながらも、両者は性格を異にしていると指摘した（進藤 1994）。辻秀人氏も、郡山廃寺の鑑瓦の文様を、麓山窯跡・名生館官衙遺跡・伏見廃寺の八葉重弁蓮華文の系譜で理解し、また組み合わせる宇瓦・男瓦・女瓦を含めた瓦群としての特徴を評価して、多賀城Ⅰ期との間に画期があることを強調する（辻 1994）。また須田勉氏も先述のように、多賀城創建期の瓦群の技法面での特徴を関東の工人との関わりで「多賀城様式瓦」の成立を評価している（須田 2005）。

ただし、こうした技術面・組織面からみた多賀城の画期性が指摘されるほど、画期を経てもなお継承されたこの種の文様の意義が返って鮮明になると思う。どのような製作技術や労働編成によって作られた瓦でも、一旦屋根に葺かれれば見た目の景観は同じであり、瓦葺建物に荘厳装置としての意義を認める立場からは、軒先を飾る文様にも何らかの表象としての機能を認めたいと思う。従来から言われているように、郡山廃寺の鑑瓦の文様にみられる中房・子葉・蓮弁による三重に弁が重なるような表現は、陸奥国の他の単弁系の鑑瓦には見られない特徴であり、初期陸奥国府付属寺院である郡山廃寺所用の瓦当文様として独自に創出されたものであったと考えられる。そしてこの種の文様は上記の

特徴に加え、弁端の反り上がり、弁中央の鎬状の稜線なども、後の多賀城Ⅰ期の瓦に引き継がれ、以後、この文様が多賀城所用瓦として長期にわたって作範されることとなる。古川一明氏はこの種の文様をもつ瓦が多量に生産され、本格的な整備が行われたⅠB期になって、国府機能が郡山遺跡Ⅱ期官衙から移されたと理解している（古川 2008）。また、これらの文様が多賀城・多賀城廃寺に伴う国衙系瓦屋を介して、陸奥国分二寺や菜切谷廃寺、黄金山産金遺跡など、陸奥国内の重要な寺院に供給される瓦の文様として展開していることは周知の通りである。そして文様の祖形となった郡山廃寺所用瓦を直接のモデルとした瓦を採用したのは、郡山遺跡Ⅱ期官衙・郡山廃寺から陸奥国府・付属寺院としての機能を引き継いだ多賀城・多賀城廃寺と、泉官衙遺跡館前地区の寺院だけであり、行方郡衙周辺寺院のこの時期における重要な位置づけを物語ると理解したい。

7世末から9世紀に至る行方郡衙・寺院の変遷のなかで、8世紀前半は国府の影響とみられる要素が他の考古資料にも散見される時期である。瓦における国府系の文様も、そのなかに位置づけられることを以下に示したい。

まず、8世紀初頭の行方郡衙周辺寺院と郡山遺跡Ⅱ期官衙との関連を示す資料として、両遺跡から出土した硯がある（第8図）。圈脚円面硯で、脚部に方形の透かしがみられ、硯部と脚部の境界に一条の低い凸帯をめぐらしており、脚部の透かしの間に型押しで独鈷杵形の特徴的なレリーフ装飾を施していることで、両者の共通性は古くから指摘されていた。レリーフ装飾の型は泉官衙遺跡と郡山遺跡で同一のものをを用いている。また、両遺跡出土の硯は、硯部の径が泉官衙例では残存部から復元して25cmと大きいのに対し、郡山遺跡Ⅱ期官衙出土のそれは16cmと小さい点を除くと、器高のほか凸帯の位置や形態、透かし・脚端部の形態が一致し、同一の器形で大小の関係にある。従って、両者は同一工人の作とみて間違いない。胎土は郡山遺跡出土例に白色針状物質が入るのに対し、泉官衙例では確認できないことから、前者は仙台平野の名取川・広瀬川流域、後者は行方郡内で生産された可能性が高く、工人の移動が推定される（註8）。泉官衙の例は郡衙周辺寺院である館前地区からの表採資料であるが、郡山遺跡ではⅡ期官衙外郭の南東部で実施された昭和54年度調査区や、Ⅱ期官衙政庁付近で実施された第55次調査区で出土しており、Ⅱ期官衙に伴って使用されたものと考えられる。これらの硯の年代についても7世紀末～8世紀初頭の年代とみてよい。

もう一つ、郡山遺跡Ⅱ期官衙と泉官衙遺跡との関連を考えさせる点がある。行方郡衙では、郡庁院跡を初めとした施設の内容や変遷が具体的に明らかとなっており、郡庁院では大きく3時期の変遷が確認されている。そのうち8世紀初頭のⅡ-A期郡庁院は、主軸方位が東に振れ7世紀代に遡るⅠ期の建物配置をほぼ正確に踏襲し、方位を真北に直して建て替えられる。この段階には正殿の前面から左右、後方にかけてのスペースが玉石敷になっている。そして玉石敷は郡山遺跡でもⅡ期官衙の正殿後方で石組池・石組溝とともに確認されている（註9）。

全国の国府政庁の遺構と出土瓦を再検討した大橋泰夫氏は、8世紀第2四半期以降に成立する定型的な国庁の下層で確認されている掘立柱建物群を初期国庁と認め、国庁は7世紀末から8世紀初頭にかけての時期に、全国一斉に成立したことを指摘している（大橋 2005・2007）。また、郡衙施設が8世紀初頭の時期に正方位に建て替えられることや、正殿が南面して脇殿を配し広い前庭をもつ政庁の基本構造が国庁と郡庁に共通することから、この時期に成立する初期国庁が郡庁の建物配置や変遷に影響を与えた場合があったと考えている。近年はその視点をさらに発展させ、泉官衙遺跡Ⅰ・Ⅱ期や根岸官衙遺跡（磐城郡衙）、須賀川市栄町遺跡（石瀬郡衙）にみられる長舎連結型の郡庁が、郡山Ⅰ期官衙の影響を受けたことを指摘し、陸奥国内での国府→郡衙の影響関係の存在を指摘している（大橋 2014）。

行方郡衙に関しては、8世紀初頭のⅡ期郡庁が7世紀代に遡る可能性の高いⅠ期郡庁の建物配置をほぼ正確に踏襲していることが明らかとなっており、この配置が初期国府である郡山遺跡Ⅱ期官衙の政庁を模倣したとは考えがたいが、Ⅱ期以降の官衙施設が正方位となる点や、郡庁院の玉石敷が正殿の前方だけでなく左右・後方まで敷設されている点から、郡山遺跡Ⅱ期官衙の影響を認めてよいと思う。この時期における郡山遺跡Ⅱ期官衙と行方郡衙の関係を示す一例と評価してよからう。

以上のように、8世紀初頭の時期には、行方郡衙と郡衙周辺寺院において、極めて断片的ながら、郡山遺跡Ⅱ期官衙の影響の一端をうかがうことができる。硯に関しては技術者の移動は確実である。また玉石敷の敷設も、単に国庁の模倣にとどまらず、郡庁機能の変化と造営技術者の関与を想定すべきであろう。これらの点は、それぞれ性質の異なる要素ではあるが、逆にこの時期の郡山遺跡Ⅱ期官衙の関与が、行方郡衙と郡衙周辺寺院にまたがり様々な面に及んだことを示すものと理解される。そしてこのことは、郡山遺跡Ⅱ期官衙がまさに陸奥国府として機能し、国内の郡衙に影響を及ぼしたことを示す事例と評価できよう。八葉重弁蓮華文の瓦当文の採用も、こうした流れの中に位置づけることができる。

また行方郡衙に近接する金沢地区製鉄遺跡群では、焼成後線刻で「今」と記された8世紀中葉の両黒の土師器高台付杯が出土している（第9図）。一方、多賀城周辺の山王遺跡では、器形上、この種の高台付杯と組み合わせると考えられる両黒の土師器蓋が出土し、外面のリング状ツマミの内側に「今」、天井部内面に「行方」と焼成後線刻で記されているのが確認されている。「今」は多賀城Ⅰ期の女瓦凹面に、凸型成形台に陰刻ないし陽刻された同種の文字が圧痕として残り、またこれらの瓦を生産した下伊場野窯跡・日の出山窯跡群で「今」と焼成前にヘラ書きで記されたものがある。安田稔氏はこのことについて、「今」の文字を使用し陸奥国府建設に関与した工人集団がおり、金沢地区製鉄遺跡群と国府所管瓦窯で人の連絡があったことを推測している（安田 1995）。多賀城Ⅰ期の文字瓦については、瓦生産にかかる経費負担者の識別や労務管理を目的とした可能性が指摘されている（高野 2000、山路 2005）。「今」の刻書土器も製鉄工

房における労働力・技術者など、何らかの単位を示す可能性が高く、国府所管瓦窯における瓦生産に共通する単位が鉄生産にも用いられていたと考えることができる。土器に刻書された「今」については、これに対する供給が行われたことを示すものと解される。行方郡衙の郡庁院跡からも、小片であるため器形は不明であるが、やはり「今」の焼成後線刻のみられる両黒の土師器片が出土していることから、行方郡衙が金沢における鉄生産に深く関与したことがうかがえる。国府と製鉄との関わりは、郡衙をも含むものであったと考えられる（註10）。

金沢地区製鉄遺跡群については、律令国家の対蝦夷政策を支えた国衙工房としての評価が定着しつつあり（飯村 2005）、安田氏は製鉄遺跡が陸奥国のなかで福島県太平洋側の北部に集中していることから、原料立地を考慮しながらも、一国一生産所的な体制を想定している（安田 2005）。国衙工房を郡内に抱える行方郡においては、近接する行方郡衙が、国衙によって徴発された労働力の差配や生産物の管理、技術者への供給を行う窓口としての機能も担った可能性が高いと考える。行方郡衙が製鉄と深い関連をもって設置されたことは、両遺跡が 1.5 km の位置に近接していることや、金沢地区製鉄遺跡群が 7 世紀第 3 四半期から操業を開始し、行方評衙もこれと同時期かやや遅れて 7 世紀末までには設置されることからもうかがえる（藤木 2009 b）。

日の出山窯跡で生産された多賀城 230・231-660 の文様が、この「今」刻書土器と同じ 8 世紀中葉の時期に行方郡衙周辺寺院にもたらされたことも、この時期の行方郡と陸奥国府との連絡の一端を示すものとすることができよう。第 4 章で論じたように、在地の瓦工が国衙工房への上番し、国府の瓦生産への参画を契機として、国府系の種の文様や細部の製作手法が伝えられた可能性が高い。この段階は前段階と異なり、行方郡内の京塚窯跡から行方・標葉の両郡衙周辺寺院へ向けて、複数範種にわたって瓦が供給されるようになるが、その生産には前段階から在地に存在した技術が用いられており、この時期の各郡衙周辺寺院が、基本的に在地の協力関係によって維持されたことがうかがえる。

2. 国府の関与とその背景

筆者は行方郡衙の政庁院が玉石敷を伴うことについて、地方官衙の政庁で行われる儀式の内容や格式を玉石敷の前庭が反映したとすれば、本来、国衙レベルで行われた儀式の一部が、行方郡庁で挙行された可能性があるのではないかと考えた（荒ほか 2007）。政庁に伴う玉石敷は、郡山遺跡Ⅱ期官衙や多賀城政庁のほか、大宰府政庁、伯耆国庁、下野国庁にみられ、地方官衙では国衙クラスでのみ確認されていたものである。郡庁院に伴う事例は行方郡衙が唯一の例であったが、近年、上野国新田郡衙跡に比定される群馬県太田市天良七堂遺跡（小宮ほか 2008、太田市教委 2009）で確認されている（第 10 図）。天良七堂遺跡の政庁（第 1・2 段階）は、東西約 86～99m × 南北 89～106m の不整形の敷地の四辺に桁行 16～17 間の長大な建物を配して柵列でこれを連結し、中央に礎石建ての正殿を配しており、規模を除けば行方郡衙の政庁と極めて似通った

建物配置をとっている点が注目される。山中敏史氏は、新田郡庁が国庁に匹敵する規模をもつことについて、「国府の出先施設的な役割を担う上野国東部の拠点的な郡衙であった可能性」を指摘し、中庭を石敷とする格式の高さについては、郡司告朔の場としての機能や蝦夷征討策の拠点的性格を推定している（山中 2008）。

また一方、常陸国庁下層の初期官衙は、南北 49.2m×東西 57.9mの規模で、6棟の掘立柱建物が正殿を中心に口の字形の配置をとる（箕輪 2007）。大橋泰夫氏は、この初期官衙が後に成立する定型的な国庁と重なる位置にあること、この初期官衙の正殿が桁行6間の平面形式をとり、この構造は後の国庁正殿に踏襲されたとみられることから、これを初期国庁の一例と考えている（大橋 2007）。この初期官衙が長舎構造の脇殿が区画施設を兼ねる配置となっている点は、行方郡庁と共通しており、これを初期国庁と認めるならば、この段階では、郡庁と共通する規模・構造の建物群で国庁の機能を果たしていたということになる。

山中氏は全国の郡庁を類型化し、このうち口の字型に分類したⅠ類、コの字型としたⅡ類のなかに、下野・近江・伯耆の国庁プランと顕著に類似する例があること、特にⅠ類に分類される宮尾遺跡などの郡庁例が、後殿・脇殿などの長舎を塀で連結している構造をとる点で伯耆国庁と極めて似通っていることを指摘している（山中 1994）。そして氏は、「国庁などと類似した使われ方をしてきた郡庁の側面を反映している」とし、「朝堂院や国庁などで催されていた元日朝賀などの儀式や饗宴が、郡ごとに変形・省略される形で行われていたのであろう」とした。さらに「国庁がまだ整備されていない8世紀初頭までは、任国に赴任した国司は、国内支配の拠点的な位置を占める郡衙などに駐在している場合が多かった」と想定し、「おそらく、中核的な郡衙には当初からこのような正殿隔絶型の郡庁が採用されることが多く、そうした郡庁は、国司の駐在期間中、中央政府側からも儀式や饗宴の場としての国庁の役割をも兼ねることが期待されていた」と推測している。

行方郡庁は7世紀に遡るⅠ期から山中氏の分類にいう口の字長舎連結型・正殿隔絶型の建物配置をとっている。玉石敷を敷設するのは、Ⅰ期建物の配置を忠実に踏襲し、方位を真北方位に変更した8世紀初頭のⅡ-a期になってからである。この時期になって新たに敷設された玉石敷は、朝庭の格式が向上したことを示している。そしてこのことは、郡庁に郡衙本来の機能のほかに、より格式の高い政庁としての機能、すなわち国庁機能の一部が付与されたことを示すのではなかろうか。

養老2年（718）には、当初福島県域から宮城県域にかけての領域をもった広域陸奥国から、太平洋岸の石城・標葉・行方・宇太・日理郡が分割され、常陸国菊多郡と合わせた6郡によって石城国が、内陸の信夫・安積・石背・白河・会津の5郡によって石背国がそれぞれ成立し、残った狭域陸奥国とともに新たな東北支配の枠組みが施行される。翌養老3年（719）には、石城国の領域内にいわゆる「海道十駅」が新設され、この地域が令制国として機能するための条

件が整えられた。しかし養老4年の蝦夷の反乱によってこの養老2年体制は破綻し、これを契機としてわずか数年という異例の短期間で石城・石背の両国は再併合されて、もとの広域陸奥国が復活する(工藤1989、熊谷2000、今泉2001)。短期間で終焉した石城・石背両国にあっては、独立した国府が造営されていたかどうかも疑わしい。しかし、こうした政策が実行に移された背景には、石城・石背両国の領域が一個の国として機能するための体制が、この養老2年かそれ以前の広域陸奥国の段階から、成立していたと考えなければならない(平川1984)。

今泉氏は、国名を負う郡である石城郡に国府が置かれたと考え(今泉2000)、山中氏は石城郡衙である根岸遺跡の郡庁の規模が東西60mを超え正殿前の庁庭が広くとられていることから、平川南氏が指摘する陸奥国内の広域行政ブロック(平川1985)において、陸奥南部海道の支配における拠点施設として機能し、石城国段階には国司の主たる駐留場所である国衙の機能も果たしていたと考えている(山中2000)。

しかし上述したように、この時期の行方郡庁にも国庁に通じる要素が認められ、これも8世紀初頭における本地域をめぐる政策を反映したものと理解される。すなわち広域に及ぶ陸奥国において行方郡衙が国府の出先施設としても機能し、また石城国成立の段階では国府機能の代行を務めたのではなかろうか。

行方郡衙に伴う館前地区の寺院にみられる国府の影響もまた、これと軌を一にするものであったと解される。すなわち、8世紀初頭の時期に郡山廃寺の担った性格・機能(註11)の一部が、この時期の行方郡衙周辺寺院に付与され、八葉重弁蓮華文鏡瓦が新たに採用されることになったのではなかろうか。

鬼頭清明氏は『続日本紀』天平20年5月8日条に元正太上天皇のために国司が諸寺の僧尼を「一寺」に集めて敬礼読経するよう勅している記事や、天平9年『和泉監正税帳』に正月14日の記事に金光明経・最勝王経講誦が「武寺」で行われ、供養料などが正税から支出されたことがみえることから、国司が部内の寺院を選定して仏教行事を行ったと考えている。

遡って『日本書紀』持統7年には仁王経を講読させ、同8年に金光明経百部を諸国に置いて正月上玄に読経させた記事がみえ、『続日本紀』天平9年3月には釈迦像の造像と大般若経の書写を、天平12年9月には観世音菩薩像の造像と観世音経の書写を行わせる記事がみえる。鬼頭氏はこれについて、7世紀末以降に諸国に造営された寺院を国司が利用し、それらの寺院で仏教行事が行われたと推定している。

行方郡衙周辺寺院も当初、行方郡の在地氏族によって造営された寺院と考えられる。その維持も基本的に在地の技術・瓦屋で行っていたと考えてよい。しかし上述したように、8世紀初頭には初期陸奥国府付属寺院である郡山廃寺の関与によって、同寺所用の八葉重弁蓮華文鏡瓦に系譜をもつ瓦が、独特な植物文系の瓦とともに、郡内にある京塚沢の瓦屋で生産され、これを葺いた建物の造営が行われたと考えられる。このことは、この時期の郡衙周辺寺院に国府付属寺院が担った機能、すなわち鎮護国家の機能が付与されたことを示し、行方

郡衙周辺寺院においても護国經典の書写や読誦が行われたのではなかろうか。硯も工人の移動を伴い行方郡内で生産されて郡衙周辺寺院に配備され、このような場面で使用されたことが推測される（註 12）。

さて、荒井秀規氏は、定額寺を取り上げた一連の研究のなかで、定額寺制度は地方における私寺に官寺機能を負わせることで国家仏教の地方浸透に努めたものであり、国分寺制度が成立して以降も国分寺機能の代行を勤めた点に、定額寺の本質があると理解している（荒井 1986）。また荒井氏は先の『和泉監正税帳』について、金光明経・最勝王経の正月講誦は元来国府で行われ、国分寺創建以後は国分寺で行われたのであるが、和泉監では監という特殊性故に国府ではなく郡領の私寺で行われたと考え、これを私寺による国分寺機能代行の濫觴とみて、「弍寺」を定額寺であると推測している（荒井 1992）。また氏は、『続日本紀』天平 19 年正月 27 日条に七道諸国の沙弥尼に対する受戒を「当国寺」で行うようにしていることがみえることや、先述の『続日本紀』天平 20 年 5 月 8 日条にみえる「一寺」について、「当国寺」・「一寺」は、国分寺造営が完了していない大方の国では既存の私寺が該当し、それらは国分寺機能を代行した定額寺であったと指摘している（荒井 1992）。

先に 8 世紀初頭の時期に行方郡衙が陸奥国において国府の出先施設としての機能を担い、また石城国成立の時期には国府機能の代行を行っていたことを推測した。すなわち、地域個別に行われた施策に対応して郡衙が国府機能を補完する実態があったと考えられる。この点は、国府付属寺院と郡衙周辺寺院の関係においても同様であったと考えられ、荒井氏が定額寺制成立の端緒的な在り方とした和泉監の事例とも符号するように思う。諸国に国府が成立する前後、そして国分寺成立以前の段階において、郡衙周辺寺院が一時的であれ官寺としての機能を果たし、こうしたことを端緒として、後に制度として確立されたのが定額寺制度であったのではなかろうか。

行方郡衙周辺寺院は 8 世紀初頭に国府系の文様である八葉重弁蓮華文を採用し、この段階に官寺的機能が付与されたと考えられる。また、これに後続する補修期のⅡ群の瓦や、重圏文鏡瓦も国府系の文様を採用しており、行方郡衙周辺寺院はこの段階までに、定額寺化していた可能性がある。

おわりに

以上、雑駁な内容ながら、行方郡衙周辺寺院が 8 世紀初頭の時期に、国府付属寺院の機能の一部を代行し、以後、定額寺化していた可能性を示した。しかし瓦における国府系の文様も含め、ごく断片的な考古資料からの推論であり、十分な根拠に基づいて論証できたとは言いがたい。しかし在地氏族の寺院として造営された寺が、国家仏教体制に属する広義の官寺として、官衙機構の一部として機能した点に定額寺の本質があるとすれば、行方郡衙周辺寺院は、その

具体的なあり方を示す可能性があり、遺跡における官衙と寺院との関係性のなかに、文献上の定額寺との接点を僅かながら見出しうるのではなからうか。今回は一つの問題提起として、大方のご叱正を請う次第である。

註

- 註 1 本書第 1 部第 3 章で詳しく述べた。
- 註 2 胎土の観察にあたって長島榮一氏のご教示を得た。
- 註 3 仙台市内の中学校に、かなり古くに撮影された写真がパネルにされ展示されている。長島榮一氏のご高配により見せていただいた。写真には、伊東信雄先生が採集された旨のキャプションが付されている。これにより、文様の特徴は概ね把握できる。
- 註 4 面径に対する中房の占める比率を、 $\text{中房径} \div \text{面径} \times 100$ で表せば、郡山廃寺 A 種 24%、多賀城 116 は 17%、114・128 は 22% となり、全体のバランスは 114 の方が郡山廃寺に近い。
- 註 5 例えば、様式的に古い瓦が新しく造営された建物に再利用される場合はあり得る（上原 1997）。造営が急ピッチで進められた場合はなおさらである。出土層位も廃棄年代を示すだけである。
- 註 6 なお、本鏡瓦とセットとなる瓦は明確でない。荒淑人氏は八葉重弁蓮華文と組み合う宇瓦について、祖形となる郡山廃寺例や、これに後出する多賀城 114 が重弧文字宇瓦と組み合うことから、泉官衙例も二・三・四・五重弧文のいずれかと組み合う可能性を指摘している（荒 2008）。
- 註 7 国府多賀城から相対的に距離の離れた陸奥南部では、この種の瓦が出土する遺跡として、白河郡衙の一部と推定される関和久上町遺跡と同郡衙周辺寺院の借宿廃寺（鈴木一寿氏のご教示）、富岡町の小浜代遺跡を挙げられるに過ぎない。それらでは凸線表現による稜線が表されている。
- 註 8 胎土については長島榮一氏、硯の形態や文様については田中広明氏のご教示を得た。
- 註 9 今泉隆雄氏は郡山遺跡Ⅱ期官衙のこれらの施設について、飛鳥石神遺跡の石組池と共通することから、同じ用途に用いられたと解し、都とともに国府・城柵などの地方官衙に朝貢した蝦夷の服属儀礼を行う場として用意されたと考えている。また今泉氏は、政庁における儀礼は一般的に、主宰者が正殿に居り南面して行われるものであり、郡山遺跡Ⅱ期官衙においては、官人による通常の儀礼が正殿の前面および左右に設けられた前庭で行われ、それと区別された後庭で蝦夷の儀礼を行ったと理解している（今泉 2005）。
- 註 10 行方郡衙と製鉄との関わりについては、附章③で詳しく論じた。ほかに、行方郡衙の正倉院所用瓦が金沢地区製鉄遺跡群長瀨遺跡検出の竪穴住居跡からも出土し、郡衙正倉の瓦生産に携わった人物が、金沢における製鉄にも関与したと考えられることも、郡衙と製鉄との関わりを傍証するものである（藤木 2005 a）。
- 註 11 郡山廃寺の機能については、井戸跡から出土した木簡に、仏道を学ぶ学生を示す「□学生寺×」（2号木簡）や、片面に「起」、その裏面には異筆で「波婆云婆塞云婆宇宇宇宇」と経文の一部が習書されたとみられるもの（3号木簡）があり、参考になる。

後者は「起」とある面の右側面にみられる6ヵ所の切り込みが現存する経巻の紙幅や界線の上下の端に一致するものがあることから、写経用の定木として使用されたものと考えられている。国府付属寺院である郡山廃寺は、僧侶が仏道を学ぶ場であり、写経や経巻の作成なども行われ、在家信者の教化を行う場となっていたと考えられている（長島 2005b）。

註 12 長岡京出土の円面硯を分析した松田留美氏によれば、宮内と寺院周辺で相対的に面径の大きいものが出土する傾向があり、日常的に多量の墨を用い多人数で多くの文字を書く必要のあった官衙や写経所において、より大きな陶硯が必要であったと理解している（松田 1997）。泉官衙遺跡では行方郡衙周辺寺院の存在する館前地区で出土していることから、写経と結び付けて考えるのが妥当ではないだろうか。また多賀城跡出土の円面硯を分析した生田和宏氏は、出土した円面硯の法量が大・中・小型の3種に分けられ、Ⅲ期以降、政庁地区は曹司地区より大型品が多く出土することを明らかにし、円面硯の大小は使用される場や使用者の格式を反映すると推定している（生田 2003）。泉官衙遺跡出土の円面硯は郡山遺跡Ⅱ期官衙政庁出土のそれを凌ぐ大きさであり、行方郡衙周辺寺院で硯を使用した者の格式の高さは、国衙での使用者に匹敵しよう。

参考文献

- 阿部義平 1989 「城柵と国府・郡家の関連 ―仙台市郡山遺跡をめぐる―」『国立歴史民俗博物館研究報告』第20集
- 荒井秀規 1986 「奈良時代の定額寺制度について ―寺院墾田との関連で―」『日本宗教史年報』7
- 荒井秀規 1992 「豆相の定額寺について―定額寺制度の本質と終焉―」『古代国家の歴史と伝承』黛弘道編 吉川弘文館
- 荒 淑人ほか 2007 『泉官衙遺跡―陸奥国行方郡家の調査報告―』南相馬市教育委員会
- 荒 淑人 2008 『泉官衙遺跡―陸奥国行方郡家出土瓦の報告―』南相馬市教育委員会
- 飯村 均 2005 『律令国家の対蝦夷政策 相馬の製鉄遺跡群』シリーズ「遺跡を学ぶ」21 新泉社
- 生田和宏 2003 「城柵官衙遺跡における陶硯の様相―多賀城跡を中心として―」『古代の陶硯をめぐる諸問題―地方における文書行政をめぐる―』独立行政法人文化財研究所 奈良文化財研究所
- 伊東信雄 1950 「仙台市郡山遺跡出土の女瓦について」『仙台市史』第3巻・別巻1
- 今泉隆雄 2000 「陸奥国と石城郡」『根岸遺跡 ―磐城郡衙跡の調査―』いわき市埋蔵文化財調査報告第72冊 いわき市教育委員会
- 今泉隆雄 2001 「多賀城の創建 ―郡山遺跡から多賀城へ―」『条里制・古代都市研究』通巻第17号
- 今泉隆雄 2005 「古代陸奥国と郡山遺跡」『宮城県仙台市 郡山遺跡発掘調査報告書 ―総括編―』仙台市文化財調査報告書第283集 仙台市教育委員会
- 今泉隆雄 2008 「郡山遺跡から多賀城へ」『第34回 古代城柵官衙遺跡検討会 資料集』
- 今里幾次 1995 『播磨古瓦の研究』 真陽社

- 上原真人 1997 『瓦を読む』歴史発掘 11 講談社
- 大河原基典 2002 「多賀城創建期における瓦生産の展開」『宮城考古学』第4号
- 大竹憲治 1995 「陸奥国標葉郡衙跡出土瓦考—郡山五番遺跡の資料を中心に—」『王朝の考古学』雄山閣
- 太田市教育委員会 2009 『史跡上野国新田郡庁跡』現地説明会資料
- 大橋泰夫 2005 「国府成立の一考察」『古代東国の考古学』慶友社
- 大橋泰夫 2007 「国郡制と地方官衙の成立—国府成立を中心に—」『古代官衙・集落研究集会 古代地方行政単位の成立と在地社会』研究報告資料 独立行政法人国立文化財機構 奈良文化財研究所
- 大橋泰夫 2008 「国分寺と官衙」『シンポジウム 国分寺の創建を読む』Ⅱ 一組織・技術論— 国士舘大学
- 岡田茂弘 2003 「陸奥国府多賀城の建設」『東北歴史博物館研究紀要』4
- 鬼頭清明 1989 「国府・国庁と仏教」『国立歴史民俗博物館研究報告』第20集
- 熊谷公男 2000 「養老四年の蝦夷の反乱と多賀城の創建」『国立歴史民俗博物館研究報告』第84集
- 工藤雅樹 1968 「奈良時代における陸奥国国府系瓦の展開」『日本歴史考古学論叢』
- 工藤雅樹 1989 「石城、石背両国の分置と広域陸奥国の復活」『律令国家の構造』関晃先生古稀記念会編、吉川弘文館
- 小宮 豪ほか 2008 『天良七堂遺跡—上野国新田郡庁跡の範囲確認調査—』群馬県太田市教育委員会
- 斉藤 篤 2003 「東山官衙遺跡の概要」『第29回 古代城柵官衙遺跡検討会』資料
- 坂井秀弥 2005 「国府と郡家—地方官衙遺跡からみた実像—」『社会集団と政治組織』列島の古代史3 岩波書店
- 佐川正敏 2000 「陸奥国の平城宮式軒瓦 6282—6721 の系譜と年代—宮城県中新田町城生遺跡と福島県双葉町郡山五番遺跡・原町市泉廃寺—」『東北学院大学 東北文化研究所紀要』第32号
- 佐川正敏・高橋誠明・高松俊雄・長島榮一 2001 「陸奥の山田寺系鑑瓦」『飛鳥白鳳の瓦づくり』Ⅴ—山田寺式軒瓦の成立と展開（2）発表要旨 奈良文化財研究所
- 佐川正敏 2003 「仙台市郡山廃寺所用鑑瓦の調査報告」『東北学院大学 東北文化研究所紀要』第35号
- 佐川正敏 2004 「福島県原町市泉官衙遺跡出土軒瓦が語る古代行方郡郡寺の様相」『東北学院大学東北文化研究所紀要』第36号
- 志賀 崇 2005 「『郡衙周辺寺院』の性格—考古資料を用いた分析への展望—」『地方官衙と寺院—郡衙周辺寺院を中心として—』独立行政法人文化財研究所 奈良文化財研究所
- 進藤秋輝 1986 「多賀城創建をめぐる諸問題」『東北古代史の研究』高橋富雄編 吉川弘文館
- 進藤秋輝ほか 1994 『下伊場野窯跡群』多賀城関連遺跡発掘調査報告書第19冊 宮城県多賀城跡調査研究所

- 進藤秋輝 2003 「多賀城創建期の造瓦活動について」『東北歴史博物館研究紀要』4
- 鈴木 啓 2009 『南奥の古代通史』 歴史春秋社
- 須田 勉 1997 「『寺院併合令』と東国の諸寺」『国士舘大学文学部 人文学会紀要』第30号
- 須田 勉 2004 「評衙の成立と寺院の造営」『第5回大学合同シンポジウム 古墳から寺院へ—関東の7世紀を考える—』
- 須田 勉 2005a 「多賀城様式瓦の成立とその意義」『国士舘大学文学部 人文学会紀要』第37号
- 須田 勉 2005b 「多賀城様式瓦の故地」『古代東国の考古学』大金宣亮氏追悼論文集刊行会編 慶友社
- 須田 勉 2007 「前期多賀城の成立に関する試論」『考古学論究—小笠原好彦先生退任記念論集』
- 高野芳宏 2000 「多賀城・陸奥国分寺の文字瓦」『文字瓦と考古学』日本考古学協会第66回総会国士舘大学実行委員会
- 田中広明 2004 「七世紀の陶硯と東国の地方官衙」『歴史評論』No.655 歴史科学評議会
- 辻 秀人 1992a 「陸奥の古瓦の系譜」『福島県立博物館紀要』第6号
- 辻 秀人 1992b 「浜通りの古瓦の系譜」『福島県浜通りの古瓦』竹島コレクション考古図録第2集 竹島國基編
- 辻 秀人 1994 「陸奥国における雷文縁複弁四弁、単弁八弁蓮華文鍔瓦の展開について」『古代』第97号 早稲田大学考古学会
- 内藤政恒 1938 「東北地方発見の重弁蓮花文鍔瓦に就いての一考察（下）」『寶雲』第22冊
- 長島榮一ほか 2004 『宮城県仙台市 郡山遺跡』24—平成15年度発掘調査概報— 仙台市教育委員会
- 長島榮一 2005a 『宮城県仙台市 郡山遺跡発掘調査報告書—総括編—』仙台市文化財調査報告書第283集 仙台市教育委員会
- 長島榮一 2005b 「仙台市郡山遺跡・郡山廃寺の調査」『地方官衙と寺院—郡衙周辺寺院を中心として—』独立行政法人文化財研究所 奈良文化財研究所
- 菱田哲郎 2002 「考古学からみた在地社会の変容」『平安京』日本の時代史5 吉川真司編 吉川弘文館
- 菱田哲郎 2007 『古代日本 国家形成の考古学』諸文明の起源14 京都大学学術出版会
- 平川 南 1984 「律令制下の多賀城」『多賀城跡』政庁跡 本文編 宮城県教育委員会・宮城県多賀城跡調査研究所
- 平川 南 1885 「古代の白河郡」『関和久遺跡』福島県教育委員会
- 平川 南 1993 「多賀城の創建年代—木簡の検討を中心として—」『国立歴史民俗博物館研究報告』第50集
- 平川 南 1997 「多賀城の設置」『多賀城市史』1 原始・古代・中世
- 平間亮輔・齋藤義彦 2008 「郡山遺跡の遺構変遷」『第34回古代城柵官衙遺跡検討会』資料集
- 藤木 海 2005a 「泉官衙遺跡の調査成果」『福島考古』第46号 福島県考古学会

- 藤木 海 2005b 「泉官衙遺跡出土の植物文軒先瓦の変遷」『古代東国の考古学』慶友社
- 藤木 海 2005c 「泉官衙遺跡とその周辺 一行方郡における7世紀の様相」『日本考古学協会 2005年度福島大会シンポジウム資料集』
- 藤木 海 2006 「有蕊弁蓮華文鏡瓦の展開とその背景」『福島考古』第47号 福島県考古学会
- 藤木 海 2009a 「泉官衙遺跡と関連遺跡の8世紀における造瓦—泉官衙遺跡出土のⅡ群とⅣ群をめぐって—」『福島考古』第50号 福島県考古学会
- 藤木 海 2009b 「陸奥国宇多郡・行方郡の製鉄と地域開発」『古代東国の世界』1 高志書院（投稿中）
- 古川一明ほか 2007 『多賀城跡』宮城県多賀城跡調査研究年報 2006 宮城県多賀城跡調査研究所
- 古川一明 2008 「多賀城創建について」『第34回古代城柵官衙遺跡検討会』資料集
- 松田留美 1997 「長岡京出土の陶硯」『都城』8 向日市文化財センター
- 箕輪健一 2007 『常陸国衙跡』Ⅴ 国衙域の第5次調査概報
- 宮城県多賀城跡調査研究所 1980・1984 『多賀城跡』政庁跡 本文編・図録編
- 村田晃一 2003 「城生柵跡の概要」『第29回古代城柵官衙遺跡検討会』資料
- 安田 稔 1995 「第4編第2章第1節 金沢地区の土師器と須恵器」『原町火力発電所関連遺跡調査報告』Ⅵ 福島県教育委員会・（財）福島県文化センター・東北電力株式会社
- 安田 稔 2005 「陸奥南部の生産」『日本考古学協会 2005年度福島大会シンポジウム資料集』
- 山崎信二 2003 「平城宮・京と同範の軒瓦および平城宮式軒瓦に関する基礎的考察」『古代瓦と横穴式石室の研究』同成社（初出1994）
- 山中敏史 1994 『古代地方官衙遺跡の研究』 塙書房
- 山中敏史 2000 「磐城郡衙の発掘調査成果における若干の問題」『根岸遺跡—磐城郡衙跡の調査—』いわき市埋蔵文化財調査報告第72冊 いわき市教育委員会
- 山中敏史 2005 「地方官衙と周辺寺院をめぐるとる諸問題—氏寺論の再検討—」『地方官衙と寺院—郡衙周辺寺院を中心として—』独立行政法人文化財研究所奈良文化財研究所
- 山中敏史 2008 「郡衙の姿と役割」『郡衙の姿と役割—天良七堂遺跡の調査成果をめぐって—』平成19年度文化財講演会資料 太田市教育委員会
- 渡邊泰伸 1990 「瓦生産の諸段階—古代東北地方における瓦生産導入期—」『考古学古代史論攷』

第6章 泉官衙遺跡と製鉄遺跡群

—遺跡からみた陸奥国行方郡の地域社会—

はじめに

陸奥国南部の太平洋沿岸の地域は、古代陸奥国の領域のなかで、製鉄遺跡が特に集中して分布する地域である。発掘調査によってその実態が明らかとなった代表的な例として、福島県相馬郡新地町の武井地区製鉄遺跡群と南相馬市の金沢地区製鉄遺跡群、そして近年、国史跡となった同市横大道製鉄遺跡などを挙げるができる。それらは律令国家の東北経営を支えた官営製鉄工房としての評価が定着している（飯村 2005）。また全国でも有数の製鉄遺跡集中地域である陸奥国宇多郡・行方郡における製鉄遺跡の動態には、国家政策としての側面とともに、在地氏族による私的な活動としての側面があったと考えられる（藤木 2014）。

陸奥国における製鉄の展開は、福島県相馬地方を中心とした調査・研究成果から、宇多郡・行方郡にその中心があるとみなされてきたが、近年の宮城県山元町熊の作遺跡の調査成果や、福島県いわき市磐出館跡での横口付木炭窯跡の発見により、広く陸奥南部海道の諸郡に及んでいた実態が明らかとなりつつある。

本報告では、国造設置地域（第1図）であった陸奥国南部海道の諸郡の一つであり、製鉄関連遺跡の変遷ともに、郡衙との関連についても検討材料に恵まれた行方郡の様相について、隣郡である宇多郡の様相にも触れながら、筆者なりにその特質をまとめることとした（第2図）。

I. 行方郡の地理的・歴史的環境

福島県沿岸部の地形は、西にそびえる阿武隈高地と東に広がる太平洋との間に挟まれて南北に延びる幅のせまい低丘陵地が大部分を占める。やや仔細にみれば、阿武隈高地から東へ向かって流れ太平洋に注ぐ主要河川と、その両岸に形成された東西に走る丘陵によって、輪切りのようにいくつかの小地域に分断される点に特徴がある⁽¹⁾。河川の両岸には幅狭い河岸段丘が、河口付近には海岸平野がひらけ、浦を形成するものもある。

行方郡の範囲は現在の南相馬市にほぼ相当すると考えられる（第2・4図）。この範囲内では、南から宮田川・小高川・太田川・新田川・真野川などの主要河川がいずれも東流し、

その両側に低丘陵が発達して、地形的にいくつかの小地区に分断される。『和名類聚抄』（以下、和名抄）によれば、行方郡には吉名・大江・子鶴・多珂・真敏・真野の6郷の存在が知られる。このほか、泉官衙遺跡出土の木簡に「嶋□郷□□里」の記載のみえるものがあり、郷里制段階に存在し『和名抄』の段階には消滅した「嶋□郷」があったと考えられる。これらのうち、吉名郷は南相馬市の南部にあたる小高区を流れる小高川の下流に「吉名」の大字が残り、多珂郷は同原町区の太田川北岸にある大字「高」一帯、真野郷は北部の鹿島区を流れる真野川の流域に比定される。行方郡の郷の配置は、『和名抄』の郷名に対応する地名の分布からみて、領域内を流れる主要河川・低丘陵による地区区分を、一定程度反映すると考えられる。

Ⅱ．行方郡の成立

まず行方郡の地域社会構造を、律令制成立前夜の古墳、官衙と寺院、生産遺跡の分布から把握したい（第4図、第5図左）。行方郡の領域において、前方後円墳を含み、墳丘規模や埋葬主体部、副葬品の様相などから後期における有力首長の墳墓とみられる古墳群は、真野川中流域北岸の横手古墳群、同川中流域南岸の真野古墳群、南岸河口ちかく鳥崎古墳群、太田川北岸の丘陵上に位置する与太郎内古墳群を挙げることができ、相対的に優勢な首長の本拠地は、真野川流域と太田川流域に存在したと考えられる。他の河川流域にも古墳は存在するが、真野・太田川流域に劣る。これらの後期古墳には近接して横穴墓群が営まれる場合が多く、首長系譜は終末期に引き継がれた。なかでも太田川流域は、羽山横穴から出土した鉄製直刀・金銅装太刀片、馬具等の副葬品からみて、後期から終末期の最も有力な首長系譜が存在した地区と言えるであろう。行方郡の領域内においては、後期古墳から終末期古墳へと引き継がれた首長系譜が、郡内の各地区に分立していたと考えられる。そして律令制成立期には、これら有力氏族の本拠地から離れた新田川の河口近くに、行方評衙および隣接寺院が設置される。

「国造本紀」には、染羽（＝標葉）、浮田（＝宇多）の国造名がみえるが、その間に位置し行方郡の前身となる領域に対応する国造は記載されていない。行方評は染羽国造・浮田国の勢力圏を反映しない新たな領域として成立した評と考えてよい。そして行方評衙が、郡内有力氏族の本拠地から離れて設置された典型的な非本拠地型郡衙である点は、後述する製鉄との関わりとともに、このような評の成立事情を反映したと考えられる（藤木 2005、菅原 2011、平川 2012）。

なお、上述した在地氏族の墓域である横穴墓群は、造営時期を示す終末期の土器のほかに、追葬に伴うとみられる奈良時代から平安時代にかけての土器を出土する事例が多いことから、律令以後も墓域としての機能を失うことはなく、首長系譜はこの時期まで連続した可

能性が高い。律令期においては彼らが郡司階層を構成したと考えられる。太田川河口ちかくの丘陵上に位置する京塚沢窯跡は、行方郡衙周辺寺院に主体的に瓦を供給した窯であり、この地区の有力氏族が行方郡衙に近接する寺院へ向けた瓦の生産に深く関与したと考えられる。また、真野川流域の横手古墳群には横手廃寺跡、真野古墳群には真野古城跡、新田川北岸の北山古墳群には植松廃寺跡が、それぞれ近接して存在する（第5図中央）。横手・真野・植松廃寺は、出土する女瓦が一枚作りであることからみて、奈良時代後半以降、平安時代にかけての時期に造営されたと推定され、行方郡衙周辺寺院に比べて瓦の種類が少ないことから、小規模な寺院跡と考えられる。平安時代の動向については後述するが、こうした寺院の造営主体者は、文献史料に現れる8・9世紀の「殷富・富豪の輩」と呼ばれる者であろう。彼らをこの時期に新たに成長した新興階層とみる向きもあるが、門脇禎二氏はその実態を「国造的な旧族長の系譜を引く者」であったとみており（門脇1959）、前代からの首長の本拠地に営まれたこれらの古代寺院も、後者との関連で考えるのが妥当と思われる。

Ⅲ. 行方郡の在地氏族と造営

ところで、行方郡衙および郡衙周辺寺院で構成される泉官衙遺跡で出土する瓦は、正倉（旧県史跡指定地区）・館（町池地区）・寺院（館前地区）などの施設によって、文様ないし技法の系譜や供給関係が異なり、施設毎に瓦の生産・供給が行われた実態がある⁽²⁾（第3章第7図参照）（藤木2009a）。

すなわち、泉官衙遺跡出土瓦のなかでⅠ群とした花葉文鑑瓦一重弧文字瓦、Ⅱ群とした単弁細弁蓮華文鑑瓦一偏行唐草文字瓦のセットは館前地区でしか出土しない、行方郡衙周辺寺院の所用瓦である。8世紀前半のⅡ群には寺院創建瓦で7世紀末に遡るⅠ群の製作技法が継承され、同寺院の創建に役割を果たした造営組織がⅠ群→Ⅱ群へと継承されたとみてよい。Ⅰ・Ⅱ群はこの館前地区の寺院と標葉郡衙・寺院に比定されている郡山五番遺跡との間に同範関係や技法的な関係があり、その生産・供給にあたっては、行方・標葉に所在する両郡衙周辺寺院にまたがって、造営や補修に活動した集団が存在したと考えてよい。先述のように、これらの瓦群は太田川流域の京塚沢瓦窯跡で生産され、この地区の有力氏族が郡衙周辺寺院へ向けた瓦の生産に深く関与したと考えられる⁽³⁾。

なお、寺院ではこれより時期が新しい9世紀段階の瓦として、Ⅲ群：有蕊弁蓮華文鑑瓦がある。この種の瓦は行方郡内の植松廃寺出土例を祖形とし、その同範・同系瓦は行方、宇多、そして信夫の各郡衙周辺寺院に使用される。その背景についても、植松廃寺を造営した在地氏族と、宇多・信夫郡に居住した在地氏族との関係を想定できる（藤木2006）。

次に、行方郡衙の正倉院における瓦のあり方も、特定の2種のタタキ目をもつ女瓦や他地

区で出土しない特徴である側板連結摸骨を用いた男瓦が排他的に出土し、それらは正倉建物所用瓦であったと考えられる。それらは8世紀代に生産されたものである。

さらに、筆者がIV群とした蓮蕾文鑑瓦Ⅱ・Ⅲ類や素弁蓮華文鑑瓦Ⅱ類は8世紀前半の館院所用瓦であり、祖形を真野古城跡の蓮蕾文鑑瓦Ⅰ類に求めることができる(藤木 2009a)。真野古城跡の瓦葺建物の造営に関わった集団が8世紀前半において、行方郡衙のなかで特に館の造営に関与していたと考えられる。

以上のように、行方郡の中核として機能した官衙・寺院の諸施設のうち、正倉・館・寺院に葺かれた瓦は、主体的に用いられた瓦の文様や技法の系譜関係、そして分布圏が施設毎に異なる(第6図)。それらはⅠ・Ⅱ群に太田川流域、Ⅳ群に真野川流域の真野古城跡、Ⅲ群に新田川流域の植松廃寺というように、先述した郡内各地区の有力氏族との関係を各々に想定することが可能である。従って、その生産・流通に、各有力氏族が個別に関与した可能性を指摘できる。

最近、菅原祥夫氏は、真野 20 号墳の被葬者について、真野川流域に「浮田」の地名が残ることから、律令制成立後の郡司に直結する国造系譜が成立する以前に「浮田」の名を冠していた元々の系譜の豪族が真野川流域に存在したと指摘する(菅原 2014)。また、氏は一連の研究のなかで、6世紀前半から8世紀にかけて陸奥国一近江間での継起的な交流を指摘し、真野古城跡の所用瓦である蓮蕾文鑑瓦の高句麗系の瓦当文様、そして7世紀後半に宇多や行方で行われた製鉄技術の導入も、こうした交流基盤によってもたらされたと考えている。

真野古城跡が在地氏族の氏寺とすれば、建立氏族は真野川流域に勢力を置き、浮田国造系譜に連なり、行方への製鉄技術の導入にも関与した、近江との関係を含めた社会関係をもつ、在地で最有力な氏族の一つとみなすことができよう。

このように、考古資料に表れた関係に、各在地氏族の社会関係が反映されたとする見方に立つと、泉官衙遺跡出土の瓦の在り方にも、行方郡として成立した一つの領域内において、いくつかの小地域に存在していた複数の在地氏族が、それぞれにもっていた社会関係の一端が反映されているとの仮説が成り立つ。それらに宇多との関係、標葉との関係がそれぞれ見られることは、行方郡が浮田・染羽国造の支配域の一部を割いて新たに成立した領域であったことと関係があろう⁽⁴⁾。

一方、山路直充氏は、多賀城の造営にかかる経費負担を論じるなかで、創建期の文字瓦を国名・郡名・人名の別で捉え、負担の在り方に国充・郡充・郡領氏族などさまざまなレベルを想定できることから、地域社会の実情に合わせた負担の配分が行われたとした(山路 2014)。その前提として、多賀城城下の山王遺跡で出土した「今」「山」「行方」と針書き(焼成後刻書)された土器を取り上げ、金沢地区製鉄遺跡群・泉官衙遺跡でも「今」・「山マ」と針書された土器が出土することから(第5章第9図参照)、行方郡で製鉄に関わる氏族に山部氏が想定でき、「今」の記銘は陸奥国行方郡の山部氏を表示したもので、多賀城創建期の「今」文字瓦は、行方郡の負担分を郡内氏族の山部氏が代行したとする興味深い見解を

示している。

多賀城のような城柵・官衙の造営において、氏族を単位とした負担が行われた場合があったとすると、郡衙の造営においても、同様な負担の在り方を想定することが可能であろう。泉官衙遺跡での瓦の在り方は、行方郡衙および郡衙周辺寺院を構成する諸施設の造営・維持・管理を行うにあたり、在地に存在した系譜や社会関係の異なる複数の氏族がこれを分掌し、氏族を単位とした造営負担が行われたことを示すものと解することが可能ではなからうか。行方郡衙出土の瓦にも、地域社会の一端が反映されていることを、仮説的に示しておきたい。

IV. 泉官衙遺跡と製鉄遺跡群

1. 製鉄遺跡の変遷と画期

さて、本地域では、大規模な開発に伴って製鉄遺跡が発掘調査された事例が多く、製鉄炉の時期的な変遷が具体的に明らかにされてきた（福島県教委ほか 1990～92・94・95・97・98、寺島 1999）。そこで、宇多・行方地域の主要な製鉄遺跡の消長を、第1表によってみてみたい。大まかにみて、7世紀後半に製鉄の操業が開始される導入期、8世紀後半の豎形炉の導入を契機とした箱形炉の技術革新と、操業のピーク、内陸への拡散が始まる最盛期、9世紀後半以降、内陸部への拡散が進行する拡散期があり、3つの大きな画期を読み取ることができる（第7図）。

導入期 律令制成立期である7世紀後半の時期に、本地域にはじめて製鉄技術が導入され、宇多郡の武井地区製鉄遺跡群・行方郡の金沢地区製鉄遺跡群で操業が開始される。この時期の炉が両側廃滓の横置炉である点や、炉の構造・規模のほか、横口式木炭窯跡や短期的に操業する須恵器窯が伴う点など、多くの点が両遺跡群で共通し、その在り方が極めて似通ったものであったことが指摘されている（飯村、前掲）。横置の長方形箱形炉や横口付木炭窯は西日本の吉備地方や近江地方に技術系譜を求められることが指摘され、広域的な技術者の移動が想定されることは、国レベルの政策による政治的な強制力に基づいて技術移植が行われた結果と評価してよい（能登谷 2005、菅原、前掲）。安田稔氏は、陸奥国内において、宇多・行方郡の領域に製鉄遺跡が集中して分布することから、原料立地を考慮しながらも、「一国一生産所的なあり方」と指摘している（安田 2005 b）。ただし、後述するように、8世紀後半以降、郡内各地区に製鉄遺跡が拡散するあり方に対し、導入期における製鉄遺跡は、宇多郡・行方郡に拠点的な遺跡群が各一箇所存在するあり方を示しており、郡を単位とした経営が行われた側面があった可能性がある。古尾谷知浩氏は、製鉄の経営主体について考察する際、たとえば労働力の調達・編成については、技術労働力と非技術労働力に分けて考えるべきことを指摘する（古尾谷 2011）。ここでは、遠隔地からもたらされた製鉄や製炭

技術そのものを国レベルで把握された技術労働力の編成を背景とし、原燃料の調達など基礎的な非技術労働力は、その編成に郡が関与した、と理解しておきたい。

最盛期 8世紀後半に、本地域に竪型炉が一時的に導入される。関東系の竪型炉の導入も、官主導による技術移植の結果であろう。その後、8世紀末～9世紀初頭に、踏みフイゴ掘方を伴う箱形炉が出現する。踏みフイゴについては、竪形炉のそれが取り入れられることによって、箱形炉が技術革新を遂げたと理解されている。金沢地区製鉄遺跡群においては、この時期に排滓量がピークを迎え、盛んな操業が行われたことが明らかにされている。その背景については、対蝦夷三十八年戦争が考えられている（福島県教委、寺島、安田、能登谷、飯村前掲）。

一方、この時期には、製鉄拠点の内陸への展開・拡散がみられるようになる。宇多郡の大坪製鉄遺跡群（福島県教委ほか 1989・90・95～97）、行方郡の川内迫B遺跡群・蛭沢遺跡群（原町市教委ほか 2000・2003）や横大道製鉄遺跡（福島県教委ほか 2010）は、この時期に新たに操業を開始した製鉄遺跡であり、こうした製鉄の内陸への展開も、同様の背景が考えられる。

拡散期 最盛期に始まった製鉄の内陸部への展開が、9世紀後半以降に顕著な進行が認められることから、一画期を設定できる。金沢地区製鉄遺跡群はこの時期から衰退へ向かうものの、依然として操業が続けられる。なお、炉形態は最盛期と間に大きな変化はみられない。

以上のように、本地域には官主導による製鉄技術の移植が幾度かにわたって行われたとみられ、その推移も国家政策と結びつけて理解することができる。一方、本地域では導入期に西日本に系譜をもつ横置きの長方形箱形炉が採用されて以来、幾度かの技術革新を経ているものの、主流的な炉形態は10世紀前半に至るまで長方形箱形炉であった点には注意を要する。この点は、導入期以来、在地において継承された箱形炉が、8世紀後半における竪形炉の移植を経てもなお、保持され続けた伝統的な技術となっていたことを示すものと思われる。官主導の技術移植による画期が存在する一方で、在地における技術の継承が行われた点にも注目しておきたい。

2. 行方郡の成立と製鉄

金沢地区製鉄遺跡群の南約1.5kmの位置には、行方郡衙である泉官衙遺跡が位置する（第5図右）。金沢地区製鉄遺跡群では7世紀後半に製鉄の初現が認められ、行方評衙の成立もこれとほぼ同時期とみられる。両遺跡が至近に位置することからも、官衙が製鉄と密接な関わりをもって設置されたことをうかがうことができ、評衙の創設と金沢における製鉄の初現とは、軌を一にしていたとみることができる。行方評の成立そのものが、国家的な政策として行われた製鉄と不可分のものであったと理解されよう（平川、前掲）。そしてこのことは、前代からの国造の支配域を反映しない新たな領域として行方評が成立したと深く関わると考えられる。また、すでに指摘されているとおり、その選地には浜砂鉄の利用を意図した原料立地や海運との関わりが考慮されるが、それに加えて、この時期における

製鉄の導入が、評衙と同様に前代からの有力氏族の本拠地から離れた地区で行われている点も、国家的な政策を反映するものと評価できる。

【宇多郡との比較】

このことは、宇多郡の状況と比較すると、さらに鮮明になろう。宇多郡は宇多川南岸に所在した在地有力氏族の本拠地である高松古墳群に近接して、郡衙推定地である黒木田遺跡が位置しており、本拠地型郡衙（山中 1994）の典型的な事例である。一方、宇多郡内における製鉄の初現は立田川流域の武井地区製鉄遺跡群であり、在地有力氏族の本拠地や郡衙から離れた地区に導入期の製鉄遺跡が位置している（第3図）。宇多郡においても、製鉄の導入が前代からの在地有力氏族の勢力圏を避け、その用益の及んでいない地区を選地する意図がうかがえる点で、行方郡の在り方と同じである。

宇多郡・行方郡における製鉄の導入は、ともに国家の関与によるものと考えられるが、製鉄施設を営み鉄生産を行うために確保された山林は、在地の共同体によって用益され管理された土地を避け、その支配が相対的に希薄な、国家権力の入り込む余地のあった地区が選定されたと理解することができる。

3. 泉官衙遺跡と金沢地区製鉄遺跡群の関係

上述したように、行方郡における製鉄の中核となる金沢地区製鉄遺跡群は泉官衙遺跡と近接し、金沢での操業の開始と行方評衙の創設は、ほぼ軌を一にすると考えられることから、両者の密接に関わりが推定される。

製鉄と郡衙との関わり的一端を示す事例として、金沢地区製鉄遺跡群大船迫A遺跡で出土する「厩酒坏」墨書土器を挙げることができる。この墨書土器は8世紀前半のもので、行方郡衙ではⅡ期にあたり、遺跡西端の町池地区で館院が機能していた。この館院の西側には道路が通過し、金沢地区製鉄遺跡群へ通じていた。墨書土器にある「厩」は郡衙の館を構成する施設を指す可能性が高く、館に所属する器物が持ち出され、大船迫A遺跡で使用されたと考えられる。また泉官衙遺跡出土の土器のなかには、先に示したとおり郡庁院で「今」、館院で「山マ」などと針書きされた8世紀前半の土器が出土し、大船迫A遺跡でも同様の「今」刻書土器が出土していることから、やはり行方郡衙との関係が指摘できる（第5章第9図参照）（藤木 2009b・山路、前掲）。9世紀以降の例であるが、大船迫遺跡で「厨」墨書土器が出土し、これも郡衙の厨家の備品と考えられる。これらの事例は、郡衙が製鉄の現場への供給を行ったことを示し、公費を用いた供給を伴った官営による製鉄の操業が、8世紀段階までは盛んに行われたことが推測される。少なくともこの時期には、製鉄技術を保持し技術者集団を掌握・編成したのは郡段階であったとみられる。

しかし8世紀後半以降、新たに内陸部で操業を開始する展開期や、それがさらに進行する拡散期の製鉄遺跡のなかには、旧来の在地氏族の本拠地に近接して営まれるものがみられ、そうした地区にも製鉄の操業が進出して、新たな展開をみせる。

4. 行方郡の平安時代における製鉄の展開

先述したように、行方郡内には、古墳の分布から知られる在地氏族の本拠地が複数存在し、律令期には前代からの国造的な首長系譜をもつ彼らが、郡司階層を構成したと考えられる。こうした各地区では、河岸段丘上に集落が展開し、その背後の丘陵に横穴墓が営まれている（第7図参照）。こうした山林は「公私共利」の地として在地豪族による共同体的な管理が行われるとともに（三上2002、三谷2003）、墓域となった山林は「墓山」と呼ばれて、彼らにより排他的な独占も行われるようになったことが、文献史学から明らかにされている（弥永1964、丸山1967、戸田1967、小林1975、西山1987）。山川藪沢の公私共利原則の例外として、「氏々の祖墓及び百姓の宅辺に樹を栽えて林と為さば、周二三許歩は禁の限りに非ず」とされた（『続日本紀』慶運三年格）。また、この各地区には小規模な寺院が営まれたことが瓦の出土から知られ、これに伴う「寺山」として占拠された山林もあったであろう。

第2表は、瓦や須恵器の生産を行った窯跡の消長を、福島県沿岸部についてまとめたものである（荒ほか2009）。行方郡では、太田川河口に近い海岸沿に位置する京塚沢窯跡が中核的な窯であり、7世紀末に遡る創建期から8世紀中葉にかけて、行方郡衙周辺寺院に主体的に瓦を供給するとともに、須恵器も生産していた。これに対し8世紀後半以降、9世紀を中心とした時期には、真野川中流域北岸の白坂瓦窯跡、南岸の唐神遺跡、新田川中流域の入道迫窯跡、太田川中流域の折ヶ沢窯跡、滝ノ原窯跡など、内陸部に位置する窯が操業を開始している。白坂瓦窯跡・唐神遺跡は近接する横手廃寺へ、入道迫窯跡は植松廃寺跡へ瓦を供給するとともに、須恵器の生産も行っている（第8図）。また供給先は不明ながら、折ヶ沢窯跡でも一枚作りの女瓦が出土し、真野古城跡も生産窯は不明だが、一枚作りの瓦が出土しており、白坂瓦窯・唐神遺跡と横手廃寺、入道迫窯と植松廃寺の関係のように、比較的狭い地区内での生産・供給関係が存在した可能性が高い。この時期、瓦や須恵器などの窯業生産が、これらの窯により郡内各地で分散して行われるようになったと考えられる。これらの窯の供給先は、先述のように在地有力氏族の本拠地に営まれた氏寺であることから、その経営主体についても、郡内に分立した在地氏族であったと考えられる。郡内各地で在地氏族による寺院造営が活発に行われ、それは7世紀における郡衙周辺寺院の造営や8世紀における補修期のそれを継承しない新たな生産地の操業によるものであったことを知ることができる。

この動向は、導入期の製鉄が宇多の武井地区・行方の金沢地区というように郡每一拠点が存在するあり方から、8世紀後半以降の最盛期にはじまり、9世紀の拡散期に顕著となる分散的な製鉄の操業へと移行する動き、沿岸部から内陸部へと展開する動きと軌を一にするものである。これらの窯では、製鉄関連の遺構・遺物の出土も確認できることから、製鉄遺跡が同じ丘陵に近接して営まれた可能性が高く、製鉄・窯業の緊密な関係をうかがえる（第5図右）。このことは、窯業生産とともに製鉄についても、内陸部への展開の背景に、在地氏族による自らの本拠地での活発な活動を想定する必要があることを示している。

先に述べたように、製鉄遺構の変遷に国家的な政策による技術移植と評価できる部分があ

る一方、その技術は在地で継承されていった面があり、製鉄技術はこの時期、地域のなかに広範に普及していたと考えてよい。このことは、古代において市場に鉄・鉄器が広範に流通しており、製鉄技術も民間に普及し私採が普遍的に行われていたとする文献史料からの研究成果（古尾谷、前掲）と符号する。その技術を保持した技術者集団を掌握したのも、やはり在地氏族であったと推測される。

おわりに

行方郡については、常陸国行方郡との郡名の一致から、同地域からの移民によって新置された郡であったとする見方が、文献史学の側から提示されている。考古学からも菅原祥夫氏が、主として関東系土師器の分析に基づき、全国的に行われた移配の動きのなかで、陸奥南部の国造域も城柵域と同様、関東からの移民が主体となったことを認めている（菅原2013）。しかし菅原氏は、移配の結果、「在地社会は単純な関東色に塗りつぶされたわけではなく、むしろ、伝統的な地域関係がより強固に発現し、主体性を保持し続けた」としており、重要な指摘と思われる。

また平川南氏は、宝亀5年に行方郡で起こった正倉神火事件について、緑野屯倉が設置され出羽国から俘囚が移住するなど、中央政府が強力な楔を打ち込んだ上野国緑野郡での例を参照し、そうした地区で反動のように正倉焼失事件が起きている点を指摘している（平川2012）。

行方郡の成立と展開において、関東から移住してきた人々の役割とともに、伝統的な在地氏族の関係が存在したと考えられる。今回、考古資料から後者について具体的に論じたが、推測に推測を重ねた形となり、また今後、前者との関係など、明らかにすべき課題は多い。大方のご叱正を願い、さらに研究を積み重ねていきたい。

註

- (1) このような地形の北限は、宮城県山元町一帯までである。
- (2) この点については、第3章で詳しく論じた。
- (3) 瓦の供給圏が郡を越えていることから、郡内における郷という地縁的な単位ではなく、在地氏族による族制的な関係に基づいて瓦の調達が行われたと考える。常陸国那珂郡の郡衙周辺寺院である水戸市台渡里廃寺観音堂山地区では、郡内の郷名が記された文字瓦のほか、久慈郡木前郷を示すかとみられる「木」文字瓦が出土し、これについて山中敏史氏は、那珂評造以来の支配権が久慈郡に及んでおり、評造以来の族制的結びつきに基づいた貢納が行われた可能性を指摘している（山中2005）。
- (4) この点については、文献史学の側から大町健氏が「郡司制は基盤の異なる複数の在地首長を編成したもの」としていることや（大町1986）、須原祥二氏が、1郡内には複数の有力氏族が存在し、彼らが「郡

領層」のようなものを形成したことを明らかにしていること（須原 1996）と一致する。また清野陽一氏は常陸国の古墳分布から、須原氏の説を追認している（清野 2007）。

引用・参考文献

- 荒淑人・藤木海 2009 「浜・中通り地方」『第1回東北古代土器研究会公開シンポジウム』資料
- 飯村 均 2005 『律令国家の対蝦夷政策 相馬の製鉄遺跡群』シリーズ「遺跡を学ぶ」21 新泉社
- 今泉隆雄 1992 「律令国家とエミシ」『新版 古代の日本』9 東北・北海道 須藤隆・今泉隆雄・坪井清足り編 角川書店
- 弥永貞三 1964 「律令制的土地所有」『岩波講座日本歴史』3 古代3 岩波書店
- 大町 健 1986 「律令制的郡司制の成立と展開」『日本古代の国家と在地首長制』校倉書房
- 門脇禎二 1959 「『殷富・富豪之輩』の一考察」『国史論集』一 京都大学文学部読史会編
- 木本元治 2003 「古墳時代の終焉と地域支配の変容」『行政社会論集』第15巻第3号
- 工藤雅樹 2001 『律令国家と福島』歴春ふくしま文庫51 歴史春秋社
- 熊谷公男 1992 「古代東北の豪族」『新版 古代の日本』9 東北・北海道 須藤隆・今泉隆雄・坪井清足り編 角川書店
- 小林昌二 1975 「令制下『山川藪澤』所有に関する一考察」『愛媛大学教育学部紀要』第II部人文・社会科学8
- 菅原祥夫 2011 「宇多・行方郡の鉄生産と近江」『研究紀要2010』福島県文化財センター白河館
- 菅原祥夫 2013 「陸奥南部の国造域における大化前後の在地社会変化と歴史的意義」『日本考古学』第35号
- 菅原祥夫 2014 「陸奥と近江の交流」『海の高墳を考えるIV—列島東北部太平洋沿岸の横穴と遠隔地交流—』発表要旨集 第4回 海の高墳を考える会
- 須原祥二 1996 「8世紀の郡司制度と在地—その運用実態をめぐって」『史学雑誌』第105編第7号
- 清野陽一 2007 「常陸国の古墳分布と郡領域」『古代官衙・集落研究会 古代地方行政単位の成立と在地社会』研究報告資料 独立行政法人文化財研究所奈良文化財研究所
- 寺島文隆 1999 「古代の鉄生産」『新地町史』歴史編 新地町教育委員会
- 東国古代遺跡研究会 2012 『東国古代遺跡研究会 第2回研究集会 考古学からみた災害と復興』
- 戸田芳実 1967 「山野の貴族的領有と中世初期の村落」『日本領主制成立史の研究』吉川弘文館
- 西山良平 1987 「山林原野の支配と開発」『日本の古代』10 山人の生業 中央公論社
- 能登谷宣康 2005 「金沢地区の古代鉄生産」『福島考古』第46号 福島県考古学会
- 日立建機(株)・原町市教育委員会・山武考古学研究所 2000 『蛭沢遺跡群C・D地区』
- 日立建機(株)・原町市教育委員会 2003 『蛭沢遺跡群・川内迫B遺跡群—工場用地造成に伴う発掘調査報告—』
- 平川 南 2012 『東北「海道」の古代史』岩波書店
- 福島県教育委員会・(財)福島県文化センター・地域振興整備公団 1989・90・95～97 『相馬開発関連遺跡調査報告』I～V
- 福島県教育委員会・(財)福島県文化センター・東北電力株式会社 1990～92・94・95・97・98・2007 『原

町火力発電所関連遺跡調査報告』I～X

- 福島県教育委員会・財団法人福島県文化振興事業団・東日本高速道路株式会社 2010 『常磐自動車道遺跡調査報告』60 横大道遺跡
- 藤木 海 2005 「泉廃寺跡とその周辺—行方郡における7世紀の様相—」『日本考古学協会 2005年度福島大会シンポジウム資料集』
- 藤木 海 2006 「有蕊弁蓮華文鏡瓦の展開とその背景」『福島考古』第47号
- 藤木 海 2009a 「泉廃寺跡と関連遺跡の8世紀における造瓦」『福島考古』第50号
- 藤木 海 2009b 「陸奥国行方郡衙周辺寺院の陸奥国府系瓦について」『国史館考古学』第5号
- 藤木 海 2014 「官営製鉄と地域開発の展開—陸奥国宇多郡・行方郡」『古代の開発と地域の力』古代東国の考古学3 天野努・田中広明編 高志書院
- 古尾谷知浩 2011 「文献史料からみた古代の鉄生産・流通と鉄製品の生産」『第14回 古代官衙・集落研究会報告書 官衙・集落と鉄』奈良文化財研究所研究報告第6冊 独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所編
- 丸山幸彦 1967 「九世紀における大土地所有の展開」『史林』50巻4号
- 三上喜孝 2002 「律令国家の山川藪沢支配の特質」『日中律令制の諸相』池田温編、東方書店
- 三谷芳幸 2003 「律令国家の山野支配と王土思想」『日本律令制の構造』笹山晴生編、吉川弘文館
- 南相馬市 2010 『原町市史』第3巻 資料編I 考古
- 南相馬市教育委員会 2007 『泉廃寺跡—陸奥国行方郡家の調査報告—』
- 安田 稔 2005a 「古代陸奥国行方郡の鉄生産」『国史館考古学』創刊号 国史館大学考古学会
- 安田 稔 2005b 「陸奥南部の生産 [福島県を中心として]」『日本考古学協会 2005年度福島大会シンポジウム資料集』
- 山路直充 2014 「陸奥国への運穀と多賀城の創建」『日本古代の国家と王権・社会』吉村武彦編、塙書房
- 山中敏史 1994 『古代地方官衙遺跡の研究』塙書房
- 山中敏史 2001 「評制の成立過程と領域区分—評衙の構造と評支配域に関する試論—」『考古学の学際的研究』
- 山中敏史 2005 「地方官衙と周辺寺院をめぐる諸問題—氏寺論の再検討—」『地方官衙と寺院—郡衙周辺寺院を中心として—』独立行政法人文化財研究所奈良文化財研究所

まとめ 一泉官衙遺跡をめぐる瓦生産の推移と画期一

泉官衙遺跡の東端に位置する館前地区に存在が推定される行方郡衙周辺寺院の瓦は、鑑瓦の瓦当文様からみて、Ⅰ群：植物文、Ⅱ群：単弁細弁蓮華文、Ⅲ群：有蕊蓮華文に大別される。これらはⅠ群→Ⅱ群→Ⅲ群の順に変遷したと思われる。従って、大きくⅠ～Ⅲ期の時期区分を設定できる。なお、Ⅳ群：素弁蓮華文はⅡ群と並行する時期のものである。以下では、第1部の各章でみてきた行方郡における瓦生産の推移とその特質をまとめておく。

Ⅰ期の瓦

Ⅰ群の植物文系鑑瓦は、原則として泉官衙遺跡館前地区にしか供給されない、行方郡衙周辺寺院の所用瓦である。植物文は行方郡における寺院の造営に際し、寺院を象徴する文様として創出されたものと理解される。ただし、鑑瓦に組む重弧文字瓦や木葉文字瓦は、少量ながら標葉郡に供給されている。

同一の瓦範を用いての複数の工人の存在を想定できること、磚や鬼瓦の生産もこの時期に行われたとみられることから、寺院の創建に伴う大量の瓦の需用に対応するための造瓦体制が作られたと考えられる。植物文鑑瓦Ⅰ類以後の型式は出土が少なく、補修用の差し換え瓦として小規模な生産が行われたと推定される。宇瓦の包み込み技法はこの時採用されており、Ⅰ期の間で技術的な画期があるが、顎面文様の連続性からみて、均整忍冬唐草文は重弧文の直後に受容された瓦当文様であったことは明らかである。

宇瓦の顎面文様にみられる連続三角文の直接的な系譜は不明である。しかし、直接の系譜は別にしても、連続三角文は竹管状工具の刺突による円文とともに、古墳時代において埴輪や装飾横穴に一般的にみられる文様意匠であり、在地の伝統的な装飾文様として前代から存在していたことが推測される。この推測が妥当ならば、当地域における仏教の受容において、古墳時代的な連続三角文を精神的範型としてもつ集団が造瓦に関与し、顎面文様としてその意匠を取り入れたと考えられる。そう理解するうえで重要な点は、四・五重弧文にみられる連続三角文が整った形態を保持しているのに対し、三重弧にみられる顎面文様は形が崩れていることからその模倣とみられる点である。逆に重弧文という点では、後者の弧線が丸形で重弧文本来の形態を留めているのに対し、前者は弧線が角形で、形骸化がみられる。こうした点から、連続三角文を精神的範型としてもち、それを強く表した在地的な集団と、新来の瓦の製作技法を保持する集団が、Ⅰ期における2つの造瓦集団としてⅠ群の造瓦に関与していたと推測される。顎面文様の違いは、瓦工集団の出自の違いと思われ、そうした複数の集団による寺院造営への参画を想定できる。

Ⅱ期の瓦

Ⅱ群の瓦は、多賀城 230・231-660 を文様のモデルとしているが、製作技法は 660 の女瓦一枚作りや貼付段顎などの技法を受容せず、在地に前段階から存在した包み込み技法に

より桶巻作りの女瓦を接合している。従って、在地で行方郡衙周辺寺院の造営・維持に携わり、その技術を継承した瓦工がこれらの瓦を製作したと考えられる。ただし、それまで在地になかった660の削り出し段顎は、多賀城の影響を受けたのであろう。

Ⅱ群の瓦は郡を超えて隣郡である標葉郡の郡山五番遺跡との間に同範関係があり、行方郡内の京塚沢窯跡から供給されている。それらは、鑑瓦では郡山五番遺跡でしか出土しないE類の文様、宇瓦では泉官衙のみで出土する均整唐草文宇瓦の文様を継承している。ことから、行方・標葉両郡衙周辺寺院にかかる瓦生産に携わった瓦工が改組・再編されたことが推測される。横手廃寺跡の瓦生産でみたように、一つの瓦群の製作において、鑑瓦・男瓦、宇瓦・女瓦の製作を別の工人が分担して行うケースがあったことが知られ、Ⅱ群においても組み合う鑑瓦・男瓦と宇瓦・女瓦を、出自の異なる瓦工が製作した可能性はあろう。

それらは泉官衙遺跡・郡山五番遺跡にセット関係を崩して供給されていることから、特定の施設の造営と結びつかない汎用的な瓦として生産・供給された可能性がある。こうした汎用的な瓦生産・供給を行う体制が、この時期に新たに成立したのであろう。

なお、こうした体制が成立した時期とほぼ平行して、正倉の瓦葺化に伴う瓦生産が行われ、また館の所用瓦であるⅣ群の瓦の生産も行われている。Ⅱ群は上述のように、太田川流域の京塚沢瓦窯跡で生産され、標葉郡にも供給されることから、太田川流域で標葉郡と密接な関係をもった在地氏族の関与が想定される。Ⅳ群は真野川流域の真野古城跡の所用瓦の系譜を引く文様をもち、真野川流域における在地氏族の関与が想定できる。正倉院所用瓦にみられる側板連結摸骨をもつ男瓦は信夫郡の腰浜廃寺の創建瓦にみられ、特徴的な長方形の格子目をもつ女瓦は、叩き目は同一でないものの、宇多郡の黒木田遺跡の瓦にみられる。信夫郡・宇多郡との関係は後述するⅢ群の瓦にもみられ、新田川流域の植松廃寺を造営した氏族や宇多郡・信夫郡との関係のなかで製作した可能性が考えられる。

以上のように、行方郡における8世紀段階の瓦生産は、行方郡内に存在し在地社会を構成した複数の氏族が、寺院・正倉・館にかかる瓦生産を分担していた実態があったと考えられる。すなわち、系譜の異なる複数の氏族が、行方郡という枠組みのなかに編成され、郡衙の造営・維持・管理をめぐって組織的に機能したことを示すと考えられる。

Ⅲ期の瓦

在地氏族の氏寺とみられる植松廃寺の造営を契機として導入された有蕊弁蓮華文の瓦当文様や、腰浜C技法・型押顎面施文などの製作技法が展開する。男瓦の粘土紐巻き作り、女瓦の一枚作りなども、前段階の瓦の製作技法を継承しない新来の技術である。この時期までには、Ⅱ期までに存在した行方郡衙・周辺寺院の造営・維持・管理に伴う造瓦組織、すなわち京塚沢で集約的に行われた瓦生産を行う体制が、既に機能しなくなっていたと考えられる。Ⅲ期には、郡内の在地氏族の氏寺とみられる寺院を中心に展開する瓦の文様・製作技法を保持・継承した瓦工の関与の下、行方郡衙周辺寺院の補修が行われていることから、Ⅲ期は行方郡における瓦生産のなかで、もっとも大きな画期であり、郡衙および郡衙周辺寺院の造営・維持・管理体制の変化をうかがうことができる。

附章① 植松廃寺跡の瓦

第4章では、行方郡衙周辺寺院をはじめ、宇多・信夫の各郡衙周辺寺院に展開した有蕊弁蓮華文の瓦群の祖形を植松廃寺に求め、その背景について考察した。この種の文様・技法の起点となる植松廃寺跡の実態については、発掘調査が行われていないため不明な点が多いが、出土瓦から推定できる様相についてまとめておく。

I. 遺跡の概要

原町区上北高平字植松、植松下に所在する。新田川北岸に形成された比高差 15～20mの段丘上の平坦面に立地し、東西約 140m×南北約 180mが遺跡範囲として把握されている。崖線上から新田川の氾濫原を見おろす眺望のよい立地である。

これまで、発掘調査が実施されたことはなく、実態は不明な点が多い。礎石の存在や古瓦の出土が古くから知られていたが、現在は所在を確認できない。昭和初期には、すでに礎石の位置がわからなくなっていたようであり、当地を訪れた内藤政恒が地元の古老の話を聞き取った記録によれば、上面の平坦な径2、3尺（60～90 cm）の自然石が数個あったという。なお、古瓦出土範囲の北に接する植松B遺跡では、平成8年に試掘調査が実施され、大型の柱穴をもつ掘立柱建物跡が確認されており、本遺跡との関連が推定される。

II. 植松廃寺出土の瓦

本遺跡で出土する瓦は、鑑瓦の文様から、有蕊弁蓮華文を統一意匠とするのと、単弁蓮華文鑑瓦にともなうものの2群に大別することができる。以下、前者をI群、後者をII群として説明する（第1図）。

1. 瓦の分類

(1) 鑑瓦

1類

有蕊弁蓮華文鑑瓦。陰刻表現された蓮弁内に、陽刻で1～3本の蕊を表しているのが特徴である。範は1種類のみである。男瓦を半截前の円筒状のまま内区に接合する、いわゆ

る「嵌め込み式」により製作されたもので、福島市腰浜廃寺で同様の技法を用いた鑑瓦が出土していることから、「腰浜C技法」とも呼ばれる。瓦当裏面には、製作時に丸太を用いた工具の小口で押圧を施した独特の圧痕が観察される。男瓦部は粘土紐巻き作り。

2類

半球状の中房をもち、印刻表現された4枚の蓮弁に、立体的で大振りな紡錘形の子葉を配した単弁四葉蓮華文。これも腰浜C技法で製作されたものである。

(2) 宇瓦

1類

鑑瓦にみられるような3本の蕊を伴う蓮弁を横並びに配した文様を、瓦当面と顎面に型押しで施文している。以下の2つに細分できる。

a類：瓦当文・顎面文とも蓮弁内の蕊が3蕊のもの。顎面文様は蓮弁を陰刻で表現する。

一枚作りの女瓦凸面に粘土を足して段顎を成形している。

b類：瓦当文の蓮弁の蕊が2蕊で、顎面文様の蓮弁は3蕊で輪郭を凸線で表す。明確な顎を形成せず、女瓦凸面に直接型押しで文様を施文している。入道迫窯跡で出土。

2類

一枚作りの女瓦の凸面に唐草文の型押しがみられるもの。文様は、互い違いに開く半截パールメット文を中心飾とし、唐草文が左右に展開する均整唐草文である。横幅を女瓦の大きさに合わせ、縦幅6cmほどに作られた横長の型を用い、女瓦の上端から1、2段押捺して施文したものである。型押文が顎面文様を意図したものと解せば、宇瓦として用いられた可能性があるが、端部に施文はなく、明確な瓦当部も成形しない。「回」字状のタタキを施した後に型押しを行っている。

(3) 男瓦

粘土紐巻き作り無段のもの。凸面ナデ。本来は鑑瓦に対応して2種類が存在するとみられるが、特徴が少なく区分できない。

(4) 女瓦

いずれも一枚づくりで、1類：格子叩き、2類：「回」字状タタキ、3類：矢羽状タタキ、4類：樹枝状タタキ(22・23)の4種がある。

(5) 鬼瓦

1類

凸線で表された中房と蕊を伴う連弁の表現された鬼瓦が出土している。を確認できる。これもI群に伴うものである。

2類

採集資料で鬼面文鬼瓦の存在が知られているが、所在不明。

2. 瓦の組み合わせ

I群

有蕊弁蓮華文を統一意匠とする瓦群。入道迫窯跡で焼成されたもので、生産地におけるセットが判明し、セット関係は明瞭である。

鑑瓦1類、宇瓦1類 a・b、男瓦、女瓦1類および鬼瓦1類が、このセットに含まれる。

Ⅱ群

消去法的であるが、Ⅰ群に含まれない瓦をⅡ群として置く。鑑瓦1類、宇瓦1類、男瓦、女瓦2・3・4類、鬼瓦2類が該当する。

3. 瓦の変遷

2つの瓦群の先後関係については、文様に明確な模倣関係がないことから、判然としないが、2群は鑑瓦の紡錘形の子葉や半球形の中房、腰浜C技法、宇瓦にみられるパルメット状の中心飾をもつ唐草文の顎面文様、また瓦当部を形成しない無顎の形態など、広く国内で類例を探しても特殊な要素が多くみられる。女瓦の叩き目も特殊のものが多い。このような、瓦の文様や製作技法にみられる特徴は、国内における瓦のあり方からすれば非主流のものであり、すでに指摘されているように、渡来系の要素として捉えられるもので、もともと在地に存在しなかった外来の瓦群と言えよう。

一方、1群は、中房と蓮弁からなる文様や、貼り付け段顎で瓦当部を形成し、瓦当面に施文する点など、在来の瓦にみられる要素もある(註1)。蕊をもつ蓮華文の祖形となる瓦を敢えてあげれば、黒木田遺跡の複弁蓮華文鑑瓦(Ac類)に系譜を辿ることができるものと思われる。従って、1群は、在来の瓦作り技術が、外来の技術の影響を受けたものと解される。逆に、2群はそのモデルとなった瓦群と考えられる。

以上のように、2つの瓦群の間には技術の伝習・模倣といった関係が存在していることから、Ⅱ群→Ⅰ群の影響関係があり、この順序で成立したとみなされる。ただし、細部の手法に違いがあるものの、基本的に同じ一連の製作技法でつくられており、大きな時期差を措定すべきではなく、系譜の異なる工人によって、ほぼ同時期に生産された可能性が高い。

発掘調査が実施されていないため、本遺跡の性格については不明な点が多い。しかし、瓦の在り方から、ある程度の推定が可能である。すなわち、瓦に2セットが存在することから、礎石式で瓦葺きの建物が複数存在した可能性が高い。これは、建物の違いとともに、工人編成の違いや、造営の段階差を示すものと思われる。

4. 年代について

女瓦が一枚作りであることから、いずれも8世紀後半以降の年代が与えられる。Ⅰ群を焼成した入道迫窯跡では須恵器が併焼されており、須恵器の年代からは9世紀中葉の年代が推定される。また福島市腰浜廃寺跡では、有蕊弁蓮華文鑑瓦と同時期の女瓦に「嘉祥」のへら描き文字のみられるものがある。へら描き文字「嘉祥」を848～850年の年号を示したものとみれば、入道迫の須恵器の年代と矛盾せず、祖形となる植松廃寺例は9世紀第2四半期が下限となろう。

Ⅲ. まとめ

植松廃寺の瓦は、大きく2群にまとめることができる。2つの瓦群の存在は、造営段階が複数あり、複数の建物が造営されたことを推測させる。ただし、行方郡衙周辺寺院など、郡の中核となる寺院に比べると瓦の種類は少なく、それより下位のレベルの寺院と考えられる。これについては、附章②で述べる横手廃寺例も同様である。また、その歴史的な性格については第4章で述べ、また第6章で行方郡全体の手工業生産の推移のなかでも触れた。

さて、植松廃寺跡のⅡ群の瓦は多くの点で渡来系の要素を備えていることから、植松の地に瓦葺建物を造営する際、まず渡来系の技術を持つ工人が本地域に招聘されてⅡ群を製作する一方、これと同時期かやや遅れて、在地の技術を保持する工人が、Ⅱ群の型押しによる顎面施文などの技法を学び、有蕊弁蓮華文をもつⅠ群を製作した可能性が考えられる。

植松廃寺の鑑瓦1類と同範の有蕊弁蓮華文鑑瓦は、相馬市黒木田遺跡で出土している(黒木田遺跡H類)。泉官衙遺跡館前地区では、植松の鑑瓦文様を凸線表現に簡略化した鑑瓦が出土する。このほか、Ⅰ群の鑑瓦や宇瓦と同系の瓦当文・型押し顎面文をもつ宇瓦が、黒木田遺跡や腰浜廃寺跡から出土している。これら有蕊弁蓮華文をもつ軒先瓦のなかでは、植松廃寺の鑑瓦1類が祖形と考えられる。また鹿島区横手廃寺では、植松廃寺の鑑瓦2類の文様の影響を受けた鑑瓦がみられ、嵌め込み式や無顎で型押し顎面文様など、文様・製作技法ともに植松2類の影響を受けたとみられる瓦群が出土する。このことは、植松廃寺のⅠ群・Ⅱ群を生産した集団が、植松廃寺だけにとどまらず、周辺地域の瓦生産に広範に関与していたことを物語るものであり、その影響の強さを知ることができる。

植松の瓦生産の技法が急速に一定地域に広がった背景の一つには、7世紀に成立した郡衙周辺寺院の造営・維持・管理を行った在来の造瓦技法が、在地において保持されなくなっていたことが考えられる。すなわち、従来、郡衙周辺寺院の維持・管理をめぐって在地で保持されてきた技術が途絶える一方、郡衙周辺寺院の堂宇の補修が必要となり、新造された植松廃寺の造営にかかる造瓦組織が、他の寺院の造営や補修に機能したと考えられる。

註

(1) 貼付段顎は、泉官衙遺跡では無文字瓦などにみられる。

参考文献

- ・内藤政恒 1937 「我国発見の獣脚に就いて」『考古学雑誌』第27巻第1号
- ・竹島國基 1983 「相馬双葉地方の原始・古代」『相馬市史』1通史編〔原始〕別冊
- ・竹島國基編 1992 『福島県浜通りの古瓦』竹島コレクション考古図録第2集
- ・藤木 海 2010 「植松廃寺跡」『原町市史』3 考古

附章② 横手廃寺跡の瓦

I. 遺跡概要

南相馬市鹿島区横手字御所内に所在する（第1図）。市北部の鹿島区を東流する真野川の北岸の河岸段丘上に立地している。本遺跡と同じ段丘上、東約250mの位置には、直径33mを測り浜通り地方最大の円墳である1号墳を含む4基の円墳が確認された横手古墳群B地区が、約800mには全長30.25mの小型前方後円墳1基と直径15～20m程度の円墳14基で構成される横手古墳群A地区が所在する。

直径90cmの円形造り出しのある巨大な礎石をはじめ、多数の礎石が存在すること、周辺から布目瓦が出土することが古くから知られていた。平成25年度に史跡の所在する宅地での家屋の建て替えに伴う試掘調査が実施され、東西13.5m×南北14.4mの方形にめぐる溝状遺構が確認されている（第2図）。古くから知られた礎石は、この溝状遺構による方形の対角線の交点に位置することが判明したことから、溝状遺構は地上式の基壇の外装施設であり、正方形の平面をもつ基壇は寺院の塔に伴うもの、巨大な礎石は、その心礎であったことが明らかとなっている。

周辺に他の堂宇が存在した可能性はあるが未確認である。塔跡の周辺で瓦の出土が特に集中し、他ではあまり出土しないこと、瓦の種類が少ないことから、瓦葺は塔1基のみであった可能性もある。

II. 出土瓦

発掘調査で出土した瓦は、総数495点である（第3図・表）。塔跡が検出されたグリッドに出土が集中する傾向にあり、塔に葺かれていたものとみてよい。

1. 分類

(1) 鏡瓦

文様の判明するものは17点で、いずれも陰刻表現の蓮弁に棒状の細長い子葉を配した単弁八葉蓮華文である（第3図-1～3）。内区のみが剥離した資料が多く、剥離面には男瓦凹面の布目の転写がみられる。側面には男瓦凸面に施された平行叩き目が観察される。内区粘土と周縁の境に指ナデ痕が一周する点も、技法の特徴を示すものである。すなわち、

円筒状の男瓦の広端部がそのまま直立縁の周縁となる、いわゆる嵌め込み式で製作されたと考えられる。文様の判明しないものも、すべてこの技法でつくられている。

(2) 宇瓦

いずれも一枚作りで、以下の2種がある。

- a類：瓦当部を形成せず端部に文様もないが、端部寄りの凸面に鋸歯文と2本の横線文を凸線で表現した文様が型押しされており、顎面文様とみられることから、宇瓦と考えられるものである（4～6）。凸面には変形格子叩き目がみられ、少数ながら、補足の叩き締めを行ったとみられる平行叩き目が残るものがある。凹面には布目が残るが、一部は円形で無文の当て具痕が布目を潰しており、補足の叩き締めの際に当て具が用いられたと考えられる。
- b類：瓦当文様・顎面文様はないが、女瓦の凸面側の端縁に粘土を貼り足して肥厚させ、その部分を一定の幅で横ナデして叩き目を消しており、直線顎の瓦当部・顎部を意識して製作されたとみられるもの（7）。顎部以外には縦位の縄叩き目がみられる。1点のみ出土。

(3) 男瓦

いずれも粘土紐巻き作り無段。凸面に残る叩き目から以下のように分類できる。

- a類：変形格子叩き目のみられるもの（8）。凹面には布目、紐積痕を残す。平行叩き目が部分的にみられ、補足の叩き締めが行われたとみられるものがある。
- b類：斜格子叩き目のみられるもの（9）。凹面には布目と、紐積痕を消したとみられる横位の指ナデ痕が等間隔にみられる。
- c類：平行叩き目のみられるもの（10・11）。凹面は、1.紐積痕をそのまま残すもの、2.一定間隔で横位の指ナデが残り、分割後に紐積痕を消したとみられるもの、3.全面に縦位のヘラナデを施すもの、4.全面に横位のヘラナデを施すもの、に細分でき、c-1・2が多いが、小片では区別できない。一部は平行叩き目が側面や凹面にみられるものがあり、分割後に補足の叩き締めが行われたと考えられる。

(4) 女瓦

いずれも一枚作り。叩き板は男瓦と同じものを用いており、以下のように分類できる。

- a類：変形格子叩き目のみられるもの（12）。なお、c類と同じ平行叩き目が端部や側面・側縁に部分的に認められ、成形台からはずした後に補足の叩き締めが行われた可能性が高い。
- b類：斜格子叩き目のみられるもの（13）。凹面には布目を残す。
- c類：平行叩き目のみられるもの（14）。平行叩き目の条線に直行する1条の縄目が等間隔にみられ、叩き板に巻き付けられた縄の圧痕とみられる。凹面には布目を残す。
- d類：縄叩き目のみられるもの。凹面には布目を残す。縄目の方向から、1.縦位の縄叩き目（15）、2.横～斜位の縄叩き目（16）、の2者に細分できると思われるが、同じ個体でも部位によって縄目の方向が異なるものもみられ、必ずしも明確な区分ではない。

なお、隅切女瓦が1点出土している(17)。凸面に変形格子叩き目、凹面に布目を残す。

2. 出土比率と組み合わせ

全体量が少ないため実態を反映したものか不安が残るが、構成比を検討する(第1表)。

(1) 構成比

宇瓦a類・男瓦a類・女瓦a類・隅切瓦には、ともに変形格子叩きがみられる。これには補足の叩き締めによる平行叩きが重複するものがあり、平行叩きをもつ男瓦c類・女瓦c類、および鑑瓦も、これと同時期の生産と考えてよい。さらに、斜格子叩きのみみられる男瓦b類・女瓦b類にも、平行叩きをわずかに確認できるものがあり、同時期であろう。

出土量は、男瓦の80%以上が平行叩きのc類であるが、女瓦では同じ平行叩きのc類は1%に満たない。逆に、変形格子叩きは女瓦では50%以上を占めるが、男瓦では10%ほどと少ない。従って、平行叩きが男瓦に、変形格子叩きが主に女瓦に使い分けられたと考えられ、この2種の叩き目をもつ瓦が、出土瓦の主体を占めている。それらで鑑・宇・丸・平および隅切瓦など、一連の瓦群が製作されたと考えられる。叩き板が工人に属したとすれば、男瓦・女瓦で作業分担が行われた可能性がある。斜格子叩きは男瓦・女瓦ともに客体的な出土量であり、同時に生産されたが補足的なものであろう。なお先述のように、これらは凹面に須恵器の内面にみられるような無文当て具痕とみられる圧痕が布目をつぶしており、補足の叩き締めの際に当て具が用いられたと考えられる。男瓦の紐作り・平行叩きと合わせ、須恵器工人による造瓦への参画を想定できる。

他に縄叩き目をもつ宇瓦b類、女瓦d類がある。鑑瓦・男瓦に縄叩き目を確認できるものはない。縄叩きは他の叩き目との共存を確認できないことから時期が異なり、出土量が少ないことから補修瓦の可能性はある。

(2) 屋根景観について

まず、隅切女瓦が出土している点から、総瓦葺を想定してよいものと思われる。そのうえで、男瓦：女瓦の出土比率をみると、破片数では1：0.9で、ほぼ1：1の比率と解釈できる。ただし、隅数では男瓦：女瓦、鑑瓦：宇瓦はともに1：0.7で、男瓦・鑑瓦が女瓦・宇瓦に対して多い傾向にある。その理由は不明だが、女瓦3枚重ねなら通常比率が1：2～2.5程度であるのに対し、奈良県頭塔では1：1.33で男瓦が多く、通常の瓦葺建物と異な^①って女瓦の葺足が長いことが判明しており、塔の機能や特有の屋根勾配に関係するとみている

また、軒先瓦：丸・女瓦が1：9.4という比率も、一般的な総瓦葺の建物例からみると、軒先瓦が多い点にも注意が必要である。塔は重層構造であることから金堂などに比べて流れ長さ(棟から軒先までの長さ)が短く、従って丸・女瓦の使用面積が狭いのに対し、軒先は3層ないし5層分があり、その総延長は通常より長くなる。こうした出土瓦の比率に、塔に特有の屋根構造が反映されている可能性がある。

Ⅲ. 横手廃寺跡の瓦生産

1. 供給瓦窯跡

横手廃寺跡に瓦を供給した瓦窯の存在が想定されるのは、真野川を遡った北西約3kmの丘陵地に位置する唐神遺跡と白坂瓦窯跡である(第1図)。両遺跡とも窯跡は未発見であるが、いずれも瓦が採集され、前者では発掘調査で製鉄炉や製鉄関連遺物が出土している。故竹島國基氏の採集資料では、唐神遺跡で宇瓦a類、女瓦a類・d1類が、白坂瓦窯跡でd2類が採集されている(竹島編1992)。両遺跡は谷を挟んで近接することから、一連の生産遺跡であろう。

2. 瓦の系譜と年代

まず文様の系譜について。南相馬市植松廃寺には、有蕊弁蓮華文鏡瓦に代表される一群と、半球状の中房をもち、陰刻表現の蓮弁に紡錘形の子葉を配した単弁四葉蓮華文鏡瓦に代表される一群とがある。横手廃寺の鏡瓦は、中房が半球状を呈する点、子葉だけが突出した陰刻表現の蓮弁などが、後者に似る。一方、宇瓦1類の型押し顎面文様は、横線区画に鋸歯文を配したものである。こうした顎面文様は、多賀城の宇瓦にみられるへら描きの顎面文様と共通しており、多賀城のそれを、横手廃寺では型押しにしたものであろう。そのように考えると、鏡瓦の文様も、植松廃寺の単弁四葉蓮華文の文様表現をベースとし、弁数は多賀城のそれに倣って八弁としたのではなかろうか。

次に製作技法について。最大の特徴は、鏡瓦の嵌め込み式、宇瓦の型押し顎面施文であろう。男瓦は粘土紐巻き作り無段、女瓦は一枚作りである。こうした特徴を持つ瓦は、植松廃寺跡のほか、福島市腰浜廃寺跡に類例がある。腰浜廃寺で嵌め込み式の技法がみられるのは340・341で、340は泉官衙遺跡、341は植松廃寺の有蕊弁蓮華文鏡瓦を文様のモデルとしたものである。このうち340は、瓦当面の内区と周縁との接合部を指ナゲする特徴があり、横手廃寺の鏡瓦の細部の手法まで一致する。

横手廃寺も、鏡瓦の文様の祖形を植松に求めることができることから、製作技法についても、当初、植松で保持されていた技術が横手に伝わったと考えられる。なお、実際に造瓦にあたったのは、先述したように、須恵器製作にかかる工人であった可能性が高く、植松の工人から技術の伝習を受け、横手の所用瓦の生産を行ったのであろう。

瓦の年代については、植松廃寺に瓦を供給した入道迫窯跡出土の須恵器や、腰浜廃寺でのこの種の瓦の年代が9世紀前半を中心とする時期と考えられ(藤木2006)、本遺跡の瓦も同様に考えてよい。

IV. まとめ

横手廃寺跡は近年の調査によって、古くから知られた礎石建物跡が寺院の塔跡であることが確かめられ、その規模が明らかになったほか、基壇が木製の基壇外装施設を伴うことが判明し、出土瓦からは屋根景観を考える手がかりが得られた。福島県内で塔跡と推定される建物遺構が確認されている寺院跡の例として、白河市借宿廃寺跡（塔跡、基壇規模：一辺 9.6m、掘込地業：東西 13.4m×南北 12.9m）、須賀川市上人壇廃寺跡（SB05、基壇規模：東西 11.8m×南北 10.3m）⁽²⁾、二本松市郡山台遺跡（SB03、一辺 7.0m）、いわき市夏井廃寺跡（第 1 号礎石建物跡、掘込地業：東西 12.8m×南北 11.8m）、双葉町郡山五番遺跡（基壇遺構：一辺 9.5m）を挙げることができる。本遺跡の塔跡は、奈良時代頃に建立された郡衙周辺寺院のそれと比較しても遜色のない、それらを凌ぐ規模を備えている。巨大な心礎もこれに対応するものであろう。上に挙げた例のうち、借宿廃寺跡・上人壇廃寺跡例では木製基壇が想定されており、郡山台遺跡例も基壇周囲に溝が巡ることからその可能性がある。また、郡山台遺跡以外は掘込地業を伴っている。従って基壇規模や外装施設は、借宿廃寺をはじめとした郡衙周辺寺院と、横手廃寺跡のような地方豪族の氏寺とみられる寺院とに差はないが、地業の有無においては、両者に技術的な差も見出し得る。

周辺に金堂など他の堂宇が展開するかどうかについては、今後の調査の進展に待つほかはないが、瓦の出土は塔跡の周辺に集中し、他ではあまり出土しないこと、鑑瓦は 1 種類のみで、瓦の種類が少ないことなどから、瓦葺建物は塔 1 基のみの小規模な寺院であったと考えられる。

なお、こうした寺院遺構の下層に、近接する横手古墳群と同時期とみられる古墳時代後期集落が存在し、一帯には在地氏族の墓域に伴う生活居住域が広がっていた可能性が高い。周辺一帯が真野川北岸に居住した在地有力氏族の本拠地であったとみて間違いない。

以上、在地有力氏族によって造営された小規模な寺院にかかる瓦生産についてみた。造営に際し、植松廃寺の造瓦技術を受容しつつ、須恵器製作の技術を保持した工人が参画して、瓦生産を行っていた実態があったと考えられる。技術指導を行う工人がおり、その指導下で臨時雇いのような工人が一時的に生瓦の製作を行った可能性もある。また、先に述べたように、鑑瓦・男瓦と宇瓦・女瓦の製作を異なる工人が分担して行っていた可能性があり、前者を主に須恵器工人が行ったとみられる。小規模な寺院造営においても、工房内で作業分担が存在した点は、生瓦製作における最小の単位のあり方を把握できる事例でもある。

竹島國基編 1992 『福島県浜通りの古瓦』竹島コレクション考古図録第 2 集

藤木 海 2006 「有蕊弁蓮華文鑑瓦の展開とその背景」『福島考古』第 47 号

藤木 海 2015 「横手廃寺跡」『南相馬市内遺跡発掘調査報告書』8 南相馬市教育委員会

第2部 陸奥南部諸郡の官衙・寺院の造営・維持・管理体制

第1章 白河郡衙遺跡群の瓦

—白河郡衙と郡衙周辺寺院の造瓦体制—

I. 遺跡の概要

1. 遺跡の位置

関和久遺跡・関和久上町遺跡は、福島県西白河郡泉崎村の関和久地区に所在し、阿武隈川北岸の河岸段丘上に立地する(図1・2)。阿武隈川を隔てた南側は白河市で、同川南岸の河岸段丘上、関和久・関和久上町遺跡の南西約1.2kmにある借宿地区に、借宿廃寺が所在している。

2. 各遺跡の概要

(1) 関和久官衙遺跡

関和久官衙遺跡は、7世紀末から10世紀後半にかけて機能する陸奥国白河郡衙跡である。これまでに明地地区と中宿・古寺地区で合わせて10次にわたる調査が実施され、内容が明らかとなっている(第3図)(福島県教委1985)。中宿・古寺地区では、一本柱塀による区画の南面に四脚門、東面に八脚門が取り付け、区画内に間仕切りを伴う掘立柱建物などが配された施設が確認され、館と推定される。明地地区では溝によって方形に区画された敷地のなかに掘立柱式・礎石式の総柱建物が配置され、正倉院と考えられる。中宿・古寺地区は段丘上の緩斜面、明地地区はその南側の低地に位置する。正倉院の区画北辺は低地内に掘削され阿武隈川に接続する大溝(旧盆どの川跡)に画されており、水運の利用が推定されている。

これらの施設の変遷については、中宿・古寺地区はA～D期、明地地区はI～IV期に時期区分される(第6図)。まず明地地区において区画溝と掘立柱の総柱建物が造営され(I期)、次に区画内に2～3棟ほどのまとまりをもつ礎石式の総柱建物が、区画の南辺・東辺に近接して配置される(II期)。以後、倉の一部が側柱建物に建て替えられ、側柱建物の列が付け加えられるなどの変化があるが、II期に成立した礎石立ち総柱式の倉は基本的に踏襲されたと考えられる。中宿・古寺地区では正倉院のII期に対応する時期に長舎構造の掘立柱建物が造営され(A期)、その後、塀で区画された館が成立し、以後、これが踏襲されて変遷する(B～D期)。これらは年代決定の根拠となる遺物が少ないが、正倉では後述するように瓦が多く出土し、その年代からII期は7世紀末～8世紀初頭と考えられている。

(2) 関和久上町遺跡

関和久官衙遺跡の北東約500mに位置する関和久上町遺跡では、高福寺地区・高福寺東地区・上町南地区・関和神社地区・上町東地区・福蔵地区の5地区に分けて10次にわた

る範囲・内容確認調査が実施された。その結果、高福寺・高福寺東・上町南の3地区にまたがって展開する、官衙中枢とみられる地区を中心に、北側の関和神社と東側の上町東の各地区にはそれぞれ漆・鍛冶の工房を伴う官衙周辺施設の性格の地区が展開したことが判明している（福島県教委 1994）。

官衙の中枢とみられる遺構をみると（第4図）、興福寺地区では東西棟で7×2間の身舎の南に廂のつく掘立柱建物跡 SB50 が確認され、この建物は同位置・同規模で建て替えられて a～d の4時期の変遷を示していることから、この地区の中心となる建物と考えられる。SB50 の東側には、ある時期以降、東西棟の SB72 が配置され、その北東部を SD83 溝が区画する。SB50・72 は、総柱建物 SB51 に切られる。また高福寺地区の西部では南北棟の側柱建物 SB40 と、その西側を南北に延びて北端で東に折れ曲がる一本柱列 SA42 が確認され、官衙施設の北西隅部を構成していると考えられる。上町南地区では区画南辺を構成する一本柱列、溝跡や棟門とみられる建物跡が検出されている。このうち SA93 と SA110 は築地塀の寄柱の可能性があり、ある時期には築地塀を伴ったと考えられる。その後、ほぼ同位置で一本柱塀 SA92→SA91 と変遷する。

SB50c・d 期は掘方埋土出土の土器から上限を8世紀末、SB50 を切る SB51 は掘方埋土出土の土器から9世紀中頃～後葉と推定され、SB50a・b 期の出土遺物はないが、前後する建物との関係から、早くみても8世紀前葉～後葉と考えられる。北西部の SB40 は土取穴とみられる SK45 に切られており、SK45 からは栗罌式の最終段階とみられる土師器杯を出土していることから、下限は7世紀末～8世紀初頭の年代となる。4時期の変遷を示す SB50 の変遷を軸に2～5期、年代的にこれに先行する SB40 が存在した時期を1期、SB50 を切る SB51 を6期とし、都合6時期の変遷をたどる。上町南地区の区画施設は、もっとも新しい SA91 の掘方埋土出土の土器から、9世紀前半を下限としており、それより古い区画施設は8世紀に入る可能性が高い。

官衙を構成する施設を部分的に把握したにとどまるが、SA42 付近を区画西辺、上町南地区の一本柱列や溝跡を南辺、SB83 を北東部とした東西約 80m×南北約 100～110mの区画を想定できる（註1）。上に挙げた区画施設はかならずしも同時期に存在していないものもあるが、SB50 は想定した区画の東西中軸線上に位置し、調査で確認された区画施設の位置が大略で踏襲されて変遷した可能性が高い。

SB50 が廂付建物であり、建て替えられて長期間の変遷をたどること、区画北辺に東西棟を、西辺に南北棟を配したコの字形の建物配置を想定できること、南辺区画はある時期には築地塀となっていたか可能性が高いことから、中心殿舎や区画施設は周辺で確認された施設に比して格式が高く、本地区の施設が官衙の中枢施設であった可能性は極めて高い。

後に詳しく述べるように、瓦は高福寺地区や上町南地区を中心に、特に後者で集中的に出土していることから、瓦葺建物の存在を想定できる。上町南地区で検出された SD94 溝は本遺跡群で出土する軒先瓦のほとんどの型式を出土しており、出土瓦の様相からみても、本地区が関和久官衙遺跡を含めた周辺の諸官舎のなかでも中核的な位置にあった可能性が高い。なお、溝の年代は9世紀前半とされ、瓦の廃棄年代を示す。瓦の年代は、多くがそれ以前ということになる。

その性格については、古くからの白河軍団説や郡庁説、郡庁周辺の官衙とする説が提示されているが、断案は示せない。区画施設が一部であっても築地塀が採用され、瓦葺建物

が存在した可能性が高いこと、区画の南北規模が 100mを超えることから、一般的な郡庁院よりは、国府クラスもしくは城柵政庁に近い格式を備えた施設の可能性がある。白河郡が大郡であり、白河関や白河軍団が置かれた歴史的環境を考慮すれば、広域行政ブロック（平川 1985）における拠点的な機能を持った施設であったと考えられる。

（3）借宿廃寺跡

東西に並ぶ土壇の存在や古瓦・埴仏の出土が古くから知られており、大正末年頃から岩越二郎氏により古瓦の蒐集が行われ、また昭和初期には内藤政恒氏により測量調査が実施されて、法隆寺式ないし法起寺式伽藍配置と推定されていた。

平成 15 年度から 19 年度にかけて国史跡指定を目指した範囲・内容確認調査が市教委により実施され、西に塔、東に金堂、北に講堂を配した法隆寺式伽藍配置と確定した（第 5 図）（白河市教委 2010）。三堂塔とも掘込地業が行われ、塔・金堂の基壇は、抜き取り溝の痕跡から木製基壇外装と推定されている。塔と金堂は東西中軸線を揃えるが、講堂の主軸方位がやや東に振れることから、まず塔・金堂が造営され、これにやや遅れて講堂が建設されたと考えられている（佐川 2012）。

II. 瓦の分類と特徴

白河郡衙遺跡群の瓦については、関和久官衙遺跡・関和久上町遺跡の調査・報告のなかで辻秀人氏が検討され、3 遺跡を合わせた体系的な分類・整理が行われている（福島県教委 1985・94）。このことは、遺跡群を構成する各遺跡が密接な関係にあったと考えられることから妥当な措置と言え、その結果も首肯される部分が多いため、本稿でもこれに依拠して論を進める。しかし、その生産体制、すなわち郡衙正倉や官舎、寺院といった、性格の異なるこれら各施設の施設毎の共通性・差異性と相互関係、さらにこれらの消費遺跡と生産遺跡の間の需給関係の内容については、課題として残されているように思う。当時、未調査であった借宿廃寺で、近年、発掘調査が進展し、新資料の蓄積をみたこと（白河市教委 2010）、また『白河市史』（白河市 2001）の刊行により、個人蒐集の資料の全容が公表されたことから、改めて検討する時期に来ていると考える。とりわけ、男瓦・女瓦の型式については、後述するように、関和久・関和久上町遺跡で出土しないものが借宿廃寺に多くみられることから、この際、あらたな標記をして整理したうえで検討する。

1. 鏡瓦

鏡瓦は、複弁六葉蓮華文 5 種、重弁八葉蓮華文が 3 種、単弁八葉蓮華文 3 種、重圈文 3 種、細弁蓮華文 1 種の、合わせて 15 種の範が確認されている。報告書の型式設定を踏襲し、下 2 桁で複弁・単弁などの大別、下 1 桁で範種を示す 4 桁の型式番号で標記する。

（1）複弁六葉蓮華文鏡瓦

1100 (第7図-1~6)

本遺跡群でもっとも多く出土する型式である。内区の六葉の蓮弁は、弁端に向かって高く盛り上がる大振りな2つの子葉を、先端に切れ込みのある花卉が囲む複弁であり、子葉の間に弁中央界線の表現はない。弁間には細い凸線によるY字形の間弁が配される。高く突出する中房は1+6の蓮子構成で、外周蓮子は弁間に対応する。外区は斜縁で連続するX字形の浮文を配しており、間弁間で5、6単位ほどが並ぶ。面径18~19cm、中房径5.5~6cm、弁区幅5.7cm、外区幅は1.6cm前後を図る。瓦当側面の周縁のすぐ外側にあたる部分には、高さ5mmほどの範端の立ち上がりの圧痕を観察でき、範端が瓦当側面にかぶる形態の範であったことがわかるが、それ以外の部分は全体に丁寧なヘラケズリが施され、枷型使用の有無は確認できない。ただし後述する1111には枷型が使用された可能性があるが、1111が1100から派生した型式とすれば、1100も枷型使用の可能性はある。

なお、眞保昌弘氏は、1100のなかに、弁輪郭線と子葉の間に多くの範傷が認められる資料があることを指摘し、範傷の少ないものをa、多いものをbとしている(眞保2012)。眞保氏が1100bとして挙げた資料は関和久遺跡明地地区出土のもので(第7図-6)、筆者も実見のうえ、確認したが、bは良好に残る資料がないため、aと同範か異範か判断できない(註2)。

男瓦の接合は、範に薄い粘土を詰めした後、男瓦の接合位置に指ナデなどによって浅い挿入溝を掘り、広端面と凹・凸面側広端縁にキザミを施した男瓦を立てたうえで、凹面側・凸面側に粘土を付加して瓦当部全体を形成している。

瓦当部の厚さは、中房部分で計測して6cmを超える厚いものから2cm程度の薄いものまでがあるが、4cm前後のものが多い。瓦当裏面の特徴から、A:瓦当裏面が全体に平坦であるが、中央部にナデ、瓦当下半の外周に一定の幅でヘラケズリが施され、その部分がわずかに高まるもの(第7図-1~3)、B:瓦当裏面の下半を周堤状に高く作り出し、中央部が大きく窪むもの(第7図-4)、C:瓦当裏面が平坦で全面に一定方向のヘラナデが施されるもの(第7図-5・6)、の3者がある。厚・薄の違いと、瓦当裏面の特徴の違いは対応関係にない。

なお、胎土は大粒の長石が多く入る粗雑なもの、やや緻密なものがある。

1101 (第7図-7・8)

瓦当文様が完全に残る資料は出土していないが、文様構成は1100と同じで、復元される直径は15.5cm、中房径5cm、弁区幅4.7cm、外区幅1.2cmとやや小さい点と、外周蓮子が弁中央に対応する点が1100と異なる。瓦当側面は丁寧にヘラケズリされ、範端の立ち上がりの有無は確認できない。

瓦当粘土を薄く範詰めした後、広端部に刻みを施した男瓦を立て、男瓦の凹面側・凸面側に接合粘土を付加して瓦当部を形成する。瓦当厚はいずれも3cm以下と薄く、瓦当裏面は全面を丁寧にヘラケズリしているが、下半外周に弱い高まりがあり中央がやや低い中窪み状である。ヘラケズリにより瓦当裏面下半外周の高まりは不明瞭だが、ヘラケズリ前は高まりが明瞭であった可能性が高い。1100でみたA手法である。胎土は精良・緻密で、堅緻・須恵質の焼き上がりである。

1102 (第7図-9)

関和久上町遺跡から小片が出土しているのみであるが、1100・1101と同様の蓮弁、外区文様が確認できる。弁区幅 3.7 cm を測り、1101 よりさらに 1 cm ほど小さい点から、別範と判断されたものである。小片のため不明確ながら、瓦当裏面は平坦に仕上げられている。

1110 (第7図-10)

文様構成は複弁六葉の他の型式と同じであるが、間弁の先端が左右に延びて隣の間弁とつながり、蓮弁を囲むような表現となっている点が大きく異なる。また全体に蓮弁の表現がやや平板となる。外区の X 字状の浮文は各単位の横幅が広くなり、その分、数が減少して、間弁間に 4 単位程度となる。範端の立ち上がりの圧痕は確認できない。

製作技法は 1100 などと同様、厚さ 5 cm を超える厚いものと、やや薄いものがあり、厚いものは中凹み状に作っている。薄いものも瓦当裏面の下半外周がやや高まるが、指頭押圧で仕上げている。資料数は少ないが、借宿廃寺出土のものは厚く、関和久官衙遺跡出土のものは薄い。男瓦は粘土板巻き作り無段のものを用いている。

1111 (第7図-11)

文様構成は複弁六葉の他の型式と同様であるが、全体に退化した文様である。凸線による弁輪郭線や間弁の表現が鈍くなり、子葉の高まりも弱い。蓮弁や間弁は中房につながらず、間弁は枝分かれする先端部と軸部とが分離している。外区は外へ傾斜する斜縁が意図されているが、先端は尖らずに男みをもつか周帯のような面があり、傾斜部分には凸線による V 字形の文様と直線 1 本の文様が交互に配されて鋸歯状の外区文様を表す。外縁の外側が一定の幅で窪んでいる資料があり、範端が立ち上がる形態の範を用いたとみられる。また範端の痕跡は不明瞭ながら、外縁の外側がやや突出し、瓦当側面の裏面寄りとの間に段差のみられるものもあり、範よりも一回り小さい枷型が用いられた可能性がある。中房の高まりは弱く、蓮子構成は 1 + 6 である。面径 21 cm、中房径 6 cm、弁区幅 5.5 cm を測る。なお、これと同文で、外区に文様がなく、中房に丸棒状の工具を刺突して 1 + 6 以上の蓮子を表したものが、岩越コレクション中に 1 点ある。

製作技法は接合式で、瓦当部を 3.5 cm ほどの厚さでつくり、裏面をヘラケズリ・ナデによって平坦に仕上げる。橙色で軟質の焼き上がりのものが多い。

関和久上町で小片が数点表採されているほか、近年の借宿廃寺の発掘調査で良好な資料が多く得られている。

(2) 重弁八葉蓮華文鏡瓦

1120 (第8図-1)

先端にやや丸みをもつ肉厚の蓮弁に大振りな子葉を重ねた単弁蓮華文で、蓮弁・子葉ともに先端が高まって弁の反り上がりを表現する。蓮弁・子葉の中央には細い隆線で稜線が表され、また蓮弁の左右両脇にも弁端近くから発して間弁の軸線に接続する同様の細隆線がみられる。間弁の軸線も細い隆線で表現され、その先端近くでは大きく開いた扇形の表現がみられる。弁央・弁の両脇、および間弁の軸となる部分に表現された細隆線は、本来は鎬状の稜線として表されるべきものが形式化した表現となったものであろう。

中房は円盤状に突出し、中央に珠点を置き、そこから楔形の外周蓮子が十字方向に開く。外周蓮子は弁央に対応する。周縁は先端が平坦、内面が傾斜する直立縁で、先端にX字状の浮文が部分的に表されている。なお、瓦当側面に範端の圧痕がみられるものがあり、範端が立ち上がる瓦範を使用したと考えられる。

男瓦の接合は印籠つぎで、男瓦の先端に刻みはない。瓦当裏面は平坦に仕上げる。

1121 (第8図-2)

弁区の文様は1120と同じであるが、中房は高まりがほとんどなく、圏線で中房の輪郭を区画した中に1+4の蓮子を配しており、外周蓮子は弁間に対応する点のほか、周縁は先端にヘラケズリが施された素文である点が異なる。ただし、本来はX字状浮文が伴った可能性もある。瓦当側面もヘラケズリされ、範端の立ち上がりの有無も不明。男瓦の接合は印籠つぎで、瓦当裏面は平坦に仕上げる。

1122 (第8図-3)

弁端の尖る蓮弁に大振りな子葉を重ねる形態は1120・1121と同じであるが、弁の反り上がりがやや強く、弁の両脇を縁取る細隆線がなく、蓮弁の中ほど左右と間弁の中ほどに、短い隆線による米字のような表現が伴う点が異なる。中房は高く突出し、中央に珠点を置き、外周には楔形の外周蓮子が十字方向に開く点は1120に似る。周縁は素文の直立縁。男瓦の接合は接合式。瓦当裏面はナデにより平坦に仕上げている。

(3) 単弁八葉蓮華文鏡瓦

1140 (第8図-4)

弁端ちかくに最大幅をもち丸みのある蓮弁に、同様に丸みをもつ小ぶりな子葉を重ねた単弁蓮華文である。蓮弁の輪郭を縁取るように浅い凹線が囲むことで、蓮弁を包み込むような形態の間弁が弱い高まりで表出されている。突出する中房には1+4の蓮子を配する。外周蓮子は弁間に対応する。周縁は素文の直立縁である。瓦当裏面はナデ・ケズリで平坦に仕上げている。

1141 (第8図-5)

弁中央付近に最大幅をもち先端が男みをもつ蓮弁に、先端の尖ったやや大振りな子葉を重ねた単弁蓮華文である。『東北古瓦図録』に借宿廃寺出土とされる良好な資料が掲載されており、先述の1140や後述する1151のいずれかと同範の可能性もあるが、それらは中房や蓮弁の一部など文様の全体像が不明であるため、ここでは別に型式番号を付しておく。蓮弁のうち4枚は、輪郭を縁取るような細隆線が伴うが、ほかの4枚は縁取りがない。間弁は蓮弁を包み込むように開き、シャープな稜線をもつものと丸みのあるものがある。細隆線による縁取りのない蓮弁の間に配された間弁は稜線をもつ軸部が中房につき、縁取りを伴う蓮弁間にあるものは中房につかない。突出する径3.9cmほどの中房には1+4の蓮子を配す。外周蓮子は弁間に対応する。周縁は素文の直立縁である。『東北古瓦図録』には、「柄の上部及び瓦当の側面には縄目の文様一面に附着す」との解説があり(P35)、瓦当側面に補足の叩き締めを行ったものとみられる。

1150 (第8図-6・8)

先端が丸みを持つ蓮弁に小さな子葉を重ねた単弁蓮華文で、弱い高まりをもつ間弁が蓮弁を包み込むように表されている。中房は突出するが弁区に対して小さく、蓮子はない。周縁は素文の直立縁。瓦当裏面は平坦である。男瓦部は粘土紐巻き作り有段で、凸面にナデが施されたものである。

なお、借宿廃寺では、発掘調査で1150ないし1151とみられる破片資料が出土している。男瓦の接合は接合式で、瓦当側面には男瓦の接合後に補足の叩き締めを行ったものとみられる縄叩き目が観察される。

1151 (第8図-7)

小片が出土しているのみで、文様の全体は不明であるが、蓮弁・子葉・間弁の形態、および弁幅などから1140・1150と同様の男みを持つ単弁八葉蓮華文と考えられる。周縁は素文の直立縁。瓦当裏面は平坦に仕上げている。

(4) 重圏文鑑瓦

1160 (第8図-9)

面径16.0 cmの瓦当面の中央に、径5.7 cmの低い円盤状の中房を配し、その外側には断面三角形の低い隆線により、三重の圏文が面互い状に表されている。外周には幅0.6 cmと狭く低い高まりをもつ周縁が巡る。

瓦当部の径と一致する男瓦を瓦当裏面の上端いっぱい位置につけ、凹面側にのみ接合粘土を付加しナデ調整したうえ、瓦当側面から男瓦部凸面にかけて縄叩きによる補足の叩き締めを行っている。

1161 (第8図-10)

面径16.0 cmで、径5.3 cmの低い円盤状の中房の外側に、弱い高まりの圏文を三重に配す。中房径、圏線の径が1160と異なり、特に外側の圏線が細く中側圏線に近接する点の特徴である。周縁は幅0.7 cmと幅狭く低い。周縁の外側には箆端の立ち上がりの圧痕が段差となって残る。中房部分の中央には、箆を外した後に、フリーハンドで径3 cmほどの円が弱い沈線で描かれ、その内側にやや強いナデが施されている。各圏線や中房が真円であることから、箆はロクロで製作されたと考えられるが、中心に本来は芯の表現が存在したか、あるいはロクロに固定された際の爪跡が残っていたと考えられ、中心のナデはこれを消し去ったものであろう。

男瓦の接合は1160と同じで、男瓦部は粘土板巻き作りで凸面はケズリ、瓦当裏面はナデ調整が施されている。瓦当側面には補足の叩き締めに伴う縄叩き目が残り、縄叩き目は瓦当側面から瓦当裏面の一部、男瓦部側面の一部に及んでいる。

1162 (第8図-11)

面径18.2 cmとやや大きいのに対し、中房が3.6 cmと小さい。中房は中心に突起があり擬宝珠状を呈する。内側・中側の圏線はしっかりした高まりをもち、断面は上底の中央部が

窪む台形状ないしM字形、外側圏線はやや細く不明瞭な山形を呈する。周縁は幅 0.9 cm で高い。

瓦当側面には範端の立ち上がりの圧痕がある。男瓦の接合は接合式、瓦当裏面にはヘラナデ・ヘラケズリが施されている。瓦当側面はナデで、補足の叩き締めは行われていない。

(5) 細弁蓮華文鑑瓦

1180 (第8図-12)

先端の尖る細い舟形の蓮弁を二重の凸線で表し、蓮弁内を細い凸線による棒状の子葉が埋める単弁 16 葉。蓮弁の輪郭をあらわす外側の凸線は隣り合う蓮弁同士で共有し、細い弁が相接しているような表現となっている。隣り合う尖った弁端の間に生じた空隙を、間弁の表現とみられるV字形の凸線で埋めている。外区は浮文で歯を外に向けた鋸歯文を表し、鋸歯文の隙間を三角形の浮文で埋め、鋸歯が噛み合ったような文様を表す。中房は高まりがなく2重の凸圏線で区画した中に1+8の蓮子を配する。中心蓮子が外周蓮子に比べて大きい。外周蓮子は弁間に対応する。周縁は素文で内面がやや傾斜し、先端は平坦である。

男瓦の接合は、範詰めした瓦当粘土の裏面に浅い挿入溝を掘って男瓦を立て、凹面側と凸面側に接合粘土を付加した印籠つぎで、凹面側の瓦当粘土を縦位ないし横位に強く撫でつけているため、瓦当裏面の中央にやや窪みが生じているものがある。男瓦部の特徴を把握できる資料はないが、関和久3号窯では本型式の鑑瓦と粘土紐巻き作りで有段・無段の男瓦が出土しており、これらが本型式の男瓦部として用いられたと考えられる。

2. 宇瓦

宇瓦は、ロクロ挽き重弧文・手描き重弧文・珠文縁鋸歯文・無文の4種に大別され、下2桁で標記される。ロクロ挽き重弧文については、三重弧文を1500、四重弧文を1510というように細別している。なお、重弧は弧線の数で表すこととする。

(1) ロクロ挽き重弧文字瓦

1500 (第9図-1~9)

ロクロ型引き三重弧文。粘土板桶巻作りで製作された円筒の状態の女瓦の凸面広端側に顎部粘土を貼り付け、回転台上で型引きにより重弧文を施文したものである。弧線は断面丸型で、各弧線には細い隆線がみられる。引き型の弧線部分に細い沈線が刻まれていて、重弧を引き出した際に細隆線となって表れたものである。弧線の太さ、凹線の深さや断面形、および弧線上の隆線の特徴から、引き型は複数存在したと考えられる。顎部粘土を貼り付ける前に、女瓦部凸面に刻みを施すものが多い。後述するように、瓦当部の厚さや顎部の長さの違いから複数の型式が想定できる。多くは顎面をナデ調整するのみであるが、ヘラ描きによる斜格子状の文様を施文するものがある。顎面にヘラで斜格子文を描くものは、借宿廃寺例でのみ出土する。ほかに、女瓦 I Ac7 類と同様の斜格子叩き目を残すものがある。また女瓦部の特徴を把握できるものは少ないが、凸面に女瓦 I Aa4 類と同様の縦位のハケ目が残るもの、I Ad1 類と同様の縦位の縄叩き目が残るものがある。

1510 (第9図-10)

ロクロ型引き四重弧文。小片が数点出土しているのみで、顎の形態や女瓦部などの詳細は不明だが、1500にみられるような弧線上の隆線は1510には見られない。

(2) 手描き重弧文字瓦

1520 (第9図-11)

瓦当面に2本歯の工具で断面コの字形の凹線2本を引いた手描き三重弧文で、顎面には鋸歯文とその下部を平行沈線により区画した顎面文様がみられる。

粘土紐素材の桶巻作りの女瓦を用い、凸面側広端縁に顎部粘土を貼り付けて瓦当部を形成している。顎部粘土は瓦当面側が厚く女瓦部へ向かって薄くなる断面三角形状であるため、段は低く不明瞭である。顎部が剥離した資料では、剥離面に先端の尖った工具による刺突の痕跡がみられる。顎部粘土の接合を良くする目的で付けられたものであろう。顎部を貼り付け、瓦当面を平坦に仕上げた後、先端がコの字形の2本歯工具で凹線2本引いて三重弧文とする。顎面文様は、段部近くに瓦当面と同様の工具で平行線を2本引き、その上部に鋸歯文を施文する。鋸歯文は、鋭利なへら状の工具で2方向から切り欠くようにしてつけられた断面V字形の直線を組み合わせのものと、瓦当面と同じような断面コの字形の凹線を連続して引いたものがある。なお、顎面文様はこの他、平行沈線の上に竹管状工具の刺突による円文のみられるもの(第9図-14)、平行沈線のみもの(同13)がある。顎面文様の描き方の違いは、組み合う重弁八葉蓮華文の範種の違いに対応する可能性がある。

凹面側には布目と側板圧痕が残ることから女瓦部は桶巻き作りで、女瓦 I Bc1 類・I Bc3 ないし I Bc4 類と同一とみられる叩き目が観察できるものがある。

1531

分割後型引き重弧文。瓦当面の弧に対し、重弧の線がまっすぐ引かれ、瓦当面の外にはみ出している。先端の角ばった2本歯の櫛歯状工具を用いて施文したとみられ、弧線・凹線とも角形を呈する。貼付段顎で顎長 9.4 cm を測る。借宿廃寺の発掘調査で1点のみ出土。分割後に型で施文する点で、ロクロ型引きの1500、分割後手描きの1520と区別して、1531としておく。

(3) 珠文縁鋸歯文字瓦

1540 (第9図-15)

平行して横走する上下2条の鋸歯文を凸線で表し、これを珠文が囲み、その外周を素文の周縁が区画する。凸型台に粘土板を乗せて女瓦部を一枚作りし、叩き締めを行う前に、その端に断面三角形状の顎部粘土を貼り付けた上で范押ししており、顎部粘土とともに女瓦の端面がそのまま瓦当面となる。剥離した顎部の資料では剥離面に布目が観察され、顎部が剥離した女瓦部凸面には、これが転写された布目の陽型がみられる。剥離した顎部粘土の資料には、剥離面に3 cm程度の幅で布の圧痕がみられるが、顎そのものはそれより幅が広いため、剥離面には布目のない部分もある。その製作は、3 cm程度の幅の帯状の顎用

粘土を女瓦に接合される前段に布を敷いた台の上で整形した後、女瓦凸面の端に貼り付け、さらにそれよりも細い粘土紐を成形台を用いずに作成たうえで、これを先に貼り付けられた顎用粘土帯の端に接して付加し、顎の断面が三角形状となるよう調整したと考えられる。その結果、剥離面の一部には布目のない部分が生じたと考えられる（註3）。女瓦に顎部を接合した後に、顎面から女瓦部にかけて縄叩きによる叩き締めを行っている。

（4）無文字瓦

1560（第9図-16）

瓦当面・顎面に縄叩き目を残すのみの無文字瓦。一枚作りで成形された女瓦に叩き締めを行った後、顎部粘土を付加し、顎面・瓦当面をさらに叩き締めている。瓦当部は女瓦部よりやや厚くした程度で、女瓦部へ向かって薄くなる。

3. 男瓦

先述したように、本遺跡群の瓦の分類は、関和久遺跡の調査の際に、3遺跡を合わせて体系的な型式名が付されている。男瓦・女瓦については、主に関和久遺跡・関和久上町遺跡の発掘調査で出土した資料に基づいて分類が行われている。しかし、その後、借宿廃寺の調査の進展や、表採資料の公表などによって新資料が増加した。軒先瓦は従来の型式番号を踏襲して問題ないが、男瓦と女瓦は、関和久・関和久上町遺跡では出土しない型式が多く存在することが判明している。従って、以下に述べる男瓦と女瓦については、それらを構成する特徴（属性）の組み合わせによる新たな表記を用いることとした（註4）。

男瓦は、製作技法・形態・凸面の調整（叩き目）などの属性によって分類・標記した。このうち形態は、有段・無段の別と、その形態的な特徴であるが、これは狭端部が残っていないければ確認できない属性であり、その標記のないものは、形態が不明なものである。

i) 形態による分類

I：無段

II：有段

①段部に対応して凹面側に屈曲がある。瓶形の型木を用いて製作している。

②段部の凹面側に屈曲のないもの。裁頭円錐形の型木を用いて製作している。

ii) 製作技法による分類

A：粘土板巻き作り

B：粘土紐巻き作り

iii) 凸面の調整

a：ナデ・ケズリ

1. 回転を利用した横位ナデ

2. 縦位ヘラケズリ
3. 不定方向ナデ
4. 縦位ハケ目+横位ヘラナデ
5. 横位ヘラナデ

b : 格子叩き

5. 0.8×0.5 cmの小さい格子目で、格子の枠は細い。女瓦で確認できた叩き目 b1~4 と異なるため、b5 としておく。

d : 縄叩き

凸面に縄叩き目のみられるもの。出土例が少ない。

1. 縄目が縦位のもの
2. 縄目が斜位のもの

に分かれる。なお、縄叩き後にナデを施すものを特に da とする。

e : 平行叩き

3. 借宿廃寺の男瓦にみられる平行叩き目。女瓦にみられる e1 よりも条線の単位が長く、e2 よりも条線が細いため、これと区別して e3 とする。

I Aa1~5 (第10図-1~5)

粘土板巻き作り無段で凸面に調整を施すもの。a1 : 回転を利用した横位ナデ (図版5-1・3)、a2 : 縦位ヘラケズリ (同4)、a3 : 不定方向ナデ (同2)、a4 : 縦位ハケ目+横位ヘラナデ (同5)、a5 : 横位ヘラナデ (同6) のものがある。

関和久遺跡・関和久上町遺跡・借宿廃寺でそれぞれ出土している。1100のほか、鍔瓦の多くの型式に用いられたと考えられる。

I Ada (第10図-6)

粘土板巻き作り無段で、凸面にナデを施して叩き目を擦り消すが、縄叩き目が一部に残る。関和久官衙遺跡中宿古寺地区、借宿廃寺の出土資料に確認できる。

I Ba

粘土板巻き作り有段で凸面をナデ・ケズリにより調整するもの。関和久・関和久上町、借宿廃寺でそれぞれ少量出土している。

Bd

有段で、凸面に縄叩き目を残す男瓦。斎藤コレクション中に良好な資料を確認できる (『白河市史』)。粘土板素材か粘土紐素材か不明。

I a

粘土板巻き作りで、破片のため段の有無の不明なもの。凹面に布目・糸切痕を残す。各

遺跡とも、有段の段部の資料はごくわずかししか出土しておらず、I a の多くは無段式と思われる。女瓦 I a 類に伴うと考えられるほか、胎土の特徴から女瓦Ⅲ類に組み合わせるとみられるものもある。I a2 は 1161 の男瓦部にも確認できる。

I b5

粘土板巻き作りで段の有無不明。凸面に b5 の格子叩きの後にナデを施すもの。関和久上町遺跡で 1 点確認した。

I d (第 10 図－ 8)

粘土板巻き作りで段の有無は不明。凸面に縄叩き目を残すもの。関和久上町遺跡の報告で第Ⅲ類とされるものである。関和久遺跡・関和久上町遺跡・借宿廃寺で出土する(註 5)。

I e3 類

粘土板巻き作りで凸面に平行叩き目のみられるもの。段の有無は不明。借宿廃寺で出土。

II Aa1 (第 10 図－ 7)

粘土紐巻き作り無段で、凸面にロクロナデを施すもの。凹面は布目を残す。関和久・関和久上町・借宿廃寺で出土。関和久・関和久上町出土のものは胎土が緻密で、凹面側の紐積痕が不明瞭である。胎土や焼き上がりから関和久 3 号窯産の可能性が高い。一方、借宿廃寺の資料は胎土が粗雑なものが多く、凹面側の紐積み痕が明瞭であり、これとは作りが異なることから、異なるセットに含まれる可能性が高い。

II Ba② (第 10 図－ 10)

粘土紐巻き作り有段で、凸面は横ナデ、凹面には布目を残す。段部の凹面側に屈曲のない②。鏡瓦 1150 に伴うことが判明している(第 8 図－ 8)。

II Bda①

粘土紐巻き作り有段で、凸面は横位ナデ、凹面には布目を残し、段部に対応して凹面に屈曲がある①。関和久 3 号窯にみられ、同窯の資料では玉縁部に縦位の縄叩き目を残す。

II a

粘土紐巻き作りで段の有無不明、凸面はナデ・ケズリにより調整するもの。

II d (第 10 図－ 8)

粘土紐巻き作りで段の有無不明。凸面に斜位の縄叩き目を残す。

4. 女瓦

女瓦も男瓦と同様、瓦のもつ属性の組み合わせにより分類・標記する(註 6)。属性は製作技法と凸面の調整(叩き目)による。なお、桶巻き作りにより製作されたものは、男瓦と

同様に粘土素材が粘土板と粘土紐の2者があるが、識別し難いものが多いことから型式名の標記には加えず、必要に応じてその別を記述するにとどめた。

i) 製作技法による分類

I : 桶巻き作り

粘土素材は、A : 粘土板、B : 粘土紐があるが、不明確なものも多い。

II : 一枚作り

III : いわゆる凸面布目の女瓦。凸面に布目と桶の側板圧痕を残すもの。製作技法については、辻秀人氏が詳細に検討・復元しており（福島県教委 1985）、その復元案は首肯できる。すなわち展開式の桶に粘土板を乗せ、粘土板が桶の内側になるように巻いた後、分割して製作したものである。

ii) 凸面の特徴による分類

a : ナデ・ケズリ

1. 回転を利用した横位ナデ。
2. 縦位ヘラケズリ。
3. 不定方向ナデ。
4. 縦位ハケ目+横位ヘラナデ

※1～3もハケ目が施された可能性が指摘されている（福島県教委 1985）。なお、関和久上町出土の重弧文字瓦の女瓦部では、ロクロナデの後に狭端部付近を縦位ヘラケズリしている例があり、小片で観察された調整の違いは、同一個体の部位の違いの可能性も残る。

b : 格子叩き

1. 一辺 2.2～2.5 cmほどの正方形の格子目。
2. 一辺 0.8～0.6 cmほどの格子目で枠の細い格子叩き目をまばらに叩くもの。
3. 横 1.5 cm×縦 0.8 cmのやや大きい格子目。叩き板に細縄が数条巻き付けられているものと細縄がないものがある。
4. 横 0.8 cm×縦 0.5 cmのやや横に長く小さい格子目で、格子の枠が太いもの。

※b1は関和久・関和久上町遺跡で、b2～4は借宿廃寺で出土する。

c : 斜格子叩き

1. 一辺 0.3～0.6 cmほどのやや小さい格子目で縦長の斜格子。関和久遺跡の分類にいうⅢ-a類の叩き目。
2. 一辺 0.8～0.9 cmほどの平行四辺形の格子目で断面逆台形。格子の枠は縦が太く横がやや細い。関和久遺跡女瓦Ⅲ-b類。
3. 格子の枠がX字状をなし、格子目が一辺 2.2 cmほどの横に長い斜格子状となるもの。関和久遺跡女瓦Ⅲ-c類。
4. 格子の枠がX字状をなし、縦に連続するもの。関和久遺跡女瓦Ⅲ-d類。
5. 一辺 0.5～0.7 cmの平行四辺形の格子目で、断面コの字形。格子の枠は縦横同じ太さで細い。かに沢窯跡A類。関和久官衙遺跡で出土。
6. 格子目が一辺 0.8 cmほどの平行四辺形でやや深く、格子の枠がやや太いもの。借

宿麿寺で出土。

7. 格子目が一辺 1.2～1.6 cmの斜格子で、格子の枠は細い。借宿麿寺の重弧文字瓦の顎面にみられるものがある。

8. 格子目が一辺 1.0 cmの斜格子で、格子目が浅く格子の枠がやや太い。

※c1～5 は関和久遺跡・関和久上町遺跡で出土する。c8 は関和久上町遺跡で 1 点確認、c6・7 は借宿麿寺で確認したものである。

d : 縄叩き

縄目の方向が縦位・斜位のもののほか、横位のものがある。また、桶巻作りの場合、「叩き締め円弧」の影響で同じ個体に縦位～斜位に縄目のみられるものもあり、一枚作りでも部位によって叩き板の角度を変えて叩き締めを行っていることもある。また、同じ縦位でも縄目が太いものと細いもの、単位の長いものと短いものなどがあり、細分可能とみられるものもあるが、叩き目からの同定は難しく、縄目の方向から以下の区分を設けるにとどめる。同じ番号でも原体が同一であることを意味しない。

1. 縦位
2. 斜位
3. 横位
4. 縦位+横位
5. 縦位+斜位

e : 平行叩き

1. 条線が細く、短いもの。
2. 条線が太く、乱雑に叩くもの。

※e1 は関和久遺跡・関和久上町遺跡、e2 は借宿麿寺で出土。平行叩きは原体の識別が困難で、一見同じものに見えても原体が異なる可能性がある。

f : 特殊叩き

1. 弱い凸線で表された紡錘形の文様。岩越二郎氏は「桐の実を半裁にしたような文様」と言い、鈴木啓氏は『白河市史』のなかでこれを踏襲し「桐実文」と称している。c7 と共存する例がある。
2. 叩き目の条線が矢羽状・魚骨状・平行線などが組み合わせられた複雑な叩き文（第 12 図－9）。関和久上町遺跡で確認できる。報告書では平行叩きに分類されているが、ここでは特殊叩きとして一応区別した。

※f1 は借宿麿寺で、f2 は関和久上町遺跡で出土。

I a1～4（第 11 図－1～5）

桶巻き作りで凸面にナデ・ケズリなどの調整を施し布目を消すもの。a1 : 回転ナデ（単位がありヘラを用いていると思われる）、a2 : 縦位ヘラケズリ、a3 : 不定方向のナデ、a4 : 横位のヘラナデで一部に縦位のハケ目を残すものに分けられる。a1～3 もナデ・ケズリの前にハケ目調整を行っている可能性がある。凹面には布目、側板圧痕を残す。a4 類のもの

は、広端部の両隅をカットするものがある。

関和久遺跡・関和久上町遺跡・借宿廃寺の3遺跡でそれぞれ出土している。多くは粘土板素材とみられるが、岩越コレクションの借宿廃寺表採の I a4 は、粘土紐素材のものがみられる。また借宿廃寺出土の I a1 類は、凸面にスタンプで「五」の文字のみられるものがある。関和久官衙遺跡や関和久上町遺跡でこうした例はない。

I b1 (第 11 図-6)

桶巻き作りで凸面に一辺 2 cm を超える大型の正方形の格子叩き目のみられるもの。凹面には布目、側板圧痕を残す。関和久上町遺跡では、同種の叩き目をもつ隅切女瓦が出土している。また同種の叩き目をもつ女瓦は大岡窯跡で出土している。なお、斜格子叩き c2 と同一とみられる叩き目が b1 とが共存している資料がある (I b1c2、第 11 図-8)。c2 はかに沢窯跡で出土しており、かに沢窯跡の c2 ないし大岡窯跡の b1 の叩き板をもつ工人が大岡・かに沢間を叩き板を持って移動し、瓦生産を行った可能性がある。

なお、本型式は関和久遺跡中宿・古寺地区と関和久上町遺跡で出土するが、借宿廃寺では出土しない。

I b2~4 (第 11 図-7・9)

桶巻き作りで凸面に格子叩き目のみられるものである。I b2・I b4 は粘土板素材、I b3 は凹面に紐積痕を確認でき、横位に割れている資料が多いことから、粘土紐素材である。b3 は、叩き板に巻き付けられた縄の圧痕を伴うものとなないものがあるが、両者は同一原体である。I b4 は広端隅をカットするものがある (白河市 2001)。これらはいずれも借宿廃寺で出土するもので、関和久や関和久上町ではみられない。

I c1

桶巻き作りで、凸面に c1 の叩き目を伴うもの。粘土紐素材である。凹面には布目・側板圧痕を残す。側縁を凸面側から幅広くケズリ調整する。

I c2 (第 11 図-14)

桶巻き作りで凸面に一辺 4 mm ほどの平行四辺形の格子目をもつ叩き目がまばらにみられる c2 の叩き目を伴う。粘土板素材である。おなじ個体に b1 の叩き目と重複してみられるものがある。かに沢窯跡で同一の叩き板の使用された女瓦が出土しており (福島県教委 1985 の分類 B 類)、関和久上町遺跡関和神社地区出土の同種の女瓦には凹面に「寺」のヘラ書き文字のみられるものが出土している。こうした特徴をもつ瓦はかに沢窯跡でも出土しており、かに沢窯跡産と考えられる。

I c3 (第 11 図-15)

桶巻き作りで、凸面に c3 の叩き目を伴うもの。凹面には布目・側板圧痕を残す。横位に割れている破片が多いことから、粘土紐素材と思われる。凸面側側縁を幅広くケズリ調整する。特徴は後述する I c1c3 と同様で、叩き目の重複は確認できないが、桶巻き作りで製作したのち凸型台上での 2 次調整の工程が伴った可能性がある。

I c1c3 (第 11 図-13)

粘土紐素材の桶巻作りで凸面に斜格子叩き c1 と c3 が重複してみられるもの。c1 の方が後に叩かれている。また凹面の布目がつぶれている。完形の資料が得られており、平面形は台形状で凹面に布目・側板圧痕を残す。広端隅をカットする。凸面側側縁は幅広くケズリによる面取りが行われ、凸面を上にして置くと面取りされた面の角度が垂直に近くなる。

以上の所見から、まず桶巻き作りで女瓦を製作し、c3 で叩き締めを行った後、凸型整形台の上で c1 により 2 次叩きを施し、側縁をヘラケズリした可能性が高い。

2 次布の痕跡はわからなかったが、おそらく凸型台に布は敷かれていなかった可能性が高い。こうした技法は多賀城 I 期の瓦を生産した下伊場野窯に類例を求めることができる。ただし、多賀城出土のものはいずれも粘土板素材である点が本遺跡と異なる。c1 や c3 は多賀城系の手描き重弧文 1520 の女瓦部にみられることから、宇瓦とともに多賀城創建期の瓦の製作技法の影響を受けて、紐作りや広端隅をカットする手法などを含む在来の技術を用いて製作されたものとみてよいであろう (註 7)。

I c4 (第 11 図-16)

桶巻き作りで、凸面に c4 の叩き目を伴うもの。粘土紐素材。凹面には布目・側板圧痕を残す。

I c5

桶巻き作りで、凸面に c5 の叩き目を伴う。叩き締めの後に凸面に縦位のヘラナデを施す。かに沢窯跡 A 類に該当する可能性が高い。

I c6・7 (第 12 図-1・2)

桶巻き作りで凸面に斜格子叩き目のみられるもの。粘土板素材である。I c6 類は叩き締めの後に凸面をヘラケズリするものがある。c7 の叩き目は重弧文字瓦の顎面にもみられる。また c7 と特殊叩き f1 が一つの女瓦に共存するものがある。いずれも借宿廃寺跡でのみ出土する。

I d1・2 (第 11 図-10)

桶巻作りで凸面に縦位ないし斜位の縄叩き目を残す。粘土板素材である。凹面に布目、側板圧痕を残す。重弧文字瓦の顎面に d1 の縦位縄叩き目が観察されるものがある。関和久遺跡では中宿・古寺地区で 1 点のみの出土で、広端隅をカットするものがある。巡り窪窯跡で出土。

I e1 (第 11 図-11)

桶巻き作りで凸面に平行叩き目を残すもの。叩き目の条線は単位が短く、細い。凹面には糸切痕、布目、側板圧痕を残す。粘土板素材。広端隅をカットする。関和久遺跡では 6 点の出土と少ない。関和久上町遺跡では斜位の深い糸切痕が残る。

I e2

桶巻き作りで凸面に太い平行叩き目を乱雑に施している。凹面には布目・側板圧痕を残す。借宿廃寺でのみ確認できる。借宿では、男瓦にも平行叩き目のみられるもの（e3）があるが、原体は異なる。

I f1（第 11 図－12）

桶巻き作りで、凸面に太く低い隆線による桐実状の文様叩きを施す。凹面には布目・側板圧痕を残す。粘土板素材。広端側の両隅をカットするものがみられる。c7 の叩き目と同一個体に共存する例がある（I c1f1 類、第 12 図－3）。

II d1～5（第 12 図－4～8）

一枚作りで凸面に縄叩き目を残すもの。叩き目は、縄目が縦位の d1（第 12 図－4・5）、斜位の d2（同 6）、横位の d3（同 7）のほか、縄目が凸面の中央部を縦位、側縁ちかくのみ横位や斜位のもがみられる。瓦の形状に合わせて叩き板の向きを変えたものであろう。また縄目が全体に横位で、それ以前に施された縦位の縄目がわずかにみられるもの（同 8）もあり、縄目の方向に重複のあるものは、2次叩きの工程が存在した可能性もある。縄目の太さや単位の長さでさらに細分が可能と思われる。

凹面は糸切痕・布目を残し、稀に一枚布の端の圧痕が観察できるものがある。いずれも側板圧痕は観察できない。糸切痕は、途中で屈曲のみられる縦位のもの、弧を描くものがある。また、平面形が台形で長さとの差が大きいもの（同 6）、小さいものと、狭端・広端の差がなく平面形が長方形に近いもので、長さとの差が小さいもの（同 4）があるが、上述の叩き目の違いとは必ずしも対応しない。なお、関和久上町遺跡では II d1 の隅切瓦（同 5）、関和久 3 号窯で II d1 の熨斗瓦が出土している。

女瓦 II d を生産した窯は関和久 2・3 号窯が知られるが、縄叩き自体は同窯の製品以外にも伴うことから、別の窯も存在した可能性が高い。

II f2（第 12 図－9）

一枚作り。叩き目の条線が矢羽状・魚骨状・平行線などが組み合わされた複雑な叩き文を伴う。報告書では平行叩きである VI 類に分類されているが、ここでは特殊叩きとして一応区別した。凹面には布目、屈曲する縦位の糸切痕が観察される。糸切痕や瓦の平面形などは、II d2 に共通のものがある（第 12 図－6）。

III（第 12 図－10）

いわゆる凸面布目の女瓦。凸面に布目と桶の側板圧痕を残し、糸切痕・粘土板合わせ目・布の綴じ合わせ目のみられるものがある。一部には桶に布を綴じつけた糸の圧痕を観察できるものもあるが、多くは縦位のヘラケズリによって、これらの製作技法にかかる痕跡を消す。凹面は横位のヘラナデを施す。布を綴じつけた展開式の桶を展開した状態にして置き、そのうえに糸で切り出した粘土板を乗せた後、粘土板が内側になるようにして桶を円筒状に組み、これを回転台上に乗せ、内側からヘラナデ調整する。凸面のケズリ・分割は桶を外し、乾燥させた後である。分割後に側縁をヘラケズリして面取りする。面取りは、

側面・凹面側側縁・凸面側側縁の3面に施されて側縁の断面形がコの字形を呈するものと、凹面側・側面側からの2面の面取りにより断面が剣先形となるものがある。

胎土は粗雑で金雲母が含まれる点に特徴がある。なお、胎土に同様の特徴をもつIa1類の男瓦がある。

関和久官衙遺跡・関和久上町遺跡で主に出土。借宿廃寺では、表採資料があるとされるが、市教委による調査報告書（白河市教委 2010）には掲載がなく、発掘調査では出土していないか、出土していてもごく少量とみられる。

Ⅲ. 瓦の検討

1. 創建期軒先瓦の分析

(1) 複弁六葉蓮華文鑑瓦の分析

複弁六葉蓮華文鑑瓦の製作技法は、いずれも范に薄い粘土を詰めした後、男瓦の接合位置に指ナデなどによって浅い挿入溝を掘り、男瓦を立てたうえで、凹面側・凸面側に粘土を付加して瓦当部全体を形成している。1100a と 1101 は男瓦の広端面と凹・凸面側広端縁にキザミを施している。

最も出土数の多い 1100 の中房部分で計測した瓦当部の厚さをみると（第2表）、6 cm を超える厚いもの（厚）、4 cm 前後のもの（中）、2 cm 程度の薄いもの（薄）、の3者があり、4 cm 前後の「中」が多い。また、先述のように、瓦当裏面の特徴には A～C の手法がみられる。このうち A は瓦当裏面が全体に平坦であるが、中央部にナデ、瓦当下半の外周に一定の幅でヘラケズリが施され、その部分がわずかに高まるものである（第7図-1～3）。強いヘラケズリが施されているにも関わらず、下半外周に高まりが残ることは、その部分がもともとそれなりの高さをもっていたことを示す。高まりは粘土を付加したか裏面中央の粘土を掻き取って造り出したかのいずれかであり、全体をナデ調整を施した後、高まりの部分を削り落として平坦にしたとみられる。B は瓦当裏面の下半を周堤状に高く作り出しており、中央部が大きく窪む（同5）。C は瓦当裏面が平坦で全面にヘラナデが施されている（同5・6）。A では一旦周堤状につくった部分を削り落とす工程が、B では省略された可能性がある。また C では中凹みにつくること自体が行われなくなった可能性がある。こうした瓦当部の「厚」・「薄」の違いや、瓦当裏面の特徴の違いは工人差や時間差を反映したものとみられるが、A 手法に瓦当厚「中」や「薄」が、C 手法には「中」や「厚」があり、必ずしも瓦当厚と瓦当裏面の手法は対応関係にない。1100 のうち範傷進行の想定される b は類例が少ないが、瓦当厚は「中」で C 手法である。

また 1101 は瓦当厚 3 cm 以下で、瓦当裏面の全面を丁寧にヘラケズリしているが、下半外周に弱い高まりがあり中央がやや低い中凹み状となる A 手法である（第7図-7・8）。1110 は厚さ 5 cm を超える厚いものがある。また、中房部分がないため計測値を示せないが、残存部分からみて確実に「中」ほどの厚さのものがある。厚いものは中凹み状に作っており、薄いものは瓦当裏面の下半外周にやや高まりがみられるが、指頭押圧で仕上げられており、周堤状の部分を削り落としたものではなく、C 手法の範疇とみる。1111 は瓦当厚が

3.5 cmほどで、いずれも裏面をヘラケズリ・ナデによって平坦に仕上げる C 手法である。

文様変遷は後に詳述するが、1100 と 1101 は文様上の差があまりなく、1100 は A～C の手法があり、瓦当厚は「厚」・「中」・「薄」があり多様である。一方、1101 は A 手法で、瓦当厚は「薄」である。両者は男瓦広端部にキザミを施す点も共通し、文様・技法からみて、両者に時期差はあまりないものと思われる。一方、文様上、これらより後出的な 1110 には「厚」、1111 には「中」で C 手法のものがみられることから、1100 に存在した瓦当部製作手法の差が、後出の型式にも継承されたと解すべきであろう。

(2) ロクロ型引き三重弧文字瓦の分析

ロクロ型挽き三重弧文字瓦 1500 は、いずれも貼り付け段顎で、断面形の丸い弧線の上に細い隆線が伴う。各遺跡の重弧文を観察した結果、弧線や凹線の形状や弧線上の隆線の表れ方に若干の違いがあり、複数の施文具の存在が想定される一方、遺跡間にまたがって同一の施文具とみられるものがあることを確認している（註 8）。しかし、こうした重弧文の見た目上の特徴には、道具の違いの可能性とともに、同一の施文具の当たり方や磨滅、焼成による収縮などの違いが表れている可能性もある（註 9）。そこで、瓦当部の厚さと顎の長さを計測し、比較することとした。

第 3 表をみると、一見して計測値の分布領域が遺跡毎に異なることが分かる。すなわち、借宿廃寺は瓦当厚が 3 cm くらいのものから 5 cm を超えるものがあり、顎長は 8 cm 弱のものから 10 cm を超えるものまでがある。分布にバラツキがあるが、他遺跡に比べ、概して瓦当が厚く顎長が長い。一方、関和久官衙遺跡では、顎部が剥離した資料が多く、瓦当厚が判明する資料は少ないが、瓦当厚 5 cm を超えるものはない。顎長は 9 cm 近いものから、その半分の 4.5 cm 前後と短いものまでがある。また関和久上町遺跡は、瓦当厚 3.7 cm 前後、顎長 7 cm 前後の限定された領域に分布する。

3 遺跡における重弧文字瓦の計測値の分布領域の違いは、製作手法や道具の違いを反映すると考えられる。瓦当厚は重弧文を型引きする施文具の幅に対応するはずであり、瓦当厚の計測値が同じでも施文具は異なる場合もあり得るが、少なくとも瓦当厚の大きく異なるもの同士は、施文具が異なるとみてよいであろう。一方、3 遺跡で分布が重なる部分もあることから、3 遺跡にまたがる同工品が存在したと解される。

なお、先述のように、ヘラによる斜格子文の顎面文様をもつものは、借宿廃寺でのみ出土する。また顎面に斜格子叩き目を残すものも、今のところ、借宿廃寺にしかみられない。また、顎部の剥離した資料を観察すると、顎部粘土の接合前に女瓦部凸面の接合位置にキザミを施しているものが多くみられる。借宿廃寺では、顎の長い型式が多く、キザミは縦位、関和久明地地区の顎の短いものは横位にキザミを施している。こうした瓦当厚・顎長の遺跡毎の違いに、顎面文様の有無や顎部接合時のキザミの付け方も対応していることから、計測値に反映された製作手法の違いも、工人差や時間差を反映する可能性が高い。借宿廃寺では瓦当厚・顎長にバラツキがあり、製作手法の異なる複数型式が存在する点は、鏡瓦の分析結果と対応する。関和久官衙遺跡明地地区の郡衙正倉も同様にバラツキがあるが、借宿廃寺とは重ならない部分が多く、製作の細部の手法が借宿のそれとは異なるものが多いことが示す。一方、関和久上町遺跡には、限定された製作手法・道具により作られた可能性が高い。関和久上町と共通する瓦当厚・顎長のものは、借宿廃

寺や関和久官衙遺跡でも出土しており、関和久上町の瓦葺建物の造瓦に主体的となった製作手法は、借宿の寺院、関和久明地地区の郡衙正倉の造営にも一部に用いられたと考えられる。

(3) 小結

郡衙周辺寺院である借宿廃寺と、郡衙正倉である関和久明地地区、政庁の可能性を含む官衙の中核施設である関和久上町遺跡の瓦葺建物の造営にかかり、その創建期の軒先瓦はいずれも複弁六葉蓮華文鑑瓦一ロクロ型引き三重弧文字瓦のセットであり、その製作技法も基本的に共通する。しかし鑑瓦の瓦当部のつくり、宇瓦の瓦当厚・顎長など細部の手法には違いがみられ、その様相は遺跡毎に異なる。このことは、これらの瓦を製作した工人の差とともに時間差をも反映したものと想定される。特に、手法の異なる複数の工人が存在し、遺跡毎に異なる編成のもとに、その製作にあっていたと考えられる。そのうち一部は遺跡間で細部の特徴が共通するものもあり、一部の工人は、それぞれ施設に伴う瓦生産に参加していたのであろう。

2. 軒先瓦の編年

編年の軸となる軒先瓦の変遷と年代についてみておく。その際、瓦当文様や製作技法の系譜についても、必要な範囲で触れたい。

(1) 創建期の軒先瓦の変遷 (第13図)

a) 白河郡衙遺跡群の瓦生産の端緒は関和久上町遺跡

創建期の複弁六葉蓮華文鑑瓦のなかで、最も古く位置づけられるのは、川原寺系の文様構成がもっとも整った1100と1101であり、これに組み合うのは重弧文字瓦1500である。これらは、関和久遺跡明地地区・関和久上町遺跡・借宿廃寺でそれぞれ出土している。

先にみたように、関和久上町の重弧文字瓦1500は、瓦当厚・顎長が限定された範囲に収まることから、特定の瓦工による製作を想定できる。関和久上町の1500は、弧線や凹線の形態が整っており、側面を剣先形に加工する点など、全体に丁寧で精緻な作りであり、3遺跡で出土する1500のなかで相対的に古い可能性が高い。また胎土は極めて精良・緻密で、須恵質の特徴的な焼き上がりであり、こうした特徴はやはり関和久上町で出土の多い1101と共通することから、両者が組み合った可能性が高い。1101は1100と文様上、先後関係は決め難いが、重弧文との組み合わせでみると、1101が先行する可能性が高いこととなる。

一方、借宿廃寺や関和久明地地区出土の1500は弧線・凹線が関和久上町のそれに比べるとやや崩れており、特に関和久明地地区出土の顎の短い型式のものは、弧線や凹線、弧線上の隆線が乱れたものが多いことから、後出的である。関和久上町遺跡のそれと、瓦当厚・顎長が一部重なるものの、相互に異なる分布範囲を示している。従って、関和久上町の1500を祖形とし、そこから借宿廃寺の顎の長い型式や、関和久明地地区の顎の短い型式が派生したのではなかろうか。

これらの1500に組み合う鑑瓦は、出土数からみて主に1100と考えられる。借宿廃寺の1100は、瓦当部のつくりにはA～Cの3手法がある。このうちB・C手法は、1101にもみ

られる A 手法より後出するものであろう。この点は、B・C 手法が A 手法の省略と解釈できる点とも整合する。借宿廃寺では 1100 を、手法の異なる複数の瓦工が製作したと考えられるが、それは宇瓦と同様、関和久上町で 1101 を製作した A 手法をもつ瓦工から派生したと考えることができる。

真保氏が指摘したように（真保 2012）、関和久明地地区では、出土する鑑瓦 1100b に範の傷み進行が想定され、同地区での顎長の短い 1500 とともに、借宿廃寺より遅れて瓦生産が行われた可能性が高い。明地地区では、範は特定できないが外縁の X 字状浮文に乱れのみられる資料（図版 1-10）があることも、借宿廃寺の寺院より関和久明地地区の正倉の方が、やや遅れて造営されたとする考えを支持するものである。

以上のように、創建期の瓦のうち、相対的に古く位置づけられるのは、関和久上町遺跡の鑑瓦 1101 と宇瓦 1500 であり、その後、借宿廃寺の寺院所用の 1100・1500（顎の長い型式）→関和久明地地区の正倉所用瓦の 1100b・1500（顎の短い型式）の生産が、順次行われたと考えられる。

そして、関和久上町での瓦生産を端緒として、後続する 1100・1500 の手法の異なる型式が、そこから派生したと考えることができよう。より具体的には、後者は重弧文の瓦当厚・顎長が関和久上町のそれと一部重なることから、関和久上町所用の瓦を生産した瓦工と、それ以外の工人とが後者の瓦生産に編成されたことにより、技術の伝習・継承が行われたと考えることができる。

b) 創建期に後出する複弁六葉蓮華文鑑瓦

1110 は間弁に変化がみられ、外縁の X 字状浮文にも乱れが生じていることから、1100 より後出のもので、外周蓮子が弁間に対応する点は 1100 と共通することから、1100 から派生したものと考えられる。借宿廃寺出土の 1110 には、瓦当部が厚く、瓦当裏面を中凹みにつくる手法がみられ、同廃寺の 1100 と共通することから、1100 のうち瓦当部を厚く作るグループと同じ工人、もしくはその手法を継承した工人の作とみてよく、1100 との大きな時間差はないと考えられる。従って 1110 は、1100 の直後に位置づけられるが、1100 の範の使用期間中に並存した可能性もある。

1111 は文様の退化が著しいが、Y 形の間弁は 1100 などの特徴を留めていることから、間弁が大きく変化した 1110 を介在させていない。また外周蓮子が弁間に対応することから、1100 を直接のモデルとしたと考えてよい。しかし、他の型式では外縁がきちんとした断面三角形の斜縁につくられているのに対し、1111 では先端が男みをもつ。1111 も、やはり範端が立ち上がる形態の範を用いたとみられ、また、外縁の外側が一定の幅でやや突出するものもみられることから、枷型を用いた可能性もある。従って、1111 も 1100 の文様や範形を踏襲して作範されたと考えられる。1111 は瓦当部が全体に薄く、裏面は平坦であり、こうした特徴は、関和久官衙遺跡の 1100b にみられる手法 C であり、新しい要素と考えられる。1111 は 1100 のうち新しい段階の手法を継承した可能性があろう。また 1111 には中房に竹管状工具を刺突して蓮子を表現しているものがみられる。一方、手描き重弧文字瓦 1520 のなかに、平行沈線の上に竹管文を配した顎面文様をもつものがある。これらは、竹管による施文という点で、技法的に共通することから、両者は同時期の可能性がある。同宇瓦の平行沈線は、後述する多賀城系の 1520 と共通することから、多賀城系の文様・技法が導入される段階まで下がるとみてよいであろう。1111 もこの時期まで降る可

能性が高い。

c) 年代について

実年代については、従来 1100 が複弁六葉蓮華文の初出型式とされ、文様の様式から 7 世紀末～8 世紀初頭と考えられてきた。1100 を生産した大岡窯跡 A 号窯出土の須恵器の年代は、返りの焼失した蓋から、8 世紀初頭のもので、1100 の年代の 1 点を示す。

近年、真保昌弘氏は、借宿廃寺で 1100 に組み合う重弧文字瓦 1500 の一部にみられる斜格子状の顎面文様が、多賀城系のへら描き重弧文字瓦 1520 の顎面施文の影響を受けたものであり、同じく多賀城系の 1120 の周縁の先端に 1100 と同様の X 字状浮文がみられること、1100b と多賀城系の 1120・1121 の一部が胎土・焼成、瓦当裏面の調整が、酷似することなどから、こうした共通性をもって川原寺系と多賀城系の瓦群の交流の所産と捉え、両瓦群に大きな年代差がないとの見解を示している(真保 2012)。1100b は 2 点確認され、いずれも関和久遺跡明地地区のものである。1100b は 1100a と同範かどうか確定できないが、仮に同範でも真保氏自身の指摘する通り範傷の進行が確認できる。1100b は瓦当裏面が平坦に仕上げられた C 手法で、借宿廃寺の資料などにみられる周堤状のわずかな高まりは認められない点からも、借宿廃寺例とは工人に違いがあるとみられる。

また、借宿廃寺の 1100 や 1500 は、大粒の長石を多く含む粗雑な胎土で硬質の焼き上がりのものもみられ、必ずしも多賀城系の瓦群と胎土・焼成が共通するものばかりではない。

後に検討するように、1100-1500 のセットは、借宿廃寺の金堂や塔、関和久上町遺跡の官衙施設、および関和久官衙遺跡明地地区の正倉に用いられており、これらの施設が順次造営されるのに伴って、手法を異にする工人が作瓦を行ったと考えられる。1100 の範は、その結果、長期間使用されたのであり、そのうち相対的に新しい時期に位置づけられるのが 1100b であると考えられる。1120 との文様上の共通性については、X 字状浮文は前段階からの継承、斜格子状の顎面文様は多賀城系のそれとは別系譜と捉えることも可能である。

従って、1100 の範を用いた造瓦が行われた期間の一部が、多賀城系の瓦群の年代に近接するとしても、借宿廃寺例なども含めて、1100-1500 のセットの年代をすべて新しく位置づけることはできないであろう。1100 に後続する型式である 1110 や 1111 も存在することから、1100 の生産が開始されるのは 7 世紀代に入る可能性が高いとみる。そして、先述のように、1101 と 1500 の遺物は、これよりさらに遡ると考えられる。

(2) 創建期以後の鑑瓦の変遷

以下では、創建期に使用された複弁六葉蓮華文鑑瓦に後出する鑑瓦について、その変遷を検討しておく(第 13・16・17 図)。

a) 重弁八葉蓮華文鑑瓦—手描き重弧文字瓦

重弁八葉蓮華文鑑瓦については、文様の祖形となる多賀城の瓦当文様、とくに多賀城 I 期の初期の鑑瓦にみられる中房の楔形の外周蓮子を忠実に模倣している点から、重弁八葉蓮華文鑑瓦のなかでは 1122 と 1120 が古く位置づけられる。1120 の周縁にみられる X 字状浮文は、前段階の複弁六葉蓮華文鑑瓦のそれを継承したものとみられ、また瓦当側面に範端の立ち上がりの圧痕がみられることから、X 字状浮文を表現するため、範形も含めて創建期のそれを継承したものであろう。この点は、1120 を創建期の直後に位置付ける根拠

となる。1120 と 1122 の先後関係は決め難いが、1122 は蓮弁・子葉の反り上がりが強いこと、1120・1121 には弁の稜線の形骸化とみられる細隆線がみられることから、1122 より 1120 がやや後出するとみたい。これらは多賀城所用瓦の文様を取り入れつつ、範の形態や文様の一部に、前段階から存在した複弁六葉蓮華文の要素を取り入れて成立したものと考えられる。

多賀城跡出土の重弁八葉蓮華文は、文様の細部の特徴から検討が行われ、中房の特徴については、外周蓮子が楔形で蓮子間に間弁状の区画があるもの→外周蓮子が楔形で蓮子間の区画が隆線となるもの→外周蓮子が楔形で蓮子間の区画がなくなるもの→外周蓮子が珠点となるもの、の順に変遷したと考えられている。Ⅰ期はすべて外周蓮子が楔形もしくは楕円形で、蓮子間に区画のあるものは一部に限られ、他は区画のないものである。Ⅱ期は一部に外周蓮子楔形のものがあり、多くは珠点となる。蓮子間の区画はない。

1120・1121 が時期的に近接すると考えた場合、1120 を多賀城Ⅰ期所用瓦の模倣とし、蓮子が珠点である 1121 は前段階の複弁六葉の継承とすることが可能である一方、1120・1121 を多賀城所用瓦に、中房蓮子が珠点による 1 + 4 が出現するⅡ期以降に位置づける考えも成り立つであろう。

ただし、これらに組み合う宇瓦は手描き重弧文、女瓦は桶巻作りで分割後に 2 次叩きを施しており、こうした技法は多賀城Ⅰ期の中でも早い段階に用いられた技法と一致することから、重弁蓮華文鑑瓦はいずれも多賀城Ⅰ期に併行するものと考えておく。

b) 単弁八葉蓮華文・重圏文鑑瓦

単弁八葉蓮華文鑑瓦については 1140・1141・1150・1151 の 4 種がある。このうち、中房に蓮子の表現のある 1140 がやや古い可能性がある。これらは、瓦当文様の全容が比較的わかっている 1150 でみると、弁央の隆線がなく、蓮弁・子葉ともに先端が丸みをもつこと、弁区に対して中房が小さいこと、蓮弁を包み込むように表された間弁などから、多賀城 211 や 431 に似る。

なお、1141 も単弁蓮華文であるが、蓮弁に縁取りを伴い、間弁が中房につかない部分があって、こうした特徴は先の多賀城にはみられず、山田寺系の鑑瓦にみられることから、文様上、他の単弁八葉蓮華文とは別系譜の可能性はある。しかし、1141 は 1140 などと同様に瓦当側面に補足の叩き締めを行っており、技法面からみて、多賀城のそれと共通することから、他の単弁の型式と近接する時期とみておきたい。

重圏文鑑瓦については、1160・1161・1162 の 3 種がある。このうち、1160・1161 は面径や文様表現が似ているのに対し、1162 は面径が大きく圏線も太く、文様表現は異なる。1161 では範端の立ち上がる範形であったことが確認でき、また文様の中心にみられるナデ痕跡は、本来は芯が存在しており、これを指ナデで消し去ったものとみられる。

重圏文鑑瓦の類例を周辺で探せば、多賀城に 240・241・242・243 の 4 種が知られ、他に伊治城跡、陸奥国分尼寺などに例がある。多賀城・伊治城の例は、圏線が平行する 2 本の凸線で表現された複線二重圏文であり、文様表現が異なる。しかし多賀城例 4 種はいずれも範端の立ち上がる範を用いている。また、このうち 240 は、範の中心に半球状の芯が表現されているが、これをそのまま残すもの (a) と、ナデにより消し去るもの (b) があり、後者の手法は 1161 と共通する。陸奥国分尼寺の例は、平板で大きな中房や、単位の不透明な圏線表現である点が、関和久上町の例に近いが、側面に補足の叩き締めはない。

1160・1161には、男瓦部凸面から瓦当側面にかけて、補足の叩き締めを行った縄叩き目が残る。これは、先述のように、借宿廃寺で出土した1141や、1140ないし1150とみられる破片にも認められる。男瓦の接合時に補足の叩き締めを行う工程を伴った技法は多賀城出土の鑑瓦に一般的にみられ、文様面・技法面ともに多賀城からの系譜と捉えられる(註10)。

上述した、単弁蓮華文鑑瓦と重圏文鑑瓦の祖形とみられる多賀城の鑑瓦は、ともに多賀城の遺構期区分におけるⅡ期に位置づけられるものであり、白河郡衙遺跡群出土の例も、これと近接する時期のものと考えてよいであろう。

c) 下野国芳賀郡系の細弁蓮華文鑑瓦

細弁蓮華文鑑瓦1180は、文様表現が著しく在地化しているが、相接する細い蓮弁の表現や16弁という弁数から、複弁八葉蓮華文が単弁化したものである。全体に平板な文様で、凸線で表現された弁端の尖る蓮弁やV字形の間弁、外区の鋸歯文の特徴や二重の圏線区画による中房、1+8の蓮子構成などから、栃木県大内廃寺・堂法田遺跡など下野国芳賀郡内の寺院・官衙、および下野国府(212型式)や国分尼寺(24型式)で用いられた「芳賀郡式」鑑瓦に酷似する(註11)。

d) 年代について

以上のように、白河郡衙遺跡群の瓦は、川原寺系の瓦群による創建の後、陸奥国府系の重弁八葉蓮華文・単弁八葉蓮華文の各鑑瓦、陸奥国府・国分寺系の重圏文鑑瓦、下野国芳賀郡系の1180が存在する。

陸奥国府系の祖形となる多賀城各期の瓦の年代については、議論が分かれるものもあるが、養老4年(720)の蝦夷反乱を契機として、同5年から造営が開始され、神亀元年(724)に完成したとする説(平川1993・熊谷2000・今泉2001・進藤ほか2010)に従えば、Ⅰ期の初期の段階は8世紀第1四半期の末となり、白河郡衙遺跡群の1121など重弁八葉蓮華文鑑瓦の上限は、この年代に押さえられる。また、Ⅱ期は藤原朝鑑による修造が天平宝字6年(762)に完成し、宝亀11年(780)の伊治公皆麻呂の乱を下限とするから、1150など単弁八葉蓮華文鑑瓦は、8世紀第3四半期の中に収まる可能性が高い。重圏文鑑瓦も多賀城Ⅱ期の重圏文より後出するとみられることから、8世紀後半であろう。

細弁蓮華文鑑瓦1180は、鑑瓦に下野国芳賀郡系の文様を採用しており、下野国分尼寺ではこの種の瓦が1-2期に用いられたとされる(大橋1997)。1-2期は750年代~780年代とされ、その前半は757年を下限とする。一方、1180と組み合わせる関和久3号窯産とみられる一枚作り・縄叩きの女瓦が関和久上町遺跡高福寺地区SI151 竪穴住居跡のカマド材として使用されており、同住居跡の床面上から出土した栗圀式期の土師器杯・甕の年代から8世紀前半と考えられている。下野国芳賀郡の例と同文の1180も8世紀の中頃に位置づけ、第2四半期に遡るとみておく(註12)。

なお、以上の年代観は、主に関和久上町遺跡で確認された竪穴住居跡での女瓦と土器との共伴から、大勢として8世紀末以前に生産を終了したとされる点とも合う(福島県教委1994)。

3. 消費地での瓦の出土状況と組み合わせ

これまで、白河郡衙遺跡群における軒先瓦の種類や系譜・変遷・年代などについて考察

した。以下では、まず男瓦・女瓦を含めたセット関係を明らかにするため、3遺跡での出土状況を検討したい。また、これらの瓦は各遺跡で一様に出土するわけではなく、ここで把握されたセット関係に基いて、3遺跡における出土の多寡を分析することで、瓦葺他建物の造営の実態に迫ることができるものと思われる。

まず**第4表**は、白河郡衙遺跡群の各遺跡・各地区での瓦の出土の有無を型式毎にまとめたものである。あくまでも現状のものであり、新資料の追加によって修正の必要な部分も出てくるであろう。しかし、この表から、各遺跡で共有する型式がある一方、特定の遺跡で出土しない一部の遺跡でしか共有されないものが存在していることや、地区毎の出土瓦の構成に偏差が存在することが明らかである。

3遺跡で共通する瓦が出土していることは、その造営や補修に共通して携わった主体が存在することを示す。関和久上町遺跡では、軒先瓦や男・女瓦のほとんどの型式を網羅しているが、関和久官衙遺跡や借宿廃寺では、一部の型式しか出土していない。また関和久上町遺跡と関和久官衙遺跡は、女瓦の多くの型式を共有するのに対し、借宿廃寺とは、主に叩き板において、異なる型式の瓦が出土している点が注目される。逆に、借宿廃寺では、関和久官衙遺跡・関和久上町遺跡と叩き板の異なる女瓦が多く出土する傾向があると言える。

叩き板の違いは道具の違いであり、それを保管した瓦屋の違いや、使用した工人の違い、あるいは造瓦組織の違いなど、背後に存在した何等かの差異を反映したと考えられる。一方、凸面にナデ・ケズリを施すものの多い男瓦や女瓦 I a 類、縄叩きを施す I d・II d 類は各遺跡に共有されるが、これらは叩き板による分類が困難であり、背景にある差異は見えにくい。しかし、女瓦 I a に伴う重弧文は、先の分析で明らかにしたように、地区毎の工人差や時期差が存在している。II d も同様に、軒先瓦の複数の型式に伴うことからみて、こうした違いが背景には存在したものとみられる。

以下では、白河郡衙遺跡群を構成する諸施設、すなわち郡衙正倉である関和久官衙遺跡明地地区、館とみられる同中宿・古寺地区、官衙中枢施設とみられる関和久上町遺跡、および郡衙周辺寺院である借宿廃寺の各消費地における出土瓦の構成比を地区毎に検討する。そのことを通して瓦のセット関係を把握するとともに、各施設で出土瓦の様相をみる。

(1) 関和久官衙遺跡での瓦の出土比率と組み合わせ

第5表は、正倉である明地地区と館と推定される中宿・古寺地区の軒先瓦の出土数をまとめたものである。正倉である明地地区から出土したものは、鑑瓦は 1100 が 6 点、1101 が 4 点、1110 が 3 点で、以上の複弁六葉蓮華文鑑瓦を合わせると、出土鑑瓦の 80%以上を占める。他に単弁八葉蓮華文の 1140・1151・1180 が各 1 点出土している。

宇瓦は 1500 が 26 点で 86.7%を占め、複弁六葉蓮華文鑑瓦の出土数と対応することから、これらが組むことは疑いのないところであろう。他に 1510・1520 が各 1 点、1560 が 2 点出土している。

一方、中宿・古寺地区では、軒先瓦の出土が全体に少ない。鑑瓦は 1180 が 1 点出土しているのみ、宇瓦は 1500 が 5 点でやや多く、1540 が 2 点でこれに次ぎ、1510・1560 が各 1 点の出土である。

男瓦・女瓦については、報告書で構成比が示されているが、改めて集計を試みた（第6

表) (註 13)。

男瓦は、関和久遺跡の報文では粘土板巻き・粘土紐巻きの別が小片での区別が難しいことから一括して集計されている(福島県教委 1985)。筆者も検討を試みたが、識別はやはり困難であったため、同様に扱った。凸面にナデを施す男瓦が出土数の 90%以上を占め、縄叩き目を残す型式が少量入る結果は、報告書と同じである。

女瓦は桶巻き作りで凸面にナデ・ケズリを施す I a1~4 類(報告書 I 類)が全体の 70.1%を占め、凸面布目の III 類(報告書 II 類)が 11.3%、凸面に格子叩き目を残す I c1~4 類(報告書 III 類)が 2.8%、一枚作りで凸面に縄叩き目を残す II d 類(報告書 V 類)が 11.6%、桶巻き作りで凸面に平行叩き目を残す I e 類(報告書 VI 類)は 3.6%である。なお、桶巻き作りで凸面に縄叩き目を残す I d 類(報告書 IV 類)は 1 点のみ出土と報告されているが、確認できなかった。

地区別にみると、正倉院である明地地区では女瓦 I a1~4 類が 80%以上を占め、複弁六葉蓮華文鑑瓦・重弧文字瓦の比率に対応することから、これらの瓦が正倉建物に主体的に葺かれた瓦であったとみてよい。

また、凸面布目の女瓦 III 類は 11.3%と定量の出土がみられる。組み合う男瓦は粘土板巻き作りで凸面にナデを施す I a 類のなかに、女瓦 III 類と同様に金雲母を含むものがあり、組み合わせを想定できる。伴う軒先瓦については後述する。

一方、少量の出土であるが、一枚作りで縄叩きの女瓦 II d 類がみられ、これには同じ縄叩きを伴う宇瓦 1560 が組むものと思われる。また、鑑瓦は単弁八葉蓮華文鑑瓦 1140・1151 が各 1 点出土しており、これらに組み合うものと思われる。借宿廃寺では、範種は不明ながら単弁八葉蓮華文鑑瓦のいずれかとみられる破片に、瓦当部と男瓦の接合を行った後の補足の叩き締めを行ったとみられる縄叩き目が瓦当側面にみられることから、この種の鑑瓦には縄叩きが伴ったと考えられる。また関和久上町遺跡の出土例から、1150 に伴う男瓦は粘土紐巻き作り有段の II Ba②である。従って、鑑瓦 1140・1151、宇瓦 1560、男瓦 II Ba②・II d 類、女瓦 II d 類のセットを想定できる。

中宿・古寺地区では、女瓦 II d1~3 類が最も多く 44%と半数近くを占め、I a1~4 類、III 類も定量認められるというあり方を示すという結果となった。一枚作りで凸面縄叩きの II d 類が多い点が中宿・古寺地区の特徴と言える。関和久 3 号窯の調査結果から、鑑瓦 1180、宇瓦 1540、男瓦 II Aa・II Ba 類、女瓦 II d 類の組み合わせが確定している。従って II d1~3 類は中宿・古寺地区で唯一出土している鑑瓦 1180、2 点の出土がみられる 1540 とともに、同地区の所用瓦として生産された可能性が高い。

一方、同地区では、女瓦 I a 類が 22.8%、III 類が 11.4%で、両者合わせて 30%を超え、定量の出土がみられる。宇瓦 1500 が多く出土している事実も、これと対応するものであろう。従って、中宿・古寺地区では、重弧文字瓦の段階に瓦葺建物が造営された可能性がある。しかし、これに後続する 1180 をはじめとするセットは、女瓦の出土比率からみて補修ではなく、このセットによる新たな瓦葺建物の造営が行われたことが推測される。

なお、男瓦：女瓦の比率は、明地地区では破片数で 1 : 1.9、偶数で 1 : 1.3 である。男瓦に対し女瓦の数が少なく、総瓦葺の比率と判断される。この点は、主体となる I a 類の隅切女瓦の出土からも確認できる。総瓦葺きで女瓦 3 枚重ねの場合には、男瓦 1 に対し女瓦 2~2.5 とされ、破片数による場合はこれに近い数値となる。一方、偶数では女瓦が 1.3

と少ない傾向にあり、葺足が短い可能性が指摘できる。また、中宿・古寺地区では、破片数で1:2.3、偶数で1:1.8であり、総瓦葺き3枚重ねの値を示す。

(2) 関和久上町遺跡での瓦の出土比率と組み合わせ

第7表は、関和久上町遺跡出土の軒先瓦の出土数をまとめたものである。白河郡衙遺跡群で出土する軒先瓦のほとんどの型式を網羅している点が、上述した関和久遺跡や後述する借宿廃寺との顕著な違いである。各型式とも10点に満たない出土数であり、そのなかでの出土の多寡が、実態を反映したものかどうかは疑問が残る。しかし、積極的に評価すれば、文様上からもセット関係が明らかな川原寺系の複弁六葉蓮華文鑑瓦(1100・1101・1102・1110・1111)とロクロ型引き重弧文字瓦(1500)、多賀城系の重弁八葉蓮華文鑑瓦(1120・1121・1122)と手描き重弧文字瓦(1520)、細弁蓮華文鑑瓦(1180)と珠文縁鋸齒文鑑瓦(1540)は、ほぼ対応する出土比率であることが分かる。そのなかで、特に多賀城系のセットが多い点を、関和久上町遺跡の特徴として指摘できるであろう。

また複弁六葉蓮華文鑑瓦は現在知られている5種の範がすべて出土しているが、そのなかで1101が1100より多い点が注意される。これに組み合う宇瓦は1500であるが、本遺跡で出土するものは瓦当厚・顎長が共通する特定の型式に限られる点は先に述べた。本遺跡出土の1500は、いずれも胎土が精良・緻密で、堅緻・須恵質の焼き上がりであり、1101と共通することから、1101と1500が組み合っただと考えられる。

次に男瓦・女瓦についてみると、報告書では遺構内から瓦が比較的まとまって出土したSD94溝の分析結果が示されている。これによれば、女瓦総数188点のうち、Ia類(辻分類第I類)が29%、III類(同第II類)が32%、II d類(同第V類)が19%、I e類(同VI類)が3%となっており、凸面布目のIII類が相対的に多い。

筆者も今回、報告書掲載分の遺構内・遺構外出土瓦、SD94溝出土瓦の報告書掲載・未掲載含むすべて、および2トレンチ出土瓦のすべてについて集計を行った(**第8表**)(**註14**)。

第8表をみると、女瓦では桶巻作りで凸面にナデ・ケズリを施すIa類が33.9%、凸面布目のIII類が25%、凸面に格子叩き目を残すIb・Icが17.9%、一枚作りで凸面に縄叩きを施すII d類が12.3%であり、全体の中でIII類の占める比率が高い点、他の各型式が定量認められる点など、SD94溝の分析結果と符号する。この点について、辻秀人氏は関和久遺跡中宿地区の組成との共通性を指摘している(福島県教委1992)が、先述のとおり中宿地区ではII d類が多い点で本遺跡とは異なる。本遺跡では特にIII類が多い点が、他遺跡にない特徴と言えよう。

瓦のセット関係については、複弁六葉蓮華文鑑瓦に5種の範があり、これらを合わせると出土鑑瓦の37%を占める。ロクロ挽き重弧文字瓦は全体の35%で、比率はこれにほぼ対応する。その中で、さらに憶測を加えれば、1101は本遺跡で出土がやや多く、1500は本遺跡では瓦当厚3.5cm前後、顎長7cm前後の型式に限定されること、両者は胎土が精良・緻密で、須恵質の堅緻な焼き上がりも共通することから、両者は本遺跡を主たる供給先として製作された型式であった可能性が高い。

女瓦はIaが、出土数の33%を占め軒先瓦のそれと対応する。また、先述した関和久遺跡明地地区や、後述する借宿廃寺の例からも、Ia類がこれに組み合うとみてよい。男瓦はIaと考えられる。

なお、後述する借宿廃寺では、1500に伴う女瓦は縄叩き目を伴うⅠdもあり、本遺跡でも女瓦Ⅰdは少量ながら認められることから、Ⅰdも1100に組むと考えられる。

次に、多賀城系の重弁八葉蓮華文鏡瓦は、3種の範で出土鏡瓦の37%を占める。組み合う宇瓦は、瓦当面の手描き重弧文や顎面文様から多賀城系の1520であることは明らかである。この点は、出土比率からも首肯できる。女瓦は、1520の女瓦部にc3ないしc4の叩き目がわずかに残るものが確認できること、顎部の剥離した資料にc1の叩き目が観察されるものがあることから、Ⅰc1とⅠc3ないしⅠc4類は確実であろう。これらの女瓦は、Ⅰc1c3にみられるように、桶巻作りで成形し分割した後に、2次叩きを施す製作技法がみられ、軒先瓦の瓦当文様とともに、多賀城のその影響を受けたものと考えてよい。これに加え、女瓦Ⅰb1、Ⅰc2も叩き目の重複がみられるものがあり、これも同様に考えると、これらも多賀城系のセットに含まれる可能性がある。ただし、以上の瓦を合わせても軒先瓦のそれに比べて出土比率が少なく、さらに別の種類の女瓦もセットなる可能性と、葺葺などの形で使用された結果、相対的に軒先瓦の比率が高くなった可能性がある（註15）。

多賀城系の瓦群に後出する軒先瓦として、鏡瓦1150・1160・1161・1180と、宇瓦1540・1560がある。これらは、いずれも1、2点の出土で、補修用の瓦とみられる。1150・1180は粘土紐巻き作り有段で凸面ナデの男瓦ⅡBa類、1161は粘土板巻き作りのⅠa類が伴うことが判明している。

また、1150と同系の単弁八葉蓮華文1140や重圏文の1160の瓦当側面にみられる補足の叩き締め痕跡から、これらの鏡瓦には縄叩きが伴うことが判明している。先述した関和久官衙遺跡では重圏文宇瓦の出土は今のところなく、単弁蓮華文鏡瓦と1560がともに出土していることから、1150と1560が組み合うとみられる。女瓦は一枚作りで縄叩きを伴うⅡdが組む。1180は関和久3号窯のセットから、1540、女瓦Ⅱdと組む。

出土比率からも、女瓦Ⅱdと男瓦Ⅱaが対応するとみてよく、客体的な在り方を示す。ほかに、粘土紐巻き作りで凸面に縄叩き目を伴う男瓦Ⅱd類も少量みられ、これらのセットに含まれると考えられる。

なお、男瓦：女瓦の比率は破片数で1：1.7、偶数で1：1.5となり、総瓦葺きの値である。ただし、女瓦3枚重ねにしては女瓦の比率が少なく、葺き足が短いことが想定できる点、中宿地区の傾向と一致する。発掘調査では女瓦Ⅰb1・Ⅱdの隅切瓦が出土しており、また報告書未掲載資料のなかに女瓦Ⅰaの隅切瓦を確認したことから、総瓦葺きの建物が存在した可能性が高い。時期の異なる複数の型式に隅切女瓦が存在することから、総瓦葺きの建物が複数時期にわたって造営されたことが推定できる。

関和久上町遺跡では今のところ、掘立柱建物しか見つかっていない。未調査部分に礎石建物の存在する可能性は残るものの、掘立柱建物で瓦葺きの施設が存在した可能性もある。掘立柱建物は礎石建物に比べ耐用年数が短く、建て替えの頻度も高かったことが推定でき、その結果、瓦の葺き替えも頻繁に行われたことが、多くの型式が使用される結果となった可能性もあろう。また、男・女瓦の比率から想定される葺き足の長さ、本遺跡所用の可能性の高い1101の面径が小さく瓦当厚が薄いことなどは、荷重を軽くするための工夫であったかもしれない。

（3）借宿廃寺での瓦の構成比と組み合わせ

白河市史で資料化・公表された岩越コレクションと、近年の市教委による範囲・内容確認調査で出土した軒先瓦の出土数を第 10 表にまとめた。

鑑瓦では最も古く位置づけられる 1100 が表採・発掘調査ともに最も多く、出土数の半数以上を占める。1111 の出土数がこれに次ぎ、この 2 者で出土鑑瓦の 8 割を占める。先述のように、1100 は瓦当部の作りに工人差とみられる A～C の手法がある。なお、表採資料に 1101・1110 が少量みられる。

これらに組み合う宇瓦は、出土数の 9 割を占める 1500 である。1500 の女瓦部は桶巻作りで、凸面にナデや縦位のハケ目のみられる女瓦 I a 類、斜格子叩き目のみられる女瓦 I c7 類、縦位の縄叩き目を伴う女瓦 I d1 類が伴う。このうち女瓦 I c7 類については、c7 の斜格子叩きと I f1 類の桐実文叩きが重複する資料があることから、I f1 類もこのセットに含まれる。ただし、こうした叩き目の重複が、関和久・関和久上町でみられるような 2 次叩きを示すものと考え、同遺跡の 1520 に伴う女瓦 I c1c3 類と共通することから、後出的な要素と言える。複弁六葉蓮華文鑑瓦 1111 は、中房蓮子を竹管の刺突により円文で表現するものがあり、こうした施文は 1520 の一部にもみられることから、1111 の年代は 1520 の時期まで遅れる可能性がある。また、1500 のうち、顎面に c7 の叩き目が観察されるものは、顎面の調整が省略された後出的なものとして捉えられる。なお、1111 には赤焼きのものも多く、これと共通する焼き色のみられるのは女瓦 I a のほか、I c6 類があり、これらが組み合う可能性がある。

男瓦は、女瓦と同様の縦位のハケ目がみられる I Aa4 類が女瓦 I a4 に組み合う。このほか、凸面にナデを施す I Aa1・2、縦位の縄叩き後に叩き目を擦り消す I Ada など粘土板巻き作り無段の男瓦も、一連のものとしてみられる。また、粘土板巻無段で紐作りの II Aa 類が男瓦のなかで定量の出土があり、砂粒の多い粗雑な胎土が 1100 の一部と共通する。女瓦 I a4 にも粘土紐桶巻作りのものが確認でき、粘土紐素材を用いる工人の存在が想定されることから、II Aa 類もこのセットに含まれるとみておきたい。

単弁八葉蓮華文鑑瓦 1140 には、側面にみられる縄叩き目から、同じく縄叩きを伴う女瓦は II d が組み合うものと思われる。男瓦は、粘土板素材か粘土紐素材か不明ながら、縄叩き目をそのまま残すものが散見され、岩越コレクション中に同様の特徴をもつ有段の男瓦があり (Bd)、これらが 1140 に伴うとみてよかろう。関和久上町遺跡で出土した 1150 とみられる破片に男瓦部を残す資料があり、これと同様とすれば男瓦は紐作りで有段のものが伴う。宇瓦は、他遺跡の事例から 1560 が伴う可能性が高いが、本遺跡では出土していない。

ほかに、鑑瓦 1120・1121 が表採で得られているが、他遺跡の例からこれに組み合う宇瓦 1520 は借宿廃寺では出土していない。借宿廃寺には、セット関係を崩して供給された補修瓦とみておきたい。

なお、男瓦・女瓦の構成比は今後の課題としたいが、試みに報告書掲載の資料を集計したのが第 11 表である。もとより数量比の正確な実態を反映したものではないが、女瓦のなかで I a 類が多数を占めることは、鑑瓦 1100・宇瓦 1500 が軒先瓦のなかで圧倒的多数を占めることと対応する。また、金堂と塔での出土状況を比較すると、金堂では女瓦 I a 類が多いのに対し、塔では I a 類よりも後出する型式の出土が多い傾向をみてとれる。金堂が先に造営され、続いて塔が建設された可能性を示唆している (註 16)。

(3) 小結

郡衙正倉である関和久官衙遺跡明地地区、館と推定される中宿古寺地区、郡庁の可能性を含む官衙の中核施設とみられる関和久上町遺跡、および郡衙周辺寺院である借宿廃寺の瓦について、施設毎に出土瓦の構成比を確認し、セット関係を検討した。それをまとめると第13表のようになる。

I 群

まず、複弁六葉蓮華文鏡瓦(1100・1101・1102・1110・1111)、重弧文字瓦(1500・1510)に代表される瓦群をI群とする。男瓦は粘土板巻き作り無段で凸面にナデ・ケズリを施すI Aa類が多いが、粘土紐素材のII Aa類も一部に含まれる可能性が高い。また、女瓦は桶巻き作りで凸面にナデ・ケズリを施すI a類である。多くは粘土板素材であるが、I a4類に粘土紐素材のものが少量あり、男瓦のあり方と対応する。このほか、重弧文字瓦1500の女瓦部や顎面、顎部剥離面などに観察される叩き目から、I d類、I c7類、I f1類がこれに含まれる。

さて、女瓦III類については、その特徴的な製作技法が注目され、川原寺式の軒先瓦に伴って認められる事例が多いことが指摘されてきた。女瓦III類はI群の瓦も出土するかに沢窯跡で焼成されていることから、I群に含まれる可能性がこれまでも指摘されていた。しかし女瓦III類は、先述のように関和久上町遺跡において定量の出土がみられるが、同遺跡の1500ほかに見られる精良・緻密な胎土で須恵質な焼き上がりのもとは異なることから、どの瓦群に含まれるか明確でなかった。

ここで、関和久上町遺跡の1500に特に顕著にみられる特徴として、瓦当側面を凹面側と凸面側から深く面取りして断面剣先形にする点が挙げられる。これはIII類の側縁にも共通してみられ、他の平瓦にそうした特徴が見られるものはないことから、III類はI群に含まれる可能性が高いと考える。

II 群

次に、多賀城系の重弁八葉蓮華文字瓦(1120・1121・1122)、手描き重弧文字瓦(1520)に代表される瓦群をII群とする。女瓦は、1520の女瓦部や顎部剥離面に確認できる叩き目から、I c1類・I c3類は確実である。I c1・I c3類は粘土紐素材の桶巻き作りで、これらの女瓦は分割後に2次叩きの工程を伴い、これも多賀城の影響とみられる。同様に叩き目の重複する粘土板素材のI b1類・I c2類も、この時期のものと思われる。男瓦は不明であるが、女瓦のあり方から、粘土紐素材のものと、粘土板素材の両者が存在する可能性が高い。

III 群

細弁蓮華文鏡瓦1180、唐草文字瓦1540に代表される瓦群で、関和久3号窯の事例から、男瓦II Ba①類、II Ada類、女瓦II d類が伴うことが確定している。

IV 群

単弁八葉蓮華文鏡瓦1140・1150・1151、無文字瓦1560に代表される瓦群である。関和久上町遺跡で出土する1150は粘土紐巻き作り有段の男瓦で、段部の凹面側に屈曲のないものが伴うことが判明しており、II Ba②類は確実である。また借宿廃寺の1140とみられる資料の側面に、補足の叩き締めによる縄叩き目が確認でき、こうした手法は多賀城からの

技術系譜と考えられることから、女瓦も縄叩きを伴う一枚作りのⅡd類と考えられる。なお、借宿廃寺では有段で凸面に縄叩き目がみられるBd類がみられ、これも本群に含まれる可能性がある。

V群

重圏文鏡瓦1160・1161・1162に代表される瓦群である。1161には粘土板巻作りで凸面にケズリを施す男瓦Ⅰa2が伴うことが判明している。また、側面に補足の叩き締めによる縄叩き目が1160・1161にみられ、女瓦はⅡd類の可能性が高い。

なお、女瓦Ⅱdは凸面が縄叩き目であるため細分が難しいが、Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ群に伴うこととなり、将来的には女瓦Ⅱdの細分を行う必要がある。

各群の使用状況

これまで、関和久官衙遺跡の明地地区と中宿古寺地区、関和久上町遺跡、借宿廃寺といった施設毎の瓦の構成比をみてきた。諸施設での瓦の出土状況は、各施設で同じ特徴をもつ瓦が共有されているが、その構成比は施設毎に異なる。各瓦群は、補修期のものを除くと、それを主体的に出土する施設が存在しており、その施設の所用瓦として生産・供給されるとともに、その一部が他の施設の補修用にも用いられたと考えられる。

各瓦群の年代は異なるから、各施設の瓦葺建物の造営時期の違いを反映して、主たる供給先を想定した生産が行われたと考えてよい。このうちⅠ群の瓦は各施設で出土することから、各地区での寺院ないし官衙の創設に伴い、1100をはじめとする同範の鏡瓦が製作されたと考えられる。しかし、その場合にも、1100・1500の分析でみたように、その製作には施設毎に型式差が存在することから、諸施設の造営にあたり、施設毎にその都度、瓦工が編成されたとみられ、順次、施設の造営が進められたと考えられる。

Ⅰ群による造営が一段落した後、Ⅱ群が関和久上町遺跡の官衙施設を主たる供給先として生産され、さらにこれに後続して、関和久官衙遺跡中宿古寺地区の官衙施設の造営に伴ってⅢ群が生産されたと考えられる。Ⅳ群は、これらの施設の補修用の瓦であり、関和久遺跡明地地区・関和久上町遺跡・借宿廃寺に供給された。Ⅴ群も出土量が少ないことから補修瓦であり、関和久上町遺跡でしか出土しないことから、同遺跡所用に生産されてものであろう。

IV. 瓦群と遺構変遷の対応

これまでみてきた瓦群の変遷は、白河郡衙遺跡群を構成する寺院・官衙の造営過程や変遷と対応すると考えられ、各施設の遺構変遷と整合的に理解することができる（第4・6図、第1・14表）。

Ⅰ群の瓦は、借宿廃寺の寺院、関和久官衙・関和久上町の各官衙施設で出土し、それぞれ施設で創建瓦として使用された。そのなかで、そのなかで瓦当部A手法の1101と1500および平瓦Ⅲ類などが生産・供給された関和久上町遺跡の官衙施設が、もっとも早く造営に着手されたと考えられ、第1期の一本柱列により区画された官衙施設（SB40・SA42など）が造営された。また関和久官衙遺跡中宿・古寺地区出土の1500は、関和久上町遺跡

で限定的に出土する 1500 と同工品であり、両遺跡での官衙創設は、ほぼ同時期とみられる。この時期は中宿・古寺地区の A 期建物にあたり、9 間以上×2 間の長大な建物(SB111)が造営されている。このような長舎構造を建物も官衙の中核施設とみられ、本建物に瓦葺を想定することが可能であろう。

その直後か一部重なる時期には 1101 と同文の 1100 が、A 手法をもつ瓦工によって生産され、借宿廃寺に供給されたと考えられる。借宿廃寺では、まず金堂から造営に着手されたと推定され、次いで塔、これに遅れて講堂が造営された。その過程に 1100 (A・C 手法)→1111 の変遷が対応する。

関和久官衙遺跡明地地区の正倉も、遺構変遷のうちⅡ期になると、前段階であるⅠ期の掘立柱式の正倉建物から、多くが礎石式の正倉に建て替えられ、こうした正倉の高質化に伴って瓦葺化も行われたと考えられる。その時期は、1100 の範傷進行の状況から、借宿の寺院・関和久上町の官衙施設などよりやや遅れるとみられる。関和久官衙遺跡中宿・古寺地区や関和久上町遺跡での官衙創設にくらべ、明地地区の正倉だけが先行すると考えるよりは、同地区のⅠ期を中宿・古寺地区、関和久上町遺跡の官衙創設期に対応させ、正倉が礎石建物化・瓦葺化したⅡ期をこれより遅れる時期とする方が、より蓋然性が高いであろう。従って明地地区のⅡ期正倉の造営と瓦生産が行われた年代は、8 世紀に入る可能性が高い。1100 以後も、後出的な 1110 が供給され、順次、造営が行われたと考えられる。Ⅰ群の瓦は、次に述べるⅡ群の瓦と、文様や技法に共通点があることから、その生産時期の一部は重なると考えられる。

Ⅰ群の瓦に後続するⅡ群の瓦は、多賀城創建期との関わりから 8 世紀第 1 四半期の末を上限とする。生産は第 2 四半期に入る可能性が高い。しかし多賀城系の瓦当文様や女瓦の 2 次叩きなど外来の技法とともに、1120 の X 字状浮文や範端の立ち上がる範形、女瓦 I c1・I c3 の粘土紐巻作りなど、在来のⅠ群の技法を継承したとみられる要素があり、Ⅰ群との大きな時期差は想定できない。Ⅱ群の瓦は、主に関和久上町遺跡で使用されており、年代からは同遺跡の第 2 期に対応する。この時期は、身舎 7×2 間で南廂をもつ SB50 が造営されており、Ⅱ群はその所用瓦として生産・供給されたと考えられる。SB50 は 3 回の建て替えにより 4 時期の変遷があり、区画施設なども第 2 期以降、ほぼ踏襲されて変遷する。この時期に、前段階の施設を大きく改作・整備した新たな官衙施設が造営された可能性が高く、これに伴ってⅡ群の瓦が生産・供給されたと考えられる。

Ⅲ群は、関和久官衙遺跡中宿・古寺地区での瓦の出土数が 400 点あまりと少ないなかで、出土女瓦の 4 割以上が一枚作りで縄叩きのⅡd 類であり、この地区の建物に主に供給された瓦であった可能性が高い。Ⅱd 類は、Ⅳ・Ⅴ群にも組合ったと考えられるが、当地区ではⅣ・Ⅴ群の軒先瓦が出土していない一方、1180・1540 のセットが出土しており、これに伴う瓦群がこの地区に葺かれた可能性が高い。8 世紀中葉を上限とする先の年代推定が正しければ、8 世紀中頃に比定されている B 期建物に葺かれた可能性が高い。B 期には、前段階の長舎構造の施設が廃絶し、一本柱塀で区画された間仕切りを伴う掘立柱建物 SB91 を中心とした、館と推定される掘立柱建物群が新たに成立しており、この時期に一新された官衙施設の造営に伴って、Ⅲ群の瓦が生産・供給されたと考えられる。

Ⅳ・Ⅴ群は、以上の各官衙施設のなかで、出土量において客体的であり、それらの施設の補修瓦とみてよい。Ⅳ群の鑑瓦には 1140・1150・1151 の 3 種が知られるが、1140 は関

和久明地地区・借宿廃寺、1150 は関和久上町遺跡、1151 は関和久明地地区で出土しており、筈によって供給先が違っていた可能性がある。しかしこれらに文様や技法上の差は見せず、I 群の時と同様、各施設を同じ一連の瓦群で補修したと考えておきたい。V 群は今のところ、関和久上町遺跡でのみ出土しており、関和久上町遺跡所用の補修瓦と考えられる。

IV・V 群は、多賀城Ⅱ期を上限とする 8 世紀後半、その中でも第 3 四半期の範囲に収まるとみられる。関和久明地地区ではⅢa 期にあたり、この時期に正倉院内に新たに側柱建物の配列が加わるなど、院内の建物構成に変化がみられる時期である。既存の礎石式・瓦葺きの正倉も、この時期に補修が行われた可能性が高い。関和久上町遺跡の官衙施設も、正殿 SB50 が同位置・同規模で建て替えられ、この時期に補修が行われたと考えられる。前段階の重弁八葉蓮華文に引き続き、多賀城の瓦に文様・技法の系譜を引く V 群が採用されたのであろう。

これらの寺院・官衙施設は、8 世紀後半以降、9 世紀にも存続したことが確認できるが、IV・V 群の後の瓦生産は明確ではない。少なくとも、それまでのような規模の瓦生産は行われておらず、以後の補修・建て替えに際しては、既存の瓦を再利用したか、瓦葺ではなくなった可能性が高い。

V. 供給瓦窯跡と需給関係 (第 14・15 図)

白河郡衙遺跡群に瓦を供給した窯跡については、そのすべてが把握されているわけではないが、現在までに知られている窯跡の様相を整理することで、白河郡衙遺跡群にかかる生産体制を理解するうえでの手掛かりを得たい。

1. 巡り窪瓦窯跡

岩越二郎氏の表採資料の注記から存在が知られる窯跡で、岩越氏により 5 点の瓦が採集されている。現在では厳密な所在はわからなくなっているが、「巡り窪」の小字は大字借宿の南に隣接する大字田島にある。桶巻作りで凸面にナデ・ケズリを施す女瓦 I a1～3 類と、縦位の縄叩き目をもつ女瓦 I d1 類が出土している。全容は不明な点が多いが、借宿廃寺に近接すること、関和久遺跡や関和久上町遺跡では少量しか出土しない I d1 類がみられることから、借宿廃寺跡を主たる供給先として操業した窯であったと考えられる。瓦の他に須恵器の甕も採集されており、瓦陶兼業窯の可能性もある。

2. 大岡窯跡

白河郡衙遺跡群の南西約 2 km に位置する丘陵地の奥にある。1963 年と 1984 年の 2 度にわたって発掘調査が実施されている。その結果、合わせて 3 基の窯跡が確認され、A 号窯は地下式窖窯、B 号窯はロストル式平窯、3 号窯は地下式平窯であることが判明している。瓦と須恵器が出土している、瓦陶兼業窯である。

3 号窯では鏡瓦 1100、女瓦 I a 類のほか、男瓦・塙が出土している。B 号窯出土の瓦に

は、女瓦 I a 類のほか、正方形で目の大きい格子叩き目をもつ I b1 類がみられる。

燈瓦 1100 は関和久・関和久上町・借宿の 3 遺跡で出土するが、3 号窯出土の 1100 は実見できておらず、瓦当裏面の手法は不明であり、確認する必要がある。3 号窯出土の磚は 3 遺跡で出土例がないが、磚積基壇の造営を想定すれば、掘立柱建物しか見つかっていない関和久中宿・古寺地区や関和久上町遺跡、礎石式の総柱倉庫に瓦が葺かれたとみられる関和久明地地区ではなく、借宿廃寺の造営に伴って生産された蓋然性が高いであろう。一方、女瓦 I b1 類は関和久・関和久上町で出土し、借宿では今のところ出土していない。B 号窯は関和久・関和久上町を供給先とした可能性がある。

3. かに沢窯跡

白河郡衙遺跡群の北東約 6 km の位置にある。1973 年に発掘調査が実施され、窯跡 1 基、竪穴住居跡 1 軒、瓦溜め 1 基が調査されたほか、2 基の窯跡の存在が確認されている。発掘調査された窯跡は傾斜煙道型の排煙形態をもつ地下式ないし半地下式の窖窯であることが判明している。出土した瓦は宇瓦 1500・男瓦・女瓦があり（関和久 V 1977）、主として女瓦である。

宇瓦は窯内から 1 点、近接する竪穴住居跡から 1 点出土している。後者は掲載された図でみると顎部が剥離しているが、剥離面の幅から推定して顎長は 7.5 cm 前後となる。男瓦は小片のため、詳細不明。

女瓦は I a 類、I c2 類、I c5 類、Ⅲ類が出土している。女瓦 I c2 類は関和久上町でしか出土していない型式であるが、同窯跡や関和久上町遺跡では「寺」の刻書があるものが出土している。女瓦Ⅲ類も関和久上町で出土が多いことから、関和久上町を主たる供給先として生産された可能性がある。窯内から出土した資料は、I c2 類など桶巻作り・斜格子叩きの女瓦に良好な個体がみられるのに対し、Ⅲ類は接合しない小破片で、本来、この窯跡に伴うものではなく、焼台として使用され窯体内に残されたものである可能性が指摘されている。Ⅲ類が焼台であるとすれば、I c2 類などより先行することとなろう。本窯跡では、発掘調査されたもの以外にも、2 基の窯の所在が確認されており、Ⅲ類はそれらに伴う可能性がある。

本窯跡は、出土女瓦の様相から、関和久上町遺跡を主たる供給先として操業した可能性が高い。ただし、「寺」の刻書のある I c2 については、郡衙周辺寺院である借宿廃寺を供給先と想定して製作された可能性が高いが、借宿廃寺では今のところ、女瓦 I c2 類は確認できない。本窯跡が本来、関和久上町の官衙所用瓦を生産する瓦屋であればこそ、「寺」の記銘が必要であったとも解される。

4. 関和久窯跡

関和久上町遺跡の北西に控える丘陵のすぐ裏側にあたる北向き斜面に位置しており、関和久上町遺跡との距離は 2 km に満たない。表面調査や磁気探査により、少なくとも 5 基の窯跡の存在が把握され、またそれ以外にもさらに存在したことが推定されている。発掘調査はこのうち 2 基について、関和久上町遺跡の第 2 次調査と合わせて 1983 年に実施されている。

1 号窯は半地下式の窖窯で、3 号窯より新しいことが分かっている。出土したのは男瓦

と女瓦のみである。女瓦は分厚い粗雑なつくりで、明褐色で焼きが悪い。凹面にはどの遺物にも共通して目の粗い布目がみられ、凸面は目の細かい布目を残すもの（一部端面や側面に及んでいる）、無文叩き＋ナデのもの、ナデのみのものである。また広端面・狭端面に糸切痕がみられるものがある。男瓦も女瓦と共通のつくりである。製作技法は、ブロック状の粘土を凸型台上で成形した一種の一枚作りとされるが、凸面に布目を残すものは、凹型整形台も使用された可能性があろう。主たる供給先は不明であるが、関和久遺跡で1点出土しているという。1号窯は造瓦に長じた工人の作とは言い難く、前段階の3号窯で焼成された瓦群の技術を継承していない雇人による製作であろう。1号窯の段階には、前段に存在した造瓦技法が、一旦途切れていた可能性がある。

3号窯は地下式窖窯で、鑑瓦 1180、宇瓦 1540、男瓦ⅡAa1、ⅡBad 類、女瓦Ⅱd1・2類の他、女瓦Ⅱd1類の熨斗瓦も出土し、明確なセットを確認できる。

男瓦には同じ粘土紐巻き作りで有段・無段がある。また、女瓦は凸面に単位の短い縦位の縄叩きが見られ、平面形が長方形のもの、斜位の縄叩きで平面が台形状のものがある。前者が有段の男瓦に、後者が無段のものに組む可能性が高い。両者の前後関係は不明であるが、前述したように、軒先瓦の文様や宇瓦の顎部の形状に多賀城の影響を認めるとすれば、本来的にこのセットには有段式の男瓦が組むものと思われる。一方、白河郡衙遺跡群の創建瓦であるⅠ群の男瓦は多くが無段式とみられ、本窯跡で生産された無段式の男瓦は、それらの補修用として、前段階の規格に合わせて製作された可能性もあろう。

主たる供給先を関和久官衙遺跡中宿・古寺地区とし、関和久上町遺跡にも客体的に入る。

5. 坂ノ下窯跡

西郷村に所在したことが知られる窯であるが、詳細は不明。

小結

以上、生産地の様相を概観した。供給先に近接する関和久窯跡や巡窪瓦窯跡のほか、6 km程度離れたかに沢窯跡もあり、窯場が1箇所集中するのではなく、消費地周辺に点在するあり方を示す。関和久窯跡を除き、巡窪・大岡・かに沢では、それぞれ白河郡衙遺跡群での創建期の瓦群であるⅠ群の瓦を出土している。これらの窯では、Ⅰ群の瓦のほかに、かに沢窯跡では女瓦Ⅲ類やⅠc2類、大岡窯跡ではⅠb1類、巡窪瓦窯跡ではⅠd1類が出土していることから、窯によって異なる特徴の瓦を生産したと考えられる。消費地の様相でみたとおりに、かに沢の女瓦Ⅲ類やⅠc2類は関和久上町で主に出土し、関和久窯跡で焼成されたⅢ群の瓦は主たる供給先が関和久官衙遺跡中宿・古寺地区であったと考えられる。すなわち、各施設での構成比を特徴付ける型式の瓦を、それぞれの窯で生産していたと考えられ、窯によって主たる供給先が違っていった可能性が高い。こうした生産地の分散的な在り方は、消費地での瓦の構成比からみた施設毎の独自性と対応する。

借宿・関和久・関和久上町の各遺跡で共通するⅠ群の瓦については、男瓦・女瓦ともに凸面にナデ・ケズリを施すため、特徴を捉えづらいが、各遺跡で鑑瓦 1100 や 1500 に遺跡毎の型式差を確認でき、各施設の創建が個別的に、順次行われたという消費地での分析結果と合わせると、Ⅰ群を生産していた段階から、窯毎に供給先が異なっていた可能性が高い。つまり、特定の施設の造営に伴って瓦屋が設置され、瓦の需要に対応したと考えられ

る。各施設の造営を、郡内数カ所に設置された瓦屋が分担していた可能性がある。

ただし、消費地では主たる供給先以外でも、それぞれの窯の製品が客体的に入る場合があることや、「寺」の文字瓦の出土、関和久3号窯での有段・無段の男瓦の併焼などから、主たる供給先での需要に応じながら、それ以外の施設における小規模な補修にも、発注に応じて適宜対応したと考えられる。

VI. 瓦群の変遷と造瓦体制

これまで、白河郡衙遺跡群における瓦の変遷、消費地である官衙・寺院各施設での使用のあり方、生産地である各窯跡でのあり方をそれぞれ検討した。以下では、これらの知見を踏まえ、白河郡衙遺跡群の造瓦体制をまとめる（第16・17図）。

I 群—大和川原寺系

I 群は白河郡衙遺跡群を構成する各施設において創建期の瓦群であり、複弁六葉蓮華文鏡瓦の代表される瓦群が各施設で出土する。それらは、関和久上町遺跡の官衙施設の造営を端緒として文様・技術が大和から招来され、当初、1101・1500のセットの生産が開始され、そこから派生した1100・1500により借宿廃寺が、さらに遅れて関和久官衙遺跡明地地区の正倉の瓦葺化が行われた。それら各種瓦の文様や製作技法は、全体としては各施設で共通の特徴を持っているが、生瓦の製作において、工人差や時期差に由来するとみられる若干の型式差が施設毎に存在していることから、当初に導入された技術が継承されながら順次造営が進められていった結果、施設毎に型式差が生じたものと考えられる。生産地の様相でみたように、瓦屋も施設毎に設置され、複数の窯場が各施設の造営に対応して操業する生産体制が存在したと考えられる。それらの技法は後続するII群に一部が継承されていることから、長期間にわたって造営が続けられ、その間、I群にかかる技術が継承されたものと思われる。

II 群—陸奥国府系 1

I 群に後続する段階に位置づけられるのは、多賀城 I 期の重弁八葉蓮華文鏡瓦を祖形とする重弁八葉蓮華文鏡瓦 1120・1121・1122 と、手描き重弧文字瓦 1520 のセットである。鏡瓦は特に関和久上町遺跡での出土が多く、同遺跡を主たる供給先としていた可能性が高い。

鏡瓦は陸奥国府多賀城の瓦当文様を新たに採用している一方、1120 は直立縁の先端に X 字状浮文を配していること、範端の立ち上がる範を用いていることから、瓦当文様や範形に前段階の特徴が引き継がれている。

宇瓦 1520 は、瓦当文様の分割後施文や、断面三角形の顎部、鋸歯文の下に平行沈線を引いた顎面文様から、多賀城の影響を受けたものである。また伴う女瓦は I c1・I c3 で、これらは異なる 2 種の叩き目が重複するものがあることから、桶に巻き付けた状態で 1 次叩きを施し、分割後に凸型台上で 2 次叩きが行われた可能性が高い。こうした技法も多賀

城Ⅰ期の初期の瓦にみられるものであり、その影響を受けたものであろう。その一方、これらの女瓦は粘土紐素材であり、これは多賀城所用瓦にはみられない要素である。粘土紐素材による桶巻き作りの女瓦は、Ⅰ群のⅠa4類にみられ、在来の技法が継承されたものと考えられる。

以上のように、Ⅱ群は文様・製作技法ともに多賀城Ⅰ期の初期の瓦との関係がみられる一方、前段階の在地の文様・技法を引き継いだとみられる要素も一部に認められる。在来の要素の存在からみて、Ⅰ群の造瓦技法を継承した工人が多賀城創建にかかる造瓦に参画したのち、本貫地に持ち帰った帰郷・帰郷指導型の技術導入であろう。多賀城の創建にかかる瓦生産が、在地の瓦生産に影響をあたえたことがうかがえる。

Ⅲ群—下野国芳賀郡系

年代的にⅡ群に続く瓦群は、細弁蓮華文鑑瓦 1180・珠文縁鋸齒文字瓦 1540 に代表される瓦群である。男瓦は粘土紐巻作りのⅡaで有段・無段があり、女瓦は一枚作りのⅡd類が伴う。鑑瓦の文様のほか、有段式の男瓦、縄叩き・一枚作り女瓦も、下野国芳賀郡の寺院・官衙、およびそれらを生産した西山瓦窯に系譜を求められる。前段階までの技術を引き継いでいない新しい技術導入により、生産が行われたと考えられる。

これらは、関和久官衙遺跡中宿・古寺地区の館で出土瓦の主体となり、その所用瓦として、関和久3号窯の操業により生産され、供給されたものである。なお、関和久3号窯の製品にみられるように、男瓦に有段式と無段式があり、女瓦に平面が長方形のものと台形状のものがある点は、特に男瓦の無段式や平面長方形の女瓦は前段階の瓦にみられ、その形態を継承したものであった可能性がある。粘土紐巻き作り無段の男瓦ⅡBaや、一枚作りで縄叩き女瓦Ⅱdのうち、前段階の形態と共通するものは、前段階に生産された瓦に仕様を合わせて製作された、補修用の瓦の可能性もある。館の造営を端緒とした瓦生産であるが、随時他地区の補修も行われたと考えられる。

Ⅳ・Ⅴ群—陸奥国府系2

単弁八葉蓮華文鑑瓦—無文字瓦で構成されるⅣ群、重圏文鑑瓦で構成されるⅤ群は、年代的にはⅢ群に後続する瓦群である。鑑瓦の文様から、多賀城Ⅱ期の瓦の影響を受けたものであり、瓦当側面に補足の叩き締めを行う技法、組み合う女瓦の一枚作り・縄叩き、有段式の粘土紐巻き男瓦なども同様である。

単弁八葉蓮華文のうち 1140 は関和久遺跡明地地区と借宿廃寺で、1150 は関和久上町遺跡で、1151 は関和久遺跡明地地区で出土している。範種が遺跡に対応する可能性もあるが、少量の出土であることから明確でない。また重圏文鑑瓦 1160・1161・1162 の3種があるが、この種の瓦は今のところ、関和久上町遺跡でしか出土しておらず、同遺跡所用の補修瓦と考えられる。これらは各遺跡で主体となることなく、前段階までに存在した施設の補修用の瓦と考えてよい。

これらは前段階までに存在した瓦の系譜を引いたものではなく、多賀城Ⅱ期にかかる国衙系瓦屋が保持した文様・技術が在地にもたらされ、諸施設の補修の補修が行われたと考えられる。

白河郡衙遺跡群の造瓦体制

以上にみてきた各瓦群は、白河郡衙遺跡群を構成する寺院・官衙の特定の施設の造営に伴って、その所用瓦として導入・生産されたものと考えられる。特定の施設に主体的に用いられている一方、同範瓦が3遺跡に共有されていることから、特定の施設の造営を端緒として新たな瓦群が導入されるが、他の施設にも必要に応じて適宜供給されたと考えられる。一方、それらは郡の外に出ないこと、郡内の瓦屋で生産されたとみられることから、諸施設の造営および補修は、郡が主体となって行われたと考えられる。

I群の段階では、諸施設の相次ぐ造営に伴い、同じ瓦範を共有し、同じ技術基盤をもつ瓦工が、施設の造営毎に編成され、瓦屋も特定施設の造営と結びついた形で開窯・操業し、順次、造営が進められたと考えられる。その過程で、瓦の文様や製作技法において型式差のある瓦が派生する場合もあったが、基本的に同じ文様・技術が継承された。I群に後続する新しい様式の瓦群であるII群は、国府多賀城I期の文様や技術を新たに導入したが、I群の文様・技法の一部が引き継がれている。従って少なくともII群の段階までは、創建期以来の造瓦技法が残っていた。

しかし、後続するIII群では、下野国芳賀郡系の全く新たな文様・技法が採用され、前段階の文様・技法は引き継がれていない。さらに後出するIV・V群では多賀城II期に系譜をもつ瓦群が導入される。すなわち、系譜の異なる文様・技術をもつ瓦工が、造営の度ごとに編成され、III群の瓦を生産した関和久窯跡にみられるように瓦屋も特定の造営に伴って操業したと考えられる。瓦の生産は、特定の施設の造営に伴う一時的な需要を満たせば、その目的は達せられたのであり、その終了とともに、こうした造瓦組織は解散したのであろう。

諸施設の創建期における造営が継続している間は、その技術が在地において継承・保持されたが、それが一旦終了した後は、新たな造営の度ごとに郡外・国外から新技術の導入が行われた。国府・国分寺の造営をはじめ、各地で行われていたさまざまな造営に伴う造瓦を通して、地方社会に普及・保持されていた瓦生産の技術を適宜招来して必要な造営を行ったのであろう。

またこうしたあり方は、大岡窯跡のような瓦陶兼業窯が地域内にあまり発達しておらず、かに沢窯跡や関和久窯跡のような瓦専業窯が消費地を中心に分散的に操業する体制であったこととも関係があるものと思われる。

VII. まとめ

以上、白河郡衙遺跡群における瓦について検討を加えた。その結果、明らかになった点を以下にまとめる。

1. 白河郡衙遺跡群の創建期の瓦であるI群は、白河郡衙遺跡群を構成する各施設のなかで、はじめに関和久上町遺跡の官衙造営を端緒として文様・技術が導入され、以後、借宿廃寺の郡衙周辺寺院の造営、関和久明地地区の正倉の瓦葺化が順次行われるのに伴い、文様・技法も継承され、手法の異なる瓦が派生した。

2. I群は、関和久上町遺跡、借宿廃寺、関和久官衙遺跡明地地区、同中宿・古寺地区の施設において、ともに創建期の瓦として用いられた。各施設の瓦は共通した技術基盤に基づいて生産されたが、施設毎に造瓦組織が編成された可能性が高い。郡内に分散的に存在する瓦窯もこれに対応する。
3. II群は、関和久上町遺跡第2期の官衙施設の改作、III群は関和久遺跡中宿・古寺地区B期の館の造営に対応したものである。このことから、官衙施設の新規造営や大規模な改作に伴う瓦の需要に応じて、施設毎に、その所用瓦の生産を目的として新たな文様・技術が導入も行われ、工人編成が行われた。同時に、既存の他の官舎についても、適宜の補修が行われている。
4. I群は大和川原寺系、II群は多賀城I期瓦、III群は下野国芳賀郡系、IV・V群は多賀城II期ないし陸奥国分寺系の文様・技法を用いている。それらは、造営主体である郡が、諸施設の造営を契機として、在地社会に存在した技術を広範に招来したものである。

註

- (1) 正式報告では、高福寺地区や上町南地区で確認された区画施設を、年代や変遷のあり方から、それぞれ別個の官衙ブロックを構成したものとしている。しかし、一個の官衙ブロックが、正面性を重視して四辺のうち南辺を荘厳につくり、他の辺の区画が簡略な施設であることはあり得ることであり、また遺物の年代からも、各地区の遺構変遷を対応させて理解することも不可能ではない。すなわち、SB50a—SA93・110、SB50b—SA92、SB50c—SA91の対応関係であり、そのうちもっとも新しいSA50cとSA91は、それぞれ9世紀前半の土器が出土している。北東部のSB83と南部SD94も断面箱葉研形で規模も似通っており、出土土器からともに9世紀前半に位置づけられている。
- (2) なお、関和久官衙遺跡明地地区出土の資料は破片資料が多いが、外縁のみを残す資料のなかに、交叉する浮文が中央からややずれた位置で交わり、また浮文の一つが弁区側に出て弁輪郭線についている資料がある。借宿廃寺の1100の完形品などを観察した結果、X字形の浮文に乱れている箇所はない。また完形品の得られていない1101や1102の一部である可能性がある一方、1100とされるものに2筋が存在する可能性もある。
- (3) 剥離した顎部粘土の剥離面に布目のみられる例として、上人壇廃寺の重弧文字瓦や郡山台遺跡の素文字瓦を挙げることができる。これらは段顎であり、切り出した板状の粘土を布を敷いた成形台上で成形した後に女瓦に貼り付けたものとみられる。こうした手法は、本来段顎に伴うもので、こうした段顎の成形手法を保持した瓦工が、多賀城の断面三角形状の顎部を模倣した結果とみることができる。
- (4) 男瓦は、第I～III類に分類されている。第I類は粘土板巻き作りで凸面にナデ・ケズリを施すもの、第II類は粘土紐巻き作り、第III類は粘土板巻き作りで凸面に縄叩き目を残すもので、それぞれ有段と無段がある。
- (5) なお、鑑瓦1161には粘土板巻き作りの男瓦が伴うことが判明している。男瓦部凸面は縦位のヘラケズリが施され叩き目が消されているが、瓦当との接合後に縄叩きによる補足の叩き締めが行われており、縄叩きが伴ったことがわかる。一般に、男瓦は凸面の叩き目を消すものが多いのに加え、鑑瓦では男瓦部を瓦当と接合した後に凸面を縦位のヘラケズリないしヘラナデ調整するものが多い。しかしこうしたものにも叩き締めの工程が伴ったはずで、1161とセットとなった、粘土板巻き作り凸面縄叩きの男瓦が存在したと考えられる。

辻秀人氏は関和久上町遺跡の報文中で、重圏文鏡瓦には凸面にナデを施す男瓦（辻分類第Ⅰ類）が伴ったとし、重圏文と粘土板巻作りで凸面に縄叩き目を残す男瓦（辻分類Ⅲ類）の組み合わせを想定した、これに先立つ関和久遺跡の報文を自ら訂正している（P183）。しかし筆者は、1160・1161に縄叩きが伴うことが確実であることと、鏡瓦の男瓦部凸面が接合時に全面的にケズリ調整されるものが多いことから、男瓦のうち凸面に縄叩き目を残す粘土板巻き作りの型式が、重圏文に伴う可能性も残されていると考える。

(6) 女瓦は報告書では第Ⅰ～Ⅵ類に分類されている。第Ⅰ類は粘土板桶巻作りで凸面をナデ・ケズリにより調整するもので、調整の特徴により、回転を利用した横ナデ（Ⅰ-a類）、縦位のヘラケズリ（Ⅰ-b類）、不定方向のナデ（Ⅰ-c類）に細分している。第Ⅱ類は、凸面布目・側板圧痕のみられるいわゆる凸布瓦である。第Ⅲ類は凸面に格子ないしX形の叩きを残すもので、叩き目の特徴から、比較的小型の斜格子（Ⅲ-a類）、比較的大型の斜格子をまばらに残すもの（Ⅲ-b類）、大型のX字形（Ⅲ-c類）、X字形の連続（Ⅲ-d類）に分かれるが、さらに細分可能とされる。このうちⅢ-bは粘土板桶巻作り、Ⅲ-a・c・d類は粘土紐桶巻作りの可能性が指摘されている。第Ⅳ類は粘土板桶巻作りで凸面に縄叩き目を残すもの、第Ⅴ類は一枚作りで凸面に密な縄叩き目を残すもの、第Ⅵ類は粘土板桶巻き作りで凸面に平行叩き目を残すものである。

(7) こうした点については、辻秀人氏が『関和久上町遺跡』Ⅲ（福島県教委 1985）のなかで既に指摘している。

(8) 関和久遺跡中宿・古寺地区では、施文具の特徴や瓦当厚・顎長、精良・緻密な胎土が、関和久上町遺跡出土の資料と同一のものがみられ、同工品と考えてよい（第8図-3と同7）。

(9) 重弧文の、以下のように分類できる。

施文具 a：弧線の断面形が男く整っており、凹線は細くV字形、弧線上の隆線は微細、瓦当厚は4～4.5 cmほどのもの。

施文具 b：弧線の上面がやや平坦で、凹線がやや太く、隆線が高く太いもの。瓦当厚 4.6 cmほど。

施文具 c：弧線・凹線ともに太く、瓦当厚 5 cmほどで、凹線の断面形は男みを持ち浅い。また隆線は細く不明瞭。

施文具 d：弧線の断面形が男く整っており、凹線は細くV字形、施文具 a より深い。瓦当厚 4.2～5 cm。

施文具 e：瓦当部が完全に残るものがないが、凹線がやや太くV字形、隆線が太く男いもの。

施文具 f：瓦当部が完全に残るものはない。弧線が太く、凹線はV字形で深いもの。

施文具 g：瓦当部が完全に残るものはない。弧線がやや細く、凹線はV字形で深い。隆線が明瞭で鋭い。

本文中で述べたように、重弧文の見目上の特徴には、道具の違いの可能性とともに、同一の施文具の当たり方や磨滅、焼成による収縮などの違いが表れている可能性がある。そこで、顎部の長さとの対応関係をみると、施文具 a は 8 cm を中心としたところに分布域があり、e は 6 cm ほどのものもあるが 4.5 cm ほどに集中する。d はやや幅があり、7 cm 以上で 10 cm を超えるものもある。d は a と分布域が重なることとなり、同一の施文具の可能性がある。また他の型式は良好な資料が少ないので参考程度となるが、f は顎長 4.5 cm 前後で e と同じ分布域となるほか、g や c も他の型式と同じ分布域に属し、それぞれ同一の施文具の可能性のある例である。

少なくとも、顎長は 6 cm 以下のものと 7 cm 以上のものに大きく 2 分でき、前者に施文具 e・f が、後者に a～d・g が対応していると考えてよい。また関和久上町のように、施文具と顎長との結びつきが

明瞭なものは、明確に1つの型式と認定できる。重弧の文様の細部の違いは、磨滅等による時間差を含めた道具の差異、顎長の違いは工人の手法やクセの違いを反映した可能性が高い。

(10) ただし、多賀城の重圏文鏡瓦の側面に、補足の叩締めが認められるものはない。なお、泉官衙遺跡の館前地区で重圏文鏡瓦が1点採集されている。多賀城の重圏文鏡瓦と酷似した複線二重圏文であるが、圏線の径の違いから異範であることを確認している。泉官衙遺跡出土のこの例では、瓦当側面に格子叩き目が観察できる。文様の類似性ととも、瓦当側面に補足の叩き締めを行う技法も、多賀城のそれに倣ったものであろう。

(11) 組み合う女瓦は一枚作り、塔法田遺跡の出土例から男瓦は有段式と考えられている（大橋 1997・2001）。

(12) 下野国分寺での時期区分は、天平13年（741）を1-1期の上限、これに続く1-2期前半の下限を文字瓦の用字例から天平宝字元年（757）とし、この2つの定点の間のなかで、時間幅を想定して設定されている。1-2期前半が開始される年代には定点はなく、芳賀郡系の瓦と同文の1180の年代を750年より遡る8世紀第2四半期に位置づけることは不可能ではない。

(13) 筆者が大橋泰夫氏とともに集計したものである。

(14) 筆者が大橋泰夫氏とともに集計したものである。ただし、遺構内出土で報告書未掲載の瓦については未集計で、他日を期したい。未集計分の数量はそれほど多くなく、ここでの分析結果が、本遺跡の瓦の出土傾向を代表するものとする。

(15) 軒先瓦における多賀城系のセットが多い点を本遺跡の特徴として指摘したが、女瓦のなかでは、Ⅲ類が全体の25%と相対的に多い点を、他遺跡にない特徴として見出せる。従って、多賀城系の瓦群におけるⅠc類の少なさを補うように、Ⅲ類が伴ったとの解釈も可能である。ただし、Ⅲ類は多賀城系のセットと技法的な関連が全くないことに加え、女瓦Ⅲ類の胎土が粗雑で金雲母を含む特徴があるのに対し、多賀城系の瓦群は極めて精良・緻密であり、両者は胎土が全く異なる。また、女瓦Ⅲ類を生産したかに沢窯跡では、多賀城系の瓦群が出土していない。

Ⅲ類の瓦について、辻秀人氏は関和久上町遺跡の概報のなかで、1100・1101—1500のセットに加えていたが、その後の関和久遺跡の正式報告のなかでは、この種の女瓦を使用した1500がないことから、このセットから除外し、組み合わせについては保留している。しかし、展開式の桶を使用した内巻きの製作技法では、桶に粘土板を巻いた状態で凸面側に顎をとりつけ、回転を利用して施文する通常のロクロ挽き重弧文の製作技法は不可能である。桶型を取り外した後であれば、顎部を貼りつけることは可能であるが、回転を利用して施文するためには、桶型が回転台に固定されていることが必要と考えられ、こうした手順も想定しにくい。また分割後に顎を取り付け、施文することは可能であるが、そうした資料は出土していない。したがってⅢ類は、宇瓦には用いられなかった可能性が高い。

Ⅲ類はかに沢窯跡で出土し、同窯跡で焼成されたことが判明しているが、出土状況から斜格子叩き目をもつⅠc4の焼台として使用されたとの見方が示されおり、女瓦Ⅰcより1段階先行する可能性もある。かに沢窯跡では1500も出土しており、Ⅲ類と組み合った可能性はあろう。この点については、別の観点から後に検討したい。

(16) 佐川正敏氏は、借宿廃寺の金堂・塔・講堂の造営計画を検討し、東西中軸線を揃えて東西に並ぶ金堂・塔に対し、講堂は掘込地業の軸線がやや東に振れることから、金堂・塔に比べ、講堂の造営はやや遅れること、瓦当厚に厚・薄の違いのある1100は金堂・塔に葺かれ、その退化型式であり薄いものみの1111が講堂に葺かれたと推定している（佐川 2012）。妥当な見解と思われる。

参考文献

- ・表郷村教育委員会 1985 『大岡 I 一瓦窯と塚群調査概報一』 表郷村郷土資料集第 25 集
- ・表郷村郷土誌編纂委員会 『表郷村郷土資料集』第 4 集
- ・岡田茂弘 1975 「東北の重弁蓮華文鑑瓦」『関和久遺跡』Ⅲ 福島県文化財調査報告書第 49 集
- ・塩谷慎介 「瓦のある風景」『図説 白河の歴史』金子誠三・山田茂監修
- ・福島県教育委員会 1985 『関和久遺跡』
- ・福島県教育委員会 1994 『関和久上町遺跡』福島県文化財調査報告書第 300 集
- ・白河市教育委員会 2010 『借宿廃寺跡』白河市埋蔵文化財調査報告書第 55 集
- ・木本元治・辻秀人 1987 「関和久遺跡出土の瓦について」『第 13 回古代城柵官衙遺跡検討会』資料
- ・白河市 2001 『白河市史』第 4 巻 資料編 1 自然・考古
- ・鈴木 功 2006 『白河郡衙遺跡群』日本の遺跡 10 同成社

第2章 清水台遺跡の瓦 ―安積郡衙の造瓦体制―

I. 遺跡の概要

1. 遺跡の位置

清水台遺跡は、福島県郡山市清水台一・二丁目、虎丸町、神明町、赤木町にまたがって所在する（第1図）。逢瀬川南岸の平坦な台地上に立地し、北側は段丘崖に画され、そこから南へ入り込む谷によって西側を、東に開く小さな谷によって南側を画された、東西約 400 m×南北約 650mの範囲が遺跡として把握されている。

歴史的には、郡山市周辺は古代においては安積郡にあたる。安積郡は、入野・佐戸・芳賀・小野・丸子・小川・葦屋・安積・安達の9郷を管轄する中郡である。このうち、北部を構成する安達・入野・佐戸の3郷を割いて、延喜6年（906）に安達郡が建置される。

2. 遺跡の概要

遺跡の周辺では、早くから市街地化が進行し、昭和39年以来、これまで（平成18年3月現在）82次にわたる調査が実施されている（第2図）。その多くが個人住宅建設に伴う狭小な調査面積であるため、ここに存在した施設の内容については不明な点が多い。瓦の出土から、かつては清水台廃寺とも称されたが、発掘調査の進展によって掘立柱建物跡や区画溝跡、工房跡などの遺構が周辺に広範に展開すること、「在曹」「在」「厨」などの墨書土器や円面硯の出土（第3次）のほか、古くから知られ虎丸長者の伝説のもととなった炭化米が遺跡南西部の谷部（字力持）から大量に出土していることから、安積郡衙の可能性が指摘され、現在は官衙・寺院の両者の可能性から清水台遺跡と呼ばれている。

遺跡中央北寄りに位置する第12次調査、第15次調査B地点では、井戸を伴う掘立柱建物群や大型竪穴建物とともに、「厨」銘墨書土器が集中して検出され、厨家と推定されている。炭化米の出土が記録され、一帯に正倉院の存在が推定される遺跡南西側、旧字名の虎丸・力持付近は、調査が及んでおらず内容は不明である。

瓦は、第2次・3次・4次A・6次・13次A地点など、遺跡南端を構成する清水台一丁目地区付近での出土が多い。瓦溜めが検出され、後述する多種の瓦が出土した第2次調査区（第3図）・第4次調査区A地点（清水台一丁目地区）（第4図）と、顎に丹の付着した宇瓦531型式が出土した第3次調査区（同二丁目地区）の一帯に、丹塗り瓦葺の建物跡の存在が推定され、寺院跡の可能性が高い。ただし、多量に出土する瓦を使用したとみられる建物は確認されておらず、瓦葺建物の実態は不明である。

遺構変遷は、主軸方位が北で28～38°東に振れるⅠ期（7世紀後半～末）から、正方位をとるⅡ期（8世紀前半～末）、Ⅲ期（8世紀末～9世紀後半）に時期区分されている。

現状では、遺跡範囲の内外に正倉などの郡衙施設と、寺院の堂宇が近接して営まれ、それらを含み込む遺跡と捉えておく必要がある。なお、遺跡北部の赤木地区では古墳時代集落が確認されている。

Ⅱ．瓦の分類と特徴

清水台遺跡の瓦については、金崎佳生・高松俊雄「郡山市清水台遺跡出土資料集成（Ⅰ）」（『福島考古』第17号、1976年）で資料集成・分類が行われ、戸田有二「古代安積郡出土古瓦の需給関係―推定安積郡衙跡出土瓦とその瓦屋―」（『郡山市文化財研究紀要』第4号、1987年）では瓦窯跡出土の資料を合わせ、男瓦・女瓦を含めた分類と需給関係・製作技法・変遷・年代が総括的に検討されている。高松俊雄「郡山市開成山窯跡出土の瓦―清水台遺跡出土瓦の変遷に関して―」（『（財）郡山市埋蔵文化財発掘調査事業団 研究紀要』第1号、1994年）でも開成山窯跡出土の新資料の紹介とともに清水台の軒瓦の変遷案が示されている。近年、既往の調査成果を総括した『清水台遺跡―総括報告2006―』（郡山市教育委員会・財団法人郡山市文化・学び振興公社、2007年。以下、報告書2006）が刊行され、これまでの資料に改めて型式番号を付した再分類が行われている。清水台遺跡をめぐる瓦の様相については、これらの研究により既に全容は解明されたとみてよい。

戸田1987により、生産地と消費地の様相が詳しく整理され、その需給関係が解明されていることから、当地域の瓦生産あり方は、1つのモデルケースとすることができる。しかし、それらの瓦を生産した造瓦体制とその評価については、未だ十分ではないと思う。

以下、先行研究に依拠しながら、若干の私見を加えて改めて考察を加える。なお型式番号は総括報告に従う。

1．鑑瓦

瓦当文様から複弁蓮華文（型式番号100番代）と素弁蓮華文（200番代）に2大別でき、素弁蓮華文はさらに、8葉（200番代）・6葉（210番代）・4葉（220番代）に分けられる。複弁蓮華文は2種、素弁蓮華文は8種、合計10種の範がある。なお、他に市内では麓山窯跡で単弁八葉蓮華文が出土しているが、今のところ、清水台遺跡では出土していない。

（1）複弁蓮華文鑑瓦

101（第5図-1）

複弁六葉蓮華文鑑瓦で、斜縁の外区にはX字状に交差する浮文が表される。蓮弁は立体的な2つの子葉を凸線が囲み、蓮弁の中央には分割線がある。子葉を囲む凸線は弁端がやや内側に屈曲して切れ込みをわずかに表すものと、まっすぐ収まり切れ込みのないものがある。弁間には凸線でT字状の間弁が表される。中房は低く平坦で、1+5+10の蓮子を配するが、蓮子配置は乱れている。面径は18cm。

戦前に採集された資料ではほぼ完形の瓦当部が1点あるほか、開成山窯跡から破片が2点出土している。清水台出土の1点を筆者は実見していないが、写真で見ると開成山の資料と同様の特徴を持つ。以下、主に開成山の資料に基づき、検討を加える。

接合技法は、いわゆる接合式で、手順は以下のとおり。

① 瓦範に粘土を数回に分けて範詰め。開成山窯跡の資料では、粒状にした粘土を蓮子部分

につめてから板状の粘土で瓦当面全体に範詰めしている。また瓦当側面には範型と枷型の痕跡が T 字状の隆線として残る。先述の清水台遺跡の表採資料では、瓦当裏面の下半外周に指頭圧痕がみられる。

- ② 瓦当裏面に挿入溝を掘り、男瓦を差し込む。範詰めの後、ひととおり瓦当部の成形を終えてから浅い挿入溝を掘って男瓦を取り付けており、男瓦がさほど深い位置まで入っていない点が、後述する素弁蓮華文とは異なる。
- ③ 男瓦の凹面側と凸面側に接合粘土を付加。

なお、胎土は緻密だが砂粒の多い砂質の胎土で、焼成は灰色・須恵質である。

102 (第5図-2)

13次調査 A 地区で小片が1点得られているのみだが、101と同様の複弁六葉蓮華文と推定される。蓮子1+8で弁分割線がない点が101との最大の違いであり、また外区の幅が101より狭く、間弁や弁輪郭線を表す凸線が全体に細い。面径は推定16cm程度でやや小さい。瓦当裏面が剥離しているため、製作技法は不明。101にみられる範型・枷型の圧痕は、102には確認できないが、瓦当側面の端を幅狭く横位にヘラケズリしていることから、こうした痕跡を消し去った可能性がある。淡橙褐色で軟質の焼き上がり。胎土は緻密で、橙色の粘土に白色粘土がマーブル状に混ざる。また赤色粒含む。生産地は不明であるが、後述する宇瓦501とともに、麓山窯跡産の可能性が指摘されている。

(2) 素弁蓮華文鏡瓦

201 (第5図-3・4)

高く盛り上がる倒卵形の花弁を配した素弁八葉蓮華文。同種の文様のなかでは201が、もっとも弁形が整っていることから、本型式が文様の祖形と考えられる。突出する中房には1+4の蓮子を配す。外周蓮子は弁央に対応する。周縁は素文の直立縁。範傷の少ない段階と、傷みが進行した段階がある。文様は範傷を基準にすると、個体によって180°向きが異なり(註1)、方形の範と推定される。

製作技法は以下のように推定される。

- ① 粘土を薄く範詰め。
- ② 裏面に浅い挿入溝を掘り、男瓦を立てる。剥離した部分に歯車状のキザミの圧痕が陽型として残ることから、男瓦広端部に歯車状にキザミが施されていたと考えられる。
- ③ 範詰めされた粘土の上にさらに粘土を付加し、瓦当部全体を成形する。この結果、男瓦の先端が瓦当に深く食い込むこととなる。またこの時、範の側面の約半周分を包み込むように整形するものがあり、周縁の幅が均一でないものがある。また、円盤状の工具で押圧した痕跡の残るものがある(図版1-3)。
- ④ 瓦当と男瓦の接合部の凹面側・凸面側に少量の接合粘土を付加する。

範に薄く粘土を詰めた段階で男瓦を接合、その後に粘土を付加して瓦当部全体の成形を行っている点で、上述した101とやや異なる手順をとる(註2)。

このうち、③の工程のときに、図版1-3では瓦当裏面に、円盤状の工具による押圧痕がみられるものがある。④で男瓦接合時に接合粘土をナデつけた跡が、この押圧痕を覆うことから、押圧した後に接合粘土を付加したと考えられる。こうした特徴をもつものは、1

点のみである。なお、この技法のみられるものは、範傷がなく、古い。瓦当裏面にナデなどの調整が施されているものがほとんどで、押圧の有無は不明である。

灰色で堅緻・須恵質の焼き上がりで、胎土は精良・緻密なもの、やや粗いものがある。なお、範傷の一致する資料の出土から、生産地は開成山窯跡と判明している。

202 (第5図-5)

素弁八葉蓮華文。201 に比べ中房径がやや大きく、蓮弁の幅がやや細い。蓮子は1+4で外周蓮子は蓮弁に対応する。製作技法は201に同じ。瓦当側面は目の細かいハケ目状の工具によるヘラナデを施す。この工具の痕跡は、宇瓦511にもみられ、焼き色からも202-511の組み合わせが想定される。灰褐色の焼き上がり、胎土はやや粗く砂粒が多い。

203 (第5図-6)

素弁八葉蓮華文。中房蓮子は1+4で外周蓮子は弁間に対応する。201・202に比べ面径がやや小さい。11点出土しており、205に次いで多い。男瓦の接合は、男瓦の広端部に歯車状のキザミを付けてから接合する点も含め、201などと同じ手順である。接合後の瓦当裏面と側面の調整を指ナデで行うものとヘラナデするものがある。灰褐色～黒灰色の焼き上がりが多い。胎土は緻密なものが多いが、やや粗雑なものもある。

204 (第5図-7)

素弁八葉蓮華文。蓮子1+4で外周蓮子は蓮弁に対応する。203に比べ、面径がさらに小さい。男瓦の接合は201などと同じ。男瓦広端部に歯車状のキザミを施してから接合しているものがある。褐色～灰褐色で硬質の焼き上がり。胎土は粗雑なものや緻密なものがある。

205 (第5図-8)

素弁八葉蓮華文。201～204より瓦当面・中房の径が小さく、蓮弁も細い。蓮子1+4で外周蓮子は蓮弁に対応する。瓦当面にみられる範の木目が周縁の先端まで連続してみられることから、範は周縁の先端部分まで及んでいたことが分かる。周縁は中房や蓮弁に比べ低い。木目の浮き上がりの目立つものが多い。

男瓦の接合は201などと同じ。男瓦の広端部に歯車状のキザミを入れるものがある(図版1-7・8)。瓦当裏面は指ナデ・指頭押圧で仕上げる。男瓦部に平行タタキ目のみられるものがあり、男瓦はAIV00が伴うことが判明する。

灰色・須恵質の焼きのよいもの、淡灰色で焼きの悪いものあり。胎土はやや密で砂質のもの、粗雑なものがある。

206 (第5図-9)

素弁八葉蓮華文。蓮弁が細長く、中房が小さくなり、蓮弁と中房との間に段差のない簡略化された平板な文様で、205までとは一線を画す。蓮子1+4で外周蓮子は蓮弁に対応する。

男瓦の接合は201などと同じ手順で、初めに範詰めした粘土がごく薄く、男瓦がやや下位に取り付き、男瓦広端側に接合粘土を多く足す。瓦当裏面はヘラナデ、瓦当側面は指ナデで仕上げる。なお、歯車状のキザミを施しているものは今のところ確認できない。

灰色・須恵質で焼きの良いものが多い。胎土は、男瓦部が粗雑で瓦当部が精良・緻密なものがある。男瓦部側面にヘラ書き文字のみられるものもある。

211 (第5図-10)

素弁六葉蓮華文。米粒形の6つの蓮弁が不均一に配され、凸線による圏線が蓮弁を囲む。

中房は半球状で蓮子はない。周縁は素文の直立縁。蓮弁の部分に1箇所、圏線と周縁の間に1箇所、顕著な範傷の見られるものがある。範傷を基準にすると、男瓦の取り付けは180°の関係であり、範は方形と判明する。

男瓦の接合は201などと同じであるが、初めに範詰めされた粘土がごく薄く、瓦当部よりひと回り小さい男瓦を当てた後に粘土を厚く足して分厚い瓦当部を成形している。従って、瓦当下半が男瓦部を境に剥落した資料がみられる。男瓦は206よりさらに下位につき、広端側にも多く粘土を付加するため、瓦当部の上端から男瓦部への傾斜が強い。胎土は粗雑なものが多い。

221 (第5図-11)

素弁四葉蓮華文。文様は範を用いず、ヘラによるケズリ出しで不明瞭な瘤状の蓮弁・中房を表現する。瓦当面が全体に楕円形を呈する粗雑なつくりである。男瓦を瓦当裏面のやや下位に取り付け、男瓦凸面側に接合粘土を厚く足す。胎土は砂粒が多く粗雑。灰色で硬質の焼き上がりである。

2. 宇瓦

文様から重弧文と唐草文に2大別できる。前者は三重弧文の1種のみである(501)。後者は、偏行唐草文(510・520番代)と均整唐草文(530)に分かれ、さらに、偏行唐草文には枝状唐草文(511~514)と葉状唐草文(521)があり、複数の範がある。均整唐草文の範は1種類のみである(531)。

(1) 重弧文字瓦

501 (第6図-1)

型引き三重弧文で、清水台遺跡からは13次調査A地区で小片1点のみ出土している。女瓦部から剥離した顎部の資料である。小片であるため全容は不明だが、麓山窯跡出土の重弧文字瓦(図版2-1)に文様のほか、胎土・焼成・色調・調整が酷似している。麓山窯跡出土例は、女瓦は桶巻作りで凸面に斜格子叩き目を伴う(AⅡc00)。ただし麓山では凸面の縄叩きをナデで擦り消した男瓦もあり、縄叩き目を伴う女瓦と組む可能性もある。

(2) 唐草文字瓦

a) 枝状唐草文

凸線で表現された枝状の表現が右偏行ないし左偏行する。511~514の4種の範がある。

511 (第6図-2・3)

右偏行する枝状の唐草文である。

女瓦の接合は包み込み技法で行われている。以下の手順が想定される。

- ① 瓦当粘土を範詰めする
- ② 瓦当粘土の裏面に浅い挿入溝を掘る。
- ③ 瓦当粘土の挿入溝に分割後の女瓦を立てる。
- ④ 女瓦の凹面側と凸面側に接合粘土を付加する。
- ⑤ 顎部の成形。

女瓦は③の前に歯車状のキザミを施している。本型式または 512 に伴うとみられる凸面に縦位縄叩きを伴う桶巻作りの女瓦が本型式ないし 512 に伴うとみられ、瓦当粘土が剥離していることから型式不明ながら、女瓦広端部に歯車状のキザミのみられる宇瓦がある（戸田 1987、図版 37）。また、本型式の剥離した瓦当粘土の裏面に、その陽型とみられる圧痕を確認できる。顎部は、顎を 2 段に成形するもの、1 段に成形するものがある。この点は、次に述べる 512 とも共通する。女瓦部は凹面に布目・側板圧痕を残し、凸面には顎部成形時の縦位のヘラナデが及んでいるため不明瞭ながら、縦位の縄叩き目を確認でき、女瓦 A I a00 を用いている。

淡灰色～浅黄色のやや焼きの悪いもの、褐色・硬質の焼き上がりのものがある。胎土は緻密・砂質である。

5 1 2（第 6 図－ 4）

左偏行する枝状の唐草文である。

接合技法は 511 に同じ。女瓦部は凹面に布目・側板圧痕を残す粘土板桶巻き作りで、凸面には縦位の縄叩き目がみられ、瓦当部成形時の縦位のヘラナデが及んでいるが、縄叩き目をそのまま残す女瓦 A I a00 が伴う。

戸田 1987 に掲載された剥離した顎部の資料では、剥離面に縦位の縄叩き目の陽型とともに、歯車状のキザミの陽型が残るものがある。

胎土はやや密、砂質。淡灰褐色～灰色の焼き上がりである。

5 1 3（第 6 図－ 5）

右偏行する枝状の唐草文である。製作技法は 511 などと同じ包み込み技法だが、段顎は 1 段のもののみ。女瓦は粘土板桶巻き作りで、格子叩き目をもつ A III a00 を用いている（註 3）。顎部が剥離した資料で、露出した女瓦部に歯車状のキザミがみられるものがある。灰色を呈し胎土は粗雑・砂質。

5 1 4（第 6 図－ 6）

右偏行する枝状の唐草文。直線的で粗雑な文様で、退化型式と思われる。製作技法は 511 などと同じ包み込み技法だが、段顎は 1 段のもののみである。女瓦は一枚作りで、斜格子叩き目をもつ B II c00①を用いている。同女瓦の叩き目は木目の浮き上がりが顕著で、花輪窯跡出土品にみられるものと同じと思われる。戸田 1987 で花輪窯跡出土とされるもののなかに、女瓦部広端に歯車状のキザミのみられるものがある。胎土は粗雑、暗灰褐色で、硬質の焼き上がりである。

b) 葉状唐草文

5 2 1（第 6 図－ 7）

凸線で表現された横走る茎の上下に、同じく凸線で輪郭を表現した葉状の文様が互い違いに開く。

女瓦部凹面の糸切り痕が瓦当上面の先端まで達していることから、瓦当用の粘土を先に范詰めしたのではなく、女瓦を直接范の上に立て、凸面側に顎用の粘土を付加し、断面三角形になるよう成形して直線顎としている。接合粘土は女瓦の凹面側に付加していない。女瓦は凹面に布目・糸切痕を残すが、側板圧痕は認められない。一枚づくりと思われる。顎部を成形してから叩き締めを行っている。女瓦の叩き板には 2 種が確認できる。1 つは

間隔の開いた長目の縄叩きで、B I a00 に共通する。もう1つは大きい長方形の格子叩きである。原田窯跡では、両者が重複する女瓦が出土している。

黒灰～灰褐色の須恵質で堅緻な焼き上がり。胎土は粗雑・砂質。

c) 均整唐草文

531 (第6図-8・9)

横走る細い凸線の上下に、巻きをもつ唐草が派生する。唐草は瓦当の中央から左右に流れるが、唐草の巻きは変則的で、退化した均整唐草文と考えられる。

女瓦の接合は511 などと同じ包み込み技法で、1段の段顎である。歯車状キザミの有無は不明。女瓦部は一枚作りで、凸面に正格子叩き目をもつ BIIIb00 を用いている。

灰褐色・硬質の焼き上がりのもので、橙色でやや軟質の焼き上がりのものである。胎土は粗雑である。なお、顎に丹線が付着するものがある。

3. 男瓦

男瓦は、粘土素材・叩き目（縄・格子・斜格子などの大別、叩き板の細別）、調整の特徴などの属性で、下記のように分類されている（第1表）。ほとんどが粘土板巻き作りで、段部とみられる破片はなく、いずれも無段と考えられる。紐作り、格子叩きのものが2点ある。

A I a 00 (第7図-1)

粘土板巻き作り。凸面に縦位の縄叩き目、凹面に布目を残す。

A I a 11 (第7図-2)

粘土板巻き作り。凸面はナデ調整され、縦位～斜位の縄叩き目を部分的に残す（註4）。縄の方向は縦位～斜位であるが、右上～左下の方向に走る。凸面のナデはロクロを使用しているものが多いとされる。凹面には布目、一部には糸切痕が観察される。

灰色で堅緻・須恵質の焼き上がりのもので、白褐色で軟質のものがある。胎土は緻密なものが多い。

A I a 12 (第7図-3)

粘土板巻き作り。凸面はロクロを利用したヘラナデで調整され、斜位の縄叩き目をわずかに残す。凹面は布目をそのまま残すものと、斜位のヘラケズリによって布目を消すものがある。

胎土は精良・緻密だが、長石が混ざるものもある。焼成は堅緻・須恵質のもの、淡灰褐色・白褐色を呈するものがある。胎土・焼き色からは、201～205 のいずれかに伴うものと思われる。

A I a 13 (第7図-4)

粘土板巻き作り。凸面はロクロを利用したヘラナデで調整され、縄叩き目が全面的に消されている。凹面には布目を残し、糸切痕や粘土板の合わせ目が確認できるものもある。また凸面側側縁にヘラ沈線による分割裁線を確認できるものがある。

胎土は精良・緻密。焼成は灰色で堅緻・須恵質のもの、灰褐色・淡灰褐色・白褐色を呈す

るものがある。

A I b 11 (第7図-5)

粘土板巻き作り。凸面はロクロを利用したヘラナデで調整され、縄叩き目が部分的に残る。縄目は太さが5~6mmと太く、単位が短い。縄の方向は縦位~斜位であるが、右上-左下の方向に走る。

胎土は精良・緻密で、灰~淡灰褐色の焼き上がりである。

A II c 10

粘土板巻き作り。凸面に斜格子叩き目を伴う。格子目は長辺と短辺のある平行四辺形。短辺が短く細長い格子目と短辺がやや長い格子目が並ぶ。格子目の対角線方向に粗い木目が走る。凹面には布目を残す。

胎土はやや緻密、白褐色~明褐色で軟質の焼き上がりである。

一方、麓山窯跡出土の単弁八葉蓮華文鏡瓦の男瓦部、重弧文字瓦の女瓦部に同様の叩き目が観察される。本型式は、胎土や焼き上がりの特徴からも、いずれも麓山窯跡産とみられる。

A II c 21

叩き板はA II c 10と同一とみられるが、凸面に縦位のヘラケズリを施すため、格子の枠が太く見える。胎土は緻密、橙褐色で軟質の焼き上がり。小片が得られているのみで、明確でないが、鏡瓦の男瓦部の可能性もある。

A IV 00

報告書2006では、遺跡全体で1点しか出土していないという。鏡瓦205の男瓦部凸面に観察された。凸面の叩き目は縦位のナデ調整によって消えかけているが、これは接合後の調整による可能性もある。平行叩き目の条線が縦位に走り、条線が横~斜位に走る女瓦 B IV 00とは異なる叩き板の可能性が高い。

胎土は緻密。灰褐色のやや硬質の焼き上がりである。

A V 30

粘土板巻き作りで、凸面全面に縦位のヘラケズリを施す。叩き目は不明。凹面には布目を残し、一部に糸切痕、布のたるみシワの顕著なものがある。

灰色・灰褐色・明褐色のやや硬質の焼き上がりで、胎土はやや緻密で砂粒が混ざる。

鏡瓦200系と焼き上がりや胎土が共通している。ケズリそのものが男瓦を瓦当に接合する際に施されたものとみることもでき、鏡瓦の男瓦部の破片の可能性もある。

A V 32 (第7図-8)

凸面に横位のヘラナデを施す。ヘラの単位や横位の擦痕のほか、ヘラに引っかかって移動した砂粒の跡が観察される。凹面には布目を残し、糸切痕や布の綴じ合わせ目の観察できるものもある。糸切痕は縦位のものと同横~斜位のものがあり、細分可能。

胎土は粗雑なものと同緻密なものがあり、灰色・須恵質のもの、褐色・明褐色のやや硬質のもの、橙色で軟質の焼き上がりのもがある。

A V 33 (第7図-9)

凸面をヘラケズリした後、不定方向のナデ。

B V 31

凸面をヘラケズリした後に縦位のヘラナデを施している。凹面は布目と、粘土紐の接合痕

を確認できる。灰色・須恵質のものから、灰褐色、明橙褐色、白褐色の焼き上がりのものまでがある。

B III c 00

粘土紐巻き作り。凸面にやや縦に長い長方形の格子叩き目を残す。凹面に布目・粘土紐積み上げ痕が観察される。粘土紐の剥離面にハケ目状のヘラナデが観察され、積み上げ時にハケ状工具によるナデが施されている。

胎土は粗雑、灰褐色でやや硬質の焼き上がりである。

4. 女瓦

女瓦も男瓦同様、粘土素材・叩き目（縄・格子・斜格子などの大別、叩き板の細別）、調整の特徴などの属性で分類されている（第2表）。

a) 粘土板桶巻き作り

A I a00・A I b00（第8図-1）

粘土板桶巻き作り。凸面に縦位～斜位の縄叩き目を全面に残し、凹面には布目・側板圧痕、一部に糸切痕、粘土板合わせ目を観察できるものがある。また少数ながら凹面に縦位のヘラナデを施すものもみられる。

男瓦では、縄叩き目が縄の太さによって a・b に分けられており、女瓦でも同様の区分が可能である。すなわち、a：太さ 4 mm ほどの縄を幅の広い板にきつく密に巻いたもの、b：太さ 5～6 mm ほどの縄を幅の狭い板に緩く巻いたもので、前者は縄が縦位～斜位で、斜位のものには左上～右下方向、後者は右上～左下方向となる（註5）胎土は緻密だが砂粒が顕著に混ざるものが多い。灰色・灰褐色・淡灰褐色・明褐色のやや硬質の焼き上がり。なお、胎土や明褐色の焼き色が、麓山窯跡産の単弁八葉鏡瓦や重弧文の宇瓦と共通するものがある。麓山窯跡出土の男瓦には、粘土板巻き無段で凸面に横位ヘラナデ、一部の縄叩き目をわずかに残すものがある。したがって、本類にも麓山窯跡段階の女瓦が含まれる可能性が高い。

A I a11（第8図-2）

粘土板巻作り。凸面は横位のヘラナデ、縦位～斜位の縄叩き目を部分的に残す（註6）。凹面は布目、側板圧痕、一部糸切痕を残す。桶の側板の圧痕が概して明瞭だが、不明瞭なものも少数ある。灰色～暗灰色で堅緻・須恵質の焼き上がりのもののほか、褐色・灰褐色・淡灰褐色を呈しやや硬質のもの、赤灰褐色で軟質のものがある。胎土は緻密なものが多い。

A I a12（第8図-3）

粘土板桶巻き作り。凸面は横位のヘラナデで、縦位～斜位の縄叩き目をわずかに残す。凹面は布目、側板圧痕を残す。側板圧痕が概して不明瞭な点の特徴で、A I a11 とは造瓦具が異なる可能性がある。また糸切痕を残すものも少量みられるほか、斜位のヘラケズリを施して布目を消すものがある。

胎土は精良・緻密なものから粗雑なものまでがある。焼成は、白褐色・淡灰褐色・灰褐色を呈するやや硬質のものが多いが、灰色で堅緻・須恵質のものもある。

A I a13（第8図-4）

粘土板桶巻き作り。凸面は横位のヘラナデで縄叩き目を全面的に消す。凹面は布目、側板圧

痕を残す。側板圧痕は明瞭なものとは不明瞭なものがある。胎土は密なものとはやや粗雑なものがあり、焼成は灰色で堅緻・須恵質のもの、灰褐色～淡灰褐色のものがある。

A I a 21

粘土板桶巻作りで、凸面に部分的にヘラケズリを施し、一部に縄叩き目を残すもの。

A II a 00 (第8図-5)

粘土板桶巻作り。斜格子叩きで格子目が大きく鈍角のもの。

A II b 00・A II b 20 (第8図-6・7)

粘土板桶巻作り。凹面に布目・糸切痕を残す。側板圧痕は不明瞭。凸面の斜格子叩き目は長辺・短辺のある平行四辺形で、鋭角の角度が緩く長方形に近い。格子の枠がやや太い。短辺の長さは一定で、長辺の長さに長短がある。また方形の対角線方向に密な木目が観察できる。男瓦A II cとは異なる叩き板と考えられる。

実見した資料は灰色・須恵質の焼き上がりで、胎土は緻密。

A II c 00・A II c 10 (第8図-8)

粘土板桶巻作り。凹面に布目、側板圧痕、糸切痕を残す。凸面の斜格子叩き目は男瓦A II cに同じ。叩き目をそのまま残すもの(00)と弱いナデを施すもの(10)がある。側面をヘラケズリして凹面と側面が鋭角となる。胎土は緻密、焼成は白褐色・明褐色でやや軟質。麓山窯跡産で、重弧文字瓦に伴う。

A III a 00 (第8図-10・11)

粘土板桶巻作り。凹面に糸切痕・布目・側板圧痕、凸面には正格子叩き目を残す。正格子叩き目は格子目が大きく格子の枠が太い。格子目は瓦の側縁に斜行して並び、左上-右下方向の格子の枠がやや太く高い。また格子目に対して横方向の木目がわずかに表れている。

胎土は精良・緻密、焼成は灰色で硬質である。宇瓦513に用いられる女瓦である。

A III b 00

粘土板桶巻作り。凹面に布目・側板圧痕、凸面に正格子叩き目を残す。正格子叩き目は格子目が中くらいの大きさ、格子の枠は細い。格子目は瓦の側縁に斜行して並び、各々の格子目には方形の対角線上に低く細い隆線が縦位に入る。木目はこれに直行する横方向に表れている。

黄白褐色を呈し硬質の焼き上がりで、胎土は緻密。

A III d 00 (第8図-13)

凹面に指ナデを施し、一部布目を残す。凸面には正格子叩き目が見られる。格子叩き目は1辺1cmほどの方形の格子のなかに、やや低く細い隆線を1本加えた「日」字状の格子目である。格子目は瓦の側縁に際して斜行してならび、格子目内の隆線は左上-右下方向と左下-右上方向がある。

格子目の大きさや枠の太さが違うが、A III b 00と同じような特徴であると考えられる。

胎土は緻密で砂粒がやや多く混ざる。淡灰褐色でやや硬質の焼き上がりである。

A III e 20 (第8図-15)

粘土板桶巻作りで、凸面に正格子叩き目を伴う。清水台遺跡出土のものはいずれも小片で、凹面には布目が観察されるものとヘラナデで調整されるものがあるが、側板圧痕の有無は不明。格子目は一辺0.3～0.4cmの方形で、格子の枠が縦横同じくらいである。木目は横位に入る。これと同じ叩き目をもち、胎土・焼成も同じ女瓦が東山田遺跡で出土してお

り、これは粘土板桶巻作りであることから、本型式の存在を推定した。淡灰色の焼き上がりで胎土は粗雑。

なお、同じような小さい正格子の叩き目をもつものに一枚作りの **BIIIc00** があるが、これは格子の枠が横が太く高く、縦位が細く低い点から区別される (註7)。

AIVa00

桶巻作りで、凸面に平行叩き目を残す。1点のみ出土。

AV22

桶巻作りで凸面全面をヘラケズリするもの。

b) 一枚作り

B I a 00・B I b 00 (第9図-1)

高松氏によれば、縄叩き目の特徴が、①4mmほどの縄を巻いて5~7条程度とし、別の縄を2~3条程度巻いた叩き板を使用し、同一方向もしくは角度を変えて叩くものと、②7mm前後の太い縄を巻いて7条としたものに分かれるという(高松2006)。また叩き方により、同じ角度で叩くものと、角度を変えて叩くものに分けている。

筆者は、

a : 4mmほどの縄を密に巻いたもので、縄の長さ(概ね叩き板の大きさに対応)が13cm以上と長いもの、

b : 7mm前後の太い縄で、縄の長さが8cm前後と短いものに2大別できると考える。

凹面には糸切痕・布目を残す。胎土は概して粗雑・砂質で、淡灰色から淡灰褐色を呈する。後者のなかに胎土が緻密で褐色を呈するやや軟質の焼き上がりのものがある。

B II c 00・B II c 21

斜格子叩き目を伴うものである。高松2006では、一枚作りの女瓦に伴う斜格子叩きは1種類のみとされるが、以下の2種類ほどの細分可能と思われる。

①長辺0.9cm×短辺0.5~0.6cmの平行四辺形の格子目で格子の枠が細い。横位に細かい木目が現れている。

②長辺0.9cm×短辺0.5cmの平行四辺形の格子目で格子の枠が細い。また一部の格子目内に細隆線がみられるもの。

2者は、同一の叩き板で傷みの進行や叩き方の違い、叩き板の条線の彫り直しが行われた可能性も考えられる。

①・②は灰褐色から橙褐色で硬質の焼き上がりで、胎土は粗雑である。①は宇瓦514の凸面に確認でき、これと組み合わせる可能性が高い。

なお、凸面をヘラケズリする **B II c 21** も確認できるが、これは上記した①の叩き目である。

B III b 00

一枚作りで凸面に格子叩き目を伴う。凹面は布目・糸切痕を残す。叩き目は一辺0.6~0.8cmの方形で、縦にやや長い長方形。格子の枠は縦横同じ高さ・太さである。木目は横に入る。

胎土は粗雑、灰褐色で硬質の焼き上がりのもものと、橙褐色でやや軟質のものがある。

宇瓦531に観察される叩き目と同一である。

B III c 00 (図版 6-10)

一枚作りで凸面に正格子叩き目を伴う。凹面には布目・糸切痕が観察される。格子目は一辺 0.4 cm の方形で、格子の枠は横が太く高い。格子目内に木目が横位に入る。叩き目は B III b と似る。また A III e 20 の叩き目と似るが、A III e 20 は格子の枠が縦横同じくらいである(註 8)。なお、凸面に縦位のヘラナデ調整が施され叩き目が消される B III c 21 がある。胎土はやや密なものと同様なものがあり、暗灰色を呈し堅緻・須恵質の焼き上がりのものと、橙色で軟質のものがある。

B IV 00 (第 9 図-1)

一枚作りで凸面に平行叩き目を伴うもの。条線が明瞭で深く、横位につく。男瓦にみられる平行叩き目とは異なるものと思われる。凹面には布目を残す。胎土が緻密で堅緻・須恵質の焼き上がりである。実見したものは厚さが一定でなく側縁に向かって薄くなる。

B V 13

凸面にヘラナデが施され、叩き目の不明なもの。凹面には布目・糸切痕が観察され、一部に縦位のヘラナデがみられる。胎土は緻密で、堅緻・須恵質のものと、褐色を呈しやや軟質の焼き上がりのものがある。

5. 小結

清水台遺跡出土の各種瓦の出土数を第 3・4 表にまとめた(註 9)。

女瓦では、縄叩き後に凸面をナデ調整して叩き目を消す A I a 11~13 が半数以上を占める。瓦のセット関係については、後に詳しく検討するが、これらは、麓山窯跡・開成山窯跡で出土するもので、同窯跡で生産された複弁六葉鏡瓦・重弧文字瓦とセットとなるものである。しかし軒先瓦では、素弁八葉鏡瓦と枝状唐草文字瓦のセットが全体の 7 割を占めており、複弁六葉鏡瓦・重弧文字瓦は 5% に満たない。

この結果に対しては、戸田 1987 でも解釈を保留しているが、女瓦の主体となる A I a 11~13 は、胎土や調整の特徴から、重弧文字瓦に伴う女瓦であり、創建期に属することが指摘されている。これらの女瓦が量的な主体となる点からも、それは首肯されよう。軒先瓦の出土比率と合わない点については、これらの瓦を葺いた建物の実態が不明である以上、推測の域を出ないが、いくつかの解釈が可能である。すなわち、これらの女瓦で瓦葺建物が一旦造営され、完成した後、瓦葺建物の大規模な整備・改作が行われ、その際、既存の瓦を大部分で再使用し、補足的に素弁蓮華文の一群が生産された場合と、これらの女瓦の生産による造営期間中に、軒先瓦は複弁八葉→素弁八葉に変化した場合である。開成山窯跡で、創建期の 101 とともに素弁八葉の 201 が出土している点も、後者の理解を支持する。

いずれの場合にも当初、女瓦 A I a 11~13 で造営が進められたが、瓦生産の連続的な推移の中で、文様や製作技法が変化したと考えられ、そのことが出土数にも反映されていると理解できる。

Ⅲ. 供給瓦窯跡

清水台遺跡に瓦を供給した窯跡は、麓山・開成山・愛宕台・愛宕台西・花輪・針生・原田

の7箇所が知られている(第1図参照)。相対的に古い麓山窯跡が清水台遺跡の南西約800mに近接し、開成山窯跡が西約2.3kmの丘陵に営まれている他、愛宕台・愛宕台西・花輪・針生・原田窯跡が、南西約4kmの同一丘陵上に立地している。

ここでは、清水台遺跡の瓦の変遷や組み合わせの検討に手掛かりを得るため、窯での出土状況を見ておきたい。これらの窯跡については、戸田有二氏が詳細に検討・整理している(戸田1987)。以下、戸田氏の研究に依拠して窯跡の様相をみることで、窯でのセット関係を把握するとともに、瓦生産そのものの推移も検討する。

1. 麓山窯跡

清水台遺跡より南西側に張り出した丘陵にある。清水台遺跡との距離は約800mと近い。昭和33年に郡山市教育委員会によって発掘調査が実施され、A～Eの5基の窯跡が発見されている(第10図)。いずれも地下式登窯である。

ここでは、著名な山田寺系の単弁八葉鐙瓦と三重弧文字瓦が出土している(第13図-1～5)。これらの軒先瓦と組み合う男瓦はAⅡc10、女瓦はAⅡc00・10であり、ともに斜格子叩き目がみられるものである(註10)。胎土は緻密だが砂粒が混ざり、淡褐色で軟質の焼き上がりの特徴とする。単弁蓮華文鐙瓦は今のところ、清水台遺跡では出土していないが、斜格子叩きの男瓦・女瓦は清水台遺跡で出土する。

麓山窯跡では、上記の特徴をもつ瓦の他に、AⅠa12ないし13とみられる男瓦、AⅠa11・AⅠa13とみられる女瓦が出土しており、縄叩きを伴うセットも生産された。これらは淡褐色の焼き上がりのもので、灰色・須恵質のものがある。また、瓦当部の剥離した男瓦部の資料が出土している。暗灰色で須恵質の焼き上がりである。

以上から、本窯跡には斜格子叩き目を伴うセットと、縄叩き目を伴うセットの2群が存在したと考えてよい。前者を1群、後者を2群とする。

2群にみられる縄叩きをもつ男瓦・女瓦は、開成山窯跡で複弁六葉蓮華文の101と組み、また清水台遺跡の13次調査A地区で各1点だけ出土した102と501は、胎土や焼き色から麓山窯跡で生産された可能性が高い。従って麓山窯跡の2群には102と501が含まれる可能性が高い。102が開成山窯跡産の101より新しいことを考慮すると、麓山の1群→2群の変遷も想定してよいであろう。

麓山窯跡では、B号窯で須恵器が出土しており、その特徴から、善光寺ⅡC～Ⅲ期の間に位置づけられている(木本1990)。年代は7世紀第4四半期後半～8世紀初頭にかけてである。1群は7世紀末に遡り、2群は8世紀初頭と考えておく。

2. 開成山瓦窯跡

清水台遺跡の西約2.3kmの丘陵に位置する。発掘調査は実施されていない。

円谷兼重氏採集の資料から戸田有二氏が、柳田俊雄氏採集の資料を高松俊雄氏が検討している(戸田・前掲、高松1994)。

本窯跡で採集されているのは、鐙瓦101・201、男瓦AⅠa00・11・12・13、AⅣ00、AⅤ32、女瓦AⅠa11・12・13がある(第13図-6～13)。

このうち鐙瓦101は灰色・須恵質の焼き上がりで胎土はやや緻密だが砂粒の混ざる砂質のもの、鐙瓦201も堅緻・須恵質の焼き上がりで須恵器のように精良・緻密な胎土である。

男瓦・女瓦はいずれも縄叩き+ナデで、製作技法からの区分は難しいが、鑑瓦と同様に胎土の異なる2者があり、2グループにまとめることが可能である。

鑑瓦101に代表される一群を2群、201に代表される一群を3群としておく。先に麓山窯跡での生産が想定される102に代表される一群を2群としたが、開成山における101に伴う男瓦・女瓦はこれと同じ特徴をもつことから、これを2群としてまとめ、101に代表され、開成山で焼成された2a群と、これに後出する102に代表され、麓山で焼かれた2b群とに分けて捉えることとしたい。なお男瓦AIV00は鑑瓦205に伴うもので、本窯でもう一群の生産を想定できる可能性もある。

3. 愛宕台瓦窯跡

清水台遺跡の南西約4kmに位置し、南側を東流する南川南岸の丘陵南向き斜面に立地する。発掘調査は行われていない。鑑瓦203、宇瓦511・512、女瓦AⅠa00が採集されている(第13図-14~17)(戸田1987)。女瓦は桶巻作りで凸面の縄叩き目をそのまま残すものである。鑑瓦が開成山の201に後出する203であることから、女瓦も縄叩き後にヘラナデを施す段階から、叩き目を消す工程が省略されたと考えられ、開成山窯跡に後続する時期の窯跡と考えられる。出土する瓦群を4群とする。

4. 愛宕台西瓦窯跡

愛宕台窯跡の西側に隣接する窯である。発掘調査は実施されていない。採集資料は須恵器が中心で、筆者が実見したのは女瓦1点のみである。一辺1cm程度の正格子叩き目をもつもので、凹面の特徴は降灰・自然釉によりよくわからない。比較的大きな正格子叩き目をもつ女瓦は清水台のAⅢa00がある。その場合、愛宕台瓦窯跡に後続する窯と推定される。

5. 花輪瓦窯跡

清水台遺跡に西約4.2kmの位置にあり、愛宕台西窯跡の西側に近接する。発掘調査は実施されておらず、円寿寺所蔵の鑑瓦のほか、宇瓦1種、女瓦7種、男瓦1種が採集されている(第14図-1~10)。

鑑瓦は205で、範の傷みがかなり進行した段階のものと思われる。宇瓦は514が出土している。女瓦部はBⅡc00①で、瓦当との接合時に広端部に歯車状のキザミを施しているのが観察できる。女瓦は桶巻作りのAⅢa00(戸田分類女瓦Ⅰ類)、AⅢc00(戸田分類女瓦Ⅴ類)、AⅢe00(戸田分類女瓦Ⅳ類)、一枚作りのBⅠa01・02(戸田分類女瓦Ⅶ類・Ⅵ類)、BⅡc00①(戸田分類女瓦Ⅱ類)、BⅡc00②(戸田分類女瓦Ⅲ類)が出土。男瓦は、粘土板巻き無段で凸面に縦位のヘラケズリを施すAV30である。

本窯跡で出土する女瓦は大きく桶巻作りのものと一枚作りの2者にわかれ、技法の異なる2セットが存在すると考えられる。桶巻作りのものは前述の各窯で出土するものと異なり、凸面に格子叩き目がみられるものである。桶巻作りのものを5群、一枚作りのものを6群とする。

なお、鑑瓦205は後出する針生窯跡でも出土している。また清水台遺跡では男瓦部凸面に平行叩き目をもつ鑑瓦205が出土しているが、当該資料は範傷が少なく範の傷みが進行していない。凸面に平行叩き目の施された男瓦は開成山瓦窯跡でも採集されており、開成山

→花輪→針生と窯場が変遷するなかで、205の範が長期にわたって使用された可能性が高い。なお、205が出土鑑瓦のなかでもっとも出土数が多い点や、範傷の進行が顕著な点も、このことと対応する事実であろう。

6. 針生瓦窯跡

清水台遺跡の南西約4.6kmに位置する。南川南岸に形成された丘陵東斜面に立地し、同一丘陵の北側に花輪窯跡、北東に愛宕台西窯跡・愛宕台窯跡、東側の対岸丘陵に原田窯跡が近接して営まれている。昭和40年に大川清氏により、後述する原田窯跡とともに発掘調査が実施され、4基の窯跡が並列して発見されている。瓦は1・2・4号窯から出土しており（第14図-24～32）、ともに須恵器も焼成した瓦陶兼業窯である。3号窯では須恵器のみが出土している。

鑑瓦は205・206・211が出土している（それぞれ戸田分類鑑瓦Ⅱ・Ⅲ・Ⅰ類）。205は1・2・4号窯から出土、2号窯から出土した1点は範の傷み進行が顕著である。206・211は4号窯から出土している。

宇瓦は514が3号窯の埋積土中より出土。女瓦はBⅡc00①（戸田分類女瓦Ⅱ類1式）、AⅢc00（戸田分類女瓦Ⅱ類2式）、BⅠa00で、BⅠa00は熨斗瓦ないし堤瓦である。男瓦は凸面に縦位のヘラケズリが施されるAV30である。

鑑瓦206・211以外は基本的に花輪窯跡の5・6群の瓦の構成と同じで、これとさほど時期を隔てないものであろう。

3号窯から出土した須恵器の年代は8世紀後半頃と推定される。3号窯から瓦の出土はないが、他の窯もこれと大きく時期をへだてず、順次操業した可能性が高い。

7. 原田瓦窯跡

清水台遺跡の南西約4kmに位置する。南川南岸に形成された丘陵に立地しており、西側の対岸丘陵に花輪窯跡、北東に愛宕台西窯跡・愛宕台窯跡、針生窯跡が近接して営まれている。昭和40年に大川清氏により発掘調査が実施され、3基の窯跡が丘陵北向き斜面に並列して発見されている。

鑑瓦は206が、宇瓦では521が、1・2・3号窯からそれぞれ出土している（7群とする）。女瓦では一枚作りで凸面に縄叩き目をもつBⅠa00・BⅠb00（それぞれ戸田分類Ⅰ類B-1式・Ⅰ類A-1式）、斜格子叩き目をもつBⅡc00①（戸田分類女瓦Ⅱ類A-1式）、AⅢc00カ（戸田分類女瓦Ⅱ類B-1式）、長方形の格子目をもつもの（戸田分類ⅡB-1）、平行叩き目をもつものが確認されている（第14図-11～23）。このうち、縄叩きのBⅠa00と長方形の格子叩き目が同一個体に重複してみられる資料がある。縄叩き目をもつもの、長方形の格子叩き目をもつもの以外は小片が出土したに過ぎず、混入の可能性もある。男瓦は凸面に縦位のヘラケズリが施されるものAV30（戸田分類Ⅰ・Ⅲ類）と、ロクロナデによるAⅠb11カ（戸田分類Ⅱ・Ⅳ類）がある。

8. 小結

清水台遺跡へ瓦を供給した古い段階の窯である麓山窯跡は、瓦に1・2群の2セットがみられ、2群は開成山窯跡と同様のものである。花輪窯跡で出土する女瓦は桶巻作りの5群

と一枚作りの6群があり、技法の異なる2セットが存在することになる。近接して複数の窯の存在を想定する意見もあるが、この地点での操業期間のなかで、桶巻作りから一枚作りへの移行が行われた可能性もある。針生窯跡も花輪窯跡と同様の構成で、これとさほど時期を隔てず操業したのであろう。原田窯跡は一枚作りが主体を占め、針生窯跡の瓦と重なる部分が多い。

清水台遺跡に瓦を供給した窯跡7箇所出土する瓦を第5表にまとめた。出土する瓦の各型式は、複数の窯にまたがって出土している場合が多く、また異なる窯で相互に重なる部分がある。出土する瓦の型式編年から、順次窯場を移動しながら瓦の生産が行われたと考えられるが、一つの窯の操業期間の中で、瓦の型式が交代している様子が見える。すなわち、麓山→開成山→愛宕台→愛宕台西→花輪・針生→原田の順に、連続的な変遷を示し、その過程で瓦の特徴や製作技法の転換が行われたと考えられる。

後述するように、供給地である清水台遺跡の、主として軒先瓦の文様や製作技法の検討から、それらが継承されていく状況を確認できる。生産地の様相も、それと対応した在り方と評価してよいであろう。愛宕台・愛宕台西・花輪・針生・原田の各窯跡は同一丘陵上で一大窯跡群を形成しており、清水台遺跡における瓦葺建物の造営・維持・管理に伴い、瓦屋が継続的に操業したと考えられる。

麓山窯跡B号窯出土の須恵器(第11図)の年代は、7世紀第4四半期後半～8世紀初頭にかけてであり、1群は7世紀末に遡り、2群は8世紀初頭と考えておく。針生3号窯跡や原田窯跡の須恵器(第12図)の年代を参考とすれば、5・6群は8世紀後半～未頃の年代を推定しておきたい。3・4群は、その間に位置づけられ8世紀前半～中頃であろう。

IV. 瓦の組み合わせと変遷

1. 軒先瓦の文様と技法の変遷について

清水台遺跡の瓦の変遷については、すでに繰り返し検討されており(戸田1987、高松1994、報告書2006)、先行研究は概ね首肯されるが、以下では、製作技法の導入と継承の視点から、瓦群全体の変遷を含めて私見を述べたい(第15図)。

a) 鐙瓦の変遷

鐙瓦は文様から、大きく複弁と素弁に分かれる。前者は101・102の2種があり、文様の整った101に、やや文様の退化した102が後出する。素弁の鐙瓦には多数の範があり、その製作には時間差が存在したと考えられる。素弁八葉蓮華文のなかでは201が、倒卵形の蓮弁の膨らみが顕著で、もっとも整っている。202がこれに次ぎ、以後、205に至るまでに蓮弁が徐々に幅狭くなる方向へ変化し、弁形が崩れていく。206では中房と蓮弁の段差がなくなり、形骸化した文様となる。素弁六葉の211、四葉の221も、弁数は異なるが、同じ系譜で捉えられるものであろう。しかし文様に大きな改変が加えられていることから、後出的なものである。

製作技法は、複弁六葉の101が瓦当部を成形してから裏面に浅い挿入溝を掘って男瓦を立て、少量の接合粘土で補強するのに対し、素弁系の鐙瓦はいずれも範に薄い粘土を詰めた

後に男瓦を裏面に立て、男瓦の凹面側と凸面側に粘土を足して瓦当部全体を成形するため、男瓦の広端部が瓦当に深く差し込まれている（註 11）。両者の違いは、前者が瓦当部を成形した後に男瓦を接合するのに対し、後者は瓦当部の成形と男瓦の接合が一体に行われている点であり、文様系統の違いと製作技法の違いが対応する。後者は時間差のある複数の範に用いられており、文様とともに長く継承された技法であろう。

b) 宇瓦の変遷

宇瓦は様式的に古い重弧文字瓦がはじめに出現し、範型で施文する唐草文字瓦が後出すると考えてよい。後者は複数の範があり、また、その多くは包み込み技法を用いている。この2者は、鑑瓦における複弁蓮華文と素弁蓮華文の区分と対応する。

重弧文字瓦は、清水台遺跡では第13次A地区で出土しており、同地区で出土した複弁六葉蓮華文鑑瓦102と焼き色も同じであることから、これらが組み合ったと考えられている。清水台遺跡では小片しか出土していないため、詳細は不明であるが、麓山窯跡では重弧文字瓦の良好な資料が得られており、これを参考にすると、女瓦は桶巻作りで凸面に斜格子叩きを施すAⅡc10である。同窯跡では、単弁八葉の鑑瓦のほか、胎土・焼き色が共通する男瓦AⅠb10が出土している。AⅠb10は縄叩き目をナゲ消す粘土板巻作りのものである。

おなじ特徴の男瓦・女瓦は、複弁六葉蓮華文鑑瓦101を生産した開成山窯跡で男瓦AⅠa11～13、女瓦AⅠa11～13が出土している。同窯では重弧文こそ出土していないが、複弁六葉蓮華文鑑瓦と重弧文字瓦が組み、これに凸面の縄叩き目を擦り消す桶巻作りの女瓦が伴った可能性が高い。叩き目を消すナゲはロクロを使用したものである点も指摘され（戸田1987）、重弧文の施文と対応する技法であろう。

一方、重弧文字瓦に後出する唐草文字瓦のなかで511・512は、桶巻作りで凸面に縦位の縄叩き目をそのまま残す女瓦AⅠa00が伴う。

前述した縄叩き後に叩き目を擦り消す女瓦AⅠa11～13と縄叩き目をそのまま残すAⅠa00の違いは、調整の有無による縄叩き目の残り具合の違いだけである。したがってAⅠa00は、重弧文の段階の女瓦の製作技法が、後出の段階まで引き継がれたものであり、その過程で凸面のナゲが、省略されたとの理解が可能である。こうした特徴を持つ女瓦を伴う511・512は重弧文の直後に位置づけられ、相対的に古く位置づけられる可能性が高い。なお、文様では511・512よりも、文様の流れが513ではやや硬く、514ではさらに粗雑になる。したがって文様上からみても、511・512より513が後出し、さらに514が続くと考えてよい。513には桶巻作りで正格子叩きのAⅢa00が、514は一枚作りで斜格子叩きのBⅡc00①が伴う。

511・512・513・514はいずれも包み込み技法で、女瓦の接合の際に端部に歯車状のキザミを設けるものが、4種ともに認められる。同様のキザミは鑑瓦の203・204・205にみられ、これらがセットとして同じ手法をもつ工人により製作されたことを示す。

これに対し、521は一枚作りの女瓦の広端側凸面に粘土を貼り足して直線顎を形成しており、瓦当粘土を先に範詰しないこと、顎用粘土を貼り足したあと叩き締めを行うことなど、多くの点で他の宇瓦と異なり、これも外来的な技法であろう。宇瓦の他の型式との前後関係は不明であるが、後出的とみられる（註 12）。

531は均整唐草文で、包み込み技法を用いていることから、511～514に近接する時期と見てよいが、文様が他と大きくことなるため先後関係は決め難い。先には伴う女瓦を一枚

作りとしたが、それが妥当であれば 514 により近い時期であろう (註 13)。

以上のように、鑑瓦では 101 の時期に接合式、200 系の時期に印籠つぎが導入され、以後、これが基本的に継承される。宇瓦もこれに対応し、501 の重弧文に後続して範型による瓦当文の施文と包み込み技法を伴う宇瓦が新たに導入されて、511 以下の後出の型式まで継承される。

2. 瓦の組み合わせと変遷 (第 15 図、第 6 表)

清水台遺跡の創建期の瓦は、複弁六葉蓮華文鑑瓦は 2 型式があり、外周蓮子が 2 重で弁の分割線を伴う 101 が古く、外周蓮子が 1 重で弁分割線がなく、外縁の線鋸歯文も簡素な 102 が新しい。101 は瓦当側面に範型・枷型の圧痕があるが、102 には確認できない。

開成山窯跡での出土状況から鑑瓦 101 と、男瓦 A I a11~13、女瓦 A I a11~13 がセットとなる。

一方、第 13 次 A 地区で 1 点だけ出土した 102 は、同じ地区から出土した重弧文字瓦 501 と組むものと考えられる。これらは、胎土や焼き色が共通しており、麓山窯跡の製品に類似すること、麓山窯跡では 501 と同じ重弧文軒瓦が出土していることから、それらは麓山窯跡産の可能性が高い。

なお、麓山窯跡では、単弁八葉蓮華文鑑瓦・重弧文字瓦が焼成されており、これらは斜格子叩き目を伴う男瓦 A II c、女瓦 A II c と組む。複弁の 102 が麓山窯跡産とすれば、同窯で出土する男瓦 A I b・女瓦 A I b とセットになるものと思われる。麓山窯跡で 2 つの群が生産されたこととなるが、その先後関係は不明で、同時期の可能性もある。

いずれにしても、創建期の段階に、麓山窯跡の単弁八葉蓮華文に代表される一群 (1 群)、開成山窯跡の 101 に代表される一群 (2 a 群)、開成山の一群に後出し、麓山で生産された一群 (2 b 群) が存在すると考えられる。

次に、開成山窯跡では、101 の他に素弁八葉の 201 も出土している。201 は素弁八葉蓮華文の初出型式であり、同窯跡の操業期間中に、新たな文様と印籠継ぎや歯車接合といった技法が導入されたと考えられる。これに組み合う宇瓦や女瓦は判然としないが、鑑瓦の文様・技法や女瓦の特徴は後続する 4 群以降に継承されていることから、宇瓦も 4 群にみられる包み込み技法がこの時期に導入され、後に引き継がれたと考えられる。鑑瓦の印籠つぎ技法と宇瓦の包み込み技法は基本的な製作手順が同じであり、接合される男瓦・女瓦はともに歯車接合が行われていることから、鑑瓦・宇瓦に共通する手法であったと考えられる。従って開成山の段階に導入された 201 とこれに組み合う瓦群を 3 群として把握しておく (註 14)。

続く宇瓦 511・512 では、範型による瓦当文の施文、これに伴う包み込み技法を 3 群から引き継いだとみられる。これに伴う女瓦は 2 群にみられる桶巻作り・縄叩きの女瓦 A I a00 である。宇瓦 511 には、目の細かいハケメ状のヘラナデと焼色が共通し、文様上も 201 に後続するとみられる 202 が組むものと思われる。

511 と、これと並列的に派生したとみられる 512 は、愛宕台窯跡で 203 とともに出土していることから、202・203、511・512、女瓦 A I a00 が組むと考えられる。これらは、鑑瓦の印籠つぎ、宇瓦の範型による文様、包み込み技法、鑑瓦・宇瓦ともにみられる歯車接合

などが共通してみられ、これは3群の段階で受容された文様・技法を継承したものであることから、新来の技法が定着・展開したものと考えられる(註15)。これを4群とする。

なお、これより文様のくずれた205は、男瓦部に平行叩き目が確認でき、男瓦AIV00・女瓦AIVa00が組むと考えられる。平行叩き目をもつ女瓦は開成山窯跡で出土しており、同窯はこの段階まで操業を継続した可能性もある。

宇瓦511・512に文様上、後出するのが513・514である。ともに前段階の包み込み技法で製作されており、513には桶巻作り・格子叩きの女瓦AIIIa00、514には一枚作りのBIIc00①が用いられている(註16)。これらの女瓦を生産したのは花輪窯跡である。同窯では、桶巻作り・格子叩きのAIIIa00・AIIIc00・AIIIe00、一枚作り・斜格子叩きの女瓦BIIc00①・②、およびこれに組み合う514が出土している。桶巻作りと一枚作りの2セットが存在しており(それぞれ5・6群)、同窯で出土した205が、そのどちらか、あるいは両者に組むものであろう。

文様上、205より後出する瓦群は、鑑瓦206、宇瓦521、一枚作りで縄叩きの女瓦BIIa00、BIIb00で、原田窯跡で生産されている(7群)。206の文様は、素弁八葉であるが前段階までのものから大きく退化し、また男瓦の接合は印籠つぎ技法を継承したとみられるが、歯車接合は確認できない。521も断面三角形の顎部を女瓦凸面に貼り足し、叩き締めを行う技法で、包み込み技法とは異なる。従って、これらは、他の瓦群を継承しつつ、やや時期を隔てているか、別系譜の影響を受けている可能性がある。

3. 遺構変遷との対応

新来の文様と技術が導入される3群に、もっとも大きな画期があり、以後、この段階で導入された文様・技法が継承される。3群は8世紀前半に位置づけられ、年代的にみて、その画期は本遺跡の官衙遺構が、斜め方位の計画から真北方位へと変更される画期と対応するとみて間違いあるまい。その際、本遺跡内に存在した瓦葺建物の計画変更・改作も行われたと考えられる。

鑑瓦は203・205、宇瓦は511・512の出土が多く、この時期に大規模な造営が行われたと考えら得る。ただし、男瓦・女瓦の出土数を検討した中で述べたように、新たにすべての瓦を新調するのではなく、特に男瓦・女瓦は前段階の建物に使用されていたものを再利用し、軒先瓦のみ装いを新たにした可能性がある。以後、この段階に改編された建物が継続的に維持されたと考えられ、それに伴って文様や造瓦技法も、近接する瓦屋で継続的に保持されたと考えられる。

3群の段階に導入された鑑瓦の印籠継ぎや包み込み技法は複数範種にわたって用いられる。特に包込み技法や女瓦の歯車状加工は、瓦当に接合される女瓦が5群の段階で旧来の桶巻作りに一枚作りのものが加わり、女瓦の製作技法が変化しても継承された。なお、素弁系の鑑瓦に共通して用いられる印籠継ぎは一般的な接合技法であるため、宇瓦のように特徴的な技法の継承という積極的な評価はできないが、やはり在地において継承された技術が用いられたとの理解が自然であろう。

窯場は消費地に比較的近い位置で麓山・開成山が操業するから、やや離れた地点に窯場を移し、愛宕台・愛宕台西・花輪・原田・針生などの窯が集中的・継続的に操業する段階へ推移し、その画期が上述の瓦の画期と対応するとみてよいであろう。後者の段階に、継続

的な瓦生産体制が構築されたと考えられる。

このように、清水台遺跡をめぐる瓦生産について、生産地・消費地の双方の様相から、その推移を検討した結果、新来の技術の導入による画期が存在する一方、連続的に捉えられる部分が存在することが把握できた。とりわけ後者の点が重要と考える。従来の研究では、瓦の変遷のなかで、新たな文様・技法の導入される画期やその故地に研究の視点が向けられることが多い。しかし、これまで具体的に述べたような形で、在地に受容された技術が保持・継承されることによって、寺院・官衙の瓦葺建物が継続的に維持するための技術的な基盤が在地に確保されたと考えられる。

V. まとめ

清水台遺跡に存在した瓦葺建物は、軒先瓦に多種の型式が存在することから、創建の後、繰り返し補修を受けて存続したと考えられる。その推移の検討から、清水台遺跡をめぐる瓦生産の実態を把握できた。

1. 数量の検討から、男瓦・女瓦は創建期に生産されたものが量的な主体となる。しかし、創建期の軒先瓦とみられる複弁六葉蓮華文鑑瓦一重弧文字瓦の出土は極めて少なく、素弁八弁蓮華文鑑瓦一植物文字瓦が軒先瓦の主体となる。従って、2 a・b群による瓦葺建物が成立したか、その生産途中に遅れて、新たな文様・技法をもつ3群が導入され、以後、施設の大規模な改作ないし補修が行われた可能性が考えられる。その画期は、遺構におけるⅠ・Ⅱ期の変遷と、その後の推移を反映したとみられる。
2. 創建期の2 a・b群と、後続する3群との間には、軒先瓦の文様や接合技法において、新来の要素（印籠つぎ、歯車接合、包み込み技法）の導入に伴う画期が存在する一方、男瓦・女瓦の技法（桶巻作り・縄叩きなど）は、前段階からの系譜で説明できる。これは、2群の段階に基盤となる技術が在地に定着・保持され、その継承の上に、3群以降の新たな文様・技術の導入が行われた結果と考えられる。また、3群の段階に導入された軒先瓦の接合技法は、以後、4・5・6群に継承される。その連続的は変遷のなかで、女瓦は桶巻作りから一枚作りへと変わる。すなわち、瓦の変遷過程のなかに、在来の技法の継承や新来の技法の受容により、技術の融合、交替していく状況が看取された。
3. 供給窯跡は、はじめに清水台遺跡に近接する丘陵で麓山窯と開成山窯跡が操業するが、後には愛宕台・愛宕台西・花輪・針生・原田の各窯跡が同一丘陵上で一大窯跡群を形成する。その推移は、製品である瓦の文様・製作技法の推移・画期を反映する。清水台遺跡における瓦葺建物の造営・維持・管理に伴い、継続的に操業したと考えられる。

以上のように、清水台遺跡の瓦生産は、生産地・消費地の双方の様相から、瓦生産の変遷を連続的に捉えることができた。このことは、瓦葺建物の造営とその維持にかかわり、在地で継承・保持された技術が存在したことを示す。その推移のなかで、時に新来の技術が必要されているが、旧来の技術がその後も存続しており、各種の瓦にみられる文様や技法

のおける諸画期は必ずしも対応せず、むしろ暫移的に技法が交替していくあり方を示す。こうした連続的な在り方は、窯の推移とも対応するものと思われる。清水台遺跡に存在した官衙・寺院の実態は不明な点が多いが、その造営と維持・管理は、このような形で在地において保持された技術によって行われていたと考えられる。

註

- (1) 高松俊雄氏のご教示によれば、90°のものもあるとのこと。
- (2) 報告書 2006 では、206 でこの技法を指摘しているが、206 は基本的に 201 以来の技法を継承したものと考えられる。
- (3) 報告書 2006 では斜格子タタキとされている。
- (4) A I a 11~13 類は、縄叩き後に横位のヘラナデ調整が施されるものである。横位のナデにはロクロが使用されている可能性もある。11~13 の区分は縄叩き目の残り具合の違いであり、厳密なものではない。麓山窯跡産の男瓦の中に、凸面に横位のヘラナデが施され、斜位の縄叩き目をわずかに残すものがある。また開成山窯跡の男瓦も基本的に縄叩き+横位ヘラナデのもので、叩き目の残り方が異なるものが含まれる。したがって A I a に分類されたもののなかには、麓山窯跡段階、開成山段階など、複数の窯、生産段階のものが含まれることを想定しておく必要がある。
- (5) 報告書では b の存在は指摘されていないが、男瓦に対応して女瓦にも A I b00 の存在（第 149 図-1）が指摘できる。ただし量は少ない。
- (6) A I a 11~13 類は、縄叩き後に横位のヘラナデ調整が施されるもので、11~13 の区分は縄叩き目の残り具合の違いであり、厳密なものではない。男瓦と同様、麓山窯跡段階、開成山段階など、複数の窯、生産段階のものが含まれることを想定しておく必要がある。
- (7) 報告書 2006 では第 151 図-10 を BIIIc00、第 165 図-2 を BIIIc20 とするが、いずれも本型式に含められるものと思われる。
- (8) 報告書 2006 では第 156 図-4 に「平瓦IV類 AIIIc21」、第 164 図-6・7 に「平瓦VII類 BIIIa00」の注記があるが、これらは叩き板が同一と考えられ、桶巻作りか一枚作りか判断に迷う。一枚作りとされた第 164 図-6・7 を観察した結果、一枚作りと判断した。戸田 1987 の女瓦IV A に該当。
- (9) 表 3・4 は、報告書 2006 では、2006 年度までに実施された発掘調査出土のものと、これまでに知られていた表採資料とを合わせて出土数が示されており、表 3・4 はこれをまとめたものである。また、戸田 1987 では、その時点までに実施された発掘調査で出土した瓦の集計結果が示されている。瓦が特に多く出土した 2・3・4・6 次調査の資料が含まれ、現在、公表されたなかでは、ここでの成果が最もまとまった集計結果である。表 4 は、その成果にもとづき、男瓦・女瓦についてまとめたものである。
- (10) 戸田氏は、斜格子叩き目に 2 種類があるとしている。いずれも側面形状が凹面と側面の為す角度が鋭角となる点は両者に共通する。
- (11) 戸田 1987 では、第 I 技法：半裁男瓦嵌込式、第 II 技法：接着法、第 III 技法：印籠継ぎ、の 3 技法が存在したことが指摘されている。このうち第 I 技法は、文様不明で麓山窯跡から出土した瓦当部の剥離した男瓦と、原田窯跡出土の 206 から存在を推定したものである。麓山出土例は、男瓦の凹面側広端縁のやや内側に剥離痕があつて、瓦当粘土が剥離した痕跡にみえ、男瓦の広端縁はこれより前に出ているように見えるが、この剥離痕を瓦当粘土ではなく、瓦当粘土の裏面に男瓦を立て、または接合溝に挿入した後に、男瓦の凹面側に付加された接合粘土が剥離したものとみることもできなくはない。

また原田窯跡出土の 206 は十分検討できなかったが、戸田氏の指摘するように清水台遺跡の 206 にはこの技法はみられず、清水台例では初めに箔詰めされた瓦当粘土が極めて薄く、その後すぐに男瓦を立て、さらに粘土を足して瓦当部を成形するため、男瓦が剥離した資料では、布目の陽型が瓦当粘土の先端まで達しているようにみえるものがあるが、男瓦の広端部がそのまま周縁となる半裁男瓦嵌め込み式とは異なる。従って第 I 技法については保留としておく。

- (12) 泉官衙遺跡の木葉文字瓦と文様や直線顎、女瓦凸面側のみに粘土を足す点が類似する。組み合う素弁の型式は、郡山五番遺跡の素弁との関係を考えられなくもない。しかし、女瓦は一枚作り、瓦当粘土を先に箔詰めするのではない、という点が異なる。また年代的にも開きがある。泉との関連性の有無は判断が難しい。
- (13) 531 に伴う女瓦は BIIIb00 とした瓦である。この種の女瓦は、凹面に糸切痕・布目がみられ、側板圧痕が観察されないことから、筆者は一枚作りと考えた。しかし戸田氏は桶巻き作り・一枚作りの両者の可能性を考慮し、製作技法不明とした（戸田分類 VI 類 E）。531 の瓦当文様は、かなり変形はしているものの、均整唐草文の意匠を留めている。一方、枝状唐草文は、他地域に類例のない独自の在地的な文様であり、その当初の型式が、枝状の文様がそれぞれ右偏行・左偏行する 511・512 である点は興味深い。すなわち 511・512 の文様は、531 の均整唐草文のうち、右偏行・左偏行の唐草文をそれぞれ模倣し、並列的に派生した文様との理解が成り立つ。511・512 に伴う桶巻作り・縄叩き女瓦は、前段階の複弁六葉蓮華文に伴うものを引き継いだものと考えられる。一方、包み込み技法は従来にない外来の技法である。531 を一枚作りとみる立場からは、桶巻作りの 511・512 に後出すると考えるのが自然である。しかし桶巻作りと考えた場合には、511 などより先行する可能性も完全に排除できない。その場合、201 でみた印籠継や包み込み技法、女瓦と同じ叩き目をもつ男瓦 BIIIc00 にみられる粘土紐巻作り無段式など、もともと在地になかった要素がセットで当地域にもたらされたが、在来の桶巻作りの技法をもつ瓦工が、箔型による瓦当文様や包込技法を学び、511・512 を製作したと考えることができる。その一方、紐作りの男瓦は定着しなかったと解せる。この点は、新来の技法を導入するにあたり、在来の技法をもつ瓦工が、取捨選択を行った結果と理解できる。従って 511・512 は、531 に後出する可能性もある。
- (14) 201 に 1 点だけ確認できる瓦当裏面押圧技法は、素弁八葉の他の型式には確認できない。新来の文様の初出型式である 201 に伴って導入され、その後定着しなかった手法の可能性はある。
- (15) 511・512 の文様は、それぞれ枝状の文様が右偏行・左偏行するもので、同じ箔型から並列的に派生した兄弟関係にある文様の可能性がある。その製作技法は、包み込み技法で、女瓦広端部に歯車状のキザミを施すこと、それぞれ段顎を 1 段に整形するものと 2 段に整形するものがあることから、基本的に同じ工人により製作されたと考えられる。箔が違うことから、同じ工人が連続する造営のなかで、箔を変えつつ同時並行して造瓦を行った可能性も考慮する必要がある。
- (16) 包み込み技法の宇瓦では、女瓦の広端部に歯車状のキザミを施すものが 511・512・513・514 にともにみられ、箔や叩き板の違い、さらに女瓦が桶巻作りの AI a00・AIII a00 から一枚作りの BII c00①に替わっても継承された。

参考文献

- ・梅宮 茂 1960 「郡山市麓山窯跡調査報告」『福島県文化財調査報告書』第 8 集 福島県教育委員会
・金崎佳生・高松俊雄 1976 「郡山市清水台遺跡資料集成（I）」『福島考古』第 17 号 福島県考古学会

- ・金崎佳生・高松俊雄 1977 「郡山市清水台遺跡資料集成（Ⅱ）」『福島考古』第 18 号 福島県考古学会
- ・金崎佳生・高松俊雄 1978 「郡山市清水台遺跡資料集成（Ⅲ）」『福島考古』第 19 号 福島県考古学会

- ・木本元治 1975 「郡山市麓山瓦窯跡出土の須恵器」『しのぶ考古』5
- ・郡山市教育委員会・金裕建設株式会社 1975 『清水台遺跡 一第 2 次発掘調査概報一』郡山市文化財調査報告書第 21 集
- ・郡山市教育委員会 1977 『清水台遺跡 第 4 次発掘調査速報 その他』
- ・郡山市教育委員会・財団法人郡山文化・学び振興公社 2007 『清水台遺跡—総括報告 2006—』
- ・高松俊雄 1994a 「古代安積郡出土の人名瓦について」『研究紀要』第 1 号 財団法人郡山市埋蔵文化財発掘調査事業団
- ・高松俊雄 1994b 「郡山市開成山窯跡出土の瓦 一清水台遺跡出土瓦の変遷に関して一」『研究紀要』第 1 号 財団法人郡山市埋蔵文化財発掘調査事業団
- ・戸田有二 1984 『考古学研究室調査報告書 群馬県吉井町下五反田・末沢窯跡 福島県郡山市針生・原田瓦窯跡 福島県原町市・入道迫瓦窯跡』考古学研究室報告甲種第 3 冊 国土館大学文学部考古学研究室
- ・戸田有二 1987 「古代陸奥国推定安積郡衙跡出土古瓦とその供給瓦屋」『郡山市文化財研究紀要』第 4 号 郡山市教育委員会
- ・渡辺昌幸 1982 「愛宕台瓦窯跡の採取遺物」『郡山地方史研究』第 14 集

第3章 腰浜廃寺跡の瓦 ―信夫郡衙周辺寺院の造瓦体制―

I. 遺跡の概要

福島市腰浜町・浜田町に所在し、市内を北流する阿武隈川西岸の河岸段丘上に立地する(第1図)。

天保12年(1841)に編纂された地誌『信達一統誌』に、かつて「七堂伽藍」が存在したことから古瓦が散布するとの記述があり、古くから知られた遺跡であった(註1)。明治～昭和初期には小此木忠七郎・木口昇・関野貞・石田茂作・内藤政恒氏らによって、表面調査や表採の古瓦に基づく研究が進められた。本格的な発掘調査は、伊東信雄氏により昭和35～38年度の4次にわたって実施された腰浜廃寺および供給瓦窯跡である宮沢窯跡・赤埴瓦窯跡の調査が初である。この時の調査では堂宇などの遺構は確認されなかったが、内藤政恒氏が出土した瓦を詳細に検討している。また伊東信雄氏が本遺跡の重弁蓮華文鏡瓦について、備後寺町廃寺との関わりを指摘し、その年代を7世紀後半と推定した「福島市腰浜出土瓦の再吟味―広島県寺町廃寺跡出土瓦との比較において―」は、後進性が主張されてきた東北の仏教文化を、他地域と変わらぬ年代まで遡らせ、評価した研究として著名である。

その後、昭和53年度～57年度に確認調査が行われ、N-5°-Wに主軸方位をとる東西23m×南北19mの基壇を伴う金堂とみられる建物跡が確認された(第2図)。またその西約100mの位置で南北溝が確認され、これを西辺とする方二町四方の寺域が想定されている。この時の調査で出土した瓦を、既出土の資料を含めて辻秀人氏が検討し、鏡瓦の製作技法やセット関係を明らかにしている。

近年では、共同住宅に伴う開発道路の建設に伴って、平成22年度に基壇の発見された地点の南約30mの位置で発掘調査が実施され、土坑や溝跡が確認されるとともに、多賀城系の重弁蓮華文鏡瓦を含む新資料が得られている。

腰浜廃寺の出土瓦については、特異な顎面文様に注目した内藤政恒氏、製作技法と瓦群の把握を行った辻秀人氏らの研究があり、他に製作技法を取り上げた戸田有二氏、眞保昌弘氏、佐川正敏氏や筆者らの研究がある。

本遺跡の瓦については、特異な文様や製作技法が注目され、研究が蓄積されてきたが、そうした瓦群を生み出した造瓦体制については、あまり問題にされることはなかった。そこで、先行研究に依拠しながら、本遺跡における瓦生産の推移をたどり、生産体制の具体像を把握してみたい。

Ⅱ．瓦の分類

1．男瓦

『腰浜廃寺跡』Ⅲ（福島市教委 1981）および「陸奥南部の造瓦技法」（辻 1984）で辻秀人氏が、有段（Ⅰ）・無段（Ⅱ）、粘土板巻き作り（A）・粘土紐巻き作り（B）、側面ケズリ調整（a）・側面に破面を残すもの（b）（註2）などの属性から分類を行っている。また、粘土板巻き作り無段の型式の一部には、凹面に側板圧痕が観察されることも指摘されている。このうち、Ⅰ・Ⅱ、A・Bの区分は辻氏の分類を踏襲し、さらに凸面の特徴によって a・b・c…、凹面の特徴によって①・②…などの区分を設けることとした。なお、男瓦は多くが凸面の叩き締め後に調整を施しており、叩き目の細分は難しい。

Ⅰ．有段

Ⅱ．無段

A．粘土板巻き作り

B．粘土紐巻き作り

a．縄叩き目

b．平行叩き目

c．格子叩き目

d．斜格子叩き目 ※男瓦には確認されていない。

e．凸面ナデ

f．凸面ハケ目

①凹面に側板圧痕あり

②段部の凹面側に屈曲あり

③段部の凹面側に屈曲なし

ⅠAe②（第3図-2）

粘土板巻き有段のもの。凹面には布目が残りに、段部の先端に横位の粘土の接合痕がみられるものがあるが、縦位に粘土板合わせ目、糸切痕が観察されるため、粘土板巻き作りと判断される。凸面は横位のヘラナデで、筒部にわずかに縦位の縄叩き目が観察できるものがあり、縄叩きを伴うことが判明する。段部凹面側の屈曲が強い。

胎土は粗雑。灰色で須恵質の焼き上がりのものと、赤褐色で硬質、明褐色でやや軟質の焼き上がりのものなどがある。

ⅠAbe②（第3図-1）

粘土板巻き作り有段で、凸面の大部分をナデているが、段部の一部に平行叩き目の残るものがある（『腰浜廃寺』Ⅴ P19）。凹面側の屈曲強い。また、段の有無は不明だが、凸面に

平行叩き目の残るものがある (Ab)。

I B a e ②

粘土紐巻き作り有段で、凸面にナデを施しているが、縄叩き目が残るもの (『腰浜廃寺』Ⅲ、P25)。凹面側に段部に対応した屈曲がある。

I B e ③ (第3図-3)

有段で、凹面にわずかに横位の粘土の合わせ目を観察できる破片があり、紐作りの型式と判断した。凸面は横位ヘラナデ。段部の凹面側には屈曲がない (③)。胎土はやや緻密で、灰褐色・やや軟質の焼き上がり。

II A e ① (第3図-6)

粘土板巻き作り無段のもの。凸面は縦位ヘラナデ。凹面に布目・糸切痕を残す。また凹面の特徴から、側板圧痕を残すものと、側板圧痕のないもの、の2者に細分できる。前者は、側板の幅が2cmとやや広く、横位の糸切痕が顕著にみられ、凸面は調整によって消されているが、わずかに縄叩き目が確認できるもの、側板の幅が1~1.5cmと狭く、凸面にはわずかに平行叩き目が確認できるものがある。側板連結摸骨にも側板の幅の違いによる2種類があり、これに叩き板が対応する可能性がある。

II A f ① (第3図-9)

粘土板巻き作り無段で、凸面に縦位のハケ目を残すもの。凹面には横位の糸切痕、側板圧痕が残る。灰褐色~赤褐色で硬質の焼き上がりで、胎土は緻密。

凸面にハケ目、凹面に側板圧痕を残す男瓦は、鑑瓦100に伴う。

II A b f (第3図-5)

狭端部の残る資料はないが、裁頭円錐形であることから無段とみられる。粘土板巻き作り、凸面に平行叩き後に横位のハケ目状のヘラナデを施しているもの。凹面は布目・糸切痕を残す。側板圧痕はなし。灰色・須恵質の焼き上がりで、胎土は緻密。

II A a e (第3図-4)

粘土板巻き作り無段で、凸面に縦位縄目+横位ナデのもの。凹面には布目を残す。布のシワが顕著で粗雑な印象をうける。また側板圧痕はない。明褐色でやや軟質の焼き上がり。胎土やや粗雑。II A eは本来、縄叩きで製作され、本類は縄目を消しきらなかったものであろう。

II B e (第3図-10)

粘土紐巻き作り無段で、凸面全面ナデ。凹面は粘土紐積み上げ痕、布目を残す。胎土はやや緻密だが砂粒を含むもの、粗雑なものがある。灰色・須恵質の焼き上がり。

II B a e (第3図-11)

粘土紐巻き作り無段で、凸面全面ナデ、ごくわずかに縄叩き目を観察できる。凹面は粘土紐積み上げ痕、布目を残す (『腰浜廃寺』Ⅴ、P20)。胎土粗雑。暗灰色で硬質の焼き上がり。胎土から、後述する花文グループ (Ⅲ群) に伴う可能性が高い。

II B b e (第3図-12)

粘土紐巻作り無段で、凸面全面ナデ、わずかに平行叩き目を観察できるもの。暗灰色・須恵質の焼き上がり、淡灰色の焼き上がりのものがある。胎土やや粗雑。

II B c e

粘土紐巻き作り無段で、凸面の大部分をナデているが、一部に格子叩き目を残すものがある（『腰浜廃寺』Ⅲ P26）。

A a e

粘土板巻き作りで、段の有無不明だが、無段の可能性がありその場合はII Aaeとなる。凸面に縦位縄目+縦位ナデのもの。凹面は布目を残し、側板圧痕はなし。褐色でやや軟質の焼き上がり。胎土は緻密。

B a e（第3図-13）

凹面に一定間隔で横位の指ナデ痕が観察される資料があり、紐作りと判断される。段の有無は不明。凸面は縦位縄叩き後横ナデ。径が大きい。明褐色～橙色でやや硬質の焼き上がり。胎土はやや密で、大粒の石英が入る。女瓦Aa1やAa2に胎土や焼き上がりの近いものがある。

2. 女瓦

男瓦と同様、辻氏の分類に従って、桶巻作り（A）・一枚作り（B）に区分する。辻氏は桶巻作り・一枚作りを凸面の特徴からそれぞれa・bに細分しているが、叩き目の認識を細かくし、また男瓦と統一する意図から、叩き目の大分類（縄叩き・平行叩き・格子叩きなど）をa・b・c…とし、さらに細分できるものはa1・a2…とする。

A. 粘土板桶巻作り

B. 一枚作り

a. 縄叩き目

縄の種類によって1～6に細分可能。a1：縦・中・単位短、a2：縦・中・密、a3：縦・中・極太、a4：縦・中・単位が長く間隔の空くもの、a5：中横、a6：中・斜がある。

b. 平行叩き目

c. 格子叩き目

1・2…に細分可能。

d. 斜格子叩き目

1・2・3・4・5に細分可能。

e. ナデ

f. ハケ目 ※女瓦には確認できない。

A a 1（第4図-1）

縄叩き目が縦位で中くらいの太さのもの。単位が短く密な叩き目。凹面は布目・側板圧痕を残す。叩き目は宇瓦 500-A にみられる。

胎土は緻密だが大粒の石英が入る。表面明褐色・断面黒色のやや軟質の焼き上がりのもがあり、同様の胎土・焼きのものは鑑瓦 100・120、宇瓦 500-A・520-A にみられる。ほかに明褐色の焼き、灰色の焼きのものがある。

A a 2 (第4図-2)

縄目が中くらいの太さで縦位に走るが密なため単位がわからない。凹面には布目・側板圧痕を残す。胎土は密だが大粒の石英が入る。焼き上がりの特徴は Aa1 に同じ。この型式に属する女瓦の中に、隅切瓦を1点確認。宇瓦 500-B・C、520-A にみられる。

A a 3 (第4図-3)

縦位の縄で、縄目がごく太いもの。凹面には布目・糸切痕・側板圧痕を残す。明褐色の焼き上がりで、胎土は緻密。520-B に伴う。

ABa 4 (第4図-4)

単位が長く間隔の空く縄叩き目。縄目の間に糸切痕がみられる。凹面の側板は不明瞭だが、わずかに凹凸が観察された。また凸面側側面に粘土のはみ出しがみられる。凸面側側縁の粘土のはみ出しは、凸面側側縁にヘラケズリによる面取りが施されていないことにより、分割時の粘土のはみ出しが調整されずに残ったと判断した。また、凹面の凹凸は、桶の側板圧痕ともみえるが、凸型台の加工痕の可能性も残る。側縁に分割時の粘土のはみ出しがみられることから、粘土板桶巻作り。その後、凸型整形台を用いた調整を行っている可能性がある。胎土は粗雑。大粒の砂粒含む。明褐色～暗褐色でやや軟質の焼き上がり。

A a 5 (第4図-6)

細めの縄が横位に走るもの。桶巻作り、凹面に布目・側板圧痕を残す。灰色～暗灰褐色で硬質の焼き上がり、胎土は粗雑。

A a 6 (第4図-7)

粘土板桶巻作り。全体に縄目が斜行するもので、縄目が密で単位が短い。小片で縄目が斜位に見えるのは、本来、縦位の縄叩きである Aa1 や Aa2 の一部で、叩き締め円弧が影響しているものも含まれ、小片では識別できない場合もある。宇瓦は 500-A・520-C にみられる。

胎土は緻密だが大粒の石英が入る。表面明褐色・断面黒色のやや軟質の焼き上がりのも、灰色で須恵質のもの、橙色でやや硬質の焼き上がりのもがある。同様の焼き上がりのものは鑑瓦 100・120 である。

A b

粘土板桶巻き作りで凸面に平行叩き目の残るもの。橙褐色でやや軟質の焼き上がりのも、明褐色で硬質のもがある。平行叩き目は鑑瓦 140 の男瓦部にみられるほか、二重弧文字瓦とみられる破片の顎部に、平行叩き目が残り、顎面文様のないものがある。

A b a 5・A a 2 b (第4図-5、第5図-3・4)

桶巻作りで、凸面に平行叩き→横位縄叩き、縦位縄叩き→平行叩きの順に、2種類の叩き目が重なるものがある。それぞれ **Aba5**、**Aa2b** としておく。桶巻作りの際の叩き締めの後、分割後に2次叩きが施された可能性がある。なお、これらの資料により、横位縄叩き (**a5**) と平行叩き (**b**) が併存することが分かる。

A f a 5 (第5図-2)

粘土板巻き作り。凸面に縦位ハケ目後横位縄叩き目。明灰褐色～橙色のやや軟質の焼き上がり。横位縄叩き目である **a5** とハケ目 **f** が共存し、同時期であることを示す。

B c 1・2 (第5図-5・6)

一枚作り。**c1** は 0.5 cm 角のやや歪んだ格子叩き目で格子目が浅い。**c2** は 0.3～0.4 cm 角のやや歪んだ格子叩き目。格子目が深い。両者は同じ叩き目で叩き板の当たり方の違いの可能性もある。凹面には布目。暗灰褐色～灰褐色で硬質の焼き上がりが多い。胎土はやや粗雑。宇瓦 742 に伴う。

B d 1 (第5図-7)

一枚作り。凸面に長軸 0.7 cm、一辺 0.5 cm 以下の斜格子叩きを密に施すもの。格子の枠は一方が太く他方が細い。凹面は布目。淡橙褐色でやや軟質の焼き上がり。箱 1 で 1 点確認。宇瓦 742 に伴う。

B d 2 (第5図-8)

一枚作り。凸面に長軸 0.9～1.0 cm、一辺 0.5～0.6 cm の斜格子叩きを密に施す。格子の枠は細い。凹面は布目。暗灰色で硬質の焼き上がり。胎土は粗雑。宇瓦 723 に伴う。

B d 3 (第5図-9)

一枚作り。凸面に長軸 1.9 cm、一辺 1.0 cm の斜格子叩きをまばらに施す。格子の枠は細くシャープ、格子目の菱形は長軸がやや短い。凹面は布目。淡灰褐色で硬質の焼き上がり、胎土はやや密。宇瓦 700・720 に伴う。

B d 4 (第5図-10)

一枚作り。長軸 0.7 cm、一辺 0.5 cm の斜格子叩き目の短軸方向に、やや低い凸線がみられる変形斜格子叩き。格子目・格子の枠は断面 V 字形。まばらに叩くものと密に叩くものがある。凹面は布目のほか、凸型台圧痕とみられる凹凸がある。白褐色～明褐色でやや軟質の焼き上がり。胎土は粗雑。

B d 5 (第5図-11)

一枚作り。長辺 1.0 cm × 短辺 0.4 cm の平行四辺形の格子目をもつ。凹面には布目。

B e

一枚作りで凸面ナデの女瓦。斜格子叩きをまばらに叩くタイプの叩き目の及ばない部分の破片か。ごく少量の出土。

なお、1965 年刊行の『腰浜廃寺』報告書では、縄叩き目 10 種類ほどが認識されており、以上に挙げたものはその一部である。また、格子叩き目は 12 種類が認識されている。上記

したものは筆者が実見・認識したものであり、同報告書ではそれ以外に、格子目が横にやや長く格子の枠が太いもの（『腰浜廃寺』1965、第15図9）、格子目の大きいもの（第15図12）、斜格子叩きで長軸が横を向き整然と並ぶもの（第15図2）、平行叩き目の条線に斜位の条線がやや広い間隔で交叉し、細長い斜格子状となるもの（第15図5）など、数種の叩き目が確認される。報告書に掲載された拓本を見る限り、いずれも一枚作りと思われる。

3. 鏡瓦

軒先瓦の名称は、古くは文様に即して「八弁蓮華文鏡瓦第1類」などと呼称されてきたが、1980年刊行の報告書（『腰浜廃寺』Ⅱ）で3桁数字による型式番号が付されている。すなわち、それまでの研究で、瓦は大きく蓮華文グループと花文グループの2つの瓦群に分けられることが明らかにされていたことから、この瓦群の違いを百の位、「八弁蓮華文」・「旋回花文」・「八弁花文」・「三蕊弁四葉花文」などの文様の違いを十の位、範種の違いを一の位とした3桁標記である。鏡瓦は蓮華文グループを100番代、花文グループを300番代とする。蓮華文グループに属す素弁八葉蓮華文は、100・101・120・140の4種がある。花文グループの鏡瓦は、文様構成から八弁花文（00）・旋回花文（20）・三蕊弁蓮華文（40）、の大きく3つにまとめられ、さらに範種の違いにより細分したうえで番号を付している。八弁花文は300の1種、旋回花文は320・321・322と、近年新たに存在が認識された324の4種、三蕊弁蓮華文は340・341の2種があることが分かっている。なお、近年の調査で新たに発見された多賀城の八葉重弁蓮華文の系譜を引く瓦は200とされている（福島市教委2011）。

（1）蓮華文グループ

100（第6図-1～3）

素弁八葉蓮華文。蓮弁がやや細長く、弁中央に鎬状の稜線がある。いわゆる有稜素弁蓮華文鏡瓦である。弁端近くに最大幅があり、弁端は丸くおさまるが、高まりをもって弁の反り上がりを表現する。反り上がりの強い弁端部分だけ先に小さな粘土塊を詰め、その後に板状の粘土を全体に範詰めしているものがある。蓮弁が細い分、その間を埋める間弁がやや幅広く表現される。鎬状の稜線をもち、反り上がりが表現される。突出する中房には、小ぶりで不明瞭な1+8の蓮子がみられる。外周蓮子は蓮弁に対応し弁中央からややずれた位置に配置されるものと、弁間弁に対応するものがあり、配置にバラつきがある。周縁は素文の直立縁である。直径18cm、中房径5cm、弁区径14.4cmを測る。

瓦当裏面の下半には男瓦痕跡が残り、破面には内区粘土と周縁との節理面が確認される。円筒状の男瓦に内区粘土を嵌め込み、円筒の不要部分を切り取って製作された、いわゆる嵌め込み式で、辻秀人氏がその製作工程を復元し、腰浜C技法と称した（辻1983）。

瓦当裏面には、内区粘土を接合し工具で押圧した際の圧痕が調整されずに残るものと、瓦当裏面をヘラナデしているものに分かれる。圧痕は瓦当裏面の周辺部へ向かって低くなる形状で、木目および押圧具を加工した時の鑿痕とみられる凹凸がある。また中央に押圧具

の柄の挿入孔とみられる圧痕が長方形の突出として残る。

後者は瓦当裏面の全面にヘラナデが施されており、瓦当裏面下半に切り残された男瓦痕跡は高まりがほとんど残らないが、瓦当裏面の男瓦部側面の付け根のところに、円筒男瓦の不要部分を切り取った際のヘラの跡が残る。瓦当裏面ギリギリの高さで男瓦の不要部分を切り取り、その後、粘土をナデつけて調整している。またわずかながら周辺に向かって低くなる形状は、押圧具の形態を反映したものと思われる。

101 (第6図-4)

蓮弁の中央に鎬状の稜線のある、有稜素弁蓮華文鐙瓦である。弁端に最大幅があり、反り上がりが表現される。中房から発する間弁も蓮弁と同様に鎬状の稜線をもち、先端が反り上がる。突出する中房には1+8の小ぶりの蓮子を配す。外周蓮子は弁中央に対応する。周縁は素文の直立縁。直径14.8cm、中房径4cm、弁区径11.5cmを測る。

男瓦の接合は接合式、瓦当裏面はヘラケズリで平坦に仕上げる。淡灰褐色で硬質の焼き上がり、胎土は緻密である。

120 (第6図-5・6)

細い凹線で縁取られ突出した蓮弁をもつ素弁八葉。弁端は丸く、稜線や反り上がりの表現はない。間弁は中房から発しT字形に開く。中房は高く突出し、蓮子はない。立体的だが繊細さを欠いた文様表現である。瓦当面全面に布目の圧痕がみられ、瓦当粘土を布越しに范詰したものと思われる。

瓦当裏面にも布目がみられ、中央に向かって折り返された放射状のシワの圧痕が残る。このような特徴から、本型式は縦置型一本作りと推定されている(辻1983・眞保1995・佐川2005)。

瓦当部から男瓦部までが残る資料は確認できなかったが、瓦当裏面の外周がわずかに一段高くなって、高くなった部分まで布目が連続する資料がある。高まりの外側は剥離面となっており、男瓦が当たっていたと考えられる。布越しに范詰めされた状態の瓦当粘土の上に、布を巻いた型木を強く押し付けるように置いて、型木に粘土板を巻き付けた後、不要部分を切り取る手順が推定される。型木を瓦当裏面に押し付けた際、瓦当粘土の裏面外周に高まりができると同時に布のたるみが生じ、その上に男瓦用の粘土が巻き付けられたため、瓦当裏面外周の高まり上面に布の圧痕が生じたと考えられる。

胎土は緻密、表面淡褐色～明褐色、断面黒灰色のやや軟質の焼き上がりのものが多い。

140 (第6図-7)

140は、凹線で縁取られた内側が弱く高まって、弁端の丸い蓮弁を表現する素弁八葉。弁端の反り上がり、弁中央の鎬状の稜線はなく、間弁も表現されない。中房は蓮弁を縁取る凹線とおなじ高さで陰刻表現され、蓮子は突出する1+7、外周蓮子は弁間に対応する。周縁は素文の直立縁である。

瓦当裏面の下半には男瓦痕跡を高く残し、男瓦凹面側と瓦当裏面は丁寧に指ナデしている。円筒男瓦の凸面である瓦当側面は横位のナデが施されるが、平行叩き目が残る部分がある。

胎土は精良・緻密、灰色で須恵質の焼き上がりである。

(2) 陸奥国府系

200 (第6図-8)

蓮弁の平面形は弁端近くに最大幅があって先端は丸く、上面が高く盛り上がり弁の反り上がり表す。子葉は蓮弁の付け根部分を覆っており幅広、鎬状の稜線がある。子葉の先端から弁端の盛り上がりへ向けて不明瞭な凸線が発し、蓮弁の稜線を表現する。間弁は中房から発し、先端は左右に開くが貧弱でT字状に近い。本来は蓮弁を囲むような表現となるはずだが、内区と周縁との境界をヘラナデしているせいか、一部の表現が消えている。

子葉が大振りで稜線が凸線ではなく鎬状である点は、多賀城 130 や 131 が近いが、やや細身で弁端部分の上面が盛り上がり尖った蓮弁を表す点は、122 に近い。褐色の焼き上がりは、粘土紐巻作りで有段の男瓦 I Be に似る。

(3) 花文グループ

a) 八弁花文

300 (第7図-1・2)

中房は突出せず、中心に珠点を置き、その周りを左旋回する文様4単位を配し、これを圏線で区画する、その外側に桐の実形の小ぶりの花卉8単位を配す。周縁は素文の直立縁。男瓦の接合は、瓦当裏面に半裁後の男瓦を接着するものであるが、瓦当下半に周堤状の高まりを別粘土で作っている。

b) 旋回花文

320 (第7図-3)

旋回花文鑑瓦。立体的な焰状の表現3つを輪郭線で縁取った単位文様を、中房・内区ともに中央の珠点を中心にして左旋回させる。周縁は素文の直立縁である。

男瓦の接合は、瓦当裏面に円筒状の男瓦を接着した後、不要部分を切り取ったもので、瓦当裏面はナゲ調整を施している。男瓦は粘土紐巻作りとみられ、粘土紐の接合部分で剥離した資料がある。

321 (第7図-4)

文様構成は320と同様であるがやや立体感を失い、中房内の焰状の表現が2つないし単位が不明瞭なもの。接合技法も320と同じである。

322 (第7図-5)

320・321に比べ、文様が全体に不明瞭である。接合技法も同じ。

324 (第7図-6)

旋回花文鑑瓦。右旋回する飛雲文もしくは半パルメット文のような花文が凸線で表現されるもの。同様な単位文様は、宇瓦 701・702・723・742 の顎面文様にみられ、側視した花文を表現した可能性がある。文様構成は320や322に似るが、これとは旋回が逆向きであ

る。昭和 30 年代の調査で瓦当の半分ほどの資料が出土していたが認識されず、平成 22 年度調査で小片が出土したことをきっかけに新形式として認識された。接合技法は他の旋回花文と異なり、内区粘土が内区の文様部分と周縁の内側半分ほど形成し、周縁の外側半分が円筒状の男瓦の広端部となっている。円筒状の男瓦の広端部に内区粘土を嵌め込んだ、いわゆる嵌め込み式である。

c) 有蕊弁蓮華文

340 (第7図-7)

凸線で表現した大振りな四枚の蓮弁の内部に3本の蕊を配す。弁間には楔状の浮文で間弁を表す。蓮弁と同じく凸線で輪郭を表現した中房には1+4の蓮子を配す。文様の直接のモデルは、泉官衙遺跡の同種の文様に求められる。周縁は素文の直立縁で、分割前の円筒状の男瓦の広端部がそのまま周縁となり、その内側に内区粘土をつめた、いわゆる嵌め込み式で製作されている。内区粘土と周縁の境界には指ナデ痕が一周し、瓦当裏面の下半には円筒男瓦の不要部分を切り取った後の男瓦痕跡が周堤状に残る。また、男瓦部が剥離した内区粘土の側面には、円筒男瓦凹面の布目の転写がみられる。

341 (第7図-8・9)

凸線で表現された4枚の蓮弁に3蕊を配し、弁間には1蕊の間弁を同じく凸線で表す。これらの蓮弁を凸線による圏線が囲む。中房には珠点を中心に右旋回する花文が配される。文様の祖形は植松廃寺に求められ、中房の文様は旋回花文、特に右旋回する324の文様を取り入れたものと思われる。接合は340と同様の嵌め込み式であるが、内区と周縁の境界に指ナデは見られない。

4. 宇瓦

宇瓦も大きく蓮華文グループと花文グループに分かれ、3桁数字で蓮華文グループに含まれる重弧文字瓦を500番代、花文グループに含まれるものを700番代としている。

(1) 蓮華文グループ

a) 三重弧文

『腰浜廃寺』(1965)で、主に顎長の違いから第1～3類の型式が設定され、その後、『腰浜廃寺』II(1980)でそれぞれ500-A～Cの型式番号が付された。これらはいずれも瓦当面の施文に挽き型を用いている。顎部の剥離した資料では女瓦凸面に施された縄叩き目が観察できる。また、分割時の粘土のはみ出しが瓦当面の凹線部分や顎の段部側に出ていることから、桶型に粘土を巻き付け叩き締めを行った後、顎部粘土を広端側に貼り付け、回転を利用して瓦当面・顎面に施文した後、分割したものと考えられる。

弧線は丸型で凹線はU字形、真ん中の弧線が太いものと、弧線が丸型で凹線がV字形、真ん中の弧線が細いものがある。

500-A (第8図-1～3)

三重弧文字瓦。貼り付け段顎で、顎面に3段の櫛描波状文を施文し、横位の沈線2本でこ

れを区画する。瓦当部の重弧文、顎面の櫛描文ともに、分割前に施文したものと思われる。顎部長幅 7 cm 前後。女瓦は粘土板桶巻作りで縄叩きを伴う Aa 類である。

500-B (第8図-4・5)

三重弧文字瓦。貼り付け段顎で、3段の櫛描波状文を横位の沈線で区画。波状文が A に比べやや硬い。顎長 11 cm と長い。女瓦は粘土板桶巻作りで縄叩きを伴う Aa 類である。

500-C (第8図-6)

三重弧文字瓦。顎面に3段の櫛描き波状文を施すが横位の沈線がない。顎長 15 cm と長い。顎面に平行叩き目が観察される。女瓦は Ab 類。

500-D

三重弧文字瓦。500-A・Bが顎面に沈線を2本引いて区画し、そのなかに3段の櫛描波状文を施文するものであるの対し、平成22年度出土資料のなかに1点、沈線を3本引き、櫛描波状文を3段施文するものがあり、Dとされている。A・Bとの違いは3段目の櫛描波状文の下にも沈線が伴う点である。顎の長さは8 cm ほどで、500-Aに近い。

b) 二重弧文

瓦当面に工具で凹線を一本引いたもの。段顎で500と同様に顎の特徴から分類され、顎長が8 cm ほどで顎面文様をもつものを単弧文字瓦第1類、段顎で顎長が4 cm ほどと短いものを同第2類、無顎で顎面文様のない第3類に分類され、後に520-A～Cの型式名が付された。

520-A (第8図-7・8)

瓦当文様は平坦に成形した瓦当面に太い凹線を一本引いて二重弧文としたもの。凹線の工具が瓦当側面へ抜けた際の粘土のはみ出しがみられるもの、側面近くで瓦当部の円弧から外れて凹面側へやや偏るものがあることから、瓦当文様の施文は分割後に行われた可能性が高い。

顎は貼付段顎で、顎長は8.6～9.9 cm。500-A・Bと同じ顎面文様をもつ。

520-B (第8図-9)

520-Bは顎部が剥離した資料しかないが、顎の段部に沿って指ナデした痕跡から、顎長は5 cm 以下、4 cm ほどと思われる。剥離面には顎部粘土を接合する前に施された縄叩き目が女瓦部凸面から連続し、また顎部粘土からの転写とみられる布目の陽型が観察される。

520-C (第8図-10・11)

明確な顎部を形成せず、女瓦の広端面に沈線を一本引いて二重弧文としたもの。弧線は丸型で整っている。分割前に施文されたものとみられる。女瓦は凸面に縄叩き目がそのまま残る Aa 類である。宮沢2号窯で出土。

520-D

単弧文字瓦で、顎面文様がなく、平行叩き目が見られるもの。小片のため、顎長などの詳細は不明。

(2) 花文グループ

先述のように、花文グループは、型式番号 700 番代で、3種の瓦当文様、6種の顎面文様の筈がある。瓦当文・顎面文には互換性があり、その組み合わせで型式が設定されている(第9図)。まず、瓦当文・顎面文の文様毎に分解して説明する。

瓦当文様 0：宝相花文。3葉の花文を上下に反転させて5単位配置する。各単位を茎状の表現が繋ぐ。

瓦当文様 2：花葉文。横走る細い茎を挟んで上下に葉状の文様が X 字状に配され横に連なる。その上・下は茎と同じ細い凸線で区画される。

瓦当文様 4：下を向く1蕊の花弁が2段に密に並ぶ。

顎面文様 0：大きな楕円の外側4箇所小さな花弁状の表現がついた宝相花文5単位が並ぶ。

顎面文様 1：側視した花を表現したとみられる複雑な花文を中央とその下に配し、花の上端からは茎が派生して左右に垂下し、茎の先端には側視した花がつく。文様帯の下端左右には各々3本の蕊のような表現がある。

顎面文様 2：側視した花を表現したとみられる複雑な花文を文様帯の中央とその下に配置し、左右には茎が派生して側視した花文が開く。文様帯の上端は多数の蕊のような表現が横に並ぶ。

顎面文様 3：側視した花を表現したとみられる花文を文様帯の中央とその下に配し、中央上の花文から茎が伸びて、花文が垂下する。

顎面文様 4：上端に切れ込みがあり4本の蕊をもつ大振りな花弁と、その下に2段にわたって1蕊の小さな花弁を配置した文様を1単位とし、これを横に複数並べたもの。各単位の間には1本の蕊がのび、上部は横線で区画される。

顎面文様 5：瓦当文1と同様の3弁の宝相花文を配したもの。

顎面文様 6：側視した花を表現したとみられる複雑な花文が文様帯の中央下端から開き、その上に蕊状の表現や花弁状の表現を複雑に配す。左右は欠損して文様は不明。

花文グループは、以上の文様を瓦当面・顎面に型押しした宇瓦であり、型式は3桁のうち十の位で3種の筈のある瓦当文の別、一の位で6種の筈のある顎面文の別を示すこととされている。すなわち、例えば700は瓦当文様0・顎面文様0、701は瓦当文様0・顎面文様1を伴うということになる。他に、702・720・723・724・742・746がある。何れも一枚作りで、斜格子叩きもしくは格子叩きを伴うことが確認できる。詳細は後述する。

5. その他の瓦

女瓦 Aa2 を用いた隅切瓦のほか、斜格子叩き目を伴う熨斗瓦・面戸瓦、鷗尾、赤埴2号瓦窯からは旋回花文をもつ鬼瓦が出土している。

6. 小結

以上のように、多種の瓦を出土していることから、その様相を把握するのは容易ではないが、数量的な整理をしておきたい。

軒先瓦については、昭和 30 年代、昭和 54 年度、平成 22 年度の調査について、報告書記載の出土数をまとめた（第 1 表）。

男瓦・女瓦の出土数については、昭和 54 年度調査で出土した瓦について、一括性の高い基壇北東瓦溜めと SX04 出土のものが集計・公表されている（第 2 表）。このほか、平成 22 年度調査でも比較的まとまった量の瓦が出土しており、SD 1 出土瓦の集計を行った（第 3 表）（註 3）。いずれも基壇建物 SB01 に近く、本建物を中心とした寺院の堂宇に葺かれたと考えられる。

まず第 1 表で軒先瓦の型式毎の出土数をみると、鑑瓦は 34 点のうち、300・321 など、花文グループに伴うものが多く出土しているのに対し、宇瓦は 91 点のうち、蓮華文グループに属す 520-A・500-B が比較的高い比率を占め、解釈が難しい。

女瓦では、表 2 をみると桶巻作り・縄叩きの型式が量的な主体であることは明らかで、平成 22 年度 SD01 では Aa1・2 類が特に多く出土している。出土量からこれに組み合う男瓦は粘土板巻作り無段式のもので、SD01 の集計結果からは、凸面ナデを施す II Ae と考えられる。ただし、粘土紐巻作りの型式が基壇北東瓦溜・SX04・SD01 でそれぞれ 1%・49%・17% となっており、遺構毎に出土数が異なる。この点は、粘土紐巻き作りの男瓦は花文グループの鑑瓦に伴うことが指摘されており、上述したように、鑑瓦に花文グループの比率が高いことと関連する可能性がある。また、女瓦の圧倒的多数を占める桶巻作り・縄叩きの型式のうち、細分された幾つかのものには、粘土紐巻作りの男瓦が伴う可能性も示唆する。

女瓦で一枚作りのものは、昭和 54 年度 SX04 で約 10% を占めるが、基壇北東瓦溜および平成 22 年度 SD01 では 1% 前後である。出土量が極めて少ないことから、補修瓦と思われる。

以上の結果から、桶巻作り・縄叩きの女瓦と粘土板作り無段・凸面ナデの男瓦との組み合わせが量的な主体となることから、創建期の瓦と考えられる。これには蓮華文グループの軒先瓦が伴い、創建期の屋根を葺いたが、その後の補修期には、鑑瓦を中心に葺き替え・補修が行われた可能性が考えられる。一方、大部分は既存の男瓦・女瓦がそのまま使用されたとみられる。

Ⅲ. 瓦の検討

1. 瓦の変遷

従来から指摘されているように、出土瓦は大きく蓮華文グループと花文グループに大別され、前者が古く、後者が新しいことが明らかにされている。ここではグループ内での個々の型式の先後関係を中心に検討する（第10図）。

（1）蓮華文グループの変遷

a) 鏡瓦の変遷

蓮華文グループの鏡瓦のなかでは、101が蓮弁や間弁、1+8蓮子の表現がもっとも端整であり、この種の文様の祖形と考えてよい。100は蓮弁がやや長くなり、蓮弁・間弁ともシャープさを失っていることに加え、中房蓮子が不明瞭で外周蓮子が蓮弁に対応するものと間弁に対応するものがあり配置にバラつきがあるなど、全体に文様が崩れている。140は、蓮弁が太い凹線で輪郭が表現される程度で、弁の高まりや弁端の反り上がり、弁中央の鎬状の稜線を失い、中房は蓮弁を縁取る凹線とおなじ陰刻表現となる。蓮子も1+7で粗雑な表現である。従って101→100→140の変遷は明らかである。

一方、120は、素弁八葉であることから、文様は蓮華文グループの系譜で考えることもできるが、蓮弁・中房の高まりはあるが弁の反り上がりや鎬状の稜線、中房蓮子の表現はないことから、少なくとも中房に高まりがなくなり、全体に平板な文様表現となった140から派生したとは考え難い。100または101の文様から派生した可能性が考えられるが、これらとも文様がかげ離れており、別系譜の可能性も残る（註4）。

b) 宇瓦の変遷

重弧文宇瓦のなかでは500-Aが分割前に重弧を施文しており、重弧文本来の施文法を保持した瓦工により製作されたと考えられる。顎面の楕円波状文や沈線による横線区画などの施文も、分割前に回転を利用して行った可能性が高い。500-Bは良好な資料が少ないが、波状文の表現がやや硬いことから、Aよりやや後出的である。500-Cは沈線による横線区画がなく、波状文のみであることから、やはり後出的であるのに加え、顎面には鏡瓦140と同様の平行叩き目が観察され、140とともにやや後出するものとみなされる。500-Aは顎長7～8.5cm、Bは11cm前後、Cは15cm前後となり、時間の推移とともに顎が長くなるとみられ、500-A→500-B→500-Cの変遷が想定される。

次に二重弧文520-Aは、基本的に500-A・Bと同じ顎面文様をもつが、瓦当文様は平坦に成形した瓦当面に太い凹線を一本引いて二重弧文としたものである。凹線の工具が瓦当側面へ抜けた際の粘土のはみ出しがみられるもの、側面近くで瓦当部の円弧から外れて凹面側へやや偏るものがあることから、瓦当文様の施文は分割後に行われた可能性が高い。その点で、520-Aは500-Aよりやや後出する可能性がある。一方、顎面文様は、500-A・B・Cと同様、分割前に回転を利用して施文されたものとみられ、顎長は8.2～11cmで、500-A・Bに近い。その点で、単純に三重弧文→二重弧文という変遷とは考え難く、520-Aは500-Aよりやや後出し、500-A→500-Bの変遷と並列的に派生した可能性がある。520-Dは500-Cと同様、顎面に平行叩き目が見られるが、顎面文様はなく、500-Cと同時期かやや後出するものである。

520-B は顎部が剥離した資料しかないが、顎の段部に沿って指ナデした痕跡から、顎長は 5 cm 以下と思われる。剥離面には顎部粘土を接合する前に施された縄叩き目が女瓦部凸面から連続し、また顎部粘土からの転写とみられる布目の陽型が観察される。これは布を被せた型を用いて顎用の粘土を成形したことを示し、こうした手法は須賀川市上人壇廃寺や二本松市郡山台遺跡の宇瓦にみられる。

520-C は顎がなく、女瓦の広端面に沈線を引いて二重弧文としている。分割後の側面の調整時の粘土のはみ出しが瓦当面側に出ていること、520-A にみられたような凹線のブレがないことから、分割前施文の可能性が高い。従って分割後施文のものより古い可能性がある。

段顎の型式には連続的な変遷があるのに対し、520-C のような無顎の型式は一時的にしか現れない。従って段顎の型式から単に顎部の接合を省略した後出的なものとするのは難しく、520-C は貼付段顎の型式とは別系譜とみるべきであろう。

以上から、三重弧文には 500-A→500-B→500-C の変遷があり、二重弧文の 520-A は 500-A に、520-D は 500-C にやや後出し、これと並列的に存在したとみられる。

なお、宮沢 2 号窯では、鑑瓦 120 と宇瓦 520-C が出土し、この 2 者が組み合うことが明らかである。また 2 号窯では、桶巻作りで凸面に縦位・斜位の縄叩き目の見られる女瓦、凸面に縄叩き+ナデ、平行叩き目、縦位ハケ目を伴う男瓦が出土していることから、蓮華文グループに伴う各種の瓦が、同じ窯で同時期ないし近接した時期に生産された可能性が高い。

c) 軒先瓦の製作技法について

さて、腰浜廃寺の鑑瓦については、その製作技法に A・B・C の 3 技法があることが、古くから問題にされてきた(辻 1983)。A 技法は半裁後の男瓦を瓦当裏面に立てて接合する接合式、B 技法はいわゆる縦置型一本作り、C 技法は円筒状の男瓦に内区粘土を嵌め込み不要部分を切り取ったいわゆる嵌め込み式である。

蓮華文グループのなかで 101 は接合式(腰浜 A 技法)、120 は縦置型一本作り(同 B 技法)、100・140 は嵌め込み式(同 C 技法)である。眞保昌弘氏は 100 を 120 と同様の縦置型一本作りと考えているが(眞保 2005)、筆者は先述のように、100 の観察から、低く切り下げられているものの、瓦当裏面に男瓦痕跡が残ること、瓦当部の破面に周縁と内区粘土との節理面がみられることから、別に作った男瓦円筒を内区に嵌め込んだものとみて、一本作りではなく、いわゆる嵌め込み式(辻氏の C 技法)と考える。なお、筆者は実見していないが、101 にも腰浜 C 技法のみられるものがあるという(眞保 2005)。

さて、先述のように、文様上からは、101→100→140 の変遷が考えられ、これに軒先瓦の 500-A→500-B→500-C の変遷も対応すると考えられる。120 の位置付けが問題となるが、顎をもたない 520-C とともに、101→100→140 の流れとは別系譜と考えた方がよいように思う。そして、120 に組み合う 520-C が分割前施文で相対的に古いとみられることを踏まえると、鑑瓦の 101→100→140 の変遷、宇瓦の 500-A→500-B→500-C の変遷と並列し、かつそのなかでも古い段階に 120・520-C のセットが導入されたと考えたい。

ここで、眞保氏は、100 を 120 と同じ一本作りとみる立場から、「腰浜廃寺跡での一本造り技法鑑瓦は 120 採用に伴い 100 などに技術導入されていったと考えられる」との重要な指摘をしている（眞保 2005）。

文様上、最も古く位置づけられる 101 は、別作りした半裁後の男瓦を瓦当に接合する技法を用いている。一方、120 にみられる縦置型一本作りは、型木に巻き付けられた状態の男瓦円筒の下端に瓦当部を成形・範押しし、男瓦円筒の不要部分を切り取って型木を取り除く手順と考えられる。そして、100 にみられる嵌め込み式は、型木からはずした円筒状の男瓦の不要部分を切り取ったうえで、男瓦広端部の内側に内区粘土を嵌め込んだと考えられる。言わば嵌め込み式は、101 の接合式と 120 の縦置型一本作りの折衷的な技法と考えられる。

すなわち、腰浜廃寺では、当初、接合式の 101 が生産されたが、その後一本作りの 120 が導入された。この 120 に伴う一本作りは一時的に導入されたもので定着せず、101 の接合式を継承した工人がその影響を受け、嵌め込み式を考案して 100 を製作したと考えられる。この技法は後出的な 140 にも見られることから、在地の工人に定着したのであろう。

一方、二重弧文 520-A は段顎で顎面文様をもつ型式であるが、500-A の顎面文様を継承しつつ、520-C の単弧文の影響を受けて成立したものと思われる。

（2）花文グループの変遷

a) 鑑瓦の文様変遷

旋回花文鑑瓦 4 種（320～324）、八弁花文鑑瓦 1 種（300）、有蕊弁蓮華文鑑瓦 2 種（341・342）、計 7 種の範がある（第 7・10 図）。

旋回花文鑑瓦のなかでは、立体的な焰状の表現 3 つを輪郭線で縁取った文様を 1 単位とし、これを中房・内区ともに左旋回させる 320 が、文様上もっとも精緻であり、祖形と考えてよい。321 は内区の文様が 320 と同様であるがやや立体感を失い、中房内の焰状の表現がはっきりしなくなる。322 は文様がさらに不明瞭となる。近年出土した 324 はこれらに似るが、単位文様が火炎状というよりは凸線で表現された雲気文もしくは側視した花文に似ており、単位文様は後述する宇瓦 701・702・742 などにみられるものと同じである。また 320 などとは逆に右旋回している。全体としては 320～322 と同様の意匠となっているが、それらの流れとは別に派生した型式と思われる。

八弁花文である 300 は、中房の表現が 321 と同様で、320 の火炎状の表現を簡略化して中房の文様に取り入れたものであろう。

有蕊弁蓮華文鑑瓦は、340 と 341 の 2 種がある。この種の文様の祖形は、3 蕊の蓮弁と 1 蕊の間弁で構成される南相馬市植松廃寺のそれであり（藤木 2006）、これにより近い 341 が文様上は古い。中房には旋回花文と同様の意匠がみられるが、火炎の尾にあたる部分がいずれも中央の珠点に接続し、風車のように右旋回する。火炎の 1 つの単位は、凸線による輪郭線内に焰状の表現が各 2 つ配されていることから、焰状の単位がはっきりしない 321 以降の型式からではなく、旋回花文の祖形である 320 から直接派生したものであろう。た

だし右旋回する点は 324 の要素である可能性もある。

340 は、直接のモデルは泉官衙遺跡の有蕊弁蓮華文鏡瓦 I 類である。泉官衙遺跡例は植松廃寺より後出するが、腰浜廃寺では 341 に後出するか、もしくは 341 と並列的に存在したか判断し難い。

以上から、多くの鏡瓦で旋回花文の単位文様が中房などに取り入れられており、旋回花文を文様の祖形として 320→321→322 の変遷が考えられるほか、同時に 300 や 324 が派生したものと考えられる。

b) 鏡瓦の製作技法

腰浜廃寺にみられる鏡瓦の接合技法については、先述したように辻氏が A～C 技法の存在を明らかにした（辻 1983）。その後、筆者がこのうち C 技法に検討を加え、別作りした円筒状の男瓦を接合する技法と定義した上で、Ⅰ：男瓦広端部と内区粘土の一部が周縁を形成、Ⅱ：男瓦広端部だけで周縁を形成、Ⅲ：男瓦広端部が周縁を形成しないもの、の 3 者があり、a 瓦当裏面に木口圧痕を残すもの、b 瓦当裏面をナデ調整するもの、c 瓦当裏面をナデ調整し、内区粘土と周縁の境界を指ナデするものなどの細かい手法に分かれることを明らかにした（藤木 2006）（第 1 部第 4 章参照）。

花文グループの鏡瓦のうち 340 と 341 は、円筒状の男瓦の広端部がそのまま周縁となる腰浜 C 技法Ⅱ手法である。旋回花文の 324 も、内区粘土が周縁の内側を形成するが、外側は男瓦の広端部であり、同様に腰浜 C 技法Ⅱ手法である。320・321・322 は、男瓦円筒を瓦当裏面に接合したもので、男瓦円筒の広端部が周縁とならない腰浜 C 技法Ⅲ手法である。一方、300 は、半裁後の男瓦を瓦裏面に接合するいわゆる接合式で、辻秀人氏はこれを A 技法とした。300 は瓦当裏面の下半には、男瓦痕跡のような堤状の高まりを、男瓦とは別粘土で作っている。すなわち、瓦当裏面下半の堤状の高まりは、腰浜 C 技法を用いた 340・341・324 や 320～322 では、男瓦円筒の不要部分を切り取ることから生じるものであるが、300 では別に作り付けたものである。

男瓦円筒に内区粘土を嵌め込む 340・341 の腰浜 C 技法Ⅱ手法は、男瓦円筒広端部を周縁に利用する点で、技法として独自の合理性がある。これに対し、300 のように、半裁後の男瓦を接合する場合、敢えて男瓦と別粘土で瓦当下半に周堤状の高まりを作る必然性はほとんどない。従って、花文グループなかでは、340・341・324 にみられる製作技法が本来のものであって、300 の技法については、それを形だけ模倣したものとみることができる。瓦当裏面に男瓦円筒接合する 320 ほかの場合は、男瓦を円筒状のまま接合する理由として、男瓦部と瓦当部との接着面を広くする効果を説くことは可能であろうが、円筒状とする必然性は相対的に低い。C 技法Ⅲ手法は円筒男瓦を用いる点で 340 などの嵌め込み式に近く、瓦当裏面に男瓦を接合する点では 300 の接合式とも共通する。両技法の折衷型とも言うべき技法であろう。

以上のように、花文グループの鏡瓦にみられる接合技法には複数の技術系譜がみられ、それらの融合によって成立したとみられる技法も存在している。すなわち、植松廃寺系の嵌

め込み式や、それとは別系譜の接合式があり、両者の折衷型のような技法も生まれている。

一方、文様は、他遺跡に類例がないことから腰浜廃寺所用に独自に創出された図案と考えられる旋回花文や八弁花文の他に、植松廃寺に系譜をもつ文様もある。範型となるいくつかの図案が存在し、その文様要素を組み合わせて、複数の範が用意されたのであろう。

文様と技法には一定の相関があるが、文様の系譜関係と製作技法の模倣関係は、方向が必ずしも一致していないことから、文様・技法ともに、相互に影響関係を持ちながら、瓦の生産が行われたあり方を想定できる。いわば、複数の技術系譜や文様系譜の寄せ集めのような造瓦体制が生まれ、そこで共同作業のような形で造瓦が行われたのではなかろうか。この点は、次に述べる宇瓦の製作からもうかがえる。

c) 宇瓦の変遷

先述したように、宇瓦は3種の瓦当文様、6種の顎面文様の範がある(第9図)。これらの文様については、蕊をもつ蓮弁を凸線で表現した瓦当文様4と顎面文様4が共通する意匠で、有蕊弁蓮華文である鑑瓦340・341に対応する文様である。二重の太い輪郭線で表された三つ葉のような法相花文が展開する瓦当文様0と顎面文様5が、それぞれ対応する意匠と思われる。瓦当文様ではほかに、瓦当面に細い茎が伸び、その上下に小さな葉のような文様4枚がX字状に開いて並ぶ瓦当文様2がある。顎面文様は二重線で表された楕円形の房に小さな弁4枚が開く顎面文様0があり、2重線による花卉は鑑瓦300に通じるものがある。また中央下に花文が開き、中央上と左右に半パルメットのような文様が適宜配される顎面文様1～3・6がある。これらは側視した花文が旋回花文324の単位文様に似ており、これに対応する文様の可能性がある。

顎面文様1～3・6は同系統とみられるが、このうち6は中央部の花文が最も複雑で、この種の祖形とみられる。1・2では中央部の花文が一部省略されたものとなっているが、省略されている文様要素が1と2では異なる。一方向の型式変化を辿ったのではなく、6ないしはその範型となった文様の図面などに基づいて、個々に省略・変形を加えて成立したものであろう。3はさらに簡素な文様となっているが、文様表現が低く太い凸線となっており、他と異なる表現であることから、必ずしも1・2・6に後出するのではない。文様の図面のような範型が存在し、これに基づいて、表現手法を異にし、適宜に省略・変形の加えられた複数の範が製作されたと考えられる。

以上の瓦当文様・顎面文様が組み合わされて1つの宇瓦を構成しているわけであるが、これを分離して整理したのが第4表である。

先述のように、宇瓦の瓦当文・顎面文、また鑑瓦の瓦当文も含め、対応する一連の意匠が存在するものもあるが、実際の製品では、それが同じ瓦の瓦当・顎面に共存する例はなく、異なる文様が組み合わされている。宇瓦の瓦当文と顎面文が対応しないことは、実際の瓦の製作にあたって、意匠の統一性は考慮されなかったことを示す。

その一方、これらの瓦当文様、顎面文様がランダムに組み合うのではなく、一定の組み合わせが存在していることがわかる。すなわち瓦当文様0には顎面文様0・1・2、瓦当文

様2二は顎面文様0・3・4・5、瓦当文様4には顎面文様2と6が伴う。また、顎面文様と叩き板にも、一定の対応関係がある。こうした特定の組み合わせは、工人グループのような、瓦製作の作業単位を示すものと思われる。叩き板と顎面文様とが対応することは、顎面文様の範も叩き板のような造瓦具と同じように、個々の工人に属していた可能性がある。また通常、瓦当文様や顎面文様は、同じ文様が軒先に並ぶことを意図しているものであり、同じ型式が特定の建物に対応していた可能性はあろう。

先述した鑑瓦では、大きく旋回花文・八弁花文・有蕊弁蓮華花文の3系統の文様があり、これに対応して、工人の違いを背景とする技法の違いが存在している。従って少なくとも、文様の範型を共有するグループ3単位が瓦を製作し、その個々のグループ内で、範型に基づいて範が作成され変遷した可能性がある。

花文グループの瓦を焼成した赤埴瓦窯跡では、1号窯で300と700・720が、2号窯では700も出土するが、742が多く、ほかに702が出土している。こうした窯でのセット関係は、特定の組み合わせで焼成が行われていることを示唆しており、製作の単位的一端を表していると考えられる。出土している瓦の顎面文様が、窯毎に同じものが主に出土していることは、文様を同じくする工人グループと窯の結びつきを示すと考えられる。そして、すでに指摘されているように、これらの瓦当文・顎面文に互換性がある点から、瓦屋は同時期に活動していたと考えられ、時期差はないと考えてよい。

2. 瓦の組み合わせ

従来の研究により、鑑瓦の文様から、大きく蓮華文グループと花文グループに分かれる(伊東ほか1965)。蓮華文グループに伴う男瓦は粘土板巻き作り、女瓦は桶巻作りであり、花文グループに伴う男瓦は粘土紐巻き作り、女瓦は一枚作りであることが指摘されている(辻1983)。しかし、軒先瓦には数種がみられ、変遷もあることから、セット関係をさらに追究する必要があると考えられる。また、近年の200の発見により、国府系の瓦群の存在も想定される。実年代については後述するが、創建期の蓮華文グループが7世紀後半に遡り、国府系の200は先述のように多賀城I期をモデルとすることから8世紀前半、花

文グループが9世紀に位置づけられ、蓮華文グループ→国府系→花文グループの変遷をたどると考えられる。それぞれ、I群・II群・III群としてセット関係を改めて検討する(第5表)。

(1) I群：蓮華文グループ

女瓦の凸面にみられる叩き目などの特徴から、縄叩きのAa1は宇瓦500-A・520-Aに伴う。Aa2は500-B・Cにみられる。Aa3は520-Cに、Aa6は500-A・520-Cにみられる。

鑑瓦の男瓦部の特徴の判明する資料は少ないが、鑑瓦140の瓦当側面には平行叩き目がみられ、粘土板巻き作り有段の男瓦I Abeや、II Bbe・II Abfが伴うとみられるほか、101は凹面に側板圧痕のみられる男瓦を確認でき、II Ae①が伴うことがわかる。宇瓦は当初、三重弧文の500-Aが生産され、その後520-Cの登場によって500-Aと融合し、520-Aが成立

したと考えられる。量的にも 520-A が 101 と組み合わせる可能性が高い。結果、素弁八葉の祖形となる 101 には、500-A が組み合わせるとみられる。

窯跡出土の瓦では、宮沢窯跡 2 号窯灰原で鑑瓦 120 と宇瓦 520-C が出土し、両者が組み合わせる可能性が高い。男瓦はⅡAae、ⅡAbe、ⅡAf①が、女瓦は Aa1、Aa2、Ab が出土している。灰原出土であるため、厳密な組み合わせを推定するのは難しいが、120 と 520-C の組み合わせは動かし難い。宮沢前窯跡では、男瓦ⅡAbe、女瓦 Aa5、Ab 類が出土する。

なお、女瓦 Ab などにみられる平行叩きの後に横位の縄叩き Aa5 が重なるものや、縦位の縄叩き Aa2 の後に平行叩きが施されるものがあり、縄叩きの女瓦 Ab のうち一部の型式は、平行叩きが同時期であることが判明する。また、横位の縄叩き a5 と、ハケ目(f)が重なる資料があり、これも同時期の所産であろう。このほか、粘土板巻き無段の男瓦に、平行叩き(b)の後に縦位のハケ目(f)の施されたものがある。ハケ目は主に粘土板巻き作り無段の男瓦ⅡAf①にみられる。

以上から、縦位縄叩き a2、横位縄叩き a5、平行叩き b、ハケ目 f が、同時期に並存した時期があった可能性が高い。

(2) Ⅱ群：国府系グループ

平成 22 年度調査で出土した鑑瓦 200 の存在から、これにセットとなる瓦群の存在を想定し、仮にⅡ群としておく。組み合わせる宇瓦は今のところ不明。女瓦は凸型台が使用された可能性のある Aa4 に、多賀城 I 期の造瓦技法の影響を想定すれば、本群に伴う女瓦の候補となる。また、蓮華文グループの項で述べたように、桶巻作りの女瓦のなかに、平行叩き目と縄叩き目の重複が確認できるものがある。これを 2 次叩きによるものとする、多賀城の初期の造瓦技法と一致する可能性があり、縄叩き・平行叩きの重複するものは、このグループに属す可能性がある。男瓦は、やはり多賀城に例の見られる粘土紐巻き作りで有段のⅠBe 類に伴うことが想定される。Ⅱ群の段階の男瓦・女瓦に伴う縄叩き・平行叩きに伴うとすると、Ⅰ群にみられるそれがⅡ群の時期まで継続した可能性があり、Ⅰ群とⅡ群は時期が一部重なる可能性もある。ただし、叩き板はⅠ群とそれと異なる可能性も残る。

(3) Ⅲ群：花文グループ

既に明らかにされているように、腰浜 C 技法ないしその影響を受けた鑑瓦、型押顎面文様をもつ宇瓦、粘土紐巻き作り男瓦、一枚作り女瓦で構成される一連の瓦群である。先に検討したように、宇瓦は特定の顎面文様に特定の叩き板が対応するようであり、これを組み合わせの手がかりとすることができる。すなわち宇瓦 700・720 と女瓦 Bd3、701・723 と Bd2、702・742 と Bc1・Bd1 の対応が想定される。これらの組み合わせは生産時の単位を示す可能性が高い。女瓦の叩き板にはそれ以外のものもあるが、組み合わせを特定するのは難しい。

瓦窯跡のセットをみると、赤埴瓦窯跡 1 号窯で 300 と 700・720 が共伴し、これらがセットとなる。また、2 号窯でも 700 が出土しているが、702・720 が多く、ほかに旋回花文鬼

瓦が出土しており、鏡瓦も旋回花文のものがこれらの宇瓦に組み合うと推定されている（伊東 1965）。また、文様の検討からは、幾つかの範型から並列的に筈が作成されたと考えられ、先後関係の推定が難しい。出土量からみて、創建時の建物の補修用に生産された可能性が高いことから、実際に屋根に葺かれた際、生産時の単位が守られたかどうかは不明とせざるを得ない。

3. 年代について

I 群の素弁蓮華文鏡瓦 101 を広島県寺町廃寺と同系とし、それとの関わりから 7 世紀後半に位置づけた伊東信雄氏の研究は著名であり、木本元治氏もこれを受けて、蓮華文グループの瓦生産した宮沢窯跡のうち 4 号窯出土の須恵器を善光寺 II 期とし、瓦は 7 世紀第 3 四半期として、伊東氏の年代を追認した。真保昌弘氏は、120 について、須恵器蓋が無返蓋で占められる 2 号窯灰原から出土していることから 8 世紀初頭とし、100 もこれに前後する時期（註 5）、101 は伊東氏、木本氏同様 7 世紀後半としている。101 に伴う側板連結摸骨を伴う I Ae①は、140 はこれらに後出する。

II 群の国府系の瓦については、文様の一部が残る小片であり、祖形である多賀城の瓦との厳密な比較ができないが、弁形のみで判断すれば 130 や 131、また 122 など、多賀城 I 期の瓦に近い。これに 2 次叩きを伴う女瓦 Aab などが組み合うとすれば、桶巻作り→凸型整形台による 2 次叩き、という技法も多賀城 I 期の初期の瓦と共通することになる。従って 8 世紀前半頃が一つの目安となる。先述のように、2 次叩きの伴う女瓦は縄叩きと平行叩きの重複がみられるが、140 の側面にも同様の叩き目がみられる。従って、蓮華文グループのうち後出的な 140 は、200 の時期まで下がる可能性があり、I 群・II 群は一部重なる時期に生産されたものである可能性がある。

III 群については、三本木窯跡出土の一枚作りの女瓦に「嘉祥」のへら書き文字の見られるものがあり、これを年号の嘉祥（848～850）とみて、9 世紀中頃に充てる見解が既に示されている。女瓦 Bd3 に「伴部福」のへら書き文字の見られるものがあり、大伴氏が伴氏に改姓した弘仁 14 年（823）が上限となることも、「嘉祥」の理解と矛盾はない。

さらに、植松廃寺の有蕊弁蓮華文の瓦を焼成した入道迫窯は瓦当兼業窯で、出土する須恵器長頸瓶のリング状凸帯や、袴形の焼台が会津大戸窯の KA12 号や南原 19 号窯など 9 世紀第 1～第 3 四半期の窯と共通することから、9 世紀第 2 四半期を中心とする年代が、もっとも蓋然性が高いと言える。

IV. 供給瓦窯跡

腰浜廃寺跡ではこれまで三本木・八寺沢・宮沢・本内・赤埴・船場の 6 箇所が古くから知

られており（腰浜 1965、福島市教委 1979）、他に平成 10 年度に窯跡付近の開発に伴って調査が行われた城裏口遺跡がある。このうち、宮沢・赤埴瓦窯跡は発掘調査が実施されているが、他の窯については不明な点が多い。

1. 城裏口瓦窯跡

腰浜廃寺の南東約 5 km の丘陵上に立地する。平成 10 年に隣接する城裏口遺跡で調査が実施され、須恵器と瓦が出土している。瓦はいずれも小片であるが、女瓦は桶巻作りで凸面に縦位の縄叩き目をもつ Aa1 類、男瓦は凸面ナデ、凹面に布目・側板圧痕を伴う II Ae①である。また貼り付け段顎の宇瓦の一部も出土している。蓮華文グループに伴う瓦窯跡の 1 つと考えられる。

2. 宮沢瓦窯跡・宮沢前瓦窯跡

腰浜廃寺の東側を南北流する阿武隈川の対岸の丘陵上に立地し、同廃寺の北東約 5 km の地点に位置する。腰浜廃寺跡の第 1・2 次調査に引き続く昭和 38 年に発掘調査が実施され、5 基の窯跡が確認されている。いずれも地下式無段登窯で、瓦と須恵器を出土する瓦陶兼業窯である。

男瓦・女瓦は各窯で出土し、女瓦は凸面に縄叩き目・平行叩き目を伴うものであることから、I 群（蓮華文グループ）に伴う瓦窯跡として知られている。1・2 号窯跡では鴟尾片も出土している。

瓦の資料がまとまって得られたのは 2 号窯に伴う灰原で、鑑瓦 120、宇瓦 500-C、男瓦 II Aae・II Abe・II Af①、女瓦 Aa1・Aa2・Ab が出土している。

他の窯跡でも男瓦は II Aae、女瓦は Aa 類が主に出土しているが、3 号窯では有段で凸面にハケ目を伴う男瓦が、4 号窯では沈線に区画された楡描波状文がみられ、500-A・B もしくは 520-A と考えられる宇瓦顎部の資料が出土している。

なお、これらの窯跡の南西約 500m の位置にも窯跡が確認され、宮沢前瓦窯跡と呼称されている。男瓦は II Abe、女瓦は Ab・Aa5 類が得られている。

3. 赤埴瓦窯跡

阿武隈川対岸の丘陵上に立地し、同廃寺の東約 3 km の地点に位置する。宮沢瓦窯跡に続く昭和 39 年に発掘調査され、2 基の窯跡が発見、完掘されている。2 基とも半地下式登窯で、2 号窯は有段であることが確認された。瓦のみで須恵器は出土せず、2 号窯が有段式であることも含め、瓦専業窯と考えてよい。

1 号窯からは 300 と 700・720 が出土し、これらがセットとなることが確実視される。2 号窯でも 700 が出土しているが、702・742 が多く、ほかに旋回花文鬼瓦が出土しており、旋回花文と瓦当文様 4、顎面文様 2 の瓦が主として組み合うものと推定される。

それ以外に試掘調査時に出土した資料や表採資料で旋回花文や有蕊弁蓮華文鑑瓦、宇瓦

702 なども出土し、また女瓦も格子叩き・斜格子叩きの各種が出土している。

4. 三本木窯跡

腰浜廃寺から阿武隈川を隔てた東約 500m の至近にある丘陵上に立地する。発掘調査は行われていないが、宇瓦 720・725 のほか凹面に「嘉祥」のへら書き文字を伴う女瓦、「寺自作」の文字の見られる女瓦が採集されている。

5. 小結

腰浜廃寺創建期の I 群（蓮華文グループ）の瓦を生産した窯は、城裏口瓦窯跡・宮沢窯跡などであり、腰浜廃寺を中心に 5 km 程度離れて分散的に位置する点に特徴がある。またこれらは瓦陶兼業窯である。一方、花文グループの瓦を生産した赤埴瓦窯跡や三本木遺跡は、腰浜廃寺の東側に近接する丘陵上に立地している。いずれも瓦専業窯である。

こうした 2 者の立地と操業形態の違いは、密接に関係するものと思われる。すなわち、前者が須恵器の生産を行い、周辺地域に供給していたのに対し、後者は腰浜廃寺所用瓦を生産のみを行い、須恵器は生産していない。

前者で生産された I 群（蓮華文グループ）、特に重弧文字瓦には、櫛描き波状文や平行叩きなど須恵器的な要素がみられ、その製作には須恵器工人の関与が考えられる。分割前に瓦当面にロクロ（回転台）上で重弧文を施文し、合わせて顎面にも回転を利用して顎面施文を行う技術は須恵器の製作技法であり、それが瓦の製作においても技術的な基盤となった可能性が高い。I 群の瓦は文様や製作技法が型式変化を遂げながら変遷しており、一定期間、こうした瓦の製作技術が在地において継承されるうえで、基盤としての役割を果たしたのであろう。

一方後者、すなわち花文グループでは、一枚作り・型押顎面施文など、須恵器的な技術を必要としない、桶巻作り女瓦に比べて簡易な政策技法が用いられている。後述するように、他地域から造瓦工人を招聘し、在地の技術者を新たに養成して、腰浜廃寺所用瓦の生産に特化した操業を行ったのであろう。

V. 腰浜廃寺をめぐる造瓦体制

腰浜廃寺の瓦生産の在り方は、以下のようになる。

I 期：I 群（蓮華文グループ）

腰浜廃寺における瓦生産は蓮華文グループ、その中で素弁蓮華文の文様が最も整っている 101 によって開始されたと考えられる。101 の製作技法は接合式で、出土数は少なく、端緒的な生産であったと推測される。組み合わせる宇瓦は重弧文で、そのうち相対的に古い分割前

施文の 500-A と考えられる。

この 101 の文様を引き継いだのが 100 であるが、同じ時期には、外来の縦置型一本作りをもつ 120 と 520-C のセットが新たに導入されたと考えられる。先述のように、100 の腰浜 C 技法は、別作りした半裁後の男瓦に瓦当を接合する 101 と、円筒の状態的男瓦と瓦当の接合を行う 120 の縦置型一本作りとの中間に位置づけられる技法で、両技法を継承・融合させた折衷型の技法と評価でき、腰浜廃寺において新たに成立した技法と考えられる。この 100 の文様・技法は、さらに 140 に引き継がれている。

以上のように、I 群には、101 による生産開始→120 の導入と 100 の成立→技法の 140 への継承という流れがあり、文様では 101 の文様を 100 が引き継ぎ、100 はさらに文様・技法を 140 に引き継がれているが、120 の一本作りそのものは在地に定着しなかった。101→100→140 の変遷が、在地において継承された造瓦の流れであり、これに宇瓦 500-A→500-B→500-C が対応するのであろう。

これらの宇瓦の顎面にみられる櫛描波状文と横線文、そして一部にみられる平行叩き目も含め、その特徴からは、これらの瓦生産に須恵器工人の関与が想定できる。瓦製作技術の受容と在地での継承において、在地の須恵器生産が基盤を与えた可能性が高い。この時期の窯がいずれも瓦陶兼業窯である点も、このことを裏付けるものであろう。

この段階の造瓦体制では、寺院の創建に際して導入された文様・技法から、新たな在地的な技法をも創出しながら造営が行われ、以後、それが定着して一定期間、在地で技術が保持されたと考えられる。こうした在地における技術の継承・保持においては、須恵器生産が基盤を与えたのであろう。

Ⅱ期：Ⅱ群（国府系グループ）

多賀城Ⅰ期の 130・131 ないし 122 の文様の影響を受けた 200 が生産される時期である。鑑瓦 1 点のみ出土で、組み合う宇瓦は判然としないが、男瓦・女瓦は判然としないが、鑑瓦と同様、多賀城Ⅰ期のそれと共通の造瓦技法を用いたとみられるものがセットとなる可能性がある。男瓦は粘土紐巻き作り有段式のもの、女瓦は桶巻作りして分割後に 2 次叩きを施すもので、いずれも縄叩きを伴うものであろう。

これは多賀城造営にかかり機能していた、国衙系瓦屋で保持されていた瓦製作技術を在地に導入したものと考えられる。この段階にはすでに、創建期における技術が在地で保持されなくなっていたためであろう。

Ⅲ期：Ⅲ群（花文グループ）

Ⅲ群では、複数の系譜の異なる工人が、この時期の造瓦に活動したと考えられる。このうち、嵌め込み式本来の手法を用いる工人により製作された 340・341 は、文様の祖形を行方郡の植松廃寺と泉官衙遺跡に、技法の系譜を同じく植松廃寺や横手廃寺に求めることができる。セットとなる宇瓦の型押顎面文様、男瓦の紐作り、女瓦の一枚作りも植松廃寺・横手廃寺などにみられるものであり、特に型押顎面文様は近接する他地域には類例を求め難いことから、鑑瓦だけでなく、組み合う他の瓦の技法についても、植松や横手の造瓦に

関わった瓦工によってもたらされたものであろう。

一方、300 を製作したのは、半裁後の男瓦を瓦当裏面に接合する接合式を用いる工人と考えられる。接合式は一般的な技法であるため、その出自を特定するのは難しいが、在地で活動した瓦工人ではないであろう。文様の祖形も他遺跡には見出せない。

そして、円筒状の男瓦を瓦当裏面に接合する 320・321・322 の技法は、前述したように上記 2 技法の折衷型と考えられ、腰浜廃寺において、新たに成立した技法の可能性がある。文様も他遺跡に見出せず、腰浜廃寺所用に範型（文様の図など）が製作され、それに基づいて複数の範が製作されたのであろう。

鑑瓦の技法上で祖形となる 340・341 は量が少ないことから、植松廃寺系の工人の活動は、腰浜廃寺で主体を占めるわけではなく、技法の伝習・技術者の育成に主眼があった可能性もある（註 6）。

この時期の瓦生産は、先にみたように瓦工も複数の系譜の異なる工人が寄せ集めのような形で編成され、一時的に共同作業を行う形であったと考えられる。これらの瓦を焼成した窯は瓦専業窯であり、一時的な需要に対応して操業したと考えられる。その技術が I 期のように在地に定着・保持された様子はなく、須恵器生産と結びついたあり方も認められない。

出土する軒先瓦の型式数が多いことから一見、大規模な瓦生産が行われたようにみえるが、男瓦や女瓦では全体に占める III 期の瓦の出土数は、I 期のそれと比べてごく少量である。ここでの補修は軒先瓦を中心とし、男瓦・女瓦の多くは I 期のそれが再利用されたと推定される。

VI. まとめ

以上、腰浜廃寺の造瓦体制の変遷をたどった。在地寺院の造営・補修にかかる瓦生産の過程について、具体的な一事例を提示することができた。以下、要点を列記する。

- ・ I 期の瓦生産は寺院の創建に伴い、在地の須恵器生産の基盤のうえに外来の技術を受容し、新たな技術を生み出しつつ、在地で一定の期間、保持されたと考えられる。
- ・ しかし II 期には多賀城系の文様・技法が採用されていることから、陸奥国府の造営にかかり保持された技術を用いて補修が行われていると考えられる。その背景には I 期以来の技法は継続しなかった実態があったのであろう。
- ・ III 期には、隣郡を含めた地域内で保持された技術を利用し、いわば寄せ集めのような形で瓦生産を行い、この時期の補修に伴う一時的な需要に対応したと考えられる。

註

- (1) 腰浜廃寺の調査・研究史については梅宮茂「第1章1 研究史」『腰浜廃寺跡確認緊急調査報告書』福島市教育委員会)に詳しい。
- (2) bは側面にヘラによる分割裁面と破面を残すものを指し、辻氏は「焼成後分割」としているが、破面は焼成前に形成されたものか焼成後に生じたものか、見た目の区別は難しい。ただし、分割裁線に沿って分割した際に、線のとおり割れずに対になる反対側の男瓦の側面の一部とみられる粘土塊が側面にくっついた状態のものが1点確認できた。この粘土塊はヘラナデ調整されていることから、分割は焼成前であろう。
- (3) 平成22年度調査では、全体の瓦の出土量は鑑瓦8、宇瓦17、男瓦859、女瓦851、不明瓦162点である。このうち、SD01からの出土は鑑瓦1、宇瓦2、男瓦399、女瓦378、不明瓦60点で半数近くを占める。今回、SD01出土の資料を観察、集計した。その際、型式のわからないものは除外している。
- (4) 最近、佐川正敏氏は腰浜廃寺の100と101について、面径の大小の違いとともに、製作技法の嵌め込み式と接合式の違いがあることを指摘し、複数の堂塔の存在と二群の造瓦集団の関与を想定した。またこれらの瓦当文様は大津市衣川廃寺に酷似することを指摘している。近江は一本作りの鑑瓦が展開する地域でもあることから、120との関連も想定でき興味深い。いずれにしても、蓮華文グループの瓦の系譜を、120の瓦当面布圧痕を含めて追及する必要がある。
- (5) 101に伴う側板連結摸骨を使用した男瓦ⅡAe①は宮沢窯跡で出土し、2号窯で出土した須恵器から、その年代は8世紀初頭と考えられる。同様の特徴をもつ男瓦は南相馬市泉官衙遺跡の正倉院所用瓦にみられ、その生産時期は共伴する木簡から8世紀初頭で、腰浜での年代と一致する。特徴的な側板連結摸骨を用いる工人の動向をたどることのできる事例と考えられる。なお県内では他に赤井沢瓦窯に類例がある。
- (6) 腰浜廃寺周辺では、その後、流廃寺・徳江廃寺・西原廃寺など、腰浜廃寺より後出する瓦に、腰浜C技法Ⅲ手法が散見される。腰浜廃寺で成立したC技法Ⅲ手法が地域内に定着し、腰浜廃寺での造瓦の終了後も、一定期間保持されたと考えられる。

参考文献

- ・福島市史編纂準備委員会 1965 『腰浜廃寺』(伊東信雄ほか)
- ・福島市教育委員会 1979 『腰浜廃寺跡確認緊急調査報告書』福島市埋蔵文化財報告書第5集
- ・福島市教育委員会 1980 『腰浜廃寺』Ⅱ 福島市埋蔵文化財報告書第7集
- ・福島市教育委員会 1981 『腰浜廃寺』Ⅲ 福島市埋蔵文化財報告書第10集
- ・福島市教育委員会 1983 『腰浜廃寺』Ⅳ 福島市埋蔵文化財報告書第16集
- ・福島市教育委員会・財団法人福島市振興公社・長島雅吉 2011 『腰浜廃寺』Ⅴ 福島市埋蔵文化財報告書第210集
- ・辻 秀人 1984 「陸奥南部の造瓦技法 —腰浜廃寺・関和久遺跡出土瓦の検討—」『大平台史窓』3号
- ・木本元治 1989 「善光寺・黒木田遺跡及び宮沢窯跡群出土の飛鳥時代の瓦—東北地方への仏教伝播期

の様相について一」『福大史学』第46・47合併号

・真保昌弘 2005 「陸奥国腰浜廃寺跡出土の素弁系鑑瓦と製作技法」『国士舘考古学』創刊号 国士舘大学考古学会

・藤木 海 2006 「有蕊弁蓮華文鑑瓦の展開とその背景」『福島考古』第47号

第4章 夏井廃寺・根岸官衙遺跡の瓦

—磐城郡衙と郡衙周辺寺院の造瓦体制—

I. 遺跡の概要 (第1図)

1. 夏井廃寺

いわき市平下大越に所在する。南約200mの丘陵上に磐城郡衙である根岸官衙遺跡が所在し、同郡衙に近接する寺院跡である(第2図)。これまで12次にわたる調査が実施され、南北棟の金堂の北側に講堂、金堂の東側に塔を配した観世音寺式の伽藍配置であることが判明している(廣岡2004)。

これらの遺構変遷は、金堂・講堂が造営されるⅠA期、それらに葺かれた瓦が基壇積土に入ることから、これにやや遅れて塔が建立されるⅠB期、これらの中心伽藍を区画する溝が成立するⅡ期に区分されている。瓦と堂塔の対応関係は不明であるが、後述する瓦生産の段階と対応すると考えられる。

2. 根岸官衙遺跡

夏井廃寺の南側に位置する標高20~50mの丘陵上に立地する。東へ向かって張り出した丘陵の東端に、郡衙を構成する主要な施設がブロックに分かれて配置される(第3図)。郡庁院は丘陵の先端に位置しており、大きくⅠ期~Ⅲ期に時期区分される。Ⅱ期は2小期、Ⅲ期は4小期に区分され、7世紀後半~8世紀後半以降まで存続したと考えられる。正倉院は、郡庁院から谷を隔てた西側に広範に展開する。西へ向かって入り込む小さな谷によって、正倉院は大きく北群と南群に分かれる。やはりⅠ~Ⅲ期に時期区分され、北群ではⅠ・Ⅱ期に、2棟の礎石式の穀倉を南端に配し、北側に掘立柱式の屋とみられる側柱建物が広場を挟むように配され、これが建て替えられて存続するが、Ⅲ期に屋は礎石式の穀倉に建て替えられる。Ⅰ期の礎石建物の地業には瓦が入らないが、Ⅲ期には8世紀前半~中葉の瓦が入る。正倉院南群の遺構期は明確でないが、礎石式の穀倉が点在する。瓦は、正倉院の南群と北群を分かち谷底で検出された流路跡から特に多く出土しており、正倉院に葺かれていたものが、谷に廃棄されたと推定される。

なお、正倉院南群の南約150mの丘陵上には、郡衙が成立する以前の7世紀前半から8世紀中頃まで存続した居館が営まれており、7世紀前半の石城国造の居館から律令期の郡令居宅へと引き継がれたと考えられている。なお、これらの遺跡に瓦を供給した窯跡として、原田窯跡・梅ノ作瓦窯跡(第4図)が知られる。

II. 瓦の分類

夏井廃寺の瓦については、廣岡・中山 1989、真保 1992、廣岡 2004 などで分類・編年が確立されている。しかし、瓦のセット関係の把握や変遷について、検討の余地が残されていると思われる。まず先行研究に従い、型式分類とセット関係、瓦群の変遷を検討する。型式名称は廣岡 2004 に従い、細分や組み換えが必要なものについては、私見を加えた。

1. 男瓦

男瓦は、Ⅰ類：段部の凹面側に屈曲のない削り出し有段、Ⅱ類：段部の凹面側に屈曲のある有段、Ⅲ類：無段、Ⅳ類：段不明、に分類されている。これらはいずれも粘土板巻き作りである。Ⅳ類は A：凸面へラケズリ、B：凸面に叩目を残すもの、の 2 者に細分されている。また、少量ながら粘土紐巻き作りのものが確認でき、Ⅴ類とした。また、これらの範疇に入らないものも少量ながら確認でき、Ⅵ類：その他として一括した。

I. ケズリ出しによる有段

粘土板巻き作り。下部の径がわずかに大きい円筒状の型木を使用し、凸面狭端縁をへラケズリにより段部を削り出しているため、凹面に段はない。凹面は縦位のへラケズリ。段の形態により、

- a. 段が明瞭で玉縁部が短いもの（第 5 図－1）。
- b. 段が不明瞭で玉縁部が長いもの（第 5 図－2）。

の 2 者がある。a・b はともに梅の作 4・5 号窯で出土（第 12 図－5、第 13 図－4・6）。

II. 型木+ケズリ出しによる有段（第 5 図－3）

粘土板巻き作り（凹面に糸切痕、粘土板合わせ目の観察できるものあり）。狭端縁がすぼまる瓶型の型木を使用するため凹面側に屈曲がある。段部は型木に合わせて緩やかに屈曲する部分に粘土紐を足し、玉縁部をへラケズリして成形。鑑瓦 a 第六類に伴う。梅の作 1 号窯跡で鑑瓦 a 第六類が出土していることと、同窯群の表土ないし表採遺物に本類がみられることから、梅の作瓦窯跡産。

III. 無段

細長い円錐台形の型木を使用。凸面の特徴により、以下のように細分できる。

A. 凸面ナデ・ケズリ

赤焼きのもの（第 5 図－5）と須恵質のもの（第 5 図－6）とがあり、前者は焼き色から鑑瓦 d 第一類、後者は d 第二類など、複数の鑑瓦に伴うと思われる。凸面の調整により、細分が可能である。

1. 凸面縦位ヘラケズリ
2. 凸面縦位ナデ
3. 指頭押圧

B. 凸面に叩き目を残すもの。

a. 平行叩き

1. 平行叩き（粗）。条線の凹部幅が7mmほど。胎土が粗く砂粒多い。灰褐色で硬質の焼き上がり。女瓦IVA3にともなうか（第5図-4）。
2. 平行叩き（中）。条線の凹部幅が4～5mmほど。凹面に糸切痕がみられることから粘土板巻き作り。この種の男瓦で瓦当部の剥離した資料があり、接合式の鎧瓦にともなう（第5図-8）。
3. 出土地点不明の完形の男瓦（淡赤褐色で硬質の焼きのもの）。粘土板巻き作り。平行叩きは叩き板の同定がむずかしく、1か2に含まれる可能性もあり、検討課題を残す（第5図-9）。
4. 縦位の平行叩きのみられるもの。凹面に糸切痕がみられることから、粘土板巻き作り。

鎧瓦b第七類の側面に平行叩きとみられる痕跡がごくわずかに観察される。上記した1～4の平行叩きのいずれかが、b第七類に伴うと思われる。なお、平行叩き目を残す男瓦は、狭端部を残すものはいずれも無段で、平行叩き目をもつ有段男瓦はない。

b. 縄叩き

1. 縄目の方向が横位～斜位…胎土粗。粘土板巻き。
2. 縄目の方向が縦位…胎土やや密。凹面ケズリ（第5図-7）。根岸遺跡でも出土。

c. 変形格子叩き

1. 細い平行四辺形の格子目が並ぶもの。鎧瓦b第七類の瓦当裏面や側面、無文字瓦e類の顎面に観察される。
2. 正格子に斜線がランダムに配されるもの。鎧瓦b第二類の側面に観察される（図版5-11）。

d. 鋸歯文叩き

横位の平行線の間斜線を鋸歯文状に配した特殊な叩き目。

e. 文字叩き

女瓦にみられるのと同様の「昌吉福嶋」のもの。

IV. 段の有無が不明のもの。

A. 凸面ヘラケズリ

B. 凸面に叩き目を残すもの。

c. 斜格子叩き（第5図-11）

女瓦で一枚作りのIVA2類と同じ叩き目か。

d. 長方形格子

1. 長格子（第5図-10）。

V. 粘土紐巻き作り

一本作りの鑑瓦 e 第一類は紐作りで凸面に縦位の平行叩きを伴う（第8図-18）。また、塔基壇積土中から粘土紐巻き作りで凸面に平行叩き目をもつ男瓦が出土している。

VI. その他

- a. 凹面に側板圧痕のみられるもの（第5図-14）。
- b. 断面カマボコ形の凸型整形台を使用して2次整形が行われたとみられるもの（第5図-15）。粘土紐巻き作りと思われる。
- c. 後述する女瓦と同様、凸面に糸切痕を残し叩き締めをしていない男瓦。断面形は半円になっておらず、円筒形の型木を用いていない可能性がある。凸面に糸切痕を残し、叩き締めをしていない男瓦・女瓦は、通常の瓦の製作技法を用いていない可能性があり、造瓦技法を身に付けた工人による製作ではない可能性が高い。これには、人名などのヘラ書き文字が伴う場合が多く、工人ではない人々による造瓦への参画を示すものと思われる。

2. 女瓦

女瓦は大きく、Ⅰ類：粘土板桶巻作りで凸面ヘラケズリ・ヘラナデのもの、Ⅱ類：粘土紐一枚作りで凸面ヘラケズリ・ヘラナデのもの、Ⅲ類：粘土板一枚作り、凸面ヘラケズリ・ヘラナデのもの、Ⅳ類：粘土板一枚作り、凸面に叩き目を残すもの、の4者に区分されている。このうちⅣ類は、叩き目の特徴から、A：斜格子叩き、B：格子+鋸歯文叩き、C：平行叩き、D：縄叩きに区分される。

I. 粘土板桶巻作り

凹面に糸切痕がみられることから粘土板素材で、布目とともに側板圧痕のみられるもの。凸面の調整の違いから、以下のように細分できる。

- a. 縦位のヘラケズリ（胎土に含まれる砂粒の移動がみられる）。
ロクロ型引き重弧文字瓦 a A類・a C類など数種に伴うものと思われる。赤焼きのものは（第6図-1）宇瓦 a C類に伴う。
- b. ナデ・ヘラナデが施されるもの。
ロクロ型引き重弧文字瓦（a A類・a C類）に伴うものと思われる。縦位のヘラナデが施されるものもある。赤焼きのものは、鑑瓦 d 第一類、宇瓦 a C類に、須恵質のもの（第6図-4）はそれ以外に伴うと思われる。

c. 指頭押圧痕を残すもの（第6図-5）

粘土板を切り出した時の糸切痕を一部に残し、叩き目は観察されないことから、叩き締めを行わずに指頭で成形したと思われる。一部に指頭押圧、一部にケズリを残すものあり。

d. 斜格子叩き目を残すもの（第6図-6）。

根岸遺跡出土例と共通する可能性のあるものあり。

e. 縄叩き目を残すもの。縄目は縦位。

なお、縦位のヘラケズリの後に横位のナデを施したとみられるもの（第6図-2）、一部に縦位ケズリ、一部にナデの施されているものがある（I ab とする。第6図-3）。

aはbの省略型の可能性があり、また小片では部位の違いによる可能性もある。I a・I bはいずれもロクロ型引き重弧文字瓦（a A類・a C類）に伴い、このうちI bはa A 3類やa B類、a E類に、I aはa A 2類、a B類に見られる傾向がある。いずれも梅ノ作瓦窯跡で出土。また、宇瓦b A類に伴う桶巻作りの女瓦もある。

II. 粘土紐一枚作り（第6図-7）

出土量は多くない。梅ノ作瓦窯1号窯で多く出土。報告書では、凸面にヘラナデ・ヘラケズリが施され、赤褐色の焼き上がりを呈することが記載されている。粘土紐素材とする根拠は報告に示されていないが、横位に割れる特徴があることによるとと思われる。梅の作1号窯では粘土紐一枚作りの女瓦とともに宇瓦b A類が出土しており、女瓦II類は宇瓦b A類にも伴う。

III. 粘土板一枚作り

凸面にヘラケズリ・ヘラナデが施され、凹面は布目が縦に潰され、縦の細い隆帯があるという。また凸型台を使用したとされる。梅の作瓦窯跡で把握されたもの。

IV. 粘土板一枚作り

凸面に叩き目を残すもの。

A. 斜格子叩き

1. 枠が太く格子目が大きいもの。梅の作7号窯より出土（第12図-11）。
2. 枠が細く格子目が大きいもの（第6図-8）。重弧文字瓦a D類に伴う。梅の作7号窯より出土。男瓦に同様の叩き目をもつものあり（第5図-11）。
3. 枠が太く格子目が小さいもの（第6図-9）。
4. 枠が細く格子目が大きいもの（第10図-21）。
5. 格子目が細く小さいもの。根岸遺跡（第10図-13）や石坂・寺台遺跡で出土。

B. 格子叩き+鋸歯文叩き。鏡瓦b第二類の側面にわずかに観察できるものがある（第6図-10）。淡褐色で軟質の焼き上がりのものが多い。

C. 平行叩き

- a. 叩き目が太く（凹部の幅 8mm）、斜～横位のもの。男瓦でも同様の特徴をもつ叩き目のみられるものがある。胎土が粗雑で砂粒が多く、灰褐色で軟質の焼のものが多い。男瓦に同様の特徴をもつものがある（第 5 図－6）
- b. 叩き目の条線が細く（凹部の幅 4mm）斜位のもの。
- c. 叩き目の条線が細く、深いもので、条線は斜位につく（第 6 図－13）。
- d. 叩き目の条線が横位につくもの。宇瓦 b B 類に伴う。平行叩きをナデ調整し、凹面に凸型台圧痕のみられるものあり（第 6 図－12）。

D. 縄叩き

- a. 縄目が横位につくもの。
- b. 縄目が縦位で太いもの（第 7 図－2）。凹面はナデ。灰白色・明灰褐色でやや軟質の焼が多い。胎土は粗雑。
- c. 縄目が横位でわずかに縦位の縄目がみられるもの（第 7 図－3）。1 次叩きと 2 次叩きが重なったものである可能性がある。凹面はナデ。

E. 格子叩き

- a. 小格子乱（第 7 図－9）。灰褐色で硬質の焼。
- b. 大格子（太）。凸面は叩き締めの後ナデ調整を施す。赤褐色で軟質の焼（第 7 図－5）。焼色は鑑瓦 a 第二類と共通する。ほかに明灰褐色で軟質のものもあり。

F. 文字叩き

明灰褐色から暗褐色の焼上がり。胎土緻密だが砂質。鑑瓦 b 第二類は b 第四・五類など複弁四弁系統に伴うものと思われる。

- a. 昌福吉嶋…明灰褐色・灰白色・須恵質の焼など（第 7 図－6）。
- b. 石…褐色で硬質、須恵質の焼など。
- c. 三田

V. その他

- a. 凸面に叩き目を伴わず両面に糸切痕を残すもの（第 7 図－7・8）。凹面は糸切痕が残るものと、布目+糸切痕のものあり。糸切により板状に切り出した粘土板で、叩き締めを行っておらず、通常の瓦の作り方ではない可能性がある。ただし、布目がみられるものもある。ヘラ書き文字を伴う場合が多い。
- b. 凸面にナデ、凹面にムシロ状圧痕のみられるもの（第 7 図－9）。
- c. 凸面にナデが施されたもの。端面に竹管による刺突がある（第 7 図－10）。明灰褐色（くすんだ肌色）の焼上がり。

3. 鑑瓦

鑑瓦には 17 種の範がある。文様構成から a：複弁六葉（a 第一～三・六類）、b：複弁四

葉（b 第一・二・四・五・七～九類）、c：複弁五葉、d：複弁八葉（d 第一A・B、d 第二類）、e：単弁六葉に分類されている。

（1）複弁八葉蓮華文

d 第一類（第8図-1・2）

複弁八葉の鑑瓦 d 第一類は上野国山王廃寺系の文様である。複弁八葉で反り上がりのある立体的な蓮弁をもち、中房の蓮子は1+4+8、周縁は直立縁で、竹管による円文を施すものである。上野山王廃寺の鑑瓦のうち、複弁八弁は山王廃寺Ⅲ式、周縁の竹管はIVBb式のそれを継承したものである（藤木 2010）。男瓦の接合は接合式で、いずれも特徴的な赤焼きを呈する。瓦当厚から、A類：内区径 13.0～13.5cm、瓦当厚 4cm前後の厚いもの、B類：内区径 12.5～13.0cm 以下、瓦当厚 2cm前後の薄いもの、に細分されている。

d 第二類（第8図-3）

d 第一類に比べ凸線化のみられる蓮弁をもつ。蓮子は1+11。周縁は直立縁で、竹管のあるものもないものがある。男瓦の接合は接合式である。瓦当は d 第一類と同様に厚・薄の2者があり、d 第一類の手法が継承されたものと考えられる。ただし、厚薄の違いと竹管文の有無は対応しない。いずれも須恵質の焼き上がりである。

これらの鑑瓦に伴う男瓦は粘土板巻き無段のもの、宇瓦はロクロ型挽き重弧文字瓦と考えられている。女瓦は桶巻き作りである。

（2）複弁六葉蓮華文

a 第一類（第8図-4）

交差文縁複弁六葉の鑑瓦 a 第一類は大和川原寺系の文様である。中房の蓮子は1+6、男瓦の接合は瓦当粘土の裏面に浅い挿入溝を掘ってから男瓦を接合する印籠継ぎである。瓦当側面に範端の立ち上がりの圧痕を残すものがある。

組み合う宇瓦は、ロクロ型挽き重弧文字瓦と考えられる。また a 第一類は、梅ノ作瓦窯跡 5号窯で分割後施文の重弧文字瓦 aE類と共伴しており、両者が組み合うことが判明している。

a 第二・三類（第8図-5・6）

a 第一類より文様が崩れており、a 第一類から派生し、後出するものである。a 第三類には顎部にへら描き沈線と竹管による施文がみられ、組み合う宇瓦は瓦当面や顎面に同様の文様のみられる c 類が組むものと思われる。男瓦は粘土板巻き無段、女瓦は桶巻き作りである。

a 第六類（図版 5-7）

交差文珠文縁複弁六葉鑑瓦で、a 第六類 1種のみ。梅ノ作 1号窯での共伴から、均整唐草文字瓦 b A類・b B類、男瓦は粘土板模骨巻き有段男瓦、一枚作りの女瓦と組み合うことが判明している。真保昌弘氏は、鑑瓦の外区内縁の珠文や宇瓦の均整唐草文から、平城宮

6301-6671 や下野薬師寺 103-202 が祖形と考えている（真保 1992）。鑑瓦の外区内縁の珠文は平城宮系の文様と考え、複弁六弁や交差文の外縁、1 + 6 の蓮子構成はⅡ群の文様要素を引き継いだものとする。宇瓦は、この群にのみ範型による瓦当文様が採用される。内区の唐草文や、外区の珠文・山形文は、鑑瓦のそれと同様、中央の影響によるものとみてよい。かなり在地的な文様に変化しているため、文様の直接のモデルは不明であるが、上外区に珠文を、下外区に山形文を配する均整唐草文宇瓦 b A 類が、より祖形に近い⁽⁴⁾。同 b B 類は b A 類から派生し、これに後出するものであろう。

（3）複弁四葉蓮華文

b 第一類（第8図-8）

蓮弁はふっくらと丸みのある2つの子葉を配し、反り上がりのある弁端に切れ込みを表した立体的な複弁四弁。弁中央には2つの子葉を分かち稜線がある。間弁も蓮弁と同様に弁端が反り上がり、弁の重なりを表現する。突出する中房には1 + 8 の蓮子を配す。外縁には斜縁で横幅の広い交差鋸歯文を巡らす。瓦当は 5.5 cm と厚い。範に薄く範詰めした後、先端に斜格子状のキザミを施した丸瓦を立て、凹面側に厚く粘土を付加して分厚い瓦当部を成形している。

b 第二・三・四・五・七～九類

複弁四葉であるが b 第一類に比べ文様が崩れており、b 第一類から派生した型式と考えられる。b 第二類（第8図-9）は先端が平坦な傾斜縁の内側に線鋸歯文を配す。蓮弁は高まりを失い不鮮明となるが弁分割線のある複弁や間弁を配す。中房には1 + 6 の蓮子を配すが、蓮子が不明瞭なものもある。瓦当裏面や側面に斜格子叩き目がみられ、瓦当部を丸瓦に接合した後に補足の叩き締めが行われたと考えられる。

b 第三類は b 第二類に似るが、鋸歯文がないもの。

b 第四類（第8図-10）は直線的な凹線によって輪郭を縁取られた平板な子葉と間弁が低く突出する硬い表現の文様となり、中房には蓮子4つを配している。周縁は素文。

b 第五類（第8図-11）は細い隆線で弁輪郭線を表し、突出する中房に蓮子はない。周縁は素文。

b 第七類（第8図-13）は細い隆線で弁輪郭線を表し、突出する平板な子葉を配す。弁中央界線はない。間弁は弁輪郭線と同じ隆線で「へ」の字状の表現のみとなる。突出する中房に蓮子はない。

b 第八類（第8図-14）は周縁のない内区だけの粗雑な文様となる。

梅ノ作7号窯での共伴から、鑑瓦 b 第二類には重弧文字瓦 aD 類（一枚作り、分割後施文）が組む。また b 第七類は宇瓦 e 類と同じ叩き目が側面に見られ、これと組むと考えられる。

（4）単弁五葉・単弁六葉蓮華文

c 第一類・e 第一類（第8図-15～18）

ともに縦置型一本作り。男瓦は紐作り。e 第一類の文様・技法は上野国分寺が祖形である可能性がある。

4. 宇瓦

宇瓦は a : 重弧文、b : 均整唐草文、c : 円文、d : 素文に大別されている。

(1) 重弧文字瓦

重弧文字瓦は aA・aB・aC（ロクロ型挽き、分割前施文、桶巻き作り）、aD（手描き、一枚作り）、aE（分割後施文、桶巻き作り）、aF（型押し、一枚作り）に分類される。ロクロ型引き重弧文については、可能なものは細部の特徴からさらに細分し、細分型式名は従来の分類名称の末尾にアラビア数字を付して標記する。

第1表は、重弧文字瓦の瓦当厚・顎長と施文具の関係をまとめたものである。瓦当厚・顎長に一定のまとまりがみられ、これに施文具が対応することがわかる。

aA 1類（第9図-1）

瓦当厚 3.8 cm前後、顎部長 10.5～11.7 cm、弧線は丸形で幅 1 cmほど、凹線は断面U字形で幅 0.3 cm、深さ 0.7～0.9 cmと比較的深いもの。女瓦は桶巻き作り。

aA 2類（第9図-2）

瓦当厚 3.7～4 cm前後、顎部長 10 cm前後が多いが 7.7 cmとやや狭いものもある。弧線は丸形で幅は 1.1 cmほど、凹線は断面U字形で、幅は上が 0.5～0.6 cmとやや広く下が 0.2～0.3 cmと狭く、上下で異なることを特徴とする。女瓦は桶巻き作り。凹面に凸型成形台の圧痕を残すものがある。顎部の剥離面に斜格子状の刻みを施すものがある。

aA 3類（第9図-3）

瓦当厚 3.5～3.7 cm、顎部長 5.9～7.5 cmと比較的狭い。弧線は上端が平坦な丸形で幅 0.9～1 cm、凹線は断面V字形で幅 2 mm以下。凹線の深さは 1 cmと深い。女瓦は桶巻き作り。凹面に凸型成形台の圧痕を残すものがある。

aB類（第9図-4）

瓦当厚 3.7～4 cm、顎部長 6.6～7.3 cm、弧線幅 0.7～1 cm、凹線は幅 0.5 mmとやや広く断面コノ字形、深さ 1 cmほどで彫りが深い。女瓦は桶巻き作り。

aC類（第9図-5）

瓦当厚 4.5～5.2 cm、顎部長 11.6～12.7 cm。瓦当部・顎部が相対的に幅広。弧線は丸形で 1.2～1.7 cm、凹線は底面の幅が 0.3 cmのV字ないしV字に近いU字形。酸化焰で軟質の特徴的な焼き上がりを呈す。女瓦は桶巻き作り。顎部の剥離面に斜格子状の刻みを施すものがある。

aD類（第9図-6）

3本歯の工具で断面コノ字形の沈線を3本施文し四重弧文としたもの。弧線も角形で幅が

0.7～0.8 cm、最下段の弧線だけ 1.5 cm と幅広。顎部にヘラ描きで斜格子状の文様を施文。斜格子タタキ、一枚作りの女瓦を伴う。剥離した顎部の剥離面に布目の見られるものがある。

aE類 (第13図-2)

桶巻き作りで、分割後型引きによる重弧文。施文具が瓦当側面に回り込んだため、瓦当面の側面ちかくが丸みをもつ。瓦当厚 5.4～5.7 cm、顎部は断面三角形の段顎で長さ 7～11 cm。弧線は丸形で幅 1.5 cm ほど、凹線は断面V字に近いU字形で深さ 1.5 cm。顎部の剥離面に工具による刺突を施すものがある。梅ノ作瓦窯跡 4・5号窯で出土している。

aF類 (第9図-7)

範の押圧により重弧文を施文。

(2) 均整唐草文軒瓦

bA類 (第9図-8)

刀子葉唐草文字瓦。内区文様は均整忍冬唐草文の茎や蕾の表現が著しく退化したもので、中央の珠点から左右へ向かって茎が伸び、茎は枝分かれして各々の先端に内側を向く刀子状の葉文が配される。上外区と下外区内縁には珠文、下外区外縁から脇区にかけて線鋸歯文を配す。

貼り付け段顎で、女瓦部は粘土板桶巻作りのⅠ類と粘土紐一枚作りのⅡ類両方を用いている。

bB類 (第9図-9)

内区文様は bA 類に同じだが、唐草の流れがやや流麗。違いは外区にあり、外区外縁に線鋸歯文が巡り、下外区・脇区に設けられた内縁に珠文を配す。区と下外区内縁には珠文、下外区外縁から脇区にかけて線鋸歯文を配す。

貼り付け段顎で、女瓦部は粘土板一枚作りで凸面に平行叩き目をもつIVCd類。

(3) その他の宇瓦

c類 (第9図-9)

手描きによる宇瓦

d類

叩きによる宇瓦

e類 (第9図-11・12)

素文。瓦当厚が薄く顎の長い e A類、瓦当厚が厚く顎の短い e B類に細分可能。

Ⅲ. 瓦の変遷とセット関係

ここでは、時間軸となる瓦の型式編年について検討する。まず、文様の変化から先後関係の検討を行いやすい鑑瓦について行う。多くが重弧文である宇瓦や、男瓦・女瓦は特徴が少なく、そのみでの編年は難しいため、鑑瓦とのセット関係の検討を通じて、序列を導く。セット関係の把握は、瓦そのものの特徴や比率を手がかりとする以外に、生産窯の調査が進んでいることから、窯でのセット関係の把握も把握されており、手がかりとしたい。

1. 軒先瓦の変遷

(1) 鑑瓦の変遷 (第14図参照)

上野山王廃寺の複弁七・八葉蓮華文鑑瓦を直接のモデルとしたd第一類、および大和川原寺系の複弁六葉蓮華文鑑瓦a第一類が、従来、夏井廃寺の創建瓦として、もっとも古く位置づけられてきたものである。第2表に示した出土数でもこの二者が最も多く、寺院創建にかかる瓦であることは間違いない。またd第一類には、蓮弁がやや細身となり、弁の立体感が薄れ、蓮子1+4で外周蓮子が一重となったd第二類が後続する。a第一類は、後述する重弧文字瓦の変遷との対応や出土状況から、d第一類より後出し、d第二類と同時期の所産と考えられる。以上の三者で、出土鑑瓦の半数以上を占めている。複弁八葉・複弁六葉の初出型式となるd第一類とa第一類の関係はひとまず置くこととしたいが、後述する梅ノ作瓦窯跡での出土状況から、a第一類の範はd第二類より新しい段階まで生産されたようである。

これらの瓦に後続するのは、a第六類である。本類は、外区内縁の珠文や組み合う宇瓦の均整唐草文から、平城宮式の軒先瓦に文様のモデルを求められるが、複弁六弁や交差鋸歯文の外縁、1+6の蓮子構成はa第一類の文様要素を引き継いだものと考えられる。

また、複弁六葉の鑑瓦a第二類は、蓮弁の形態がa第六類に酷似することから、同じ工人による作範を想定してよいと思われる。両者はともに複弁六葉のa第一類の文様を引き継いだと考えられるが、a第二類がa第一類を主たるモデルとしたのに対し、a第六類はa第一類に平城宮式の文様要素を取り入れて成立したのであろう。a第二類より蓮弁の形態がさらに崩れ粗雑な表現となったa第三類が、これに後出すると思われる。

複弁四葉は多くの範があり、そのなかでb第一類の文様が最も精緻であることから、b第一類が複弁四葉の系統のなかで祖形とみてよい。b第二類以下第八類までが、これから派生した後出的なものと考えられる。そのなかでb第二類は、子葉の膨らみや弁中央の界線、稜線をとまなうやや大きく表現された間弁、傾斜する外区内縁に線鋸歯文が、祖形のそれを引き継いだものとみられるが、外区外縁に周帯がみられる。b第四・五・七・八類では蓮弁が直線的で偏平な表現で弁中央の界線、外区内縁の線鋸歯文がなくなる一方、b第二類で周帯として現れた部分が発達して、素文の直立縁のようになる。中房蓮子はb第一類

で1+8、b第二類で1+6、b第五類では中心蓮子がなくなり周縁蓮子のみ4のものと、蓮子のないものがあり、b第四・七・八類は蓮子のないもののみである。b第七類では間弁が弁端を短い弧状の凸線で表現するのみとなる。従って、b第一類→b第二類→b第五類→b第四類→b第七類→b第八類の順に文様が退化している。

これらは出土数がいずれも数点にとどまり、補修期の瓦と考えられる。b第一類は、後述するように、a第六類との組み合わせの明瞭な宇瓦bA類の直後に位置づけられる宇瓦bBと組み合わせると推定されており、a第六類の直後にb第一類を位置づけてよい。

複弁五葉であるc第一類は、やや立体感のある複弁で、周縁に竹管文が施文されることから、a第一類、d第一・二類の文様上の特徴を引き継いだと考えられる。単弁六葉のe第一類の文様は前段階の瓦に系譜関係を見出せない。両者の製作技法はともに、それまで在地になかった縦置き型一本作りである。文様・技法ともに外来とみられるe第一類の導入・生産の一方、前段階の文様を引き継ぐとともに外来の製作技法を用いたc第一類が成立したとみておく。これらの編年的位置を限定するのは難しいが、量的には少ないことから補修期の瓦であろう。

(2) 宇瓦の変遷 (第14図参照)

宇瓦の先後関係については、それ自体から導くのは難しく、先述した鑑瓦とのセット関係の検討を通じて、後に明らかにしたい。重弧文字宇瓦は、先述のように、瓦当厚・顎長に一定のまとまりがみられ、これに施文具が対応する。同じ施文具で瓦当厚・顎長が共通するものは、一つの型式として認定してよいと思われる。また顎長は、それぞれの型式において重なる部分があることも指摘でき、これは連続的な変化を示唆するものと考えられる。また大きくはロクロ型挽きの型式(aA・aB・aC)に分割後型挽き(aD・aE)や、範押しにより施文する型式(aF)の方が後出すると考えられ、また後述する生産地での様相から、分割後型挽きのもののなかでは、女瓦部が桶巻作りのaE類より、一枚作りの女瓦を伴うaD類の方が後出する。

均整唐草文字宇瓦はbA・bBの2種の範がある。外区文様の構成に若干の違いがみられるが、2者に大きな違いはない。後述するように、鑑瓦a第六類やa第二類とのセット関係で捉えられ、また組み合わせる女瓦に桶巻作りと一枚作りの両者があり、本遺跡において、桶巻作りから一枚作りへと転換する過渡期に製作された宇瓦であろう。

円文・素文字宇瓦についても、セットとなる鑑瓦との関係で後述したい。

2. 生産地でのセット関係

以下では、生産地における出土状況を概観し、瓦のセット関係について手がかりを得たい。

原田窯跡では、粘土板桶巻作りで凸面ナデ・ケズリの女瓦Ia・b、粘土板巻作り凸面ナデ・ケズリの男瓦の資料が得られている。橙褐色・軟質の焼き上がりのもとの、灰色で堅緻・須恵質の焼き上がりのものである。男瓦・女瓦しか得られていないが、それらは胎土や焼き上がりの特徴から、d第一類・d第二類などとセットとなる可能性が考えられる。

梅ノ作第1号窯跡では、鑑瓦 a 第六類、均整唐草文字宇瓦 b A類、粘土板巻きケズリ出し有段の男瓦 I 類、粘土紐一枚作りの女瓦 II 類が出土し（第 11 図）、これらがセットとなった可能性が高い（廣岡 2003、セット II）。ただし、同窯跡では粘土板桶巻き作りの女瓦 I b・c 類も出土しており、同じ窯で I b・c 類も同時に焼成されたと考えられている（廣岡 2003）。また宇瓦 b A類には、夏井廃寺出土例から桶巻作りの女瓦が用いられ、これと同時期か直後に位置づけられる宇瓦 b B類には凸面に平行叩き目をもつ粘土紐一枚作りの女瓦が伴う（廣岡 2004）。

一方、梅ノ作第5号窯では、鑑瓦 a 第一類、宇瓦 a E類、粘土板巻きでケズリ出し有段の男瓦 I 類、粘土板巻き作り無段の III A類、粘土板桶巻き作りの女瓦 I a～c 類が出土し（第 13 図）、セット関係が明瞭である（同セット I）。ただし、宇瓦 a E類は夏井廃寺では未出土で、根岸遺跡で出土している。

また、梅ノ作4号窯跡では鑑瓦 a 第六類と、これに伴う粘土板巻き有段の男瓦 II 類、宇瓦 b A類、粘土紐一枚作りの女瓦 II 類が出土する一方、a 第一類に組み合う宇瓦 a E類、粘土板巻きで削り出し有段式の I 類の男瓦、粘土板桶巻き作りの女瓦 I a・b が出土している（第 12 図-1～7）。すなわち、1号窯でのセット I と5号窯でのセット II の両者が出土していることから、5号窯→1号窯の操業期間にまたがって、4号窯が操業していたと考えられている。

ところで、a 第一類の前段階の鑑瓦 d 第一・二類には、焼き色の共通する男瓦 III Aが組むと考えられる。前述したように、セット I とセット II は重なる時期があり、2つのセットが同時に生産された時期があった可能性が高い。宇瓦 b A類に伴う女瓦に、前段階から存在した粘土板桶巻き作りと新来の粘土紐一枚作りの両者がみられる点からも、旧来の技法と外来の技法との共存を想定してよい。その結果、創建段階である d 第一類の時期から存在した男瓦 III A類が、セット II として導入された新来の男瓦 II 類の影響をうけ、これを形だけ模倣してケズリ出し有段の男瓦 I 類が成立したと考えられる。同様に、重弧文で分割後施文の a E類も、前段階からの分割前型引き重弧文が、范型を用いて分割後に施文する技法の影響を受けて、分割後施文に変化した可能性がある

梅ノ作7号窯では、鑑瓦 b 第二類、宇瓦 a D類、女瓦 IV A 1・2 類、IV B類が出土しており、明瞭にセットが把握できる（セット III）。

3. 消費地でのセット関係

上にみた生産地でのセット関係を踏まえ、多くの型式を網羅する夏井廃寺で瓦のセットを検討した後、根岸官衙遺跡での出土状況を補足したい（第3表）。

(1) 夏井廃寺

第3表に示した軒先瓦の出土数をみると、鑑瓦では d 第一・二類と a 第一類が、宇瓦では重弧文 a A～a C類が、それぞれ出土軒先瓦の半数以上を占める。従って、これらの瓦が金堂・講堂・塔など主要堂塔の造営に際して生産された寺院創建期のものと位置づけられ、

他は補修期のものと考えてよい。

鑑瓦 d 第一類には、数量比と胎土の特徴、橙色で軟質の焼き上がりが共通する宇瓦 aC 類が組み合うものと思われる。また、男瓦は粘土板巻き作り無段で凸面にナデ・ケズリを施すⅢA 類、女瓦では粘土板桶巻き作りで凸面にナデ・ケズリを施す I a・b 類にも、同じ焼き上がりのものであり、セット関係を考えてよい（セット①）。

これに後出する鑑瓦 d 第二類には、d 第一類と同様に厚・薄がみられ、d 第一類の製作手法を引き継いでいる。宇瓦も鑑瓦と同様、セット①の特徴を継承したと考え、顎の長い特徴がセット①の aC 類と共通する aA 1 類が、鑑瓦 d 第二類に組み合うものと思われる。両者はともに堅緻な須恵質の焼き上がりで共通する。男瓦ⅢA 類、女瓦 I a・b 類にも須恵質の焼き上がりのものであり、組み合うものと思われる（セット②）。これらは、梅ノ作窯跡に近接する原田窯跡で生産されたものである可能性が高い。

a 第一類は、梅ノ作瓦窯跡 5 号窯のセット I から、宇瓦 aE 類、男瓦ⅢA 類、I 類、女瓦 I a～c 類のセットが判明している。ただし、宇瓦 aE 類は夏井廃寺での出土は確認できない。夏井廃寺での数量比からは、aA 2 類や顎の短い型式である aA 3 類・aB 類などの重弧文字瓦が伴うものと思われる。鑑瓦 a 第一類のなかで、宇瓦は分割前施文の型式から分割後施文の aE 類へ変遷したと考えておきたい（セット③）。

そして梅ノ作 4 号窯での出土状況から、この a 第一類の後半の時期に、旧来の複弁六葉に平城宮系の文様を取り入れた a 第六類の生産が開始されたと考えられる。これに伴う男瓦は粘土板巻き有段式のⅡ類である。組み合う宇瓦は b A 類で、これには粘土板桶巻作りの I a～c 類、粘土紐一枚作りのⅡ類の両者が組み合う（セット④）。

また梅ノ作では未出土だが、複弁六葉の鑑瓦 a 第二類は、蓮弁の形態が a 第六類に酷似することから、同じ工人による作範が想定され、同時期と考えられる。女瓦は女瓦 IVEb に、a 第二類と同様に赤色で軟質の焼き上がりのものであり、組み合わせの候補となる（セット⑤）。宇瓦・男瓦は判然としない。

複弁四葉の鑑瓦については、大平 A 遺跡で b 第一類に接合する男瓦と調整や焼成の酷似する男瓦、凸面平行叩き目を残す粘土紐一枚作りの女瓦が出土しており、女瓦の特徴は宇瓦 b B 類のそれに似ることから、鑑瓦 b 第一類と宇瓦 b B 類のセットが想定されている（真保 1992）。宇瓦 b B 類は、瓦当文様から b A 類に後出すると位置づけられ、これに伴う女瓦の粘土紐一枚作りも b A 類のそれが継承されたとみられる。叩き目を残す点は、凸面のナデ調整が省略された後出的な要素とみてよい（廣岡 2004）。従って、b 第一類は a 第六類などの瓦群のセットの直後に位置づけられるとする従来の説に従い、前段階の文様・技術を継承して成立したセットと考えておく（セット⑥）。

b 第一類に後出する b 第二類は、梅ノ作 7 号窯跡での共伴から、宇瓦 a D 類、女瓦 IV A 1・2 類、IV B 類が組み合う。男瓦は女瓦と同様の斜格子叩きのみられる IV Bc 類であろう。斜格子叩き目を伴う素文の宇瓦 e A 類も、このセットに含まれるものと思われる（セット⑦）。また b 第七類の側面にみられる平行四辺形の叩き目は、素文字瓦 e B 類の顎面にみられる

ものと同一とみられ、同様の叩き目をもつ男瓦IV B d 2 も含め、これらの組み合わせが想定できる（セット⑧）。

複弁六葉のなかで後出的な a 第三類は、中房蓮子や周縁、顎部に竹管文がみられ、宇瓦も施文に竹管を多用する c 類が組み合わせる可能性が高い（セット⑨）。一方、梅ノ作 7 号窯では竹管文を伴う宇瓦 c 類も出土し、竹管やへら描きによる宇瓦は、複弁四葉の系統に含まれる可能性がある。年代的に、a 第三類はこの段階まで下がる可能性がある。このほか、b 第四・五類に組み合わせる宇瓦は判然としないが、竹管文を伴う c 類に焼き色の類似するものがあり、鑑瓦 b 類のなかで新しい型式には宇瓦 c 類が伴う可能性が高い。

（2）根岸官衙遺跡（第 10 図）

A II 区：郡庁院

瓦はごく少量しか出土していない。男瓦は粘土板巻きで凸面ナデ・ケズリのもので、小片のため段の有無は不明（IV A）である。女瓦は粘土板桶巻き作り・凸面ナデ・ケズリの I a・b 類が出土している。

A I 区：正倉院北群

男瓦は粘土板巻きで凸面ナデ・ケズリのもので、小片が多く、段の有無は不明である。また凸面ナデで、ごくわずかに平行叩き目のみられるものがある。女瓦は粘土板桶巻き作り・凸面ナデ・ケズリの I a・b 類が主体となり、両面に糸切痕を残す V a が少ないながら入っている。宇瓦は重弧文の a A 2 類、a E 類、鑑瓦は a 第一類が出土している。

ほかに、周縁が素文の直立縁の鑑瓦（軟質の焼き）、凸面に「人丈部」のへら書き文字のみられる男瓦がある。

E II 区：正倉院南群

A I 区と同様、女瓦 I a・b 類と粘土板巻きで凸面ナデ・ケズリ、段の有無不明の男瓦が主体で、ほかに、鑑瓦 b 第一類、凸面に縦位縄叩きの III Bb、桶巻き作り斜格子叩きの女瓦 I d 類がみられる。

D II 区：正倉院南群

女瓦 I a・b 類と粘土板巻きで凸面ナデ・ケズリ、段の有無不明の男瓦が主体。

男瓦・女瓦とも、灰～暗灰色で須恵質の焼きのもの、明褐色（肌色）～橙色でやや軟質の焼きのものがある。全体に分厚いつくりのものが多い。

ほかに、女瓦 I d 類、IV Cb 類（平行叩きで条線の間隔 4 mm）、一枚作りで夏井には見られない斜格子叩き目をもつ IV A 5 が少量出土。

D I 区：廃棄場

鑑瓦 d 第二類、a 第一類、宇瓦 a A 2 類、a E 類が出土。鑑瓦 a 第一類は側面に範端痕を残す。宇瓦 a E 類は顎長が梅ノ作出土のものに比べ短い。

男瓦は粘土板巻き無段で凸面ナデ・ケズリの III A 類、女瓦は粘土板桶巻き作りで凸面ナデ・ケズリの I a・b・c 類が主体。両者とも焼き上がりが硬質のもの、橙色で軟質のものが

ある。ほかに女瓦 I d 類、IV A1 類、「昌・福・吉・嶋」の文字叩きを伴う一枚作りの女瓦 IV Fa 類も少量出土。

根岸官衙遺跡では、全体で 1400 点の瓦が出土しており、特に正倉北・南群と廃棄場で多く出土している。廃棄場は正倉院北群に隣接し、出土する瓦の構成が正倉院北群と共通することから、そこから廃棄されたものであった可能性が高い。これらの地点で出土する瓦は、男瓦は粘土板巻き無段のⅢ A 類、女瓦は粘土板巻き作りの I a～c 類が主体となる。正倉院北群では、鑑瓦 a 第一類、宇瓦 aA2 類・aE 類が出土しており、これらがセットになるものと思われる。また、正倉院北群と関連の深い廃棄場からは、同様の瓦のほかに、d 第二類が出土している。鑑瓦 d 第二類、宇瓦 aA2 類や男瓦・女瓦は、夏井のセット②に共通する。セット②[〃]としておく。一方、梅ノ作 5 号窯のセット I から、a 第一類と分割後型挽きの aE 類が組むものと思われる。夏井でのセット③と区別し③[〃]としておく。

他の地区でも男瓦・女瓦はこのセットものが主体となり、他の種類の瓦がごく少量みられる在り方を示している。正倉院南群では鑑瓦 b 第一類が得られているが、これに組み合う瓦が少量であることからみて、補修用であろう。平行叩きで一枚作りの平瓦 IV C b 類が出土しており、夏井でのセット⑥と同様、これらが組むものと思われる。

以上のように、正倉院ではセット②とセット③[〃]が創建期の瓦であり、他は補修用と考えられる。なお、郡庁院での瓦の出土はごく少量で、瓦葺の施設が存在したかどうか疑わしい。

(3) 瓦の年代

夏井廃寺の創建瓦である鑑瓦 d 第一類は、山王廃寺 IV B b 式やⅢ式の文様を祖形とし、これを忠実に模したものである。この d 第一類と宇瓦 a C 類のセット①を以って、寺院の造営が開始された。これと一連の造営過程のなかで、やや遅れて鑑瓦 d 第二類と宇瓦 a A 1～3 類などのセット②が生産され、順次造営が進められたのであろう。これに後続するセット③に含まれる重弧文字瓦 a E 類は、梅ノ作瓦窯跡で共伴した須恵器から、年代は 8 世紀初頭～前葉と推定される。その前段にセット①・②の 2 段階が存在することからみて、造営開始の最も古い時期は、7 世紀第 4 四半期に遡る可能性が高い。

一方、補修期については、セット⑦を焼成した 7 号窯出土の須恵器から、8 世紀末～9 世紀初頭に位置づけられる。

IV. 夏井廃寺・根岸官衙遺跡の造瓦体制と画期

これまでの検討により、瓦のセット関係とその変遷、そして寺院・官衙それぞれの瓦の使

用状況が把握できた。夏井廃寺ではセット①→セット②→セット③→セット④・⑤→セット⑥→セット⑦・⑧・⑨の順に連続的な変遷を辿りまたその過程で、正倉の瓦葺化に伴ってセット②[〃]、③[〃]が派生したと理解できる（第14図）。

以下では、夏井廃寺跡の郡衙周辺寺院と、根岸官衙遺跡の正倉の両者の関係に留意しながら、両施設の造営や維持にかかる瓦生産の推移をまとめておく。

寺院の創建に伴う生産

上野山王廃寺の複弁七、八葉蓮華文の影響を受けた文様をもつセット①と、大和川原寺系の文様をもつセット③は、夏井廃寺の寺院の創建に伴って導入された瓦群である（註1）。またセット②はセット①の文様・技法を継承したものである。伴う宇瓦はいずれもロクロ型挽き重弧文で、瓦当厚や顎長の特徴から、連続的に変遷したと考えられる。男瓦は粘土板巻き作り無段・女瓦は凸面にナデ・ケズリを施す粘土板桶巻作りで、組み合う瓦の特徴に変化はみられない。

夏井廃寺跡出土瓦全体のなかで、セット①～③が量的な主体となる点から、これらが寺院創建期の瓦と考えられる。創建期の瓦の変遷は、遺構の変遷におけるⅠA期に金堂・講堂が建設され、ⅠB期に塔が加わる点と対応すると考え、金堂・講堂の造営には文様・技法が共通し一連の造営を示すセット①・②が、これに遅れて造営された塔には新たな文様を採用したセット③が、それぞれ葺かれたことを推測できる。

官衙の瓦葺化と寺院の補修

一方、正倉院では、セット②[〃]と③[〃]が主体的に使用されている。セット③[〃]にはセット③と同じa第一類が伴うが、宇瓦は分割後型挽きの型式（aE類）となることから、セット③[〃]はセット③に後出し、そこから派生したものである。このaE類は官衙でしか出土しないことから、セット③[〃]は官衙所用として生産されたものと考えられる。なお、この段階までは、男瓦は粘土板巻無段、女瓦は粘土板桶巻作りである。

一方、セット③[〃]に重なる時期に、平城宮系の文様をもつセット④が新たに導入される。すなわち、梅ノ作4・5号窯跡での出土状況から、セット③[〃]とセット④が、同じ窯で生産されていたことが判明している。このセット④には、範型を用いた宇瓦や一枚作り平瓦、有段男瓦など、新たな技法・形式の瓦を伴っており、それが在来の瓦製作技術にも影響を与えたと考えられる。すなわち、セット④と重なる時期に生産されたセット③[〃]における宇瓦の分割後施文やケズリ出し有段男瓦などは、在来のセット③が、セット④の影響を受けて成立したと考えられる。なお、セット④に伴う宇瓦bAには、新来の一枚作りの女瓦と、在来の桶巻作りの女瓦の両者が用いられている点からも、新旧の造瓦技法が交錯する様子がみてとれる。なお、生産窯は不明ながら複弁六葉の文様を継承したa第二類を含むセット⑤が、セット④とほぼ同時期に存在し、旧来の瓦の継承とみられる部分がその後も残る。

このように、相互に重なる時期に同じ窯場でセット③[〃]とセット④という異なるセットが生産され、両者の間に技術交流がみられるが、セット③[〃]は官衙所用である一方、セット④は官衙では出土せず寺院所用と考えられることから、生産の場における技術交流とは別

に、供給目的は明確に分かれていたと考えられる。寺院所用のセット④が、その段階での新来の文様・技法を用いている一方、セット②[〃]やセット③[〃]は、旧来の寺院造営にかかるセット②・③からの連続ないし系譜を引いたものであることから、本地域では主に寺院の造営に伴って瓦の製作技術が導入・継承され、それが正倉の瓦葺化においても技術的な基盤を与えたと理解できよう。

寺院・官衙の補修期の瓦

さて、根岸官衙遺跡群における瓦の変遷のなかで、もう一つ画期となるのが、複弁四葉の導入である。その初出形式である鑑瓦b第一類と、セット④に伴う宇瓦bA類と同様の文様をもつbB類が組むとすれば（セット⑥）、やはり新たな瓦の導入の一方、旧来の技法も存続したこととなる。b第一類の文様を継承し、これに後出する鑑瓦b第二類には手描き重弧文の宇瓦aD類、一枚作りの女瓦が伴う。このb第二類と、これに後出するb第七類では、瓦当裏面や側面に補足の叩き締めを行った叩き目が見られるようになり、これまでに見られなかった造瓦技法の影響が表れている。そうした技法は多賀城の鑑瓦にみられ、宇瓦の手描き重弧文と合わせ、その影響を受けた可能性がある。

鑑瓦b第一類は夏井廃寺と根岸官衙遺跡の両者で出土しており、寺院・官衙の両施設へ向けた補修瓦であろう。それに後出する型式は夏井廃寺でしか出土しておらず、以後、継続的な補修は夏井廃寺において行われたのであろう。

なお、一本作りの単弁六葉鑑瓦e第一類、c第一類のように、一時的に導入されるが定着しない技法も存在する。c第一類は、文様上は周縁の竹管文や複弁の蓮弁に造営期の寺院の瓦の模倣がみられるが、e第一類と同様の一本作りで、男瓦部の粘土紐巻き作り、凸面の平行叩きは、須恵器工人の瓦生産への動員を推測させる。明確なセット関係や序列を推定するのは難しいが、在地に定着した瓦生産の流れとは別に、あるいはそれが途切れて以降に、小規模な補修が行われる場合があったことを示すものである。

以上のように、夏井廃寺・根岸官衙遺跡の出土瓦の変遷を辿ると、文様や技法における画期が存在する一方、連続的な変遷として捉えられる部分がある。言い換えれば、新来のものを受容したとみられる要素と、前段階の継承と評価できる要素が、同じセットのなかに共存する場合や、一つの瓦において新旧の技術が融合したことがある。このことは、夏井廃寺・根岸官衙遺跡の瓦生産は、寺院造営や補修、正倉所用瓦の生産など、特定の造営を契機として新来な文様・技法を受容しつつ、旧来の技法も引き継がれながら連続的に推移したと理解できる。このような瓦群の漸移的な変化は、夏井廃寺や根岸遺跡の瓦生産をめぐって、その造瓦組織が継続的に機能していたことを示すものであろう。

ただし、同時期に同じ窯で生産されたとみられるセット③[〃]とセット④に、それぞれ正倉所用瓦と寺院の補修瓦といった異なる使用目的が想定されることから、特定のセットは特定の造営と結びついて、異なる工人編成により生産が行われていたと考えられる。先述の

ように夏井廃寺跡の瓦は文様ないし技法の連続的な変化を迎えるのに対し、正倉院へ供給された瓦のセットは限られていることから、前段階の文様や技法を保持・継承しつつ、新たな文様や技法を受容しながら継続的に機能した造瓦組織は、主に寺院の造営・補修に伴うものであり、それを一時的に利用する形で、正倉の瓦葺化に伴う一時的な瓦の需要にも対応したのであろう。

しかし、こうした連続的な変遷を迎えるのは、セット⑨までであり、一本作りのc第一類やe第一類との間には断絶がある。c第一類やe第一類の時期には、上述のような継続的な維持・管理体制は、既に機能しなくなっていたのであろう。

V. まとめ

以上、寺院である夏井廃寺と、郡衙である根岸遺跡をめぐる瓦生産について検討した結果、以下の点が明らかとなった。

1. 瓦群の変遷は、上野山王廃寺系→大和川原寺系→平城宮系といったように、新来の文様が採用され、それとともに新たな技法が受容されたことによる画期が存在する。その一方、新来の要素が入って以後も、同じ瓦群のなかに、旧来の文様・技法が存続して新来のそれと共存する場合や、両者が融合する場合があります。瓦群の漸移的な変遷を捉えることができる。このことは、新来の技法が導入される際にも、旧来からの技術を保持・継承した造瓦組織が存在し、新来のどの要素を受容するかを、必要に応じて選択したと考えられる。すなわち、在地の造瓦組織が継続的に機能し、瓦の文様・や製作技法が保持されていたと考えられる。
2. 窯場の判明している梅ノ作瓦窯跡からは、寺院と郡衙の両者に瓦を供給しており、上記のように窯場における技術交流か活発に行われていた。しかし、同じ窯で同時期に両者へ向けた瓦生産が行われる場合にも、寺院と正倉といった供給先の違いによって異なる工人を編成し、異なる瓦のセットが生産・供給されていたことから、造瓦組織は異なっていたと考えられる。
3. 原則として、夏井廃寺における寺院造営とその補修にかかり、新たな文様・技法が導入されており、そこから派生したセットが官衙の瓦葺化に用いられる、という関係がある。郡衙正倉の瓦生産の技術的な基盤は、寺院の造営に伴う造瓦組織が保持したものである。

以上の検討により、寺院と官衙の瓦生産の関係と、瓦の製作技術が在地において保持・継承されていく具体的な過程を明らかにできた点が重要と考える。

註

- (1) この時期における技術導入のあり方やその背景については、第3部で詳述した。

参考文献

- ・いわき市教育委員会 2000 『根岸遺跡 磐城郡衙跡の調査』いわき市埋蔵文化財調査報告第72冊
- ・いわき市教育委員会・財団法人いわき市教育文化事業団 2003 『梅ノ作瓦窯跡群 ―陸奥国磐城郡古代窯跡の調査―』いわき市埋蔵文化財調査報告第98冊
- ・いわき市教育委員会 2004 『夏井廃寺跡』いわき市埋蔵文化財調査報告第107冊
- ・関東古瓦研究会福島県同人 1984 『第9回関東古瓦研究会発表資料―石城国編―』
- ・佐川正敏 2012 「寺院と瓦生産からみた律令国家形成期の陸奥国」『古代社会と地域間交流 ―寺院・官衙・瓦からみた関東と東北―』国土館大学考古学会編 六一書房
- ・真保昌弘 1992 「夏井廃寺出土古瓦の基礎的研究」『いわき市教育文化事業団研究紀要』第3号
- ・真保昌弘 1995 「古代陸奥国初期寺院建立の諸段階 ―素弁、単弁、複弁系鑑瓦の分布とその歴史的意義―」『王朝の考古学』
- ・真保昌弘 1998 「陸奥国南部に分布する二種の複弁系鑑瓦の歴史的意義について」『古代』第97号 早稲田大学考古学会
- ・藤木 海 2012 「瓦からみた陸奥南部の寺院造営と坂東 ―山王廃寺系軒先瓦の文様と技術系譜―」『古代社会と地域間交流 ―寺院・官衙・瓦からみた関東と東北―』国土館大学考古学会編 六一書房

第5章 黒木田遺跡の瓦

—宇多郡衙周辺寺院の造瓦体制—

I. 遺跡の概要

相馬市中野字明神前に所在する。宇多川南岸に形成された自然堤防とその南側に広がる後背湿地にかけて立地しており、瓦や土器の散布する東西 650m×南北 500mの範囲が遺跡として登録されている。現在は自然堤防上が宅地・畑地、その南側が水田となっている（第1図）。

開田に伴う工事の際に、多量の瓦や土器類が出土したことから、昭和 51 年 3～4 月にかけて、緊急の予備調査が実施され、同年 7～8 月に、予備調査部分を含む約 470 m²についての詳細な確認調査が行われた（第2次調査）。その後、圃場整備に伴って昭和 63 年と平成元年の 2 ヶ年にわたり、遺跡範囲の内外にわたる約 300,000 m²を対象に試掘調査が行われている（第3次調査）。

昭和 51 年の調査では、瓦溜め 2 基（第 1・8 号遺構）、柱根を伴い掘立柱建物の柱穴とみられる遺構（第 2・3・5 号遺構）、削平された竪穴住居のカマドの残存とみられる遺構（第 9 号遺構）、溝状遺構（第 11 号遺構）などが確認されている（第2図）。開田工事による削平で遺構の残存状況が悪く、年代や性格に不明な点が多い。出土遺物は、大量に出土した瓦のほか、土師器・須恵器・縄文土器・近世陶器・石器・木製品（下駄）・鉄製品（鎌）などがある。土師器・須恵器は古墳時代後期から平安時代にかけてのものがみられ、削平で失われてしまったものの、この地区にあった竪穴住居に伴うものであった可能性が高い。瓦溜めである第 8 号遺構からは、後述する瓦とともに大堀相馬焼や下駄が出土し、後世の耕作の際に邪魔になる瓦を土坑に一括廃棄したものであろう。このほか、調査区の南東側に隣接した土地が周囲の水田よりもやや高い畑地となっていることからボーリング調査が実施され、一定間隔に並ぶ礎石の存在を捉えている。

昭和 63・平成元年の圃場整備に伴う調査では、その南側に広がる水田約 300,000 m²が対象とされたが、ボーリングで礎石の存在が推定された部分には特別区を設け、調査が行われた（第3図）。その結果、礎石建物跡に伴う基壇が検出されている。基壇は東西約 18m×南北約 15m、高さ 45 cmを測る。基壇の版築は暗灰褐色粘質土を 5 cmの厚さで互層に突き固めており、上面に拳大の玉石が突き込まれる点に特徴がある。基壇上面では、破碎されたものを含め礎石が 3 個確認されている。また礎石はないが、基壇上面の柱位置とみられる部分に玉石のない部分が円形に残ることが確認でき、そこから推定して柱間 2.4m等間で東西 4 間×南北 3 間の建物を復元できる。基壇の東辺は人頭大の石列で縁取られており、基壇外装は川原石を積み上げた乱石積基壇であった可能性が高い。また、この石列の東約 2 mの位置でやや小さい玉石の列が平行しており、その性格は不明ながら、玉石の敷かれた雨落溝か、時期の違う基壇外装が重複している可能性があろう。なお、北辺付近では掘

立柱建物の柱穴が確認され、版築遺構以前に掘立柱建物が存在したことが判明している。

このほか、特別区の周囲の水田部に設けられた140本を超えるトレンチのうち、78・136・137・140号トレンチで溝跡各1条、特別区に近い133号トレンチで掘立柱建物の柱穴1基、120・142号トレンチで性格不明の石敷遺構が確認されている。

出土遺物のほとんどは瓦であり、礎石建物跡の確認された特別区および72・77・81・133～139・141・142号トレンチからの出土が多く、特別区に近接する138・142トレンチで特に集中的に出土している。ほかに土師器・須恵器が70・71・110・116・124・126・142号トレンチから多く出土している。110・116・124号トレンチから特に集中して出土し、竪穴住居跡の存在が推定される。礎石建物の西側に竪穴住居が展開した可能性が高い。検出された遺構・遺物の多くは、特別区のある自然堤防上かそれに近い位置に存在しており、遺跡の中心が以北にあることを示している。

Ⅱ. 瓦の分類

鑑瓦・宇瓦・男瓦・女瓦・鬼瓦・鴟尾が出土している。本遺跡で出土した瓦については、これまで渡邊1977・木本1989・橋本1990・藤木2012などで分類と、一部の変遷・年代が検討されている。鑑瓦については、渡邊一雄氏が昭和51年の調査で出土した資料に基づき、複弁八葉・単弁八葉などの大分類を大文字アルファベット、範種を小文字アルファベットで標記する方法をとっており、以後、これが踏襲されている(第1表)。宇瓦は重弧文が主流であり、近年、筆者が鑑瓦のそれに倣って、三・四・五重弧文など弧線の数に基づく大分類を大文字アルファベット、細部の特徴を小文字アルファベットで標記して細分を試みた。

男瓦・女瓦については、本遺跡出土の資料自体はこれまで未検討となっているが、木本元治氏が本遺跡の主要な瓦を生産した善光寺遺跡の資料について、4桁の数字で型式を標記する方法を用いている(第2表)。以下では、過去の研究で呼び習わされてきた型式名称を踏襲し、必要に応じて新たな名称を付すこととする。

1. 鑑瓦

A類：八弁で、弁中央に分割線を、その両脇に細い凸線の先端に珠点を置いた蕊状の表現がある。A類はこの蕊を特徴とし、蓮弁が2分されてそれぞれに子葉が配される点から、複弁蓮華文の変形とみられる。

Aa類(第4図-1)：弁端の反り上がりが強く細身で先の尖った蓮弁をもつ。弁中央には凸線で分割線を配し、その両脇には蕊状の表現がある。間弁は银杏形で立体的である。突出する中房には蓮子1+4+8を配す。外周蓮子は弁中央を向く。蓮弁の表現は凸線ではなく、A類に含まれる他の範種に比べ立体的であり、後述のAd・Ae類に比して弁が細く中房が小さい。周縁は素文の直立縁である。男瓦の接合は、半裁後の男瓦を瓦当裏面に接合する接合式で、男瓦が瓦当の上端につくものと、やや下位につき男瓦の凸面側に接合粘土をやや多く付加するものがある。前者は瓦当裏面をヘラナデで平坦に調整し、

後者は指頭押圧で仕上げる。胎土は密、表面が灰色で断面灰褐色の焼きが多い。

A b 類 (第4図-2) : 反り上がりが強く細身で先の丸い蓮弁と弁分割線・蕊を凸線で表現する。間弁はT字形に近いが先端は立体的な楔形である。中房は突出し、蓮子1+8+8を配す。外周蓮子は弁間を向く。周縁は素文の直立縁。男瓦の接合は接合式で、瓦当上端よりやや下位につき、男瓦の凸面側に接合粘土を比較的多く付加する。瓦当裏面は全体に指頭押圧で調整する。胎土はやや粗く、焼成は灰色・須恵質である。

A c 類 (第4図-3) : 蓮弁の輪郭や分割線、蕊とともに、間弁や中房もすべて凸線表現となる。内区粘土だけが剥離した資料では、側面を男瓦凹面から転写した布目の陽型が全周する。また瓦当裏面には、下半に周堤状の高まり(丸瓦痕跡)の残るものがみられる。これらの痕跡は、丸瓦円筒(分割前の円筒状の丸瓦)の広端に内区粘土を嵌め込み、丸瓦円筒の不要部分を切り取る特殊な製作技法が用いられたことを示すものである。この技法によると、丸瓦円筒の内側の布目が内区粘土の側面に写り、瓦当裏面の下半には切り残された丸瓦円筒の一部が周堤状に残ることとなる。こうした技法は「嵌め込み式」と呼ばれ、半裁後の丸瓦を瓦当に接合する通常の接合技法と異なる。本地域では、福島市腰浜廃寺跡で確認されたことから「腰浜C技法」と呼ばれる(辻 1983、藤木 2006)。内区粘土は范の側面を包み込むようにして直立縁の周縁の内側の一部を形成し、裏面には小口材を用いた工具で押圧された圧痕が残る。

A d 類 (第4図-4) : 蓮弁の輪郭・弁中央線・蕊を凸線で表す。蓮弁は弁端寄りに最大幅があってやや幅広、弁端は尖り、弁の反り上がりがなく全体に偏平な文様となっている。間弁は凸線の先端が銀杏形に開く。突出する中房に蓮子は1+4+8、外周蓮子は弁間を向く。周縁は素文の直立縁で、先端に段差のあるものがみられる。男瓦の接合は接合式、瓦当裏面は指頭押圧で調整するものと、ヘラナデで平坦に仕上げるものがある。胎土は精良・緻密、焼成は灰色で堅緻・須恵質なものと、明褐色のやや焼きの悪いものがある。

A e 類 (第4図-5) : 先が丸くやや幅広の蓮弁と弁分割線・蕊をすべて凸線で表現する。弁区全体が内湾して緩やかな反り上がり表現する。間弁は凸線によるT字形。中房は突出し、蓮子は1+4+8で、外周蓮子は弁中央を向く。周縁は素文の直立縁である。接合式で、男瓦は瓦当の上端いっぱいの位置につくもの、やや下位につくものがある。瓦当裏面は指頭押圧とヘラナデとがある。胎土は精良・緻密、焼成は灰色で堅緻・須恵質のものが多い。

B 類 (第4図-6・7) : 低く平板な長楕円形の8枚の素弁の間に、蓮弁と同じの形態の間弁を配する。中房は隆線による2重の圈線で表現される。内区のこれらの文様を隆線による圈線が囲む。周縁を形成するB1と、外区をヘラナデにより調整し、周縁のないB2に細分できる。前者は瓦当裏面に男瓦痕跡が残ることから、腰浜C技法で製作されている。後者は男瓦痕跡がなく、通常の接合式である。また、後者は内区と外区の間に范詰めの際に生じた粘土の接合痕が一周し、この接合痕を指ナデで消し去っている。胎土はやや粗雑、灰色で堅緻・須恵質の焼きのもの、褐色のやや焼きの悪いものがある。

C 類 : 中央に凸線で軸線を表した八弁の尖弁からなる有軸素弁八葉蓮華文鏡瓦。Ca・Cbの2范種がある。

Ca 1・2 類 (第4図-8・9) : 低く突出する小振りな中房に1+4の蓮子を配し、同

範で文様の浮き上がりが明瞭なもの（Ca1類）と、文様が不明瞭で範の傷みが進行したもの（Ca2類）がある。Ca1類は瓦当が薄く、Ca2類はやや厚い。

男瓦の接合は接合式で、男瓦は瓦当の上端からやや下がった位置につく。Ca1類は瓦当裏面を男瓦との接合部から上半部にかけて指ナデ、下半部は指頭押圧し、Ca2類はヘラナデで平坦に仕上げる。

Cb類（第4図-10）：Ca1・2類とほぼ同様の有軸素弁八葉とみられるが、小片が1点得られているのみで詳細不明。中房が突出しない陰刻表現となり、弁形もCa類に比べやや崩れている。蓮子は1+4と推定される。胎土はやや緻密で灰褐色の焼き。

D類（第4図-11）：太く高い凸線によって文様を表現する。先端に切れ込みのある大振りな4枚の花弁と、その内側にやはり切れ込みのある子葉を表す。各弁を切れ込みの表現された凸線が繋ぎ、銀杏形の間弁を表現する。周縁は分厚く、素文の直立縁、中房は圏線で表され、蓮子は1+4である。

瓦当裏面は、下半の外周を縁取るようにヘラケズリされるが、中央部にケズリは及ばず、表面にノミ痕とみられる凹凸のある工具で押圧された圧痕が残る。また男瓦部の側縁と接する部分にヘラを入れた痕跡がある。これらは、円筒状の男瓦を接合したうえで不要部分を切り取った痕跡とみられるが、男瓦痕跡のような高まりはない。不要部分の切り取りの際、瓦当裏面のギリギリまで切り下げたと考えられ、接合技法は腰浜C技法とみてよい。円筒男瓦の広端部がそのまま周縁となっておらず、男瓦円筒は瓦当裏面に接着され、不要部分を切り取った後に、瓦当裏面を工具で押圧したものと思われる。胎土は粗雑、灰色・須恵質の焼きのもの、赤褐色だが硬質の焼きのものがある。

E類（第4図-12）：弁数が7弁で、蓮弁や間弁、中房がすべて凸線で表現される。蓮弁は先の尖った船先形、間弁はT字形で弁端をつなぐ。蕊が省略され弁分割線の左右に珠点を置くのみとなる。中房蓮子は1+4。接合式で、瓦当裏面をヘラナデで平坦に仕上げる。胎土はやや粗雑、灰色・須恵質の焼き。

F類（第4図-13）：蓮弁の輪郭線と弁内を分かち分割線を凸線で表現し、その内部に子葉を配した複弁七葉蓮華文である。弁端は切れ込みや反転の表現に乏しく、丸く収まる。低く突出した中房には蓮子1+4+8を配す。外周蓮子の配置にはバラつきがある。間弁は凸線によるT字状である。

瓦当上半部の周縁が剥離した資料では、剥離面に男瓦凹面から転写された布目の陽型が、内区粘土の側面を半周する。布目の転写は内区粘土の先端まで及び、男瓦の先端が内区粘土より前に出ていたことを示す。従って男瓦の接合は、男瓦の広端部が周縁の上半部となる半裁男瓦嵌め込み式と考えられる。なお、瓦当裏面は指ナデ・指頭押圧で調整している。胎土は精良・緻密、焼成は表面が黒く剥離面や破面が白褐色のものと、明褐色のものがある。

G類（第4図-14・15）：文様をすべて低く平板で太い隆線により表現する。先端が尖り中房側で大きく膨らむ宝珠のような形の花弁を4枚配し、各弁には子葉が1つずつ表現される。花弁の間には先端の丸い間弁を表す。中房は圏線で表され、そのなかに大振りな1+4+10の蓮子が配される。外周蓮子は10個のうち1つだけが小さい。これらの文様を圏線が囲み、圏線からは短く細い隆線が派生して歯車のような表現となる。周縁は素文の直立縁である。

製作技法については、資料が少ないため不明な点が多い。男瓦の剥離した資料では、剥離面に男瓦凹面から転写した布目の陽型が内区粘土を半周する。布目の陽型は内区粘土の先端まで及び、男瓦の先端が内区粘土より前に出て、そのまま周縁を形成していたことが分かる。この内区と周縁との接合部を調整したとみられる指ナゲ痕が、布目の陽型に対応して瓦当面の上端部を半周しており、圏線外側の歯車状の文様が上半部では消えている。瓦当下半を残す資料では、周縁と内区との間に接合痕を残し、瓦当裏面には男瓦痕跡のような周堤状の高まりがあり、一見すると嵌め込み式に見える。しかし破面の観察では、瓦当裏面の高まりは周縁とは別粘土で、瓦当粘土の裏面に接着されたものとみられ、瓦当上半部でみたように男瓦に内区粘土を嵌め込んだものではない。なお、瓦当裏面の高まりは丁寧にナゲが施される。したがって本鑑瓦は、半裁後の男瓦を内区粘土の上半部に嵌め込んで周縁を形成した半裁男瓦嵌め込み式で、瓦当裏面の下半にみられる堤状の高まりは、上半部の男瓦と内区粘土を支持する目的で形成されたものと考えられる。胎土はやや粗雑、灰色～灰褐色の焼きである。

H類（第4図-16・17）：南相馬市植松廃寺跡と同範の有蕊弁蓮華文である。先端に切れ込みのある大振りな4枚の花弁と、その間に同じく切れ込みのある細身の間弁を陰刻で表現し、花弁には3本、間弁には1本の蕊を凸線で表す。中房も陰刻で表現し、そのなかに1+4の蓮子を配す。周縁は素文の直立縁である。

製作技法は、半裁前の男瓦円筒の不要部分を切り取り、内区粘土を嵌め込んで、その裏面を円形の工具で押圧するもので、瓦当裏面には男瓦痕跡と小口材による押圧具の痕跡を残す。

2. 宇瓦

A類：三重弧文字宇瓦。いずれも出土数の少ない例外的なものである。

A a類：弧線の断面形が丸く、凹線はV字形。段顎で顎面に凸帯はない。瓦当面へ向かって薄く、狭端側へ向かって厚くなり明瞭な段を形成する貼付段顎。四重弧文の下端の弧線を顎面の調整時に削り落としたものである可能性がある。胎土は精良・緻密。灰白色の焼き。

A b類：平坦な瓦当面に櫛歯状工具で沈線を2本引いて三重弧文としたもの。明確な顎部を形成しない。

A c類（第5図-1）：瓦当文は型押しによる。弧線・凹線とも断面は角形。凹線の部分に範傷がみられる。分割後の女瓦の凸面に瓦当面側が厚く狭端側へ向かって薄くなる断面三角形の顎部を貼り足す。段は弱い。女瓦は粘土板桶巻作りで格子叩きを伴う1260類。胎土はやや粗雑で、明褐色のやや軟質の焼き上がりである。

B類：四重弧文字宇瓦。いずれも型挽き重弧文で貼り付け段顎、顎面に凸帯をもつ。

B a類：弧線の上端が丸みをもち、凹線の断面形はU字形。顎面に凸帯をもつ。女瓦は粘土板桶巻作りで、長方形の格子叩き目を伴う1110類である。女瓦の広端側凸面に粘土を貼り足して段顎を形成しており、重弧文の施文は分割前に行われたと思われる。顎面にみられる凸帯の調整から、以下のように細分できる。

B a 1類（第5図-2・3）：凸帯が太く立ち上がりがしっかりしており、顎面の凸帯を隔てた瓦当面側と狭端側が段違いとなるもの。重弧の施文具は、一部が顎面の先端に回

りこむような形態と推定され、瓦当文様と同時に凸帯を引き出していると考えられる。凸帯の狭端側の顎面はヘラナデで仕上げる。これらは顎長が6.5 cm前後の短いものと、8～9 cmのやや長いものがある。

B a 2類（第5図－5）：凸帯をナデにより仕上げている。断面形は比較的明瞭な山形を呈する。顎長は9 cm前後。

B b類（第5図－6）：弧線の上端が尖り、断面山形のもの。凹線は断面コノ字形とV字形に分かれる可能性があるが、明確でない。女瓦は粘土板桶巻作りで、長方形の格子叩き目を伴う1110類である。女瓦広端側凸面に粘土を貼り足した段顎で、顎面には凸帯をもつ。瓦当の側面に重弧の施文具を引き抜いた粘土のはみ出しがみられることから、分割後に型挽きで施文したと思われる。顎面にみられる凸帯はナデ調整が施され、断面形は裾の広がった山形を呈し、凸帯の両側に段差はない。凸帯は粘土紐を貼り付けナデ調整したものと考えられる。瓦当面と凸帯は平行になっていない部分もあり、分割後に貼り付けられた可能性が高い。これらは、顎長が6.5 cm前後～10 cm前後の間にばらつく。

B c類（第5図－4）：弧線は太く丸みをもち、凹線の断面形はV字形で浅い。貼付段顎で顎面に凸帯をもつ。女瓦は粘土板桶巻作りで、長方形の格子叩き目を伴う1130・1140類である。瓦当面の施文は分割後施文と思われる。凸帯は断面山形で低く不明瞭、ナデにより仕上げる。顎の長さは8 cmほどのものが多く、5.5 cmの短いものも少量認められる。女瓦の違いとともに顎長の違いから細分可能とみられるが、出土量が少ないため明確でない。胎土は砂粒を含むがやや密、灰色や灰褐色で硬質のもの、明褐色でやや軟質の焼きのものがある。

C類（第5図－7）：五重弧文字瓦。弧線の上端が尖り、横線の断面形はV字形。女瓦は粘土板桶巻作りで、斜格子叩き目を伴う1310類である。貼り付け段顎で顎面に凸帯をもつ。瓦当部の側端がわずかに丸みをもつものがあり、瓦当面に施文具を当てて重弧文を引いた際、瓦当の側端から施文具が引き抜かれたことを示すものと思われる。従って瓦当面の施文は分割後施文と判断される。顎面の凸帯は山形で低く不明瞭、ナデにより仕上げている。これも分割後に貼り付けられたものと思われる。顎長は9～10 cmほど。胎土は精良・緻密、焼きは堅緻・須恵質のものが多い。

D類：二重弧文字瓦。女瓦広端面に沈線を一本引いて二重弧文としたもの。1点のみ出土で詳細不明。

E類（第5図－8）：有蕊弁蓮華文の型押し顎面文様をもつ字瓦。明確な瓦当部を形成せず、女瓦の広端面がそのまま瓦当面となる。瓦当面は素文。広端側凸面を顎面とし、型押しで施文する。顎面の型押し文様は、先端に広端縁と直行する半円柱状の文様を横並びに密に配し、その下には弁端に切れ込みのある大きな蓮弁を横並びに陰刻で表現し、弁内には陽刻で太く短い1本の蕊を表す。その下は2本の凸帯で区画する。凹面にナデ調整が施され製作技法は不明だが、凸面にわずかに残る叩き目から、女瓦は一枚作りの3270・32100類の可能性はある。胎土は粗く、灰褐色で硬質のものから橙色で軟質のものまでがある。

3. 男瓦

男瓦は、製作技法・凸面の叩き目・凹面と凸面の調整の3つの属性から分類し、記述を進める（第2表参照）。製作技法では、1：粘土板巻作り、2：粘土紐巻作りに分かれる。

粘土板巻作りは、凹面の糸切痕・側板圧痕・粘土板合わせ目などの存在から判断できる。粘土紐巻作りは凹面に横位の粘土の合わせ目がみられるものに加え、この合わせ目を消したものとみられる横位の指ナデの痕跡が一定間隔で見られるものから判断した。凸面に叩き目を残すものは少なく、大多数はナデ・ケズリにより調整を施す。したがって、多くは叩き目を示す分類番号3桁目・2桁目が00＝不明で標記され、1桁目が2ないし5で標記されることとなる。なお、有段・無段は、末尾にA・Bで表示する。その判別は狭端部を残す資料でしかできないが、出土した資料の多くは狭端部を確認できない破片であり、それと確認できたもののみ有段・無段の別を表示する。これは男瓦全体から見ると、ごく一部にすぎない。

1002・1005A・B類（第7図－1～3）：粘土板巻作り。凹面には糸切痕・布目がみられ、凸面にはナデ・ケズリを施す。大きく縦位のヘラケズリと横位のナデ（ロクロナデカ）がみられるが、全体に縦位のケズリ、狭端部のみナデを施すものもあって、調整の違いは部位の違いの場合も考えられ、小片では判断し難い。胎土は精良・緻密なもの、砂質・粗雑なものがある。前者には平行叩き目（縦位）をわずかに残すものがある。鏡瓦Ae類のほか、Ca2類、E類もこの種の男瓦が伴うことを確認している。

狭端部を残す破片でなければ、有段・無段の区別はできないが、段を有するもの（1002A）は数が少なく、大多数は無段（1002B）と思われる。有段のものは、段部が明瞭で凹面側にも強い屈曲がある。

1440B類（第7図－5）：粘土板巻作り、無段。凹面には糸切痕が顕著に残り、布目がみられる。凸面には横～斜位の平行叩き目がみられる。叩き目は木目が浮き上がり擬格子状となっているのがみられるが、叩き板は同じである。砂質の粗い胎土で、灰白色～灰色で硬質の焼きが多く、赤焼きのものが一定量みられる。胎土は後述する一枚作りの女瓦に共通する。

1130類（第7図－4）：粘土板巻作り。凹面に布目、凸面には女瓦1130類と同様の長方形の格子叩き目を残す。胎土は緻密で、灰色・須恵質の焼き上がりである。1点のみ出土で詳細は不明。

2002B類（第7図－7）：粘土紐巻作り。すべて無段と思われる。凹面に粘土紐積み上げ痕のほか、これを消したとみられる横位の指ナデのみみられるものがある。また布目を残す。一部には型木に作り出された凸線の圧痕とみられる縦位の凹線がみられ、その多くは側縁に近接していることから、分割裁線と考えられる。凸面は縦位のヘラケズリと横位のナデ（ロクロナデカ）のものがある。胎土はやや粗く、須恵質の焼きのものが多い。今のところ、鏡瓦Ad類・Ac類に伴うことを確認している。またH類にも伴う可能性が高い。

2502B類（第7図－8・9）：粘土紐巻作り、無段。凹面に粘土紐積み上げ痕、布目を残す。凸面は縦位～斜位の縄叩きを施した後、ヘラケズリないし横位のナデ（ロクロナデカ）で叩き目を消しており、本類に含めたものは、わずかに叩き目を確認できるものである。凸面の調整は、製作者の意図が叩き目を消すことにあったことを示し、叩き目を一部に残すのは、調整が及ばなかった部位が偶然に生じた結果とみられる。叩き目の残らない部分の破片ではそれと認識できず、2002B類に含まれてしまっている。

2402類（第7図－10）：粘土紐巻作り。凹面に粘土紐積み上げ痕、布目を残す。凸面はケズリ・ナデが施され、縦位の平行叩き目がわずかに残るもの。胎土は緻密。1点を確

認したのみで詳細は不明。2502類と同様、叩き目を確認できるのは偶然であろう。

2015A類：粘土紐巻作り。凹面に粘土紐積み上げ痕、布目を残す。凸面はハケ目のような細かい条線のみられる特徴的な横位のヘラナデで調整されている。こうした特徴のみられるものを、型式番号下3桁目を叩き目不明の0、2桁目を1とし、ハケ目調整を施すものとして表示した。狭端部の破片では、このヘラナデによって削り出されたとみられる弱い段を伴うものを確認しており、有段である。胎土はやや粗く、砂粒を含む。焼成は明灰褐色のものが多いが、灰色・須恵質のものもある。鑑瓦B類の側面に同様のヘラナデが用いられており、本類は鑑瓦B類に伴う男瓦である。

0002・0003類：凹面に糸切痕や粘土紐積み上げ痕のいずれも確認できず、製作技法が不明のもの。小片であるため、製作技法を示す諸痕跡を確認できないものが多いが、ある程度の大きさの破片であっても、そうした痕跡がみられないものがある。また0003類としたものは両面にケズリが施されていることから、同様に製作技法が不明であるが、それらは側縁・端縁に近い小片が多い。情報が少ないことから1型式として扱えないが、整理の都合上、分類番号を付した。

4. 女瓦

女瓦は製作技法・凸面の叩き目・凹面と凸面の調整の3つの属性から4～5桁の数字で標記し、記述を進める(表2参照)。製作技法では、1：粘土板桶巻作り、2：粘土紐桶巻作り、3：一枚作りがある。粘土板桶巻作りは凹面の糸切痕・粘土板合わせ目に加え、桶の側板圧痕の存在から判断できる。粘土紐桶巻作りは凹面に桶の側板圧痕とともに横位の粘土の合わせ目がみられるものである。一枚作りは、一枚布の端や凸型台の圧痕がみられるもののほか、側板圧痕のみられないものをそれと判断している。

叩き目は、大きく1：長方形格子、2：正格子、3：斜格子、4：平行叩き、5：縄叩きなどの大分類で分け、さらに原体となる叩き板の違いを認識できる限りで細分した(第12・13図)。叩き目の標記は、原則として4桁の数字のうち下3桁・2桁の数字を叩き板の表示に用い、3桁を長方形格子・正格子・斜格子・平行叩きなどの大別、2桁を叩き板の細別としている。すなわち長方形格子は4種類の叩き板があり、11～14で表す。正格子は16種類の叩き板を確認し、21～216で標記する。叩き板の種類が10を超えることから、下4桁を叩き目の大別、3・2桁を細別とし、頭に製作技法(粘土板桶巻・一枚作りなどの別)を付した結果、全部で5桁の標記となる場合がある。

正格子叩き目は、原体である叩き板の種類が多い一方、数点しか出土していないものが多いことに加え、叩き目の重なりや叩き板の当たり方、傷みの進行により、叩き板の認識が困難なものが多い。したがって、異なる叩き板と判断したもののなかに同一のものがある可能性や、一つの叩き板として同定仕切れないものが存在する。

1110類(第8図-1・2)：粘土板桶巻作り。凹面に糸切痕・布目・側板圧痕を残すものが大多数で、ケズリ・ヘラナデを施すもの(1111)も少量ある。叩き目は長軸1.5cm×短軸0.7cmの長方形で、格子目の長軸が横位になり、格子の枠は横が太く縦が細いもの(①)と、長方形の軸が斜位になり、格子の枠がやや鋭利で細く表れているもの(②)がある。①・②の違いは、叩き板の当たり方や叩き方、叩き目の残る部位の違いを反映した可能性がある一方、別の叩き板である可能性もあり、通常の4桁標記でなく細別番号を丸数字で

表示しておく。

胎土は精良・緻密なものが多く、砂粒を含みやや密なものもある。灰色で堅緻・須恵質のもののほか、灰褐色、灰白色の焼きのものがある。1110①は宇瓦 Ba2・Bb 類に、1110②は宇瓦 Ba1 類に伴うことを確認できる。善光寺7号窯上層、2B号窯で出土。

1120類：粘土板桶巻作り。凹面には糸切痕・布目・側板圧痕がみられ、ケズリ調整でこれらを消すものもある。凸面にみられる叩き目は長軸 1.5 cm×短軸 0.7 cmの縦位の長方形で、格子の枠は縦横が直行せず、横が太く縦が細い。善光寺窯跡の 3・9号窯や1号竪穴住居跡、山崎窯跡から出土しており、存在を確認できるが、黒木田遺跡では未確認である。将来的に確認できるものと思われる。

1130類（第8図-4）：粘土板桶巻作り。凹面には糸切痕・布目・側板圧痕を残すものほか、これらをケズリ調整で消すもの（1131）が少量ある。凸面の叩き目は格子目が長辺 2.0 cm×短辺 0.6 cmの長方形で、1110類に比して長辺が長く、短辺が短い。そのなかで、短辺が比較的短く、長辺に直行する断面がV字形のもの(①)と、短辺がやや長く断面がコの字形のもの(②)があり、さらに細分が可能だが、識別は難しい。両者はともに宇瓦 Bc 類に伴う。また、女瓦 1240と同じ格子叩き目が重複しているものがある。胎土は精良・緻密なもの、砂粒を含むやや密なものがある。焼色は灰色・須恵質のものほか、白褐色や褐色のもの、橙色のものがある。

1140類（第8図-5）：粘土板桶巻作り。凹面には糸切痕・布目・側板圧痕を残し、ケズリを施すもの（1141）もある。凸面の叩き目は格子目が長辺 1.3 cm×短辺 0.4 cmの長方形で、1130類に較べて長方形の長辺・短辺とも短く、また1110類に比して格子目が浅く枠が細い。格子目の断面はコの字形。叩き目の及ばない部分を広く残す傾向がある。密だが砂粒の多い胎土で、色調は灰色・須恵質のもの、明褐色のものがある。宇瓦 Bc 類に確認できる。

1210類（第8図-7）：粘土板桶巻作り。凹面に糸切痕・布目・側板圧痕、一部に粘土板合わせ目が観察される。凸面には格子目が 1.1×0.9 cm角の正格子叩きを施す。叩き目は格子の枠がシャープで横の枠が縦より高く、その先端が削り落とされているものは太くなる。格子目の断面はV字形で深い。木目があまり表れていないものや木目のないもの(①)と、木目の浮き上がりが顕著なもの(②)を確認でき、後者が多い。①→②の叩き板の傷み進行を捉えることができる。

砂粒を多く含む粗雑な胎土が多いが、緻密なものもある。焼成は灰色・須恵質のものから灰褐色のもの、黒色の煤けたものなどがみられる。善光寺5・6号窯で出土している。

1220類（第8図-9）：粘土板桶巻作り。凹面には糸切痕を残すものも多く、布目・側板圧痕が観察される。また、一部は側板圧痕を縦位の指ナデで消すほか、全面ヘラケズリのもの（1221）も少量ある。凸面にみられる叩き目は 0.8×0.5 cm角ほどの正格子で、格子目は浅く断面はコの字形である。格子の枠が丸みを持ちやや太く、木目が少ないもの(①)と、格子目に横方向の木目が目立ち、格子の枠が細いもの(②)がある。格子の枠の太さの違いは、叩き目の重なりによるものであり、①・②は同一の叩きであることが確認できる。①→②へ叩き板の傷みが進行したと考えられる。胎土は緻密なものが多い。焼き上がりは灰色のものが多いが、表面が黒く煤けて断面が灰白褐色のものなどもある。

1230類（第8図-9）：粘土板桶巻作り。凹面には糸切痕・布目・側板圧痕が観察さ

れ、一部は縦位～斜位のケズリを施す。格子目は0.8 cm角の正格子で、一部は0.8×0.4 cm長方形を呈する。格子目は浅く断面コの字形。粗い砂質の胎土が多い。焼き色は灰色・灰褐色・明褐色で硬質の焼き。

1240類（第8図－8）：粘土板桶巻作り。凹面に糸切痕・布目・側板圧痕を残す。凸面は正格子叩き目がみられる。格子目は0.5×0.2 cm角の長方形で断面コの字形、格子目が小さい割に枠が太い。格子目は瓦に対して斜位にみられ、一部重なるように密に叩く。砂質・粗雑な胎土。灰色の硬質の焼き。

1250類（第8図－10）：粘土板桶巻作り。凹面に糸切痕・布目を残すが、側板圧痕は不明瞭。また全面にケズリを施すものがある。1240類よりやや大きい正格子で格子目は0.8×0.5 cm角ほど、断面逆台形でやや深い。格子の枠がシャープに尖る。暗灰褐色・灰褐色・灰色で硬質の焼きが多い。

1260類（第9図－1）：粘土板桶巻作り。凹面に糸切痕・布目が観察され、全面にケズリを施すもの（1261）もある。凸面には正格子叩きがみられる。格子目は0.7 cm角で断面逆台形ないしU字形、横の枠が太く縦の枠が細い。砂質・粗雑な胎土。橙色・軟質の焼きのものから灰色・硬質のものまでである。宇瓦Ac類に伴う。

1310類（第9図－2）：粘土板桶巻作り。凹面に糸切痕・布目・側板圧痕を残し、調整が行われるものはほとんどない。凸面にみられる叩き目は一辺1.0 cmの横長の斜格子で、格子目が深い。黒～暗灰色で堅緻・須恵質の焼きが多いが、淡灰褐色でやや焼きの悪いものも少量ある。宇瓦C類に伴う。

1430類（第9図－3）：粘土板桶巻作り。凹面に糸切痕・布目・側板圧痕を残し、ケズリ調整するものも一部にある。凸面には平行叩き目がみられる。叩き目の条線は瓦に対し横位につく。胎土は緻密なものが多く、焼き色は灰白色のものが目立つが明灰褐色のものもある。

なお、善光寺9号窯で条線が縦位の平行叩き目をもつ女瓦が出土しており、1411・1421の番号が付されているが、黒木田遺跡では未確認である。

1520・1530類（第9図－4・5）：粘土板桶巻作り。凹面に糸切痕・布目・側板圧痕を残し、一部にケズリが施される。1520類は凸面には縦位の太い縄叩き目が観察される。1530類は縄が1520類に比して細いもの。

1005類：粘土板桶巻作りで、凹面にはナデ調整が施されるが、糸切痕・布目・側板圧痕、一部に粘土板合わせ目を残す。凸面の叩き目はナデより不明。胎土は精良・緻密、灰白色・灰褐色・橙色のやや軟質な焼きのものが多い。

2270類（第9図－6）：粘土紐桶巻作り。凹面に粘土紐の積み上げ痕が明瞭に残り、布目や側板圧痕が観察される。側板の凹凸が明瞭なものが多い。凸面の叩き目は1.1×0.9 cm角で断面はU字形。横位の木目が表れているものがみられる。また、叩き目を指頭押圧でつぶすようにしているものも見られる（2272）。砂粒の多い砂質・粗雑な胎土で、焼成は灰色のものが多い。

2280類（第9図－9）：粘土紐桶巻作り。凹面に粘土紐積み上げ痕・布目・側板圧痕を残す。側板の凹凸が特に顕著。凸面に1.1 cm角の正格子叩き目がみられる。格子目は大きさの割に浅く、格子の枠が細く、断面はコの字形。胎土は砂質・粗雑で、焼成は明白褐色で硬質である。

2370類 (第9図-7) : 粘土紐桶巻作り。凹面に粘土紐積み上げ痕・布目・側板圧痕を残すが、紐積み痕を横位の指ナデで消すものもある。凸面は縦長と横長の斜格子叩き目が観察される。格子目は1.0×0.8 cm角で、格子の枠が太い。胎土は緻密で灰色の焼きである。小片がごく少量出土したのみで詳細は不明。

3160類 (第9図-10) : 1点のみ出土で詳細は不明。凹面に糸切痕・布目がみられ、布のほつれが顕著である。側板圧痕が観察できないため、一枚作りと思われる。凸面に1.5×0.5 cm角の縦に長い長方形の格子叩きを施す。胎土は粗雑、暗灰褐色の硬質の焼き。

3290類 (第9図-12) : 一枚作り。凹面に布目を残す。凸面に長軸1.2 cm×短軸0.7 cmの長方形の格子目がみられる。格子の枠は太く、格子目は断面コの字形、瓦に対して斜位にみられる。胎土はやや密で、焼成は黒灰色・須恵質のもののほか、明褐色のものがある。善光寺遺跡の報告で3320類として斜格子叩きに含めているが(福島県教委1989)、ここでは正格子叩き目に含めた。植松廃寺出土の瓦に類似し、有蕊弁蓮華文をもつ瓦と組み合わせるものと思われる。

32100類 (第9図-8) : 一枚作り。凹面に布目を残し、凸面に長軸0.8 cm×短軸0.7 cmの正格子叩き目がみられる。格子目は断面逆台形で、格子の枠は横が太い。胎土は粗雑、灰褐色で硬質の焼き。少量の出土で詳細は不明である。

32110類 (第9図-11) : 一枚作り。凹面布目、凸面に長軸0.9 cm×短軸0.7 cmの正格子叩き目がみられる。格子目は断面逆台形で、格子の枠は横が太い。叩き板の傷みが進んでおり、正格子叩きの他の型式のいずれかと同一原体の可能性も残る。胎土は粗雑、暗灰褐色の硬質の焼き。少量の出土で詳細は不明である。

32120類 (第9図-14) : 一枚作り。凹面に布目を残す。凸面にみられる正格子の叩き目は長軸1.5 cm×短軸1.2 cmと大きく格子の枠も太い。格子目は断面コの字形で、瓦に対して斜位に走る木目の浮き上がりがみられる。胎土は粗雑、暗灰褐色で硬質の焼きのもの、明灰褐色～橙色の軟質の焼きのものがある。宇瓦E類(有蕊弁蓮華文字瓦)に伴う可能性が高い。

32130類 (第9図-13) : 一枚作り。凹面に布目を残し、凸面に長軸1.2 cm×短軸1.0 cmの正格子叩き目がみられる。格子目は断面逆台形。格子の枠は丸みをもち縦が太い。叩き板の傷みが進行し木目が表れているものと、傷みの少ないものがある。胎土は粗雑、暗灰褐色の硬質の焼き。少量の出土で詳細不明。

32140類 (第9図- (第9図-15)) : 一枚作り。凹面に布目を残し、一枚布の端の圧痕のみられるものがある。凸面に長軸0.8 cm×短軸0.4 cmの長方形の格子目がみられる。格子目は断面がコの字形で浅く、瓦に対して斜位にみられる。格子の枠は格子目に対して太い。胎土はやや緻密で、焼成は灰色・須恵質のもの、明褐色で軟質のものがある。

32151類 (第9図-16) : 一枚作り。凹面に縦位のケズリを施し、一部布目を残す。凸面に長軸0.9 cm×短軸0.5 cmの格子叩きを乱雑に施す。格子目は断面コの字形。胎土はやや緻密。焼成は灰色・須恵質のもの、暗灰褐色のものがある。叩き目が重なっているため、叩き板の同定は困難である。

3200類 : 一枚作りで正格子叩き目を確認できるが、叩き目の重なりなどで類型化が困難なもの。今後、良好な資料が得られた時点で改めて検討する必要がある。

3320類 (第9図-17) : 一枚作り。凹面に布目を残す。凸面は一辺0.8 cm角の斜格子叩

きを密に施す。格子目は深く、格子の枠はやや太く丸みをもつ。格子目は長軸を横位にとり、一定の方向を向く。胎土は粗雑で灰色～灰褐色の硬質の焼き上がり。南相馬市横手廃寺跡で同じ叩き板を用いた女瓦が出土している。

3330類 (第10図-1)：一枚作り。凹面に糸切痕・布目を残す。また一枚布の端の圧痕のみられるものがある。凸面は一辺1.2×0.6 cmの斜格子叩きを施す。格子目は浅い。斜格子の方向が一定せず、また一部に叩きの及ばない空白を残す叩き方が特徴である。空白部分にハケ目状のヘラナデがみられるものがある。胎土は粗雑で、灰色～灰褐色の硬質の焼き上がりである。

3340類 (第9図-18)：一枚作り。凹面には糸切痕・布目のほか、凸型台の圧痕とみられる凹凸を確認できる。凸面は一辺1.0×0.8 cmの斜格子叩きを施す。格子目は浅く、格子の枠が3320類に比べ細い。また空白を開けて一定方向にまばらに叩きを施す点に特徴がある。空白部分に粘土板を切り出した時の糸切痕がみられる。胎土は粗雑で、灰色～灰褐色・明褐色の焼き。

3350類 (第10図-2)：一枚作り。凹面に布目を残す。凸面には一辺0.5 cmの目の細かい斜格子叩きを密に施す点が特徴。胎土は精良・緻密。灰色で堅緻・須恵質の焼き。

3360類 (第10図-3)：一枚作り。凹面に布目を残す。凸面は一辺1.1×0.9 cmの斜格子叩きを密に施す。格子目はやや深い。格子目は長軸を縦位にとり、一定の方向を向く。胎土は粗雑。灰色で硬質の焼き。

3511・3511A類 (第10図-4)：一枚作り。凹面はナデを施すがナデが弱く糸切痕・布目が残るもの、強いナデで布目を消すものがある。凸面には単位の長い縄圧痕が縦位につく縄叩き目がみられる。縄はいずれもL縄。凸面側の側縁に凹型成形台の圧痕のみられるものがある。ここでは凹型成形台圧痕の認められるものを特に3511Aとする。認められないものをBとした。左右両側縁を残す資料でみると、片側では成形台圧痕が明瞭であるが、反対側では不明瞭もしくはみられないものがある。片側の側縁のみ残す破片資料では、凹型成形台の使用の有無が明確なものとそうでないものがあるが、両者は同じように縦位の縄叩き目が見られ、凹面の調整も同様であることから、基本的に同一個体になるものと考えられる。なお、凹面のナデは弱いものが多いが、端部の断面が凸面側鋭角・凹面側鈍角になるよう強いケズリで調整しているものが見られる。凹型成形台は主として側面や端面の調整のために用いたのであろう。灰色・須恵質～暗灰褐色・明褐色の焼きがあるが、須恵質が多い。降灰・自然釉の付着が顕著で堅緻な焼きのものもある。

なお、端縁・側縁を残さない破片では、縄圧痕の向きが分からないものもあり、3501類としたが、本類に含まれる可能性が高い。

3540類：一枚作り。凹面に布目を残す。凸面には斜位の縄圧痕がみられる。1点確認したのみで詳細は不明。

3005類：一枚作り。凹面に布目を残す。凸面にはナデが施され、叩き目を残さない。1点確認したのみで詳細は不明。

02164類 (第10図-5)：凹面に縦位のヘラナデが施され、接合痕や側板圧痕を確認できないため、製作技法は不明である。凸面には1.1 cm角の正格子叩き目が残る。格子目の大きさや深さなどから、2280類と同一原体の可能性はあるが、2280類は叩き目が重なり特徴が捉えづらいため、確定はできない。

0550類：小片のため側板圧痕の有無を確認できない。凸面には横位の縄叩き目が観察される。

0200類：小片のため凹面の側板圧痕の有無などの状況を確認できないもの。凸面には正格子叩き目を確認できる。

0300類：小片のため凹面の側板圧痕の有無などを確認できないもの。凸面には斜格子叩き目を確認できる。

0006類：両面にナデが施され、製作技法や叩き板が不明なものである。稀に粘土板合わせ目で剥離した資料があり、粘土板桶巻作りと判明するものがある。一部に長方形格子や平行叩き目を残すものがあり、1110類や1430類などの凸面を調整したものとみられるほか、正格子叩き目（32120類か）をわずかに残すものもみられる。胎土は大多数が緻密だが、一部粗雑なものもある。灰白色・灰褐色・橙色のやや軟質な焼きのものが多い。割熨斗瓦とみられる資料があり、道具瓦として用いられたと考えられる。

5. 鬼瓦・鷗尾・道具瓦

鬼瓦：鬼面文のA類、有蕊弁蓮華文のB類、須恵器のような同心円状の当て具痕をもつC類がある。

A類（第11図-1）：目と鼻の部分が残存する。目は眼球とみられる半球状の表現の下側を、下脛を表したとみられるL字状の凸帯が廻る。鼻は高く突出した鼻面の左右に大きく左右に開く小鼻を表現する。顔を表現した表面はヘラナデで調整され、裏面には女瓦3290と同じ叩き目がみられる。後述するⅢ群に伴うもの考えられる

B類（第11図-2・3）：2点が得られている。どちらも型押しにより右側へ向かって外反する蕊状の文様を表現し、下端に抉り込みがある。一方は裏面にナデ調整、もう一方は格子叩き目が残る。胎土は粗雑、褐色～灰褐色の焼き上がりである。左側を欠損するが、残存部と同様の蕊が左右対称に配されるものと推定される。

C類（第11図-4）：上端が丸く、厚さ4cmほどの板状の破片で、表面にナデ、裏面に同心円当て具痕を残す。側面はヘラケズリ。表面は灰色・破面は灰褐色の焼き上がりである。鬼瓦の上端部の破片資料と推定したが、明確ではない。

鷗尾（第11図-5・6）：鰭の部分の破片3片が得られている。いずれも表面に文様はなく、ヘラナデで仕上げている。胎土は粗雑、褐色～灰褐色の焼き上がりである。

道具瓦（第11図-7・8）：これまで熨斗瓦や隅切瓦などの道具瓦は確認されていない。一方、女瓦1110類や1130類のほか、凹・凸面にナデの施された女瓦0006類に、縦に半分に割れた状態の破片資料が確認できる。焼成前に切断されたとみられる道具瓦が認められない点と合わせると、通常の男瓦・女瓦として製作されたものを屋根に葺く際に打ち欠いて道具瓦として使用した可能性が高い。

6. 文字瓦

1110類の女瓦の凹面にヘラ書き文字のみられるものが1点出土している（第11図-9）。文字は間隔をあけて3行に渡って記載されており、左と右の文字は欠損により判読できない。凹面は全面にヘラナデ調整が施されている。左および中央の文字はヘラナデ後に、右端の文字はヘラナデの前に記載されており、後者はヘラナデによりほとんど消えかけてい

る。中央の文字は「□□召カ奉」と読める。女瓦は 1110 類である。

7. 出土比率

相馬市教育委員会で保管している、これまでの発掘調査で出土した遺物は、コンテナ数にして 450 箱あまりがある。出土数の全体は集計できていないが、箱数だけみても、昭和 51 年に実施された調査での出土が最も多い。これまでの調査で出土した資料のなかから、鑑瓦・宇瓦を抽出し、第 3・4 表にまとめた。また、今回、礎石建物跡を検出した特別区の南に隣接する 138 T から出土した瓦 52 箱分について集計を行い、男瓦・女瓦を含めた構成比をまとめた（第 5 表）。138 T は特別区以外で瓦の出土が最も多いトレンチであり、一括性が高い。総点数は 3547 点で多いとは言えないが、全体のおよそ 10% 強を占め、ここでの出土数が瓦の構成について、全体の傾向を代表するものと考えられる。以下、出土比率は特に断らない限り破片数で示す。

(1) 種別内の比率

第 3 表をみると、鑑瓦では I 群とした Ca1・2、Cb 類が全体の 5.6%、II 群とした F・Aa・Ab・Ad・Ae・E 類合わせて全体の 65.3% を占める。II 群は Ad 類 26.4%、Ae 類 22.2% で、この 2 者が量的な主体となり、他は 10% に満たない。III 群は範種数の割に各型式の出土数は少量で、II 群の A 類の文様を直接のモデルとした Ac 類が 6.9% とやや多く、他は全体の 5% に満たない。

宇瓦は重弧文が全体の 80% 以上を占める。このうち B b 類が 32.1% と最も多く、B a 1 類が 13.1%、B c 類が 10.7%、C 類が 8.3% で、各 10% 前後の比率である。なお、有蕊弁蓮華文は 14.3% で定量出土している。

女瓦は、138 T 出土分を集計した第 5 表をみると、粘土板桶巻作りが 52.9% と半数以上を占め、粘土紐桶巻作りが 8.5%、一枚作りが 23.5% の割合である。粘土板桶巻作りは女瓦 1110 類が合わせて 24.3% で最も多く、女瓦 1130 類が 13.9% でこれに次ぐ。ほかに 1140 類が 2% であるほか、その他の型式はいずれも 2% 前後で、1% に満たないものも多くある。粘土紐桶巻作りは 2270 類が 8.4% で大多数を占める。一枚作りでは 3320 類が 6.8%、3511 類が 5.7% でやや多い。3290 が 2.7%、他はいずれも 2% 前後、多くは 1% に満たないごく少量の出土である。

男瓦は粘土板巻作りが 35.2%、粘土紐巻作りが 34.5% を占め、板巻・紐巻がほぼ同じ比率であるが、隅数では紐巻が 10% ほど多い。凸面にナデ・ケズリを施す 1002・2002 類が大多数を占め、ほかに平行叩き目をもつ 1400 類、縄叩き目を残す 2502 類、ハケ目状ヘラナデのみられる 2015 類が各 5% 程度を占める。

(2) 屋根景観

男瓦：女瓦の比率は破片数で 1 : 1.4、隅数で 1 : 1.5 となる。通常の総瓦葺の場合、1 : 2 程度となることと比べると、男瓦がやや多い傾向にあるが、総瓦葺の屋根景観を想定してよい。瓦全体に占める軒瓦の数が少ないことも、総瓦葺の証左となろう。男瓦がやや多い点は、葺き足などが影響している可能性がある。

なお、鑑瓦：宇瓦は 138 T 出土のもので 1 : 0.4、全体で 1 : 0.6（第 3・4 表の集計。144 : 84 による）となり、鑑瓦の方が多。この点は、鑑瓦の型式数に対し宇瓦の種類が少なく、

宇瓦と組み合わない鑑瓦が多く存在したことを示す。また通常、鑑・宇瓦として認識されるものは瓦当部かこれに近い位置の破片であり、鑑瓦の男瓦部・宇瓦の女瓦部は、それと認識されずに男瓦・女瓦に含めて集計されてしまう。従って宇瓦の種類少なさが、上述した男瓦：女瓦の比率にも影響を与えた可能性がある。

Ⅲ. 鑑瓦・宇瓦の変遷 (第14図)

1. 鑑瓦の変遷

鑑瓦は、文様・技法の系統から大きくⅠ群：有軸素弁八葉鑑瓦、Ⅱ群：複弁七・八葉鑑瓦、Ⅲ群：有蕊弁蓮華文鑑瓦と腰浜C技法を伴う鑑瓦、の3群にまとめることができる。

Ⅰ群：Ⅰ群については、その文様が、畿内における高句麗系の文様をもつ鑑瓦を祖形とし、7世紀代に遡ることが指摘されており、本遺跡における創建期の瓦と考えられる(辻1988、木本1989、佐川2012)。文様の整ったCa1から、同範で範の傷みが進行したCa2へ、さらに文様の退化したCb類が後続すると考えてよく、Ca1→Ca2→Cbの順序が考えられる。

Ⅱ群：Ⅱ群は、複弁七・八葉蓮華文鑑瓦で、F・Aa～Ae・E類の7種の範がある。複弁七葉のF類は、群馬県前橋市山王廃寺の鑑瓦Ⅳ式を直接のモデルとして成立した型式である(辻1988、真保1992、岡本1996、藤木2012)。しかし弁は凸線表現に簡略化されている。

一方、多種の範があり、量的にも主体を占める鑑瓦A類は、このF類の弁分割線・子葉・二重にめぐる外周蓮子のほか、文様の凸線表現などを引き継いだものと考えられる。また、八弁や細身で先端の尖る弁形は、前段階のCa類ないしCb類の特徴を引き継いだものとみられる。この点は、後述するように、製作技法におけるCa1・2類の製作上の細部の手法が、A類の各種にみられることからもうかがえる。従ってC類がA類に先行するとする従来の指摘は妥当である。また、そのように考えた場合、C類の特徴をもっともよく引き継いでいるのは、弁端が尖り弁の輪郭や間弁を凸線で表さず、弁中央線のみが凸線となるAa類である。

Ad類・Ae類がこれに後続すると考えられる。この2者は、弁の輪郭や間弁などが凸線表現であることから、F類の影響をより強く取り入れた型式と言える。また両者は、外周蓮子の位置が弁央に対応するか弁間に対応するかの違いがあるが、モデルとなるF類は外周蓮子の配置にばらつきがあり、弁央に対応するものと弁間に対応するものがある。

Ab類は、弁が細く中房が小さい点がAa類に似るが、弁の輪郭を凸線で表す点はF類やAd・Ae類に近く、これらより後出のものと考えてよい。蓮子構成は1+8+8となり、外周蓮子は弁間に対応する。

E類は文様の退化が著しいことから、複弁の系統で最も新しいと考えられている(福島県教委1989)。弁分割線とその両側に配された珠点はA類の蕊を簡略化したものであろう。文様の著しい退化のため、A類のうちどれを直接のモデルとしたかは不明である。また弁数は7弁で、F類との間にも直接の模倣関係がある。よって、E類はA類のいずれかとF類をモデルとし、文様の退化は時間差でなく、範の製作者の文様の認識差や作範の技術差

と捉えるべきである。従ってE類がA類のすべてに後出すると考える点には、再検討を要する。

男瓦の接合は、祖形であるF類のみ半截男瓦嵌め込み式、Aa・Ab・Ad・Ae・E類は接合式である。F類の半截男瓦嵌め込み式は、文様の祖形となった山王廃寺鑑瓦Ⅳ式の前段階に位置づけられるⅠ式にもみられることから、同廃寺からもたらされた技法であろう(註1)。A類にみられる接合式については、男瓦を瓦当の上端に取り付け凹面側のみに接合粘土を付加するものと、男瓦をやや下位に取り付け男瓦部凸面側に接合粘土を付加するものがある。前者は瓦当裏面の調整にヘラナデを用い、後者は男瓦部ちかくを指ナデ、瓦当下半を指頭押圧で仕上げる。後者の手法は前段階のCa1類に、前者はCa2類にみられ、C類のそれを継承したと考えられる。なお、これら細部の手法は、A類では範種に対応しない。

Ⅲ群：Ⅲ群は、Ac・B・D・G・H類が該当する。文様は多様だが、瓦当裏面に男瓦痕跡をもつ腰浜C技法ないしそれを模倣した鑑瓦を本群にまとめることができる。Acは文様の系譜からみるとⅡ群に含めることができるが(藤木 2012)、製作技法は腰浜C技法であることから、ここではⅢ群に含める。文様の模倣関係は時期を隔てて成立し得るのに対し、技術は伝習され継承されて連続するものであり、瓦の変遷を捉える視点として技法を重視するためである。

出土量からみて、主体となるA類に対し、Ⅲ群はいずれも数点の出土に留まり補修瓦と考えられること、またH類と同範の瓦を焼成した南相馬市入道迫窯跡では9世紀前半の須恵器を出土していることから、Ⅲ群はⅡ群より後出する。

さて、Ac類・H類・D類は、文様・技法の系譜を他遺跡に求められる。Ac類は細身の弁、1+8+8の蓮子構成、外周蓮子が間弁に対応する点から、先行するⅡ群のAb類に近いが、中房の輪郭も凸線表現となっている。Ab類を直接のモデルとし、これを簡略化した文様と考えられる。

H類は南相馬市植松廃寺出土例と同範で、製作技法も共通するが、植松廃寺例の胎土が精良・緻密、焼きは堅緻・須恵質であるのに対し、黒木田例は砂粒が多く粗雑で、やや焼きが悪い。植松廃寺ではこの種の瓦が主体的に出土することから、まず植松廃寺所用瓦として製作された後、工人が範や造瓦具を携えて移動し、窯場を変えて黒木田用に製作したものであったと考えられる。

D類は、単弁四葉である点や弁の切れ込みを表現した蓮弁・間弁から、南相馬市植松廃寺や同市泉官衙遺跡の瓦の影響を受けた可能性があり(藤木 2006)、H類より後出する。

一方、Ⅲ群の他の型式は、他と著しく異なる文様を採用しており、文様の変化から先後関係を推定するのは困難である。そこで製作技法についてみると、H類とAc類の製作技法は男瓦円筒に内区粘土を嵌め込む腰浜C技法である(註2)。すなわち、円筒状の男瓦の広端を周縁として、これに内区粘土を嵌め込んで製作するもので、瓦当裏面に工具による押圧痕がみられ、男瓦痕跡を残す点で、両者は酷似する。B1類は男瓦痕跡を残すことから、同様の技法と考えられるが、瓦当裏面をナデ調整するため、押圧痕はみられない。また、D類は男瓦円筒を瓦当裏面に接合したと思われ、G類は半截男瓦嵌め込み式で瓦当裏面の下半に支持粘土として男瓦痕跡のような堤状の高まりを作る。

さて、男瓦円筒広端部に内区粘土を嵌め込むAc類・H類の製作技法は、瓦当裏面を工

具で押圧することで内区粘土を円筒男瓦の凹面に密着させる工程も含め、その工程に合理性がある。これに対し、D類のように瓦当裏面に男瓦を接合する場合、円筒状の男瓦である必然性は低く、またG類のように支持土を堤状に仕上げる必要もないと考える。従って、Ac類・H類の製作技法が本来のものであって、D類やG類の技法は、Ac類・H類のそれを形だけ模倣したものとみることができる。そのように考えると、B類・D類・G類の製作はAc・H類とほぼ同時かやや遅れるものであろう。この点は、先述した文様の先後関係とも矛盾しない。

2. 宇瓦の変遷

宇瓦は、大きく重弧文字瓦と有蕊弁蓮華文字瓦の2者に区分できる。

前者は、瓦当文様と共に顎面に凸帯がみられ、これは山王廃寺に同様の例がみられることから、鑑瓦F類と同様、上野地域からもたらされたものと考えられ、II群に含められる。後者は、文様の意匠が鑑瓦H類と共通することから、III群に伴うとみて間違いない。

重弧文字瓦のなかで、分割前にロクロ型挽きで重弧を施文する四重弧文Ba1・2類が、分割後施文のBb・Bc類や五重弧文であるC類より先行する。また、四重弧文Ba1・2類は弧線・凹線の形態が比較的整っているのに対し、Bb類は弧線の断面が山形、凹線がV字形で崩れている。またBa1は顎面の凸帯を瓦当文様と同時に引き出している。一方、Bb以後は凸帯が粘土紐を貼り付けナデ調整したものと考えられる。なお、Ba2類の凸帯はナデ仕上げで、Ba1に後続しBb類より古く位置づけられる。凸帯の成形・調整手法は、瓦当文の分割前施文→分割後施文の変化と対応するものである。

なお、分割後施文のBb類にはBa類と同じ叩き板を確認でき(女瓦1110類)、Ba類に後続すると考えられる。従って、Ba1類→Ba2類→Bb類→Bc類・C類、という順序が考えられる。

これらについて顎の長さに注目すると(第6表)、瓦当文様や凸帯の違いに対応して、顎の幅が一定の傾向があることがわかる。Ba1類は6.5cmのところにまとまりがあり、少量だが7~9cmの間にも分布する。Ba2類は9cmを中心にまとまる。Bb類は顎の長さにはばらつきがある。また、Bc類は8cm前後、五重弧文のC類は9cmと10cmのところにまとまりがある。

こうした顎長にみられる傾向に、先にみた瓦当文様の変遷を合わせて考えると、Ba・Bb類はともに顎の長いものと短いものが存在することから、Bb類には先行するBa類の特徴が引き継がれていると考えられる。またBb類のうち顎長8cm前後のものは、顎長の共通するBc類に、顎長9~10cm前後のものはC類に、その特徴が継承されたと理解できる。

以上のように、重弧文字瓦は、連続的な変遷をたどることができる。なお、A類としたものは出土数が少なく位置づけは明確にできないが、重弧文を笥押しで施文するAc類や、櫛歯状工具で施文するAb類は、型挽き重弧文を形だけ模倣したと考えられ、後出的なものと思われる。

IV. 組み合わせ (第7表)

1. 鑑瓦と宇瓦

I群に属するCa1・2類およびCb類については、組み合う宇瓦は今のところ見出せない。I群の瓦の系譜については、なお議論の余地が残されているが、我国に宇瓦が普遍化するのには山田寺式に伴う重弧文字瓦が出現して以降であり、それ以前に存在した瓦は、法隆寺の手彫忍冬文字瓦を除くと、多くは宇瓦を伴わず、女瓦がこれを代替した。I群の祖形と指摘されている穴太廃寺もその一例であり、黒木田遺跡のI群がその系譜を引くとすれば、本瓦群に伴う宇瓦は存在しなかったと理解できる。

II群については、先述のように、山王廃寺に系譜を引く複弁七・八葉鑑瓦と、顎面に凸帯をもつ重弧文字瓦が組み合うとみて間違いない。出土量からみて主体となる鑑瓦Ad・Ae類と、宇瓦Bb類がセットになると考えられる。また、これに前後する鑑瓦・宇瓦の組み合わせも想定してよいであろう。すなわち、これに先行する宇瓦のなかではBa1類が、分割前施文で凸帯を型で引き出すなどの技法面からみて、この種の宇瓦のなかで古く位置づけられる。従って、宇瓦Ba1類は複弁鑑瓦の系統のなかで祖形となるF類に、これにやや後出し顎の長いBa2類は鑑瓦Aa類に伴うものと考えられる。後出する宇瓦Bc類やC類は、鑑瓦AbやE類に伴うものと思われる。

III群に含まれる鑑瓦Ac・B・D・G・H類のなかで、文様意匠からみると有蕊弁が共通する鑑瓦H類と宇瓦E類が組み合うと考えられる。ただし、出土比率からみると、III群は鑑瓦5種が17.4%を占め、宇瓦はE類1種で14.3%であり、宇瓦E類はIII群のH類以外の鑑瓦にも組み合った可能性が高い。

2. 軒瓦と丸・女瓦

鑑瓦で男瓦部の特徴を捉えられるものは少ない。鑑瓦Ca2類は、男瓦部凹面に糸切痕ないし粘土紐の積み上げ痕を確認できない。粘土紐巻作りについては、紐積みの痕跡が残っていなければそれと判断できないが、粘土板巻き作りは糸切痕を残さなくてもその可能性はある。従って、男瓦は1002が伴う可能性がより高い。鑑瓦Ad類に伴う男瓦は、粘土紐巻作りの2002類である。鑑瓦Ae類の男瓦部には凹面に糸切痕を残す粘土板巻作りの1002類が用いられている。E類は男瓦部凹面に糸切痕も紐積み痕も残さない。Ca2類と同様の理由で1002の可能性が高い。凸面は全面にケズリが施されているが、ごくわずかながら平行叩き目とみられる痕跡を確認できる資料がある。Ac類は、男瓦部凹面に粘土紐の積み上げ痕跡のみられるものがあり、組み合う男瓦は2002類である。B類は側面に男瓦2015Aと同様のハケ目状のヘラナデを観察できる。B類は嵌め込み式であり、男瓦の凸面が瓦当側面となる。従ってB類には男瓦2015A類が伴う。

出土比率からみると、鑑瓦のなかで圧倒的多数を占めるのはAd類・Ae類で、それぞれ全体の26.0%・22.2%を占め、この2者で出土鑑瓦の半数近くを占める。一方、男瓦は1002類が29.7%、2002類が24.8%で、この比率は鑑瓦Ae類・Ad類の在り方と、それぞれ対応するものであろう。ただし、男瓦の多くは凸面をナデ・ケズリにより調整するため、あまり多くの型式を捉えることができず、鑑瓦の型式数に対応する分類はできていない。男

瓦は1型式に鑑瓦のいくつかの型式と組み合わせるものも含まれる点に注意が必要である。特に、Ⅲ群に伴う鑑瓦の多くは粘土紐巻作りとみられ、男瓦における粘土紐巻作りの数の多さに影響しているとみられる。

宇瓦は、大きく重弧文字瓦と有蕊弁蓮華文字瓦に分かれる。前者は女瓦部や顎部の剥離面などで叩き目を観察できる資料が多く得られている。それによれば、宇瓦 Ba1・2 類には女瓦 1110 類が、宇瓦 Bc 類には女瓦 1130・1140 類が伴う。宇瓦 C 類には 1310 類、宇瓦 Ac 類は女瓦 1260 類が伴う。なお、女瓦 1110 と 1240 に伴う叩き目が同一個体に重複する例があり、女瓦 1240 も同時期に生産されたと考えられる。

Ⅲ群に含まれるE類については、一枚作りで凸面に格子叩き目をわずかに確認できるが、調整によって不明瞭となっている。女瓦 3290・32100 類の可能性はあるが、確定はできない。

出土比率では、女瓦 1110 類が伴う Ba1 類が 13.1%、Ba2 類が 4.8%、Bb 類は 32.1%で、合わせて 50%を占める。一方、女瓦 1110 類は 24% (1110① : 21.7%、1110② : 2.3%) を占め、女瓦のなかで主体を占める。比率が宇瓦と女瓦で異なる点は、女瓦に宇瓦に用いられない型式が多いためである。このことは、鑑瓦の範種に対し宇瓦の種類が少ないことと合わせ、瓦のセットに宇瓦を欠く場合が多かったことを示す。

このほか、他遺跡との比較から、組み合わせる可能性のあるものを挙げておきたい。まず、女瓦 3511A 類は、一枚作りで凹面に糸切痕・布目、凸面に縄叩き目と凹型成形台の圧痕を残すものである。先述のように、凹型成形台圧痕のみられない 3511 もこれと同一個体である可能性が高い。その製作技法は、布を敷いた凸型成形台上で粘土板を叩き締めた後、凹型成形台上で凹面や端部の調整を施したもので、多賀城跡出土の女瓦ⅡB類、厳密には凸面側側縁に凹型成形台圧痕を残すⅡB類 b タイプと同じものである。縦位の縄叩き目がみられる点も共通する。黒木田の女瓦 3511 類は、この多賀城女瓦ⅡB類 b タイプの影響を受けたものと考えられる。多賀城跡では、女瓦ⅡB類 b タイプは政庁跡の出土層位からⅢ期と考えられており、これに組み合わせる男瓦は粘土紐巻き作り有段のⅡB類とされる。黒木田では粘土紐巻き作りで凸面にナデ、一部縄叩き目を残す男瓦 2502B 類がある。多賀城跡出土例との製作技法や叩き目の共通性から、男瓦 2502B 類と女瓦 3511・3511A 類が組み合わせるものと想定したい。男瓦 2502B は男瓦の 5.7%、3511 は凹型成形台の有・無あわせて 4.73%で、出土比率でも対応する。

次に鑑瓦 H 類は、南相馬市植松廃寺跡のそれと同範のもので、瓦当裏面に小口圧痕がみられることから、製作技法も植松と同様の腰浜 C 技法である。植松では、これに粘土紐巻作り無段の男瓦、顎面文様をもつ宇瓦、一枚作りで格子叩き目をもつ女瓦がセットになる。黒木田でも、宇瓦 E 類が型押し顎面文様を伴うもので、植松のそれと同じ技法が用いられている。従って、鑑瓦の文様・技法だけでなく他の瓦の製作技法も植松から黒木田へ導入されたと考えられる。鑑瓦 H 類には、粘土紐巻き作りの男瓦 2002 類、宇瓦 E 類、一枚作りの女瓦が組み合わせると考えてよい。宇瓦 E 類に残る叩き目には、先述のように女瓦 3290・32100 類と同様かと思われるものがある。とくに女瓦 3290 類にみられる格子叩き目は植松の女瓦と類似するものである。ただし、先述のように、出土比率からみて、宇瓦 E 類は鑑瓦の他の型式とも組み合ったとみられ、一枚作りの多くの型式も、Ⅲ群に伴ったと考えられる。鑑瓦 Ac・H・G に伴う男瓦は粘土紐巻き作りの型式であり、Ⅲ群には粘土紐巻作

りの男瓦が伴う可能性が高い。なお、鬼瓦は鬼面文のA類が裏面に女瓦 3290 と同様の格子叩き目が見られ、有蕊弁蓮華文をもつB類は文様の共通性からやはりⅢ群に伴うものと思われる。鴟尾は胎土や焼き上がりの特徴がⅢ群の鎧瓦・宇瓦と共通することから、やはりⅢ群に伴うと考えられる。

以上の検討から推定できた各種瓦の組み合わせを第7表にまとめた。

V. 供給瓦窯跡 (第15図、第8表)

黒木田遺跡へ瓦を供給した窯跡としては、北約6kmに位置する善光寺遺跡が知られている。詳しくは同遺跡の項を参照されたいが、黒木田遺跡の瓦に関連する事項についてここでまとめておく。

善光寺遺跡で確認された窯跡からは、黒木田遺跡の女瓦の主体となる女瓦1110類をはじめ、主に女瓦が出土している(第7表)。それらとセットとなる男瓦や鎧・宇瓦も生産された蓋然性が高い。

善光寺遺跡では、比較的良好に遺存した窯跡の一括資料が層位的な発掘によって精緻に把握され、窯の違いや同一窯体内での層位(床面)の違いと須恵器の器形変化がよく対応し、連続的な推移を捉えることができる。

女瓦1110は善光寺7号窯上層(第1～4床面)・2B号窯で善光寺4型式の須恵器とともに出土している(福島県教委1989)。一方、女瓦1210は5・6号窯で出土する。またⅡ群のなかで相対的に新しい型式である鎧瓦E類が、善光寺9号窯の須恵器の焼台として出土している。3号窯では女瓦1120が焼成部の第1床面に貼り付いた状態で出土している。3号窯での瓦の出土はこれ1点だけであるが、凹面や破面に著しい被熱がみられ、焼台として使用されたものとみてよい。

ただし、これは消費地である黒木田遺跡で知られる瓦のごく一部に過ぎない。他にも未発見の窯が操業していた可能性に加え、善光寺遺跡に立地する地蔵川北岸の丘陵一帯には、高田遺跡・新城下窯跡・山崎窯跡が知られ、周辺の丘陵に広範に窯跡が存在し、種々の瓦を生産していたと考えられる。

このほか、黒木田遺跡の南東約2kmに位置する宇高松・下高松周辺の丘陵(通称「高松山」)に古窯跡群が知られている。丘陵裾部周辺に窯跡が点在していることが確認され、須恵器とともに瓦が採集されている(青山1979)。

VI. 瓦の年代

善光寺遺跡の各窯跡での瓦の出土は多くなく、それらは主に須恵器の焼台として用いられたものと理解されている。ただし、平瓦の特定の型式が特定の窯に対応する傾向があり、詳細は窯の操業に伴う灰原の調査を経ないと確定できないが、各々の窯の操業期間内に須

恵器と瓦が相前後して焼成されたと理解することができる。その場合、瓦の年代も須恵器のそれとさほどかけ離れたものではないと考えられる。

例えば、平瓦 1110 類は、7 号窯と 2B 号窯で主に出土している。7 号窯では第 1 床面～第 4 床面、灰原の上層・下層で出土するが、第 4 床土以下では出土しない。すなわち、この種の瓦は主に善光寺 II C 期にあたる層位から出土しており、II B 期にあたる層からは出土しない傾向にある。それらが善光寺 II C 期の須恵器を焼成する際、その焼台として使用されたと考えると、須恵器における II B 期と II C 期の間の時期に、この種の瓦が焼成されたとの理解が成り立つ。II B 期は 7 世紀第 3 四半期後半～第 4 四半期前半、II C 期は 7 世紀第 4 四半期後半～末の年代が与えられ(註 3)、瓦はその間に当たる 7 世紀第 4 四半期のなかで焼成されたと考えられる。

平瓦 1110 類は黒木田遺跡の瓦の変遷のなかで、II 群に伴うものである。また II 群のなかで相対的に新しい時期にあたりとみられる軒丸瓦 E 類が 9 号窯で須恵器の焼台として出土している。9 号窯の須恵器は多賀城創建期にあたる 8 世紀第 1 四半期後半に位置づけられ、II 群はこの時期以前に生産が行われたのであろう。したがって II 群には、7 世第 4 四半期を中心とし、8 世紀第 1 四半期後半頃を下限とする年代が与えられる。

黒木田遺跡においては、II 群に先行する I 群が存在する。一方、善光寺 3 号窯での平瓦 1120 類の出土から、善光寺 II A 期に遡る時期に瓦の生産が行われたと考えられる。黒木田の I 群に平瓦 1120 類が確実に伴うかどうかは、資料が乏しくやや判然としないが、相対年代では両者を対応させて考えるほかはない。I 群の瓦の年代は善光寺 II A 期、すなわち 7 世紀第 3 四半期と考えられる。

III 群については、文様・技法から他に先行するとみられる H 類が、先述のように植松廃寺跡と同範であり、植松廃寺跡に瓦を供給した入道迫窯跡の須恵器から、年代の推定が可能である。すなわち、同窯跡の須恵器は頸部にリング状凸帯をもつ長頸瓶や杯形専用焼台の特徴などから、会津大戸窯 KA12 号窯や MH19 号窯と併行する時期と考えられ、9 世紀前半に位置づけられる。黒木田遺跡の III 群の瓦はこの年代を上限とし、多くの範種があることからみて、9 世紀中頃までの期間に生産・供給されたものと考えておきたい。

以上から、I 群は 7 世紀第 3 四半期、II 群は 7 世紀第 4 四半期～8 世紀第 1 四半期、III 群は 9 世紀代前半～中頃の年代と考えられる。なお、I～III 群は、鑑瓦・宇瓦を中心に瓦のセット関係を把握し、その変遷・年代を推定したものであるが、この他、先述した多賀城系の男瓦 2502B 類と平瓦 3511A 類の組み合わせもあり、特に平瓦に多種の型式が確認できることから、軒丸・軒平瓦を伴わない丸瓦・平瓦のみのセットも存在したと考えられる。それらは所属時期が必ずしも明確でないが、I～III 群の時期以外にも小規模な補修が行われ、それに伴って生産・供給されたものであろう。特に II 群と III 群との間に年代の開きがあるが、この間にも小規模な補修が繰り返し行われていたと推定される。

Ⅶ. まとめ

発掘調査で検出された乱石積基壇をもつ 1 号礎石建物は、周辺から膨大な瓦が出土した

ことから、総瓦葺きの建物であったと考えられる。重弧文字瓦には、顎部に丹線の付着したものがみられ、礎石式・丹塗り・総瓦葺きの寺院の堂宇が存在した可能性が高い。瓦の種類が豊富であることから、調査で検出された礎石建物以外にも複数の建物が存在した可能性が高く、自然堤防上に多数の堂宇で構成される伽藍が展開したと考えられる。

また多種の瓦は先にみたように、Ⅰ群→Ⅱ群→Ⅲ群の変遷があつて、この寺院が長期にわたって存続したことも示す。すなわち寺院創建期のⅠ群の瓦は、全体からみると少量であり、この段階には金堂1棟程度が存在したと考えられる。これに続くⅡ群の段階には、大量の瓦が生産・供給されている点、複弁七・八葉の鑑瓦の多数の範種がある点から、この時、数多くの堂宇が建設され、伽藍が整備された可能性が高い。その後、Ⅲ群の段階に、補修が行われたと考えられる。この間、国府多賀城に技術系譜をもつ瓦も生産され、補修に用いられており、寺院の補修に国府の関与も想定される。

須田勉氏は、関東における初期寺院の造営を、第1段階（7世紀第3四半期、孝徳朝～天武朝前半）、第2段階（7世紀第4四半期、天武朝後半～文武朝）、第3段階（8世紀第1四半期～第2四半期）の3段階に区分して捉えている（須田 2008）。それによれば、第1段階はほぼ一国一ヶ寺が造営される段階で、金堂一宇のみの段階、第2段階は多くの郡で寺院が造営されるとともに、第1段階に創建された寺院が伽藍を整える段階、そして第3段階は第2段階に建立された寺院を拠点にさらに寺院が増加し、ほぼ一郡一ヶ寺となる段階、という過程を辿る。

黒木田遺跡において、Ⅰ群の瓦による端緒的な造営から、Ⅱ群による本格的な伽藍の整備へ至る推移は、須田氏の指摘する関東のあり方とも一致する。黒木田遺跡に近接して、前代の浮田国造の墓域と想定される高松古墳群が位置していることからすると、本遺跡の寺院は、浮田国造の系譜を引く在地氏族が、孝徳朝の立評期に自らの本拠地に造営した氏寺として出発したと考えられる。

Ⅰ群の瓦による寺院の創建が7世紀第3四半期に遡るとすれば、東北では福島市腰浜廃寺跡とならび最古、東日本においても、古い事例とすることができよう。腰浜廃寺が位置する山道の信夫評と、本遺跡が属する海道の宇多評は、当時の陸奥国の領域において北端にあたる地域であり、両地域に東北最古の寺院が建立されたことについて、北に広がる蝦夷の領域と対峙する地であることが明確に意識され、蝦夷領域への進出の安寧を図る目的があつたとの指摘もある（佐川 2012）。

その後、7世紀第4四半期には各地に評衙が建設され、律令国家による地方支配が確立する。この時期にあたるⅡ群の瓦により、本遺跡に存在した寺院では本格的な伽藍の整備が行われたことが知られ、古代宇多評において中核的な寺院として再出発したと考えられる。Ⅱ群の瓦は多種の範があり、先述のように一部は多賀城創建期に近い時期まで降ることから、造営は長期にわたって続けられたのであろう。Ⅱ群の瓦は、鑑瓦・宇瓦の文様・技法に上野国の山王廃寺の影響をみることができ、この時期の寺院造営には坂東との地域間交流が一定の役割を果たしたと考えられる。ただし、宇瓦における重弧文や顎部に凸帯を型挽きする製作技法など、新来の技術を受容する一方、鑑瓦の接合技法は前段階のⅠ群の技法を継承したとみられ、創建段階の技術がⅡ群の段階にも保持された可能性が高い。こした在地における造瓦技法の保持・継承において、大化前代から多賀城創建期まで操業を継続した善光寺遺跡における須恵器生産が基盤を与えたと考えられる。

さらに、Ⅱ群の瓦の文様・技法は白石市兀山遺跡・大畑遺跡へ波及し、養老5年(721)に柴田郡から分郡される菟田郡の正倉の瓦として用いられており、寺院は未発見であるものの、黒木田を拠点として8世紀の官衙造営にかかる瓦生産へと継承されるあり方を示している。

それから時期を隔ててⅢ群の時期は、隣郡である行方郡に存在する植松廃寺跡の造営にかかる造瓦技法・文様を用いて補修が行われている。

本遺跡は、相馬地方に留まらず、東北の地が律令国家の領域内に編成されていく過程を知るうえで、極めて重要な位置を担った遺跡であることは間違いない。その内容については不明な点が多いものの、これまでの発掘調査の成果から、付近には宇多郡衙に関連する施設を含む広範な遺構・遺物の存在が予想される。今後の発掘調査の進展により、郡衙跡が発見されれば、東北古代史の解明において、重要な知見を与えてくれるであろう。本遺跡は、そうした可能性を秘めた遺跡である。

註

- (1) 山王廃寺から黒木田のⅡ群の瓦への技術波及のあり方については、第3部第1章で詳しく私見を述べた。
- (2) 腰浜C技法の細部の手法や展開のあり方については、第1部第4章で詳しく私見を述べた。
- (3) 近年、畿内の須恵器編年自体の再検討が進められる一方(佐藤2003)、陸奥国内における当該期の遺跡について、実年代に関する研究が進展してきている。仙台市郡山遺跡では、方四町Ⅱ期官衙の造営プランが藤原宮をモデルとしたことが判明したことから、この時期の官衙は694年を上限とし、700年頃を下限とする期間に造営されたと考えられるようになった(仙台市教委2005)。その前段に存在したⅠ期官衙は、竪穴住居跡出土の畿内産土師器に与えられる年代観である660年代後半～680年代前半を中心とした時期に機能したと考えられる。多賀城は言うまでもなく神亀元年(724)の創建であり、多賀城碑に記載されたこの年代を完成年とし、養老4年の蝦夷反乱を経て養老5、6年(721・722)頃に造営が開始されたとする見方が示されている(平川1993、熊谷2000、今泉2001)。陸奥におけるいくつかの実年代の定点を手がかりに、善光寺における須恵器の年代観について、以下、やや長くなるが、筆者の考えを示しておこう(第16図)。

まず、善光寺ⅡB期に位置づけられる善光寺3型式の杯には在地色の強い器形が多いが、有稜丸底の杯Eと共通する杯は郡山遺跡S I 261 出土の須恵器に類例がある。同住居跡はⅠ期官衙に伴う時期のもので、出土した畿内産土師器から飛鳥Ⅲに位置づけられている。年代は7世紀第3四半期後半～第4四半期前半である。

次に、ⅡB期に先行するⅡA期は、宝珠ツマミを伴い口端部に返りをもつ杯蓋と杯身の出現段階であり、口径が10cm前後とⅡB期に比して小さい。杯は口径の割に深身の器形である点に特徴があり、後続するⅡB期との関係からも、田辺編年のTK217型式、奈文研編年の飛鳥Ⅱに相当すると考えられる。その年代は、近年の成果にならって7世紀第3四半期前半とみておきたい。なお、口径の小さい蓋の例は、郡山遺跡Ⅰ期官衙段階のS I 79で出土している。

ⅡB期に続くⅡC期は返り蓋の大型化・偏平化が進行した杯蓋Cが飛鳥Ⅳの段階に対応する。郡山遺跡ではⅡ期官衙段階のS I 390に、法量・器形とも共通するものがあるが、同住居跡では返りのない須恵器蓋も多く出土しており、無返り蓋を伴わない善光寺ⅡC期より新しい。Ⅱ期官衙が先述のように、藤原京期以降に造営され存続したのものとすると、善光寺ⅡC期はそれよりもやや古い7

世紀第4四半期の後半～末と推定される。また、この後に述べる善光寺Ⅲ期になると、須恵器蓋は無返り蓋で占められることから、ⅡC期とⅢ期の間に、郡山遺跡Ⅱ期官衙併行のS I 390と同様に、カエリのある蓋とない蓋とが混在する時期の存在を想定する必要がある。なお、郡山遺跡ではⅡ期官衙に伴う石組溝S X 1244 から、7号窯と2B号窯で出土する平瓦 1110 と同一の叩き目をもつ平瓦が出土している。郡山遺跡ではⅠ期官衙に伴って少量ながら多様な格子叩き目をもつ平瓦が出土しており、Ⅰ期官衙に何等かの理由で少量ずつ持ち込まれたものと考えられている。平瓦 1110 にも同様の状況が推定され、本窯跡からⅠ期官衙に搬入されたものであった可能性が高い。

Ⅲ期は前段階の杯身・杯蓋から器形を一新させ、リング状ツマミを伴い返りのない杯蓋Dと、偏平な無台の杯Iで統一される。杯Iは底面を回転ヘラケズリで調整し、回転ヘラ切りのものが主体で、一部に静止糸切のものが少量みられる。杯蓋・杯身の法量や器形、底部の切り離し・調整技法において共通する須恵器は、下伊場野3号窯に類例を求められる。同窯跡は多賀城創建期の初期の段階に操業した窯であり、多賀城の造営が開始された8世紀第1四半期の後半～末頃に位置づけられる。

参考文献

- 青山國丸 1979『焼物の破片と語る』
- 福島県教育委員会 1988・1989 「善光寺遺跡」・「善光寺遺跡（第2次）」『国道113号バイパス遺跡調査報告』Ⅳ・Ⅴ
- 木本元治 1989 「善光寺・黒木田遺跡及び宮沢窯跡群出土の飛鳥時代の瓦—東北地方への仏教伝播期の様相について—」『福大史学』第46・47合併号
- 佐川正敏 2012 「寺院と瓦生産からみた律令国家形成期の陸奥国」『古代社会と地域間交流—寺院・官衙・瓦からみた関東と東北—』国土館大学考古学会編 六一書房
- 佐藤 隆 2003 「難波地域の新資料からみた7世紀の須恵器編年」『大阪歴史博物館研究紀要』第2号
- 真保昌弘 1994 「陸奥南部に分布する二種の複弁系鏡瓦の歴史的意義について」『古代』第97号 早稲田大学考古学会
- 須田 勉 2008 「関東地域の寺院造営」『シンポジウム報告書 天武・持統朝の寺院造営—東日本—』帝塚山大学考古学研究所
- 辻 秀人 1984 「陸奥南部の造瓦技法—腰浜廃寺・関和久遺跡出土瓦の検討—」『大平台史窓』3号
- 辻 秀人 1988 『陸奥の古瓦』福島県立博物館企画展示図録
- 辻 秀人 1992 「陸奥の古瓦の系譜」『福島県立博物館紀要』第6号
- 橋本博幸・鈴木啓 2002 「高松古墳群出土金銅製歩搖付雲珠について」『福島考古』第43号
- 橋本博幸 1990 『県営ほ場整備事業 相馬西部地区遺跡分布調査報告書』相馬市教育委員会
- 藤木 海 2006 「有蕊弁蓮華文鏡瓦の展開とその背景」『福島考古』第47号
- 藤木 海 2012 「瓦からみた陸奥南部の寺院造営と坂東—山王廃寺系軒先瓦の文様と技術系譜—」『古代社会と地域間交流—寺院・官衙・瓦からみた関東と東北—』国土館大学考古学会編 六一書房
- 渡邊一雄ほか 1977 『黒木田遺跡』福島県相馬市教育委員会

第6章 陸奥南部における法倉の特質

はじめに

陸奥国の郡衙正倉は、穀倉に礎石建物を一般的に採用することから、しばしば礎石を地表に表し、また一部が瓦葺であったことから古瓦が散布し、火災に遭ったものは炭化米を採集できる。したがって開発に伴う発掘調査が盛んに行われる以前からその存在が把握され、一部は地表面からの観察・測量調査やボーリング調査などにより、そこに存在した建物についての積極的な把握が試みられてきた。その後、各種開発や保存目的の発掘調査が進展したが、正倉院を全面的に発掘調査した例は少なく、院内の建物を部分的に把握したに留まるものがほとんどである。これまで、そうした個々の調査の度に検討が行われる一方、鈴木啓氏による「南奥の郡倉」(1986)では陸奥南部の正倉遺構を通覧し、建物規模や文献にみられる倉との比較、建物配置や立地といった多角的な視点から、詳細かつ体系的な検討も行われている。

ところで、正税帳によると、各郡に1～3棟ほど「法倉」と呼ばれる倉が存在し、各郡において最大級の倉が法倉とされ、特別な性格を有していたと推定されている(山中1994)。一方、発掘遺構において、平面積が100㎡以上の超大型の倉が正倉院毎に1～数棟ずつ認められることから、こうした規模の倉が法倉にあたると推定されている(奈文研2004)。大橋泰夫は、東国の郡衙でみられる瓦葺の倉が超大型であることから法倉である可能性が高く、また丹塗りされ、官道に面して立つ例や、1棟だけが溝で区画される例があることから、律令国家の威信を示し地方支配を支えるための象徴的な性格の倉であることを指摘している(大橋1999・2007)。とりわけ、坂東における正倉の瓦葺の意味については、郡内統治ではなく蝦夷政策との関わりを指摘している(大橋2012)。

陸奥南部では上述のように、礎石式・瓦葺とされて高質化した倉が一般的に存在したことが知られることから、本章ではそうした事例について検討したい。陸奥南部の郡衙正倉院の調査例を検討して法倉とみられる倉庫遺構を抽出し、その立地や規模、特徴を整理することで、陸奥南部における法倉の実態がどのようなものであったのか、またその造営はどのように行われたのかを明らかにしたい。

I. 関和久官衙遺跡(白河郡衙)

1. 遺跡の位置

福島県泉崎村に所在し、阿武隈川に面した段丘上に位置する(第1図)。阿武隈川を隔てた南西約1.2kmの位置には、同時期の寺院跡である借宿廃寺がある。

2. 遺跡の概要

関和久官衙遺跡は、7世紀末から10世紀後半にかけて機能する陸奥国白河郡衙である（第2図）（福島県教委1985）。遺跡北部の中宿・古寺地区では、一本柱塀による区画の南面に四脚門、東面に八脚門が取り付き、区画内に間仕切りを伴う掘立柱建物などが配された施設が確認され、館と推定される。遺跡南部の明地地区では、溝によって方形に区画された敷地のなかに掘立柱式・礎石式の総柱建物が配置され、正倉院と考えられる。中宿・古寺地区は段丘上の緩斜面、明地地区はその南側の低地に位置する。正倉院の区画北辺は低地内に掘削され阿武隈川に接続する運河と推定される大溝（旧盆どの川跡）に画されており、水運の利用が推定されている。

中宿・古寺地区はA～D期、明地地区はI～IV期に時期区分される（第3・4図）（註1）。明地地区では、はじめに区画溝と掘立柱の総柱建物が造営され（I期）、次に区画内に2～3棟ほどのまとまりをもつ礎石式の総柱建物が、区画の南辺・東辺に近接して配置される（II期）。以後、倉の一部が側柱建物に建て替えられ、側柱建物の列が付け加えられるなどの変化があるが、II期に成立した礎石立ち総柱式の倉は基本的に踏襲されたと考えられる。年代決定の根拠となる遺物が少ないが、正倉で出土した瓦から、その年代からII期は7世紀末～8世紀初頭と考えられている。

なお、これらの施設の北東約500mの位置に、漆・鍛冶の工房や廂付建物を伴う官衙ブロックなどで構成される関和久上町遺跡があり、近年、両者の間にあたる土地も含めて「関和久遺跡群」として把握されるに至っている（鈴木2006）。

3. 倉の検討

穀倉とみられる総柱建物は、礎石建物11棟、掘立柱建物3棟が確認されている（第5図）。規模は4間×4間ないし4間×3間で「80平方メートル（87.48㎡～69.12㎡）前後の大型のものと、2間×2間で30平方メートル以下（23.04㎡～29.16㎡）の小型」に大きく分けられているが、100㎡を越える超大型の総柱建物は、今のところ確認されていない。ただし、正倉院内で発掘調査が実施された部分のごくわずかで、大部分が未調査となっていることから、今後の調査の進展によっては、こうした部分に超大型の倉が発見される可能性は否定できない。

4. 瓦の検討

（1）関和久官衙遺跡の瓦

関和久官衙遺跡出土の瓦について、借宿廃寺や関和久上町遺跡の出土資料を含めて検討を行った辻秀人氏によれば、関和久官衙遺跡群の瓦は第1～5グループにまとめられる。正倉院にあたる明地地区では、第1グループに含まれる瓦が圧倒的多数を占め、他は数点の出土に留まる（第1・2表）。従って、正倉の瓦葺化は第1グループの瓦によって行われ、それ以外の瓦は補修瓦とみられる。

（2）屋根景観

明地地区から出土した瓦の数量を改めて分析した結果（第3表）（註2）、すでに報告されているとおり、隅切平瓦6点を再確認した。これらはいずれも第1グループに属するものである。さらに、平瓦・丸瓦、軒先瓦の量比をみると、丸瓦：平瓦が破片数・隅数ともに概ね1：2の値を示すことや、丸瓦・平瓦に対し軒先瓦が非常に少ない点からみて、葺

棟・熨斗棟ではなく総瓦葺きの瓦倉と判断される。ただし、全体の量は少なく、瓦倉は1棟ないしは2棟程度であり、総瓦葺きであったと推定される（註3）。

小 結

白河郡衙では、正倉院のなかに超大型の総柱建物は確認されていない。ただし、未調査部分に超大型の倉があった可能性は残る。いずれにしても、正倉が高質化するのには礎石立ちの倉が造営されるⅡ期からで、そのすべてではなく、一部が第1グループの瓦による総瓦葺きの瓦倉であったと考えられる。その意味で、他と外観が異なる特別な正倉が、この時期に造営されていたと考えられる。

Ⅱ. 郡山台遺跡（安達郡衙）

1. 遺跡の位置

北側を東流する杉田川と南東側を北流する阿武隈川との間に形成された丘陵上に立地し、両河川の合流点に近い福島県二本松市杉田に所在する。安達郡は『延喜式』卷二十二 民部上の頭註に「延喜六年正月九日分安積郡置安達郡」という記事があり、延喜6年（906）に分割設置された郡である。

2. 遺跡の概要

郡山台遺跡は、杉田川に面した丘陵の尾根から北向き斜面に立地し、北側から入り込む谷によって大きく西地区・東地区に分けられる（第6図）。西地区では、溝を正方形に掘削して1辺7mの正方形に地山を削り出し築成された基壇をもつ礎石建物が検出された。心礎抜き取り穴の存在や多量の瓦の出土から塔跡と考えられている。他に掘立柱建物跡・竪穴建物跡も確認されている。

東地区では、東へ張り出した尾根筋に礎石建物跡4棟が確認され、古くから出土が知られた炭化米などと合わせ、正倉と考えられている。その西側の平坦面には、側柱式の掘立柱建物跡が30棟以上確認され、建物の重複関係からA期（8世紀中頃～後半）、BⅠ期（9世紀）・BⅡ期（10世紀前半）、C期（10世紀後半）の4期に区分される。建物配置や出土遺物からBⅡ期が安達郡設置の時期と推定されている。なお、C期建物は火災で焼失している。

3. 倉の検討

これまでの発掘調査で確認された倉とみられる建物跡は礎石建物4棟である。これらは、東へ張り出した丘陵の尾根筋に沿って点々と検出され、断片的な調査であるため院を形成している状況などは捉えられていない。

検出された建物跡についてみていくと、SB04は南北9.0m×東西5.4mの長方形の掘込地業である。3×2間程度の倉を想定できる。SB06は北向き斜面を削平して方形の平坦面を作り出し、平坦面の周囲に溝を巡らせた中に土を積み、基壇を築成している（第7図）。基壇の規模は東西14.7m×南北9.0m以上である。根固めや根石の据え方が重複していること、基壇周囲に巡らされた溝のうち西辺の溝に2時期があることから、2時期の変遷が把握されて

いる。A期は桁行4間×梁行2間以上で、柱間は2.4m等間、B期は同様に4間×2間以上であるが、柱間は2.7m等間でA期よりひと回り大きい。SB14・17も掘込地業を伴う礎石建物跡で、SB14の地業は10m×8mの規模をもつ。柱間10尺ないし9尺の3×3間が想定できる。

これらの建物の時期については不明な点が多いが、SB04とSB06（A・Bとも）は火災で焼失していることが判明している。一方、西側の官舎群もC期建物（10世紀後半）は火災に遭っている。10世紀後半を下限とし、B・C期の官舎群と並行して機能したと考えておく。

小 結

安達郡衙の正倉は、断片的な調査であるため明確な院を形成しているかどうか、また周辺の建物配置など、不明な点が多い。したがって現在までに得られている知見だけで法倉の存在を推定するのは困難である。

倉は地業を検出したのみで柱位置の不明なものが多いが、基壇の規模で比較しても、東西14.7m×南北9.0mのSB06が最大規模である。SB06は唯一柱位置が把握された倉で、A期建物は柱間2.4m等間で4×2間以上、桁行総長9.6m、梁行を仮に3間とすると7.2mとなる（その場合の面積は69.12㎡）。B期はさらに大きく桁行2.7m等間で総長10.8m、梁行は3間の場合総長8.1mと復元できる（面積87.48㎡）。郡衙正倉としては大型の部類に属する倉といえよう。倉はいずれも東へ張り出した丘陵の尾根筋で確認され、遺跡内からみて目立つところに位置すると言えるが、そのなかでもSB06が占地する場所は尾根筋の突端に当たり、眼下の沖積低地から見上げるともっとも良く見える位置にある。そうした場所に大型の倉を配して威容を示したのかも知れない。なお、これらの建物が検出された調査区で瓦は出土しておらず、倉はいずれも非瓦葺であった。周辺にも瓦葺の倉は存在しないものと思われる。

官舎群のA期・B I期が10世紀初頭の安達郡立郡前に遡ることに加え、塔跡周辺から出土した瓦は8世紀前半とされる。寺院は周辺に存在した安積郡内第二の豪族の建立と推定され（木本1999、窪田2010）正倉もそうした勢力の本拠地に設置された正倉別院として、安達郡建郡前から存在した可能性もある。

Ⅲ. 大畑遺跡（荊田郡衙）

1. 遺跡の位置

宮城県白石市字東大畑に所在する。白石市の中心部は西の奥羽山脈に源を発して東流する白石川と、東の阿武隈山地に沿って北流する斎川の合流点付近に形成された盆地状の低地に位置し、大畑遺跡は斎川北岸の自然堤防上に立地する（第8図）。荊田郡は『続日本紀』に養老5年（721）に柴田郡から分かれて建置された記事がある。

2. 遺跡の概要

大畑遺跡は、陸奥国荊田郡衙に比定される遺跡である。各種開発に伴い市教委・県教委により調査が実施され、溝による区画と掘立柱式と礎石式の建物跡が確認されている（第9図）。区画内の建物は、これまでに10棟が確認され、そのうち7棟が総柱式の倉であり、

正倉と考えられている。区画溝は西辺とみられる南北溝（第1号溝跡）、南辺とみられる東西溝（第3号溝跡）が検出されている（註4）。建物跡は、これらの区画溝に近接し棟方向をそろえる形で南北棟・東西棟の建物が配置されたと考えられる。西辺部分では掘立柱式・礎石式の総柱建物が南北列を形成するが、このうち重複のある掘立柱式の第8号建物跡と礎石式の第6号建物跡では後者の方が新しいことが判明している。前者と柱筋を揃える第1・2号建物跡が掘立柱式、後者と柱筋の揃う第3・7号建物跡が礎石式であることから、全体に掘立柱式から礎石式の倉へと変遷したと考えられている。

3. 倉の検討

穀倉とみられる総柱建物は礎石建物3棟、掘立柱建物4棟が確認されているが、全体規模の判明する建物は少ない（第10図）。第1号建物跡は掘立柱式で桁行3間×梁行3間、桁行総長7.7m、梁行総長7.2mである。第2号建物跡も掘立柱式で桁行3間×梁行2間、桁行総長5.22m、梁行総長4.25mを測る。なお、これらの掘立柱建物は柱穴2穴ずつを溝で連結したいわゆる溝持ちの掘方をもつ。また第5号建物跡は東西2間で総長6.2m、南側が調査区外にかかるが、同様の掘方を持つことから南北3間で総長6.4mと推定される。

礎石式の第7号建物跡が最大の建物で、桁行3間×梁行3間、桁行総長8.1m×梁行総長7.2mをと推定される。このほか、礎石式の第3号建物跡は東西3間×南北1間以上で、東西総長7.36mである。南北は1間分しか検出されていないが、柱間は2.48mを測り、南北列の一部を構成するから南北棟とみれば、南北3間以上で総長7.4m以上と推定される。

以上から、これまで検出された倉は3×3間で床面積55㎡クラスのもの、3×2間で40㎡クラスの小型の倉である。超大型の倉は今のところ確認されていないが、調査区が限定されているため、未調査部分にそうした規模の倉が存在する可能性が残る。

4. 瓦の検討

（1）大畑遺跡の瓦（第11図）

丸瓦・平瓦・軒平瓦が出土しており、瓦倉の存在が想定される。平成2年度・平成6年度調査分について分類・検討が行われている（註5）。

丸瓦 いずれも粘土板巻き作り無段で、側板連結模骨を用いたもの（A類）と、通常型の木作りの模骨を使用したもの（B類）の2種に分けられる。両者とも凸面はケズリ・ナデが施される（1）。A類は多くが橙褐色で軟質の焼きであるが、一部に赤みがかった須恵質の焼きで平行叩き目を残すもの（2）がある。

平瓦 いずれも粘土板桶巻き作り。凸面には格子叩き目が残る。

A類：格子目が大型のもの。格子目の大きさは0.8～1cm、深さ0.3～0.7cmで、5cm四方あたり15個を数える。厚さは2.6～3.2cmで焼成はやや軟質、橙色～褐色を呈する。

B類：格子目が中型のもの。格子目の大きさは0.4～0.6cm、深さ0.1cmで格子の枠がやや太い。5cm四方あたり40個。凹面にケズリを施す。厚さは3.5～4.5cmと概して厚く、焼成は軟質で色調は黄橙色を呈する。

C類：格子目が小型のもの。格子目の大きさは0.2～0.6cm、深さ0.1cmで、格子の枠が細い。5cm四方あたり70～80個。厚さは1.5～2.0cmと概して薄い。焼成は堅緻・赤みがかった須恵質である。

軒平瓦 2種に分けられる。

(1)類：型挽き四重弧文で、分割前施文と考えられる。顎の先端ちかくに突帯がある点が際立った特徴で、瓦当面の施文具が顎の先端に回りこむような形状と推定され、瓦当文の施文と同時に突帯を引き出したと考えられる。顎は直線顎だが段顎を意識した沈線が施される。凸面の叩き目はB類と同一と思われる。桶巻き作り。

(2)類：型挽き四重弧文で分割後施文。3本歯の櫛歯状工具で瓦当面に3本の平行沈線を引き、四重弧文としたもの。曲線顎の顎部には同じ工具で波状文と横線文を施文する。凸面の叩き目はC類と同一。桶巻き作り。焼成は堅緻で赤みがかかった須恵質。

軒平瓦(1)類の凸面には平瓦B類と同じ叩き目が観察される。B類は出土数が少なく、軒平瓦の平瓦部の可能性もある。これらは軟質の焼成で黄橙色を呈し、同様の特徴をもつ丸瓦A-1類、平瓦B類と組み合うものと思われる。これを第I群とする。なおこれと同様の特徴をもつ瓦が元山遺跡から出土している(佐々木ほか1985)。同遺跡からは黒木田遺跡例を祖形とする複弁八葉蓮華文軒丸瓦も出土し、大畑遺跡では未出土であるが、これもI群に組み合うものと思われる(第12図)。

一方、軒平瓦(2)類、平瓦C類、丸瓦A-2類は堅緻で赤みがかかった須恵質の焼きである点が共通し、組み合うものと思われる。これをII群とする(註6)。

(2) 年代

I群については、佐々木和博氏らにより既に指摘されているとおり、軒瓦の特徴は黒木田遺跡に系譜を求めることができる。軒丸瓦の文様は黒木田A a類にもっとも近い。また軒平瓦の顎部の突帯を分割前に瓦当文と同時に引き出す技法は、このA a類に組み合う軒平瓦B a 1類と共通する(藤木2012)。黒木田の軒平瓦B a 1類と同一の叩き目をもつ平瓦は善光寺窯跡で出土しており、共伴する須恵器の年代から、7世紀第IV四半期を下り得ないものである。

軒平瓦にみられる突帯回転引き出しの技法は、さらにその系譜を群馬県山王廃寺に辿ることができ、黒木田でもこの種の瓦のなかで古い時期に位置づけられるB a 1にしか認められず、以後はこれを形だけ模倣した分割後貼り付けのものとなる。大畑遺跡の軒平瓦には、山王廃寺から黒木田に伝わった本来の技術である突帯回転引き出しの技法がみられることから、軒丸瓦A a類の文様とともに、黒木田のこれらの瓦を製作した瓦工の直接の関与を受けて作られたものであろう。従ってその年代に黒木田との大きな開きを想定することはできず、7世紀末～8世紀初頭とする佐々木氏らの従来の見解が妥当と考える。

一方、II群については、分割後型引きの瓦当文様、鋸歯文とその下部を画す直線文を施文する顎面文様に加え、断面がバチ形を呈する顎の形状から、多賀城跡出土の第I期の瓦群(511・514)との関連が指摘されており(宮城県教委1995)、首肯される場所である。ただし、顎面文様や顎の形態は多賀城のそれよりかなり崩れている。多賀城の創建期を上限とし、これに近い8世紀前葉のものであろう。

以上から、大畑遺跡の瓦には2時期が想定され、瓦倉の造営は2段階に分かれる。当初、黒木田遺跡のような陸奥南部の在地寺院の瓦工の関与によって瓦が生産されたが、多賀城創建以降は多賀城所用瓦の影響を受けた瓦が生産されるようになる。量比を細かく検討するだけの資料は得られていないが、平瓦ではA類が多い(第4表)(註7)。

(3) 屋根景観

市教委保管分と県教委保管分の瓦類について集計した(註8)。軒先瓦、平瓦、丸瓦の量(破片数比)は、軒丸瓦0、軒平瓦8、平瓦97、丸瓦18破片となっている(第5表)。平瓦の総隅数は16、丸瓦は1で、平瓦が圧倒的に多い。この点と平瓦、丸瓦の量が少ない中で軒平瓦が多い点を見ると、総瓦葺きではなく葺棟の可能性が考えられる。ただし総量が少なく、量比が十分に検討できないという問題点が残る。

小 結

荊田郡衙でこれまでに検出された倉は、55㎡クラスの中型のものと40㎡クラスの小型のもので、70㎡を超える大型のものや100㎡を超える超大型のものは確認されていない。ただし、未調査区にそうした倉があった可能性は残る。

瓦が一定量出土していることから、瓦倉が存在したことは確実である。分析結果からは葺棟の可能性が推測できるものの、既調査出土分では総量が少ないことからデータの信頼性に問題が残り、実態を反映しない可能性も高い。既調査区から離れた未調査部分に瓦倉が存在した可能性もあろう。

瓦倉の造営は大きく2時期に分かれ、そのうち古い時期は7世紀末～8世紀初頭である。従って柴田郡から分割される以前に、既に正倉が成立し、高質化も行われていた可能性が高い。既調査部分の倉が全体に掘立柱式から礎石式へと変遷していることから、古い段階に瓦葺の倉が存在したとすれば、他の建物と外観の異なる特別な倉であったことが推定できる。

IV. 郡遺跡(菊多郡衙)

1. 遺跡の位置

いわき市勿来町窪田字郡に所在する。遺跡は蛭田川北岸に位置する標高約16mの低位段丘上に立地しており、遺跡の乗る地形は、東流する蛭田川に沿って舌状に張り出した台地の南緩斜面である(第13図)。北側に接する応時遺跡を含めて菊多郡衙と推定されている。菊多郡は養老2年(718)の石城国設置の最に常陸国多珂郡より分置され石城国に編入された郡である。

2. 遺跡の概要

主に遺跡東部で3次にわたる調査が実施され、1965年の第1次調査で礎石建物2棟(第14図)、1999年の第3次調査で掘立柱建物1棟(第15図)が確認されている。これらの建物はいずれも総柱式で、この部分が正倉と考えられる。なお、北側に接する応時遺跡では南北走る区画溝が検出されている。

3. 倉の検討

検出された礎石建物跡2棟はいずれも南北棟で、9mの距離を置いて南北に配置されている。このうち1号建物跡は、礎石8個と根固め20基が検出され、桁行4間×梁行3間の総柱建物である。桁行は7.5尺等間で総長9.0m(30尺)、梁行は9尺等間で総長8.1m(27尺)

に復元されている。2号建物跡は礎石1個、根固め19基が検出され、桁行5間×梁行4間の総柱建物で、桁行8尺等間で総長12.0m（40尺）、梁行7尺等間で総長8.4m（28尺）である。これら2棟はいずれも地業を伴わず、地山に直接根固めをし、礎石を据えている。

1・2号建物跡の北西側で実施された第3次調査検出の3号建物跡は、西側の大半が調査区外にかかるが、東西方向の布掘りの掘方をもつ掘立柱建物である。桁行2.4m等間で3間分、梁行は柱間1.5mで1間分を検出しているが、掘方はさらに西へ延びる。やはり南北棟の可能性が高い。

なお、これらの調査で瓦が出土しているが、小片がごく少量出土したのみであり（第16図）（註9）、これらの倉が瓦葺きであった可能性は低い。軒瓦は出土しておらず、丸瓦・平瓦のみである。a：平瓦は凸面ナデのもの（桶巻作り）、b：平行叩き目を残すもの（桶巻作り）、c：斜格子叩き目を残すもの（一枚作りカ）がある。丸瓦は粘土板巻づくりで、凸面にナデを施す。また、隣接する応時遺跡では、区画溝からa・bの平瓦と、凸面に格子叩き目を持つ丸瓦が出土している。

小 結

菊多郡衙の正倉でこれまでに検出された倉はわずか3棟であり、建物配置や区画の構造などの検討材料が少ないが、1号建物跡は面積72.9㎡、2号建物跡は面積100.8㎡で、特に後者は100㎡を超える超大型の倉と言え、法倉の可能性のある建物である。これらの調査で瓦の出土はごくわずかで、これらの建物に瓦葺きを想定するのは難しいが、周辺の未調査部分に瓦葺きの倉が存在した可能性は残る。瓦の年代も決め手を欠くが、数種が認められることから、数時期の瓦が入っている。

V. 根岸官衙遺跡（磐城郡衙）

1. 遺跡の位置

いわき市平下大越に所在する。丘陵上に磐城郡衙である根岸官衙遺跡が、その北約200mの沖積地に郡衙隣接寺院である夏井廃寺が所在する。根岸官衙遺跡は標高20～50mの丘陵上に立地し、東へ向かって張り出した丘陵の東端に、郡衙を構成する主要な施設がブロックに分かれて配置される（いわき市教委2000）。

2. 遺跡の概要

郡庁院は丘陵の先端に位置し、正倉院は郡庁院から谷を隔てた西側に広範に展開する（第17図）。郡庁院は丘陵の先端に位置しており、大きくⅠ期～Ⅲ期に時期区分される。Ⅱ期は2小期、Ⅲ期は4小期に区分され、7世紀後半～8世紀後半以降まで存続したと考えられる。

正倉院は西へ向かって入り込む小さな谷によって、正倉院は大きく北群と南群に分かれる。やはりⅠ～Ⅲ期に時期区分され、北群ではⅠ・Ⅱ期に、2棟の礎石式の穀倉を南端に配し、北側に掘立柱式の屋とみられる側柱建物が広場を挟むように配され、これが建て替

えられて存続するが、Ⅲ期に屋は礎石式の穀倉に建て替えられる。Ⅰ期の礎石建物の地業には瓦が入らないが、Ⅲ期には8世紀前半～中葉の瓦が入る。正倉院南群の遺構期は明確でないが、礎石式の穀倉が点在する。瓦は、正倉の南群と北群を分かち谷底で検出された流路跡から特に多く出土しており、正倉に葺かれていたものが、谷に廃棄されたと推定される。

なお、正倉院南群の南約150mの丘陵上には、郡衙が成立する以前の7世紀前半から8世紀中頃まで存続した居館が営まれており、7世紀前半の石城国造の居館から律令期の郡令居宅へと引き継がれたと考えられている。

3. 倉の検討

北群では礎石式を含め多くの穀倉が建てられたとみられるが、床面積は30～80㎡以下であり、特に大型の倉は認められないが、南群では2棟確認されている（第8・9号礎石建物）。

第8号礎石建物は壺地業で、5間（総長11m）×4間（総長8.8m）で、床面積は96.8㎡を測る。9号礎石建物は掘立柱式の倉を総地業で建て替えており、5間（10.2m）×4間（9.4m）で床面積は96㎡である。官衙の遺構期区分では、8号礎石建物がⅠ期、9号礎石建物はⅢ期に位置づけられている。

4. 瓦の検討

瓦は、全体で約1400点が出土している。正倉院の北群と南群の間に入り込む谷部を流れる自然流路を利用した廃棄場からの出土がもっとも多く、それらは多くが正倉院に使用されたものが廃棄されたものである可能性が高い。

正倉院北群では、創建期の瓦である複弁六葉蓮華文軒丸瓦 a 第一類、北群では a 第一類よりやや下がる時期のものである複弁四葉蓮華文の b 第一類が出土している。廃棄場では a 第一類とともに、夏井廃寺創建期の複弁八葉蓮華文軒丸瓦 d 第一類の直後に位置づけられる d 第二類が出土している。いずれも夏井廃寺と同範のものである。軒平瓦は型挽き重弧文のほか、夏井では出土しないが梅ノ作5号窯で a 第一類と組むことが判明している分割後型挽の aE 類が出土している点が注目される。平瓦は、凸面ナデ・ケズリを施す桶巻作りの型式が多く、それらは d 第一類や d 第二類と組むものと思われる。一方、b 第一類と組むとみられるのは凸面に格子叩きや平行叩き目を残すものであるが、それらは出土量が少ない。

（2）屋根景観

瓦の種別毎の量は、軒丸瓦3：軒平瓦3（破片数）、丸瓦4：平瓦9.5（隅数からみた破片数）であった。すなわち、平瓦：丸瓦は1：2.4で、軒先瓦の量が丸瓦・平瓦に比べてごく少量である点からも、総瓦葺の建物を推定できる。

小 結

これまでの調査で判明しているなかでは、南群を構成する8号礎石建物と9号礎石建物が床面積100㎡近い規模をもち、法倉の可能性のある建物である。前者がⅠ期、後者がⅡ期に位置づけられ、同時期には存在しなかった可能性が高い。一方、北群では超大型の倉

は確認されていないが、礎石式の倉が多く検出されている点と、瓦が少なからず出土している点から、礎石式の建物の一部が瓦葺とされていた可能性や、未調査部分に長大型の倉が存在した可能性はある。屋根景観については総瓦葺を推定できるが、瓦の出土が遺跡全体で1400点と少ないことから、正倉のブロック毎に1棟など、瓦葺とされたのは、ごく一部であろう。

なお、使用された瓦は、夏井廃寺の創建瓦であるd第一類に後続する型式であるd第二類や、分割後施文であることから後出的な重弧文でa第一類と組んだと推定される軒平瓦aE類がみられ、平瓦の量的な主体は、南群・北群ともに、これらの軒先瓦に伴う桶巻作り・凸面ナデ・ケズリの型式である。軒先瓦が夏井廃寺の創建期よりやや下がる時期のものであることから、夏井廃寺の創建よりやや遅れる時期に、官衙の瓦葺化が行われたと考えられる。後出のb第一類や、それに組むとみられる平瓦はごく少量の出土で、補修用とみられる。

軒丸瓦は夏井廃寺で出土するものと同範であり、組み合う軒平瓦や丸瓦・平瓦も夏井のそれとの違いは見出せない。ただし、a第一類に組む分割後型挽き重弧文軒平瓦aE類は夏井では出土しない型式であり、正倉所用瓦であった可能性がある。従って、正倉の瓦葺にかかる造瓦は、夏井廃寺の技術系譜に位置づけられるが、異なる技術者が関与した可能性がある。夏井廃寺の寺院の造営や補修にかかる瓦の系譜を引く瓦が、正倉にも使用されたが、夏井とは別の労働編成が行われるなど、両者の瓦生産は分けて行われたと考えておきたい。

VI. 泉官衙遺跡（行方郡衙）

1. 遺跡の位置

泉官衙遺跡は、福島県南相馬市原町区泉に所在する。遺跡は、市内を東流する新田川の北岸に形成された東西に連なる丘陵南斜面の裾部から河岸段丘にかけて立地する。遺跡の乗る地形は、全体に南へ向かって緩く傾斜しており、標高は高い所で8mほど、低い所では3mほどである。遺跡は丘陵の裾に沿うように横に長く展開しており、西から町池、宮前、寺家前、町、館前の小字にまたがる東西約1kmの範囲に広がっている。

2. 遺跡の概要

本遺跡は陸奥国行方郡衙に比定される遺跡であり、これまでの発掘調査の成果から、官衙を構成する主要な施設を、①正倉院（旧県史跡指定地区）、②郡庁院（寺家前地区）、③館院（町池地区）、④水運関連施設（町地区）、⑤寺院推定地（館前地区）の5つの地区にまとめることができる。

官衙施設の変遷は、郡庁院の遺構期区分を軸として整理することができる。すなわち、郡庁院の遺構は、施設が座標北から16°30′東に触れるⅠ期（7世紀後半～8世紀初頭）、真北方位をとるⅡ期（8世紀前半）・Ⅲ期（8世紀後半～9世紀）に区分でき、他の官衙施設についても、町池地区の館院はⅡ期、町地区の水運関連施設はⅢ期に対応させることが

できる。なお、遺跡東端の館前地区は、瓦の出土から寺院跡の存在が推定されるが、遺構の様相は明確でない。ただし、瓦の特徴から、大きく3時期の変遷が推定される。

3. 倉の検討

上述した遺構期区分のうち、I期に伴う正倉は、郡庁院の北西側に隣接する調査区で確認された桁行3間×梁行3間で総柱式の掘立柱建物（SB1402、SB1403）が該当する。このほか郡庁院の南東側に位置するSB0202も掘立柱式の総柱建物で、この時期の正倉と考えられる。なお、これらの倉を圍繞する区画施設は確認されていない。

この時期の官衙施設は、正倉や他の官舎群が郡庁院を中心にコンパクトにまとまる。確認された正倉はいずれも掘立柱式で、調査区内から瓦の出土はほとんどないことから、非瓦葺とみて間違いない。

一方、II・III期に相当する正倉院は、郡庁院に近接するI期の在り方とは異なり、郡庁院の西約150mの位置に、真北方位をとる区画溝を伴って新たに設定される。その広がりには、昭和30年に県史跡指定を受けた49,000㎡の範囲にほぼ相当するとみられる。県指定当時、字宮前・寺家前にまたがる東西約240m×南北約230mの指定地内全域に礎石が分布していることが確認されており、これらはいずれも正倉院内に建てられた穀倉跡と推定される。

(1) 正倉院の遺構変遷

旧県史跡指定地で確認されたII・III期に相当する正倉院の区画には、2時期の変遷がある（第18図）。当初は、東西137m×南北96mの範囲を幅約4mの溝で区画し、その内側に一本柱塀をめぐる構造の区画が成立する。その北側には、幅約2mのやや小規模な溝による南北100mほどの区画が取り付け、二つの区画が南北に接する「日」字形の構造となっている。これを第1区画と呼び、南北に接する二つの区画をそれぞれ第1区画北部、第1区画南部とする。第1区画南部は、溝幅や一本柱塀の存在など堅固な構造であるのに対し、北部は溝幅が狭く塀も伴わないことから、前者に後者が付属する形であったのであろう。

この第1区画のうち、南部の北辺と北部の西辺を画する溝が、ある時期になると埋め戻される。そして、埋め戻された北部西辺溝の外側約2mの位置を通り、南部西辺溝に接続する新たな溝が掘削される。すなわち、「日」字形の区画のうち、北と南を分ける溝がなくなり、縦に長い長方形の区画となる。区画の規模は東西130m×南北196mである（第2区画とする）。

なお、このような区画溝から把握できる2段階の変遷に加えて、新しい時期の区画と重複し、これより新しい礎石建物が確認されている。未調査であるが、区画の東外側にも多数の礎石が分布しており、さらに東側へ正倉域が拡大した時期があった可能性が高い。

(2) 建物の構成

区画の内部では、建て替えも含め17棟の建物跡が発掘調査によって確認されている。柱配置から平面形式の判明する6棟が総柱式で、うち2棟が掘立柱式（SB1802・09）、4棟が礎石式（SB1801・03a～c）である。また、掘込地業が確認されたが柱配置の判明しない4棟（SB0101・0401・1601・2201）も礎石立ち総柱式の倉庫と考えられる。総柱式の建物は永年貯積を目的とした穀倉であった可能性が高い。また、掘立柱式の側柱建物が集中

して造営された部分もあり（SB1804～07・10）、これらは穎稻を収納した「屋」と考えられる。

区画内の建物の配置や変遷はかならずしも明確ではないが、第1区画南部のやや北寄りに掘立柱式の倉であるSB0102、SB1802が東西に並び、これらはそれぞれ礎石式のSB0101、SB1801に建て替えられたことが判明している。また、SB1801の真南に位置するSB1803は建て替えによる3時期の変遷がみられる。

（3）倉の規模

本遺跡で検出された倉のなかで、全体の規模が判明するのは、わずか6棟である。I期に属するSB1402・SB1403はともに掘立柱式で3×3間、床面積は43.74㎡、IIないしIII期に属するSB1801は礎石式で3×3間、床面積77.22㎡、SB1802は掘立柱式の3×3間で床面積43.74㎡である。

このほか、SB1803は礎石式で4×4間以上、床面積は136.8㎡以上と大型である（第19図）。また、発掘調査では確認されていないが、昭和40年に実施されたボーリング調査で確認された礎石建物跡は6×4間に復元され、床面積145.8㎡を測り、これに従うならば本遺跡最大の倉である（註10）。

4. 瓦の検討

検討の対象とするのは、正倉院内の調査を行った第4・16（A・B地区）・18・21・22次調査で出土した瓦である（第20図）。そのほとんどは表土から出土したもので、上述した建物跡との関係はかならずしも明確ではない。丸瓦・平瓦のみで、軒瓦は出土していない。

（1）分類

丸瓦はいずれも粘土板巻・無段式（Iとし、出土していないが紐作りをIIとしておく）で、成形に通常の摸骨を用いたもの（A）と、凹面に桶の側板圧痕がみられ、側板連結摸骨を用いたもの（B）、凹面をケズリ・ナデにより調整するもの（C）がある。大多数は凸面に調整が施され（a）、叩き目を残すものは少ない。調整は縦位のケズリ・ナデが多く、稀にハケ目状工具によるヘラナデがある。一部に叩き目を残すものは、0.35cm角の正格子（b）と、0.8cm角ほどの正格子（c）がある。

平瓦は、桶巻作り（I）、一枚作り（II）に区分し、さらに叩き板の違いで細分する。叩き板は、長さ2.4cm×幅0.8cm前後の長い長方形の格子を特徴とするもの（a）、長さ3.5cm×幅1.6cm前後の隅丸長方形の格子を特徴とするもの（b）、0.8cm角前後の正格子を乱雑に叩くもの（c）、縦長の斜格子叩き（d）、横長の斜格子叩き（e）、0.8cm角ほどでやや歪んだ浅い格子叩き（f）、0.7cm角前後の正格子で格子目が深いもの（g）、0.7cm角の格子目で深く乱雑に叩かれるもの（h）、1.2cm角の大きめの正格子（i）に分けられる（註11）。叩き板a・b・d・e・iは桶巻作り、c・f・g・hは一枚作りの平瓦に伴う。

（2）組み合わせ

上述の分類毎に集計したのが第6・7表である。平瓦はI a類が67.7%と圧倒的多数を占め、I b類がこれに次ぐ28.1%の値を示し、この2者で正倉院内出土瓦の95%を占める。他はいずれも数点の出土に留まる。平瓦I b類の特徴的な隅丸長方形の叩き目は、I

a類の格子目を大きくしたものとみられる。I a類に次ぐ出土数であることから、I a類に近い時期の補足瓦と考えられる。

丸瓦では、I B a類が37.2%、I A a類16.1%、I C a類14.6%、I a類（小片のため側板の有無不明）29.9%、I A c類1.9%となる。

量的な主体は平瓦I a類と丸瓦I B a類で、これらが組み合う可能性が高い。両者はそれぞれ出土数全体のなかでの数量比が異なるが、丸瓦のうち凹面にナデを施すI C a類や、凹面の特徴を捉えることが困難な小片であるI aを含めると97.8%となり、これらが平瓦I a類・I類に組み合うと考えておきたい。

なお、平瓦I d・e類は寺院跡推定地である館前地区で主体的に出土する瓦であり、寺院の創建瓦と考えられる。平瓦I i・II c・II f・II g・II hも館前地区で出土するが客体的である。またI a・I bも少量ながら出土している。寺院跡出土の丸瓦は十分な検査ができていないが、側板連結模骨を用いたI Bはみられない。従って、丸瓦I B、平瓦I a・I bは正倉の瓦葺化に伴って生産された正倉建物所用瓦であり、寺院のそれとは技術系譜が明確に異なる（註12）。

（3）屋根景観

平瓦I a・I b、丸瓦I B aの正倉院における排他的な在り方から、これらが組み合うと考えてよい。これらは隅切瓦が丸・平ともに認められることから、これらの瓦で総瓦葺の倉の屋根を葺いたと考えられる。

第6・7表で丸瓦・平瓦の出土数をみると、丸瓦261点に対し平瓦520点を数える。隅総数計算法で把握した場合の個体数は丸瓦11.25枚に対し、平瓦24枚となる。いずれの場合も丸瓦：平瓦の比率は1：2である。また上述したように、正倉院所用瓦として確実視できる平瓦I a・I bと丸瓦I B aに、丸瓦I C a・I aを加えた数に対応関係を認め、これらが組み合うと考えた場合の丸瓦：平瓦の量比をみると（第8表）、破片数・偶数ともにほぼ1：2.5の比率であることが分かる。以上のような丸瓦：平瓦の比率は、この種の瓦を葺いた倉が総瓦葺であったことの傍証となる。これら以外の瓦は問題にならない数であり、補修用とみてよい。

（4）出土分布

正倉院は先述のように、当初は第1区画南部が中核であり、これに第1区画北部が付属する形であったとみられる。第9・10表は正倉院の調査地点毎に出土数を集計したものである。備考欄下端の数値は、1㎡あたりの瓦の出土点数を示す。正倉院の南半、すなわち第1区画南部にあたる第16次A区・18次・21次・22次で瓦の出土が多く、北半、すなわち第1区画北部に当たる地点では少ない。また後者、とりわけ第4次調査区では、上述した正倉院所用瓦以外の瓦、特に一枚作りの瓦がやや多く出土する傾向がある。こうした傾向は、正倉の瓦葺化が当初、第1区画南部に所在する倉について行われたこと、また相対的に新しい時期になって、北部にも瓦葺の倉が造営されるようになったことを示唆しており、先にみた区画溝の変遷と対応する動向とみることができる。

小 結

2時期の変遷のみられる正倉区画のうち、当初に存在した第1区画の南部と北部を限る溝は埋め戻されている。この溝の最下層に位置する埋戻し前の土層から、木簡が出土して

いる。このうち5号木簡は、「郷」・「里」の文字がみえることから、717年～740年頃まで施行された郷里制下で作成されたものである。正倉院の区画は、この時期までに成立していたと推定され、先述した官衙施設の遺構期区分におけるⅡ期の年代の確実な定点となる。そして、木簡が出土したのと同じ層から、平瓦Ⅰa類が出土していることから、正倉の瓦葺化もこの時期、すなわち8世紀第1四半期後半～第2四半期前半を下限とする時期に行われていたとみてよいであろう。この時に造営されたのは、総瓦葺きの瓦倉と推定される。

この時期の正倉の瓦葺化に際し、正倉建物専用の瓦が生産されたが、それらは寺院とは異なる技術系譜をもつことは先述した。寺院では7世紀末～8世紀初頭ないし前葉の時期に、寺院創建にかかる造瓦が継続していたと考えられるが(註13)、それとは別に、正倉の瓦葺化に伴って、寺院のそれとは異なる瓦工集団により、瓦生産が行われたのであろう。

さて、法倉とみられる大型の倉は、広大な正倉院の広がりの中なかで発掘調査を実施した部分のごくわずかであるため、明確ではない。しかし、これまでの所見から敢えて指摘すれば、発掘調査で検出された倉の中なかで最大規模となるSB1803が該当する可能性がある。

正税帳によると、凡倉に對置される法倉は各郡に1～3棟ほどが存在し、各郡において最大級の倉が法倉とされ、特別な性格を有していたと推定されている(山中1994)。一方、発掘遺構において、平面積が100㎡以上の超大型の倉が正倉院毎に1～数棟ずつ認められることから、こうした規模の倉が法倉にあたると推定されている(奈文研2004)。

SB1803は全体が把握されたわけではないが、検出部分だけで床面積は100㎡を超える。こうした規模の点に加え、SB1803の位置する第1区画南部は、これまで述べてきたように、堅固に区画されている点や8世紀前葉の瓦葺化がこの部分の建物について行われたとみられる点から、正倉院の中なかでも中核的な位置にあると考えられる。本建物も瓦葺であった可能性は高い。さらに、東西に連なる丘陵を背にし、前面に近接して河川が東流する本遺跡は、河川交通を意識した立地をとる。第1区画の前面に当たる南部の区画の南寄りに位置するSB1803は、河川側からみて、もっとも目立つ位置にあることになる。

SB1803は、その規模や区画の在り方、遺跡全体の景観における位置を考えても、法倉としての条件を備えた倉と言えるだろう。

建物の年代はからはずしも明確ではないが、建て替えによりa～cの3時期の変遷を確認でき、長期間維持されたことがうかがえる。地業を断ち割るなどして確認したところ、先行する建物が存在した様子もなく、その造営は正倉院の建物の中でも相対的に古い時期に遡る可能性が高い。

また、このうちa期の建物は、中央の都城に技術系譜を引く円丘状盛土地業を基礎構造に採用している点も注目してよい。このことは、律令国家の威容を示す大型倉庫の造営に、中央が直接的に関与する場合があったことを示唆するものかも知れない。

なお、ボーリング調査で6×4間と復元された倉も、規模の点から法倉に該当する可能性がある。この建物は第1区画南部の東外側に位置し、相対的に新しい時期になってから造営された倉であったと考えられる。

本報告で指摘した点を整理すると以下ようになる。

- ① 官衙の変遷の中なかでⅡ・Ⅲ期にあたる正倉区画は、区画施設の構造から、Ⅱ期には第1区画南部が中核となっていた。
- ② 出土瓦の様相から、正倉の瓦葺化は主に官衙Ⅱ期にあたる第1区画南部の建物につい

て行われ、総瓦葺の瓦倉が存在した。この時生産された瓦の年代は、8世紀前葉である。

- ③ 発掘調査で検出された建物跡のなかでSB1803は、規模や位置などの点から、法倉の可能性はある。

Ⅶ. 角田郡山遺跡（伊具郡衙）

1. 遺跡の位置

宮城県角田市に所在する。北流する阿武隈川東岸の自然堤防上に立地する。

2. 遺跡の概要

遺跡は伊具郡衙に比定され、流路で隔てられた北側の品濃地区に館院、南側の郡山地区に正倉院が想定されている。西側に阿武隈川が近接して流れ、同川の水運を想定した立地であることが明らかである。

南側の郡山地区が正倉院で、大溝で区画された中に総柱式の掘立柱建物や礎石建物が確認されたことから、正倉と考えられている（第21図）。正倉は、南辺大溝に平行して東西に配列され、南辺に近接して総地業を伴う礎石建物で構成される配列が、その北側に掘立柱建物と礎石建物による列がある。建物群は1期（7世紀後半）：布掘掘方をもつ掘立柱式の総柱建物→2基（7世紀末～8世紀初頭）：掘込地業や坪地業を伴う礎石式の総柱建物→3期：側柱建物、の順に変遷すると考えられている。

3. 倉の検討

区画のほぼ中央の位置で確認された総柱式の掘立柱建物SB12aは7間（総長16.5m）×3間（総長7.3m）で床面積が120㎡の超大型の倉で、法倉と考えられている（大橋2012）。同建物は、次期には7間×3間の側柱建物（b期）にほぼ同位置で建て替えられている。瓦の出土から瓦葺の倉が想定されるが、瓦が使用された建物は特定されていない。

4. 瓦の検討

瓦は郡山遺跡で出土したものである。それらは胎土や焼き上がりの違いから、胎土が緻密で軟質のⅠ群、粗雑で硬質のⅡ群に分けられる。Ⅰ群は複弁六葉蓮華文鑑瓦に代表され、宇瓦は型押しによる連菱文を施した宇瓦が組む。Ⅱ群は単弁八葉蓮華文鑑瓦が属す。Ⅱ群の宇瓦は不明。男瓦はいずれも粘土板巻作り無段、女瓦は粘土板桶巻作りで凸面に格子叩き目を残すものと凸面にナデを施すものがある。格子叩き目は3種類程度が確認できるが、このうち1種類がⅠ群、他の2種類と凸面にナデを施すものは胎土からⅡ群に属す。文様からみてⅠ群→Ⅱ群の変遷が考えられる。遺構にみられる掘立柱建物から礎石建物への変遷と対応する可能性があろう。瓦を葺いた建物は特定されていない。

第4次調査で検出された瓦溜め土坑SK147で出土した瓦（総数604点）を筆者が集計した結果、丸瓦：平瓦は破片数で1：1.8、偶数・個体数でいずれも1：2.2と総瓦葺の値を示した（第11表）。

小 結

SB12a は規模の点から法倉の可能性が高いが1時期のみで側柱建物に建て替えられる。瓦は2セットが存在し、2時期の変遷が想定される。掘立柱建物を中心とする1期の倉がⅠ群の瓦で瓦葺となっていた可能性が高く、2期に礎石式の倉が建設された際に、Ⅱ群の瓦が用いられたと考えておく。

Ⅷ. 三十三間堂官衙遺跡（亶理郡衙）

1. 遺跡の位置

宮城県亶理郡亶理町逢隈下郡字椿山に所在し、東流する阿武隈川の南岸に形成された標高20～40mの丘陵上東斜面に立地する。

2. 遺跡の概要

三十三間堂官衙遺跡は、9世紀前半から10世紀前半にかけて機能する陸奥国亶理郡衙である。昭和61～63年に開発に開発との関わりから宮城県教委による調査が、平成4年の国史跡位指定の後、平成14年から亶理町教委による範囲・内容確認のための調査が実施されている。

遺跡は丘陵の東向き斜面に立地し、東側から入り込む大きな谷によって大きく北地区と南地区に分かれる（第22図）。南地区には礎石の存在が古くから知られた倉庫院が位置し、北地区では発掘調査で郡庁院・館院が検出されている。

北地区で確認された郡庁院は、掘立柱塀による区画内に正殿、西脇殿、北東・北西隅建物（楼カ）が配置され、区画北辺に北辺建物（後殿カ）、南辺に南門（八脚門）、東辺に東門（四脚門）が取りつく。これらの建物は掘立柱建物で3時期の建て替えがあり、さらに北東建物と東門で4時期目に礎石建物が確認されていることから、他の主要建物も4時期目に礎石立ちとなっていたことが想定されている。また郡庁院の東側には柵列で区画された建物群や間仕切りを伴う建物群が確認され、館院と推定されている。

南地区では溝により一辺約150mの不整な方形に区画された内部に、礎石式の総柱建物10棟が区画の北・西・南側の縁辺に沿って配置され、北東部で側柱建物も確認されている。

3. 倉の検討

正倉院の位置する南地区は、地形の制約を受けるが丘陵の尾根部から東向き斜面を一辺150mほどの方形に区画しており、穀倉とみられる総柱式の礎石建物は、丘陵の尾根部にあたる区画の北辺・西辺・南辺近くに東に向くコの字形に10棟が配置されている（第23図）。西辺に位置し西側柱列を揃えるSB01・02・03（西群）、南辺に位置し、12mの間隔を置いて配列されたSB08・09・10（南群）など、小群に分かれる（宮城県教委1988）。区画南辺東辺の中央付近には谷が入り込み、地形が平坦に削平されていることから、谷を辿り東側から区画内へ進入するための入口となっていたとみられる。すなわち、穀倉は斜面を登り切った最高所の尾根上に配置されている。

建物の多くは礎石の分布から把握されたもので、発掘調査が行われたのは第1号建物跡だけである(第24図)。3×3間が7棟(SB01~03・06~10)、3×2間が1棟(SB04)、2×2間が1棟(SB05)がある。規模は65㎡前後のもの(SB01・02・03)、50㎡前後のもの(SB06・07・09・10)、30㎡前後の小型のもの(SB04・05)がある。SB08は柱間が桁行12尺、梁行9尺等間で、面積は97.2㎡となる(註14)。

規模の面から言えば、SB08が100㎡近い最大の倉であるが、東側の入口から入った区画の最奥部にあるのはB01・02・03で、等高線の流れからみて、標高44m代のところにSB01・02がある一方、42m代のところにSB08が位置する。したがって、区画の最奥部にあり、かつ丘陵の尾根のなかでも最高所にあたる位置に、比較的規模の大きい倉が配置されていると言えよう。

小 結

亙理郡衙では、礎石の分布・測量調査によって把握されたのみの建物が多いが、それでも正倉院内の倉の内容が明瞭である。法倉とみられるのは、規模の点からSB08、区画内の位置の点からはSB01・02も候補となる。区画内の最奥部・最高所に大型の倉を配置し、威容を示す意図がうかがえよう。両者は配列が異なるから造営時期の違いも考慮される。

なお、瓦の出土は報告されておらず、これらの倉は非瓦葺であったと考えてよい。

IX. 陸奥南部の法倉の特質

本章の最後に、遺跡毎に検討・抽出した法倉と推定し得る倉について、その特徴をまとめる。

1. 構造と規模

平面積100㎡を前後する超大型の倉は、郡遺跡(2号建物跡)・根岸官衙遺跡(8・9号礎石建物跡)・泉官衙遺跡(SB1803・ボーリング調査検出建物)・三十三間堂官衙遺跡(SB08)・角田郡山遺跡(SB12)で確認されている。

(1) 基礎構造

角田郡山遺跡SB12は掘立柱建物で壺掘りの掘方をもつ。他はいずれも礎石建物である。基礎地業が判明するものでは、郡遺跡2号建物跡が掘り込みを伴わない基壇、根岸官衙遺跡8号礎石建物は壺地業、9号礎石建物跡は総地業である。泉官衙遺跡SB0803はa期建物が下部を布掘りし上部に円丘状盛土地業を施したもの、c期建物は下部を布掘りし、上部を総掘りした地業である。従って基礎構造に統一性はみられない。

(2) 規模

平面形式は、根岸官衙遺跡の8号礎石建物・9号礎石建物と郡遺跡の2号建物跡が5×4間で、泉官衙遺跡SB1803もその可能性があり、事例が多い。三十三間堂のSB08は3×3間、角田郡山のSB12は7×3間、泉官衙遺跡のボーリング調査で確認された建物跡が6×4間で各1例ある。根岸・泉では超大型の倉がそれぞれ2棟検出されているが、これらは時期差があり、同時には存在していない。時期別には、超大型の倉は遺跡毎に1

棟存在したと考えられる。なお、関和久官衙遺跡・郡山台遺跡で確認された倉は最大でも4×3間で、80㎡代のものである。

2. 瓦葺の倉

正倉院内から瓦が出土し瓦葺の倉が想定されるのは郡遺跡・根岸官衙遺跡・泉官衙遺跡・角田郡山遺跡・関和久官衙遺跡・大畑遺跡であり、瓦葺の倉が一般的に存在した。これらは正倉院毎に1棟程度存在する。瓦葺化によって他との差別化が図られ、他の倉に比して威容を示していたであろう。その点で、瓦葺の倉は特殊な位置付けが与えられた法倉であった可能性が高い。

(1) 屋根景観

数量比から屋根景観を推定できる根岸・関和久・泉はいずれも総瓦葺である。ただし、これらの遺跡でも瓦の出土量は多くなく、瓦葺の倉は1棟程度であろう。関和久のように超大型の倉が確認されていない場合でも、瓦葺化によって他との差別化が図られたと考えられる。なお、大畑遺跡では、量比を検討するに十分な出土量はないが、分析結果からは葺棟の倉が存在した可能性がある。

(2) 瓦葺化の年代

瓦葺の倉が造営された年代は、角田郡山遺跡・根岸官衙遺跡・関和久官衙遺跡・大畑遺跡については主に軒瓦の特徴から7世紀末～8世紀初頭の年代を想定でき、泉官衙遺跡は郷里制段階の木簡との共伴から8世紀初頭～前葉である。したがって瓦倉の造営は8世紀初頭を中心とする時期に集中する傾向にある。比較的新しい時期の瓦も出土しているが、それらは少量であり、当初に造営された瓦倉の補修瓦であろう。なお、三十三間堂・郡山台では瓦葺の倉は想定できず、平安時代になって新造された正倉は非瓦葺である場合が多い。

(3) 瓦の生産体制

関和久遺跡では、近接する郡衙周辺寺院である借宿廃寺の創建瓦と同範の軒丸瓦が出土し、軒平瓦も寺院のそれと共通のロクロ引き重弧文である。

根岸官衙遺跡では、夏井廃寺のそれと同範の複弁八葉蓮華文軒丸瓦（d 第二類）と複弁六葉蓮華文軒丸瓦（a 第一類）、ロクロ型引き重弧文軒平瓦（a A類）と分割後型引きの重弧文軒平瓦（a E類）が出土している。夏井廃寺では、これに先行する軒丸瓦d 第一類と軒平瓦 aC類のセットが存在する。軒平瓦 a E類は郡衙周辺寺院である夏井廃寺では出土していないが、梅の作5号窯ではこの種の軒平瓦と軒丸瓦 a 第一類が共伴して出土している。梅の作5号窯で生産されたこれらの瓦は、正倉建物所用瓦の可能性もある。それらの生産は、寺院の創建よりもやや遅れるが、瓦の特徴は寺院のそれと同じ系譜に位置づけられるものである。

泉官衙遺跡では7世紀末の寺院創建にやや遅れる8世紀初頭ないし前葉に正倉院所用瓦の生産が行われる。正倉院所用瓦は丸瓦・平瓦の特徴が寺院所用瓦のそれとは異なり、別系譜のものである。寺院に伴う瓦生産とは別に瓦倉の造営に伴う瓦工が編成されたものと考えられる。

従って、関和久・根岸のように寺院造営に伴う瓦生産体制を基盤として正倉の瓦生産が行われた場合と、泉官衙遺跡のように寺院のそれとは別に生産体制が組まれた場合がある。

まとめ

陸奥南部の法倉は、規模や間尺、基礎地業が遺跡毎に異なり、統一性が認められないが、平面形式では5×4間のものがやや多い傾向にある。この平面形式は菊多・磐城・行方にみられ、海道の郡衙に共通するものである可能性もある。瓦葺きのものは総瓦葺が多く、その造営は8世紀初頭を中心とする時期に集中し、関東の諸国と比べ1段階古い。瓦の生産は関和久・根岸のように郡衙周辺寺院に伴う造瓦組織を基盤とする場合と、泉官衙のように寺院とは別の造瓦組織によって行われた場合がある。なお、平安時代に新造された正倉は非瓦葺である。

以上のように、陸奥南部の法倉は、規模や間尺、基礎構造、瓦の生産体制など細かい点は郡毎に異なり、その差異性はそれらの実際の造営・施工が郡毎に個別に行われたことを示すものと思われる。一方、平面形式といった大略の規格や、瓦葺化を実行した時期には遺跡間での共通性も見出すことができ、陸奥国あるいは石城国といった広域の行政ブロック単位での大まかな造営の基本方針のようなものが存在した可能性がある。

以上、雑駁ながら、陸奥南部の法倉の様相について若干のまとめを行った。冒頭で述べたように、取り上げた遺跡は部分的に発掘されたものがほとんどで、本稿の内容も今後の調査の進展によって、修正・補完が必要なものと思われる。大方のご叱正を賜りたい。

なお本稿は、「平成21年度～平成23年度科学研究費補助金 基盤研究(C)「古代日本における法倉の研究」(研究代表者 大橋泰夫)の成果の一部である。

《註》

- (1) 報告では明地地区Ⅰ期の遺構を「郡家の前身的性格」とするが、この時に成立した区画溝はⅡ期以降も基本的に踏襲されたとみられ、建物もⅡ期以降と同様に総柱式の倉が中心であることから、区画の構造や機能はⅠ期のそれがⅡ期以降にも継承されたと考えられ、本地区の施設は当初から正倉として造営されたものであろう。
- (2) 資料調査にあたり、福島県文化財センター白河館菅原祥夫氏、轡田克史氏よりご高配をいただいた。記して感謝申し上げます。瓦の分析は大橋泰夫氏と共同で行った。
- (3) 大橋泰夫2012「坂東における瓦葺きの意味」『古代社会と地域間交流Ⅱ』六一書房
- (4) 1号溝跡は建物と方位がやや異なる点と、検出部分の北端で西へ折れる点から、以西に別の区画を想定することも可能である。
- (5) 平成2年度および平成6年度調査出土資料に基づいて平瓦・軒平瓦の分類が行われているが(宮城県教委1991・1995)、報告者によって型式名等に若干の違いがある。ここでは宮城県教委1995の分類に従い、丸瓦を含めて検討する。
- (6) 通常の模骨を用いた丸瓦B類は灰色を呈する須恵質の焼成で、Ⅰ・Ⅱ群のどちらに組み合うか不明。
- (7) 第4表は白石市・宮城県保管分の瓦について、種類ごとに集計したものである。平瓦B・C類は叩き目が細かいことから小片では区別し難いものも多く、調査時はC類に含めてしまっているが、A類が多い点は変わらない。なお、瓦の分析は大橋泰夫・藤木海が共同で行った。

- (8) 白石市保管分については日下和寿氏、宮城県保管分については柳澤和明氏からご高配を賜った。また両氏のほか、村田晃一氏から関連文献の提供を受けた。記して感謝申し上げる。
- (9) 瓦は天箱1箱程度である(いわき市考古資料館榎村友延氏のご教示)が実見していない。また応時遺跡出土瓦の実見にご高配を賜った。記して感謝申し上げる。
- (10) この時の調査では、84mの距離を置いて東西に並ぶ2棟の礎石式の総柱建物を確認し、それぞれ塔跡・金堂跡と推定された(福島県立原町高等学校郷土史研究クラブ1965)。このうち西側に位置する3×3間の建物は、後に実施された第18次調査検出のSB1801に相当する。
- (11) 以下、型式名は、これらの属性の組み合わせによって表記する。本遺跡の館前地区で出土した瓦も含め、今後、体系的な型式設定が必要であるが、ここでは正倉院出土瓦について記述するうえで必要な範囲で仮の名称を付した。
- (12) 正倉院所用瓦のもう一つの特徴は、粘土板を切り出す際の糸切り痕が端縁に平行することで、寺院跡のそれが円弧を描くのと明瞭な違いを見せる。
- (13) 泉官衙遺跡の8世紀段階の寺院造営をめぐる瓦生産については、拙稿で私見を述べた(藤木2009)。
- (14) 計測値は伊藤1978に掲載された1967年の測量調査のデータに基づいた。その後、1987年に実施された再調査では、SB08は削平により礎石2基、根固め2基が残存するのみとなっていた(宮城県教委1988)。

《参考文献》

- 伊藤玄三 1978 「宮城県亙理郡の古代郡倉—三十三間堂遺跡の再検討—」『法政考古学』2号
- 今泉 潔 1990 「『瓦と建物の相剋』試論—大塚前遺跡出土瓦の分析—」『千葉県文化財センター 研究紀要』12
- いわき市教育委員会 2000 『郡遺跡・広畑B遺跡』
- 上原真人 1988 「平安貴族は瓦葺建物に住んでいなかった」『歴史学と考古学』真陽社
- 大橋泰夫 1999 「古代における瓦倉について」『瓦衣千年』森郁夫先生還暦記念論文集刊行会
- 大橋泰夫 2007 「丹塗り瓦葺き倉の評価」『上神主・茂原官衙遺跡の諸問題』栃木県考古学会
- 大橋泰夫 2010 「坂東における瓦葺の意味—クラからみた対東北政策—」『古代社会と地域間交流—寺院・官衙・瓦からみた関東と東北—』一般社団法人日本考古学協会 第76回総会実行委員会
- 大橋泰夫 2012 「坂東における瓦葺きの意味」『古代社会と地域間交流II』六一書房
- 木本元治 1999 「阿武隈川流域における奈良時代寺院に関する新知見」『福島考古』第40号
- 窪田大介 2010 「八世紀陸奥国における寺院の展開」『古代東北仏教史研究』法蔵館
- 佐々木和博・菊池逸夫 1985 「白石市元山遺跡の古瓦—宮城県南における多賀城創建以前の古い瓦の一例—」『赤い本〜片倉信光氏追悼論文集』
- 白石市 1976 『白石市史』別巻 考古資料篇
- 白石市教育委員会 2005~2010 『市内遺跡発掘調査報告書』I~5
- 眞保昌弘 2005 「関東系古瓦の第二次波及—陸奥国安達郡の様相—」『古代東国の考古学』慶友社
- 鈴木 功 2006 『白河郡衙遺跡群—古代東国行政の一大中心地—』日本の遺跡10 同成社
- 鈴木 啓 1986 「南奥の郡倉」『福島の研究』1 地質・考古篇 清文堂
- 独立行政法人文化財研究所 奈良文化財研究所 二〇〇四年『古代の官衙遺跡』II 遺物・遺跡編
- 二本松市教育委員会 1977~83 『郡山台』I~VII 二本松市文化財調査報告書第1・4~9集
- 原町市教育委員会1997~2005 『原町市内遺跡発掘調査報告書』1~10

- 福島県教育委員会 1966 「勿来市郡遺跡発掘調査報告」『新産業都市指定地区遺跡発掘調査報告書』
- 福島県教育委員会 1985 『関和久遺跡』
- 福島県教育委員会 1994 『関和久上町遺跡』
- 福島県立原町高等学校郷土史研究クラブ1965『泉廃寺跡調査報告書』
- 藤木 海2009「泉廃寺跡と関連遺跡の8世紀における造瓦」『福島考古』第50号
- 藤木 海 2012 「瓦からみた陸奥南部の寺院造営と坂東一山王廃寺系軒先瓦の文様と技術系譜」『古代社会と地域間交流』II六一書房
- 南相馬市 2010『原町市史』3 資料編I 考古
- 南相馬市教育委員会 2007『泉廃寺跡 -陸奥国行方郡家の調査報告-』
- 宮城県教育委員会 1987 『亙理町三十三間堂遺跡ほか—昭和61年度遺跡詳細分布調査報告書一』
- 宮城県教育委員会 1988 『亙理町三十三間堂遺跡ほか』
- 宮城県教育委員会 1989 『亙理町三十三間堂遺跡ほか』
- 宮城県教育委員会 1991 「大畑遺跡」『館南困遺跡ほか』宮城県文化財調査報告書第144集
- 宮城県教育委員会 1995 「大畑遺跡」『大畑遺跡ほか』宮城県文化財調査報告書第168集
- 宮城県教育委員会 2003 「大畑遺跡」『壇の越遺跡ほか』宮城県文化財調査報告書第195集
- 亙理町教育委員会 2005 『国史跡 三十三間堂官衙遺跡—平成20年度重要遺跡範囲内容確認調査報告書一』
- 亙理町教育委員会 2006 『国史跡 三十三間堂官衙遺跡—平成21年度重要遺跡範囲内容確認調査報告書一』
- 山中敏史 1994 『古代地方官衙遺跡の研究』塙書房

第3部 古代国家形成期の瓦生産をめぐる地域間交流

第1章 瓦からみた陸奥南部の寺院造営と坂東

—山王廃寺系軒先瓦の文様と技術系譜—

はじめに

辻秀人氏は、陸奥南部に分布する国分寺創建以前の瓦群を、瓦当文様の特徵から「7世紀末から8世紀初頭に成立した評衙あるいはその付属寺院などに用いられたもの」と「陸奥国府系瓦」に大別した。そして、前者のほとんどは、直接的には関東地方の瓦の系譜に属し、それらが陸奥国内の地域毎に偏在することから、律令国家が各評衙などの建設にあたり、必要に応じて関東各地から工人を招集できる状況にあったとした。福島県いわき市夏井廃寺の複弁八葉蓮華文、相馬市黒木田遺跡の複弁七・八葉蓮華文、福島市腰浜廃寺の素弁八葉蓮華文鑑瓦は、いずれも祖形を上野山王廃寺の瓦に求め、「上野系」と称した(辻1988・1992・1994)。

真保昌弘氏は、陸奥の鑑瓦を瓦当文様から素弁系、単弁系、複弁系などに分けて捉え、複弁系のなかで山王廃寺に系譜をもつものを「山王廃寺系」とした。氏は、この複弁七・八葉鑑瓦について、いずれも上野のなかで古い段階のものが夏井・黒木田に影響を与えたが、両者の間に共通性は見出せず、それぞれが独自に上野との関連をもったと指摘した(第1図)。また、陸奥南部における山王廃寺系の鑑瓦は、下野系の複弁六葉と合わせ、中央政府による陸奥経営に、その地理的な位置などから直接的に関与した上毛野氏・下毛野氏の活動を背景としたと考えた。そして、それらの瓦による陸奥国の初期寺院建立を3段階に時期区分し、山王廃寺系はそのうち3段階目に位置づけた。(真保1992・1994・1995・1997)。

岡本東三氏は、山田寺式・川原寺式の畿内系瓦当に系譜をもち、陸奥を含め東国に広域に展開する瓦当文を、律令国家の仏教奨励策を反映し東国独自に変容した瓦当文と位置づけ、その分布の背景は旧来の在地的同族関係でひろがったと考えた(岡本1996)。

このように、瓦にみられる陸奥と坂東との交流の問題には、すでに研究の蓄積がある。しかし、文様のうえで坂東のそれと共通する陸奥の瓦を、各々の寺院における瓦群全体の変遷のなかで捉え、そのなかに位置づけなければ、交流の実態についての正確な評価は得られないと考える。

本報告では、このような観点から、まず祖形となる上野山王廃寺の複弁七・八葉鑑瓦とこれに組み合う宇瓦の変遷について検討した後、陸奥国内でこの系譜の瓦を出土する遺跡について、出土瓦全体の変遷を検討し、この種の瓦の位置づけや年代、製作技法やセットとなる宇瓦の検討を行うこととする⁽¹⁾。

I. 山王廃寺の複弁七、八葉鍔瓦

1. 山王廃寺の遺構

山王廃寺は群馬県前橋市総社町総社に所在する。東に塔、西に金堂を配置した法起寺式伽藍配置で、出土した文字瓦から寺号が「山ノ上碑」にみえる「放光寺」と判明し、同碑文の「辛巳歳」以前に創建されたと考えられている。軒先瓦の変遷は、国分寺創建以前と以後とに分けて、第1期、第2期に区分されている。第1期はさらに、2時期に区分される(栗原ほか2007・2009・2010、栗原2010、また栗原和彦氏より直接ご教示いただいた)。

2. 山王廃寺第1期の瓦

1-1期(創建期) 素弁八弁の鍔瓦2種(I・II式)が存在する。I式は半截男瓦嵌め込み式。素文で段顎の宇瓦が伴う。

1-2期(本格的な造営期) 複弁七葉鍔瓦2ないし3種(IVA・B・C式)と複弁八葉鍔瓦1種(IIIa・b式)がある(第2図)。接合はいずれも瓦当裏面上端に男瓦を取り付ける接着法である。

【鍔瓦の変遷】

IV式はIVA・IVB式が異範で確定し、2種とも中房蓮子1+4+8、IVB式は周縁が素文のIVBa、周縁に竹管の刺突による円文を施すIVBbに分かれる。IVBb式は瓦当が2.5cm前後とやや厚く胎土に砂粒が多い。文様は弁端の反り上がりや稜線がシャープである。一方、IVBa式は瓦当が1.2cm前後と薄いものが多く、胎土が緻密で、文様はやや不明瞭である。IVAも瓦当が薄く胎土は緻密で、IVBaと共通する。文様表現が精緻なIVBb式が相対的に古く、以後IVBa式→IVA式と続くものと思われる(第2図)。

III式は複弁八葉でIV式より面径が大きく、蓮子構成は1+8+8でやや後出的である。同範で範の傷み進行によりa・bに分かれる。範の傷みが進行したIIIbは瓦当が薄く、胎土は緻密でIVA式と共通する。一方、範傷の少ないIIIaには、胎土に砂粒が多く含まれるものがあり、この特徴はIVBb式と共通する。したがってIII式は、IVBb式と同時かやや遅れて出現し⁽²⁾、上述したIV式の変遷と平行してIIIa→IIIbの順に変遷したと考えられる。なお、出土量はIVA式が最多でIII式がこれに次ぐ。IVBa・b式は少ない(第3図)。

【宇瓦の変遷】

組み合う宇瓦は、三重弧文(II式)、四重弧文(III式)がある。桶巻き作りで格子タタキを伴うもの(K)と縄タタキを伴うもの(N)、直線顎と段顎(g)があり、また顎面に凸帯をもつもの(D)がある(第3図)。瓦当文様の施文が分割前と分割後、型押しなどに細分でき、これらの属性の組み合わせで多様な型式が想定されている(第2図)(栗原ほか2010)。

量的な主体となるのはIIKB式で、分割前施文(IIKB-1式)と分割後施文(同2式)に分かれる。直線顎で顎部に凸帯はなく、瓦当粘土で女瓦広端部を包み込むようにして瓦当部を成形する特徴的な技法がみられる(栗原、前掲)。同様の技法を用いるものに女瓦広端面や広端側凸面に刻みを施すIIKC式がある。

IIKD式、IIKDg式、IIKDg式、IIIKD-1・2式、IIIKDg式は顎面に凸帯をもつもので、このうち直線顎のIIKD式・IIIKD-1式、段顎のIIKDg式が、分割前に回

転台上で重弧文を施文しており、同時に顎面の凸帯を引き出すものである。他は分割後施文である。ⅡKDg式とⅢKD-1式は粘土円筒凸面に顎用粘土を貼り足して瓦当部を成形する。ⅢKD-1式は顎部の成形時に女瓦広端側凸面に刻みを施す。

以上の重弧文字瓦のなかでは、分割前施文のⅡKB-1式、ⅡKDg式、ⅢKD-1式が相対的に古い様相をもち、これに分割後施文のⅡKB-2式やⅢKD-2式（直線顎）、ⅡKDg・ⅢKD-2・ⅢKDg式（段顎）などが続くものと考えられる。

【組み合わせ】

宇瓦ⅡKB式は鑑瓦Ⅳ式とともに出土数が突出して多いことから、両者が組み合うことが推定されている（第3図）。縄タタキのⅡNA式・ⅡNB式がこれに次ぐ出土量で、鑑瓦Ⅲ式に伴う可能性が高い。一方、相対的に古く、量的に少ないⅡKDg式、ⅢKD-1式は、ⅣBaやⅣBb式に伴う可能性がある。

（c）小結

山王廃寺の複弁七・八葉鑑瓦は、寺院の存続期間を通じて出土量が最も多く、先行する素弁系のⅠ・Ⅱ式による端緒的な造営の後の、伽藍整備期の瓦である。そのなかで、量的な主体となるのはⅣA式であり、Ⅲa・b式の出土量がこれに次ぐが、それよりやや古いⅣBb式が存在する。

また宇瓦の主体は、特殊な技法をもつⅡKB-1式であるが、ⅢKD-1式やⅡKDg式のように粘土円筒凸面端に顎用粘土を貼り付ける一般的な顎の成形技法を用いているものもある。上述したように、後者が前者より古い可能性がある⁽³⁾。

山王廃寺の創建年代は、「山ノ上碑」にみえる「辛巳歳」から670年代と考えられてきたが、近年、栗原氏がⅠ式の鑑瓦の製作技法と山田寺の片柄式加工法Ⅱとの関連を指摘し、山田寺でこの技法が用いられた天智朝造営期（660年代）に近い時期に、山王廃寺の創建年代を推定している。

また栗原氏は、伽藍整備期の1-2期の瓦については、これに続く2-1期の瓦が国分寺創建期まで下ることから、鑑瓦Ⅳ式と重弧文のセットが7世紀第4四半期～8世紀前半までの間に用いられたと推定している。鑑瓦Ⅳ式のなかで相対的に新しく、多量に生産されたⅣA式に組み合うことが想定される宇瓦ⅡKB式に、分割前施文の1式から分割後施文の2式への変遷を想定できることから、栗原氏の推定は妥当なものとする。その最も古い時期には、鑑瓦ⅣBb式や宇瓦ⅡKDg式が生産されたと考えられ、その年代は先学の指摘するとおり、7世紀第4四半期であろう。

Ⅱ．陸奥南部の「山王廃寺系瓦」

1．夏井廃寺

（1）遺構

いわき市平下大越に所在する。南約200mの丘陵上に磐城郡衙である根岸官衙遺跡が所在し、同郡衙に近接する寺院跡である。これまで12次にわたる調査が実施され、南北棟の金堂の北側に講堂、金堂の東側に塔を配した観世音寺式の伽藍配置であることが判明して

いる（第4図）（廣岡 2004）。

これらの遺構変遷は、金堂・講堂が造営されるⅠA期、それらに葺かれた瓦が基壇積土に入ることから、これにやや遅れて塔が建立されるⅠB期、これらの中心伽藍を区画する溝が成立するⅡ期に区分されている。瓦と堂塔の対応関係は不明であるが、後述する瓦生産の段階と対応すると考えられる。

（2）瓦

夏井廃寺の瓦については、廣岡・中山 1989、真保 1992、廣岡 2004 などで分類・編年が確立されている。まず先行研究に従い、軒先瓦を中心に若干の私見を加えて瓦群の変遷を概観する。型式名称は廣岡 2004 に従う（第5図）。

鑑瓦には 17 種の範がある。文様構成から a：複弁六葉（a 第一～三・六類）、b：複弁四葉（b 第一・二・四・五・七～九類）、c：複弁五葉、d：複弁八葉（d 第一A・B、d 第二類）、e：単弁六葉に分類されている。

宇瓦は a：重弧文、b：均整唐草文、c：円文、d：素文に大別されている。重弧文字瓦は aA・aB・aC（ロクロ型挽き、分割前施文、桶巻き作り）、aD（手描き、一枚作り）、aE（分割後施文、桶巻き作り）、aF（型押し、一枚作り）に分類される。

以下では、セットを捉える観点から、Ⅰ群：複弁八葉、Ⅱ群：交差文縁複弁六葉、Ⅲ群：交差文珠文縁複弁六葉、Ⅳ群：複弁四葉、Ⅴ群：複弁五葉・単弁六葉と呼ぶ（第5図）。

Ⅰ群の瓦（山王廃寺系） 鑑瓦 d 第一類は、複弁八葉で反り上がりのある立体的な蓮弁をもち、中房の蓮子は 1 + 4 + 8、周縁は直立縁で、竹管による円文を施すものである。男瓦の接合は印籠継ぎで、いずれも特徴的な赤焼きを呈する。瓦当厚から、A類：内区径 13.0～13.5cm、瓦当厚 4 cm 前後の厚いもの、B類：内区径 12.5～13.0cm 以下、瓦当厚 2 cm 前後の薄いものに細分されている。

同じく複弁八葉の鑑瓦 d 第二類は、d 第一類に比べ凸線化のみられる蓮弁をもつ。蓮子は 1 + 11。周縁は直立縁で、竹管のあるものとなないものがある。男瓦の接合は印籠継ぎである。瓦当は d 第一類と同様に厚・薄の 2 者があり、d 第一類の手法が継承されたものと考えられる。ただし、厚薄の違いと竹管文の有無は対応しない。いずれも須恵質の焼き上がりである。

これらの鑑瓦に伴う男瓦は粘土板巻き無段のもの、宇瓦はロクロ型挽き重弧文字瓦と考えられている。女瓦は桶巻き作りである。

Ⅱ群の瓦（下野薬師寺系） 交差文縁複弁六葉の鑑瓦 a 第一類は大和川原寺系の文様で、直接には栃木県下野薬師寺跡に系譜を求められるものである（辻 1988、真保 1992）。中房の蓮子は 1 + 6、男瓦の接合は印籠継ぎである。組み合う宇瓦は、ロクロ型挽き重弧文字瓦と考えられる。また a 第一類は、梅ノ作瓦窯跡 5 号窯で分割後施文の重弧文字瓦 aE 類と相伴しており、両者が組み合うことが判明している（廣岡 2003）。

鑑瓦 a 第二・三類は a 第一類より文様が崩れており、a 第一類から派生し、後出するものである。a 第三類には顎部にへら描き沈線と竹管による施文がみられ、組み合う宇瓦は瓦当面や顎面に同様の文様のみられる c 類が組むものと思われる。男瓦は粘土板巻き無段、女瓦は桶巻き作りである。

Ⅲ群の瓦（平城宮系） 鑑瓦は交差文珠文縁複弁六葉の a 第六類 1 種のみ。梅ノ作 1 号窯での相伴から、均整唐草文字瓦 b A 類・b B 類、男瓦は粘土板模骨巻き有段男瓦、一枚作

りの平瓦と組み合わせることが判明している。真保昌弘氏は、鑑瓦の外区内縁の珠文や宇瓦の均整唐草文から、平城宮 6301-6671 や下野薬師寺 103-202 が祖形と考えている(真保 1992)。鑑瓦の外区内縁の珠文は平城宮系の文様と考え、複弁 6 弁や交差文の外縁、1 + 6 の蓮子構成はⅡ群の文様要素を引き継いだものとする。宇瓦は、この群にのみ范型による瓦当文様が採用される。内区の唐草文や、外区の珠文・山形文は、鑑瓦のそれと同様、中央の影響によるものとみてよい。かなり在地的な文様に変化しているため、文様の直接のモデルは不明であるが、上外区に珠文を、下外区に山形文を配する均整唐草文宇瓦 b A 類が、より祖形に近い(4)。同 b B 類は b A 類から派生し、これに後出するものであろう。

Ⅳ群の瓦 鑑瓦 b 第一・二・四・五・七～九類の 7 范種があり、文様のもっとも整った b 第一類を祖形と考えてよい。他は文様が崩れており、b 第一類より派生した後出的なものである。弁数は異なるが、交差文縁はⅡ群、二重にめぐる外周蓮子はⅠ群のそれを模倣したものである。梅ノ作 7 号窯での共伴から、鑑瓦 b 第二類と重弧文字瓦 a D 類(一枚作り、分割後施文)が組み合わせる。范種は各群を通じてもっとも多く、補修期の大規模な造瓦が行われたことを示す。

Ⅴ群の瓦(上野系) 鑑瓦 c 第一類・e 第一類はともに縦置型一本作り。男瓦は紐作り。e 第一類の文様・技法は上野国分寺が祖形である可能性がある。

【創建期軒先瓦の組み合わせの再検討】

こうした出土瓦の変遷は、造営の段階差や補修の過程を反映したものと理解できる。堂塔の位置と瓦の出土分布との関係は明瞭でないが、第 1・2 表に示した出土数をみると、鑑瓦では d 第一・二類と a 第一類が、宇瓦では重弧文 a A～a C 類が、それぞれ出土軒先瓦の半数以上を占める。従って、これらの瓦が金堂・講堂・塔など主要堂塔の造営に際して生産された寺院創建期のものと位置づけられ、他は補修期のものと考えてよい。

以下では、特に寺院創建にかかる造瓦の様相を詳しく把握するため、セットとなる重弧文字瓦の細部を検討し、創建期の鑑瓦との組み合わせを考える。型式名は従来の分類名称を踏襲し、可能なものはアラビア数字を付して細分する(第 6 図)。

aA 1 類：瓦当厚 3.8 cm 前後、顎部長 10.5～11.7 cm、弧線は丸形で幅 1 cm ほど、凹線は断面 U 字形で幅 0.3 cm、深さ 0.7～0.9 cm と比較的深いもの。女瓦は桶巻き作り。

aA 2 類：瓦当厚 3.7～4 cm 前後、顎部長 10 cm 前後が多いが 7.7 cm とやや狭いものもある。弧線は丸形で幅は 1.1 cm ほど、凹線は断面 U 字形で、幅は上が 0.5～0.6 cm とやや広く下が 0.2～0.3 cm と狭く、上下で異なることを特徴とする。女瓦は桶巻き作り。凹面に凸型成形台の圧痕を残すものがある。顎部の剥離面に斜格子状の刻みを施すものがある。

aA 3 類：瓦当厚 3.5～3.7 cm、顎部長 5.9～7.5 cm と比較的狭い。弧線は上端が平坦な丸形で幅 0.9～1 cm、凹線は断面 V 字形で幅 2 mm 以下。凹線の深さは 1 cm と深い。女瓦は桶巻き作り。凹面に凸型成形台の圧痕を残すものがある。

aB 類：瓦当厚 3.7～4 cm、顎部長 6.6～7.3 cm、弧線幅 0.7～1 cm、凹線は幅 0.5 mm とやや広く断面コノ字形、深さ 1 cm ほどで彫りが深い。女瓦は桶巻き作り。

aC 類：瓦当厚 4.5～5.2 cm、顎部長 11.6～12.7 cm。瓦当部・顎部が相対的に幅広。弧線は丸形で 1.2～1.7 cm、凹線は底面の幅が 0.3 cm の V 字ないし V 字に近い U 字形。酸化焔で軟質の特徴的な焼き上がり呈す。女瓦は桶巻き作り。顎部の剥離面に斜格

子状の刻みを施すものがある。

aD類：3本歯の工具で断面コの字形の沈線を3本施文し四重弧文としたもの。弧線も角形で幅が0.7～0.8 cm、最下段の弧線だけ1.5 cmと幅広。顎部にヘラ描きで斜格子状の文様を施文。斜格子タタキ、一枚作りの女瓦を伴う。

aE類：桶巻き作りで、分割後型引きによる重弧文。施文具が瓦当側面に回り込んだため、瓦当面の側面ちかくが丸みをもつ。瓦当厚5.4～5.7 cm、顎部は断面三角形状の段顎で長さ7～11 cm。弧線は丸形で幅1.5 cmほど、凹線は断面V字に近いU字形で深さ1.5 cm。顎部の剥離面に工具による刺突を施すものがある。梅ノ作瓦窯跡4・5号窯で出土している。

aF類：笥の押圧により重弧文を施文。

瓦当部の厚さや顎の長さの計測値をまとめると、第3表のようになる。瓦当厚・顎長に一定のまとまりがみられ、これに施文具が対応することがわかる。また顎長は、それぞれの型式において重なる部分があることも指摘でき、これは連続的な変化を示唆するものと考えられる。

まず、鑑瓦d第一類には、数量比と胎土・焼き色の特徴が共通するaC類が組み合うものと思われる(第7図)。これに後出する鑑瓦d第二類には、d第一類と同様に厚・薄がみられ、d第一類の製作手法を引き継いでいる。宇瓦も同様と考えれば、顎の長い特徴がaC類と共通するaA1類が、鑑瓦d第二類に組み合うものと思われる。両者はともに堅緻な須恵質の焼き上がりで共通する。

a第一類は、梅ノ作瓦窯跡5号窯で分割後施文の重弧文宇瓦aE類と共伴しており、両者が組み合うことが判明している(廣岡2003)。ただし、宇瓦aE類は夏井廃寺での出土は確認できない⁽⁵⁾。消費地での数量比からは、aA2類や顎の短い型式であるaA3類・aB類などの重弧文宇瓦が伴うものと思われる。鑑瓦a第一類のなかで、宇瓦は分割前施文の型式から分割後施文のaE類へ変遷したと考えておきたい。

【創建期軒先瓦の変遷と年代】

鑑瓦a第一類と組むことを想定したaA2類と、鑑瓦d第二類と組み合う宇瓦aA1類の共通点が多いことから、両者は近接ないし重なる時期に生産されたと考える。すなわち、I群の後半の時期に、II群の生産が開始されたものと思われる。このことは、鑑瓦a第一類に組み合う宇瓦が分割前施文から分割後施文へと移行していることから、II群がI群に比べ新しいと考えられることと矛盾しない。

寺院創建期の瓦のなかで、相対的に新しいと想定した重弧文宇瓦aE類は梅ノ作瓦窯跡で共伴した須恵器から、年代は8世紀初頭～前葉と推定される(第8図)。I群のd第一類の生産開始はそれより遡ることとなる。

(3) 小結

夏井廃寺の創建瓦である鑑瓦d第一類は、山王廃寺IV B b式やⅢ式の文様を祖形とし、これを忠実に模したものである。このd第一類と宇瓦aC類のセットを以って、寺院の造営が開始された。これにやや遅れて、鑑瓦d第二類と宇瓦aA1～3類などのセットが生産され、順次造営が進められたのであろう。a第一類に組み合う宇瓦のなかで相対的に新しいaE類の年代が8世紀前葉であることから、造営段階の最も古い時期は、7世紀第4四半期に遡る可能性が高い。

なお、茨城県北茨城市の大津廃寺（常陸国多珂郡）でも、夏井廃寺と同様の交差文縁複弁六葉鑑瓦が出土している（第9図）。複弁八葉鑑瓦は周縁に竹管文がなく、蓮弁が細く輪郭が凸線状に簡略化されていることから夏井廃寺d第一類に後出するもので、d第二類に極めて近い文様をもつ。しかし中房の径などは異なり別範であることを確認した。また、大津廃寺例にみられる瓦当裏面の男瓦との接合部に刻みを施す手法は、夏井にはない。交差文縁複弁六葉鑑瓦は夏井a第一類に極めて近いものである。これらに組み合う女瓦はいずれも桶巻き作りで、凸面に布目をもつものと凸面にナデを施すもの、縄叩き目を残すものがある。男瓦は粘土板巻き無段である。大津廃寺例と夏井廃寺d第二類の鑑瓦は文様が酷似することから、共通の図案をもとに同じ工人が範を製作した可能性が高いと考える。この点は、夏井の鑑瓦a第一類・d第二類がd第一類にやや遅れ、前2者を近接する時期に位置づける考えを傍証するものである。ただし、女瓦や男瓦の技法からみて夏井・大津の間に相違点も多く、瓦の製作に従事した工人は、文様の関係とは別に編成されたとみられる。

2. 黒木田遺跡

(1) 遺構

相馬市中野に所在し、宇多川南岸の自然堤防上に立地する。昭和51年の調査で瓦溜め、昭和63年と平成元年の調査で東西約18m×南北約15m、高さ45cmの版築遺構が検出されており（第10図）、周辺から多量の瓦が出土した。多種の瓦が出土していることから、宇多郡の中核的な寺院跡と考えられ、近接して宇多郡衙の存在が推定されている。版築遺構検出地点周辺の広い範囲にわたって瓦の散布が確認されており、関連する建物の広範な存在が予想されるが、その内容については不明な点が多い。

(2) 瓦

鑑瓦には14種の範がある。渡邊1977・木本1989・福島1992・橋本1990で分類と、一部の変遷・年代が検討されている。それらは大きくI群：有稜素弁八葉鑑瓦、II群：複弁七・八葉鑑瓦、III群：有蕊弁蓮華文鑑瓦と腰浜C技法を伴う鑑瓦、の3群にまとめることができ、寺院の変遷をI～III期に区分できる。以下、型式名称は橋本1990に従う（第11図）。

I期(I群):創建期 低く突出する中房に1+4の蓮子を配し、中央に凸線で稜を表した八弁の尖弁からなる有稜素弁八葉蓮華文鑑瓦による寺院造営が行われた時期である。この種の鑑瓦は、同範で文様の浮き上がりが明瞭なものと、文様が不明瞭で範の傷みが進行したものがあり、それぞれC1・C2類とされる。このほか、中房が突出しない陰刻表現となり、弁形もやや崩れたもの1範種がある。ここでは、先の2種をCa1・2類、弁形の崩れた別範のものをCb類と呼んでおく。この段階の宇瓦は不明で、伴わない可能性が高い。善光寺遺跡3号窯で須恵器の焼台として使用された平行四辺形の叩き目をもつ女瓦とセットになる可能性が高い（木本1989）。

II期(II群):本格的な造営期 複弁七・八葉蓮華文鑑瓦で、F・Aa～Ae・E類の7種の範がある。複弁七葉のF類は、後述する山王廃寺IV式を直接のモデルとして成立した型式である（辻1988、真保1992、岡本1996）。しかし弁は凸線表現に簡略化されている。その後、子葉が凸線の先端に珠点を置いた蕊のような表現となった在地的な文様の複弁八葉であるA類が展開する（Aa～Ae、E類）。これらには重弧文字瓦、粘土板桶巻き作りの女瓦、粘

土板巻き無段の男瓦が伴う。

Ⅲ期(Ⅲ群):補修期 文様は多様だが、瓦当裏面に男瓦痕跡をもつ腰浜C技法の鑑瓦が展開する時期(辻 1984、藤木 2006)。型押顎面文様、一枚作りの有蕊弁蓮華文字瓦が伴う。男瓦は紐作りである。

以下、山王廃寺系の複弁七葉鑑瓦F類を祖形とするⅡ群の瓦について、鑑瓦と組み合う宇瓦の変遷を再検討する。

【鑑瓦の変遷】(第11図)

F類：複弁七葉で中房の蓮子は1 + 4 + 8。男瓦の接合は半截男瓦嵌め込み式である。

A a類：中房蓮子は1 + 4 + 8で、外周蓮子が弁央を向く。弁端の反り上がりの強い立体的な蓮弁と間弁を配し、弁中央線のみ凸線で表す。A d・A e類に比べ弁が細く中房が小さい。男瓦の接合は接合式。

A b類：中房蓮子は1 + 8 + 8で、外周蓮子が弁間を向く。凸線表現で反り上がりの強い蓮弁は弁端があまり尖らない。接合式。

A d類：中房蓮子は1 + 4 + 8で、外周蓮子は弁間を向く。蓮弁は凸線表現で反り上がりが弱く、平板な文様表現となっている。接合式。

A e類：中房蓮子は1 + 4 + 8で、外周蓮子は弁央を向く。凸線表現の蓮弁は弁区全体で緩やかな反り上がり表現する。接合式。

A c類：中房蓮子は1 + 8 + 8で、外周蓮子は弁間を向く。蓮弁とともに間弁や中房も凸線表現となる。細身の蓮弁や蓮子構成などから、A b類から派生したものと考えられる。接合は腰浜C技法。

E類：中房蓮子1 + 4、蓮弁や中房がすべて凸線表現で、蕊が省略され弁中央線の左右に珠点を置くのみとなる。接合式。

鑑瓦A類は複弁七葉のF類を祖形とするが、八弁や細身で先端の尖る弁形は、前段階のC a類ないしC b類の特徴を引き継いだものとみられる。そのように考えた場合、その特徴をもっともよく引き継いでいるのは、弁端が尖り弁の輪郭や間弁を凸線で表さず、弁中央線のみが凸線となるA a類である(第15図、写真2)。

一方、A d類・A e類は、弁の輪郭や間弁などが凸線表現であり、F類の影響をより強く取り入れた型式と考えられる。この2者は、外周蓮子の位置が弁央に対応するか弁間に対応するかの違いがあるが、モデルとなるF類は外周蓮子の配置にばらつきがあり、弁央に対応するものと弁間に対応するものがあることから、A d・A e類はそれを個々に模倣したものとみられる。

A b類は、弁が細く中房が小さい点がA a類に似るが、弁の輪郭を凸線で表す点はF類やA d・A eに近く、これらより後出のものと考えてよい。蓮子構成は1 + 8 + 8となり、外周蓮子は弁間に対応する。

A c類は細身の弁、1 + 8 + 8の蓮子構成、外周蓮子が間弁に対応する点からA b類に近いが、弁だけでなく中房の輪郭も凸線表現となる。A b類を簡略化した文様と考えられる。

E類は複弁の系統で最も新しいと考えられている(木本ほか 1989)。文様の簡略化が著しいことから、先行型式のどれをモデルとしたかは不明である。

男瓦の接合は、祖形であるF類のみ半截男瓦嵌め込み式、A a・A b・A d・A e・E

類は接合式である。これらは瓦当裏面の調整にヘラナデを用いるものと、男瓦部ちかくを指ナデ、瓦当下半を指頭押圧のみで仕上げるものがみられる。後者の手法は前段階のC a 1類にもみられ、C a 1類のそれを継承した可能性がある。また、男瓦を瓦当の上端に取り付け凹面側のみに接合粘土を付加するものと、男瓦をやや下位に取り付け男瓦部凸面側に接合粘土を付加するものがあるが、範種に対応するといったような区分は明確でない。

A c類は瓦当裏面に工具による押圧痕がみられ、男瓦痕跡を残す腰浜C技法である。腰浜C技法は、Ⅲ群の主流的な製作技法であり、A c類は後のⅢ群に伴う造瓦技法の展開において、その端緒となったものと考えられる。Ⅱ群のなかで、相対的に新しい可能性が高い⁽⁶⁾。

【宇瓦の変遷】

重弧文字瓦は三重弧文、四重弧文、五重弧文がある(第12図)。弧線の数によって、それぞれA・B・C類としておく。このほか、女瓦広端面に沈線を一本引いて二重弧文としたものがある。以下、これらについて細分を試みる(第13図)。

A類：三重弧文字瓦 いずれも出土数の少ない例外的なものである。

A a類：弧線の断面形が丸く、凹線はV字形。段顎で顎面に凸帯はない。四重弧文の下端の弧線を顎面の調整時に削り落としたものである可能性がある。

A b類：平坦な瓦当面に櫛歯状工具で沈線を2本引いて三重弧文としたもの。明確な顎部を形成しない。分割後施文。

A c類：瓦当文は型押しによる。弱い段顎、一枚づくり、女瓦部には正格子叩き目を残す(仮に、叩き板eとする)。

B類：四重弧文字瓦 いずれも貼り付け段顎である。

B a類：ロクロ型挽き。弧線の上端が丸みをもち、横線の断面形はU字形。段顎で顎面に凸帯をもつ。粘土板桶巻き作り。叩き板a・b(長方形の格子目)。

B a 1類…凸帯を型により引き出しており、断面がしっかりしている。瓦当面の施文と一連の工具で同時に行っているものと思われる。これらは顎部長が6.5 cm前後の短いものと、8～9 cmのやや長いものがある。

B a 2類…凸帯をナデにより仕上げている。断面形は比較的明瞭な山形を呈する。顎は9 cm前後。

B b類：分割後型挽き。弧線の上端が尖り、断面山形。凹線は断面コの字形とV字形に分かれる可能性があり、B b 1・B b 2に細分可能か。段顎で顎面に凸帯をもつ。凸帯は分割後に貼り付けられた可能性が高く、ナデにより仕上げている。粘土板桶巻き作り。これらは、顎部長が6.5 cm前後～10 cm前後の間にばらつく。女瓦部にみられる叩き目は、長方形の格子目2種がある。叩き板a・bとしておく(第14図)。

B c類：分割後型挽き。弧線は太く、上端が丸みをもち、凹線の断面形はV字形で浅い。段顎で顎面に凸帯をもつ。粘土板桶巻き作り。凸帯をナデにより仕上げる。凸帯は断面山形で低く不明瞭。顎の長さは8 cmほどのものが多く、5.5 cmの短いものも少量認められる。叩き板a・bに似るが原体の異なる叩き板cを伴う。

C類：五重弧文字瓦 分割後型挽き。弧線の上端が尖り、横線の断面形はV字形。段顎で顎面に凸帯をもつ。凸帯をナデにより仕上げ、その断面は山形で低く不明瞭。粘土板桶巻き作り。顎長は9～10 cmほど。女瓦部には斜格子叩き目(叩き板d)を残す。

これらのうち、分割前にロクロ型挽きで重弧を施文する四重弧文B a 1・2類が、分割

後施文のB b・B c類や五重弧文であるC類より先行する。また、四重弧文B a 1・2類は弧線・凹線の形態が比較的整っているのに対し、B b類は分割後型挽きで弧線が山形、凹線がV字形で崩れている。B a 1は、凸帯が太く立ち上がりがしっかりしており、顎面の凸帯を隔てた瓦当面側と狭端側が段違いとなる。重弧の施文具は、一部が顎面の先端に回りこむような形態と推定され、瓦当文様と同時に凸帯を引き出していると考えられる。凸帯の狭端側の顎面はヘラナデで仕上げる。B b以後は凸帯にナデ調整が施され、凸帯の断面形は裾の広がった山形を呈し、凸帯の両側に段差はない。凸帯は粘土紐を貼り付けナデ調整したものと考えられる。B a 2類の凸帯はナデ仕上げで、B a 1に後続しB b類より古く位置づけられる。凸帯の成形・調整手法は、瓦当文の分割前施文→分割後施文の変化と対応するものである。

なお、分割後施文のB類にはA類と同じ叩き板 a・bを確認でき、B a類に後続すると考えられる。したがって、B a 1類→B a 2類→B b類→B c類・C類、という順序を考えた(第15図)。

顎の長さに注目すると、瓦当文様や凸帯の違いに対応して、顎の幅が一定のまとまりをもつことが分かる(第4表)。B a 1類は6.5 cmのところにとまりがあり、少量だが7～9 cmの間にも分布する。B a 2類は9 cmを中心にまとまる。B b類は顎の長さにはばらつきがある。B a・B b類ともに顎が長いものと短いものの2者が存在し、B b類はB a類の特徴を引き継いだ可能性が高い。なお、B c類は8 cm前後、五重弧文のC類は10 cmと9 cmのところにとまり、それぞれB b類の特徴を引き継いだ可能性がある(第13図、第4表)。

【鍍瓦・宇瓦の組み合わせ】

出土量は鍍瓦A d・A e類、宇瓦B b類が最多で、これらがセットになることは確かである(第5・6表)。宇瓦B b類のうち顎の長いものと短いものが、鍍瓦の範種の違いに対応すると考えられる。これに先行する宇瓦のなかではB a 1類が、分割前施文で凸帯を型で引き出すなどの技法面からみて、この種の宇瓦の祖形とみられる。したがって、宇瓦B a 1類は複弁鍍瓦の系統のなかで祖形となるF類に、これにやや後出し顎の長いB a 2類は鍍瓦A a類に伴うものと考えた。宇瓦B c類やC類はB b類に後出し、鍍瓦A bやE類に伴うものと思われる(第15図)。なお、鍍瓦A c類については、先述したように腰浜C技法を伴う後出的なものともみられ、Ⅲ群と同様の一枚作りの宇瓦が伴うと考えている。その候補は三重弧文のA c類である。

【瓦の年代】

叩き板 a・bをもつ女瓦は善光寺2 B号窯・7号窯上層(第1～4床面)で善光寺3型式～4型式の須恵器とともに出土している(第16図)(木本ほか1988)。それらは分割前施文のB a 1・2類、分割後施文のB b類にみられるものである。

善光寺窯跡では、比較的良好に遺存した窯跡の一括資料が層位的な発掘によって精緻に把握され、窯の違いや同一窯体内での層位(床面)の違いと坏などの器形変化がよく対応し、連続的な推移を捉えることができる。

先にみた宇瓦の変遷と須恵器の変遷を対応させると、分割前施文の段階を善光寺3型式に、分割後施文のB類を同4型式に当てて考えることができる。また、複弁の系統のなかで相対的に新しい型式である鍍瓦E類は、善光寺9号窯の須恵器の焼台として出土している。なおⅡ群より遡るⅠ群については、従来の研究どおり、3号窯で焼台として使用され

た女瓦を伴うものとみて、2型式を当てるのが妥当と考えられる。

実年代については、畿内の編年との対比から、善光寺3型式は7世紀第3四半期後半～第4四半期前半、同4型式は7世紀第4四半期後半～7世紀末の年代が与えられている。また9号窯は多賀城創建期の窯跡出土資料との比較から、8世紀第1四半期後半～8世紀第2四半期とされる(木本ほか1988)。近年、陶邑編年の再検討が進められ、それらの地方への波及も一様ではないことが指摘されている(古代の土器研究会1997、佐藤隆2003)。しかし善光寺では順次築窯され操業した窯の推移と須恵器の変化との対応が明瞭であり、地域的な在り方を消費地での出土状況などから再検討する必要を認めつつ、3型式を7世紀第3四半期後半～第4四半期前半、4型式を7世紀第4四半期後半から一部8世紀初頭に下る時期と考えておく。

(3) 小結

黒木田遺跡では、I群の瓦による端緒的な造営ののち、文様・技法ともに山王廃寺からの系譜をもつ鑑瓦F類一宇瓦B a類が生産され、これを端緒として、複弁のII群により本格的な寺院の造営が行われたと考えられる。このF類を以って造営が開始された年代は、7世紀第4四半期に遡るものとみて大過なく、以後、E類が生産される8世紀初頭ないし前葉まで造営が継続されたと考えられる。

なお、黒木田遺跡II群にみられるような、子葉が蕊のような表現の複弁八葉鑑瓦は、宮城県白石市兀山遺跡(陸奥国荇田郡)で出土している(第17図)。弁は立体的に表され凸線表現でないことから、黒木田の鑑瓦A a類にもっとも近い。中房の外周蓮子は2重にめぐり、蓮子の配置から1+8+8の可能性が高い。黒木田A a類に後出し、これを直接のモデルとしたものと考えられる。

兀山遺跡は窯跡であり、その製品は荇田郡衙推定地の大畑遺跡に供給されている。大畑遺跡では、兀山遺跡で出土するものと同様の格子叩き目をもつ四重弧文字瓦が出土している。顎の先端近くには、瓦当文と同時に引き出された凸帯をもつものである。瓦当文・凸帯の施文が分割前か分割後かの判断は難しいが、黒木田の例と比較すると、技法は宇瓦B a類に近い。したがって、これらの瓦は、黒木田の鑑瓦A a類と宇瓦B a類の組み合わせから派生したものと理解される。

まとめ ～瓦からみた陸奥南部と上野の交流～

最後に、これまで行ってきた基礎的検討を踏まえ、陸奥南部と上野との地域間交流の実態について考えてみたい(第18図)。

夏井廃寺の複弁八葉鑑瓦d第一類は、反り上がりのある立体的な蓮弁や竹管で周縁に円文を施文する手法など、文様上で山王廃寺の複弁七・八葉鑑瓦の特徴を忠実に模倣している。八弁は山王廃寺Ⅲ式、周縁の竹管文は同IV B b式の影響と考えられる。ロクロ型挽き重弧文も山王廃寺のそれに習った可能性がある。しかし鑑瓦は接合技法が瓦当裏面のやや下位に挿入溝を掘って男瓦を接合する印籠継ぎであり、山王廃寺例の接着法とは異なる。またd第一類は、山王廃寺例に比べ瓦当部が概して厚い。さらに、これに組み合う三重弧

文字瓦は、貼り付け段顎の顎面に凸帯はない。

一方、黒木田遺跡の複弁七葉鍔瓦F類の文様は、山王廃寺IV式のいずれかをモデルとしたものである。ただし蓮弁などの表現は凸線に簡略化され、祖形の文様を忠実に模したとは言いがたい。男瓦の接合は半截男瓦嵌め込み式で、山王廃寺IV式の接合式とは異なる。周辺の遺跡にそうした類例がないことから、その系譜は、山王廃寺I式のそれに求めるのがもっとも自然であろう。

鍔瓦F類に続くA類の文様は、先述のように前段階のC類の文様要素を加えるなどして創出された独自のものと考えられる。F類の直後に位置づけられるA a類は、挿入溝を掘らずに瓦当裏面の先端に男瓦を取り付ける接着法のものがあり、山王廃寺例と共通する要素がみられる一方、瓦当裏面の調整に前段階のC a類と共通する要素もみられる。在来的な要素を継承しながら、外来の要素を受容して製作されたと考えられる。

F類やA類に組み合う四重弧文字瓦は顎面に凸帯をもち、こうした特徴も、すでに指摘されているとおり、鍔瓦の文様とともに山王廃寺からもたらされたものであったと考えられる。黒木田の宇瓦のうち古い型式であるB a 1類は、分割前施文で凸帯を型により引き出している。この技法は山王廃寺では分割前施文のⅡKD g式やⅢKD-1式にみられ、これらが黒木田B a 1類に影響を与えた可能性が高い。前段階のC類には宇瓦が伴わない可能性が高く、宇瓦については文様・技法ともに山王廃寺のそれを受容したのであろう。

以上から、夏井廃寺のように、文様に山王廃寺との明瞭な模倣関係が存在するのに対し、鍔瓦の製作技法や、組み合う宇瓦の文様・技法は一致しない。夏井廃寺の鍔瓦は、特に作範に関連して工人の移動があった可能性が高いが、製作技法に上野からの工人の移動を明証する要素はみられない。

黒木田遺跡では、宇瓦において分割前に瓦当面と顎面の凸帯を同時に引き出す技法に加え、山王廃寺の前段階のI式の接合技法がみられる。山王廃寺の前段階の技術を継承した技術者を含む工人集団が黒木田に移動し、これらの瓦を製作した可能性が高い。ただし、F類の簡略化された文様は、文様の下図や記憶に基づいて作範が行われたことを示し、範の彫り込みによって文様の細部を表出する技術に長じた工人が、直接作範に関与したとは考えにくい。

このように、黒木田と夏井で、山王廃寺からの影響の度合いや、受容の仕方は一様ではない。これには、各寺院で造瓦の必要に応じた技術の受容が行われた結果であるとする理解も可能である。しかし、文様は夏井へ、技法は黒木田へ、という捉え方ができるとすれば、むしろ両遺跡の瓦の在り方は表裏の関係にあると言えるのではないか。すなわち、山王廃寺で瓦を製作した工人集団のうち、瓦範の製作に携わった工人が夏井廃寺へ赴いてd第一類の範の製作に関与し、作瓦を行った工人は黒木田へ赴いて生瓦の製作やその指導を行う、といった図式を想定でき、これらはほぼ同時に行われたと考えられる。そして真保氏が指摘するとおり、この系譜の瓦はその後、両遺跡でそれぞれ独自に展開していること、また以後の補修瓦にも、こうした関係は継続していないことから、上野との交流はきわめて一回性の強いものであったことがうかがえる。

さて、山王廃寺自体もそうであるし、夏井・黒木田でも複弁七・八葉の系譜下の瓦が、寺院の存続期間を通じて出土量が多いため多い。このことは、この種の瓦が大規模な寺院造営に伴って大量生産されたものであったことを示すが、その際、山王廃寺出土例のなか

で、陸奥に影響を与えたと考えられる型式がいずれも相対的に古く、そして少数派である点に注目しておきたい。そうした瓦が端緒的に現れた後、これらの寺院では、大規模で継続的な造営が行われている。

このことは、本格的な伽藍の造営に伴う造瓦に際して、少数の熟練した瓦工が各地で活動し、在地で編成された非熟練労働者に文様や技術を伝え、大量の瓦の需要に対応したことを示すものとする。そして、これらの寺院で順次、造営が進められるとともに、その文様・技法は、隣接する地域の寺院に2次的に波及したと考えられる。このプロセスは、上野国内に展開した「山王廃寺系」の瓦についても同様であろう。

その時期は、先述のように7世紀第4四半期を中心とする年代と考えられる。夏井では複弁六葉より山王廃寺系の複弁八葉がやや先行すること、黒木田F類に7世紀第3四半期とされる山王廃寺I式を継承した技術がみられること、さらに黒木田に瓦を供給した善光寺遺跡での須恵器の年代観から、7世紀第4四半期のなかで古い段階と思われる。山王廃寺IV式のうち相対的に古いIVB b式や、宇瓦ⅢKD-1式もこの時期に遡らせて考える必要がある。

上記の年代観から、山王廃寺系の瓦を採用した寺院の造営は、下野薬師寺系の複弁蓮華文が展開する時期よりも相対的に古く、これらの寺院が陸奥や坂東において、本格的な伽藍を備えた寺院としては比較的早い事例とすることができる。これらの寺院において、ほぼ同時に相次いで大規模な造営に着手していることは、この時期における陸奥と上野との交流が一回性の強いものであったこと、初出型式を出土した山王廃寺自体、それを製作した工人が定着して継続的に活動したわけではなかったことと合わせて考えるならば、一地域を越えた技術の掌握、技術者による広域的な活動があったことが理解される。そして、その技術は、これらの寺院を起点として各地に波及し、8世紀初頭までには郡毎に1カ寺という在り方となっているのであり、その背景には国家による仏教奨励策といったような政策的意図の存在を認めなければならないであろう。

すでに指摘されているように、山王廃寺系の瓦は陸奥において、南部太平洋岸に限定的な分布を示す。東国において、この国家政策を実際に推し進めたのは、みずからの本拠地でいち早く寺院の整備に着手するとともに、これに携わった技術者を各地に派遣することのできた上毛野氏の存在があったのではなかろうか⁽⁷⁾、瓦にみられる両地域の関係は、この時期までに成し得た地域間交流の実態を反映したものと考えられる。

注

- (1) 本稿は、2010年5月の日本考古学協会総会での研究発表会「古代社会と地域間交流—寺院・官衙・瓦からみた関東と東北—」に際して用意した資料に、その後の検討を踏まえて加筆したものである。筆者の発表に対し、率直かつ厳しいご批評を賜った昼間孝志・小笠原好彦の両氏に深謝したい。昼間孝志氏からは、善光寺窯跡出土須恵器の年代観について、ご指摘を賜った。昼間氏の指摘を受け、改めて資料を検討した結果は、本文中に示した通りである。再度ご叱正を請う次第である。

小笠原好彦氏からは、「鑑瓦」「宇瓦」などの用語の使用について、ご指摘をいただいた。近年、考古学の用語の混乱を整理し、分かりやすく統一しようとする動きのあることは承知しているし、私も一般の方や初学者に分かりやすい言葉で説明しようと考えている。私は、学術用語はさらな

る解明へ進むための便宜上のものであり、学問的な中立性を確保しつつも、とりわけ歴史考古学においては、当時の人々が対象を認識し使用した言語に即した理解を目指すべきとの立場をとりたい。それは、これまでに教えを受けた恩師の学問的姿勢に学び、これを継承したいと考えているからであり、他意はない。本稿では、そうした歴史的名称を用いることをお許しいただき、「鑑瓦」「宇瓦」「男瓦」「女瓦」を、それぞれ「軒丸瓦」「軒平瓦」「丸瓦」「平瓦」と読み換えていただければ幸いである。

- (2) 松田猛氏は、Ⅲ式の技法が1-1期に属する幾何学文のⅡ式に共通することを指摘している(松田1991)。Ⅲ式もⅣB b式とともに、この種の瓦のなかで早い段階に位置づけられる。
- (3) 栗原和彦氏は、大和で創出された重弧文字瓦は貼り付け段顎で、以東の各遺跡に一般的にみられるが、山王廃寺特有の技法が、そこから時間の経過や技法の退化により発生したと捉えることには慎重な立場をとる。
- (4) 宇瓦の上外区に珠文・下外区に山形文を配する文様構成は、藤原宮・平城宮などの宮都や、官の大寺に多くみられる「天星地水文」を模したものと考えられる。
- (5) 宇瓦 a E類は、夏井廃寺では出土していないが、根岸官衙遺跡の正倉院に隣接する谷に廃棄された状態で出土している。このことから、本型式は、正倉院で出土した鑑瓦 a 第一類とともに、正倉院所用瓦として梅ノ作4・5号窯で焼成されたと考えられる。
- (6) 腰浜C技法は、腰浜廃寺の資料に基づき辻秀人氏が明らかにし(辻1983)、その後、戸田有二氏が南相馬市植松廃寺出土資料に基づいて製作技法を考察している(戸田1984)。筆者も黒木田のⅢ群について検討した(藤木2006)。この種の技法をもつ鑑瓦には一枚作りの女瓦が組み合う場合が多く、この地域にこの種の瓦が展開するのは、8世後半以降、9世紀を中心とする時期である。
- (7) この点については、複弁六葉鑑瓦についても同様に考えられている(真保1994、2012)。そのあり方や展開の背景については、第2章で私見を述べたい。

引用・参考文献

- 岡本東三 1996 「東国における初期寺院の成立」・「東国の畿内系瓦当の変容と独自性」『東国の古代寺院と瓦』吉川弘文館
- 木津博明 1997 「上野国の初期寺院」『東国の初期寺院』関東古瓦研究会
- 木本元治・福島雅儀ほか 1988 「善光寺遺跡」『国道113号バイパス遺跡調査報告』Ⅳ 福島県教育委員会
- 木本元治・福島雅儀ほか 1989 「善光寺遺跡(第2次)」『国道113号バイパス遺跡調査報告』Ⅴ 福島県教育委員会
- 木本元治 1989 「善光寺・黒木田遺跡及び宮沢窯跡群出土の飛鳥時代の瓦—東北地方への仏教伝播期の様相について—」『福大史学』第四六・四七合併号
- 瓦吹 堅ほか 1994 『茨城県における古代瓦の研究』学術調査報告4 茨城県立歴史館
- 瓦吹 堅 1999 「古代常陸国多珂郡の古瓦—大津廃寺跡を中心に—」『瓦衣千年—森郁夫先生還暦記念論文集—』
- 日下和寿ほか 2005・06・08~10 『市内遺跡発掘調査報告書』Ⅰ~Ⅴ 白石市教育委員会
- 栗原和彦 2010 「山王廃寺と上毛野氏—出土軒瓦から—」『坪井清足先生卒寿記念論文集 埋文行政と研究のはざま—』坪井清足先生の卒寿をお祝いする会
- 栗原和彦ほか 2007 『山王廃寺』平成18年度調査報告 前橋市教育委員会

- 栗原和彦ほか 2009 『山王廃寺』平成19年度調査報告 前橋市教育委員会
- 栗原和彦ほか 2010 『山王廃寺』平成20年度調査報告 前橋市教育委員会
- 古代生産史研究会 1997 『東国の須恵器—関東地方における歴史時代須恵器の系譜—』
- 古代の土器研究会 1997 『古代の土器研究』律令的土器様式の西・東5—7世紀の土器
- 坂詰秀一 1987 「古瓦名称論」『論争・学説日本の考古学』第6巻 歴史時代 坂詰秀一編 雄山閣
- 佐々木和博・菊地逸夫 1985 「白石市元山遺跡の古瓦」『赤い本 片倉信光氏追悼論文集』
- 佐藤 隆 2003 「難波地域の新資料からみた7世紀の須恵器編年」『大阪歴史博物館研究紀要』第2号
- 佐藤則和ほか 2000 『山王廃寺』山王廃寺等V遺跡発掘調査報告書 前橋市埋蔵文化財発掘調査団
- 白石市 1976 『白石市史』別巻 考古資料篇
- 真保昌弘 1992 「夏井廃寺出土古瓦の基礎的研究」『いわき市教育文化事業団研究紀要』第3号
- 真保昌弘 1994 「陸奥南部に分布する二種の複弁系鍔瓦の歴史的意義について」『古代』第97号
- 真保昌弘 1995 「古代陸奥国初期寺院建立の諸段階—素弁、単弁、複弁系鍔瓦の分布とその歴史的意義—」『王朝の考古学—大川清先生古稀記念論文集—』
- 真保昌弘 1997 「陸奥地域の関東系軒先瓦を中心とした受容とその背景」『東国の初期寺院』関東古瓦研究会
- 鈴木 啓 2007 「浮田国造と金銅製歩搖付雲珠」『列島の考古学』II
- 須田 勉ほか 2004 『史跡 下野薬師寺跡』I 栃木県南河内町教育委員会・国士舘大学考古学研究室
- 辻 秀人 1984 「陸奥南部の造瓦技法—腰浜廃寺・関和久遺跡出土瓦の検討—」『大平台史窓』3号
- 辻 秀人 1988 『陸奥の古瓦』福島県立博物館企画展示図録
- 辻 秀人 1992 「陸奥の古瓦の系譜」『福島県立博物館紀要』第6号
- 辻 秀人 1994 「陸奥国における雷文縁複弁四弁、単弁八弁蓮華文軒丸瓦の展開について」『古代』第97号
- 戸田有二 1984 『群馬県吉井町下五反田・末沢窯跡 福島県郡山市針生・原田瓦窯跡 福島県原町市・入道迫瓦窯跡』国士舘大学考古学研究室
- 戸田有二ほか 1984 『第9回 関東古瓦研究会発表資料』石城国編 関東古瓦研究会福島同人
- 橋本博幸 1990 『県営ほ場整備事業 相馬西部地区遺跡分布調査報告書』相馬市教育委員会
- 橋本博幸・鈴木啓 2002 「高松古墳群出土金銅製歩搖付雲珠について」『福島考古』第43号
- 花谷 浩 2001 「たかが重弧、されど重弧—飛鳥地域出土重弧紋軒平瓦様式区分の一企図—」『帝塚山大学考古学研究所 平成12年度研究報告III』
- 廣岡敏・中山雅弘 1989 『夏井廃寺跡』III いわき市教育委員会・財団法人いわき市教育文化事業団
- 廣岡 敏 2003 『梅ノ作瓦窯跡—陸奥国磐城郡古代窯跡の調査—』いわき市教育委員会・財団法人いわき市教育文化事業団
- 廣岡 敏 2004 『夏井廃寺跡—陸奥国磐城郡古代寺院跡の調査—』いわき市教育委員会
- 福島雅儀 1992 「陸奥南部における古墳時代の終末」『国立歴史民俗博物館』第44集
- 藤木 海 2006 「有蕊弁蓮華文鍔瓦の展開とその背景」『福島考古』第47号
- 松田 猛 1984 「山王廃寺の性格をめぐって」『群馬県史研究』20
- 松田 猛 1991 「上毛野における古代寺院の建立」『信濃』43—4
- 森 郁夫 1991 「古瓦からみた群馬の古代寺院」『日本の古代瓦』雄山閣（初出1982『群馬県歴史散歩』52）

- 八嶋伸明ほか 1995 「大畑遺跡」『大畑遺跡ほか』宮城県文化財調査報告書第168集 宮城県教育委員会
- 渡邊一雄ほか 1977 『黒木田遺跡』福島県相馬市教育委員会

第2章 陸奥南部の「川原寺系」瓦の再検討

—凸線交差鋸齒文縁複弁六葉蓮華文鏡瓦とその瓦群の展開について—

はじめに

須田勉氏は、関東の8世紀前半における寺院造営において、同範・同文・同技法によって製作された瓦が国を越えたり特定地域の複数郡にわたって展開している現象がみられることについて、この時期の寺院造営が地縁的な協力関係をもとに進行したと想定しつつ、それまで寺院をもたなかった郡で郡名寺院としての性格をもった新造寺院が多く建立されていることから、その背景に、この時期における坂東から東北南部地域に対する律令政府の仏教政策に基く国レベルもしくは国を超えたレベルで関与があったと想定した(須田2013)。須田氏はその例証として、上総・下総・武蔵・常陸での複弁文鏡瓦(1)の採用を論じたうえで、坂東とともに狭域陸奥国の後方支援国と位置づけられた陸奥南部の石城・石背国の領域に分布する複弁文にも、坂東と同様の背景がある可能性があり、年代観を含めた再検討の必要を提起した(2)。

陸奥南部に展開するこの複弁文は、外縁に凸線による交差鋸齒文を配し、内区の主文様が複弁六葉蓮華文である点が共通する。この種の瓦については既に研究の蓄積があるが、関東の寺院からの須田氏の研究成果と問題提起を受けて、筆者なりに再検討を加えたい。

I. これまでの研究

陸奥の複弁文鏡瓦は川原寺系(3)とされるものを指し、これまで、文様の系譜、製作技法、セットとなる瓦群などについて検討が進められてきた。

文様の祖形については伊東信雄氏(伊東1973)、辻秀人氏(辻1988・1992)、眞保昌弘氏(眞保1994)が地理的に近接する下野薬師寺とし、戸田有二氏と大竹憲治氏は六弁である点を重要視して畿内の岡寺に(大竹1985・戸田1985)、木本元治氏も弁数に着目して近江普光寺ほか湖東・湖南の諸寺に(木本1996)、それぞれ求めている。最近では眞保氏が、「下野国と共に上野国を含めた地域である坂東北部」とやや広く捉える見方を示している(眞保2012)。

製作技法は戸田氏が、鏡瓦にみられる接合技法から、いわゆる印籠つぎで製作されたものの、接着法によるものの2系統が、それぞれ石背・石城国に分布するとした(戸田1985)。さらに、セットとなる宇瓦・男瓦・女瓦についても先学が検討を加えている(進藤1976、戸田1985、木本1996)。

そして、展開の背景については、旧石背・石城国の要所に同系の文様をもつ鏡瓦が分布

することから、この地域における律令国家の地方行政機構の整備にかかり、官衙の造営に伴って用いられたと位置付けた（戸田、木本、前掲）。最近も眞保氏が軍団設置地域との関わりを指摘し（眞保 2012）、荒木隆氏は白河郡と石城郡が東山道と東海道の陸奥国への入口にあたることや、阿武隈川の水上新交通や東山道の陸上新交通が結節する伊具郡など交通の要所にあたる郡に採用された瓦と指摘した（荒木 2014）。

以上のように、この種の瓦については先学が取り組まれ、首肯される点が多いが、文様の祖形については諸説があつて今も定見はなく、また製作技法については課題として認識されながらも、男瓦・女瓦も含めた瓦群を総体として捉えた場合の技術系譜は、これまで十分な検討がなされていない。

従つて本稿では、この種の瓦について、特にセット関係と製作技法に重点を置いて変遷・系譜・年代について再検討を行い、それを足掛かりとして陸奥国各地への展開とその背景についても、先学の視点を継承しつつ私見を述べてみたい。

Ⅱ．瓦の特徴と分析

1. 白河郡衙遺跡群

関和久官衙遺跡・関和久上町遺跡は福島県西白河郡泉崎村に、借宿廃寺は白河市に所在する。前者は阿武隈川の北岸、後者はその南西約 1.2 km、同川を隔てた南岸の河岸段丘上に立地する。以下、3 遺跡を総称する場合は「白河郡衙遺跡群」と呼ぶ（鈴木 2006）。

関和久官衙遺跡は陸奥国白河郡衙跡で、遺跡北部の中宿・古寺地区では八脚門・四脚門を伴う柵列で区画された間仕切りを伴う掘立柱建物を中心とする館、南部の明地地区では溝による区画内に掘立柱式・礎石式の総柱建物が配置された正倉院が確認されている（福島県教委 1985）。

関和久官衙遺跡の北東約 500m に位置する関和久上町遺跡では、高福寺・高福寺東・上町南地区の柵列や溝で区画された掘立柱建物を構成される官衙ブロックを中心に、その北側の関和神社と東側の上町東の各地区には漆・鍛冶の工房を伴う「官衙周辺施設の性格」の地区が存在する（福島県教委 1994）。

借宿廃寺跡は西に塔、東に金堂、北に講堂を配した法隆寺式伽藍配置をとる寺院跡と判明している（白河市教委 2010）。

白河郡衙遺跡群の瓦については、辻秀人氏が関和久遺跡の報文のなかで、分類や組み合わせの検討を行っており（福島県教委 1985）、この種の文様は、そのうち「第 1 グループ」とされる瓦群に属す。

（1）鑑瓦

白河郡衙遺跡群の複弁六葉蓮華文鑑瓦は 5 種の範（1100・1101・1102・1110・1111）がある（第 1 図-1~11）。もっとも多く出土する型式は 1100 で、最近、眞保昌弘氏は範傷の少ないもの（a）と、多いもの（b）の存在を指摘している（眞保 2012）。製作技法は、いずれも範に薄い粘土を詰めた後、男瓦の接合位置に指ナデなどによって浅い挿入溝をつけ、男瓦を立てたうえで、凹面側・凸面側に粘土を付加して瓦当部全体を形作っているた

め、男瓦の先端が瓦当に深く食い込む。

中房部分で計測した瓦当部の厚さをみると、6 cmを超える厚いもの（厚）、4 cm前後のもの（中）、2 cm程度の薄いもの（薄）、の3者があり、4 cm前後の「中」が多い。また、瓦当裏面の特徴には、A～C の3つの手法がみられる。すなわち、A は瓦当裏面が全体に平坦であるが、中央部にナデ、瓦当下半の外周に一定の幅でヘラケズリが施され、その部分がわずかに高まり、中央がわずかに凹むものである。強いヘラケズリが施されているにも関わらず、下半外周に高まりが残ることは、その部分がもともとそれなりの高さをもっていたことを示す。B は瓦当裏面の下半を周堤状に高く作り出しており、中央部が大きく窪む。C は瓦当裏面が平坦で全面にヘラナデが施されている。A では一旦瓦当裏面の下半を周堤状につくった部分を削り落とす工程が、B では省略された可能性がある。またC では中凹みにつくること自体が行われなくなった可能性がある。なお、必ずしも瓦当厚と瓦当裏面の手法は対応関係にない。1100 のうち範傷の進んだ b は類例が少ないが、瓦当厚は「中」でC手法である。

1101 は1100 と同文だがやや面径が小さく、外周蓮子が弁央に対応する点で異なる。瓦当厚3 cm以下で、瓦当裏面の全面にミガキのような丁寧なヘラケズリが施されているが、下半外周に弱い高まりがあり中央がやや低い中凹み状となるA手法である。このほか、文様上、後出的な1110・1111がある。いずれも瓦当裏面をヘラケズリ・ナデによって平坦に仕上げるC手法である。

1100 と1101 は文様上の差があまりないが、1100 はA～Cの手法があり、瓦当厚は「厚」・「中」・「薄」があり多様である。また、1101 はA手法で、瓦当厚は「薄」である。1100a と1101 は男瓦広端部にキザミを施す。一方、範傷の進行した1100b や文様の退化した1110・1111 はC手法で、男瓦広端部にキザミはない。

(2) 宇瓦

これらの鑑瓦には、ロクロ型挽き重弧文の1500が組む（第1図-12～21）。弧線は断面丸型で、各弧線に細い隆線がみられる点に特徴がある。弧線の太さ、凹線の深さや断面形、および弧線上の隆線の特徴から、施文具は複数存在したと考えられる。貼付段顎で、多くは顎面や女瓦凸面をナデ調整しているが、借宿廃寺では顎面にヘラ描きによる斜格子状や鋸歯状の文様を施文するもの、斜格子叩き目が残るものが出土している。瓦当側面から女瓦部側縁を、後述する女瓦と同様、凹面側と凸面側から深く削って断面剣先形に加工するものと、側面・凹面側側縁・凸面側側縁の3面を面取りして断面コの字形にするものがある。

試みに瓦当部の厚さと顎の長さを計測し比較すると（第1表）、一見して計測値の分布領域が遺跡毎に異なることが分かる。すなわち、借宿廃寺は分布にバラツキがあるが、他遺跡に比べ、概して瓦当が厚く顎が長い。一方、関和久官衙遺跡では、瓦当厚が判明する資料は少ないが、顎長は長いものから短いものまで幅がある。また関和久上町遺跡は限定された領域に分布する。

なお、顎面文様をもつものは借宿廃寺でのみ出土し、関和久官衙遺跡や関和久上町遺跡は顎面素文のもののみである。顎面に斜格子叩き目を残すものも、借宿廃寺にしかみられない。また、関和久上町遺跡の1500は瓦当側面を剣先形に加工する手法が顕著にみられる。さらに、顎部粘土の接合前に女瓦部凸面の接合位置にキザミを施しているものも多く

みられるが、借宿廃寺では相対的に顎の長い型式が多く、キザミは縦位、関和久明地地区の顎の短いものは横位のキザミを確認できる。瓦当厚・顎長の計測値に反映された製作手法の違いは、工人差や時間差を反映する可能性が高い。

(3) 男瓦・女瓦

第1グループに伴う男瓦は粘土板巻作りのI類で、有段・無段がある(第1図-1~12)。女瓦は桶巻き作りで凸面にナデ・ケズリを施すI類である。1500には主に女瓦I類が伴うが、桶巻き作りで凸面に縄叩きのみられる女瓦IV類も伴う。また、1500と女瓦I類に見られる精良・緻密な胎土で須恵質な焼き上がり、側面を凹面側と凸面側から深く面取りして断面剣先形に加工する手法が、いわゆる凸面布目の女瓦II類にもみられることから、女瓦II類も第1グループに含まれる可能性が高いと考える。なお、女瓦I類・II類ともに側縁が断面剣先形となるものと、コの字形となるものがあり、それぞれ1手法・2手法とする(同24~28)。

(4) 瓦の構成比

瓦の構成比にも遺跡毎の特徴がある(第2表)。軒先瓦では第1グループに属する型式が各遺跡で多数を占めるが、そのなかで鑑瓦は関和久明地地区・借宿で1100が多いのに対し、関和久上町遺跡で1101が多い点が注目される。組み合う宇瓦1500の出土数は鑑瓦と対応する。顕著な傾向は女瓦に表れている。報告書に示された構成比は関和久官衙遺跡の明地地区でI類が全体の88%、仲宿・古寺地区で66%を占めて主体となり、II類はそれぞれ9%、18%とされるが、関和久上町遺跡では比較的まとまった量の瓦が出土したSD94でI類が29%、II類が32%であり、II類が多い点が関和久上町遺跡の特徴である(福島県教委1985・1994)。

(5) 瓦の変遷と組み合わせ

複弁六葉蓮華文鑑瓦のなかで、文様上、古く位置づけられるのは、川原寺系の文様構成がもっとも整った1100と1101であり、組み合うのは重弧文字瓦1500である(第2図)。これらは、関和久遺跡明地地区・関和久上町遺跡・借宿廃寺でそれぞれ出土している。

1101と1100の関係については、1101にはA手法が、1100にはA・B・C手法の3者がみられ、このうち範の傷みが進行した1100bにはC手法が伴うこと、またB・C手法が先述のようにA手法の省略型と理解されることから、技法としてはA手法が古いと考えられる。従ってA手法のみを伴う1101が先行し、A手法を伴う1100aが後続し、さらに1100のなかでB手法・C手法が出現し、最終的に1100bにはC手法を伴う、という順序を想定できる。1101とA手法を伴う1100aにみられる男瓦先端のキザミは1100bでは施されなくなる。

宇瓦については、関和久上町の1500の瓦当厚・顎長が限定され、単一の製作手法で製作されたとみられる。同遺跡の1500は弧線や凹線の形態が整っており、側面を剣先形に加工する1手法がみられる点など、全体に丁寧で精緻な作りであり、3遺跡で出土する1500のなかで相対的に古い可能性が高い。それらは胎土が極めて精良・緻密で、須恵質の特徴的な焼き上がりのものが多く、こうした特徴は関和久上町で出土の多い1101と共通することから、両者が組み合った可能性が高い。

一方、借宿廃寺や関和久明地地区出土の1500は弧線・凹線が関和久上町のそれに比べると崩れたものが多く、特に関和久明地地区出土のものは、弧線や凹線、弧線上の隆線が乱

れたものが多いことから後出的である。側縁の加工は2手法が多い。両遺跡の1500の瓦当厚・顎長にバラツキがある点は、同じく出土の多い1100に借宿廃寺ではA~Cの3手法がみられることや、関和久明地地区ではC手法を伴う1100bが出土している点と対応するものであろう。

以上から、これらの遺跡で出土する第1グループのうち、相対的に古く位置づけられるのは、関和久上町遺跡の鑑瓦1101と宇瓦1500の組み合わせであると考えられる。男瓦・女瓦については、1500には女瓦I類が用いられていることを確認できるが、先述のように関和久上町では1500に側面を剣先形に加工する1手法がみられ、女瓦I類・II類にも共通のものがあることから、女瓦はI類のほかにII類もセットとなると考えてよい。構成比からみても、II類の多さが関和久上町の女瓦の構成比を特徴づけており、同じく関和久上町で多い1101と対応すると考えられる。男瓦は粘土板巻作りのI類が伴うが、I類には無段式と有段式の両者が存在するとされている(福島県教委1985)。I類の有段式は数が少ないことから1100に伴うのではなく、1101に伴った蓋然性が高い。

これまで、1100に代表される第1グループが白河郡衙遺跡群の創建瓦とされてきたが、関和久上町にみられる1101(A手法)、1500(関和久上町の瓦当厚・顎長が限定的で側面1手法のもの)、女瓦I・II類(側面1手法)、男瓦I類(有段式)が、第1グループのなかで特に古い一群として捉えられる。これを仮に第1aグループとしておく。

これらの瓦群で当初、関和久上町遺跡所用の瓦生産が開始された後、1100・1500により、借宿廃寺の寺院の創建瓦や関和久明地地区の正倉所用瓦の生産が順次行われたと考えられる。後者には、女瓦I類(側縁2手法)・男瓦I類(無段式)が伴った可能性が高い(第1bグループとする)。1100には1101とおなじA手法のほか、後出的なB・C手法がみられ、関和久や借宿の1500は瓦当厚や顎長にバラつきがあることは先述した。1500は関和久上町の限定された瓦当厚・顎長をもつものから、借宿廃寺の顎の長い型式や、関和久明地地区の顎の短い型式が派生したと考えられる。関和久上町の官衙施設の造営に伴う第1aグループの生産を端緒とし、その後、借宿廃寺の創建、関和久遺跡明地地区の正倉の瓦葺化に伴う瓦生産が順次行われ、第1bグループの瓦が長期に渡って継続的に生産されたと考えられる。その過程で瓦作りの技術の伝習・継承が行われた結果、1100や1500には手法の異なる型式が派生したと考えられよう。

ほかに、文様上、後出的な1110・1111がある。それらは瓦当裏面が平坦なC手法であり、それらには1100のうち新しい要素が引き継がれたと考えられる。

(6) 小結

白河郡衙遺跡群の創建期の瓦群である第1グループを、特に古い第1aグループと後出的な第1bグループに区分した。前者は関和久上町遺跡の官衙施設の造営を契機に、文様・技術が導入されたと考えられる。その後、借宿廃寺の寺院創建や関和久官衙遺跡の瓦葺の正倉の造営が順次、進められ、継続的な瓦生産が行われるのに伴い、当初に導入された瓦作りの技術が継承されていく過程で、鑑瓦の瓦当部のつくりにもみられる複数の手法や、宇瓦の瓦当厚・顎長にもみられる施設毎の型式差が生じたと考えられる。第1グループの瓦群の生産は長期間にわたって続けられたと考えられる。

2. 根岸官衙遺跡群の瓦

福島県いわき市平下大越に所在する。丘陵上に石城郡衙である根岸官衙遺跡が、その北約 200m の沖積地に郡衙周辺寺院である夏井廃寺跡が所在する。両遺跡を総称する場合は「根岸官衙遺跡群」と呼ぶ。

夏井廃寺跡は南北棟の金堂の北側に講堂、金堂の東側に塔を配した観世音寺式の伽藍配置をとる（いわき市教委 2004）。根岸官衙遺跡は南側の丘陵上に立地し、東側に郡庁院、西側に正倉院がブロックに分かれて配置されている（いわき市教委 2000）。正倉院は谷によって大きく北群と南群に分かれ、瓦は南群と北群を分かち谷底で検出された流路跡から特に多く出土しており、正倉に葺かれていたものが、谷に廃棄されたと推定される。

（1）鑑瓦

a 第一類（第 3 図-1~4・8・9・12）が凸線交差鋸歯文縁複弁六葉蓮華文で、白河郡衙遺跡群 1100 と酷似するが、面径が 17 cm とひと回り小さく、中房蓮子 1 + 6 で外周蓮子が弁中央に対応する点が 1100 と異なり、1101 と共通する。男瓦の接合は瓦当粘土の裏面に浅い挿入溝を掘ってから男瓦を接合する接合式である。瓦当側面に範端の立ち上がりの圧痕を残すものがある。瓦当裏面は先にみた A 手法と C 手法があり、後者は厚・薄の 2 者がある。

なお、この a 第一類より文様が崩れた a 第二・三類も存在する。

（2）宇瓦

宇瓦はロクロ型挽き重弧文である。aA・aB・aC 類があり、このうち aC 類は焼き色の特徴が共通する山王廃寺系の複弁八葉蓮華文鑑瓦 d 第一類と組む。aA 類は瓦当厚や顎長の特徴から aA1~3 に細分でき、aA1 は複弁八葉で d 第一類に後出する鑑瓦 d 第二類と組み、aA1 の一部と aA2・3 が a 第一類と組むと考えられる（第 3 図-5~7）（藤木 2012）。また a 第一類は梅ノ作瓦窯跡 5 号窯で分割後型挽きの aE 類と共伴しており（同 13）、両者が組むことが判明している（いわき市教委 2003）。ただし、宇瓦 aE 類は夏井廃寺では未出土で、根岸官衙遺跡で出土していることから（同 11）、郡衙所用の瓦と考えられる。

（3）男瓦・女瓦

梅ノ作第 5 号窯では、鑑瓦 a 第一類、宇瓦 aE 類、粘土板巻きでケズリ出し有段の男瓦、粘土板巻き無段の男瓦、粘土板桶巻き作りで凸面にナデ・ケズリを施す女瓦のセットが判明している（いわき市教委 2003）。

（4）創建期の軒先瓦の変遷

夏井廃寺の創建瓦として、もっとも古く位置づけられるのは、上野山王廃寺の複弁七・八葉蓮華文鑑瓦を直接のモデルとした d 第一類、および川原寺系の a 第一類である（第 4 図）。出土数でもこの二者が最も多く、寺院創建にかかる瓦であることは間違いない。後述する大津廃寺で a 第一類と同文異範の複弁六葉蓮華文鑑瓦と、d 第二類と同文の鑑瓦が出土することなどから、旧稿では前者が先行すると考えたが（藤木 2012）、d 第一類と a 第一類の先後関係は決め手を欠く。以上の三者で、出土鑑瓦の半数以上を占める。宇瓦は、夏井ではロクロ型挽きの型式（aA・aB・aC）が伴い、根岸では分割後型挽きの型式（aE）が組み、前者が後者に先行する可能性が高い。

（5）瓦の年代

鑑瓦 d 第一類は山王廃寺の鑑瓦ⅣBb 式やⅢ式の文様を祖形とし、これを忠実に模したものである。この d 第一類と宇瓦 aC 類のセットにより寺院の造営が開始されたと考えられる。

その最も古い時期は、7世紀第4四半期に遡る可能性が高い（藤木 2012）。これと一連の造営過程のなかで、やや遅れて鑑瓦 d 第二類と宇瓦 aA1 が生産・供給され、順次造営が進められたのであろう。a 第一類は、ロクロ型挽き重弧文 aA と組んで夏井廃寺に供給された時期と、分割後施文の aE と組んで根岸官衙遺跡に供給された時期があったと考えられる。後者は梅ノ作 4 号窯で共伴した須恵器から、年代は 8 世紀初頭～前葉と推定される。前者は 7 世紀末～8 世紀初頭であろう。

3. 大津廃寺の瓦

茨城県最北部にあたる北茨城市の北端に位置し、太平洋に突き出した海岸台地上の平坦部に立地する。古代の行政区画では常陸国多珂郡に属すると考えられる。発掘調査では長辺 17.5m×短辺 16mほどの長方形の基壇が検出され、凝灰岩の切石による化粧積みを伴うことも判明した。一堂規模の小規模な寺院と考えられている。

瓦吹堅氏の研究（瓦吹 2000）に依拠して概要を記す。

（1）鑑瓦

白河郡衙遺跡群 1100 や根岸官衙遺跡群の a 第一類と同文の複弁六葉蓮華文鑑瓦（a 類）（第 5 図-1）は面径 18 cm で、1 + 6 の構成をもつ中房蓮子は外周蓮子が弁中央から右にずれた位置にある点、中房に対する外周蓮子の位置が a 第一類に比べ外側に位置する点などが異なる。

広端部にキザミを入れた男瓦を瓦当粘土の裏面に立て、凹面側と凸面側に粘土を付加して男瓦を接合する。瓦当裏面は平坦な C 手法である。

（2）宇瓦・男瓦・女瓦

鑑瓦には根岸官衙遺跡群 d 第二類と同文の複弁八葉蓮華文鑑瓦（b 類）がある。宇瓦はロクロ型引き三重弧文で、貼付段顎で顎面をナデ調整するもの（a 類）（第 5 図-2）と、縄叩き目を残すもの（b 類）（同 4）がある。このうち、a 類は弧線上に細隆線が伴い、顎長 10～12 cm ほどと長いものと、弧線上に細隆線がなく、顎長 7 cm 程のものがある。前者を a1 類、後者を a2 類としておく。また b 類は弧線上に細隆線を伴い、顎長は 10 cm を超えることから a1 類と共通する。なお、他に篋描きによる重弧文がある（c 類）。女瓦は粘土板桶巻作りで、宇瓦と同じく凸面に縄叩き目を残すもの（c 類）、ナデ調整して叩き目を消すもの（a 類）があるほか、凸面に布目・側板圧痕を残すもの（b 類）がみられる（同 5～7）。なお、ほかに小片や磨滅のため詳細の不明な d 類が設定されている。男瓦は粘土板巻き作りで、有段（a 類）と無段（b 類）がある（同 8）（4）。有段の b 類は縦位の縄叩き目を残し、無段の a 類は凸面に回転を利用した横ナデを施す。

（3）組み合わせ

大津廃寺の鑑瓦 a 類は、焼き上がりの特徴から宇瓦 a 類、女瓦 a・b 類、男瓦 a 類とセットになる可能性が高い（I 群とする）。一方、縄叩きを伴う宇瓦 b 類、女瓦 c 類、男瓦 b 類が組むものと思われる（II 群）。鑑瓦 b 類は後者に伴うのであろう。

なお、出土量については、発掘調査で出土した宇瓦の総数が 40 点であり、a・b 類がほぼ同量で c 類はごく少量、女瓦は総数 5383 点で a 類が 45.6% とおよそ半数を占め、b 類は 28.3%、c 類は 7% と少量、詳細不明の d 類は 19.1% である。男瓦は大多数が粘土板巻き無段の a 類であろう。鑑瓦は発掘調査で出土した 9 点がいずれも a 類で、b 類は表採資

料が1点得られているのみである。出土量からみてもⅠ・Ⅱ群のセット関係に齟齬はない。大津廃寺の主体はⅠ群であり、Ⅱ群は補足の瓦と考えられる。その場合、Ⅰ群がⅡ群に先行する可能性があるが、宇瓦b類は弧線上に細隆線を伴う点や顎の長さなどからa類と同じ特徴をもつことからみて、Ⅰ・Ⅱ群に時期差はあまりないと思われる。

4. 清水台遺跡の瓦

清水台遺跡は、福島県郡山市清水台一・二丁目、虎丸町、神明町、赤木町にまたがって所在し、安積郡衙に比定されている(郡山市教委ほか2007)。遺跡中央北寄りの一画で「厨」銘墨書土器が集中して検出され、厨家と推定されているほか、遺跡南西側、旧字名の虎丸・力持付近は炭化米の出土が記録され、一帯に正倉院の存在が推定される。

瓦は、遺跡南端を構成する清水台一丁目地区付近での出土が多く、顎に丹の付着した宇瓦の出土から、付近に丹塗り瓦葺の建物跡の存在が推定され、建物は未確認ながら、寺院跡の可能性が高い。遺跡範囲の内外に正倉などの郡衙施設と、寺院の堂宇が近接して営まれ、それらを含み込む遺跡と捉えられる。遺構変遷は、主軸方位が東に振れるⅠ期(7世紀後半～末)から、正方位をとるⅡ期(8世紀前半～末)、Ⅲ期(8世紀末～9世紀後半)に時期区分されている。

(1) 鑑瓦

複弁六葉蓮華文鑑瓦は101(第6図-1・6)と102(同2)の2種がある。101は外区に凸線交差鋸歯文を表し、蓮弁には弁央界線がある。弁端はやや内側に屈曲して切れ込みをわずかに表すものと、まっすぐ収まり切れ込みを表さないものがある。弁間には凸線によるT字状、中房には1+5+10の蓮子を配す。

製作技法を検討できる資料は少ないが、開成山窯跡で出土した資料は瓦当粘土裏面の男瓦の当たる部分を少し窪めて男瓦を立て、接合粘土を付加したと思われる。男瓦の先端は無加工、瓦当裏面は平坦に仕上げる。なお、瓦当側面に箆端と枷型の圧痕が残る。

102は小片が1点得られているのみである。蓮子1+8で弁分割線がなく、また外区の幅が101より狭く、間弁や弁輪郭線を表す凸線が全体に細い。瓦当裏面が剥離しているため、製作技法は不明。ヘラケズリにより箆型・枷型の圧痕も確認できない。淡橙褐色で軟質の焼き上がりである。

(2) 宇瓦

複弁蓮華文鑑瓦に伴うのは型挽き重弧文字瓦の501である(第6図-3)。102と同じ地点で小片が1点出土したのみであるが、麓山窯跡出土の重弧文字瓦に文様のほか、胎土・焼成・色調・調整が酷似しており、102とともに麓山窯跡産と考えられる。

(3) 男瓦・女瓦

101は開成山窯跡産であることが判明しており(高松1994)、同窯で共伴する男瓦は粘土板巻作り無段で凸面ケズリのもの、縄叩き目を残すもの、平行叩き目を残すものがある。女瓦は粘土板桶巻作りで凸面ナデのもの、縄叩き目を残すものがある。他に同窯では素弁蓮華文鑑瓦201も出土している。宇瓦は未出土である。

また501は麓山窯跡産で、焼き色が共通する102も同窯産とみられる。同窯で出土する男瓦は粘土板巻作り無段、女瓦は粘土板桶巻作りで、いずれも凸面に斜格子叩きを伴うものと縄叩きを伴うものがある。斜格子叩きのものは清水台では未出土の単弁八葉蓮華文鑑

瓦と組み、縄叩きのものが 102 と組むと考えられる。

(2) 軒先瓦の変遷と年代

鑑瓦 101・102 と宇瓦 501 は本遺跡における創建期の瓦とされるが少量の出土で、量的な主体は素弁蓮華文鑑瓦と笥型で施文する唐草文字瓦である。前者によって端緒的な造営が行われ、これに後出する後者で本格的な造営が行われたと考えられる。その画期は本遺跡の官衙遺構が、斜め方位の計画から真北方位へと変更される画期と対応するとみて間違いあるまい。斜め方位のⅠ期は7世紀後半～末、真北を向くⅡ期は8世紀前半とされ、複弁六葉蓮華文にはⅠ期の年代が与えられる。

5. 角田郡山遺跡の瓦

宮城県角田市に所在し、古代においては伊具郡に属す。北流する阿武隈川東岸の自然堤防上に立地する。遺跡は伊具郡衙に比定され、流路で隔てられた北側の品濃地区に館院、南側の郡山地区に正倉院が想定されている。西側に阿武隈川が近接して流れ、同川の水運を想定した立地であることが明らかである。

瓦が出土するのは南側の正倉院で、倉は掘立柱式から礎石式に建て替えられることが判明している。区画のほぼ中央の位置で確認された総柱式の掘立柱建物 SB12a は7×3間で床面積が120㎡の超大型の倉で、法倉と考えられている（大橋 2012）。

(1) 鑑瓦

複弁六葉蓮華文鑑瓦（第7図-1・2）は清水台遺跡の101と酷似する文様であるが別笥である。蓮弁は弁中央界線があり弁端に切れ込みを表す。間弁はT字に近い部分もあるが、蓮弁と同様に切れ込みを表現したY字形のものもある。中房には1+6+11の蓮子を置く。瓦当側面には5mmほどの高さで笥端の立ち上がりの圧痕がある。接合は笥詰めした瓦当粘土の裏面に挿入溝を掘って男瓦を立て、凹面側と凸面側に少量の接合粘土を付加する。男瓦の先端は無加工である。

(2) 宇瓦・男瓦・女瓦

本遺跡の瓦は胎土や焼き上がりの違いから、胎土が緻密で軟質のものと、粗雑で硬質のものに分けられる。仮に前者をⅠ群、後者をⅡ群とすると、複弁六葉蓮華文鑑瓦はⅠ群に属し、これに型押しによる連菱文を施した宇瓦、粘土板巻作り無段男瓦、粘土板桶巻作りで凸面に格子叩き目を残す女瓦が組む（第7図-3～6）。Ⅱ群は単弁八葉蓮華文鑑瓦に代表されるもので、Ⅰ群より後出のものともみられる。遺構にみられる掘立柱建物から礎石建物への変遷と関連する可能性があるだろう。

6. 上人壇廃寺跡の瓦

福島県須賀川市に所在する。古代においては石背（瀬）郡に属す。築地塀と溝による区画の中軸線上に、南から掘立柱の南門、中央やや南寄りに東西にわずかに長い基壇を伴う金堂、その後方に大規模な基壇をもつ講堂、北辺に掘立柱の北門が配される（須賀川市教委 2011）。伽藍の南東側に位置する斜面には、本遺跡の創建瓦である複弁六葉蓮華文鑑瓦を焼成した窯跡が構築されている。なお、南西約500mに隣接して石瀬郡衙である栄町遺跡が位置するが、瓦は出土していない。

(1) 鑑瓦

出土が圧倒的多数を占める複弁六葉蓮華文 110 (第8図-1~4) が本遺跡の創建瓦で、蓮弁は弁中央界線がなく間弁の表現もない。中房には1+6+6の蓮子を配し、2重に巡らされた外周蓮子は内側と外側の位置が対応するが、内側のそれがひと回り小さい。外周蓮子は弁中央に対し右にずれた位置にある。傾斜縁の外縁に凸線鋸歯文を巡らす。範傷進行から a・b・c に細分され、範傷はⅠ段階 (a) →Ⅱ段階 (b) と進行する。なお c は破片1点のみの出土であり、詳細不明。範は瓦当側面に範端が被る形式で、その圧痕が外縁外面に著しく残るもの (①) と、これを削って調整しているもの (②) に分かれる。110a には①と②の両者がほぼ同数みられ、110b は①がほとんどである。

男瓦の接合は、はじめに薄く範詰めしてから男瓦を立て、凹面側と凸面側に粘土を付加して瓦当部全体を形成するいわゆる印籠継ぎと、はじめから瓦当部の厚さに切り出した粘土を範詰してから裏面に挿入溝を掘り、男瓦を接合する接合式がある。前者は瓦当部が全体に厚いのに対し後者は薄い。110a には両者が、110b には主に後者の技法が伴う。110c は検討材料が少ないが、厚さからみて前者の技法が伴うものと思われる。

なお、複弁六葉蓮華文は他に 111・112 の範があるが、かなり文様の崩れた補修瓦である。

(2) 宇瓦

宇瓦で 110 に対応する出土数がみられるのは 231・232 (第8図-5) で、桶巻作りし分割した女瓦の広端側凸面に顎部粘土を貼り付け、瓦当面に沈線を手描きして重弧文とするものである。これらは顎部粘土を貼り付けた後に顎面を叩き締め、斜格子文ないしは鋸歯文を瓦当面と同じ工具で施文している。

(3) 男瓦・女瓦

110 に伴う男瓦は、粘土板巻き作り無段で凸面にナデ・ケズリを施すもので、量的に主体となる 320a である (第8図-6)。ほかに細い平行叩きの後にナデを施す 320b も 110 に伴う。粘土板巻き作りで縄叩き後にナデを施すもの (320c) や、紐作りで有段のもの (310)、無段のもの (321) があり、321 は 320 よりやや少ないとされ、量的には 110 と組む可能性があるが、確実ではない。310 は胎土や焼き色から後出の鏡瓦に伴うものであろう。

女瓦は粘土板桶巻作りで、凸面に格子叩き目が疎らにみられるもの (410)、格子叩き目が凸面全面に密にみられるもの (411)、縄叩きの後に楕円形叩きが重複するもの (412) が、宇瓦との叩き目の一致から、この瓦群に含まれるものと思われる (同7・8)。

Ⅲ. 凸線交差鋸歯文縁複弁六葉蓮華文鏡瓦と関連瓦群の再検討

1. 鏡瓦の文様の系譜

陸奥の川原寺系の瓦当文様は、言うまでもなく大和川原寺に端を発する文様が地方に波及したものである。祖形となる川原寺の鏡瓦 (写真1~3) では、蓮弁は弁端に切れ込みをもち、弁を2つに分ける鋭い稜線が弁中央から弁端の切れ込みに連続する。弁間には蓮弁と同じく鋭い稜線と切れ込みのある別の弁端が覗いて弁の重なりを表現している。

東国へ川原寺式の瓦当文様が波及した代表例である上野寺井廃寺 (同5) や下野薬師寺 (同6) の例では、本来は間弁にも存在したはずの切れ込みがなく、三味線の撥のような形態の間弁となっている。作範の際に蓮弁端の切れ込みは表現されたが、間弁の切れ込みは省

略された可能性が高い。

陸奥南部の複弁六葉蓮華文は、後出的な型式を除くと、間弁は蓮弁の輪郭と同じく先端の切れ込みを表現した Y 字形である（同 8～14）。間弁の切れ込み表現が既に失われた上野・下野の川原寺式から切れ込み表現のある陸奥南部の複弁六葉蓮華文が派生したとは考え難く、両者に直接の模倣関係はないと考える。この点は戸田氏や大竹氏が指摘した岡寺についても同様のことが言える。間弁が Y 字形である点では、同じ東国の例でも上総大寺廃寺の例（同 4）の方が近い。

また弁数が六弁である点から木本元治氏が候補に挙げた普光寺跡など湖東の例（第 9 図－12）は、直立縁の周縁の先端に面違鋸歯文を配したもので、川原寺本来の斜縁ではない。湖東の例は後述する製作技法から、陸奥の事例との関連を想定できなくはないが、製作技法の一致するものは B タイプの範形と推定されているのに対し（北村 2009）、陸奥の例はいずれも A タイプの範である。

陸奥国内の川原寺系鑑瓦は、弁数のほか、外縁の鋸歯文は面違でなく凸線を X 字形に交差させた文様の連続で表現される点など、川原寺式とは大きくかけ離れた文様となっている（5）。管見では残念ながら、その直接のモデルとして特定できる事例は今のところ見出せない。

2. 鑑瓦の製作技法

そこで、鑑瓦の製作技法に着目したい。関和久上町遺跡 1101 に用いられた A 手法（写真 18）は、瓦当裏面が中凹み状となる点に注目すると、これは川原寺の鑑瓦にみられる I 型（同 15）（金子 1983）と類似する特徴である。ただし川原寺の I 型は、一定の厚さに作った瓦当部の裏面中央の粘土を工具で掻き取るようにして窪めた結果、下半外周に周堤状の高まりが生じたものである（6）。瓦当裏面の下半外周に高まりがある鑑瓦は各地に散見され、例えば近江湖東地域の川原寺式の鑑瓦（北村 2009）や、美濃弥勒寺跡にも同様の例がある（関市教委 2009）（同 16）。近江湖東地域の例は、接合式で瓦当裏面の下半外周に粘土紐を貼り足したもので、川原寺の I 型を模倣したものと考えられている（北村、前掲）。弥勒寺跡の例は、外縁が線鋸歯文となる点で、文様上も陸奥の例に近い。

陸奥と地理的に近接する関東では上総大寺廃寺の川原寺式鑑瓦（同 17）が、瓦当裏面が中凹み状となる例で、川原寺の I 型と同様の手法が用いられている。川原寺の創建瓦を忠実に模した面違鋸歯文縁複弁八葉蓮華文とともに、川原寺の瓦工による直接の関与が考えられている（宮本 2009）。また、瓦当裏面下半外周に粘土紐を付加することにより、中央が凹んだ形状となる鑑瓦の例が、上総光善寺廃寺・武士廃寺、下総千葉寺廃寺など、房総地域の初期寺院に散見される（第 9 図－4・7・8）（山路 1993）（7）。上総大寺廃寺の例と、光善寺廃寺他の例では、瓦当裏面下半外周の高まりの作り方が異なるが、近江湖東の例で指摘されているように（北村 2009）、後者が前者を模倣した技法である可能性はある。

白河郡衙遺跡群の例では、A 手法は瓦当裏面の全体を丁寧なヘラケズリしているため、高まりがほとんどなく、中凹み状の形が削り出しによるか粘土の貼り付けによるかは判断としないが、ヘラケズリは高まりを減じる意図で施されていると考えられ、別粘土を貼り足して明確な高まりを作る B 手法とは異なる。近江の例と同様、川原寺と同じ技法が陸奥に伝わり、それが在地化する過程で A 手法から B 手法が派生したと解される。鑑瓦の製作

技法からみると、これらの地域との関連が想定できる。

3. 瓦群の系譜

さて、上述の上総大寺廃寺では出土していないが、上総では光善寺廃寺などいくつかの寺院に、いわゆる凸面布目女瓦が認められる。凸面布目女瓦は川原寺式とともに出現し、各地に広がった造瓦技法とされており、川原寺式の瓦当文様とともに伝播したものである可能性が指摘されている（岡本 1996）。

そこで、次には鑑瓦に組み合う宇瓦・男瓦・女瓦の造瓦技法についてみてみたい。奈良文化財研究所主催の古代瓦研究会では、第6回と第7回のシンポジウムで各地に波及した「川原寺式」瓦の初現となる川原寺創建期の瓦群を特徴づけ、その地方への波及・展開を示す指標として、討議では以下の点が注目された（第10図）（奈文研 2009）。

列举すれば、鑑瓦は先述の①瓦当裏面を中凹みにつくる技法（I型）に加え、②蓮弁の照りむくり・反転が強い、③範端が瓦当側面にかぶるA型範で枷型を使用、④男瓦は先端未加工で各面にキザミを施す、⑤調整にヘラケズリ（ヘラミガキ）を多用、⑥宇瓦は瓦当側面の凹面部と凸面部を深く削って剣先形とする。⑦男瓦は玉縁式が伴う（8）、⑧凸面布目女瓦の存在。なお、宇瓦と同様、女瓦も凸面布目（VI類）や凸面ナデ・ケズリのもの（I類）も含め、側面を剣先形にするものが多い。などの点である。

以上のような特徴は、前述した陸奥国の川原寺系瓦のなかで、関和久上町遺跡の1101に代表されるセットである第1aグループと一致する。すなわち、第1aグループは、鑑瓦の文様だけに注目するのではなく、宇瓦・男瓦・女瓦を含めた瓦群全体でみると、その製作技法は多くの点で川原寺創建瓦の特徴と共通することが分かる。

第1aグループとの関わりで注目される点は上記に加え、こうした特徴をもつ瓦群は荒坂瓦窯産の1群とされ、それらは⑨焼き上がりが堅緻・須恵質である点。また、女瓦では凸面布目が注目されているが、他に通常の桶巻作りで凹凸両面を丁寧に調整するものや叩き目を残すものもあり、凸面ナデのもの（I類）：凸面布目（IV類）：叩き目を残すもの（II～V類）、に3大別した場合の割合は、5：3：2位になるという（奈文研 2009、討議での小谷氏の発言）。すなわち、⑩女瓦は通常の桶巻作りで凸面にナデ・ケズリを施して叩き目を消すものが半数を占めて主体となり、凸面布目女瓦が3割程度と補完的な関係にある。これらの点も、関和久上町遺跡での第1aグループのあり方と一致している。

一方、陸奥の祖形として従来から指摘されてきた上野・下野を初めとする北関東の瓦群は、こうした特徴を必ずしも備えていない。上総についても上総大寺廃寺では凸面布目女瓦や有段男瓦は出土しておらず、宇瓦には顎面に引き型で平行する隆線を施文する独自の特徴が伴う。一方、光善寺廃寺では、凸面布目女瓦を用いた重弧文字瓦のほか、通常の桶巻作りの重弧文字瓦や凸面布目の女瓦に、側面が剣先形に加工されるものがある（第9図-5・6）。また、有段男瓦を伴う。それらは単弁四葉蓮華文鑑瓦と組むと考えられている（須田 1998）。上総大寺の鑑瓦は7世紀第3四半期、光善寺廃寺の側面剣先形加工の重弧文字瓦や凸面布目平瓦は7世紀末、先述した光善寺廃寺や千葉寺跡など瓦当裏面下半外周に高まりをもつ鑑瓦の諸例は8世紀第2四半期と推定されており（山路 1993）、年代的な開きがある（9）。

なお、凸面布目女瓦が見られる遺跡は他に、関東では武蔵の影向寺遺跡に類例がある（川

崎市教委 2014)。そこでは弧線に細隆線をもつ重弧文字瓦や、内区は単弁だが内区と周縁の間に凸線鋸歯文をもち、瓦当裏面下半に高まりをもつ B 手法と共通する鑑瓦が出土している（同 5・6）(10)。

さて、古代瓦研究会では、川原寺の同範瓦や狭義の川原寺式の同系瓦を集めて検討しているが、各地に波及したそれらは、上述した関東の諸例にみられるように、瓦群全体で見ると、川原寺創建瓦との特徴の一致は断片的であり、文様に加えて瓦群全体の特徴が一致する例は少ない。それは各地への伝播の過程で別系譜の技術との融合や取捨選択などを経て、変容したためであろう。

そうした中で、これまで瓦当文様の類似から陸奥の川原寺系瓦の故地の候補とされてきた近江湖東地域では、文様上、川原寺にもっとも近い鑑瓦に伴って、瓦当裏面の下半に高まりをもつ手法や凸面布目女瓦がみられる（同 11～13）。また、美濃弥勒寺跡も先述した鑑瓦の手法に加え、側面剣先形加工の重弧文字瓦、有段男瓦、凸面布目女瓦が伴う点など、技法面で川原寺創建瓦に近い構成をとる（同 14～19）。これらの例は、文様だけでなく技法でも川原寺創建期の瓦群に近い構成であり、川原寺との直接の関係が想定されている。

前述した白河郡衙遺跡群第 1 a グループも、生瓦の製作にかかる技法面で上述のように多くの項目にわたって川原寺創建期の瓦群と特徴が一致することから、それらの地域が直接の故地として有力な候補となる。ただし、これらの地域でも在地的な変容はみられることから、大和川原寺に端を発する技法が、川原寺との直接の関係が想定されているそれらの地域と同様、在地的な変容を遂げる前に陸奥に伝わったと考えられる。

そして、川原寺系の系譜の始まりとなる川原寺創建瓦に近い特徴を持つ白河郡衙遺跡群第 1 a グループが、陸奥におけるこの種の文様・技法が導入される端緒となったと考えられる。

4. 年代について

白河郡衙遺跡群の第 1 グループは、1100 の文様の様式や、それらの生産窯の 1 つである大岡窯跡 A 号窯出土の返りの焼失した 8 世紀初頭の須恵器蓋から、7 世紀末～8 世紀初頭と考えられてきた（福島県教委 1985）。

近年、眞保昌弘氏は、借宿廃寺で 1100 に組み合う重弧文字瓦 1500 の一部にみられる斜格子状の顎面文様が、多賀城系（第 2 グループ）のへら描き重弧文字瓦 1520 の顎面施文の影響を受けたものであり、同じく多賀城系の鑑瓦 1120 の周縁の先端に 1100 と同様の凸線交差鋸歯文がみられること、1100 と多賀城系の 1120・1121 の一部が胎土・焼成、瓦当裏面の調整が酷似することなどから、両瓦群の交流の所産と捉え、大きな年代差がないとの見解を示している（眞保 2012）。

眞保氏が第 2 グループとの共通性を指摘した 1100 はいずれも関和久遺跡明地地区出土の C 手法を伴う範傷の進行した 1100b である。先述のように 1100 には借宿廃寺例などから A 手法→B 手法→C 手法の変遷が想定でき、1500 も瓦当厚・顎長から手法の異なる複数の型式があって、鑑瓦の変遷と対応するとみてよい。1100・1500 のセットは、関和久上町遺跡の官衙施設、借宿廃寺の寺院の堂宇、そして関和久官衙遺跡明地地区の正倉に用いられており、1100 の範はこれらの施設が順次造営されるのに伴って、長期間使用されたと考えられる。上記した須恵器の年代や、多賀城系の瓦群との近接も、長期に渡って続け

られた瓦生産における下限の一端を示すのであって、従来の年代観に矛盾は生じない。そして、先述のように、主体的に出土するこの 1100 をはじめとした第 1 b グループに、1101 を伴う第 1 a グループが先行すると考えられる（第 2 図参照）。

さて、祖形である川原寺の創建は天智朝（662～）に造営が開始され、天武天皇が行幸した天武 14 年（685）に完成していたとする考えが有力である（奈文研 1960、岡本 1996、花谷 2009、小谷 2009）。川原寺の創建瓦は 1 群と 2 群に分かれ、このうち第 1 a グループと一致する特徴をもつ 1 群は古い方に位置づけられている。また、先述した近江で陸奥の例と一致する特徴をもつ瓦群は川原寺創建瓦にもっとも近い I 類（北村 2009）であり、その年代は 670 年代に初現し、690 年頃までとみられている。川原寺に初現する技法が、他地域を経由して変容を遂げる前に陸奥国に伝播したと考えると、近江の I 類を介したとしても、上記の年代から大きく遅れない 7 世紀第 4 四半期の間と推定しても、それほど無理ではないであろう。

IV. 凸線交差鋸歯文縁複弁六葉蓮華文鐙瓦とその瓦群の展開

陸奥南部の川原寺系瓦のなかで、特に白河郡衙遺跡群第 1 a グループが、瓦群全体の技法からみると、祖形となる川原寺創建瓦や、初現的な川原寺式のそれに近く、従って古いと考えられる。そう考えるうえで大きな問題となるのは、やはり文様における祖形との違いであろう。しかし中央の瓦当文様に比しての絶対的な退化度合を年代観に置き換えるのは正しくない（梶原 2010）。また上原真人氏は、「川原寺式軒丸瓦の花弁の起伏をみていると、平面的な絵画をもとに範を彫ったとはとても思えない。川原寺創建時の瓦範は、仏師が彫ったと私は思っている」と述べており（上原 1997）、川原寺の創建瓦において範の製作技術の保持者と生瓦の製作技術の保持者は別に存在した可能性が考えられ、両者が別の動きをした結果、祖形との近似性が文様と技法とで対応しないことは生じ得る。すなわち陸奥には生瓦の製作技術が祖形に近い形で波及したが、文様は作範（彫刻）技術を伴わず、範型となる図面のようなものだけがもたらされた可能性が考えられる。

以下ではこうした憶測も念頭に置いて、瓦当文様や範の製作、生瓦の製作、あるいは焼成・供給といった、瓦生産における技術や段階の違いを意識しながら、この種の瓦群の陸奥国内における展開について改めて捉え直してみたい（第 11 図）。

1. 瓦当文様の広がり

眞保昌弘氏は陸奥の川原寺系鐙瓦を 1 群：外周蓮子が 2 重で弁中央界線のある清水台遺跡 101・角田郡山遺跡例、2 群：外周蓮子が 1 重で弁中央界線のない白河郡衙遺跡群の 1100・1101、根岸官衙遺跡・夏井廃寺跡の a 第一類、大津廃寺の a 類、3 群：中房蓮子の変化や間弁の省略、周縁が直立縁もしくは傾斜縁で線鋸歯文となった上人壇廃寺 110・長者屋敷遺跡例(11)の 3 者に大きく分けたうえで、外周蓮子が二重のものから一重のものへ、弁中央界線のあるものからないものへと変化したと捉えて 1 群から 2 群へ、さらに間弁の退化した 3 群へと変遷したと考えた（眞保 1994・1997・2012）。

一方、昼間孝志氏は 2 群から 3 群が派生し、後出する点は認めつつ、1・2 群の関係に

については、1群の外周蓮子を2重と捉えれば2・3群よりも川原寺式に近いこととなるが、配置の乱れから不規則な配置と捉えると1群が川原寺により近いとは言えず、1群が2群に先行するとは言えなくなるとしたうえで、各郡で同文ながら範が異なることから、共通の祖形から各郡で作範したために別範になったとし、1・2群は同時期である可能性を指摘している（昼間 2012）。

先述のように、文様では2群に含まれる白河郡衙遺跡群 1101 が、技法からみると祖形である川原寺創建瓦に近い。一方、文様上は弁中央界線や2重構成の蓮子から祖形に近いのは1群である。従って現象を矛盾なく説明できるのは、1・2群を同時期とする昼間氏の理解である。ただし、両者は全く無関係に成立したのではなく、凸線交差鋸歯文縁複弁六葉蓮華文という意匠は共通することから、瓦当文様の元となる共通の範型が存在した可能性が高い（第 11 図上段）。

3群とされる上人壇廢寺跡 110 については、弁中央界線がない点は2群と共通するが、外周蓮子が2重である点は1群と共通する。従って3群は、1群ないし2群の特定の型式を模倣して成立したのではなく、両者の文様要素を引き継いで成立した可能性がある。ただし3群の外縁が交差しない線鋸歯文である点は、1・2群のいずれとも異なる。3群も先に想定した1・2群に共通の範型に基いて作範が行われ、その過程で弁中央界線や間弁が消失するなどの退化が起こった可能性もある(12)。

では、文様の共通性の高い1・2・3群それぞれの模倣関係はどうか。まず1群についてみると、山路直充氏が角田郡山遺跡例で弁輪郭線に弁端の切れ込みがあるが清水台例では切れ込みがない部分がある点を指摘しつつ、角田郡山例ではX字状の凸線を1単位とする交差文が隣の交差文と相互に重複する部分があることや、宇瓦の文様が鐙瓦の外区を模した交差文である点などを考慮し、清水台遺跡→角田郡山遺跡の順と考えている（山路 2010）。眞保氏や昼間孝志氏（昼間 2012）も清水台遺跡例がT字状間弁をもつことから、より祖形（下野薬師寺 101）に近いとし、山路氏と同様の順序を想定している。しかし先述したように、陸奥の複弁六葉の祖形を下野薬師寺跡と考えず、Y字形の間弁がより祖形に近いと考えれば、順序は逆になる。蓮子構成は角田郡山遺跡例が1+6+11、清水台遺跡 101 が1+5+10 で、複弁六葉の文様構成や割り付けからみると、内側の外周蓮子が6個の角田郡山例の方が、弁数と対応することから本来的な文様構成と考え得る。ただし文様の解釈論だけでは、両遺跡の先後関係を決定するのは難しく、一方が他方を模倣したというのではなく、上述した共通の範型から並列的に派生した可能性もあるだろう。

次に2群については、白河郡衙遺跡群の 1101、根岸官衙遺跡群の a 第一類、大津廢寺の a 類の3者が各遺跡での初出型式である。製作技法からみて、白河 1101 が先行するとみられるが、これに後出する 1100 も含め、極めて似通った文様である。このうち、根岸 a 第一類は蓮子が弁中央に対応する点で、白河で 1101 に後続する 1100 よりも 1101 に近く、1100 を介在させずに成立した可能性が高い。逆に、蓮子が弁間に対応する 1100 は、a 第一類と並列的に派生したものである可能性が考えられる。後述する技法面においても 1100 と a 第一類はともに A 手法→C 手法の変遷を想定でき、並列的な関係が想定できる。大津廢寺 a 類もこれらと同文であり、どれがどれを模倣した、ということは考えにくい。従って、白河や根岸の例と共通の範型に基いて並列的に作範されたと考えられる。ただし大津廢寺例は C 手法を伴うことから、A 手法を伴う白河 1100 や根岸 a 第一類よりも、やや遅れて

生産が開始された可能性がある。

以上のように、これらの複弁六葉蓮華文鏡瓦の文様は、特定の遺跡から出発して1群から2群へ、2群から3群へと一列の伝言ゲームのように順次、文様が伝播し、その過程で変容していったのではなく、文様の違いはそれぞれで作範が行われたことによる文様の認識差や作範の技術差に起因して生じた文様の退化・省略化の度合いの高さの違いと考えられる。しかし凸線による交差鋸歯文や弁数が6弁である点など全体の文様構成は共通性が高いことから、これらの瓦当文様のもととなった共通の範型が存在した可能性が高い。ここで言う「範型」の実態は十分な手掛かりがないが、川原寺式本来の面違鋸歯文や立体的な蓮弁の表現から鋸歯文や弁輪郭線に凸線化が目立つことから、立体の伝わりにくい文様の図面のようなものであった可能性が考えられる。ただし、かなり文様の崩れた上人壇廃寺110も含めて範端が瓦当側面にかぶるAタイプの範形を踏襲していることから、文様の図面だけではなく、範そのもののモデルも存在したと推測される。それらの範型は、祖形となる川原寺創建瓦の初現的な技法とともに、本地域にもたらされたのであろう。

2. 同範関係（瓦範の製作・管理と需給関係）

白河郡では1101に後出して1100、1110、1111などの範が成立したと考えられる。それらは生産窯を除くと、同じ郡内の関和久官衙遺跡・関和久上町遺跡・借宿廃寺跡の3遺跡に同範関係がある。石城郡では、白河の1100や1101に酷似するが別範であるa第一類が初出型式で、後出的なa第二・三類もある。a第一類は根岸官衙遺跡・夏井廃寺跡の2遺跡で同範である。清水台遺跡101は角田郡山遺跡例に酷似するが別範であり、後出の102の範もあるが、これも清水台でしか出土しない。角田郡山遺跡・上人壇廃寺・大津廃寺の範も他と別範である。従って、郡毎に範が異なる一方、同郡内の複数の遺跡で同範瓦が共有されている。初出型式に後続する複数の範がみられる場合、それらは郡毎に存在する初出型式から派生したと考えられるものである。以上から、郡を越えた同範関係はなく、原則として範は郡の外に出ることはなかったと考えられることから、範は郡段階で製作・管理されたと判断される。

なお、これらの瓦を生産した窯については、すべてが把握されているわけではないが、白河郡の第1グループは、消費地周辺に点在する大岡窯跡・かに沢窯跡・巡り窪窯跡などで生産されたことが知られ、根岸官衙遺跡群のa第一類は梅ノ作瓦窯跡、清水台遺跡101は開成山窯跡、角田郡山遺跡例は今泉窯跡や峰窯跡、上人壇廃寺110は上人壇窯跡が生産窯として知られる。いずれも同郡内で需給関係が完結し、郡を越えた供給はない(13)。

3. 製作技術の波及と工人編成

川原寺式の初現的な技法のみられる白河郡衙遺跡群の第1aグループが本地域へ初めに導入され、以後、白河郡では第1bグループが後続し、郡衙周辺寺院や正倉院に伴う瓦生産が順次おこなわれることにより、瓦作りの技術が継承された。その過程で、鏡瓦はA手法→B手法→C手法の順に変遷し、C手法はさらに後続する1110・1111に引き継がれたことは、先にみたとおりである。男瓦先端にキザミを入れる手法はA手法を伴う1100までで、1100の後出の型式では行われなくなる。宇瓦も第1aグループから第1bグループへの変遷過程で、弧線や凹線が精緻ものから粗雑なものへ、また側面の加工も剣先形の1

手法からコの字形の2手法へと変わったと考えられる。

これらの技法は、白河郡内にのみ展開したのではなく、先述した瓦当文様と同様に、技法も他地域へ波及したと考えられる（第11図下段）。根岸のa第一類は瓦当部の製作手法は多くが瓦当裏面の平坦なC手法であるが、一部にA手法とみられるものがある。また大津廃寺a類は今のところC手法のみである。従って根岸a第一類は白河1100にやや遅れて並列的に変遷し、大津の例がさらに遅れると考えられる。

根岸官衙遺跡群では、ロクロ型挽き重弧文字瓦、粘土板巻作り無段男瓦、粘土板桶巻作りで凸面ナデ・ケズリの女瓦が組むが、凸面布目女瓦や、側縁を剣先型に加工する宇瓦・女瓦は見られない。従って白河郡衙遺跡群第1aグループからすべての要素を受容したのではなく、これとは別に存在した山王廃寺系の瓦群などから引き継いだ要素もあったのであろう。

大津廃寺では、瓦当に男瓦を接合する際に男瓦の先端にキザミを施す点や、宇瓦の弧線に細隆線を伴う点、凸面布目女瓦が出土する点で白河郡衙遺跡群と共通性が高いが、宇瓦・女瓦は側縁剣先形加工でなく、宇瓦は顎面に縄叩き目を残すものがみられる点などは、白河郡第1bグループと同様のやや後出的な要素がみられる。

次に清水台遺跡では鑑瓦101、宇瓦501、粘土板巻き作り無段男瓦、粘土板桶巻き作りで凸面に縄叩き後にナデ・ケズリを施す女瓦が組み、製作技法は白河郡衙遺跡群からの技術波及の一端と理解することができる。ただし、凸面布目女瓦や側縁剣先形加工は見られないことや、鑑瓦の瓦当裏面が平坦なC手法であるから、第1bグループと平行し、C手法の出現以降とみられる。なお、同郡内では、これとは別に単弁蓮華文に伴う瓦群が同時期かやや先行して存在し、そうした別系譜の瓦群の影響も考慮される。

角田郡山遺跡例では、型押し連菱文字瓦、粘土板巻作り無段男瓦、粘土板桶巻作りで凸面に格子叩き女瓦が組む。鑑瓦の文様上では共通する清水台遺跡との間に、セットとなる瓦において大きな違いがあり、文様とは別系譜の技法が用いられたと考えられる。

上人壇廃寺110には手描き重弧文字瓦231、粘土板巻き作り無段男瓦、粘土板桶巻作りで凸面に格子叩きを施す女瓦が組む。宇瓦のへら描きによる鋸歯状や斜格子状の顎面文様は、既に指摘されているように借宿廃寺のそれが影響を与えた可能性が高い。重弧文も同様に借宿などの影響とみられる一方、瓦当文を分割後に施文する点は、角田郡山の宇瓦に用いられた分割後に範押しする技法の影響を受けた可能性がある。

このように、同じ複弁六葉蓮華文の文様を採用したこれらの遺跡では、濃淡はあるものの、瓦群全体の技法にも影響関係がみられ、白河郡衙遺跡群第1aグループの波及として理解できる。ただし、これらの遺跡ですべての要素が一致するわけではなく、各遺跡での受容の過程で、既存の別系譜の瓦群の影響や取捨選択、工程の省略が行われることによって変容したのであろう。

先述のように、白河郡衙遺跡群を構成する3遺跡で鑑瓦の瓦当裏面の特徴や宇瓦の瓦当厚・顎長に違いがみられる点、根岸官衙遺跡ではa第一類に夏井廃寺ではロクロ型挽き重弧文が組むのに対し、根岸官衙遺跡では分型後型挽き重弧文が組む点などから、郡内に複数の施設が存在する場合、施設毎に技法が異なっていたと考えられ、生瓦の製作にかかる工人編成は施設毎ないし造営毎に行われたと考えられる。

以上のように、各遺跡の交差鋸齒文縁複弁六弁蓮華文の初出型式は同じ文様意匠の範型が元になり、それに基づいてそれぞれ瓦範が製作されたと考えられる。範が各地を移動するのではなく、このような方式がとられたのは、それらの地域の瓦生産が相互に重なる時期に行われたためであろう。

このようにして各郡で製作された瓦範は、白河や石城の例のように郡毎には郡内複数の施設で同範瓦が共有されるが、郡を越えた同範関係はないことから、瓦範の製作・管理は郡単位で行われたと考えられる。需給関係も郡を越える例はなく、瓦屋も郡単位で設置・運営されたと考えてよい。

また、これらの遺跡では生瓦の製作技法も相互に共通するが、それぞれ要素の欠落や変容がみられる。それらは工人編成の違いや他の瓦群の存在など受容側の事情によって生じたと考えられる。このようなあり方もまた、限られた工人が巡回するようにして造瓦を行ったのではなく、各地にほぼ同時期に技法が広がったことによるものと理解できる。

各郡で郡毎ないし、同郡内で複数の施設が造営される場合には施設毎・造営毎に工人編成が行われたことを反映すると考えられる。

さて、瓦群を構成する各要素のあり方は、その瓦群の生産・供給をめぐって取り結ばれた社会関係が反映されていると考えられる。すなわち、瓦範や瓦屋など造瓦に必要な道具や設備は郡毎に準備・管理されたとみられ、瓦作りの技術は瓦当文様とともに郡毎に継承され、その技術保持者は施設の造営毎に編成されて、郡内の瓦屋で生瓦の製作・焼成を行っており、郡を基本とした造瓦体制が組み立てられたと考えられる。

ただし、各郡にまたがって共有された文様意匠の範型の存在を想定でき、それに伴う製作技法も各郡に波及している点から、その展開には郡を越えたレベルでの協力関係があったと考えられる。そして、それらの文様・技法の端緒となった白河郡衙遺跡群第1aグループには畿内周辺などで川原寺の初現的な技法を保持する地域からの直接的な技術移植が想定され、それらの文様や技術の導入にあって、広域的な技術導入が行われたとみられること、それは各郡において相次いで行われた郡衙や郡衙周辺寺院の造営に伴うものであったことから、そうした諸郡にまたがる関係には、より上位のレベルである陸奥国の関与も想定すべきであろう。

V. 展開の背景

陸奥における初期の瓦生産については、山田寺系・川原寺系・紀寺系・山王廃寺系などの文様の分布が、石城国や石背国あるいは狭域陸奥国といった地域毎に偏在し、それらは評衙やその附属寺院の造営に伴うものであったことから、律令国家の地方行政機構の整備と密接に関わって展開したと考えられている（戸田 1987、辻 1988・1992・1994、木本 1996）。近年でも佐川正敏氏が同様の視点で、7世紀第3四半期に遡る東北最古の寺院が当時の陸奥国の北端にあたる信夫評の腰浜廃寺と宇多評の黒木田遺跡に建立されたことについて、蝦夷の領域と対峙する立評期の陸奥国北端を明確に意識し、蝦夷領域の南端である仙台平野への本格的進出の安寧を図るために、両地域に最初の寺院が造営されたと推定

している（佐川 2012）。

陸奥国の太平洋沿岸の北端に位置する宇多評の黒木田遺跡と、南端の石城評にある夏井廃寺跡では、山王廃寺系の瓦群の導入とともに本格的な寺院の造営が行われており、その年代は7世紀第4四半期と推定される（藤木 2012）。佐川氏が指摘するとおり、黒木田遺跡が所在する宇多評は天然の良港である松川浦を擁し、その前段の7世紀第3四半期から陸奥国北端の評としての役割を担ったと考えられる（佐川 2012）。同様に石城評の根岸官衙遺跡群には荒田目条里遺跡出土の木簡から郡が掌握した「立屋津」が近接して存在したことが知られ、太平洋沿岸の両評はいずれも海上交通の要衝の評として機能したと考えられる（荒木 2014）。既に指摘されているとおり、これら山王廃寺系の瓦が太平洋沿岸に展開する一方、本稿の主題となる川原寺系瓦の分布は山道・阿武隈川に沿った展開をみせることから、山王廃寺系瓦と対比される存在である。

これまでの検討から、陸奥の川原寺系瓦は、大和川原寺の創建瓦に端を発する初現的な川原寺式瓦群の特徴を留める白河郡衙遺跡群第1aグループが、関和久上町遺跡の官衙施設の造営に伴って端緒的に導入されたと考えられる。それには川原寺創建期の瓦の製作技術を保持した技術者による、陸奥への派遣ないし招来などの形での伝播が想定できる。その年代は、先述のように、川原寺の造営が終了してからそう遅れない7世紀第4四半期であったと推定される。地方官衙における瓦葺建物としては早い例と言える（14）。

続く7世紀末～8世紀初頭の時期には、白河評では第1bグループの瓦群が多量に生産され、郡衙周辺寺院の創建や正倉の瓦葺化が行われた。長期の造営によって1100の範は長く用いられ、一部は多賀城創建期に近接する時期まで降る。また、これと平行して陸奥国内の各地域に同系の文様と技法をもつ瓦が波及・展開し、それらの地域で評衙や周辺寺院の造営が行われている。

瓦群の導入の端緒となった白河地域には、この時期、畿内系の技術が直接的にもたらされる状況が存在したと考えられる（15）。その背景には、先学が指摘するとおり、白河地域に東山道における陸奥国への入口に当たる要衝としての重要性があったのではなかろうか。

天武12～14年（683～685）には、諸国の国境が確定され、令制国の領域区画が成立する。白河評については、陸奥国への入口にあたる地域にあつて、策定された境界を取り仕切る評であることから、人々の往来を規制し、境界を表示する施設として、関和久上町遺跡に国家の威容を示す瓦葺の官衙が造営されたと理解できる（16）。

律令国家の領域の区分が交通路と密接に関わり、諸国の国境確定は畿内と地方を結ぶ主要な交通路に沿って区切られる方法で行われたことが、文献史学の側から明らかにされている（鐘江 1993）。先学が着目したとおり、陸奥国において複弁六葉の文様は、国造域である陸奥南部の入口にあたる石城評や、その出口にあたる伊具評など要衝の地、すなわち一定の範囲を区分していこうとする際の「道口」「道尻」にあたる地域に対応して展開している（第12図）。これらの各評が「道口の評（郡）」「道尻の評（郡）」として国家から位置づけられ、その機能を果たすために、陸奥国の積極的な関与のもと、各評で寺院・官衙の造営が進められた結果、同系の文様が採用されることとなったのではなかろうか。

なお、こうした領域区画は、天武朝の国境確定によってすべて完成したわけではなく、大宝令以後、和銅～養老年間にも新たに9ヵ国が分置されていることから、その後も修正・再編を加えられた。『常陸国風土記』多珂郡条にみえる白雉4年（653）の石城評と多珂評

の建評の後、天武朝の国境確定事業を経て定まった陸奥国と常陸国の境（＝石城評と多珂評の境）は、養老2年（718）に陸奥国の太平洋沿岸の5郡と、それまでの国境を隔てて隣接していた多珂郡から菊多郡を合わせて石城国が建置されたことで改変される。すなわち、この時点で国境は菊多郡の南端、大津廃寺の付近となるのであり、大津廃寺にも一連の施策を背景として、川原寺系の文様が展開したと理解しておきたい。

おわりに

以上、陸奥南部に展開する凸線交差鋸歯文縁複弁六葉蓮華文鑑瓦について、その系譜、年代、展開の過程について考察を進め、その背景について試論を述べた。

この種の瓦が律令国家の地方行政機構の整備と密接に関わって展開するとした先学の指摘は大局的には正しく、本稿では瓦の製作技法を中心に、その具体的なあり方をわずかではあるが、明確にし得たことが成果と考える。

それは須田勉氏の指摘のとおり、全国的な視野からみれば、律令制支配を貫徹するための施策の一環として進められたものと理解でき、地域的にはこの種の瓦が展開した陸奥南部の地域に関東の諸国と同じく蝦夷領域の前線に対する後方支援地域としての役割を担った、当時の中央政府による一連の対蝦夷政策のなかに位置づけられるものであろう。

本稿での検討の契機となった須田氏の論考で扱われた関東の諸国における複弁文は、多くが国境地帯に展開するという特徴をもっている。他国の事例については、個別に検討する必要があるけれども、律令国家による領域支配の推移と、在地における社会関係の両者が、この時期の寺院・官衙の造営をめぐる瓦生産に反映されていると考えられる。その実態については、他地域の事例との比較検討を通じて、今後、さらに追究を続けていきたいと思う。

註

- (1) 本稿で用いる「鑑瓦」「宇瓦」「男瓦」「女瓦」の語は、それぞれ「軒丸瓦」「軒平瓦」「丸瓦」「平瓦」を指す。用語についての筆者の立場は、第3部第1章の註1を参照。
- (2) 須田氏は、両地域の複弁文に共通した要素が多いにもかかわらず、関東の諸例が8世紀第2四半期に位置づけられているのに対し、陸奥では7世紀末～8世紀初頭の年代が与えられ、最大で四半世紀ほどの年代差が生じている点を問題視されている。
- (3) 岡本東三氏は、「川原寺式」の定義を「I文様帯（内区、藤木注）に蓮子がめぐった中房と複弁八弁を配し、II文様帯（外縁、藤木注）を面違い鋸歯文で構成したもの」に限定して用い、その変容型式は垂型式と捉える（岡本 1996）。「川原寺式」はこのように狭義に用い、本稿の主題となる陸奥の事例は「川原寺系」とする。
- (4) 瓦吹 2000 では男瓦は粘土板巻作り無段で凸面ナデの1種類とされる。ここでは無段をa類・有段をb類としておく。
- (5) 上総大寺廃寺や寺井廃寺・下野薬師寺の例は、蓮弁の表現や中房の細い凸線による輪郭線や蓮子周

- 環が伴うこと、外縁の面違鋸歯文など、立体的な川原寺創建瓦の文様表現を忠実に模倣したものである。これに対し、陸奥の例では外縁の交差鋸歯文や弁輪郭線などに凸線化が目立つ。
- (6) その理由については、縦置き型一本作りの男瓦痕跡のルジメント（退化器官）とする説があり、近江の南滋賀廃寺にみられる一本作りの川原寺式軒丸瓦が、川原寺のそれより先行するとの意見がある（金子 1983）。
 - (7) 山路氏によれば、瓦当裏面下半の高まりの形状から、高さが 1～2 cm と高いもの（突帯 A）、高さ 1 cm 以下で幅 2 cm と幅広く低いもの（突帯 B）、突帯 A と同様の高まりがあるが側面を斜めに削るもの（突帯 A'）があるという。高まりは瓦当裏面下半外周に別粘土を付加したものである。
 - (8) ただし行基式も少量ある。ただし行基式は軟質な 2 群。
 - (9) 宮本敬一氏は、年代差の存在から上総大寺廃寺の川原寺式の瓦当文様と光善寺廃寺の凸面布目女瓦のつながりには否定的である。
 - (10) なお、白河郡衙遺跡群と一致するこれらの技法が、陸奥とこれらの地域と交流のなかで広がった可能性はある。
 - (11) 先行研究では、長者屋敷遺跡出土例も複弁六葉であることから、同系瓦として扱われる場合があるが、この例は外縁が素文の直立縁で、交差鋸歯文縁の陸奥の例とは大きく異なることから、検討の対象から除外したい。
 - (12) 清水台遺跡や角田郡山遺跡では外周蓮子がどれも同じ大きさである。一方、川原寺式の祖形である大和川原寺の 601 型式では、4 種の範がいずれも外周蓮子は 2 重目より 1 重目が小さい。上人壇廃寺例にみられるように 2 重にめぐる外周蓮子のうち内側が外側に比べて小さい点は、清水台例や角田郡山例よりも川原寺に近い範型が存在した可能性を示唆する。
 - (13) 白河郡内にあるかに沢窯跡が、石背郡内の米山寺跡に瓦を供給していた実態が明らかにされているが（戸田 1987）、第 1 グループに伴う時期のものではない。
 - (14) 鈴木啓氏は、関和久上町遺跡の中心建物となる SB50 が 9×4 間で郡衙にはない国府正殿クラスの規模をもつことから、同遺跡が国府の管理下にある関に関わり、国司四等官が交替で任じられた関司が勤務した建物と想定している（鈴木 2009）。同遺跡では SB50 周辺の地区で瓦の出土が集中することから、付近の施設が瓦葺であった可能性が高く、正倉以外で瓦葺の建物が設置されたとすると、鈴木氏の指摘のとおり郡衙としては異例であり、瓦のあり方からみても、国の関与のもとで造営・管理された施設が存在した可能性があると考えられる。
 - (15) 畿内系横口式石槨をもつ谷地久保古墳・野地久保古墳は 7 世紀後半頃の造営と推定されている。同地域には、その前段に北関東の系譜が想定される下総塚古墳が築造されている点も興味深い（鈴木一寿氏のご教示）。
 - (16) 例えば陸奥国行方評は、律令国家の対蝦夷政策のための製鉄を担う評として成立したと考えられる。菅原祥夫氏が近年、これらの地域へ近江からの技術導入があったことを論じている（菅原 2015）。律令国家がその支配を遂行するにあたって、令制国のなかに編成された各評がそれぞれの役割を果たすため、畿内周辺に存在し国家的に掌握された技術が、必要に応じて移植されたと考えられる。

参考文献

- 荒木 隆 2014 「陸奥南部における古代交通路—郡家と官道・川・海の利用」『福島県立博物館紀要』第 28 号
- 伊東信雄 1973 「複弁六葉蓮華文軒丸瓦の考察」『関和久遺跡』I 福島県教育委員会

- 茨城県立歴史館 1994 『茨城県における古代瓦の研究』学術調査報告書 4
- いわき市教育委員会 2000 『根岸遺跡 磐城郡衙跡の調査』いわき市埋蔵文化財調査報告第 72 冊
- いわき市教育委員会・財団法人いわき市教育文化事業団 2003 『梅ノ作瓦窯跡群 ―陸奥国磐城郡古代窯跡の調査―』いわき市埋蔵文化財調査報告第 98 冊
- いわき市教育委員会 2004 『夏井廃寺跡』いわき市埋蔵文化財調査報告第 107 冊
- 上原真人 1997 『瓦を読む』歴史発掘 11 講談社
- 大竹憲治 1985 「石城における複弁蓮華文鏡瓦小考」『東洋文化研究』第 4 号
- 大竹憲治 2004 「考古学から見た石城評の成立―特に多珂と石城出土の鈴鏡・鈴釧・鏡瓦を中心に―」『いわき地方史研究』41 いわき地方史研究会
- 大橋泰夫 2012 『古代日本における法倉の研究』平成 21 年度～23 年度科学研究費補助金 基盤研究 (C) 研究成果報告書
- 岡本東三 1996 「川原寺式軒瓦の波及と分布」『東国の古代寺院と瓦』吉川弘文館
- 梶原義実 2010 『国分寺瓦の研究 考古学からみた律令期生産組織の地方的展開』名古屋大学出版会
- 勝見一品 2009 「下野薬師寺の川原寺式軒先瓦」『古代瓦研究Ⅲ ―川原寺式軒瓦の成立と展開―』奈良文化財研究所
- 鐘江宏之 1993 「『国』制の成立―令制国・七道の形成過程―」『日本律令制論集』上 吉川弘文館
- 金子裕之 1983 「軒瓦製作技法に関する二、三の問題―川原寺の軒丸瓦を中心として―」『文化財論叢』
- 川崎市教育委員会 2014 「神奈川県川崎市橘樹官衙遺跡群の調査―橘樹郡衙跡・影向寺遺跡総括報告書〔古代編〕―」川崎市埋蔵文化財調査報告書第 8 集
- 瓦吹 堅 2000 「古代常陸国多珂郡の古瓦―大津廃寺跡を中心に―」『瓦衣千年』
- 北村圭弘 2009 「琵琶湖東岸地域の川原寺式軒瓦」『古代瓦研究Ⅲ ―川原寺式軒瓦の成立と展開―』奈良文化財研究所
- 木本元治 1996 「東北地方の複弁六葉蓮華文軒丸瓦」『論集 しのお考古』
- 郡山市教育委員会・財団法人郡山文化・学び振興公社 2007 『清水台遺跡―総括報告 2006―』小谷徳彦 2009 「川原寺の丸・平瓦」「川原寺の創建瓦」『古代瓦研究Ⅲ ―川原寺式軒瓦の成立と展開―』奈良文化財研究所
- 小谷徳彦 2009 「川原寺の丸・平瓦」「川原寺の創建瓦」『古代瓦研究Ⅲ ―川原寺式軒瓦の成立と展開―』奈良文化財研究所
- 佐川正敏 2012 「寺院と瓦生産からみた律令国家形成期の陸奥国」『古代社会と地域間交流 ―寺院・官衙・瓦からみた関東と東北―』国士舘大学考古学会編 六一書房
- 白河市教育委員会 2010 『借宿廃寺跡』白河市埋蔵文化財調査報告書第 55 集
- 進藤秋輝 1976 「東北地方の平瓦桶型作り技法について」『東北考古学の諸問題』東北考古学会
- 眞保昌弘 1992 「夏井廃寺出土古瓦の基礎的研究」『いわき市教育文化事業団研究紀要』第 3 号
- 眞保昌弘 1994 「陸奥国南部に分布する二種の複弁系鏡瓦の歴史的意義について」『古代』第 97 号 早稲田大学考古学会
- 眞保昌弘 1997 「陸奥地域の関東系軒先瓦を中心とした受容とその背景」『東国の初期寺院』関東古瓦研究会
- 眞保昌弘 2012 「陸奥国南部を中心とした川原寺系鏡瓦の展開とその意義」『古代社会と地域間交流 ―寺院・官衙・瓦からみた関東と東北―』国士舘大学考古学会編 六一書房
- 須賀川市教育委員会 2011 『上人壇廃寺跡』須賀川市文化財調査報告書第 59 集

- 菅原祥夫 2015 「製鉄導入の背景と城柵・国府、近江」『考古学ジャーナル』669 ニューサイエンス社
- 鈴木 功 2006 『白河郡衙遺跡群』日本の遺跡 10 同成社
- 鈴木 啓 2001 「借宿廃寺跡」『白河市史』第4巻 資料編1 自然・考古 白河市
- 鈴木 啓 2009 『南奥の古代通史』歴史春秋社
- 須田 勉 1998 「光善寺廃寺」『千葉県の歴史』資料編 考古3 (奈良・平安時代)
- 須田 勉 2013 「地方寺院の造営と蝦夷政策」『日本古代の寺院・官衙造営』吉川弘文館
- 関市教育委員会 2009 『国指定史跡 弥勒寺官衙遺跡群 弥勒寺跡 講堂跡発掘調査 平成9・10年度』
- 高井佳弘 2009 「上野寺井廃寺の川原寺式軒瓦」『古代瓦研究Ⅲ 一川原寺式軒瓦の成立と展開一』奈良文化財研究所
- 高松俊雄 1994 「郡山市開成山窯跡出土の瓦 一清水台遺跡出土瓦の変遷に関して一」『研究紀要』第1号 財団法人郡山市埋蔵文化財発掘調査事業団
- 田中弘志 2008 『律令体制を支えた地方官衙 弥勒寺遺跡群』シリーズ遺跡を学ぶ 46 新泉社
- 辻 史郎 1998 「武士遺跡」『千葉県の歴史』資料編 考古3 (奈良・平安時代)
- 辻 秀人 1984 「陸奥南部の造瓦技法 一腰浜廃寺・関和久遺跡出土瓦の検討一」『大平台史窓』3号
- 辻 秀人 1988 『陸奥の古瓦』福島県立博物館企画展示図録
- 辻 秀人 1992 「陸奥の古瓦の系譜」『福島県立博物館紀要』第6号
- 辻 秀人 1994 「陸奥国における雷文縁複弁四弁、単弁八弁蓮華文軒丸瓦の展開について」『古代』第97号 早稲田大学考古学会
- 土山公仁 2009 「美濃の川原寺式軒瓦」『古代瓦研究Ⅲ 一川原寺式軒瓦の成立と展開一』奈良文化財研究所
- 栃木県南河内町教育委員会・国士舘大学文学部考古学研究室 2004 『史跡下野薬師寺跡Ⅰ 一史跡整備に伴う調査一』
- 戸田有二 1985 「古代石背・石城地方に於ける初期古瓦の様相 一複合鋸歯文縁六葉複弁蓮花文鏡瓦を中心として一」『唐澤考古』第5号
- 戸田有二 1987 「古代石背地方古期屋瓦考」『国士舘大学文学部 人文学会紀要』第19号
- 奈良国立文化財研究所 1960 『川原寺発掘調査報告』奈良国立文化財研究所学報第9冊
- 奈良文化財研究所 2009 「討議」『古代瓦研究Ⅲ 一川原寺式軒瓦の成立と展開一』奈良文化財研究所
- 花谷 浩 2009 「飛鳥の川原寺式軒瓦」『古代瓦研究Ⅲ 一川原寺式軒瓦の成立と展開一』奈良文化財研究所
- 昼間孝志 2012 「鋸歯紋縁複弁軒丸瓦の伝播 一北関東と南東北にみる類似した動態一」『古代社会と地域間交流 一寺院・官衙・瓦からみた関東と東北一』国士舘大学考古学会編 六一書房
- 福島県教育委員会 1985 『関和久遺跡』
- 福島県教育委員会 1994 『関和久上町遺跡』福島県文化財調査報告書第300集
- 藤木 海 2012 「瓦からみた陸奥南部の寺院造営と坂東 一山王廃寺系軒先瓦の文様と技術系譜一」『古代社会と地域間交流 一寺院・官衙・瓦からみた関東と東北一』国士舘大学考古学会編 六一書房
- 宮本敬一 2009 「上総大寺廃寺の川原寺式軒瓦」『古代瓦研究Ⅲ 一川原寺式軒瓦の成立と展開一』奈良文化財研究所
- 山路直充 1993 「下総国分寺創建期鏡瓦の製作技法と千葉寺廃寺の事例」『千葉県の歴史』45 千葉県

山路直充 2005 「下野薬師寺 101 型式（川原寺式）鑑瓦の祖型」『古代東国の考古学』慶友社

山路直充 2010 「大和の文様、東へ一瓦当文様の伝播と関東・坂東・陸奥―」『古代社会と地域間交流
―寺院・官衙・瓦からみた関東と東北―』一般社団法人日本考古学協会第 76 回総会実行委員会

終章 一 古代地方官衙と官衙周辺寺院の造営・維持・管理体制一

本研究では、瓦の生産・供給の関係や、文様・技術の系譜関係の検討を行い、地方官衙と周辺寺院の造営・維持・管理にかかり、瓦の調達をめぐって結びつれた多様な社会関係の一端を明らかにした。すなわち、郡衙および周辺寺院の造営・維持・管理は、それらの施設が存在する地域の様々なレベルにおける在地的な諸関係のなかで実行されたと考えられる。その具体的なあり方が、瓦生産に多様な形で反映されていることを、本研究によって把握できたと考える。これまで明らかになった点をまとめ、それらの施設が機能した律令国家の社会構造の特質を明らかにしたい。

I. 国府との関係

陸奥国府である仙台市郡山遺跡や多賀城跡出土の瓦と瓦当文様や製作技法の共通する瓦は、陸奥南部の郡衙や周辺寺院の瓦に散見される。行方郡の泉官衙遺跡については、第1部第3章で多賀城Ⅰ期末の230・231-660の影響を受けたⅡ群を、同第5章では仙台市郡山遺跡と文様が共通する鏡瓦を取り上げた。後者については、国府との関係は断片的ながら、瓦以外の考古資料や、歴史的背景を考慮することで、初期の陸奥国において、国内の郡衙・郡衙周辺寺院が国府機能の一端を担うことを背景として、国府と同系の文様をもつ瓦が用いられたとの試論を提示した。

一方、前者、すなわち泉官衙遺跡Ⅱ群の瓦は、多賀城230・231-660を文様のモデルとしているが、特に宇瓦の製作技法は在地に前段階から存在した宇瓦の包み込み技法や女瓦の桶巻作りが用いられ、660の女瓦一枚作りや貼付段顎などの技法を受容していない。従って、これらの瓦は、在地で行方郡衙周辺寺院の造営・維持に携わり、その技術を継承した瓦工によって製作されたと考えられる。ただし、それまで在地になかった660の削り出し段顎を採用しており、細部の手法は多賀城の影響を受けたとみられる部分もある。こうした細部の手法は、多賀城660の製作に携わっていないと知り得ないものと思われ、行方郡衙周辺寺院の第Ⅱ期の瓦を製作した瓦工が多賀城の上記セットの生産に携わった結果、その技法を知り、在地における瓦生産では再び桶巻作り・包み込み技法で宇瓦を製作するが、段顎の作り方は660のそれを取り入れた帰郷型の技術導入によると考えられる。ここでの関係は、国衙工房への上番と帰郷を契機とした技術の波及と捉えることができる。

陸奥南部諸郡のなかでは、関和久上町遺跡をはじめとした白河郡で、創建期のⅠ群に後続するⅡ群に、鏡瓦の八葉重弁の瓦当文様や宇瓦の手描き重弧文・顎面文のほか、女瓦に凸型台上で2次叩きを施したとみられるものがあり、多賀城創建期の瓦群の影響を受けたも

のとみられる（第2部第1章）。ただし、粘土紐桶巻作りの女瓦や、鑑瓦の外縁に凸線交差鋸齒文を施す点など、I群の継承とみられる点もあり、行方郡と同様に在地の瓦工が多賀城の影響を受けて制作したものであろう。やはり、多賀城創建にかかる造瓦への参画などを契機として、在地に持ち帰った技法なのであろう。

関和久上町遺跡ではこのほか、多賀城II期に相当するとみられる単弁八葉蓮華文のIV群と重圈文のV群がある。IV・V群の前段には下野国芳賀郡系のIII群が関和久官衙遺跡中宿・古寺地区所用瓦として用いられていることから、前段階からの継続ではないが、II群以降も国府との関係が継起的にみられる。この点は、行方郡でも重圈文鑑瓦がみられることから同様である。これら事実、これらの寺院・官衙の瓦生産に、陸奥国府による積極的な関与があったことが想定される。一方、在来の文様・技法との融合がみられる例は、技術を受容する側の主体的な取捨選択があったものとみられ、これらの郡を本貫地とする瓦工が国衙工房に上番し瓦生産に参画した結果、技術を習得した場合もあったであろう。

こうした点は、多賀城創建期の瓦を生産した窯が多数分布する宮城県大崎地方に所在する丹取郡の名生館官衙遺跡・伏見廃寺、加美郡の城生柵跡・東山官衙遺跡・菜切谷廃寺、色麻郡の一の関遺跡などで、多賀城の創建以降に大崎平野に成立した国府系の瓦窯から直接瓦の供給を受けていることと大きな違いである。

瓦当文様ないし製作技法において、国府との関連が認められるのは、上記の例のほかに、福島市腰浜廃寺（II群）、相馬市黒木田遺跡（女瓦 3511）のほか、本研究では触れられなかった須賀川市上人壇廃寺や国見町徳江廃寺、富岡町小浜代遺跡が挙げられる。これらは、小浜代遺跡を除くと、いずれも各遺跡出土瓦全体のなかでは出土数において客体であり、各施設の創建にかかる瓦生産が一旦終了した後の、補修用の瓦である。国府と同範関係にある瓦はなく、文様に在地的な変容が加えられているものが多い。また文様上で国府との関係が指摘できるものも、製作技法が異なり、国府の影響を受けていても、これを形だけ模倣したものである場合もある。なお、小浜代遺跡は、鑑瓦の六弁や周縁の内側にみられる凸線鋸齒文、女瓦の粘土紐桶巻作りなどの技法は、関和久官衙遺跡のI群やII群の瓦の影響であると考えられている。

このように、陸奥南部の瓦にみられる国府系瓦は、国府系瓦屋から直接供給を受けた例はなく、国府の関与のもとでの技術導入のうえで、在地で生産されたものであり、在地で主体的にそうした文様・技術を採用した面が強いと考える。

II. 郡間の関係

(1) 同範関係

郡を超えた供給関係が確認できるのは、第1部第3章で取り上げた泉官衙遺跡のII群の瓦

で、行方郡衙周辺寺院と標葉郡衙関連遺跡である郡山五番遺跡へ向けて、行方郡内の京塚沢窯跡から供給されている例がある。文様上はセットとなる 230・231-660 が出土する遺跡は、鑑瓦・宇瓦がセットで出土する例は少なく、多くはセット関係を崩して日の出山窯跡から供給されている。これと同様に、泉官衙遺跡・郡山五番遺跡でもセット関係を崩して供給されていることから、特定の施設の造営と結びつかない汎用的な瓦として生産・供給された結果であろう。なお、これらⅡ群の瓦は、鑑瓦では郡山五番遺跡でしか出土しない E 類の文様、宇瓦では泉官衙のみで出土する均整唐草文字瓦の文様を継承していることから、行方・標葉両郡衙周辺寺院にかかる瓦生産に携わった瓦工が改組・再編され、こうした汎用的な瓦生産・供給を行う体制が成立したのでであろう。この需給関係は、上述の多賀城創建期にかかる瓦窯が営まれた大崎平野周辺に所在する寺院・官衙が、国衙工房から直接瓦の供給を受けた結果、同範の瓦が展開するあり方と共通する。ただし、多賀城周辺におけるこうしたあり方は、その後、陸奥国分寺の造営に伴って窯場が大崎平野から仙台市域に移って以降はみられなくなる。しかし一時的にせよ、一つの瓦屋から複数の消費地へ向けた受注生産をおこなう体制が成立したと考えられ、陸奥南部でこうした需給関係が一時的にせよ、成立している例は他にない。多くの遺跡で、施設毎の工人編成が行われた点と大きな違いである。

なお、文様の郡を越えた同系関係については、陸奥南部の郡では上述した国府系の文様や、第 3 部で述べた律令制初期に展開した瓦を除くと、多くの郡で独自の瓦当文様を採用する傾向にあり、関東などの諸地域に比べると、郡間での同系関係は希薄である。

(2) 製作技法の関係

信夫郡の腰浜廃寺、行方郡の植松廃寺・泉官衙遺跡館前地区、宇多郡の黒木田遺跡にみられる 9 世紀代の補修瓦には、瓦当文様における有蕊弁蓮華文のほか、鑑瓦の嵌め込み式、宇瓦の型押顎面文様が共通し、密接な関係が認められる（第 1 部第 4 章）。腰浜廃寺でのこの時期の補修瓦の製作には、植松廃寺の創建に端を発する腰浜 C 技法を保持する瓦工の他、通常の接合式を用いる瓦工も参画してこの時期の瓦群を生産しており、同じ瓦群のなかに、系譜の異なる技術を保持する複数の瓦工が編成され、補修瓦が製作された可能性がある。

特徴的な製作技法にみられる共通性から、郡間関係が想定される例はこのほかに、側板連結摸骨を用いる男瓦が信夫郡の腰浜廃寺の創建瓦であるⅠ群の素弁系の鑑瓦に伴い、また行方郡の泉官衙遺跡の正倉院所用瓦にもみられる。こうした特徴をもつ男瓦は、赤井沢瓦窯跡にもみられる。本窯跡は安積郡の領域のなかで、後の安達郡となる地域に 8 世紀に創建された郡山台遺跡に瓦を供給した窯である。

宇瓦の製作に明確な包み込み技法を用いているのは、陸奥国内では泉官衙遺跡館前地区の寺院と安積郡の清水台遺跡の 8 世紀の瓦に限られ、両地域の瓦に技法的な関係が存在した可能性がある。これらの遺跡とともにみられる植物文系の文様も、あるいは両地域の関係を反映したかもしれない。

このように、瓦当文様の同系関係や製作技法の影響関係には郡を越えた関係が認められ、

とりわけ沿岸部—内陸部の遺跡間における関係が顕著にみられる。こうした影響関係が、陸奥南部の地域的な社会関係を反映したとすると、それは律令国家の枠組みである郡や海道・山道などの地理的な区分のなかで展開したというよりは、陸奥南部という広がりの中で展開している状況が読み取れる。

瓦の供給関係は行方・標葉郡の8世紀代の瓦（Ⅱ群）を除くと、郡を越えた供給関係は見出せず、むしろ郡毎ないし、第2部第2章で述べた安積郡の清水台遺跡の瓦の需給関係とは別に、後の安達郡に対応する範囲で赤井沢瓦窯→郡山台遺跡の関係が存在しているように、郡よりさらに狭い遺跡毎・施設毎の小さい範囲で需給関係が存在している。これは生産・供給における地理的な条件に規定された面とともに、諸施設の造営・維持・管理が、同郡内の隣接施設であっても個々に行われるのが一般的であったと考えられる。

これまで、各遺跡で個別に瓦のセット関係を検討・復元したが、上述のような側板連結摸骨を用いる男瓦や、包み込み技法を用いる宇瓦の例のように、郡間で断片的に製作技法が一致する例は指摘できるものの、瓦群全体が一致する例は少ない。このことは、特定施設の造営に際して、行方郡のⅡ群のように、複数の出自の異なる瓦工人が改組・再編を繰り返して新たな造瓦組織を編成したと考えられる。そうしたことが可能であったのは、特に第1部・第2部で遺跡毎に瓦の変遷を検討した結果、多くの郡で創建期の瓦製作技法が次段階に継承されている様子を確認することができた。

施設毎に適宜、瓦工人を編成することができた背景には、これら各地域のなかで保持・継承された瓦製作技術が在地に広範に存在したことが考えられ、これらの技術を保持した工人は自郡内での瓦生産だけでなく、必要に応じて隣郡での造瓦にも参画した実態があったのであろう。

Ⅲ. 郡内の諸関係

(1) 郡内における複数の系譜をもつ瓦

第1部第3章および第6章で論じたように、行方郡における瓦生産は、行方郡内に存在し在地社会を構成した複数の氏族が個々に関与し、8世紀においては寺院・正倉・館にかかる瓦生産をこれらの氏族が分担していた実態があったと考えられる。第1部第6章では、行方評の成立を論じ、前代の浮田国造と染羽国造の支配域から、行方評の領域が新たに成立した結果、行方評内に浮田国造系譜の氏族と染羽国造系譜の氏族が存在することを想定した。そして、行方郡衙・郡衙周辺寺院の瓦において、宇多郡と標葉郡の郡衙周辺寺院との系譜関係が別個に存在することから、行方郡衙および郡衙周辺寺院の瓦生産において、郡内に存在した複数の系譜の異なる複数の氏族が、行方郡という枠組みのなかに編成され、郡衙の造営・維持・管理をめぐって、個々に機能したことを示すと考えた。

同様の事例は、8世紀段階において安積郡の清水台遺跡所用瓦の生産とは別に、後の安達郡となる範囲を本拠地とする氏族が営んだ寺院とみられる郡山台遺跡にかかる瓦生産が行われている。それらは清水台遺跡で主体的に出土する瓦群とは文様・技法とも別系譜であり、郡衙および郡衙周辺寺院の造営にかかるそれとは別に、郡山台遺跡周辺の在地氏族が関与したのであろう。

(2) 寺院と官衙の関係

同郡内の官衙・寺院間の関係については、各施設で瓦の様相が判明している白河郡（関和久官衙遺跡群・借宿廃寺）、磐城郡（根岸官衙遺跡・夏井廃寺）、行方郡（泉官衙遺跡）が検討材料となる。

第2部第1章で検討した借宿廃寺（寺院）・関和久官衙遺跡明地地区（正倉）・関和久上町（国レベルの官衙カ）では、創建瓦はいずれも川原寺系の複弁六葉鍔瓦ーロクロ型挽き重弧文字瓦のセットである。その導入の端緒は関和久上町遺跡であった可能性が高い。また借宿廃寺の寺院より関和久官衙遺跡明地地区の正倉の方が、やや新しいと考えられる。3遺跡で出土するこれらの瓦は製作技法に大きな違いはないが、借宿廃寺では鍔瓦の製作にA～Cの複数の手法がみられ、重弧文字瓦の瓦当厚・顎長の計測値のバラつきや、顎面にヘラ描きの顎面文様を施す点の他、女瓦の叩き板にも関和久官衙・関和久上町にみられない独自色を表すなど、細部の特徴に異なる点がある。従ってこれらは共通の技術的基盤をもつが、瓦の製作に従事した工人の編成には画然とした違いがあるとみられる。また、借宿廃寺（寺院）・関和久官衙遺跡明地地区（正倉）・同中宿古寺地区（館か曹司）・関和久上町遺跡（郡庁カ）の瓦は、共有するものと固有のものがあり、それぞれ出土瓦の構成、主体的に出土する瓦のセットが異なる。3遺跡にかかる瓦生産は、各施設の造営に伴って個別に行われ、主たる供給先が存在するが、他の施設へも適宜供給される体制が存在したと考えられる。

いわき市夏井廃寺（磐城郡衙周辺寺院）と根岸官衙遺跡（磐城郡衙）との関係については、根岸官衙遺跡の正倉で寺院と同範の複弁八葉の鍔瓦 d 第二類や複弁六葉の a 第一類が出土するが、複弁八葉は寺院創建にかかる d 第一類に後出するものであり、また根岸官衙遺跡で a 第一類と組む重弧文字瓦は分割後施文で、創建期のロクロ型挽き重弧文に後出すると考えられる。したがって夏井廃寺の文様・技法を継承しつつ、夏井よりやや遅れて、寺院の系譜を引く瓦で正倉の瓦葺化が行われたと考えられる。ただし、正倉で a 第一類と組む分割後施文の重弧文字瓦は夏井では出土しないこと、逆に、これに近接する時期に同じ梅ノ作瓦窯跡で焼成された平城官系の瓦群が夏井にのみ供給されている点などから、寺院と官衙にかかる瓦生産は、画然と分かれていたと考えられる。

泉官衙遺跡館前地区の寺院では、独自の花葉文鍔瓦ー重弧文字瓦で構成される I 群の瓦群で創建され、その後も創建期の技法を継承し、多賀城 230・231-660 の文様を採用した II 群が寺院所用瓦として用いられるが、近接する郡衙正倉では、寺院のそれと異なる側板連結摸骨を用いた粘土板巻作り無段の男瓦と桶巻作り女瓦で、京塚沢窯跡における寺院所用

瓦の生産と重なる 8 世紀前半に、正倉所用瓦が別の未発見窯で生産される。側板連結摸骨を用いた男瓦は、先述のように信夫郡の腰浜廃寺との関係が推定される。

以上の例は、同郡内の隣接する郡衙と寺院の関係において、必ずしも一体的な瓦生産が行われたのではなく、むしろ施設毎に別個に生産体制が生まれ、その所用瓦が生産されたあり方が読み取れる。

磐城郡の例のように、寺院の造営・維持・管理にかかり、在地で瓦の製作技法が保持され、それが正倉においても技術的な基盤を与えた場合、逆に白河郡のように関和久上町遺跡の官衙の造営・維持・管理にかかり瓦生産が導入され、それが借宿廃寺の造営にかかる瓦生産に引き継がれる場合、そして、行方郡のように、寺院と正倉の瓦が全く技術系譜を異にし、ここに生産されたとみられる場合があり、三者三様のあり方を示す。ただし共通点としては、諸施設の造営・維持・管理にかかる瓦生産が、同郡内の隣接施設であっても画然と分かれており、個々に行われていた点である。両者は、同じ郡領氏族の関与を背景として行われたと想定されることから、密接に関わらざるを得ないが、そのなかでも造瓦組織上は、明確に区分けされていたと考えられる。この点は、とりわけ郡衙周辺寺院の性格を考えるうえで示唆的な事実であると言えよう。ただし相対的に新しい補修期の瓦においては、この区分は明瞭でなくなっており、新しい時期には創建時から性格が変化した可能性も考慮する必要がある。

IV. 郡衙周辺寺院の整備と国郡制支配

第 3 部において、ともに律令国家形成期である 7 世紀第 4 四半期において、陸奥南部に展開した上野山王廃寺系・大和川原寺系の瓦当文様をもつ瓦の展開を取り上げた。第 2 章でみた大和川原寺系については、白河郡の関和久官衙遺跡・関和久上町遺跡・借宿廃寺跡、磐城郡の根岸官衙遺跡・夏井廃寺跡、安積郡の清水台遺跡、伊具郡の角田郡山遺跡、石瀨郡の上人壇廃寺跡に同系の文様が展開する。

鑑瓦の凸線交差鋸歯文縁複弁六葉蓮華文という共通した文様意匠には、共通の範型が存在した可能性が高く、この同じ範型に基いて、白河・石城・石背・安積・伊具などの各評衙や周辺寺院の造営に伴って、それぞれの郡で瓦範が製作されたと考えられる。このような方式がとられたのは、各郡でほぼ同時期に各評衙や寺院の造営を行う必要があったためであろう。したがって、その範型が特定の郡で保持されたり、あるいは各郡をリレーのように順番に巡ったのではなく、郡を越えた上位の機関がこの範型を保持し、必要に応じて各郡へ貸与した結果と考える方が理解しやすい。先学が注目しているように、この文様意匠は陸奥南部の要所にあたる地域に展開することは、国内の統治において重要となる地域における評衙や周辺寺院の整備に際し、陸奥国が積極的に関与した結果であろう。従って、

文様の範型を保持した主体は陸奥国であったと考えられる。

このような範型に基づいて、瓦範は各郡で製作された。それらは郡毎には白河や石城の例のように郡内の複数の施設で同範瓦が共有されるが、郡を越えた同範関係はないことから、瓦範の管理は郡レベルで行われたと考えられる。需給関係も郡を越える例はなく、白河や石城での例のように、寺院・官衙といった郡内の異なる施設に向けて適宜瓦を供給していることから、瓦屋も郡単位で設置・運営されたと考えられる。

一方、生瓦の製作技法は関和久上町遺跡を中心に周辺の郡に波及しており、国よりも狭く郡よりも広い、そのいずれとも異なる広がりの中で展開する。技術が人に付随するものである点からすれば、上記した文様の範型や瓦範のように、国や郡で管理されるものとは異なり、言わば領域性が希薄な人的な交流や労働編成を反映すると考えられる。

このような、川原寺系瓦群を構成する各要素のあり方、すなわち同系の文様意匠の展開や同範瓦の供給圏、そして、その製作技法の広がり背景には、その瓦群の生産・供給をめぐって取り結ばれた社会関係が反映されていると考えられる。

すなわち、上述したように、文様の範型は国単位で保持された可能性が考えられ、瓦範や瓦屋など造瓦に必要な道具や設備は郡単位で準備・管理され、そして、生瓦の製作のための技術は在地における人的な関係のなかで保持・継承されたと考えられる。この瓦群の生産において、国・郡、そしてそれらとは異なる人的な関係といったレベルの異なる社会関係が重層的に機能したと理解することができる。このことは、国一郡(評)一里(五十戸)という重層的な地方組織が構築された国郡制の枠組みを背景として、これらの寺院・官衙の造営にかかる瓦生産の体制が構築され、各評衙や寺院の造営が進められたことを示すと考えられる。

一方、山王廃寺系の瓦群の展開については、山王廃寺において瓦群を製作した一つの瓦工集団のうち、作範の技術を保持した瓦工が夏井廃寺に、顎部に凸帯を引き出す特徴的な重弧文の製作技法を含む生瓦の製作技法を保持した瓦工が黒木田に、ほぼ同時に瓦の文様・製作技法を伝えたと推定した。これもやはり、石城評・宇多評がほぼ同時に本格的な寺院造営に着手したこと、この2評が陸奥南部沿岸部の評のなかで、港湾を備えた南端と北端の要衝の評であったことと関連し、やはり陸奥国の差配により、上野から工人の派遣があった可能性がある。そして、常陸国との国境にある大津廃寺に山王廃寺系で夏井廃寺d第二類と同文の複弁八葉蓮華文鑑瓦がみられ、また養老年間に柴田郡から分置された荊田郡に所在する元山遺跡や大畑遺跡に、黒木田に伝わった山王廃寺系の技術が波及している点も、7世紀段階から8世紀初期まで続く律令国家の領域区分の改変と関わる可能性が高い。陸奥における山王廃寺系・川原寺系瓦群の展開における特質は、国・郡(評)の領域区分と、在地的・人的な関係が重層した、律令制による領域支配の形成と密接に関わる点にあると言えよう。そして、このように拠点的な郡(評)に展開した瓦製作技術が周辺に2次的に波及した結果、8世紀初頭までには郡毎に1ヶ寺というあり方となっているのであり、天武朝の国境確定事業とほぼ同時に行われた施策である「諸国家毎仏舎」が、少なくとも在

地においては一連のものとして、段階的に実現されていった実態があったと考えられ、その過程の一端が、瓦に反映されているとみることができる。

まとめと今後の課題

陸奥南部の瓦生産は、初期寺院の造営を契機として文様や技術が導入され、それらの瓦には国外、とりわけ関東の瓦との共通性がみられることから、この初期の瓦生産は関東との関わりで評価できる部分が多いことが以前から指摘されてきた。そうした過程を経て、陸奥南部の諸地域に瓦生産が定着したと考えられるが、その後の瓦の展開を検討すると、瓦の供給関係や瓦当文様の同範・同系関係、製作技法の系譜関係が、陸奥南部の範囲のなかで、国府系や郡系など、様々なレベルで存在していたことを読み取ることができた。すわなち、各郡において、官衙や寺院の造営に関わって導入された瓦製作技術が在地において保持されることにより、地域内に技術が広範に存在していたと考えられる。

律令国家が設置した行政政府である郡衙と、これに近接して営まれ公的性格が強いとされる郡衙周辺寺院の造営・維持・管理、それにかかる瓦生産は、同範瓦が郡を越える事例が希少であることから、郡と枠組みの中で行われたと考えられるが、それは地域の様々なレベルにおける在地的な諸関係のなかで実行されたと考えられる。郡における瓦生産の具体像の復元を通して、在地における多様な関係が瓦生産に反映されていることを明らかにできたと考える。

本研究では、国レベル・郡レベルや在地氏族のレベルなどにおける諸関係を把握することはできたが、それら複数のレベルの間の有機的な関係については、十分に明らかにすることができなかった。しかし国家と在地首長の生産関係が重層し、これらの関係によって国家機構が構築された律令国家においては、これら階層間の関係を明らかにすることが、残された最大の課題であろう。

また本研究では、陸奥南部での瓦生産を遺跡毎に跡付ける基礎的な作業が多くを占め、多賀城を中心とした宮城県域や関東との関わりについて、十分に考察することができなかった。今後、これらの地域の瓦生産の在り方との比較検討を、より幅広く行う必要がある。陸奥国内におけるこれらの瓦を生産した窯の多くは瓦陶兼業窯であることから、瓦生産の在り方は須恵器生産と密接に関わって推移した可能性が高く、在地の窯業生産全体のなかで捉え評価する必要があるものと思われる。

以上を今後の課題としたい。

謝辞

本研究にあたり、資料調査等で下記の機関・方々よりご高配を賜った。記して謝意に代えたい（敬称略、五十音順）。

五十嵐純一・大橋泰夫・垣内和孝・檜村友延・河野一也・河村美佳・轡田克史・木幡成雄・齋藤 篤・佐川正敏・佐々木慎一・佐藤秀一・佐藤真由美・眞保昌弘・菅原祥夫・鈴木 功・鈴木一寿・須田 勉・高橋誠明・高松俊雄・丹治篤嘉・辻 秀人・手塚 均・戸田有二・富田真衛・橋本博幸・原 充広・廣谷和也・皆川隆男・柳澤和明・山路直充・山元 出

会津若松市教育委員会・いわき市教育委員会・いわき市考古資料館・大崎市教育委員会・角田市教育委員会・角田市郷土資料館・加美町教育委員会・国見町教育委員会・郡山市教育委員会・郡山市文化-学び振興公社文化財調査研究センター・白河市教育委員会・須賀川市教育委員会・須賀川市歴史民俗資料館・相馬市教育委員会・相馬市歴史民俗資料館・東北歴史博物館・二本松市教育委員会・福島県文化財センター白河館・福島市教育委員会・福島市振興公社・南相馬市教育委員会・南相馬市博物館・宮城県多賀城跡調査研究所

あとがき

須田勉先生の門下で考古学を志し、国士舘大学文学部史学地理学科国史学専攻を平成5年に卒業してから、20年以上が経過した。学部時代に、下野薬師寺跡の調査に携わり、第1級の歴史資料を目の前にしながら、浅学非才ゆえに遺構や土器にばかり目を奪われ、瓦研究に本格的に取り組むことはなかった。

その後、福島県南相馬市(旧原町市)に移り、泉官衙遺跡の調査と保存に携わって、特に発掘調査が十分に実施できない寺院推定地の評価において、瓦から実態に迫ろうと研究に取り組んだことが、私が瓦の研究を本格的に始めたきっかけであった。

国士舘大学で2010年に開催された回日本考古学協会総会の特集発表会、「古代社会と地域間交流―寺院・官衙・瓦からみた関東と東北―」では陸奥国の山王廃寺系瓦について発表の機会をいただいた。既にこのテーマに取り組んでこられた諸先輩がたから多くのご叱正をいただく結果となり、己の視野の狭さや不勉強を痛感することとなったが、それまで行方郡衙および周辺寺院の瓦を個別に扱った研究から視野を広げて、広域的に展開する瓦の文様や技法について考える契機となった。

一方、本書第2部第6章に成果を収録させていただいた「陸奥南部における法倉の特質」は、法倉の全国的な事例を集成・検討された大橋泰夫氏の「古代日本における法倉の研究」のお手伝いをさせていただき、陸奥国内の正倉に葺かれた瓦の資料調査にご一緒させていただいたことで、全国を視野に入れた一般性をもつ長丁場の研究への取り組み方について、多くを学ばせていただいた。

それを私なりに実践しようと取り組んだのが、三菱財団の平成23年度研究助成を受けて取り組んだ「古代地方官衙と官衙周辺寺院の造営・維持・管理体制に関する考古学研究―陸奥暗部を中心として―」であり、陸奥南部における郡衙および郡衙周辺寺院の瓦を一通り調査できたことは、本研究において基盤を与えるものとなった。

恩師須田勉先生からいただいた学恩に出発として考古学研究に取り組み、その後も多くの先学からご指導高配を賜り、陸奥国での瓦生産について為すことができたささやかな成果が、本研究である。誠に拙い研究であるが、母校国士舘大学に提出することで、須田先生から受けたこれまでの学恩にわずかでも報いたいと考えるものである。これまでご高配を賜った先学諸氏に対しても、逐一ご芳名を記すことはできないが、深甚なる謝意を表したい。これを新たな出発点として、さらに研究を深めていきたいと思う。

最後に、これまで長期間にわたる学究活動を温かく見守り支えてくれた妻と2人の娘、生家の母に、この場を借りて御礼申し上げることをお許し願いたい。